

令和3年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和3年9月1日(水) 開 会

至 令和3年9月22日(水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第7回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	8
○ 9月1日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	11
会議録署名議員の指名について	14
会期を定めることについて	14
議案審議	15
○ 9月2日（議事日程第2号）	19
議案審議	25
○ 9月14日（議事日程第3号）	57
議案審議	95
一般質問	105
我如古 三 雄 君	105
佐久本 洋 介 君	115
島 尻 誠 君	122
狩 俣 勝 紀 君	133
下 地 勇 徳 君	143
○ 9月15日（議事日程第4号）	155
一般質問	157
下 地 信 広 君	157
下 地 茜 君	168
平 良 和 彦 君	179
前 里 光 健 君	189
砂 川 辰 夫 君	200
○ 9月16日（議事日程第5号）	213
一般質問	215
仲 里 夕カ子 君	215
平 百合香 君	227
上 地 廣 敏 君	239
友 利 光 徳 君	249
狩 俣 政 作 君	260
○ 9月17日（議事日程第6号）	273

一般質問	275
高吉幸光君	275
眞榮城徳彦君	286
棚原芳樹君	296
栗国恒広君	307
○9月21日（議事日程第7号）	321
一般質問	323
平良敏夫君	323
上里樹君	334
新里匠君	345
濱元雅浩君	357
○9月22日（議事日程第8号）	371
議案審議	404
座喜味一幸市長の不信任に関する決議	437

宮古島市告示第111号

令和3年第7回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和3年9月1日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第67号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)	市 長	令和3年 9月1日	令和3年 9月22日	修正可決
	令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第4号) に対する修正案	総務財政 委員 会	令和3年 9月22日	〃	可 決
議案 第68号	令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)	市 長	令和3年 9月1日	〃	原案可決
議案 第69号	令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第70号	令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第71号	令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
議案 第72号	令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算(第 1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第73号	令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予 算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第74号	令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正 予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第75号	令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正 予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第76号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第77号	宮古島市税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第78号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する 条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第79号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第80号	宮古島市児童館条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第81号	宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について	市長	令和3年 9月1日	令和3年 9月22日	原案可決
議案 第82号	宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第83号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第84号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第85号	平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第86号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第87号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第88号	令和2年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第89号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第90号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第91号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)	〃	令和3年 9月14日	〃	〃
認定 第1号	令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	令和3年 9月1日	〃	認定
認定 第2号	令和2年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	令和2年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	令和2年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	令和2年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	令和2年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
認定 第7号	令和2年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	市長	令和3年 9月1日	令和3年 9月22日	認定
認定 第8号	令和2年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第11号	令和2年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第16号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））	〃	〃	令和3年 9月2日	承認
報告 第17号	令和2年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		
報告 第18号	令和2年度宮古島市水道事業会計継続費精算の報告について	〃	〃		
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	令和3年 9月22日	適任
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
請願書 第2号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願書	沖縄県宮古島市平良字久貝287-2 ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会 代表 仲里 成繁	〃	〃	審議未了

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第15号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従	令和3年 9月1日	令和3年 9月22日	不採択
陳情書 第18号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館6階 全国市議会議長会 会長 清水 富雄 （横浜市会議長）	〃	〃	採 択
陳情書 第19号	国立病院の機能強化を求める陳情書	沖縄県宮古島市平良字島尻888番地 国立療養所宮古南静園内 全日本国立医療労働組合南静園支部 支部長 与那覇真一	〃	〃	〃



議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第22号	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書	沖縄県那覇市寄宮2-1-23（1F） 沖縄県商工団体連合会 会長 村濱 興達	令和3年 9月1日	令和3年 9月22日	審議未了
陳情書 第25号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する 海浜保全陳情書	沖縄県宮古島市平良字西里187番地 一般社団法人 宮古島観光協会 会長 吉井 良介	〃	〃	採 択
陳情書 第26号	バス停の環境整備に関する陳情書	沖縄県宮古島市平良字西里790-2 障がい者の社会生活を考える・まんだ茶話会 共同代表 新里 聖寿 吉田 晋介	〃	〃	〃
意見書案 第11号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	総務財政委員会	令和3年 9月22日	〃	原案可決
意見書案 第12号	国立病院の機能強化を求める意見書	文教社会委員会	〃	〃	〃
意見書案 第13号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書	総務財政委員会	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
	宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査について	宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会	令和3年9月22日	令和3年9月22日	承認
	決議案第3号座喜味一幸市長の不信任に関する決議	議員	〃	〃	可決 (日程追加)
決議案 第3号	座喜味一幸市長の不信任に関する決議	〃	〃	〃	否決

開会日（令和3年9月1日）に応招した議員

下	地		茜	君	前	里	光	健	君
仲	里	夕	カ	子	下	地	信	広	〃
島	尻			誠	砂	川	辰	夫	〃
友	利	光		徳	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		紀	下	地	勇	徳	〃
新	里			匠	栗	国	恒	広	〃
平		百	合	香	上	地	廣	敏	〃
平	良	和		彦	平	良	敏	夫	〃
上	里			樹	佐	久	本	洋	介
山	里	雅		彦	棚	原	芳	樹	〃
狩	俣	政		作	濱	元	雅	浩	〃
高	吉	幸		光	眞	榮	城	徳	彦

令和 3 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 1 日 (水) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

令和3年9月1日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第67号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）（市長提出）
- 〃 第 4 〃 第68号 令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第 5 〃 第69号 令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）（ 〃 ）
- 〃 第 6 〃 第70号 令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 7 〃 第71号 令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（ 〃 ）
- 〃 第 8 〃 第72号 令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 9 〃 第73号 令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第10 〃 第74号 令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第11 〃 第75号 令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）  
（ 〃 ）
- 〃 第12 〃 第76号 宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第13 〃 第77号 宮古島市税条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第14 〃 第78号 宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について  
（ 〃 ）
- 〃 第15 〃 第79号 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第16 〃 第80号 宮古島市児童館条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第17 〃 第81号 宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について（ 〃 ）
- 〃 第18 〃 第82号 宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について（ 〃 ）
- 〃 第19 〃 第83号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
（ 〃 ）
- 〃 第20 〃 第84号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について（ 〃 ）
- 〃 第21 〃 第85号 平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について  
（ 〃 ）
- 〃 第22 〃 第86号 字の区域の変更について（ 〃 ）

日程第 2 3	議案第 8 7 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	(市長提出)
〃 第 2 4	〃 第 8 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 8 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 9 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 7	認定第 1 号	令和 2 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 2 号	令和 2 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 3 号	令和 2 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 4 号	令和 2 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 5 号	令和 2 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 2	〃 第 6 号	令和 2 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 7 号	令和 2 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 5	〃 第 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 6	〃 第 1 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 7	〃 第 1 1 号	令和 2 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 8	報告第 1 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 3 号) )	( 〃 )
〃 第 3 9	〃 第 1 7 号	令和 2 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	( 〃 )
〃 第 4 0	〃 第 1 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計継続費精算の報告について	( 〃 )
〃 第 4 1	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 4 2	〃 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 4 3	〃 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第 4 4	〃 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )

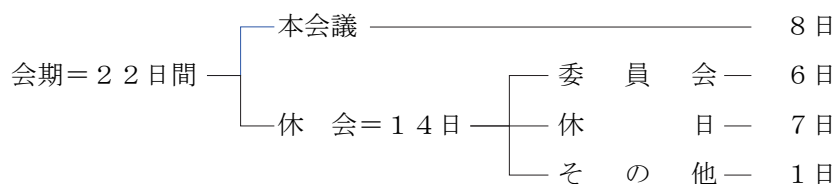
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

令和3年9月1日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
9月 1日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 2日	木	〃	議案に対する質疑（付託） 報告第16号の採決（討論、表決）	
9月 3日	金	休 会	予算決算委員会	
9月 4日	土	〃		
9月 5日	日	〃		
9月 6日	月	〃	予算決算委員会	
9月 7日	火	〃	委員会	
9月 8日	水	〃	〃	
9月 9日	木	〃	〃	通告締切
9月10日	金	〃	〃	
9月11日	土	〃		
9月12日	日	〃		
9月13日	月	〃		報告書作成
9月14日	火	本会議	一般質問	
9月15日	水	〃	〃	
9月16日	木	〃	〃	
9月17日	金	〃	〃	
9月18日	土	休 会		
9月19日	日	〃		
9月20日	月	〃		敬老の日
9月21日	火	本会議	一般質問	
9月22日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月1日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前10時20分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和3年9月1日（水）

	<p>6月定例会終了後、請願書1件、陳情書13件を受理し、そのうち7件をお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。</p>
	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、佐久本洋介委員の兩名から令和3年6月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
<p>8月25日</p>	<p>座喜味一幸市長から令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。</p>
<p>8月27日</p>	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日9月1日から9月22日までの22日間とするのが適当であること、諮問第2号から諮問第5号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。</p> <p>また、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））は、委員会付託を省略し、9月2日の会議において処理することと決した。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>第174回沖縄県市議会議長会定期総会のオンライン会議に高吉幸光副議長が参加した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（山里雅彦君）

ただいまから令和3年第7回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月定例会終了後、請願書1件、陳情書13件を受理し、そのうち7件をお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託したため、所管委員会での審査をお願いいたします。

8月25日、座喜味一幸市長から令和3年第7回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

8月27日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日9月1日から9月22日までの22日間とするのが適当であること、諮問第2号から諮問第5号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

また、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））は委員会付託を省略し、9月2日、明日の会議において処理することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（山里雅彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において狩俣政作君及び新里匠君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

今定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月1日から9月22日までの22日間と決しました。

なお、議事の都合により、9月3日、6日から10日及び13日の計7日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第67号から日程第44、諮問第5号までの計42件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

令和3年第7回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案9件、条例議案8件、議決議案7件、認定11件、報告3件、諮問4件の合計42件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）。今回の補正は4億4,632万5,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ392億9,752万1,000円と定めてあります。

議案第68号、令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は1,164万7,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億5,792万3,000円と定めてあります。

議案第69号、令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は707万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,501万9,000円と定めてあります。

議案第70号、令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は1億3,282万2,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,151万円と定めてあります。

議案第71号、令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は94万7,000円の減で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,993万6,000円と定めてあります。

議案第72号、令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で21万4,000円の減、資本的支出で1,040万6,000円の増の補正を行っております。

議案第73号、令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で3,194万9,000円の増、資本的収入及び支出で3,683万4,000円の増のほか、企業債の変更を行っております。

議案第74号、令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で49万5,000円の増の補正を行っております。

議案第75号、令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で222万6,000円の増の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第76号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用規定を改正するとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第77号、宮古島市税条例の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律中、令和4年1月1日に施行される改正箇所について、宮古島市税条例についても同様に改正する必要があるため、本案を

提出します。

議案第78号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、固定資産税の課税免除を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第79号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第80号、宮古島市児童館条例の一部改正について。宮古島市城辺世代間交流複合施設の設置に伴い、宮古島市ぐすくべ児童館を新たに追加するとともに、利用者の範囲を規定するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第81号、宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について。宮古島市城辺世代間交流複合施設を新たに設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第82号、宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について。宮古島市歴史文化資料館を新たに設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第83号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。宮古島市城辺トレーニングセンターを廃止するとともに、砂川中学校の廃校に伴い宮古島市砂川地区体育館、宮古島市砂川地区武道場及び宮古島市砂川地区屋外運動場を追加するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第84号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の計画（総合整備計画）の内容を変更するには議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について。平良港総合物流センター建設工事（建築）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するには宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第86号、字の区域の変更について。県営農地整備事業魚口地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。市が管理する高野漁港遊具の管理瑕疵により損害を受けた者と和解し、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第88号から議案第90号までの令和2年度宮古島市水道事業会計、宮古島市公共下水道事業会計及び宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

次に、認定についてご説明申し上げます。認定第1号から認定第7号まで、令和2年度宮古島市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付します。

認定第8号から認定第11号まで、令和2年度宮古島市水道事業会計、宮古島市公共下水道事業会計、宮古島市農業集落排水事業会計及び宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））。宮古島市事業者応援助成金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出します。

報告第17号、令和2年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会へ報告します。

報告第18号、令和2年度宮古島市水道事業会計継続費精算の報告について。地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会へ報告します。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第2号から諮問第5号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員の任期が令和3年12月31日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時20分）

令和 3 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 2 日 (木) 2 日目

( 議案に対する質疑 (付託)  
報告第 16 号の採決 (討論、表決) )

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

令和3年9月2日（木）午前10時開議

- |       |        |  |        |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第67号 | 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）   | （市長提出） |
| 〃 第 2 | 〃 第68号 | 令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第 3 | 〃 第69号 | 令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第 4 | 〃 第70号 | 令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第 5 | 〃 第71号 | 令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  | （ 〃 ）  |
| 〃 第 6 | 〃 第72号 | 令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第 7 | 〃 第73号 | 令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）  | （ 〃 ）  |
| 〃 第 8 | 〃 第74号 | 令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第 9 | 〃 第75号 | 令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）   | （ 〃 ）  |
| 〃 第10 | 〃 第76号 | 宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | （ 〃 ）  |
| 〃 第11 | 〃 第77号 | 宮古島市税条例の一部改正について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第12 | 〃 第78号 | 宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第13 | 〃 第79号 | 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第14 | 〃 第80号 | 宮古島市児童館条例の一部改正について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第15 | 〃 第81号 | 宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第16 | 〃 第82号 | 宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について   | （ 〃 ）  |
| 〃 第17 | 〃 第83号 | 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  | （ 〃 ）  |
| 〃 第18 | 〃 第84号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について                                 | （ 〃 ）  |
| 〃 第19 | 〃 第85号 | 平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について  | （ 〃 ）  |
| 〃 第20 | 〃 第86号 | 字の区域の変更について  | （ 〃 ）  |
| 〃 第21 | 〃 第87号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて   | （ 〃 ）  |

日程第 2 2	議案第 8 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (市長提出)
〃 第 2 3	〃 第 8 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ( 〃 )
〃 第 2 4	〃 第 9 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について ( 〃 )
〃 第 2 5	報告第 1 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度宮古島市一般会計補正 予算 (第 3 号) ) ( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 1 7 号	令和 2 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について ( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 1 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計継続費精算の報告について ( 〃 )
〃 第 2 8	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( 〃 )
〃 第 3 2	認定第 1 号	令和 2 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 2 号	令和 2 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 3 号	令和 2 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 5	〃 第 4 号	令和 2 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 6	〃 第 5 号	令和 2 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 7	〃 第 6 号	令和 2 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認 定について ( 〃 )
〃 第 3 8	〃 第 7 号	令和 2 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 3 9	〃 第 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 4 0	〃 第 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 4 1	〃 第 1 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 4 2	〃 第 1 1 号	令和 2 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について ( 〃 )

◎会議に付した事件

議事日程に同じ



議 案 付 託 表

令和3年9月2日（木）第7回定例会

委員会名	議案番号	件名
予算決算委員会	認定第 1 号	令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
総務財政委員会	議案第67号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）
	議案第76号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第77号	宮古島市税条例の一部改正について
	議案第78号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について
	議案第84号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について
	認定第 6 号	令和2年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第68号	令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第70号	令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第71号	令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第79号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第80号	宮古島市児童館条例の一部改正について
	議案第81号	宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について
	議案第82号	宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について
	議案第83号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	認定第 2 号	令和2年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	令和2年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和2年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
経済工務委員会	議案第69号	令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第72号	令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第73号	令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第74号	令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
	議案第75号	令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
	議案第85号	平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について
	議案第86号	字の区域の変更について

委員会名	議案番号	件名
経済工務委員会	議案第87号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
	議案第88号	令和2年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第89号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第90号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第3号	令和2年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和2年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	令和2年度宮古島市水道事業会計決算認定について
	認定第9号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について
	認定第10号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について
	認定第11号	令和2年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について

議案第67号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）

歳出款項別審査委員会表

令和3年9月2日（木）第7回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	23
	3. 民生費	1. 社会福祉費	26～27
		2. 児童福祉費	28～29
		3. 生活保護費	30
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	31～32
		2. 清掃費	33
	10. 教育費	1. 教育総務費	45～46
		2. 小学校費	47
		3. 中学校費	48
		4. 幼稚園費	49
		5. 社会教育費	50～51
		6. 保健体育費	52
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	34～35
		2. 林業費	36
		3. 水産業費	37
	8. 土木費	1. 土木管理費	39
		2. 道路橋りょう費	40
		3. 都市計画費	41
		4. 住宅費	42
		5. 港湾空港費	43

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月2日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後3時16分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第67号から日程第42、認定第11号までの42件を一括議題とし、質疑に入ります。まず、日程第1、議案第67号から日程第31、諮問第5号までの31件について質疑の発言を許します。

◎仲里タカ子君

では、1点だけ。議案第73号、令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、実施計画明細書の4ページ、委託料ですね、2,432万1,000円、宮古島市公共下水道事業効率的な計画策定業務についての説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

宮古島市公共下水道事業効率的な計画策定業務についての説明ということでございます。今回の公共下水道事業会計補正予算では、し尿処理及び社会情勢の変化の状況により下水道事業計画の変更を行う必要があることから、主に宮古島市公共下水道事業効率的な計画策定業務に係る補正予算の提案となっております。

業務の内容としましては、観光客や人口の増加に伴うホテルやアパート等の増加等により、汚水処理事業を取り巻く環境は大きく変化しており、現在における宮古島市のし尿処理の状況及び現在の計画である伊良部佐和田計画におけるし尿の一部は現在の下水道処理施設で併用処理する計画となっております。これらの状況を踏まえて、今回補正予算で提案している計画策定業務で、現在のし尿処理施設を下水道処理施設としての位置づけを含め、公共下水道事業として整備に必要な全体の計画、下水道法事業計画、都市計画法事業認可の一連の検討を行うこととなっております。それと、特にし尿浄化槽汚泥の受入れに当たり、広域化・共同化計画の活用や位置づけについても検討を行うこととなっております。工期を令和4年3月の予定としております。

本来であれば、当初予算での対応が望ましいことなのですが、本市のし尿を取り巻く状況に変化が生じたため、その対策を早急に図る必要があるとして、今回の補正の要求となっております。

◎仲里タカ子君

この委託による計画策定業務は、ごめんなさい、何月までということだったかということと、本来4月に行うべき業務であったけれども、今度補正でやるということですか。ここ2つ確認。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

工期のことですよね。令和4年3月を予定しております。

もう一つ何でしたっけ。

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時08分）

再開します。

(再開＝午前10時08分)

◎上下水道部長（兼島方昭君）

今年度、令和3年度においては行う予定ではなく、令和4年度以降に行うものだという計画をしておりましたが、情勢の変化によって、今度の補正予算の要求となっております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、4ページをお願いします。公立幼保連携型認定こども園整備事業の繰越明許費なんですけれども、これの予算の割合、以前やったかなと思うんですけれども、これを教えてほしいのと、あとは一括交付金が入っていたと思うんですけれども、これは繰越しをした場合、来年度いっぱい使わないといけないのかという確認をお願いします。

続きまして、33ページ、4款衛生費、2項清掃費の3目し尿処理費の説明で、し尿等処理施設整備事業委託料、これの目的を教えてください。

もう一つ、議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約についてなんですけれども、この説明の資料がついているんですが、変更理由書にですね、くい工事は順調に進められていたのですが、途中20本のくいがアースオーガーで掘削時に掘削穴が崩壊し、既成コンクリートくいが埋め込められない状況が発生したとあってですね、その下に17本は何とか工夫をして施工することができたと、けれども、3本は崩壊の程度が大きいからいろいろ処置をして、計画していたくいの施工が可能になったって書いてあるんですけれども、これは17本は既定の金額の範囲内で終わってですね、3本の追加の金額をもって施工が完了したと考えていいですか。それとも、17本についても何らかの影響があって、セメント及び安定液を使うことに対する追加も入っていたのかを教えてください。

それともう一つなんですけれども、その他という部分を書いてあって、地業工事では既設の材料を再利用することで費用を減額し、塗装工事でも外部塗装の仕様を変更し、費用の減額を図ると書いてあるんですけれども、外部塗装の仕様の変更というのは、仕様って何ですかというところで説明をいただきたい。地業工事の再利用についても教えてくださいなと。どのぐらいの金額の幅が外部塗装とか既設の材料で減額されたのかというのを確認したいと思います。よろしくお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の4ページ、繰越明許費でございます。公立幼保連携型認定こども園整備事業の繰越しのほうで、事業費の内訳、財源の内訳ということでございますが、当初予算に計上しております財源の内訳といたしまして、国庫補助金が8,410万円、県の沖縄振興特別推進交付金で1億5,463万5,000円、起債のほうで3億9,146万5,000円、市の一般財源単独で1,184万8,000円となっております。

また、一括交付金を繰り越した場合に、来年度いっぱい使用できるかというご質疑でございますが、今国のほうとも繰越しの申請について調整を進めているところでございます。確認しましたところ、繰越しした財源については、来年度、それをさらに延ばすということとはできないというふうに聞いております。

◎生活環境部長（友利 克君）

し尿等処理基本計画検討業務の目的についてでございます。観光客などの増加に伴いまして、し尿浄化槽汚泥が増加をしております。その中で受入れ施設の能力、そして下水道施設の能力などの懸念がされているところでございます。し尿浄化槽汚泥の安定処理に当たっては、将来を見据えた施設規模の適正化が必要となっております。そのような現状を踏まえまして、予定しております検討業務では、市の社会情勢変化を踏まえて、効率的かつ効果的な市におけるし尿浄化槽汚泥の処理に関する基本検討を行おうというものでございます。中でも、本業務においては、受入れから水処理、汚泥処理までの一連の流れについて検討を行いたいというものでございます。

◎建設部長（大嶺弘明君）

議案第85号の平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約に係るご質疑についてお答えいたします。

まず、くい工事の17本は終了したか、それから3本については追加かということについて、これ現在資料は持っていませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それで、また別の質疑でありました変更概要の中のその他ですね、その他の中で外部塗装を一般的な塗装へ変更したことによる変更額でございますけれども、これは752万5,000円余でございます。その他での総額は、変更概要でのその他の変更の総額は1,000万円余で、今お答えしました大きなものが外装塗装の変更、それから暑中コンクリートへの強度変更などが大きな額となっております。

◎新里 匠君

繰越明許費の公立幼保連携型認定こども園整備事業の件なんですけれども、これは伊良部のこども園と佐良浜の保育園、幼稚園の統合といいますか、1つにして造るというものだと認識をしておりますけれども、来年には造らないといけないということです。それでですね、これは前回の議会で伊良部と佐良浜の中間に統合したこども園を造るというものだったんですけれども、人里からちょっと離れているので、佐良浜のほうに造ったらどうかという話をして、伊良部のほうは民間が使うんだったら、民間に使わせて、使わせる状況があれば協力をしてくれという話があって、その上で一番大事なのは、この予算がこれを動かしてはならないのかどうかという部分が一番大事なんで、そこを確認してくれということをお聞きしたら、これは利用できないと、場所も違う。物は一緒ですけれども、場所が違うということで、これ予算の流用ができないという話だったんですけれども、これは今も変わらないですか、確認をお願いします。

もう一点のし尿等処理基本計画検討業務の件ですけれども、これは、では今し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会ですね、との関係性はないということですか。一般的な今後のし尿処理、下水に対する影響を調査して、今後の基本方針を決めるということで、今市長が進めていこうとなされている事業には関係ないものでしょうか、お答えをお願いします。

そして、これもし関係しているものであれば、方針を言っていたかかないと、この予算は議論できないと思われまして。なので、関係あるのであれば、方針をお願いいたします。

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約についてですけれども、先ほど建設部長の説明においては、その他の部分、くい部分は後から説明をいただければと思うんですけれども、その他の部分で答えがあったので確認しますけれども、全体で1,000万円ぐらいと、既設の材料の利用と

外部塗装の変更の総額で1,000万円ぐらい。その中でも、752万円が塗装の変更ということでしたけれども、塗装の変更というのは当初幾らで、その752万円減額になって、どのような塗装から今の変更の塗装になったのか、確認をいただきたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

場所を変更した場合の一括交付金の活用についてでございますが、一括交付金のほうを取りまとめしております企画調整課のほうを通して県のほうに確認をいたしました。場所の変更となりますと計画の大幅な変更になるということで、それは認められないということと聞いております。

◎生活環境部長（友利 克君）

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会で取り上げられている計画との関連性はないのかというご質問でございます。現在し尿処理施設の計画につきましては、見直しを進めているということとを委員会でも述べているところでございます。現在計画といえますか、見直しを進めている内容としましては、汚水の最終処分を下水道処理施設で行う予定となっておりますので、そのし尿処理の共同化が下水道処理にどのような影響を与えるかなどについて、基本的な検討業務が必要となっている。その調査費用を今定例会に補正予算として計上しているということでございます。

業務の内容としましては、生活排水に係る基礎資料の収集及び整理、次にし尿等処理を適正に行うための基本方針の検討、3番目にし尿など処理の在り方に主眼を置いた基本計画の検討、4点目に検討結果に基づく最適施設計画案による概略施設の検討、そして既存の下水道施設への影響評価、もう一点ですね、そして市の財政状況を勘案した事業スキームの検討などを予定しているところでございます。

◎建設部長（大嶺弘明君）

まず、先ほどの質疑の中で、変更理由の中でですね、くい工事の17本、それから3本のくい工事の件がありましたけれども、17本については終了していて、3本が追加工事ということでございます。

それから、その他での外壁塗装の変更についてですけども、当初の額について今調べていますので、調べた後にお答えしたいと思います。

◎新里 匠君

建設部長、この17本については、通常の金額の範囲内という説明でしたかね。これですね、セメントとかもですね、安定液とかもプラス要素なのかなと思ったりするんですけども、これまだ工事終わっていないと思うので、これも検討のほうをしたほうがいいのかなと。後ですね、業者さんのほうから、本当はこれもなんだということで、セメント高いですから、そこら辺も検討の中に入れてもらえたらと思います。

次にですね、繰越明許費の先ほどの答弁ですけども、場所の変更による予算流用については計画の大幅な変更になるということで、この予算は動かせないということです。これは当然かなと思ったりするんですけども、私は伊良部島の住民として、地域にはこども園ぐらいは一つ一つあるべきだと思っています。3月定例会、6月定例会と市長にお話し合いをお願いしながら、市長もその話に協力して、部長のほうもお話し合いに乗っていただいて、いろいろ検討をしてもらいました。結果として予算が動かせないということで、これは中休みに今現段階でなっている状況だと思っているんですけども、これはなぜかという、予算が動かないんだけど、佐良浜の施設があまりにも古いというか、子供たちの日々の園生活に



支障を来すということで、早く造らなければいけないということで、この予算を使わなければ早く造れないということにおいて、動かせないんだったらしようがないだろうと苦渋の選択を伊良部島の議員はあ  
のときしたわけなんですよね。なので、コロナ禍の中で再三説明会を市がですね、地域の人たちや保護者  
も含めてですね、やるという努力をしながら、コロナ禍の中でできないという状況が続いていますけれど  
も、ぜひこの説明会はちゃんと開いて、こういう状況があったということを伝えてほしいなと思います。

さらにもう一つ、伊良部、佐良浜を含めて、中休みの一体型にするということですがけれども、私は佐良  
浜は施設が古いから、もうしようがないと、先ほど苦渋の選択をしたと言いました、私らはですね。選択  
というか、了承せざるを得ないという話をしましたけれども、伊良部の施設はまだ使えるという状況なの  
で、例えば民間がやりたいということであれば、ぜひ協力してほしいということは再度申し上げておきま  
す。

次、行きますけれども、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の33ページのし  
尿等処理施設整備事業の話なんですけれども、友利克生活環境部長の話だと、やはりこれは将来に対する  
方針とかを決めるという部分においては、今の調査特別委員会と関係していると思われま。現にこの業  
務があるから、最近、先週ですかね、民間主導で行うといった実証実験がありましたけれども、それは市  
長名で市のホームページにも出ていましたけれども、これは市がちゃんとやりますから、もうやりませ  
んと、民間のものは取り下げるということを市長と部長と課長ですか、それで決めて、取り下げたとい  
う話ですからですね、しっかり今後の方針を決めるものであれば、今の調査特別委員会の内容を踏まえて、  
やはりこの予算を通すのであれば、あらかたの市の方針は示したほうが私はいいと思います。

答弁は、市長、公立幼保連携型認定こども園整備事業の件、答弁お願いをいたします。し尿等処理施設  
整備事業の件は、その方針をいただければいただきたいと思っております。建設部長のやつは、平良港総  
合物流センター建設工事の外壁塗装の件、後ほどでも……いないですね。じゃ、お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

公立幼保連携型認定こども園整備事業の件ですが、いろいろと地元とのコミュニケーション、意見交換  
が不十分だったという議会の指摘等も受けまして、地元説明会をやらせていただきました。アンケート調  
査等もやらせていただきまして、願わくば地元の意向に沿ったような形で、場所の移動も含めてお願いし  
たいという方向で予算の執行を検討してきましたけれども、当初の場所の若干の移動は許されるものの、  
大幅な移動は予算執行上好ましくないというような方針をいただきまして、できれば令和5年度4月から  
の供用開始に向けた予算執行を進めてまいりたい。これまでの経緯についても、また私も地元に行きまし  
て、地元の意向が必ずしも十分じゃなかったけれども、大きな立場からぜひ幼保連携の施設供用開始に向  
けて協力をいただきたいという旨は、しっかりと地元にも私自ら説明会を開いて、理解をいただきたいな  
という予定をしております。

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

(再開＝午前10時34分)

◎市長（座喜味一幸君）

この公立幼保連携型認定こども園整備事業の件については、地域ごとに1か所というようなこれまでの方針等もありますので、ちょっとこれはどういう方向でできるのかという大きな課題になるかというふうに思っております。検討はしてまいりたいと思っております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約の変更概要の件について、外部塗装の件ですね、これは当初の設計額が4,171万950円でございます、これから変更概要の5に記載されております塗装工事、外部塗装の仕様見直しによる費用の減がマイナス3,418万5,390円で、残りが752万5,000円となりますので、その額がその他の⑤での外部塗装を一般的な塗装へ変更ということで記載されております。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

(休憩＝午前10時36分)

再開します。

(再開＝午前10時36分)

ほかに質疑はありませんか。

◎高吉幸光君

まず、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の28ページですね、3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の下のほうですね、保育所等におけるICT化推進等事業の説明をお願いいたします。

それと、議案第87号、議案書の43ページになります。和解及び損害賠償の額を定めることについての説明と、これの管轄、所管はどこになるのか教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の28ページ、児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金の保育所等におけるICT化推進等事業の補助金でございます。こちらは、保育所等におけるICT化推進等事業、これ国のほうから2分の1の補助金が出ている事業でございます。法人保育施設のほうにですね、要望調査を実施いたしまして、業務のICT化を行うためのシステム導入、翻訳機能の導入、認可外の保育施設の機器の導入、一時預かり等の業務の予約とかキャンセル等の管理をするシステムの導入ですね、こちらのほうに全部で21施設……ごめんなさい。ICT化が21施設、認可外のほうが1施設、一時預かり事業のほうが1施設の合計23施設のほうに補助金を出す事業でございます。保育の周辺業務ですね、保育の補助業務をシステムを導入することによりまして、コロナ禍で通常の保育業務に加え、消毒作業など感染防止対策を行う保育士の業務の負担軽減を図るという目的で導入される事業でございます。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

議案第87号です。このたび、議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議員の皆様

ご同意をお願いするに当たり、一言ですね、けがをされたお子さんとご家族、市民の皆様にご不安をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。事故が起きたのは、3月25日でありました。高野漁港内にある宮古島市が管理する多目的広場内の遊具施設において遊んでいました2歳8か月のお子さんにけがをさせたこと、その治療期間が72日に及び、休園により友達と自由に遊ぶことができなかつた。けがをされたお子さん、付添いや介助、コロナ禍の中で通院等、不安を強いられたご家族には、重ね重ねおわびを申し上げます。

さて、このたび損害賠償をお支払いするに当たりまして議会の議決が必要となりますので、議案第87号についてご説明いたしたいと思います。議案第87号、議案書の43ページです。和解及び損害賠償の額を定めることについてということです。令和3年3月25日に高野漁港で発生した事故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。

1、和解及び損害賠償の相手方、沖縄県宮古島市在住となっております。

2、和解の内容、宮古島市は上記1の相手方に対して、下記3の額の損害を賠償する。なお、本件損害賠償のほか、宮古島市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申立てをしないことを確約する。

3、損害賠償額、17万738円。

4、事故の概要としましては、事故の発生年月日、令和3年3月25日となっております。

◎議長（山里雅彦君）

農林水産部長、もう少し簡潔をお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

事故の状況としまして、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それで、提案理由としましては、市が管理する高野漁港遊具の管理瑕疵により損害を受けた者と和解し、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出する次第であります。

内容としましては、和解をすることによってですね、双方とも異議申立てがないことを確約するということをですね、この本議会で確認することと、損害賠償の額ですね、17万738円をお支払いすることを決定していただくという内容になっております。よろしく願いいたします。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。保育所のICT化というのは、業務のお手伝いをするというような部分だと思いますので、これはいい事業ですし、国のほうからも2分の1補助が出ているということで、ぜひまたよろしく願いしたいというふうに思います。

議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについてのほうですけども、これは農林水産部の所管ということでよろしいですね。ほかにも所管するところがあるかと思っておりますけれども、公園ですね、公園に係る遊具、例えばこの事故を受けて、ほかの公園にある遊具とかの施設点検をしたのか、それについてお聞かせください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

建設部所管も都市公園が幾つかございます。その中で遊具等もございますので、遊具等についても再度チェック、点検などを行っております。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

農林水産部所管の施設の安全点検につきましては、事故が発生した後、各課に対して安全点検を行うように、安全点検を実施しまして、その対処を行っているところであります。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

教育部の話も聞きますか。じゃ、準備しているので。

◎高吉幸光君

こういうふうな事故というのは点検がしっかり行われることが大事だというふうに思いますので、各所管のほうに抱える遊具の点検を行った上で、例えば市のほうとして何件点検をして、どういう問題があって、こういうふうに関後やっていきますというふうなものをぜひ発表していただきたいというふうに思います。そうすれば、利用する子供たち、また大人のほうも安心して使えるかなというふうに思いますので、その辺をしっかりとやっていただきますようによろしくをお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

教育部は、進める中で説明しましょうね。

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

何点か質疑していきたいと思います。

まず、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）です。5ページの債務負担行為ですが、焼却施設運転業務、この業務というのは、私は議会のときに地元の業者ができないのかということは何度か質疑しましたが、その委託先ですね。

それと、リサイクルセンター工場棟運転管理業務、その説明もお願いします。委託先ですね、管理。

そして、歳出の35ページです。目の農業振興費ですね、備品購入費、誘殺灯管理事業、備品購入ということで、何基の誘殺灯の購入があるのか、この説明もお願いしたいと思います。

それと、沖縄離島型畜産活性化事業、工事費ですね、127万9,000円の説明もお願いします。

それと、40ページ、道路維持費ですね、道路維持費の工事費が1,519万4,000円計上されていますけど、この説明と道路新設改良費の中で委託費と公有財産購入費が計上されています。その説明もお願いします。

そして、52ページ、体育施設管理費、その中で修繕費、委託料についての説明と、その下のキャンプ誘致促進事業についての修繕費、工事請負費についてもお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

教育部長、先ほどの件について大丈夫ですか、公園の。

◎教育部長（上地昭人君）

教育部所管の遊具の管理についてお答えします。

例の遊具の事故が起きた後に、各学校に指示して調査をしまして、その結果も受けまして対処しているところでございます。

◎生活環境部長（友利 克君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の5ページの債務負担行為補正についてでございます。表でいきますと、まず下から4番目の焼却施設運転業務、リサイクルセンター工場棟運転管理業務についてでございます。この2つの施設につきましては、今年度で委託期間が終了いたしますので、令和3年度以降、令和6年度までですね、令和6年度までの運転管理業務を今後公募して、業者を選定するわけでございますけれども、令和3年度から令和6年度にかけての債務負担を補正するというものがございます。スケジュール的には、これから債務負担の補正が通り次第ですね、告示あるいは公募をしていくという流れになりまして、現在議員から業者はというお尋ねでございますけれども、今後公募していくということになります。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

まず初めに、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、35ページですね、17節の備品購入費680万9,000円についてでございます。これは、誘殺灯管理事業において機械器具費680万9,000円となっております。補正理由としましては、アオドウガネの捕殺状況が増加傾向にあることから、今年度は100基の誘殺灯を購入予定でした。ただ、増加傾向にあるものですから、追加で100基を導入したいというふうに考えて今回の補正ということになりました。

次に、沖縄離島型畜産活性化事業127万9,000円についてでございます。これは、令和2年度に完成した牛舎の環境整備事業として、雨水タンク設置場所の土間の排水対策と、管理棟の壁の防水対策や排水工事となっております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、40ページ、まず2目の道路維持費の1,519万3,000円の補正増の説明でございます。まず、工事請負費の中で、この内訳は400万円と1,119万4,000円ですけれども、このうちの400万円は下地小中学校周辺の転落防止柵及びガードレールを整備する補正でございます。市民からの要請を受けまして現場を確認しましたところ、どうしても緊急性あるいは早急に対応することが必要であると判断したために、今回の補正を計上しております。

それから、1,119万円余についてですけれども、これは当初予算でも計上してあるんですが、城辺17号線の擁壁改修工事ですね、これに計上するものでありまして、当初予算で計上した額よりも、測量をいたしましたところ、当初予算では厳しい状況であるために、今回の1,100万円余の補正をお願いしているところでございます。

次に、3目の道路新設改良費の委託料700万円でございますが、これは東環状線道路整備事業に係る件でございまして、現在測量設計を行っておりますが、測量設計事業を進める中でですね、用地買収、それから物件補償において困難な箇所があったために法線を変更いたします。その法線に伴い、委託料が発生しますので、今回の予算計上となっております。

それから、公有財産購入費の320万円ですが、これは盛加越2号線道路改良工事に伴う用地及び補償費の予算の増額でございます。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、52ページをお願いします。体育施設管理費の中の体育施設管理事務費の12の委託料、これは総合体育館の耐力度調査を行います。耐力度調査は、平成30年度に1度耐力度調査を行っております。あれから台風が何遍か来ておりますので、総合体育館の建て替えか修繕かは別として、耐力度調査を行い、これから考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、キャンプ誘致促進事業の修繕費でございます。これは、市民球場の防球ネットワイヤーが破損しており、強風時に下げることができないので、その修繕費といたします。よろしく申し上げます。

◎栗国恒広君

まず、債務負担行為ですけど、これから公募をかけるという答弁でしたけど、この施設というのは非常に金額が大きいんですね。ですから、もし地元の企業でできるものであれば、ぜひ地元でね、公募をかけて、その業務を地元の業者にやってもらいたいなということを強く要望いたします。

それと、体育施設管理費、これは耐力度調査をやるということですけど、これは今後建て替えという考えの下での耐力度調査という理解でいいですか、それとももう修繕と、その辺の確認をお願いします。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今回の耐力度調査は、栗国恒広議員がおっしゃるように、建て替えなのか、修繕なのか、これ両方ですね、調査してから考えたいと思っております。

◎栗国恒広君

体育施設に関しては、これまでもいろんな感じで建て替えに向けて動いているのかなという理解で来ていますが、基本的に雨漏り等もやっぱり、いろんな感じで修繕しても何度か、修繕が進んでいる中で、ぜひ私としては建て替えという感じで調査を終えて進めてもらえればなと思っています。

あと、農業関係でもう一点だけ。これ今回、100基の誘殺灯導入と、備品をね、言っていたけど、これ今宮古島全体で何基ぐらいの保有をしているのか、その辺のお答えをお願いします。やっぱり区域があると思うんです、誘殺灯の設置の区域がですね。その辺も含めて、例えば下地地区、上野、平良、城辺、伊良部を含めてどれぐらいの割合で設置されているか、その辺も答弁をお願いします。

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

◎農林水産部長（平良恵栄君）

今現在、誘殺灯の数は1,439基となっております。今年度当初予算で100基購入予定で、今追加で100基という形になっております。ただ、計画ではですね、1,800基を目標として、今現在年度ごとに計画的に導入を行っているという状況ではあります。

それと、今現在のどの地域にどれぐらいの形で配分しているかということについては、今資料を持ち合わ

せておりませんので、後で提供いたしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

一、二点質疑したいと思いますが、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）であります。その中の歳入、16ページ、基金繰入金の中の4目合併振興基金繰入金は、既決予算が1億700万円ですが、今回補正減で、200万円が補正減されております。この振興基金の目的というのは、市民の連帯の強化、または地域振興に資することを事業に充てるというふうな目的がありますけれども、今回の200万円の減について、どの事業に充てるために予算計上したけれども、今回減にするのかですね、その減の理由についてお尋ねをいたします。

それから、質疑と言えば質疑になるとは思いますけれども、今回のこの補正予算を見ているとですね、あまりにも細かいというか、1,000円の補正減だとか、二、三千円の補正減がたくさん見られます。これについては、私は予算書を作成するときに、できれば10万円単位に、あるいは1万円未満については歳出予算で不用額で決算のときに出してもいいというふうに思っておりますけれども、これについてはですね、補正増であれば、これは予算が立たないから、1,000円の増をしてもいいと思いますけれども、1,000円の補正減というのは事務の煩雑化になりかねないというふうに思いますが、その件についての見解をお願いたします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

合併振興基金繰入金のマイナス補正です。200万円ですけども、これにつきましては当初ですね、全国離島交流中学生野球大会に充当するために確保しておりましたけども、ご承知のとおり新型コロナの影響でですね、その大会が中止になったということで、その部分についての200万円の減額となっております。

◎財政課長（国仲英樹君）

少額の補正については、資料を基に正確な金額を補正するためにやっていることでありますけれども、ただいまご質疑があったように事務の煩雑化につながるものであれば、今後検討していきたいと思っております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

1点ばかり質疑したいと思います。

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の21ページ、6目企画費の中のエコアイランド宮古島人材育成プログラム開発事業、この225万円の補正がありますが、事業の説明含めてよろしくお願いたします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）でございます。21ページになります。企画費の中のエコアイランド宮古島人材育成プログラム開発事業225万円の補正増でございますが、委託費でございます。これにつきましては、宮古島市はエコアイランドということで様々な関連事業を実施してご

ざいますが、この人材育成事業につきましては、将来宮古島のエコアイランド事業の推進に関わる人材の育成事業として、小学校5年生と中学校2年生を対象としたSDGsや宮古島のエコ事業に関する副読本を作成いたしまして、これ学校現場で活用しながら子供たちを育成していくということで、人材育成プログラム事業ということで計上させていただいております。この事業につきましては、前年度以来、学校現場の先生方といろいろ話をしながら、どういう形で学校現場で人材育成ができるかということで話し合いを進めてきましたけれども、今年度補正を組みまして副読本を作成して、それを活用しながら、エコに関する子供たちの教育をぜひ推進していきたいということで、今回計上させていただいております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

◎平良敏夫君

まず、議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案書の43ページですね、さっき質疑、高吉幸光議員からありましたけど、その中の事故の状況をもうちょっと詳しく知りたいというのは、遊具のステンレスハンドルが何で脱落したのか、そしてその遊具って今どうなっているのか、修理してあるのか、使用中止にしてあるのか、そこら辺をもう少し詳しく説明してほしいと思います。

もう一つ、議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約についてのさっき質疑あったんですけども、再度質疑しますけど、議案第85号の説明資料の5番目の変更概要の増減書いてありますけど、これの金額、もう一度説明できますか。

それと、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）で、31ページ、目でいうと環境衛生費の説明で生ごみ処理機設置補助金というのが10万円計上されていますけど、その説明をよろしくお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

ハンドルがどのような状況であったかということなんですけれど、事故の原因としてステンレス製のハンドルを固定するナットが外れていたことによります。これは、母親が事故の様子を撮影した動画で確認しております。ナットがいつから外れていたかということについては、原因については不明となっております。

再発防止策として、事故が発生した船型の遊具は現在も使用禁止にしております。徹底した劣化箇所等の確認と修繕が完了した後に供用を再開する予定です。脱落したハンドルは、ナットが緩まないように溶接する予定となっております。

◎生活環境部長（友利 克君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の31ページ、環境衛生費の13節生ごみ処理機設置補助金10万円についてでございます。これは、2つの機材ですね、2タイプの機材といたしますか、まず処理機の購入に係る予算と、あと生ごみの処理容器ですね、容器の購入費に対して2分の1以内の補助をすると、併せて上限を2万円とすると。上限2万円は処理機ですね。あと容器は3,000円以内ということになっております。それぞれ5基ずつですね、購入に対して補助するという補正予算の計上となっております。再度、処理機購入5基分、1基2万円ですね……それぞれ5基分ですね、5基分についての補正予算ということになります。



◎建設部長（大嶺弘明君）

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約の中で、変更概要が幾つかありまして、それぞれの変更概要についての金額でございます。まず、くい工事、くい工の改良費用の増額は3,109万2,000円余、それから2つ目の仮設土留め鋼矢板設置後オーガー掘削作業追加の増は4,535万3,000円余、3つ目の倉庫内部大型シャッター上部の間仕切り壁下地変更の増が920万1,000円余、それから4つ目の排煙窓アルミニウム製建具からステンレス製建具への変更の増が1,021万3,000円余、それから5つ目の塗装工事、外部塗装の仕様見直しによる費用の減がマイナスの3,418万5,000円余、それから地業工事、既設材料を使用したための費用の減がマイナスの384万7,000円余となっております。

◎平良敏夫君

ナットが脱落したということで、溶接することになると言っているんですけど、私、専門から言わせると、ああいうところで使う機械というのは、多分ステンレスを使っているもんだから、ステンレスってね、やっぱり滑りやすいんですよ、普通に、中もさびないし。こういうときに使うのが、まあ、事業の話なんですけどね、ねじロックとかいろんな方法あるんですけど、ちょっとそういうところも一回しっかりとほかの遊具のことも点検してほしいなと思っておりますよ。

それと、議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について、説明資料の中でですね、さっきもちょっとあったんですけど、塗装工事の減が3,418万円と、何であんな大きな減になるのかということをやっと思いましたね、これ大丈夫かと、そういう塗装のやり替えて、仕様見直しして大丈夫かということありますけど、ちょっと説明できるんだしたら、それをちょっとお願いしたいと思います。大丈夫という保証ですね。

それともう一つですね、同じく議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約についてですけど、議案書の37ページの仮契約書の件なんですけど、3番のうちの変更増額が7,842万円ほどついているんですけど、そのうちの地方消費税が712万円余になっていますけど、これの説明、消費税がかからないのがあるのか。本来だったら784万円余になりそうなんですけどね、712万円余ということの説明ですね、それもお願いしたいと思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

先ほど31ページの生ごみ処理機設置補助金についての答弁をいたしました。全部訂正をいたしたいと思っております。

現在既決予算としてごみ処理機設置に係る補助金としまして、4万円が既決予算で計上されております。今回10万円の補正をしておりますけども、これは設置補助の要望が多く上がっているということで、今回5基ですね、2万円掛けるの5基ということで、5基分の10万円を補正で計上するというものでございます。

◎建設部長（大嶺弘明君）

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約についての中での質疑の件で、塗装工事を減にして大丈夫かということですね、この塗装工事の減の理由ですが、まず塗装工事につきましては、当初建物外部塗装及び屋根塗装を塩害に強いとされる塩害抑制表面含浸材を計画しておりましたけれども、既設の上屋倉庫の仕様に合わせて変更するというので、建物の規模が大きいので、面積または変

更額も大きくなっているということで、変更しても丈夫な塗装工事であるというふうになっております。  
消費税の700万円について、今資料を準備しておりますので、整い次第説明させていただきます。

◎平良敏夫君

生ごみ処理機の設置する場所というか、どういうことになっているの。個人なの、それとも施設なの。  
その説明をお願いします。

塗装の件なんですけどね、塩害用のやつから、あとよく聞こえなかったんですけど、塩害用の塗料を別のものに替えたという話なんですけど、やっぱり心配するのは、大きな減になっているものだから、塩害対策はちゃんとされているのかどうか、その点だけよろしくをお願いします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

塩害対策については、しっかりと対策できる仕様となっております。

◎生活環境部長（友利 克君）

生ごみ処理機の設置について、個人あるいは事業主、どちらでもいいかということでもありますけども、基本的には個人を対象としているものでございます。対象の内容としましては、市に住所を有し、現に居住している者、処理機を設置できる場所を有し、隣接する居住者などに迷惑のかからない者、生ごみを自己処理できる者、そして堆肥化された生ごみを自家処理できる者ということになっております。基本的には個人を対象としているところでございます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

議案第72号、令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）の実施計画明細書の3ページをお願いします。3ページの節にある土地購入費1,040万6,000円、この土地の場所の所在と面積、また利用目的を教えてください。

もう一点、議案書の59ページ、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））ですけども、この理由にですね、当初想定の対象事業者数が大幅に増加したということで、令和3年度の一般会計予算に補正の必要が生じたが、議会を招集する時間がなかったと言っております。これに対して補正が財政調整基金から1億8,200万円ほど出ておりますが、ちょっと金額が大きいのですが、この時間的余裕がないという根拠というか、対象事業者数が増加してきたと認識できたのはいつ頃か教えてください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

専決処分についてお答えをいたします。

今回の専決処分につきましては、宮古島市事業者応援成金事業と新型コロナウイルスワクチン接種対策費ということで、2つの項目で専決をさせていただきました。その根拠ですね、臨時会に諮らなかったということなんですけども、これについては応援事業、事業者応援成金事業の締切りが7月30日までということで事業を進めておりました。我々としては、応募者の数、必然的に必要額が確定するというので、7月30日をもって額の確定をし、速やかに支給するという大きな目的もありますので、専決処分を行ったということでございます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

議案第72号、令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）の実施計画説明書の3ページ、この中の土地購入費ということですが、この土地については我々が計画している水道のタンクを造る予定にしております。これ防衛省の予算なんですけども、これが今ある野原タンク、既設の野原タンクの隣に予定をしております。それから配水管が行っている土地が必要ということで、この土地の購入費用ということになります。面積については770.86平米、金額は1,040万6,000円ということになっております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

今回の補正予算のですね、特徴といいますか、見てみますと歳入歳出総額はそれぞれ4億4,632万5,000円になっておりますけれども、その中で歳入に関しては国庫支出金の2億4,022万9,000円、大きなものですね、繰入金の1億6,378万3,000円、歳出の主なものは民生費の1億1,272万円、それから衛生費の1億7,117万5,000円、それから教育費の1億5,665万3,000円となっているようですけども、ちょっと不思議に思ったのが、歳入の繰入金の1億6,378万3,000円、これ財政調整基金からの繰入れですね、その下の市債は1,890万円、意外と少ないなと思って見ているんですよ。本来補正予算の特徴といいますか、最近あまりにも財政調整基金からの繰入金を簡単に執行しているんじゃないかという、そういった傾向があるなというふうにもちょっと危惧しているんですね。財政調整基金というのは、これは市の貯金ですから、よっぽどどうしても必要なときに、歳入が足りないときに、これを繰り入れて補填をするというものなんですけども、普通だったら財政調整基金からの繰入金を少なくするために、ある意味市債を計上していると思うんですよ。これ財政課に聞きたいんですけども、こういった傾向というのは誰の指示で、市長の指示でやっているんですか。ちなみに、財政調整基金が今年度スタートする前に、令和3年度がスタートする前に幾らあって、6月補正の段階で財政調整基金が幾ら残っているか、ちょっと聞かせてください。

◎財政課長（国仲英樹君）

起債充当については、事業費によって起債対象、対象外というのがありますので、今回の起債についても起債対象の部分に充当してございます。財政調整基金については、令和2年度末で基金残高が91億5,430万円となっております。令和3年度当初予算で16億2,665万1,000円、6月補正で5億208万8,000円、8月の専決処分で1億8,220万円、9月補正において1億6,378万3,000円を予算化しており、9月末時点の財政調整基金残高が66億7,957万8,000円となっております。

◎眞榮城徳彦君

分かりました。でもね、一番ピーク時で財政調整基金というのは100億円を超えていたんですよ。それが今66億円ですか。決算の実質収支が黒字ですから、20億円ぐらいの黒字ですからね、ちょっと積み立てていって増えてはいくと思うんですけども、ただし今コロナ禍においてですね、どうしてもお金が必要、国からの補助金、助成金がもちろん入ってくるんでしょうけども、座喜味一幸市長のカラー出すために市独自の助成金というのを幾つもやっているじゃないですか。これね、財政調整基金というのを簡単に取り崩してもらっては、ちょっとどうかなというふうに思うんですよ。市債というのは、計画的に向こう5年、10年間、あるいはそれ以上のスパンで払っていくものですから、市債がそんなに増えても、財政がしっか

りしていれば問題はない。ただ、問題は何かあったときに、取り崩して使わなければならない財政調整基金をもっともっと大事にしてほしいなというのが私の感覚なんです。今回の補正で見た、市債が少ない、4億4,000万円の必要なお金のうち、市債が少ないなど。これ、市長、あなたの考え方がこれに反映されているんですか。つまり財政調整基金は使ってもいいけども、市債はなるべく増やしたくないと。つまり前政権との比較でもって、市債をできるだけ抑えて、財政調整基金を繰入金として使うと。こういう傾向というのは誰の発想なんです。これをお聞きしたい。

◎**財政課長（国仲英樹君）**

先ほども申し上げたように、起債については対象事業、対象ではない事業というのがありまして、起債が活用できる事業については起債を充当しているところです。財政調整基金については、財源の不足分において取り崩して予算化をしているところです。

◎**眞榮城徳彦君**

それは分かりますよ。財源が不足するから財政調整基金を取り崩して繰入金として使う、これ当たり前の話ですよ。その傾向を聞いているんですよ、宮古島市の財政の傾向を。使い方の。だから、市長の指示があったのか、あるいはあなた方が財政でこれを、財政調整基金を崩して繰入金にして使いましょうということを決めるんですか。市長が決めるんじゃないですか。財源不足のときに何を活用するかというのは、これは当然の話であって、財政課は誰かの指示がなければこういった傾向を、どういふふうにやりましょうというふうな決定は誰がするんですか。指示があるからやるんでしょう。じゃ、あなた方は財政調整基金をどのくらいまで減らしても宮古島市の財政は安定的に運営できると、大丈夫だというふうに考えているんですか。その辺聞かせてくださいよ。

◎**総務部長（宮国泰誠君）**

我々としては、補正予算であったり、当初予算であったり、当然のように各課から、各部局から上がってきた事業を査定して、予算を編成していきます。その中で、どうしても一般財源が不足しているという場合に限り、財政調整基金を活用しているのが現状です。これについては、誰が決定するかということでもありますけども、これは事務方である程度のあらあらの骨組みを立てまして、私、そして市長、副市長を交えて、どうしても財源不足は財政調整基金から崩さないといけないというふうな説明をして、最終的には市長が判断をして、予算を編成するということになります。

それから、今後ですね、財政調整基金についてもいろんな償還が始まってきます、宮古島市未来創造センターであったりですね、これまで行ってきた公共事業の起債分の償還が始まってきますので、今後も財政調整基金を活用する場面が出てくるというふうに捉えております。ただ、財政調整基金ですね、安定的などといいますか、今後の緊急な対応をするためには、市としては、基金の額としては50億円程度は確保していけないといけないというふうに考えております。

◎**議長（山里雅彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**島尻 誠君**

1点だけちょっと教えてください。議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の35ページ、畜産業事務費の中の真ん中ぐらいになります、説明のほうですね。優良繁殖山羊導入補助金とあり

ますが、140万円程度。これ新規の事業だと思うんですけども、ちょっと概要を教えてください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

優良繁殖山羊導入補助金については、宮古島市におけるヤギ肉のですね、生産能力の向上や農家の収益改善として、ヤギの大型化に向けた改良、取組に向けて、島外からボア種などの大型品種を導入して、繁殖用の優良ヤギを増やすための費用に対する補助ということで今回上程しております。よろしくお願いたします。

◎島尻 誠君

需給バランスというか、島内での消費も含めて需給バランスが非常に大事になってくると思うんですね。導入をして、増頭あるいは肥育経営していくということは、その基本が大事だと思うんですが、まず加工ラインまでの計画があるかどうか、ちょっとお聞かせください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

まず、ヤギですね、ヤギ肉については、食肉センターでの屠畜という形で実施されております。ただ、二次加工ですね、二次加工としましては今山羊生産流通組合が立ち上がっておりますので、流通に向けて今研究を重ねているというところがございます。今後ですね、ヤギ肉の消費拡大に向けて生産振興を図っていきなというふうに考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣勝紀君

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、20ページになります。1目一般管理費、この中で人件費、一般職給の7,783万9,000円の減になっている理由と、もう一点、5目財産管理費の光熱水費2,128万円のちょっと内容を伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、20ページのですね、7,700万円余の一般職給の減ということでございますが、これにつきましては総務課のほうでですね、新規採用者の給与あるいは再任用職員の給与を当初予算では我々のほう、総務課のほうで計上しております。4月1日以降はですね、おのおのの部署に配属が決まりますので、それを割り振ったというふうなことで、今回補正減をして、各課にその人件費、給与分について割り振ってあるということでございます。

それともう一つ、5目の財産管理費の中の2,128万円の光熱水費ですけども、これについては当初見込んでいた総合庁舎のですね、光熱水費がかなりかかっているということで、大部分ですね、この庁舎の光熱水費が不足しているということで、補正を計上しているところです。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

◎上里 樹君

1点だけお伺いします。議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについてお伺いします。

これまで施設点検のことが質疑でもありましたけども、この問題について、いつこの脱落があったのか分からないということから、市が管理している遊具関係の定期的な点検が行われているのかどうか、お伺

いします。

◎議長（山里雅彦君）

農林水産部も建設部もやりますか。教育部も。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

農林水産部の遊具関係につきましても、まず芝刈りとかそういったものを委託しているところに関しては、高野漁港のほうに関してはですね、月1です、委託しているところに対してお願いしたりとか、また職員が見回ったりとかですね、そういった形で点検を行っているところでもあります。他の施設についてもですね、随時点検を行いながら、安全点検を実施しているところでもあります。

◎教育部長（上地昭人君）

教育施設、学校関係におきましては、常に遊具だけではなくて、危険箇所の点検を実施するように指示しておりまして、学校から逐一、その場、その場で危険箇所の指摘がございます。それに伴いまして、うちの教育部主管の教育施設課のほうです、現場を確認して対応をしているところがございます。

◎建設部長（大嶺弘明君）

建設部所管の都市公園などについても、そこにあります遊具等の施設についても定期的にパトロール、それから点検を実施しておりますので、もし不具合等があれば早急に対処するように対処しております。

◎上里 樹君

農林水産部が月1回の定期点検を行っているということでしたけども、ほかの部署につきましても定期的ということをおっしゃっていただきましたけども、これからは月1回の点検でよいのか、要するにいつ脱落したか分からなかったということもありますし、そこら辺のもう一度点検整備の在り方をそれぞれ検討していただきたいと思います。というのは、この間、港湾施設関係を見ても、かなりの施設でこれでよいのかなって思うようなものがありますので、点検を進める中で、例えば川満漁港の入り江で木造の橋が崩れる事故もありました。それから、自動車が道路の整備が不十分で脱輪するというような事故もありました。最近の新聞報道では、まさに市街地、中央縦線で穴が空いたまま放置されていると新聞で指摘されるような事態もあります。ですから、これは起きてしまってからでは遅いので、こういう施設管理についてはしっかりと管理を行っていただきたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

ちょっと休憩します。

（休憩＝午前11時51分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時51分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前の栗国恒広君と平良敏夫君の質疑に対する答弁があります。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

先ほどの栗国恒広議員のご質疑の件に関しましてお答えいたしたいと思えます。

各地区ごとの誘殺灯の配分についてという件でございます。先ほど宮古島の保有する令和3年度の誘殺灯の数は1,493基と申し上げました。誘殺灯は、平良地区282基、城辺地区608基、下地地区95基、上野地区135基、伊良部地区345基で、1,465基となっております。誘殺灯の数と配分に関して若干の差があります。28基ほどですね。これは、故障により修繕を余儀なくされた誘殺灯が28基発生したことによるものです。

◎建設部長（大嶺弘明君）

午前中、平良敏夫議員への答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約の仮契約書の中で、消費税額712万9,121円の根拠ということございまして。この消費税額は、変更の税抜き変更価格が7,129万1,205円でございますので、これに対する消費税額は712万9,121円ございまして、税抜き価格の7,129万1,205円にこの消費税額を、712万9,121円をプラスしたものが変更増額後の7,842万326円となります。

◎議長（山里雅彦君）

午前に引き続き、日程第1、議案第67号から日程第31、諮問第5号までの31件について質疑を行います。質疑の発言を許します。

◎前里光健君

3件ほど質疑させていただきます。

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、こちらの33ページの衛生費のし尿処理費について、これ委託料でございますが、先ほど部長の答弁の中では、今現在進めている見直しの案も含む予算と、委託料ですね、というふうになっているという答弁をされておりましたが、この予算から読み解きますと、新たな見直し計画をもう決定している方向での予算づけだというふうに読み取れるんですが、それでいいのかということの確認をお願いします。

次に、議案書ですね、議案第81号です。宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について、14ページの第6条、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる」ということになっております。それで、第1号、第2号とあるんですが、第3号の感染症疾患が疑われる者という、こちらだけ少しテイストが違うような気がします。こちらについてのご説明をお願いいたします。

続いて、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））、議案書の59ページですね。専決処分の件なんですが、先ほど総務部長の答弁では、締切りが7月30日ということで、それでいとまがなかったというようなお話なんですが、締切りが7月30日で、臨時会というものが台風で延期されて、29日になったというふうに記憶しておりますが、その間にですね、恐らく7月30日、締切り間近なので、その間に一定の数というのが把握できたのではないかと認識なんですが、その中で予想以上の件数の申込みがあったと、2倍以上ですよ。500の事業者を対象としていたところ、1,200以上ですね。ということであれば、ある一定の段階で、この段階で増額が見込めたんじゃないか、それが当局側では把握できたんじゃないかという思いがあるんですが、それに対する答弁

をお願いいたします。

◎生活環境部長（友利 克君）

補正として上げている業務について、これは見直しを決定した上での業務に係る予算計上かというお尋ねだったというふうに思っております。調査特別委員会でも説明、答弁をしておりますとおり、見直しについては、見直しの方法でもって諸作業を進めているところでございます。その見直し作業を進める中で、今回の調査業務、検討業務ですか、検討業務が必要だということでもって補正を計上しているところでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の第6条第3号の感染症疾患が疑われる者という部分についてでございますが、例えば今でいいますと新型コロナウイルス感染症であったり、インフルエンザであったり、人がたくさん交流するために集まる場所でございますので、体調が悪い、体調不良のときとかはやっぱり利用を控えてもらうということで条例のほうに載せてあります。

◎観光商工部長（上地成人君）

前里光健議員のご質疑は、申込み、7月30日現在の申込件数ということですが、手元にですね、支払件数しかございませんので、申込件数を調べてからお答えいたしたいと思っております。

◎前里光健君

それでは、生活環境部長のほうから、再質疑をさせていただきたいと思っております。これは、もちろん調査特別委員会のほうでも議論されているんですが、その中では現行案、そして見直し案の両方の可能性を秘めているというようなニュアンスの答弁なんですが、実質この予算をつけるということで動いているということであれば、現状の現行施設は締切りがありますから、その点に関しての予算ではなく、見直し案の決定がなされて進んでいるという予算としか読み取れないんですが、その件に関して再質疑させていただきます。

それでですね、あと先ほどの14ページの福祉部長の答弁なんですが、もちろん新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザの件が今話題となっております。それでいうと、理由を伝えるということなんですが、それをどういう段階で、誰が判断をして、その入館を拒み、または退館を命ずることができるという判断を下すのか。あえて書く必要があるというものなのか、もしくは第4号の管理運営に支障を及ぼすおそれがある者という形で内包されているのではないかという考えもあるんですが、その点に関してぜひ答弁をお願いいたします。

すみません。観光商工部長、先ほど件数ということではなくて、先ほどの午前中の総務部長の答弁の中においては、いとまがなかったのは締切りが7月30日であった、しかしながら臨時会は7月29日だったと記憶しています。そのときにはある一定の数の推移が見られたと思うんですね。残りの数日で一気に駆け込みでその数が把握されたということではないと思うんですが、そういったことであらういとまがあったのではないかと、そういった考えもできたのではないかと、早めにですね。大きな予算です。ですから、それは一度、専決処分ということではなく、承認を求めるということをまず前提として考えることもできたのではないかと、こちらに対しての、こちらは総務部長のほうになりますかね、その見解についてぜひ答弁をお願いします。



◎総務部長（宮国泰誠君）

専決処分についてのお答えをいたします。

確かに7月29日と8月2日という、非常に間が短いというのがあるかと思いますが、この臨時会については当初は7月21日に予定しておりまして、議案の送付等々が7月14日というときで、その時点で、14日時点で申請者数を把握するのは大変厳しいという状況がありましたので、たまたま台風で順延したと、開催が延びたということでもありますけども、午前中にもお答えしたとおり、我々としては数を確定した上で速やかに応援助成金を支給したいというふうな考えがありましたので、仮に応援助成金のほうが不足した場合、また議会を開いて、招集してということよりも、予算を確定して支給したいというふうな考えで専決処分を行っております。

◎福祉部長（下地律子君）

誰が入館のときにその確認をするのかというご質問だったかと思いますが、施設のほうで職員を配置することになると思います。予定といたしましては、指定管理ということでの予定もしておりますが、いずれにいたしましても職員を配置して、現在でも児童館のほうでは利用するお子さんは、児童生徒の方は、登録制となっています。事前に登録をして利用する。来たときにカードで、来たということが分かるようになっているので、その辺は施設に入るときに職員のほうで確認はできるかと思っております。

前里光健議員おっしゃるように、第4号の管理運営に支障を及ぼすおそれがある者、こちらに読み取れるんじゃないかという話もございますが、この施設、児童館も含めて子育て支援センター、交流施設ということで、たくさんの児童生徒も集まる施設でもありますので、やはりそういった、今は新型コロナの感染が言われておりますけれども、その前からでもインフルエンザだとか、いろんな感染症がはやったりすることもありますので、あえてこちらのほうを別で、第3号として記載させていただいております。

◎生活環境部長（友利 克君）

見直しはもう決定しているのではないかというようなお尋ねだと思います。先ほども答弁をいたしましたけども、見直しの方向でもって諸作業を進めているところでございます。今現在の段階は、施設の概要、あるいは防衛局との調整、協議の進め方などについて、庁内でもって詰めの段階に来ているものというふうに考えております。

◎前里光健君

それでは、生活環境部長のほうに、詰めの段階という方向でのお話をされております。また、これは調査特別委員会のほうでもその話、詰めの段階ですということではありますが、調査特別委員会も今継続をされているということでもありますので、その詰めの段階で、どこがどの段階で、決定ですね、決定はいつ下されるということの表現ができるのであれば、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。これは、日が迫っていますので、ある一定のスケジュールは見込まれると、考えられると思いますので、ぜひご答弁をお願いいたします。

そして、先ほどの報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））の総務部長の答弁でございますが、もちろん事業の申請者数の確定ですね、それを待ってからでないとはやはり正確な数値がはかれないんじゃないかということとは重々理解できます。しかし、締切りが間近で、ある一定の数、例えば急に300とか500とか増えるというふうには考え切れないので、そ

これは予想ができたのではないのかという考えがありました。その中で、すみません、ちょっと、これは少しずれる質疑になるかもしれませんが、前回の6月定例会のほうで予備費というものがあったと思うんですね。積み上げがされていました。その予備費というものを使わずに、それが専決処分で、これは基金のほうからですね、財政調整基金から出されたということなんですが、なぜ予備費の活用がなかったのかということをお聞かせください。

そして、最後なんですけど、感染症疾患の疑われる者に関してなんですけど、登録制ということで、ある職員の配置がされて、入館される際に体温チェックというものとか、体調はどうですかというような聞き取りがあって、それで体温が高かったりとかというふうに調べた中で判断するということになるということで、特定の資格を持った方が配置されるのか、その点に関して最後質疑させていただいて終わります。よろしくお祈りします。

◎福祉部長（下地律子君）

特別な資格を持った職員ということではなくてですね、例えば児童館だとか子育て支援センターにつきましては、保育士だとか児童厚生員という制限があるんですが、城辺世代間交流複合施設に配置する職員については特に資格のほうは考えておりません。

◎総務部長（宮国泰誠君）

専決処分についてでございます。前里光健議員ご質疑のとおり、予備費の活用というのを十分考慮に入れておりましたが、基本的には予備費というのは突発的な事業のために確保しておくものというふうな考えで我々はおりましたので、直近で数の確定を行った上で予算措置をしたほうがよりいいのだろうということで、専決処分ということを行っております。

◎生活環境部長（友利 克君）

見直しがいつ決定をするのかというお尋ねです。9月30日が防衛省防衛局への今年度の補助金の申請期限となっておりますので、少なくともその前には、先ほど申し上げた施設の概要でありますとか、また既に補助金の内定を得ております予算についてですね、その活用について少なくとも決定をする必要があるものというふうに考えております。つまり9月30日前までには決定をする必要があるというふうに考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

それではですね、まずは議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）のほうですね、これの16ページの歳入で、財政調整基金繰入金1億6,578万3,000円ですね。これ午前中も眞榮城徳彦議員からもご指摘があった内容なんですけれども、これ補正がこの額というよりも、その横にある合計額、ここまでで、3月から9月まで半年間で、24億7,672万2,000円、財政調整基金からの繰入れがございます。これ令和2年度の決算額で、財政調整基金からの繰入金というのは22億2,561万1,000円なんです。昨年度の財政調整基金の額を半年で上回っている状態です。令和3年3月に立てました長期財政ビジョンの財政調整基金の部分の数値とも大きくかけ離れているというふうに感じられるんですね。相当額が、財政調整基金が動いているというふうに見えます。決算で、単年度黒字で20億円ぐらいというふうに見えます。

れているので、そこから計算すると10億円ぐらいは財政調整基金に戻ると計算をしたところでも、現在残高66億7,957万円という先ほど答弁があって、10億円戻っても76億円ですね。まだ半年間残っている中でです。ということは、このね、長期財政ビジョンの中では、令和3年度の残高として75億円って書いてあるんですね。この流れから考えていくと、本当はこれ戻しの金額なしでだと思えますよ。あったとしても、76億円なんですよね。ということは、このビジョンにしっかりと沿っていくとすれば、財政調整基金は動かさないというような財政状況なんです。だから、財政調整基金はしっかりと議論をして運営をしていかなきゃいけないというところなんですけれども、この長期財政ビジョンの流れも踏まえて、財政調整基金、今回の1億6,500万円の繰入れで24億7,600万円、もう既に繰入れしているということに対しての見解をお伺いいたします。

続いて、同じ補正予算の33ページ、これのし尿処理費の中でですね、まずお聞きしたいのが、この委託料、一番右の説明を読みますと、し尿等処理施設整備事業委託料というタイトルであります。これは、当初予算のし尿等処理施設整備事業、3億200万円ついている事業名と同一事業なんですけれども、同一事業と捉えていいのか私としてはよく、これまで調査特別委員会をやった中でも定かではないですけれども、何を言いたいかという、今回も例えば平良港総合物流センターなんかはですね、変更契約について、このように変更が行われます、それに対してこれだけの予算が必要になってくるのですという流れの中で予算審議がされるわけですね。今回2,700万円の費用を使って何が出来上がってくるのか。これタイトルが変わっていないということは、見直しがないと、現段階で見直しはしていないと調査特別委員会でご答弁なさっている事業は、佐和田へのし尿処理施設の建設事業ですよ。それに対する変更の2,700万円の増額なのか、先ほど来言っているように、前里光健議員も聞いていますけれども、という理解でいいのか。そうでないのであれば、どのような全体的な変更があって2,700万円の不足が出ているのか。これ全く内容が分からないまま私たちがこれを通すわけにはいかないと思うんですけれども、そういう意味で幾つか。

この委託事業、これ事業期間いつなんです。いつこの事業が完成するか。それは何を言っているかという、先ほど生活環境部長が答弁されたように、9月30日までに変更するのであれば、変更を防衛省に言わなきゃいけないという中で出てきている事業であれば、急がなきゃいけないが、それとは関係ない事業に思われますよね、時期的に考えれば。そうであれば、なぜこんなに急いで出しているのかが分からないです。これも説明いただきたい。

もう一個確認したいのは、同じ事業名の事業ですよ。これまでも、し尿処理構想や計画やいろいろなことに4年間で8,000万円使ってきましたというふうに答弁されているんですね。そこで得たデータを基本に変更計画案を立てて、変更計画案がこうです、それに足りないデータがあるので、それを収集するために費用がかかります、このぐらいたの説明がないと私は予算を通すのはおかしいと思っております。この辺りしっかりと説明をお願いいたします。

そして、もう一つ、専決処分案件です。報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））、総務部長の答弁では、予備費を使うことではなくて、しっかりと数字を踏んだ上で財政調整基金から出すのが当然のようにお話しされていますけれども、それであればちゃんと議会議決を通していただきたい。これスタートするときの金額、1億円ですよ。今の補正、1億8,000万円ですよ。こんなにかげ離れているんですよ。当初予算よりも約2倍になっている補正を

つけなきゃいけない。それは、議会を通さないで専決処分で行っていく。これを当然のように考えている行政であれば、非常に危機を感じます。それも7月29日に臨時会やっているんですよ。8月2日に専決処分ですよ。今総務部長おっしゃいましたよね、本来は7月21日だったので、その後7月29日のために差し替えていますよね、資料ね。私、差し替えされましたよ。その差し替えの中に入れることは可能ですよね。何が問題かという、議会を通して、議会の承認を得て、これだけの事業をやらなきゃいけないはずですよ。その意識がないんじゃないかと私は思うんです。

そこで聞きますけれども、観光商工部長はね、これが予算をオーバーするなというふうに気づいたのはいつですか。それをどういうふうに処理しようと考えて、市は全体で動いて、この専決処分まで至ったかなんです。8月2日にやらなければいけなかった理由もあると思うので、それも聞きたいです。ここ説明してください。これはね、募集要項にはね、その後どう流れたか分からないんですけども、募集要項には給付日は記載されていないんですね。締切りだけです。この給付日を書いていないというのは、これこそ予算がどう動くか分からない、募集がどれだけ来るか分からないから確定できなかったのであれば、この1案件だけでも、それこそ倍以上の金額になっているものをしっかり議会を通してもらわないと困ります。ご答弁をお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

まず、業務名がし尿等処理施設整備事業になっている、変わっていないということについてでございます。これは、予算の節でありますとか、細節でありますとかという分け方になってくると思いますが、細節をさらに細かくしたもので、細々節というものがございます。その中では、し尿等基本検討業務委託事業ということになっております。ですから、新たに事業化するというものになります。

（「同じ事業か別事業か」の声あり）

◎生活環境部長（友利 克君）

別の事業になります。

それから、事業の工期についてですけども、今定例会において補正を議決していただいた後、作業に入りますけども、1年程度を見込んでいるところでございます。

そして、防衛局との協議、調整に必要ではないか、9月30日の申請期限に間に合わせた形での計画の策定が必要ではないかということについてはですね、今回、これからですね、9月30日期限とする補助金の申請の協議に当たってはですね、し尿等基本検討業務というのは特に調整に必要な資料とはならないというふうに思っております。

◎総務部長（宮国泰誠君）

まず、1つ目の財政調整基金繰入金の件ですけども、濱元雅浩議員ご指摘のとおり、確かに半年です、前年度を上回って24億7,000万円余の繰入れを行っているということであります。これについては、合併算定替えの交付税の減であるとか、新型コロナ対策費ということで、私ども財源の確保は財政調整基金に頼らざるを得ないというのが現実的にございます。ただ、確かに財政調整基金は貴重な財源でありますので、これをむやみやたらに繰入れするという考えではございません。精査をした上で繰入れして、予算編成を行っているところです。

それから、専決処分の件ですけども、濱元雅浩議員ご指摘のいとまがあったんじゃないかということで

ございます。予備費に関して言えば、7月27日現在で予備費の残高が1億1,000万円余でございました。当然のように、1億8,200万円が応援助成金となっておりますので、やはり確実な予算措置をして、申込みの終了をもっていきたいというふうな考えで専決処分を行った次第です。

◎観光商工部長（上地成人君）

この事業は、申込期間が7月5日から7月30日までとなっております。500件を超えると思ったのはいつ頃かというご質疑でございます。500件を超えると思った時期は7月15日以降ですね、その頃かと考えております。

◎濱元雅浩君

総務部長にはですね、ですから財源ないんで、新型コロナでいろいろあるのでというのは分かります。長期財政ビジョンも今年の3月につくってあるんですよ。そのとき総務課長をやられていたと思うので、いろいろこれでまた推移、変わっていくわけですよ。それに対する点ではどういうふうに思っているのかということも聞きたいんですよ。この勢いでいくと、先ほど50億円はキープしたいというのがすぐそこに見えてきてしまっているんですね。今年が目減りで、補助金が減っていく、それはずっと前から分かっていて、そのために積み増しもしていたわけですよ、財政調整基金ね。だから、この長期財政ビジョンというのは出来上がっているわけですよ。これを見ると、非常に危機感を感じるんですよ。来年度も減りますよね。だから、大事にすべきであると言っているわけですよ。これ今の半年で去年1年間のものを超えていっている。今年は、年度決算が20億円黒字なので、10億円はここに戻せる。だけど、来年は、そうなる可能性は非常に薄いですよ。そういう状況の中で、この長期財政ビジョンと財政調整基金のバランスをどのように考えているかという疑問なので、ぜひ市長でも、副市長でも、総務部長でもいいですけど、現段階において去年の1年間の財政調整基金を超えているという問題をどのようにお考えかというのを整理してお答えいただきたい。

それと、今観光商工部長からあったように、募集かけてすぐに予算オーバーするのは見えてきたというお答えですよ、7月15日の段階でと言っているのであれば。それこそ7月21日の臨時会にも、検討はすべきだし、それが7月29日に延びてくれたら、もっと詳細な数字を補正に上げることなんていうのはできるはずです。今答弁で、7月27日の時点で1億1,000万円しか予備費がなかったという現実が分かっているなら、7月27日の時点で補正に組み込むという決定もできたんじゃないですか。オーバーして取っておいてもいいじゃないですか、何があるか分かんないんだから。それをしっかりと計画として出して、審議させてもらいたいですよ。それが当然だと私は思っているんです。なぜやらないのかが分からないんです。それを、何日も先じゃないですよ、4日後には専決処分です。こんなことをずっと続けているんだったら、議会は要らないですよ。私はそう思います。それも先ほど来言っている、大事な財政調整基金ですよ。専決処分に対する、私の今の意見に対するお考えをどなたか、できれば市長、副市長、お答えいただきたいと思います。

し尿等処理施設の委託料ですけれども、現行の事業とは別事業であって、現在9月のその折衝には必要ない事業を、目的も定まっていないうまま、なぜ今補正で獲得しなきゃいけないのかが全く分かりません。こんな無駄なお金を使う必要がどこにあるのかが全く分かりません。再度これはお答えください。なぜ必要なのか、なぜ今やらなきゃいけないものなのか、説明願います。

もう一点、午前中に新里匠議員の質疑に福祉部長が、こども園の用地の変更があるだけでも大きな変更なので、予算の流用はできませんというふうに、補助金のね、流用ができないという回答をいただいていたという話をされましたね。いただいていると。今回のし尿等処理施設の移転事業、これ用地も違いますね。造る設備も違いますね。予算規模も違いますね。予算規模が違うというのは補助金額が違うということですね。やる内容全体が違いますね。それでも防衛省と折衝をなさっているということですよ。私からすると、可能性は非常に薄いと思います。これ1か月間、調査特別委員会で言い続けていますが、大丈夫というふうに言っていますよね。福祉部長の答弁から考えても、圧倒的に不利な状況だと思うんですね。それでも大丈夫ということに対するお答えをいただきたい。

◎副市長（伊川秀樹君）

濱元雅浩議員おっしゃるとおり、財政調整基金、家庭で言えば預貯金に当たる、非常に大切な大切な財源でございます。ご承知のように、財政推計ということですので、今年度の当初予算をベースに、今ある制度を制度として、それを基本として将来の財政推計を行っている中において、コロナ禍といえども財政調整基金の崩し方、一般家庭で言えば預貯金の崩し方がちょっと早いんじゃないかというご意見、ごもつともだと思います。そこら辺踏まえてですね、今後コロナ禍とはいえ、どのような財源がほかにあるのか、そこも含めて、事業するには財源を確保、財政調整基金の使途等についてはきちんと対応してまいりたいと思っております。

◎生活環境部長（友利 克君）

事業の目的が定まっていない事業をやる必要があるのかということでございますけども、事業の目的は将来的な下水道とし尿汚泥処理の共同化というのが大きな目標、目的であるということについては、ご承知のことだというふうに思っております。ですから、この将来的な共同化に向けて、今のうちから諸調査、検討業務というものをやっておかなければならない。例えばし尿汚泥関係の調査検討、あるいは下水道関係のですね、調査あるいは計画づくりといったものは今から手がけておかなければならないというところで、今回し尿処理関係の補正、それから下水道関係の補正があるというふうに考えております。

9月30日期限の防衛局との協議についてはですね、そのようなし尿と下水道との共同化を将来実現するためのですね、見直し作業を進めているところであるといったところを中心にですね、協議がなされるものと、協議をしていくものというふうに考えておりますけども、先ほど来申し上げておりますように、その最終の詰めの段階だということでもありますので、その辺についてはご理解いただきたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、9月30日期限の協議に必要な資料として、このし尿等基本検討業務があるかといいますと、今のところそれはない。ただ、し尿関係の調査、それから下水道関係の調査、こういうものを共同化に向けて予算を確保したところ、今後進めていくというような説明はしなければいけないというふうに考えております。

◎総務部長（宮国泰誠君）

専決処分の在り方についての考え方ということでございます。確かに臨時会と専決処分の期間があまりにも短かったというのは、我々としても今後は注意していかないといけない部分だろうというふうに思っております。しっかりとそういった予算措置に関しては原課との相談もしながら、適切な提案をさせていただきたいというふうに思っております。

(議員の声あり)

◎濱元雅浩君

まず、し尿処理からいきますけれども、生活環境部長ね、普通に共同化に向けていくのはご承知のとおりですと、今日そんなこと一言も言っていないと思うんですよ。まるでみんなが知っていることのように話を進めましたけども、この事業の目的が共同化に向けたもので、今下水道の補正にも出ている下水道計画の変更に係る、そのための事業なんですか。だということを私は今気づきましたけど。だから、下水道課からこういう資料があつて、もらつて、それで下水道計画の変更になるので、必要だからつくってくださいということで委託を出すという事業なんですか。だから、目的分かりづらいつて、分からないんですよ。分かりづらいつてじゃなくて。さっきの答弁、答弁が二転三転するから分からないいつて言っているんです。

(何事か声あり)

◎濱元雅浩君

だから、共同化に向けて下水道がね、今下水道計画の変更の予算を出していますよね。それに必要だから下水道課が環境衛生としてこれを、数字を出してくれというような内容で、別事業として新しくやっていますなら分かりますよ。それならそれで、そう説明してください。それなのか、し尿処理施設のね、今変更案を考えています、そこに、変更するために必要なデータなんですか、分からないいつて言っているんです。別事業だと言うんで、今私が言ったような変更案に対する事業ではないんですよ。であれば、下水道課から発注が来ている内容ですよとしか理解ができませんね。それとも、それでもない、全く何に向かっているのか分からない事業なのか。分からないんです。今後ね、文教社会委員会でもね、やられると思うんで、そこはしっかり議論になると思いますけど、私たちはそこに参加できないので、この場でまず知りたいんですよ。

もう一点、6月定例会前ですけど、変更、見直しを市長は表明しましたよね。それから防衛省といろいろな調整をされているとずっと言っていますよね。根本の問題ですよ。場所も変わります、物も変わります。調査特別委員会の中ではね、今の防衛省周辺整備予算のし尿処理施設という補助項目ではなく、下水道整備事業という別の項目でこれを流用するんだという話まで出ているんです。場所も違う、予算も違う、目的も違う、補助金の項目も違う、こんなの使えるんですか、本当に。逆に言うと、そんなものに時間をかけている必要があるんですか。ほかの補助金を探しに行ったほうがいいと思いますよ、私は。だから、聞いているんです。そういうあらゆる条件が違うものでも大丈夫ですという中で今交渉されていて、それが9月30日に提出したら大丈夫だろうと、そういうお考えなんですよとこのを確認したいんです。これ調査特別委員会でもご答弁いただけていないから、この議場でお願いしますと、そういうことを言っているんです。ぜひお答えください。

専決処分ですけどね、はっきりしたいので、観光商工部長はですね、これオーバーするので、予算確保をしたい旨、総務部長ですかね、市長ですよ、結局はね、にこれ多くなるので補正組まなきゃいけないよねという話はいつされましたか。7月30日の募集期限を過ぎてこの話をされたの、それ以前にされたのか。それを受けた市長は、どのような判断で7月29日の臨時会をスルーして8月2日に専決をされたのか。ここははっきりしたいので、ぜひご答弁願います。

◎市長（座喜味一幸君）

事業支援金の専決処分件でございます。この件につきましては、私も報告を受けまして、件数、事業費ともに大きくなるという報告を受けたことは事実であります。その中には若干問題等があって、法律上ちょっと検討しなければ支給の対象となるや否やというような課題等があるんで、速やかに整理をしたいというようなことで、できれば早めに議会に上げたほうがいいぞという話は形では残しておきました。ただ、今後反省しなければならないことは、新型コロナ関連については、議会のほうもスピード感を持ってやれということに理解をいただいているというような部分が、少し甘えの部分もあったのではないかと。今ご指摘を受けて、速やかな専決処分等に対しては議会の承認を取っていく必要があるというふうに思います。

（議員の声あり）

◎観光商工部長（上地成人君）

500件を超えると考えたのは7月15日以降だったと思いますので、日にちというのがはっきりと覚えてはおりませんが、7月15日から20日ぐらいの間だったと考えております。

◎生活環境部長（友利 克君）

共同化に向けて、市が説明をしたことがないということでございました。それはちょっと、いささか意外な点もありますけれども、改めて見直しを進める……進めている方向ですね、方向はし尿汚泥処理と下水汚泥等処理ですね、これを共同化するという方向での見直しを進めているところでございます。その共同化に向けては、上下水道と申しますか、下水道関係、それからし尿処理関係がそれぞれで取り組まなければならないことがある。これが今回補正として上程してありますし尿処理関係の補正、それから下水道関係の補正が一つの第1弾的な事業であると、取り組まなければならない事業だというふうに考えております。

（「これ方針転換しているんでしょう。そういうふうに答えていましたよ、市長」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時32分）

再開します。

（再開＝午後2時35分）

◎市長（座喜味一幸君）

基本的にはですね、これまで検討を進めてまいりました。その前に少し、これまでの事業の経緯、引継ぎ状況、管理等々の件において、ちょっと十分じゃない部分があって、議会の提案資料も混乱させた部分はおわびを申し上げないといけないと思っております。

それで、基本的にはですね、考え方がほぼ整理されてきておりますが、まずこれまでのし尿処理の方向性、非常に量が増えてきたんだけど、これまでバキュームカーが並んだりしたというような、いろんな問題があったのではないかとというようなこと等から、し尿処理施設の整備の検討が進んできて、伊良部案というのが確定したところをご案内のところでございますが、要約して説明申し上げます。1つは、今ま



でのし尿処理の大きな受皿の課題でありましたOD槽の問題、都市下水の処理センターの話ですが、そこで躯体のほうが出来上がっております。3基目でございますね。それで、早急にこのOD槽の供用開始を急ぐために機械類等の整備を急ぐということで、それについては速やかに予算を確保するという県との調整を鋭意進めてまいるといような考え方であります。

もう一つの既存のし尿等処理施設を活用した施設の整備ということで、今ほぼ方針を固めておりまして、維持管理等から含めて、やはり将来の受益者負担等々を考えましたときに、既存のし尿処理の機能の増進、整備等々、その中には大きな固形物の除却に係ること、それから脱水に係ること、それから油性分の除却に係ること、併せてこれまでの議論の中には単価という話等々もあったかと思いますが、大きくは今までし尿処理施設が運営されてきたこの4省協定の広域共同化という計画の見直し作業がありますので、基本計画等の浄水に係る分、下水に係る分の基本計画というものを整理をし、共同化に向けた作業を進めること。それから、各諸元等のこれから詰めに入っていくわけですが、基本的な設計諸元というものを整理していく、そういうものを通して、防衛省の予算についても大きなフレームを示しながら、この投入施設を中心とした整備の方針についてご説明をし、理解を求めて予算を確保していく、そのことが基本的な方針となっております。基本的な設計諸元、将来にわたる処理計画等の再チェック等含めて、これまでの事業の、いろいろと変遷してきておりますから、一時期は既存の投入施設に脱水装置等を造って十分ではないかという案で役所内が固まっていた時期もあります。それから、新たな方向として、この伊良部でのし尿等処理施設の建設も入っておりますが、そういうもの等も整理をして、一つの形が見えてきたので、速やかにそれを整理して事業の具体的な工程、事業費の明確化、それを進めていきたいと思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後2時40分)

再開します。

(再開＝午後2時41分)

◎市長(座喜味一幸君)

私も直接、大方の方針については防衛局とちょっと話をさせていただきましたけれども、この伊良部案を見直させていただく中で、行政としては事業の投資効率、それからできればイニシャルコストを考慮し、投資経費を下げていくというのは行政としては基本的には理解できる部分がある、速やかな方針を示してくださいというような話合いで、理解はある程度いただいておりますので、より具体的な設計方針を示しながら、ご理解をいただいて、できれば現在内示いただいております予算の流用等も含めてですね、検討をいただきたいなと思っております。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これで日程第1、議案第67号から日程第31、諮問第5号までの31件についての質疑を終了します。

次に、日程第32、認定第1号から日程第42、認定第11号までの11件について質疑を行います。議会運営に関する申合せ事項により、認定第1号、令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑は本会議では行わないこととなっておりますので、ご了承願います。

それでは、質疑の発言を許します。よろしいですか。認定に対する質疑はよろしいですか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これで日程第32、認定第1号から日程第42、認定第11号までの11件についての質疑を終了します。

以上で全議案の質疑を終結します。

ただいま議題となっております42件のうち、日程第1、議案第67号から日程第24、議案第90号までの24件及び日程第32、認定第1号から日程第42、認定第11号までの11件の計35件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。なお、議案第67号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いいたします。

お諮りします。日程第28、諮問第2号から日程第31、諮問第5号までの4件については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

お諮りします。日程第25、報告第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第25、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第3号))に対する討論の発言を許します。

◎濱元雅浩君

私は、反対の立場で討論をいたします。

これ専決処分するまでの間に議会を開催するいとまがなかったというふうには私は考えられませんので、反対をいたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

◎仲里タカ子君

では、私は賛成の立場で討論をいたします。

これは、事業者の支援のために宮古島市が独自に新型コロナ対策として予算を計上して、事業者を支援していきたい、これまで支援を受けることのなかった事業者に支援をしていきたいということが当局から提案をされて、その中で行われてきたものだと考えています。当初10万円だった応援助成金を1事業者20万円にすることが妥当だということが議会の意思でもありました。そのことから、早めにこれを支援して、事業者の支援をしていきたいという当局の、これが専決処分につながったものと考えます。よって、賛成いたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

報告第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））、反対の立場で討論いたします。

新型コロナ対策は確かにやれと、やってくれと言いました。10万円を20万円にしてくれということは確かに言いました。これは、やはり迅速に、新型コロナで苦しんでいる市民を、事業者を助けるということですね、10万円を20万円にして、その20万円を平等性の観点から広げたというところは評価をします。けれども、行政手続を飛ばしていいということはおっしゃっていません。しっかりと行政手続を経て、議会で審議をして、お互いに責任を持って、やはりその運営はしていくべきだと私は思うので、反対をいたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地 茜君

賛成の立場から討論させていただきます。

これは、6月定例会で10万円の給付を市が提案していたところを20万円にしたかどうかというところで、委員会を開いていろいろ議論を出したところ、当時は20万円にするというところ、私は反対をする立場ですね、発言をさせていただきました。当時は財政調整基金を使って1億円にしたかどうかという話を、財政調整基金は限りがあるということもそのときにお話しさせていただいて、結局これ20万円ですというところになってきた際には、市長の執行権を侵すことにもなりかねないので、当初の予定10万円を守る形でやってもらえないかという立場でしたけれども、これが通って、今500業者の想定が1,200業者、そして予備費の予定だったところが、1億1,000万円超えるということで1億8,000万円ですね、になるということで、今回財政調整基金という、いろいろな変更が起こってきて現状になっていると思うんですね。これをまたここで通さないということになると、6月定例会でも混乱する形、今回も混乱する形で、つながるような変遷で来ていますので、これ以上の混乱がない形で、行政運営に影響がないような進め方をさせていただきたいと思っておりますので、これに関しては、私はぜひ通していただくというところで、賛成の立場でお願いしたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより報告第16号を挙手により採決します。

(「議長、休憩お願いできませんか」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

どれぐらい休憩しますか。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

今年後2時50分ですから、午後3時5分まで休憩します。

(休憩=午後2時51分)

再開します。

(再開=午後3時13分)

市長より発言したい旨の申出がありますので、これを許します。

◎市長(座喜味一幸君)

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)の宮古島市事業者応援助成金事業、この事業につきましては、大変効果があるという評価を受けているところであります。今日討論がなされていた中で、やはり私どもスピード感を持って事業者を支援するという前のめりの部分があったことは、ちょっとおわびしなければならない。大きな事業効果があるとはいえ、議会の十分な了解を受けながら、理解を受けながら予算執行することは当然だというふうに思っております。こういう意味で、今回専決処分といたしましたけれども、できる限りスピード感を持って、できるだけ議会に上程する、審議をいただく、そういうことを旨として、議会運営を進めてまいりたい。これをよろしくご理解をいただきたいと思っております。

◎議長(山里雅彦君)

これより報告第16号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手多数であります。

よって、報告第16号は承認されました。

お諮りします。本日議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後3時16分)

令和 3 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 14 日 (火) 3 日目

(一 般 質 問)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

令和3年9月14日（火）午前10時開議

日程第 1 議案第91号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）  
〃 第 2 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月14日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後5時30分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	與那覇勝重君
副市長	伊川秀樹〃	消防長	羽地淳〃
企画政策部長	垣花和彦〃	企画調整課長	石川博幸〃
総務部長	宮国泰誠〃	総務課長	砂川勤〃
福祉部長	下地律子〃	財政課長	国仲英樹〃
生活環境部長	友利克〃	教育長	大城裕子〃
観光商工部長	上地成人〃	教育部長	上地昭人〃
産業振興局長	宮國範夫〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
建設部長	大嶺弘明〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
農林水産部長	平良恵栄〃	農業委員会事務局長	渡真利忍〃
上下水道部長	兼島方昭〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

議 案 付 託 表

令和3年9月14日（火）第7回定例会

委員会名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第91号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和3年9月14日（火）

9月10日	座喜味一幸市長から今定例会に付議すべき追加議案、「議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）」の送付があった。
9月13日	<p>議会運営委員会が開催され、追加議案、「議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）」の取扱いについて諮問したところ、本日の会議において一般質問前に、議案上程、説明、議案に対する質疑、委員会付託を行うことと決した。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による追加議案、「議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）」の事前説明が行われたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>全員協議会終了後、当局からの申出により、追加議案、「議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）」について事業内容の説明、及び質疑が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	<p>16番 我如古 三 雄 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染防止対策について</p> <p>①世界最悪の感染地におけるロックダウン相当の規制について伺う。</p> <p>②観光客の緊急事態宣言期間中来島中止について伺う。</p> <p>③時短要請に応じない店舗の現状と対処策について伺う。</p> <p>2. 防衛省に対する平良港の港湾使用不許可について</p> <p>①港湾使用不許可、物資搬入妨害の真意について伺う。</p> <p>②物資の搬入は国防上の観点から極めて重要であり、不許可としたのは防衛省のコロナ対策において詳細に調査確認した結果に不備が生じたための判断なのか、市長の見解を伺う。</p> <p>3. 上野庁舎跡地を分譲住宅用地としての整備について</p> <p>①庁舎及び敷地一帯の管理体制について伺う。</p> <p>②解体後の庁舎跡地を分譲住宅用地としての整備について伺う。</p> <p>4. 宮古島市の長期財政ビジョンについて</p> <p>①本市における健全化判断比率について伺う。</p> <p>②主要財源となる普通交付税の今後について伺う。</p> <p>③不測の事態に対応するために一定の基金の確保は重要と考えます。安定した基金の確保に向けた今後の取組について伺う。</p> <p>5. 宮古島市総合体育館建設について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 農業振興について</p> <p>3. 港湾機能整備事業について</p> <p>4. 港湾事業について</p> <p>5. 水道事業について</p>	<p>①建て替えに向けた基本構想、基本計画及び耐力度調査はどのようになっているのか進捗状況について伺う。</p> <p>②市民のスポーツ振興を図る観点から早急な建て替えが必要と考えます。建て替えについては国も大筋で認めており、今後の整備計画について市長の見解を伺う。</p> <p>1. 台風6号による農作物の被害状況について</p> <p>①主な農作物の被害額について伺う。</p> <p>2. 伊良部島地下ダム農業用水の稼働について</p> <p>①現在における進捗率と今後の計画について伺う。</p> <p>②Ⅲ型給水所増設要請について伺う。</p> <p>1. 平良港総合物流センター整備事業について</p> <p>①総合物流センターのストック機能の強化に伴い市民生活に期待される効果について伺う。</p> <p>②現在における進捗率と供用開始について伺う。</p> <p>1. クルーズ船受入れ施設について</p> <p>①クルーズ船の今後の入港計画について伺う。</p> <p>②借入金返済に伴う償還計画について伺う。</p> <p>1. 袖山浄水場の硬度低減化施設の更新について</p> <p>①更新事業の進捗状況と今後の計画について伺う。</p> <p>②施設の更新に伴い市民生活において期待される効果について伺う。</p>
2	21番	1. 市長の政治姿勢について	1. 伊良部佐良浜地区の整備について

順位	発言者	発言事項	要旨
	佐久本 洋介 君  【質問方式】 一問一答方式  【質問場所】 質問席のみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>①急傾斜地の整備について</li> <li>②土砂災害警戒区域の防災について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 道路網の整備について</li> </ul> </li> <li>③都市計画区域への編入について</li> <li>④集団移転について</li> <li>⑤住民説明会について</li> <li>⑥地域特有の景観の保全・活用をどのように行っていくのか</li> </ul> <p>2. 伊良部地区観光地総合整備事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①観光振興の進捗状況は？</li> <li>②牧山公園の整備について</li> </ul> <p>3. 新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①小・中生徒の感染状況について</li> <li>②教職員・保育士等のワクチン接種状況について</li> <li>③コロナ抗原検査キットの配布について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 誰が検査を行うのか</li> <li>イ. 検査後の対応について</li> </ul> </li> </ul>
3	3番 島 尻 誠 君  【質問方式】 一問一答方式  【質問場所】 質問席のみ	1. 福祉行政について	<p>1. 障がい者福祉について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市役所庁舎の障がい者専用駐車場の屋根の設置について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 総合庁舎玄関横に障がい者専用駐車場があるが、建物入り口より距離もあり利用者からも改善を求める声も届いている。早急な対応が望まれるが見解を伺う。</li> </ul> </li> <li>②福祉施設から要請のあった対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 先日、障がい者の社会生活を考える会からの要請について当局の対応、見解を伺う。</li> </ul> </li> </ul> <p>2. コロナウイルス感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①PCR検査場については現在宮古空港、下地島空港の2か所において設置</li> </ul>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>され、多くの市民、そして宮古島を訪れる観光客等の検査が連日行われるようになっているが、新たな検査場設置については検査体制の拡充につながると思うが、見解を伺う。</p> <p>②学校現場における検査体制について伺う。</p>
		2. 用水路等改善事業について	<p>1. 良田橋（島尻地区）排水路改善事業について</p> <p>①先日、島尻自治会から要請のあった島尻良田橋をまたぐ排水路の環境改善を目的とする事業化について伺う。</p>
		3. 環境行政について	<p>1. 池間湿原（イーノブー）の海水化への復元について</p> <p>①淡水化により議会で野その発生源となることをこれまでも指摘し、改善策を提案してきたところです。ツツガムシ病の発生が池間地域に限定されるだけに人的被害が進行する前に、今後、湿原を海水化に向けて取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺う。</p>
		4. 平和行政について	<p>1. 平良港の管理体制について</p> <p>①先月12日、危険物等の搬入について、市長は不許可の判断をしました。住民合意形成がないままの危険物の搬入、説明責任を果たせていない中での危険物の搬入は市民感情に油を注ぐようなもの。市長の判断は非常に意味があるものと考えます。地域住民の理解が得られない現状を、港湾を管理する本市として見解を伺う。</p>
		5. 農畜水産業について	<p>1. 団地牛舎で育成期間を終えた農家の今後について</p> <p>①団地牛舎を利用されている農家の皆さんが、契約期間の5か年を経過した後</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>6. 農地転用・開発行為について</p> <p>7. 道路行政について</p>	<p>の支援について当局のプランを伺う。</p> <p>2. 優良繁殖雌牛奨励事業について</p> <p>①今年度申請状況について</p> <p>3. 上野リサイクルセンターの現在の稼働状況について伺う。</p> <p>4. 新たな堆肥センターの設置について</p> <p>1. 開発が進む海岸線・農地の転用等について</p> <p>①城辺地区リゾート開発に伴う農用地除外について伺う。</p> <p>②開発行為に伴う農地転用申請・許可について伺う。</p> <p>1. 公道等の環境整備について</p> <p>①県道230号線から島尻集落へ入る市道について</p> <p>②県道83号線から島尻バタラズ農免農道までの市道について</p>
4	<p>5番</p> <p>狩俣勝紀君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 農業行政について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 狩俣地区圃場再整備について</p> <p>①排水不良による耕土流出等見直し事業実施についてお伺いします。</p> <p>2. 葉たばこ廃作農家支援について</p> <p>①新規園芸作物栽培生産資材・サトウキビ生産資材ハーベスター等の取得支援についてお伺いします。</p> <p>1. 宮古馬の今後の飼育計画について</p> <p>①宮古馬の現在の頭数と今後の飼育繁殖計画活用についてお伺いします。</p> <p>2. 島尻断層の維持管理について</p> <p>①現在の維持管理状況についてお伺いします。</p> <p>②特色ある地域の教育素材としての活用についてお伺いします。</p> <p>3. 文化財について</p> <p>①旧宮古神社跡地にある宮古三大事業記念碑他についてお伺いします。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 土木建築行政について</p> <p>4. 上水道行政について</p> <p>5. 観光行政について</p>	<p>1. 宮古島メインストリート位置づけ整備について</p> <p>①漲水（平良）港から新宮古島市役所までの通りを宮古島メインストリートと位置づけ、宮古島の歴史を物語る通りとして整備活用についてお伺いします。</p> <p>2. 宮古島の自然景観の保全と利活用について</p> <p>①宮古島の景観条例等で自然景観エリア設定についてお伺いします。</p> <p>1. 宮古島市上水道供給計画について</p> <p>①現在の需要と供給量の状況、今後の計画についてお伺いします。</p> <p>②定流量弁の設置についてお伺いします。</p> <p>③伊良部既存上水道施設活用についてお伺いします。</p> <p>1. 観光入客目標と今後の観光施設整備計画について</p> <p>①効果的な観光入客数の設定についてお伺いします。</p> <p>②レンタカー増による交通事故抑制についてお伺いします。</p> <p>③ウインディまいばまの駐車場拡張についてお伺いします。</p> <p>④安心安全な観光地・観光産業についてお伺いします。</p>
5	<p>17番 下 地 勇 徳 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <p>①ワクチン接種率について（国、県、市）</p> <p>②ワクチン接種を受けられない方への対応について</p> <p>③ワクチン接種を2回受けた方、もしくは受けられない方への証明書やリスト</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 農業行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>バンドなどの配付について</p> <p>2. 3月定例会でさとうきび収穫管理支援事業について市長の見解は</p> <p>3. 農産物加工場、屋台村について</p> <p>4. 旧平良庁舎の後利用について</p> <p>1. 伊良部、池間、来間大橋の駐停車車両について</p> <p>2. タクシー乗り場の整備について（ファミリーマート宮古西里大通り店東側）</p> <p>3. 観光地の駐車場の整備について</p> <p>1. 添道農免道路（クリーンセンター東より下崎～西原線まで）の清掃及び不法投棄について</p> <p>1. オンライン授業について</p> <p>①教員へのオンライン授業やタブレット端末の使用方法などの研修はどのように行われているのか</p> <p>②不登校の児童生徒へのタブレット端末配付について</p>
6	<p>14番</p> <p>下地信広君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 道路行政について</p>	<p>1. 敬老祝金について今年度振込での支給となっていますが、振込支給になった経緯についてお伺いいたします。</p> <p>2. 農林水産業に携わる方々の所得向上に向けた取組について市長の見解をお伺いいたします。</p> <p>3. 下地島空港北側の周辺道路ワンセブンエンドエリアについて全面通行止めを実施してやがて3年が過ぎようとしています。地域住民に大変な不便を来しております。そこで下地島空港の適正管理について市長の見解をお伺いいたします。</p> <p>1. 下地島空港から佐和田の浜に抜ける道路の補修、歩道の設置はできないものかお伺いいたします。</p> <p>2. 道路端、歩道の清掃について、どのタ</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 高齢者の移動手段について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>5. 福祉行政について</p>	<p>イミングで清掃に着手しているのか。市民からの訴えなのか？パトロールなのかお伺いいたします。</p> <p>3. 宮古第2給油所から宮古高校野球場に向けての歩行の安全対策についてお伺いいたします。</p> <p>1. 高齢化や単身世帯の増加、地元小売業（マッチャ）の廃業により高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる方々、いわゆる買物難民、買物弱者について当局の見解をお伺いいたします。</p> <p>1. 家庭教育コーディネーターの役割についてお伺いいたします。</p> <p>2. 新型コロナウイルスにより島外への渡航が厳しい中、ウェブ研修等が急速に普及している現状の中を踏まえて伺う。 各公民館、働く女性の家の研修室へのWi-Fiの整備は急務だと思いますが見解をお伺いいたします。</p> <p>1. 身体障がい者等に対する種別割の減免について 宮古島市税条例第90条に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持った方は軽自動車税の減免が受けられるとうたわれており、同施行規則第12条では障害の区分を15障害区分に分けていますが、特定疾患指定難病が入っていません。そこでお伺いしますが、特定医療費受給者証を持っている方々をも減免できるよう条例の改正をお伺いいたします。</p> <p>2. 断らない相談支援について、ひきこもりや介護、貧困など様々な分野をまたぐ複合的な課題を抱える家庭に対し、市区町村がワンストップで対応できるよう国</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 佐良浜スポーツセンターについて</p> <p>7. 横嶽市営住宅について</p>	<p>が支援する改正社会福祉法が去年可決成立され今年の4月から施行されています。そこでお伺いしますが、改正法では自治体の縦割りの弊害をなくし断らない相談支援を目指していますが、宮古島市が策定した第3次宮古島市地域福祉推進計画にどのように活かされているのかお伺いいたします。</p> <p>3. 重度心身障がい者、障害児医療費の現物支給について、家族の負担軽減に向けて現物給付ができないものかお伺いいたします。</p> <p>1. 前政権下では、スポーツセンターの活用については普通財産に移行した上で有効利用できるよう検討すると言ったり、老朽化に伴い取り壊すと答弁していますが、現在どのような状態なのかお伺いいたします。</p> <p>1. 横嶽市営住宅の雨戸の取付けについて、令和2年9月定例会での建設部長答弁では、取り付ける旨の答弁がありましたはまだ取り付けていないようですので、遅れている理由をお伺いいたします。</p>
7	<p>1番 下 地 茜 君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市民行政について</p> <p>2. 情報政策について</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策について</p>	<p>1. 意見箱の設置について伺う。</p> <p>①意見箱に投函された意見はどのように活用されているか。</p> <p>②各出張所への設置が可能か。</p> <p>1. ごみの出し方が複雑で分かりにくいという声がある。クリーンセンターの施設ホームページを独立して設けるなど、市民に分かりやすい情報提供の検討が可能か伺う。</p> <p>1. 感染力が強い「デルタ株」では、子育て中の家庭で感染するケースが報告されている。市の取組を伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 高齢者支援について	<p>①学校現場で児童生徒に陽性者が出た場合の対応。</p> <p>②保護者が新型コロナウイルスに感染して入院するなどして、子供の世話ができなくなった場合、島内の宿泊施設で預かる検討をしているとのことだったが、その後の状況を伺う。</p> <p>2. 自宅療養者について県が実施する生活用品が届くまでの補助的な支援として、沖縄県内の幾つかの市町村では食料や日用品の支給、買物代行など独自の支援に取り組んでいる。宮古島市での独自の取組の検討があるか伺う。</p> <p>3. 県の新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業を活用したPCR検査について、検査窓口を増やすことが可能か伺う。</p> <p>4. ワクチン接種に当たり重い副反応が出た際に諸経費を支給する予防接種健康被害救済制度について伺う。</p> <p>①相談があった件数。</p> <p>②申請があった件数。</p> <p>5. ワクチンの接種歴及び72時間以内のPCR検査等の陰性証明をもって島内特典を受けるなどする需要喚起策は、石垣島で既に開始しており、沖縄県でも導入検討の声が上がっている。宮古島市でも取組の検討があるか伺う。</p> <p>1. 敬老祝金について、本年度より支給方法が口座振込に変更になったことについて伺う。</p> <p>①口座振込となった経緯について</p> <p>②口座振込を行うシステムの概要について</p> <p>③外出が困難なため口座情報の提出が難</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 平和行政について	<p>しく、申請を諦めるお年寄りのケースがあると聞くが、可能な支援体制の検討はあるか。</p> <p>1. 保良に建設中の射撃訓練場について伺う。</p> <p>①宮古島の地下水など自然環境及び市民の健康への影響を最小限にするため、実弾射撃訓練では当然に無鉛弾を使用すべきものとするが、市の見解を伺う。</p> <p>②射撃訓練場で使用される弾丸について、市は使用する弾丸の材質を把握しているか。</p> <p>③保良訓練場敷地は20ヘクタールに僅か1ヘクタール満たないとして環境影響評価を行っておらず、自主的環境アセスメントもなされていない。重金属による汚染があったとき、要因の特定に不可欠な近辺地下水の定期的な測定の実施が、市において検討可能か伺う。</p> <p>2. 宮古島市港湾施設管理条例（条例第186号）第18条には、禁止行為として「爆発物その他の危険物を荷役するために係留施設を利用し、これらの物件を積載した船舶を係留すること」とある。</p> <p>①陸上自衛隊による弾薬搬入が予定されているが、爆発物である弾薬を市管理の港湾において荷役することについて、市の認識を伺う。</p> <p>②令和3年3月定例会において市長は「地元の理解を得ない強硬な配備については反対」と述べているが、この考えは現在も変わらないか。市長の見解を伺う。</p>
8	8番	1. 市長の政治姿勢について	1. 宮古島市の均衡ある発展について

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>平 良 和 彦 君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>①台風時の停電が市街地と城辺地域とでは頻度の違いがあるがその原因と対策等についてお伺いします。</p> <p>②通信網の情報格差が各地域ごとに顕著に表れていると考えますが当局の見解をお伺いします。</p> <p>2. 県道78号線（通称城辺線）の片側2車線の延長について</p> <p>①郡農協前交差点から中休給油所の野原越交差点まで実施できないのかお伺いします。</p> <p>3. 東平安名崎公園の整備について</p> <p>①国から史跡名勝天然記念物にも指定されており、またすばらしい景勝地でもある公園内を整備できないのかお伺いします。</p> <p>②海岸沿いにある転落防止用の手すり等が破損しており大変危険で景観もよくないので早急に修復できないのかお伺いします。</p> <p>4. 宝塚医療大学の宮古島キャンパス設置について</p> <p>①キャンパス設置に向けての進捗状況についてお伺いします。</p> <p>1. 砂川保育所及び認定こども園について</p> <p>①砂川保育所の再開園後の状況及び今後の運営についてお伺いします。</p> <p>②砂川こども園設置についての取組状況についてお伺いします。</p> <p>1. G I G Aスクール構想教育 I C T環境整備の充実について</p> <p>①G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備の進捗状況についてお伺いします。</p> <p>②学校等における高速大容量の通信ネッ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>トワークのICT環境整備についてお伺いします。</p> <p>2. 宮古島市平良多目的屋内運動場の天井修復について</p>
9	<p>13番 前 里 光 健 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 生活環境行政について</p>	<p>1. 自衛隊物資搬入に係る平良港使用不許可について</p> <p>先月、陸上自衛隊が保良の陸上自衛隊保良訓練場へ物資の搬入を行う予定であったが、座喜味市長は平良港の使用許可を出さなかったため搬入することができなかった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①平良港の使用を認めなかった経緯と理由について伺う。</p> <p>②使用許可を出す要件（条件）について伺う。</p> <p>1. し尿等処理施設整備事業について</p> <p>し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会が開かれた。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①調査特別委員会からの質問事項への回答書で「投入施設（貯留槽）をフル活用すれば問題（搬入制限が設けられているという問題）を解決することは可能」と回答しているが、その根拠について伺う。</p> <p>②現行の伊良部佐和田へのし尿等処理施設整備は防衛省予算を活用し、計画が進められてきた。しかし市長は、見直し案を策定する中で、新しい計画に基づいた施設整備に前述の防衛省予算をスライドする前提で検討を進めている。防衛省予算をスライドできると考えている根拠について伺う。</p> <p>③令和3年度一般会計補正予算（衛生費、し尿処理費、委託料）し尿等処理施設</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 教育行政について</p> <p>4. 生活環境行政について</p>	<p>整備事業委託料の予算について伺う。</p> <p>1. 旧宮原小学校の跡地利用について 宮原小学校は2015年に廃校となった。その後、築年数の浅い元の幼稚園舎や体育館は市民や鏡原小中学校によって利用されているが、全体的な跡地利用は進んでいない状況である。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①旧宮原小学校の跡地利用が進まない理由を伺う。</p> <p>②旧宮原小学校の跡地利用の方向性について伺う。</p> <p>③旧宮原小学校の跡地利用に向けて地域とはどのような連携を考えているか伺う。</p> <p>2. GIGAスクール構想について GIGAスクール構想が始まり、本年度4月から市内小中学生1人1台のタブレットが配付され、学校活動や自宅学習で活用されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①夏休み期間中にタブレットを活用して自宅学習に取り組んだ学校もあると考える。タブレットを活用した自宅学習におけるインターネット環境の課題を伺う。</p> <p>②学校によって大人数でタブレットを使用するとインターネット回線が弱くなり、タブレットが十分に活用できない状況があるため、前回6月定例会で改善を求めた。当局からは「学校内のインターネット環境強化に向けて回線の調査を行う」との答弁があった。調査結果の内容やインターネット環境強化に向けた今後の取組について伺う。</p> <p>1. インターネット環境強化に向けた整備</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>について</p> <p>超高速ブロードバンド環境整備促進事業が2020年度に完了し、市内全域で高速通信が利用できるようになった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①超高速ブロードバンドが整備されたが、通信速度（Wi-Fi環境）にばらつきがあり、インターネット通信環境の改善が必要であるとの声が多々ある。この状況についての当局の見解を伺う。</p> <p>②インターネット通信環境の改善に向けて市が中心となって進める必要があると考えるが、当局の見解について伺う。</p>
10	<p>15番 砂 川 辰 夫 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 農業行政について</p> <p>2. 観光行政について</p>	<p>1. 宮古島市の肉用牛の現状と今後の振興策について</p> <p>①市における肉用牛の現状について</p> <p>②宮古島市が実施している優良繁殖雌牛の事業について</p> <p>ア. 実施状況と実績について伺う。</p> <p>イ. 令和元年の実績で、事業対象農家数1頭当たり補助金交付額、この事業による増加頭数について伺う。</p> <p>期首頭数（1月？頭）＋保留または導入頭数（？頭）＝期末頭数（12月？頭）</p> <p>③今後の肉用牛振興策について</p> <p>ア. 肉用牛の振興を促す具体的な支援策があるのか伺う。また、その支援策をどのように進めていくのか市長の見解を伺う。</p> <p>1. 観光地の保全と整備について</p> <p>①保良泉の周辺海域の保全について伺う。</p> <p>②保良住民の「環境を守る会」が提出し</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 座喜味市長の市政運営について	<p>た要請書の取扱いについて伺う。</p> <p>③漁業者と観光客との共存について伺う。</p> <p>④重要な文化遺産であるパンプキンホールの保存について伺う。</p> <p>1. 市長の防衛に対する政治姿勢について</p> <p>①保良訓練場の弾薬庫に弾薬が搬入されていない現状について伺う。</p> <p>②弾薬搬入に関し、市民の安心・安全のためにと公表を言及していますが今後も全て公表を求めていくのか伺う。</p> <p>③今回の艦船の港湾使用申請について不許可とした理由を伺う。</p> <p>④艦船に限らずこれまで、港湾使用を不許可とした事例と件数について伺う。</p> <p>⑤不許可とした理由が、新型コロナウイルスの緊急事態宣言や蔓延防止のためと理解しているが、その期間中における入港した船数について伺う。</p> <p>⑥今後防衛省は、弾薬の搬入を再計画としたいと思います。港湾使用の条件を具体的に伺う。</p> <p>⑦3月定例会から再三質問している宮古島駐屯地正門前の職業差別的なのぼり・横断幕の撤去について、容認の立場から撤去するお考えは？</p>
11	<p>2番 仲 里 タカ子 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 地下水の水質について</p> <p>2. 高齢者福祉について</p>	<p>1. 更竹C井戸の塩化物イオンについて</p> <p>①直近の塩化物イオン濃度と健康に与える影響を伺う。</p> <p>②原因と対策を伺う。</p> <p>1. 敬老祝金の支給方法について</p> <p>①今年から、敬老祝金が口座振込になった理由を伺う。</p> <p>②前年度、祝金を受け取らない（受け取れない）敬老者数を伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 市民行政について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>1. 新庁舎のバリアフリーについて</p> <p>①東側保健センター前の車椅子駐車場に「屋根がなくて天気が悪いとき困る、西側に設置された車椅子駐車場は屋根があるが入り口に案内表示がない。介助呼び出しボタンの位置が遠くて使いづらい」等の当事者の声がある。改善できないか伺う。</p> <p>②ヘルプマークを車椅子駐車場に表示してほしいと要望してきたが、実現しない。できない理由を伺う。</p> <p>1. 新庁舎で迷う市民への対応について</p> <p>①高齢者や障がいのある方のために、市でできる支援方法はないか伺う。</p> <p>2. 市民ボランティアセンターの設置について</p> <p>①市民や地域のためにボランティア活動をするグループや団体に活動支援として拠点（市民ボランティアセンター）、支援員を配置できないか伺う。</p> <p>3. PCR検査体制拡充について</p> <p>①長引くコロナ禍の中でPCR検査場の拡充、検査が安価でいつでもできる体制が望まれている。検査体制の確保と検査料金の補助はできないか伺う。</p> <p>②コロナ陽性者で自宅待機を余儀なくされている市民への支援について</p> <p>1. コロナ禍における学びの保障について</p> <p>①小学校は2学期が先送りとなっているが、子供たちの学びの保障について伺う。</p> <p>②学校でのコロナ感染者が増加し、教員の負担も大きくなっているのではないかと。現場の状況と教員への支援について伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 平和行政について</p> <p>7. 下水道事業について</p>	<p>③女子生徒のための生理用品をトイレ トペーパーと同様に配置することは できないか伺う。</p> <p>2. 廃校の管理について</p> <p>①学校の統廃合によって、無人化した学 校の管理状況（管理費用と管理体制、 今後の計画）について伺う。</p> <p>1. 保良弾薬庫への弾薬搬入について</p> <p>①8月に搬入予定とされた弾薬の搬入に ついて、弾薬の種類、量、搬入経路等 の説明があったか。また、地域住民へ の説明は行われていないことについて 市長の見解を伺う。</p> <p>②爆発物・その他の危険物を積載した船 舶が入港しようとするときは港外で市 長の指揮を受けなければならないと条 例で定めている。この条例の趣旨は市 民の命と財産を守る使命が市長にある からだと考える。見解を伺う。</p> <p>1. 令和2年度から公営企業会計となった 公共下水道について</p> <p>①公共下水道計画面積の整備率と計画内 人口での普及率、接続世帯数を伺う。</p> <p>②公共下水道運営について国が示す 「10年概成」の目的と内容について伺 う。</p> <p>③沖縄県下水道課が進める美ら水プラン の広域化・共同化に沿って宮古島市も 「し尿処理の共同化」を進めることに ついての見解を伺う。</p>
12	<p>7番 平 百合香 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症 対策について</p>	<p>1. 本市における家庭内感染の状況とその 対応について</p> <p>①病児、病後児保育の現状</p> <p>②入院、自宅療養、宿泊施設療養の判断 基準とその流れ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 宮古島市未来創造センターについて</p> <p>3. 学校給食について</p> <p>4. 航空貨物量の増大について</p> <p>5. 市長の政治姿勢について</p>	<p>③宿泊施設療養の現状と自宅療養の現状、それに対する市の対応</p> <p>2. 学校におけるコロナ対策について</p> <p>①学校現場での感染症対策の状況</p> <p>②感染者が出た場合の措置</p> <p>1. 宮古島市未来創造センター休館に伴う市民サービスについて</p> <p>①宮古島市未来創造センター図書館の利用状況</p> <p>②ブックスタートの実績</p> <p>③休館中の市民サービスの取組状況と今後の対応について</p> <p>1. 給食費無償化に伴うアレルギー児への対応について</p> <p>①現在の状況と市の対応</p> <p>2. 旧郡部の学校と市街地の学校の給食費の差額について</p> <p>1. 航空貨物物流拠点（仮称）について本市の見解を伺う。</p> <p>1. 内示を受けている国庫補助の確保について見解を伺う（し尿処理）。</p>
13	<p>19番 上地廣敏君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. サトウキビのトラッシュ残渣処理施設整備について</p> <p>2. 宮古島市事業者応援助成金について</p> <p>①漁協組合員に対する追加支援について伺う。</p> <p>3. 外国漁船操業等調査・監視事業について</p> <p>①継続の可能性はいかに</p> <p>4. 与那覇前浜及び西浜崎の海浜浸食被害対策について</p> <p>5. コロナワクチン接種における料金徴収について</p> <p>6. 下地老人福祉センター跡地利活用計画を伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			7. 道路改修について ①市道A-78号線と県道平良新里線の間 (路線名なし) 隅切りして拡幅する計画はないか? 8. 荷川取漁港に整備されている防暑施設の拡充について
14	4番 友利光徳君  <b>【質問方式】</b> 一問一答方式 <b>【質問場所】</b> 質問席のみ	1. 農業振興について  2. 総合庁舎建設について  3. 職員管理について  4. 倫理規程について  5. 障害者事業所支援について	1. さとうきび収穫管理支援事業について 2. 違反農地の現状について(直前10年間) 3. 原状回復終了農地は何件(直前10年間) 4. 原状回復が不可能な農地は何件(直前10年間) 5. 原状回復できない理由(松原地区) 6. 農地法による罰則の執行例について 7. 農業委員の職責と役割について 1. 竣工届け日について(いつ) 2. 検査日、検査結果通知について(いつ) 3. 請求書提出日、受理日について(いつ) 4. 支出負担行為について(いつ) 5. 地域外労働者の当初計画と実績の差額について 6. 内容変更協議書について(協議書実在するか) 7. その増額に充てた理由とその時期、充てられた会社その他詳細について 8. 完成図書には4億9,744万9,000円について 9. 議会答弁精査確認について 1. 職員の研修について 2. 職員の勤務態度について 1. 規程の有無について 2. 規制している職員の行為 3. 第3条禁止行為について 4. 過去10年(直前10年)での利害関係者との実数 1. 施設建設について(さしば)

順位	発言者	発言事項	要旨
		6. 農村課題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 福嶺団地建設時期について</li> <li>2. 専門職人材育成について</li> <li>3. 農業大学卒の採用で農村を支える人材育成について</li> <li>4. 集落機能強化について</li> <li>5. 半農半X実践者ら支援について</li> </ul>
		7. 道路行政について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 荷川取1号線の進捗状況について</li> <li>2. 危険箇所（ブロック塀）周辺の早期着工について</li> </ul>
		8. 畜産関係における各種補助事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 採択から事業廃止に至るまで事務の流れについて</li> <li>2. 改善計画内容の説明について</li> <li>3. 再開時期を明確に示せ</li> <li>4. 財産処分申請の提出はされているかについて</li> <li>5. 補助金返還について</li> </ul>
		9. 畜産振興について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 優良繁殖雌牛奨励補助金の大幅増額実現について</li> <li>2. 新規就労者に対する資材補助実施について</li> <li>3. 特定地域経営支援整備事業の将来性について</li> </ul>
		10. ごみ収集運搬委託契約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 欠格要件（委託の基準）について</li> <li>2. 実務責任者講習等の修了書の扱い方について</li> <li>3. 各種保険料、労働保険加入証について</li> <li>4. 組合加入促進に市側のアドバイス（参入）について</li> </ul>
		11. 教育行政について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 小、中学校、高校生のワクチン接種状況</li> <li>2. 修学旅行について</li> <li>3. 福嶺小学校の存続について</li> <li>4. 城東中学校のプール建設について</li> </ul>
		12. 農振地域除外について（狩俣自治会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 狩俣、中ノ原土地改良地内の字有地について</li> </ul>



順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>倍になるという算定根拠の見直しについて伺います。</p> <p>③貯留槽の適切な使用法について伺います。</p> <p>④組合の実証実験について伺います。</p>
16	<p>12番 高吉幸光君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 審査請求について</p> <p>2. 新総合博物館と若者の居場所づくりについて</p> <p>3. サシバサミットについて</p>	<p>1. 6月定例会で取り上げた件について、6月25日に再弁明書が市長から提出なされ、7月14日には当事者により意見書が提出となっている。</p> <p>①6月の質問後の流れを端的にご説明ください。</p> <p>②市としてどのように解決を図るのか？</p> <p>1. 新総合博物館について 2018年度に「新総合博物館建設用地選定委員会」を設置。2019年度に用地選定し2020年度に用地確保と基本設計。2022年度に実施設計、2023年度から建設工事を進め、2024年度に外構工事を実施する予定。</p> <p>①現状のスケジュールは？</p> <p>②宮古島市未来創造センターに予定されていたプラネタリウムのドームを新総合博物館に設置できないか？</p> <p>③次の質問につながるが、わいわいできる多目的体験スペース設置を</p> <p>2. 若者の居場所づくりについて 令和2年3月定例会で取り上げた「中高生の秘密基地b-1 a b (ビーラボ)」</p> <p>①宮古島市未来創造センターや博物館を活用して中高生の居場所づくりができないか？</p> <p>1. 10月16日～17日に開催予定の国際サシバサミット</p> <p>①予定どおり開催か？</p> <p>②寒露の渡りについて説明を</p>



順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. 新型コロナウイルスについて</p> <p>5. 声優による読み聞かせイベントについて</p> <p>6. ヤギ肉メニューの開発について</p>	<p>③オンライン参加もできるようですが？</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症陽性者の自宅療養者に対するオンライン診療事業（通称：品川モデル）の事業概要と業務マニュアルを品川の阿久津議員からいただいた。</p> <p>①宮古島市でのオンライン診療対応の現状は？</p> <p>②友利克生活環境部長には事業概要と業務マニュアルを差し上げたが参考にできる部分はあるか？</p> <p>1. 令和2年3月21日に予定されていた読み聞かせイベントが新型コロナウイルスの影響で中止になった。先方も楽しみにしていたが残念な結果となった。</p> <p>①スケジュールの調整が必要だが先方もぜひお願いしたいと言っているイベントの再事業化を</p> <p>1. 何度も取り上げてきたヤギ肉について</p> <p>①ヤギ肉の栄養価の分析を</p> <p>②調理メニューや加工についての研究を畜産農家やJAを含めてできないか？</p>
17	<p>24番 眞榮城 徳彦 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 人事について</p> <p>①職員採用について</p> <p>ア. このほど、新たに職員採用があったが、年度途中のしかも職員採用試験を経ずに選考採用されたと聞いている。その詳細な理由の説明を求める。</p> <p>イ. 人事権は市長にある。この度の職員採用に関して、市民、議会、特に職員採用試験に臨んでいる受験者に対して丁寧な市長の説明を求める。</p> <p>2. 自衛隊誘導弾搬入問題について</p> <p>①防衛省の平良港湾使用申請を不許可と</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 令和2年度決算について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>した理由。</p> <p>②条件が整えば、速やかに許可する方向か。</p> <p>③貨物についての不平等、不公平な取扱いや港湾条例に抵触しないか。</p> <p>3. 経済各団体からの要請について</p> <p>①ワクチン接種率75%以上達成時に、コロナ対策として実施している経済制限の緩和と今後の需要喚起に積極的に取り組む考えはあるか。</p> <p>②達成時の酒類制限の解除はどうか。</p> <p>1. 扶助費について</p> <p>①県内11市の一般会計歳出における扶助費の構成比率が最も低い理由。</p> <p>②繰入金が大幅に増えている理由。</p> <p>③自主財源比率の実質的脆弱性の説明と今後の財政課題の説明。</p> <p>1. 学力テストについて</p> <p>①5月に実施された全国学力テストの結果における本市の分析と評価。小学校と中学校を別々に。</p> <p>②この結果を受けて、教育委員会としての今後の方針と課題の説明。</p>
18	<p>22番 棚原芳樹君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 下地島の市独自のサトウキビ優良種苗増殖施設の現在の進捗状況についてお聞かせください。</p> <p>2. トゥリバーリゾート開発の進捗状況と今後の計画について</p> <p>3. 砂山北側のリゾート開発の現在の進捗状況と今後の計画について</p> <p>4. 下地島空港の南側の通行止めになっている場所での駐車場の整備と展望台設置はできないのか（二階建て）</p> <p>5. 白鳥岬（元あずまや）旧地での展望台設置はできないのか（二階建て）駐車場</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 観光行政について</p> <p>4. 道路行政について</p>	<p>整備も含む。</p> <p>6. 下地島周辺残地の利活用計画について、観光的利用ゾーンの現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>7. 新庁舎周辺まちづくり計画について、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>8. 新庁舎周辺国有地について</p> <p>9. 下地島空港における宇宙事業についてお聞かせください。</p> <p>10. 財政調整基金の残高について</p> <p>11. 旧庁舎及び旧第二庁舎の今後の利活用について</p> <p>12. 葬祭場白鳥苑の存続について</p> <p>13. 白鳥地区し尿処理施設について</p> <p>1. 伊良部地区での公立幼保連携型認定こども園について</p> <p>1. 牧山公園駐車場周辺でのトイレ整備はできないのか。</p> <p>2. 下地島中の島海岸の駐車場整備と海岸へ下りていく通路の整備について</p> <p>3. 伊良部地区観光地総合整備事業について</p> <p>1. 宮古島市総合庁舎建設に伴う周辺道路整備計画はないのか。</p> <p>2. 松ヶ原ゴルフ場の東側道路整備計画について</p> <p>3. 腰原12号線及び腰原13号線の道路整備について</p> <p>4. 大原線、大道線道路整備進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>5. 伊良部長浜地区の南スーパーから佐和田の浜に抜ける市道の整備について（県道での整備でも可）</p> <p>6. 宮古島市でのカーブミラーの設置につ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 農業行政について</p> <p>6. 上水道行政について</p> <p>7. 教育行政について</p>	<p>いて、伊良部長浜地区多目的施設の南側の十字路について</p> <p>7. カーブミラー設置場所の調査はできないのか。</p> <p>1. 魚口地区土地改良事業の進捗状況と今後の計画について</p> <p>2. 下地島残地85ヘクタールの農業的利用ゾーンについて</p> <p>1. 伊良部地区の上水道について、飲料水に砂が混入していることについてお伺いします。</p> <p>2. 伊良部地区での地下水源の調査状況と今後の計画について</p> <p>1. 県立伊良部高校廃校後の利活用について</p> <p>2. 伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小学校の廃校の利活用について</p>
19	<p>18番</p> <p>栗 国 恒 広 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 新型コロナウイルス感染防止対策について</p> <p>①本市が「世界最悪の感染地」として報道されたことによる本市独自の感染防止対策について伺う。</p> <p>②市内の8団体から要請が出ている経済制限緩和による、市長のコロナ対策について伺う。</p> <p>2. 指定管理選定委員会について</p> <p>①収益物件の指定管理件数について</p> <p>②選定委員会への第三者の加入検討について</p> <p>3. 議会の電子化、タブレット導入について</p> <p>4. 陸上自衛隊弾薬庫への弾薬搬入の港湾使用不許可について</p> <p>5. 救難ヘリ配備について</p> <p>6. 公共下水道設置（接続）について</p> <p>7. し尿処理施設について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 観光行政について</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>4. 福祉行政について</p> <p>5. 農林水産行政について</p>	<p>①特別委員会の報告による内容の見解について</p> <p>8. 宮古島市放置自動車等防止条例について</p> <p>①宮古島市放置自動車廃棄物認定委員会について</p> <p>②本市の現在の放置車両の台数と対応について</p> <p>9. 漁港における放置船対策について</p> <p>10. 水難事故防止に関するA I ドローンの活用について</p> <p>11. 消火栓設置整備について</p> <p>12. 宮古島市総合体育館建設について</p> <p>13. 債務負担行為補正予算について</p> <p>①焼却炉施設運転業務とリサイクルセンター工場棟運転管理業務について</p> <p>1. 感染防止対策としての観光施設の閉鎖について</p> <p>2. クルーズ船受入れ施設の今後の利用について</p> <p>1. 学校再開に向け、コロナ感染防止対策としてどのような措置を講じているか。</p> <p>2. 夏休み期間中の外出自粛と、図書館や公民館等の休館で従来の夏休みが過ごせない状況で、子供たちへのケアについての対策について</p> <p>1. 特定がん検診の受診率向上についての取組について</p> <p>1. さとうきび新植促進事業について</p>
20	<p>20番</p> <p>平 良 敏 夫 君</p> <p>【質問方式】</p> <p>一括・再質問から一問一答方式</p>	<p>1. 新型コロナ対策について</p> <p>2. コロナワクチン接種について</p> <p>3. し尿処理について</p>	<p>1. 現在までの感染状況の推移。</p> <p>2. どのように終息させるのか。</p> <p>1. ワクチン接種の現在の状況について</p> <p>2. ワクチン接種率について</p> <p>3. 接種率を伸ばす啓蒙について</p> <p>1. 現行案と変更の違いについて</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	【質問場所】 演壇及び質問席	<p>4. 廃タイヤについて</p> <p>5. 地下水について</p> <p>6. 市総合体育館について</p> <p>7. 西里通り下水道整備について</p> <p>8. 入島税について</p> <p>9. 観光客受入れについて</p> <p>10. 上原市営住宅について</p> <p>11. パイナガマビーチについて</p> <p>12. 竹原コミュニティ道路について</p> <p>13. 敬老祝金について</p> <p>14. バス路線について</p> <p>15. 市道清掃について</p> <p>16. 道路冠水について</p> <p>17. 農業行政について</p> <p>18. 市役所窓口業務について</p>	<p>2. 当初予算 3 億8,000万円について</p> <p>3. 9月補正予算2,700万円について</p> <p>1. 那覇までの輸送費補助は？</p> <p>2. 廃タイヤ（油非燃焼加熱式油化装置）について</p> <p>1. 地下水保全対策（水量、安全性）について</p> <p>1. 建て替え、修繕の判断基準、時期について</p> <p>2. 建て替えと判断した場合の体育館内の施設について</p> <p>3. 屋内温水市民プールを併設することについて</p> <p>1. 現在の状況。</p> <p>2. 工事の予定、着工の時期は？</p> <p>1. 入島、環境税の徴収について</p> <p>1. 観光客の適正な受入れについて</p> <p>2. シニア層の長期滞在型観光について</p> <p>1. 進捗状況について</p> <p>1. パイナガマビーチ前の道路のカラーコーンについて</p> <p>1. 歩道設置のカラーコーンについて</p> <p>1. 支給方法について</p> <p>1. 荷川取にバス路線開設について</p> <p>2. 停留所設置について</p> <p>1. 道路、路肩、植栽ますの清掃について</p> <p>1. 二重越五差路の冠水について</p> <p>2. 協栄バスターミナル東側道路の冠水について</p> <p>1. サトウキビ苗の生産農家委託について</p> <p>2. 誘殺灯について</p> <p>3. 農地散布用バカスについて</p> <p>4. 畑地の雑草について</p> <p>1. 受付番号発券機前の職員案内について</p>



順位	発言者	発言事項	要 旨
		3. 陸自配備について	<p>事費、送迎費でそれぞれ幾らの減額で人数は何名になりますか。</p> <p>②減額分は何の工事に充て、その工事はいつ行いましたか。</p> <p>③地域外労働者の費用は、国や県の運用基準では、工事竣工時に精算払いの変更とされており、したがって他の工事費用への設計変更は想定されていません。本市は「軽微な変更」ということで、他の工事に充てていますが、その「軽微な変更」の根拠について伺います。</p> <p>④「軽微な変更」で地域外労働者確保の費用と変更工事費の合計額が2回目の設計変更額に一致することになっていますが、現場監督、検査員の見解を伺います。</p> <p>⑤領収書と呼べるものは少なく、一括して宿泊費や食事費は下請業者へ支払い、一部を除いて一覧表のみが添付されています。市の現場監督や検査員は規定にのっとり検査しましたか。</p> <p>⑥地域外労働者の食事費について、営繕費の宿泊費と現場管理費の食事費積算はどのように処理しましたか。</p> <p>2. 建築1工区設計変更について</p> <p>①1工区受注者に設計変更で電気機械設備工事を発注していますが、市例規集にある「建設工事設計変更要領」に基づいて変更作業は行われましたか。</p> <p>②検査担当は工事変更協議書、市指名委員会の審査伺、現場打合せ記録等これらの書類を確認しましたか。</p> <p>1. 陸自ミサイル配備について</p> <p>①住民説明会の開催について、市として</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 国保について</p> <p>5. 大野山林内の池について</p>	<p>防衛省へ要請していると思いますが、それに対して防衛省からどのような回答が来ていますか。</p> <p>②当初の陸自配備の説明会と防衛計画の内容は大幅に変化しており、現状に即した説明が必要だと考えます。見解を求めます。</p> <p>③造らないと言った千代田の弾薬庫の撤去を求めます。見解を求めます。</p> <p>1. 国民健康保険税の徴収について</p> <p>①短期保険証の発行について、市例規集のとおり発行されていますか。</p> <p>②国保証を全ての世帯に郵送すべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>③差押えについて、窓口相談に来ている方の差押えが行われています。その理由について伺います。</p> <p>④延滞金の扱いについて基準はどのようになっていますか。</p> <p>⑤滞納処分滞納金ゼロの通知後、延滞金と督促料の請求が過去に遡って請求が届いたということで相談を受けました。そのようなことは事務処理として可能ですか。</p> <p>1. 池の修復について</p> <p>①ひょうたん池の修復を求めます。</p>
22	<p>6番 新里 匠 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 地域振興について</p>	<p>1. 入札について</p> <p>2. 職員採用について</p> <p>3. 委員会や議会議場での答弁の整合性について</p> <p>4. 補助金の執行について</p> <p>5. 選挙公約について</p> <p>1. 観光負荷解決のルールづくりとその体制について</p> <p>2. 地域からの要望に対する取組について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 動物愛護について 4. し尿処理問題について 5. 港湾行政について 6. 上水道行政について	①サバオキガラの災害復旧事業について ②長浜・佐和田の排水路の維持管理業務について 1. 犬・猫などの保護体制について 1. し尿処理問題について 1. 港湾施設の活用方法について ①占用の地元優先について 1. 水道施設について各水源地関係ポンプの更新について 2. 水道施設について送水・導水・配水管の更新について
23	23番 濱元雅浩君  <b>【質問方式】</b> 一問一答方式  <b>【質問場所】</b> 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について	1. 市長の描く「宮古島2025ビジョン」について 市長の職責の一つに、地域の将来像を政策として示した上で、島内経済の活性化や新たな投資を誘発することが求められます。そこで、2025年に向けた市長の方針と目標達成のための施策設計を伺う。 ①2025年どんな島になっていますか ②宮古島総生産の2025年目標値は ③各産業の変動をどう捉えているか ④経済振興に向けたインフラ整備は ⑤土地利用ビジョンは ⑥2025年の島民所得目標は 2. 市の収益物件に対する投資について ①公営住宅のリフォーム ②マリーナ整備事業 ③JTAドームの収益改善策 3. 市長の行政運営方針について ①予算執行に対する判断基準について （助成金・変更契約・計画見直しなど） ②し尿処理施設整備変更について ア. 調査～検証～計画～予算設計の流れ イ. 方針転換の明言と実行見通し

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			ウ．庁内調整の不備に対する市長の認識 エ．特定業界団体との密接な関係

◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月10日、座喜味一幸市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の送付がありました。

9月13日、議会運営委員会が開催され、追加議案、議案第91号の取扱いについて諮問したところ、本日の会議において、一般質問前に、議案上程、説明、議案に対する質疑、委員会付託を行うことと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（山里雅彦君）

まず、日程第1、議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和3年第7回宮古島市議会定例会に提出しました追加議案についてご説明申し上げます。今回提出しました議案は、予算議案1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）。今回の補正は、4億7,474万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ397億7,226万1,000円と定めてあります。

以上、ご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎高吉幸光君

今回の件なんですけれども、電子クーポンと紙クーポンというふうに分かれております。想定されているものが約250店舗というふうなお話をしてございました。それだと、やはり一部の人が前回の事業者応援助成金も500件が1,200件余りというふうになっておりました。それではちょっと不公平があるんじゃないかというお話も先日のお話でありましたけれども、例えば電子クーポンになった場合は、登録したところで使えるという形になっているかと思っておりますけれども、例えば紙のクーポンだと現物でできるわけですから、

登録もしていないけれども、地域のね、お店で使えるという形にはできないかどうか、こちらをお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

対象店舗についてのご質疑ですけれども、お答えいたします。

今日報道のほうでも250店舗と対象が報道されておりますけれども、昨日私が議案説明の際に説明が少し誤っておりましたので、それはおわびをしたいと思います。250店舗といいますのは、現在宮古島観光協会のほうで感染対策が取れているということで把握をしています店舗が250店舗ということでございます。今回の事業に際しましては、店舗数、今確定はしておりませんが、宮古島市のほうでさきに実施しました宮古島市事業者応援補助成金の応募事業者1,240件という数値がでございます。これが一つの参考になるかと思えます。地域の店舗もできるだけ対象となるように、これは申請を基本としておりますので、そういう申請を行っていただくように広く呼びかける中で、対象店舗はできるだけ市民の利用ができるような形で増やしていきたいというふうに考えております。

◎高吉幸光君

地域のね、小さいお店だと、高齢者の方が経営をされていて、例えば申請が非常に面倒くさいと、大変だというふうな部分もあると思うんですね。だから、電子クーポンは登録したところで使えると、だけど、紙のクーポンは小さい田舎のマッチャでも使えるという形にしたほうが、特に高齢者も使いやすいですし、そういうふうになると思うんですね。これに関してはちょっと市長のほうがいいかなと思えますけど、お考えいかがでしょうか。

◎市長（座喜味一幸君）

ご指摘のとおりだと思っております。1つは、ワクチン接種、76%を超えてきておりまして、できれば私どもも当たり前前の生活に戻したい、経済に戻したいということで、以前よりといいますか、いよいよ解除後の経済対策等々を検討してまいって、今回の提案となっておりますが、できるだけ内需の景気を刺激しながら、内需拡大をしていく、消費拡大をしていくという基本があります。それから、安全を担保しながら経済を回していくという意味において、まず先行的にはワクチン接種済みの方々を優先的に回していくということ。それから、将来は不公平という問題もありますので、これからのPCR検査、それから抗原検査等が簡便になってくるような動きがありますので、こういうことを加味しながら、全市民といいますか、そういうものが対象になっていけばいいのかなということを考えております。

もう一つは、新型コロナで影響を受けなかった大手のスーパー等は別にしましても、できれば電子クーポンのほうとアナログクーポンといいますか、紙のクーポン等を含めて、金額も1,000円とか言わないで、もう少し単位を小さくしていくというようなことで、地域の喚起をどうすれば消費が拡大していくか、経済が喚起できるかというような視点において進めていきたいなというふうには考えておりまして、少し状況を見ながらの制度設計の詰めはあるかと思えます。

◎高吉幸光君

金額の範囲も500円単位にできないかどうかと言ったら、システムのほうではできるというお話でございましたから、それもぜひ検討してください。

それと、電子クーポン以外の紙クーポンに関しては、小さいお店でも普通に使えるようにしていただ

れば利便性が高まると思うので、これも検討いただきたいというふうに思いますので、これで終わります。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

今さっき市長からも説明あったんですけど、不平等感というのが否めないんですよ。ワクチン接種した方しかクーポン券をもらえないような、登録できないようなやり方。今は全市民というお話を市長はしていましたけど、もう一つ言うと、12歳以上という縛りもありますよね。12歳以下というのは、全市民ということを行っているんでしたら、どういう思いがそれに対してありますか。12歳以下はどうするのかということですね。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

ワクチン接種済みの市民を対象とするということによって、市民の不平等感があるのではないかとのご質疑でございます。当然そういう思いも市民の間で出てくることは想定をしております。ただし、今回ワクチン接種済みの市民を対象としたということにつきましては、これはあくまでも当面の間先行して、やはり感染防止対策を取りながら経済対策を行っていくということで、現段階では感染防止に最も有効であると言われておりますワクチン接種を行った市民を対象に経済の対策を取っていく。状況を見ながら、これは全市民を対象に拡大をしていくという考えでございます。

12歳以下の市民についても、当然対象になると思います。ただ、12歳以下の市民につきましては、自分で申請できないとかいろんなことが考えられますので、また利用に際してもなかなか難しい部分があるかと思っておりますので、それについては家族の代理申請、それから家族の中で使用を検討して利用していただくというようなことなども工夫しながら、実施をしていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

状況を見ながら全市民に配布できるようにするという話したんですけど、状況という具体的な話をしてもらわないことには、私らはこれを賛否がしづらい。ちゃんとした状況をね、全市民に配るよという状況をですね、説明はできますか。どういう状況でそうなるのかという話。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

これは、いつの時点ではっきり全市民に拡大するかということはなかなか、具体的に申し上げることはちょっと厳しいですけれども、一つの考え方として、ワクチン接種済みの方々を対象に事業を実施して、その中で新型コロナの感染状況、そういうものが悪化していかないといえますか、収束していく。そういう状況においては、やはり感染状況を見極めながら、ワクチン接種を済ませた方々以外の方を対象にしても大丈夫だというような状況を見極めながら、それは拡大していくという基本的な考えでございます。

◎平良敏夫君

財政調整基金を切り崩してまでやる事業ですね、そういうふうにしかりとしたその状況ということも計画立てないで提案するというのはどうかなど私は思いますよ。不平等感というのはどうしてもありますから。私の提案としては、ちょっと提案を述べさせてもらいたいんですけど、国から10万円の給付金を全市民に配ったことがありますよね。そういう実績があるわけよ。ということは、例えばその1万円を全市民に、お金じゃなくて金券でいいですよ、そういうのを配れば、平等感もあるし、消費も喚起されるし、

感染予防どうのこのというのはあるんですけど、別次元として、どうしても経済回していくという。経済回るといことは、緊急事態が解除された後じゃないとできないですからね。そういうことを言うと、全市民に、赤ちゃんから、1万円、そんなに予算変わらないですよ。それをやってもらえば、委託料もそんなにかからない。これ見ると委託料、経費が結構かかっていますよ、6,000万円ぐらい。そういうことをよく考えてもらって、委託先もどういうことになっているかよく分からない。そういうことを提案しますが、企画政策部長、どうですか。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

基本的な考え方としては、やはり感染対策を取りながら経済を回していくということで、国、県においても段階的に経済を回していくと、出口戦略のロードマップを段階的に示していくということですので、今計画をしている事業についてもですね、これはやはり段階的に対象者を拡大していくという考えで、今基本的な考えを持っております。ですから、今の提案も受けましてですね、またどういうことが検討できるのか、少し調整はしてみたいと思いますが、基本的にはやはり段階的に事業を実施していくという方針でございます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

今回の給付額の1万円という算定根拠を教えてください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

今回のクーポン券の1万円につきましては、これまで市が実施してきましたプレミアムクーポン券事業、これには種類がたくさんありましたけれども、原則、基本は1万円ということでございました。それから、現在県内のほかの市町村でも、商店街の振興策として1万円を基本にクーポン券を配布している事例がございますので、そういうものを参考にしながら、1万円というふうに設定をさせていただいております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

そもそもこの補正案を出した思いというか、理由、要はただの1万円を配る事業ではないじゃないですか。例えば当初飲食店を対象にしている、そこに市民に配ったクーポン券を市民が持って行って、そこで使って、お店も売上げが上がる。市民も御飯食べたりすることによって、経済が上がっていくというような、その設計をしていると思われるんですけども、企画政策部長、これですね、やはりなぜ飲食店だったかということと、設計のこの1万円については、これはもう濱元雅浩議員の質疑あったんであれですけども、ただどういう設計で、どういう考えで、この予算をつけたんだということですね、明確に答弁をお願いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

この事業を計画する中においてはですね、まず最初に令和3年7月27日に新型コロナの状況におきまして、宮古島市官民連携意見交換会議というものを行いました。これは、商工会議所、宮古島観光協会、それからJA、漁業協同組合、こういう市内の経済団体のほうに参加をさせていただきまして、コロナ禍の中

で行政にどういうことを要望するのか、どういうことをやっていただきたいのかというような意見交換を行いました。そういう中で、緊急事態宣言が長引く中で、何とか経済を回す事業を展開していただきたいというようなお話がございました。その後も、8月下旬にも経済8団体で、急いで経済を回すような事業を実施してほしいというような要望がございました。こういう流れの中で、市としては何らかの経済振興に関する事業を計画しなければいけないということで事業の検討を行ってきまされたけれども、当初はですね、やはり緊急事態宣言の中で休業あるいは時短、そういう要請を受けて直接的に営業ができない状況に追い込まれている事業者を何とか支援をしたいということで、当初は設計をいたしました。ただし、市民にクーポン券を配布する中におきましては、やはり店舗が広ければ広いほうが市民のほうにも利便性が高まるということで、事業者を拡大していくというような方向に転換をして、現在の状況になっております。やはり何よりも、緊急事態宣言の中で営業の停止あるいは時短、そういう協力要請を受けているところを何とか支援をしたいという思いが最初にあったということでございます。

ちなみに、県の調査では、昨年4月から今年の8月までですかね、県内で400件余りの事業所が営業停止になっているということでございますが、そのうち約半分近い200件は飲食店業者ということになっておりますので、そういうことも鑑みながら、急いでこういう事業を展開する必要があるということで、今回の提案となっております。

#### ◎新里 匠君

企画政策部長、これですね、新型コロナ対策をしている店舗としていない店舗、あるいは休業要請に応じている店舗、そうでない店舗、そしてワクチンを市としては進めてきているわけですね、推奨してきているわけですから、それを、ワクチンを打った市民とそうでない市民、その市民に対してはワクチンを打ってほしいという思いの中でこの事業をやっているというところだと思うので、それははっきり言ってくださいよ。そうしたら、ここにいる各議員もですね、市民に対する支援とか、そういうもっとワクチンを進めて、安全、安心な宮古島をつくるんだという趣旨においてはですね、賛同すると思いますよ。これは私の私見ですけどもね。そういうところをですね、もう一度答弁お願いしたいと思います。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

もちろんこの事業を実施することによって、ワクチン接種にまだ踏み切れていない市民の皆さんがワクチンを接種いただくという効果も出てくることも市としては期待しております、こういう事業を展開することによって、集団免疫、そういうものが、ワクチン接種率が向上することによって獲得できるというような効果も期待をしているところでございます。

#### ◎新里 匠君

市長、様々な場でクーポン券というか、接種率を上げるためのその要望を、非公式ではありますがけれども、私たちやってきました。それでですね、やはりその思いというものが今の、もともともちろん議論あったと思いますよ。けれども、私たちが接種率を上げることについて、例えばコンビニのところに若者が接種できるような施設を造ったらどうかとか、ガソリンスタンドではどうか、市長は携帯ショップで若者が接種したらお得感出るようなものがあればいいんじゃないかという返しの提案もありました。そういう意味でですね、このワクチン接種を進めるというところにおいて、そして新型コロナを抑えていくんだという思いの中でやっているんだということを、市長、ぜひ一言お願いします。



◎市長（座喜味一幸君）

まさにおっしゃるとおりでございます。感染拡大防止をしながら、生活を、経済を回していく、これは当然でありまして、私ども大変職員にも感謝しているんですが、医師会にも感謝しておりますし、またワクチン接種に協力いただいた市民の皆さんにも大変感謝している。これは、感染防止こそ重要であるということで全庁挙げての取組をして、おかげさまで、多分全県一だと思いますが、ワクチン接種がここまで来た。この努力の結果として、やはり新型コロナの今後を見通しながら、安全を確保しながら、生活を元に戻していく、経済を元に戻していく。そういう意味において、沖縄県にも、我々のワクチン接種率等、重症化率等を考慮しながら、地域ごとの分析をいただいて、地域ごとの判断をさせてくれというような申入れをしたところでありますが、今取り組んでおりますのはアフターコロナといいますか、ぜひともに経済を元に戻す、その前提としてはもっとワクチン接種率を高めながら、行く行く、いつ収まるか分からないというようなカオスの中で、しっかりと安全を確保しながら生活を戻していく。当面のこの事業は、ワクチン接種に協力した市民が当たり前の生活に戻り、当たり前の購買に戻っていくというようなことでありますから、できればワクチン接種率をこの事業でもって高めていきたい。それから、あとの不平等感等については、今後検討していくということで、ワクチン接種率を高めながら購買を高める、特に宮古圏内の経済を元に戻していくということをご理解いただきたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

市長、この事業は市民感覚からいったら非常にありがたい、経済振興の起爆剤となり得るすばらしい事業だと私は評価します。でも、先ほどから各同僚議員が質疑で言っているように、不公平感とかいろいろな問題が出てくる。財政調整基金を取り崩して4億7,000万円以上のお金をこれに充てるということなんですけれども、ちょっと私が危惧しているのは、この4億7,000万円以上のお金を財政調整基金から出すと、この事業に充てていくということなんですけれども、財政課の皆さんにお聞きしたいんですけどね、4億7,000万円、一般財源から繰り出してくるお金、国からの例えば地方創生臨時交付金とか補正予算で組むんですけども、それから予備費とか、国のですね、そういったものから補填をしていくという、あるいは担保していくという、この予想とか感覚というのは、財政はありますか。それをまずお聞きしたいと思います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の4億7,000万円、担保があるのかどうかというご質問ですけども、現在のところは国の補正についてですね、見通しが立っていないという状況は間違いなくありますので、我々としてはそれを期待しつつといいますか、当然補正がかかれば、財政調整基金にまた積み戻すというふうな考えでおります。将来的に我々としては財政調整基金50億円というふうなめどで取り組んでいるところですので、それに向けてはまたいろんな財政の調整を図りながらですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎眞榮城徳彦君

総務部長が何を目安に50億円だったら大丈夫と言っているのか、私にはちょっと分からないんですけども、宮古島市は合併して15年以上たちます。その間、合併特例債を原資として、営々とこの15年以上、実

質収支が黒字になったおかげで、これを積み上げてきたわけですね。ピーク時には100億円を超えていた。しかし、総合庁舎の建設とか、新型コロナ対策とか、いろんなことで急激に、この二、三年間で50億円ぐらい減っている。もともと財政調整基金というのは、簡単に使ってはいけないお金なんです。一般財源が全体額に不足するから、これで補填していくというような性質のものが財政調整基金なんです。確かに今コロナ禍で経済は大変なんですけども。座喜味一幸市長、4年間で財政調整基金をどんどん、どんどん減らしていくとすればですね、これは宮古島市の財政にとって、あるいは宮古島市の市民サービスにとって、大きな問題になると私は考えているんですけども、財政調整基金に対する座喜味一幸市長のお考えをお聞かせください。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

私は、財政調整基金、県内でもしっかりと確保してあるというような、数字をしっかりと認めておりますし、これまで多くの公共投資等が行われてきている、そして合併特例債等も終わっているというような状況において、償還金等を含めて見ますと、公債費比率、令和6年度あたりが大変厳しくなるのかなというふうに思っております。その辺については、財政の規律はしっかりと見ながら、財政調整基金をいかに効果的に使っていくべきかということは当然だと思っております。今回の私どもの財政調整基金からの繰入れということでの執行なんですけど、1つは国の対策はほぼ間違いなくあるんじゃないかという甘い期待もありますけど、そういうしっかりとした情報というものを整理しながら、国の事業を振替活用していきたいという思い。

もう一つは、今の状況というものをいかに脱皮していくかという、災害を克服していくべきかというような面からすると、市民が景気が何とか持ち直すぞというような一つの思いというか、契機というか、マインドというか、そういうものを造成していく。今こその新型コロナ災害というものを克服して経済を回していくという意味において、今回の約5億円弱の予算というのは大きな景気対策になって、大きくマインドをアップしていくんじゃないか、そういうことで、大変経済的な、あるいは精神的な面での効果は大きい。そういう面で、財政の規律は見ながらも、今回はこの状況というものを克服していくというようなことでの事業でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### ◎眞榮城徳彦君

市長のおっしゃることは分からないでもないんです。経済を回していく、復活するという話なんですけども。私がここで言いたいのは、宮古島市の財政状況を考えたときに、財政調整基金、言わば財政にとっての頼みの綱なんです、最後の切り札なんです。これが5億円近く削られる、国の補填は今のところ考えられないということなんですけども、一般財源不足で財政調整基金を取り崩すのが、これが常態化していくと、どこの自治体の財政でも危ういんです。特に宮古島市の場合には、合併特例債で地方交付税もほかの自治体よりは多くいただけてきました。これも試算によれば、毎年毎年5億円ずつ減らされていく、100億円を割ってくる、これはもう明らかなことなんです。そうすると、じゃどこから手だてをしてお金を持ってくるのか。今の住民サービスを維持しようと思ったら、それなりにお金を用意しなくちゃいけない。だから、一般財源というのは必要なんです。国、県の補助金では賄えないものをこの一般財源で賄っていくというのが市民サービスの在り方なんです。ですから、経済発展のために、経済振興のためにお金を使うということは、今のこの時点では非常に大事なんですけど、やはり行政を預かる者として

はですね、市長、これから2年後、3年後、あるいは5年後あたりに、宮古島市の財政がどうなっているかというシミュレーションをしっかりとやった上でこういった予算を組んでいかないと、私は危ういと思っています。

それと、座喜味一幸市長になってから国とのパイプもどんどん弱々しいものになっていると思うんですけども、例えば沖縄振興特定事業推進費、国から直接下りてくるお金なんですけども、これも5億円減らされて80億円になりました。どこの市町村でも何とかこの予算が欲しいと今鶴の目鷹の目でこの予算を狙っている。ところが、宮古島市は残念ながら国とのパイプが切れてしまったわけですから、座喜味一幸市長が単独でこの予算をいただきたいというわけにもいかないと思っております。恐らく宮古島市は、この沖縄振興特定事業推進費は一円ももらえないでしょう。一括交付金も、これをどんどん、どんどん減らされている状況の中で、我々宮古島市民の住民サービスは一体どうなるんですか、市長。振興も大事です。今新型コロナ対策をしっかりとやって、振興をよみがえらせなくちゃならないというのはもちろん分かります。でもね、最後になって、ない袖は振れないということになってくると困るんですよ。特に、私は一般質問でやりますけども、扶助費が宮古島市は極端に少ない。民生費、教育費、衛生費、これから出てくる扶助費が本当に少ない。この中身を検証していくんですけども、本当に一人一人の市民サービス、困窮家庭とかそういった困っている方々にこの予算をいかに振り分けていくか、これは座喜味一幸市長の腕の見せどころじゃないですか。それが心細い。国からの補填も受けられそうない。今に見ていってくださいよ、財政調整基金、この分だと一般財源が不足するのは目に見えていますから。減らさざるを得ないですよ、毎年毎年。最後になってお手上げになっても困るんですから、今のうちからしっかりと予算の中身を検証していかなきゃならない。4億7,000万円のこの事業費、これは非常に立派な、志としては立派なことだと思うんですけども、それと並行して、財政のことも考えながら進めていただきたいと要望して終わります。

◎議長（山里雅彦君）

ちょっと補足があるようであります。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほど新里匠議員のご質疑で、この事業の効果についてご説明をいたしましたけれども、新型コロナのワクチン接種と申しますのは、やはり法的には任意の予防接種になっておりますので、行政としてこれを強制するという事はもちろんできません。ですので、この事業の目的もそこにあるわけではございません。ただ、結果としてそういうことにつながればという期待はしております。あくまでもこのワクチン接種は任意の予防接種であるということを確認して、最終的に新型コロナの状況が収まってくれば、全市民を対象に広げたいというのも、そういう状況があるからでございます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

◎上里 樹君

ただいまの議案に対して質疑をさせていただきます。

まず、感染症対策、それをしっかりと進めて景気を回す、経済の回復を図っていくことはよく理解できますが、その前提としてですね、医療提供体制がしっかりと確保されていることが前提になると思うんですね。というのは、今宮古島は感染率が下がってきていますけども、その感染拡大がいつまた起こる

か分からない、そういう状況は過去を振り返れば教訓としてあります。要するに外から入ってくるという現状がありますよね。その中で、今の事業を進めている中で感染拡大がまた始まったとなると、これはこれまでの時間短縮要請、休業要請に応じてきた事業所の努力が水の泡になります。ですから、そういうこれまでの市民の懸命な協力、それを感染拡大が起きても医療逼迫が起きないという状況、それをしっかり踏まえた上で、その前提に立ってこのような事業は進めるべきだと考えますけども、医療提供体制との関係で、これは十分に確保できているとお考えなのかどうかお伺いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

もちろん感染が再び拡大しないようにというのは非常に重要なことだと思っております。したがって、この事業の実施につきましては、基本的に緊急事態宣言が解除された後に事業を実施するということが基本として持っております。さらに、宮古島観光協会が各事業者と調整をしながら、それぞれ業種ごとにまとめた感染防止のためのガイドライン、飲食業、それから交通業、これはレンタカーとかタクシー、バス、そういうものを含みます。それから、ダイビング事業。そういう業種ごとに取りまとめた感染予防のガイドラインがございますので、そういうものを参考にしながら、もちろん医師会等のご意見もいただきながら、事業の実施は展開していきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

感染症対策を万全に取って、医師会等との連携も取りながら進めるということなんですけども、この事業を実施するに当たって、そういった県の専門家の会議とか、機関とか、そういった関連機関との意見交換は、これは前提として行ったんでしょうか。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

この事業の事業設計といいますか、構想に当たりましては、関係団体の皆様に集まってお聞きまして、まず事業の実施、方向性、そういうものを検討していただきました。その中では、やはり医師会の代表者、関係者にも参加していただいております。

◎上里 樹君

私が最初に質疑したものとして、医療提供体制、要するに治療の必要な人に医療の手が届かないという、自宅待機という状況、これを、あつてはならない事態をしっかりと対応していくということが大事だという観点から、医療提供体制は十分かというお伺いをいたしました。ですから、現状で今の医療提供体制、十分なのかどうか、ご見解を求めます。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

現状で医療の提供体制が十分かということについては、具体的に細かいところまでお答えすることはできませんが、現状まだ緊急事態宣言であるということで、判断をしていくという方向になるかと思えます。ただ、9月30日が一つの目安となっておりますので、9月30日で緊急事態宣言が解除されるかどうか、これは医療体制の状況を含めながら県のほうが判断していくということになっておりますので、それを一つの参考としていきたいというふうに考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私からも、事業費に関してちょっと質疑をしていきたいと思えます。

説明会でも話はしたんですけど、検査キットの配付ですけど、以前給付金を20万円給付したときには1,200業者から応募があったというようなことですけど、今回250店舗、これもし仮にこの枠を広げていった場合にですね、かなりの開きがあると思うんですよ。その件に関して、どういうふうな対応をするんですか。

それともう一つ、11歳以下、今答弁では11歳以下も含めてやるというんですけど、果たしてこの予算で、皆さんの事業費というのは本当に行き渡るか、その辺をちょっとお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

抗原検査の検査キットにつきましては、対象業者全てに配付するということではございません。当面店舗での接触が多くなる飲食業、そういう事業者を対象に配るというふうな考えが基本でございます。

◎栗国恒広君

先ほど飲食業に限ってこれを配るということで、やっぱり感染対策をきちっと対策をして、その事業を実施するためには、飲食業だけでは絶対これ感染を防げないと思うんですよ。そしてまた、さっき答弁された11歳以下にすると、この予算では絶対不公平が生じると思うんですよ。そうであれば、また補正を組んで、財政調整基金を崩して補正するのか、その辺のちょっと見解をお願いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

この事業に関しましては、当面ワクチン接種済み者を対象に事業を実施していきますけれども、やはり市民の不公平感を払拭するという意味におきましては、最終的には全市民に拡大していくという方針でございます。現状、今補正を組んでおります予算につきましては、4万2,000人の方を対象としておりますので、もちろん全市民に対象が拡大された場合には、この予算では対応できないということになります。その場合ですね、新年度になるか、これは新型コロナの感染状況を見ながら事業の拡大を行っていくという計画でございますが、新年度に改めて予算を計上すると、そういうことも考慮しております。

◎栗国恒広君

企画政策部長ね、やっぱりそこまできちっと、新年度で予算を計上していくんじゃないかと、この事業は3月までという中で、皆さんが主張している予算のものでしたら、やっぱりしっかりここまできちっと補正を組んでやらなきゃ、不平等が発生しますよ、これ。なおかつ、検査キット、今250店舗ですと約12万4,000円、1件当たりですね。その辺も踏まえて、前回20万円給付したとき、1,200業者、これ今回飲食店という位置づけでやっているところにすごく不公平を感じるんですよ、予算も含めてですね。これ3月末までの事業と言って、新年度にまた予算を組みますと、本当にこれでいいんですか。その件に対してお願いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

いろいろございますけれども、先ほど答弁したとおり、現在基本的には考えております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第91号については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、総務財政委員会に付託します。

次に、日程第2、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も、質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

#### ◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。よろしくお願ひいたします。

一般質問に入る前に、少しばかり所見を申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染が延々と社会経済に甚大な災難をもたらしております。緊急事態宣言が幾度も延長され、我が宮古島市においても深刻な打撃を与えております。依然として厳しい状況が続いておりますが、調べによると本市が実施した1回目のワクチン接種率は76.5%、2回目の接種率が66.8%となっており、市民の皆様にも安心感と明るさが少しずつ戻ってきたのも事実であるかと思っております。しかしながら、まだまだ油断できない状況は確かであります。一日も早い終息を願うものであります。新型コロナ対策は、今後も長丁場になると考えますが、行政当局におかれましては、対応を怠ることなく、市民の安心、安全にしっかり取り組んでいただきますよう要望申し上げます。私の一般質問に入ります。当局におかれましては、市民の皆様に分かりやすい説明、答弁を求めたいと思います。

それでは、市長の政治姿勢について。最初に、新型コロナウイルス感染防止対策についてであります。市長は、本市の新型コロナ感染状況について、世界最悪の感染地であると明言しております。世界最悪の感染地であれば、それ相当の強力な感染防止対策を講ずるべきと考えます。ロックダウン相当の強力なインパクトのある規制を設けて、内外に大きくアピールをすることや、航空機の減便の要請など必要と考えますが、市長は世界最悪のこの感染地において、ロックダウン相当の規制についてこれまでどのように対処してきたのか、今後どのように行う方針なのか伺いたいと思います。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

ロックダウン相当の規制についてでございます。7月後半から8月中は、全国的にこれまでにない感染状況となりました。沖縄県も全国でも高い感染状況となったことから、8月2日に沖縄県、市町村、県医師会、経済団体などが共同で、海外諸国ではロックダウン相当である旨の緊急メッセージを発出したところでございます。

また、本市においても、8月中旬には連日30人から40人の新規感染者が確認され、人口10万人当たり1週間の感染者数が8月には400人を超える時期がございました。まさに海外でいうロックダウンに相当する厳しい状況であったと認識をしております。しかし、海外で実施している制限や規制を伴うロックダウンは、日本の法律では困難であることから、来島自粛や市民への外出自粛などのメッセージを繰り返すとと

もに、併せて世界最悪の感染地、また宮古島にはしばらく来ないでくださいというような、従来より踏み込んだ強いメッセージを発信したところでございます。

そのような強い自粛のお願いと併せてワクチン接種を積極的に推進したことが、9月に入ってからの新規感染者数の減少につながっているものと考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。観光客の緊急事態宣言期間中における来島中止についてであります。緊急事態宣言期間中における観光客の来島者が多くて、特に緊急事態宣言が発出された地域からの来訪者が多い状況となっております。地域別に見ると、東京からの来訪者が約40%を占めている状況であります。感染拡大の一因は、県外の人との交流が原因で感染して、そこから家庭内に感染が拡大すると分析されておりますが、世界最悪の感染地であるならば、緊急事態宣言期間中の来島について強力なメッセージを出してこそ来島を抑える取組が必要と考えます。これは、多くの市民の共通した要望でもありますが、当局の見解を伺います。

◎観光商工部長（上地成人君）

本年8月の新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、本市では去る8月18日に来島予定の観光客に対する緊急メッセージとして、緊急事態宣言中に宮古島への来島はやめてくださいとのこれまでの来島自粛要請より強いメッセージを発信しております。そのメッセージや市民からの観光客に対する規制等の要望を受けまして、市内の主な観光施設の駐車場、それからシャワー施設などを閉鎖し、やむなく来島した観光客に対しまして密や混雑にならないための感染対策を実施しております。

市内観光関連事業者からの情報によりますと、市の発信したメッセージ後に来島予定の観光客から多くのキャンセルがあったとの報告があったことから、メッセージの発信により来島予定の観光客に対しまして一定の抑止効果があったものと考えております。

◎我如古三雄君

特に観光客には、宮古島に来島する前に旅行業者など、関係機関などに対して、来島中止を強く呼びかけるなどの対策が必要であると考えます。これは、言うまでもありませんが、来島してから地元の新聞等で、マスコミ等で呼びかけても何ら効果がないと考えますが、こういった強力なインパクトのある来島中止が必要と考えます。

次に、時短要請に応じない店舗の現状と対処策について伺います。飲食店等に行っている午後8時までの営業時間の短縮要請について、時短要請に応じない店舗は現在どのように、何店舗ほどになっているのか。時短要請に応じない店舗に対して、今後どのような対処をする考えなのか伺いたいと思います。

◎観光商工部長（上地成人君）

本市におきましては、大多数の飲食店が沖縄県の時短要請に応じる等の感染対策を徹底しておりますが、時短要請に応じない一部の飲食業店舗が新型コロナの感染源となっているという指摘がされている現状がございます。そのような店舗につきましては、沖縄県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項の規定に基づきまして休業命令を出し、店舗を公表しております。本市におきましては、8月23日現在で対象店舗が13店舗となっております。その対象店舗につきましては、本市職員と沖縄県が連携して巡回指導を実施しておりますが、全く改善されていないという状況が続いております。その対応に苦慮してい

るところでございます。

そこで、今後の感染対策強化を図るため、本市独自の取組といたしまして、8月26日付で沖縄県知事宛てに、本市において緊急事態宣言中に休業要請等に応じない飲食店に対する対応強化を国に対しまして強く進言していただくよう、要望書を提出しております。

◎我如古三雄君

時短要請に協力している店舗が多い中で、全店舗が一致協力して実施しなければ、そのしわ寄せは子供たちにつながっていくわけであります。今後とも関係機関と連携しながら、時短要請に応じない店舗については厳しく対処してもらいたいと要望したいと思います。

次に、防衛省に対する平良港の港湾使用不許可についてであります。市長は、今回防衛省が市に対して平良港の港湾使用申請を提出した件で、港湾使用を許可しない、つまり不許可としましたが、なぜ、どのような意図があって不許可としたのか、その真意について伺います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

防衛省の平良港港湾使用に関するご質問にお答えいたします。

防衛省海上自衛隊より提出されました宮古島市港湾施設管理条例施行規則第11条に係る入港前手続様式につきましては、令和3年8月12日に提出され、港湾課において書類の精査を行うとともに、市民の安全確保の観点から緊急時などに備えるため、弾薬等搬入に関する対策本部会議を複数回にわたり開催し、対応を協議してまいりました。

こうした中において、本市において新型コロナウイルスの感染が急拡大したことから、観光客や帰省者への来島自粛を呼びかけるという状況となり、今回の海上自衛隊の港湾施設の使用につきましても、多くの隊員が来島することは感染拡大に歯止めがかからない本市の状況からしても、搬入時期については適切でないと判断し、防衛省海上自衛隊には入港時期の再考をお願いしたところでありますので、特定の施設使用者に対する物資の搬入妨害という考えはございません。

◎我如古三雄君

今の答弁に対して質問しますが、物資の搬入は国防上の観点から極めて重要であると考えます。今回不許可としたのは、防衛省の新型コロナ対策において、詳細に調査確認をした上で、不備が生じた結果、許可しないと判断をしたのか。調べによりますと、防衛省は新型コロナ対策はしっかりと徹底したいと言って頼んだようですが、市長の見解を伺います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

令和3年8月23日に沖縄防衛局に対して、搬入時期について再考の申入れをした際に、新型コロナ対策については回答いただき、確認しております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、本市の新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、観光客や帰省者への来島自粛を呼びかけるという状況下にあることから、搬入時期について再考をお願いしているところです。したがって、新型コロナ対策に不備があるから再考をお願いしたということではなく、繰り返しになりますが、本市の新型コロナ感染状況を鑑み、搬入時期について再考をお願いしたところでございます。

◎我如古三雄君

市長に伺いますが、今回の港湾使用不許可問題は、明らかに防衛省自衛隊の活動を妨害したことになり



ます。防衛省自衛隊が市民の安心、安全を守るといった観点からも、これは明らかに重大な過失に当たると考えます。伺いますが、市長は今後、本市において未曾有の災害が発生した場合、防衛省が行う市民への生活救援物資等の輸送も今回と同様に断ることになるのか、再度伺います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

今後ですね、宮古地域で重大な災害が発生し、生活物資などが必要となる状況が起きた場合の対応につきましては、たとえ今回と同じような新型コロナの感染状況が拡大する中であったとしても、生活物資などが滞り、市民生活に影響を及ぼすような状況であれば、市民生活に必要不可欠である生活物資などの搬入については何よりも第一優先に考えなければなりません。したがって、仮に本市がそのような状況下に置かれた場合は、港湾施設の使用を認めないということは当然ないものと考えております。

◎我如古三雄君

市長の答弁が欲しいんですが、防衛省は宮古島駐屯地にミサイル部隊を配備しました。弾薬庫に1年以上も物資がない状態が続いているとのことでございます。何か起きても対処できない。つまり国民、市民の安全が守れないということなんですね。報道されているように、沖縄本島と宮古島の海峡は、艦艇や航空機が頻繁に通過するなど、中国の活動が活発化していて、防衛省は搬入を急いでいるというふうなことでございます。今回の港湾使用不許可問題は、甚だ遺憾だと思います。

次に移ります。上野庁舎跡地を分譲住宅用地としての整備についてであります。宮古島市総合庁舎の完成に伴って、ほとんどの職員が総合庁舎に移動し、約100名近くの職員が上野庁舎に勤務しておりましたけれども、現在は上野出張所の職員3名であります。うち男性職員が1人、女性職員が2人。総合庁舎への職員の大移動後、上野庁舎内の後片づけはおろか、机、椅子、テーブルなど散乱した状況。さらに、庁舎外、つまり庁舎玄関から駐車場一帯は、草や雑木が生い茂って荒れ放題となっております。地域住民をはじめ、多くの市民の指摘も大きなものがあります。庁舎及び敷地一帯の管理体制は、現在どのようになっているのか伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

現在上野庁舎には、ご質問のとおり、上野出張所の職員が3名体制で勤務をしております。我々の計画としては、令和4年度に上野公民館内に移転をするというふうな予定をしております。ご指摘の上野庁舎内のキャビネット、事務用机、椅子など、散乱をしているということでもあります。これについては、現場を確認しながら、できるだけ片づけていきたいと。現在あるキャビネット、事務机等は、今後市民に向けて譲渡していくというふうな予定をしております。

それから、敷地ですけども、清掃については8月に上野地域づくり協議会とですね、清掃管理委託業務を締結しておりますので、今後とも庁舎内外の管理につきましては、その地域づくり協議会等と後利用も含めて早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。解体後の庁舎跡地を住宅分譲用地としての整備についてであります。本市の施設管理計画において、上野庁舎は令和4年度以降において解体することとなっておりますが、解体後の庁舎の跡地を住宅分譲用地として整備ができないか。近隣には、市営上野第一団地及び市営上野第二団地があって、若い世代層が集中しており、上野地区において活気のある地域でもあります。最近多くの若い方々が住宅

を建てたいという状況下において、多くの制約があり、また時間がかかり過ぎて、なおかつ厳しいとの不満の声をよく聞かされます。そこで、この庁舎跡地において前述したような問題等はないものと考えますが、当局の見解を伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

我如古三雄議員ご指摘のとおりですね、宮古島市個別施設計画におきましては、令和4年度から令和5年度にかけて、上野庁舎については解体をする方向というふうになっておりますが、現在庁舎の利用についてはですね、企業からの声も、利活用させていただきたいというふうな声もあります。ただ、分譲住宅用地としての活用についても全く排除するわけではなくてですね、一番は今後の地域の活性化だと思っておりますので、いろんなご意見を頂戴しながら、検討していきたいというふうに思っております。

◎我如古三雄君

合併前の旧上野村時代ですね、千代田ハイツというのがありますが、向こうも旧上野村が個人用地を購入して、家を建てたい方々に売買をして、今現在約30戸近い団地が形成されております。当局にやる気があればすぐにできることであります。用地の分譲売買業務は、職員には厳しいかも分かりませんが、民間に委託すれば一発でできることであります。用地の購入希望者もすぐに集まります。それだけであります。地域の活性化のためにも、どうか前向きに取り組んでもらいたいと思っております。ちなみに、この旧庁舎跡地、そういう分譲用地として、できれば約20戸ぐらいの団地が形成できるものと考えておりますので、どうぞ前向きに対応してもらいたいと思っております。

次に、宮古島市の長期財政ビジョンについて伺います。最初に、本市における健全化判断比率について伺いますが、本市の財政状況を示す健全化判断比率は現在どのようになっているのか伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

本市の健全化判断比率についてお答えをいたします。

決算における健全化判断比率の指標というものは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つから構成をされております。

令和2年度の決算における実質赤字比率は、一般会計と再生可能エネルギーの普通会計において、実質収支が約20億4,000万円の黒字でありますので、良好というふうに判断をされております。

また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計を対象とした比率で算定されますので、連結実質収支額が黒字であることから、この件も良好というふうに判断をしております。

また、実質公債費比率につきましては、令和2年度の7.2%から0.3ポイント上昇しまして、現在7.5%というふうになっております。対前年度比で0.3ポイント上昇いたしました。これは比率の算定に用いる一般会計の元利償還金が前年度の繰上償還分を除いて約1億1,396万円増となっております。普通交付税で3億4,098万円の減、臨時財政特例債が5,082万円の減となったことが0.3ポイントの上昇の要因というふうに考えておりますが、早期健全化基準の25%を下回っているというふうな状況でございます。

それから、将来負担比率については49.5%となっております。前年度比で28.9ポイント上昇しております。この増の要因ですけれども、一般会計の地方債残高、これが43億9,000万円の増となったことが要因と考えておりますが、早期健全化基準の350%を下回っておりますので、監査報告についてはただいま申し上げました比率が早期健全化基準を下回っていることから、良好と判断されたものと考えております。

◎我如古三雄君

次に、主要財源となる普通交付税の今後についてであります。普通交付税はこれまで合併の算定替えに伴って加算額というのがありましたが、今後、つまり令和3年度からどのように減額が見込まれているのか伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

普通交付税につきましては、令和2年度決算で105億6,209万9,000円というふうになっております。これは、対前年度比で3億4,098万4,000円の減というふうになっております。減の要因としましては、ご質問のとおり、合併算定替えによる加算が段階的に縮減されてまいりました。その時期が5年目となりまして、令和元年度で30%だった加算額、これが令和2年度は10%というふうになってきておりまして、これを主な減の要因というふうに考えております。

合併算定替えの加算が終了して、一本算定というふうに移っていくわけですが、令和3年度以降については国が徴収する税収、あるいは地方法人税の動向によりまして、交付税の総額が左右されていくというふうに見込んでおりますが、国が進める政策に基づく普通交付税の算定方法の改正等の状況に応じて増減してくるものというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、先ほどの補正の質疑でもいろいろ出ておりましたけれども、財政調整基金の確保は、昨今の新型コロナウイルス感染対策への対応など不測の事態に対応するためにも、一定の基金の確保は重要と考えます。安定した基金の確保に向けた今後の取組について伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

平成17年度の市町村合併を機にですね、普通交付税の額に合併算定替えの加算額を含めて交付を受けてきました。本市の財政調整基金は順調に積立てを実施することができました。この間、合併から15年が経過しておりまして、令和3年度からは一本算定での普通交付税の交付となり、より一層ですね、自主財源の確保が重要になってくるというふうに考えております。

このような中におきまして、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況が続いております。自主財源の柱であります市税の確保についても、今後影響が出てくるものというふうに考えております。これらの状況に併せて、大型事業の財源である市債の据置き期間が終了してですね、元金の償還が始まってくるというふうなことを踏まえ、引き続き財政調整基金を活用した予算編成は見込まれるものというふうに考えております。ただ、基金残高は減額傾向にあるものというふうに考えておりますので、このことから市民サービスの水準を維持するというのが何より大事なことであります。これは、総合庁舎の供用開始を契機としまして、公共施設の管理計画における既存施設の適正配置や類似施設の統合、廃止によって維持管理費の縮減を図る、また事業の実施に当たりましては各種高率補助制度を積極的に活用する、年度間の事業バランスも考慮して予算編成に努めて、旅費についても近年ウェブ会議等が盛んに行われておりますので、それも含む物件費の削減による経費の抑制を図っていきいたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えながら、自主財源の柱である市税の確保についても、催告センター等との連携を深めて、徴収率の向上に努めていきいたいというふうに考えております。事業実施に当たってはですね、市債の発行がありますが、これについても普通交付税措置のあるような有利な起

債を優先的に発行し、後年度負担の軽減を図りたいというふうに考えております。これらの取組を進めながら、安定した基金の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。宮古島市総合体育館建設についてであります。建て替えに向けた基本構想と基本計画及び耐力度調査は現在どのようになっているのか、進捗状況を伺います。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

宮古島市総合体育館は、令和元年12月、沖縄離島活性化推進事業費補助金800万円の補助金の交付決定を受け、複合型スポーツ振興・人材育成拠点施設整備事業として事業計画を策定し、基本構想、基本計画策定に向けて業務を進めてまいりました。その後、昨年12月に基本構想策定まで終了しております。今後の予定としましては、今定例会におきまして、宮古島市総合体育館耐力度調査委託料を補正予算案にて提案しているところでございますので、予算承認後において、速やかに調査を実施し、調査結果を踏まえた上で基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えています。

◎我如古三雄君

耐力度調査は、たしか過去にも実施しているかと思いますが、そのときの、つまり前回のですね、調査結果に基づいてできないのかどうか、伺います。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

前回の耐力度調査は、平成30年度の調査では危険建物への分類がされませんでした。しかし、台風13号の被害により、躯体など建物の構造自体の被害も予想されることから、再度調査を行い、先ほども申し上げましたが、その結果を踏まえ、判断を行いたいと考えております。

◎我如古三雄君

市長に伺いますが、これは市長、ぜひお願いします。総合体育館は1984年、昭和59年にできた建物であります。あれから築37年、38年目に入るかと思えます。時代のニーズに合った、なおかつ多機能を備えた新しい施設がぜひ必要と考えます。スポーツアイランドを標榜する本市の顔となるようなさらなるスポーツ振興を図る観点からも、早急な建て替えを市民の皆さんも待ち望んでおります。同時に、建て替えについては国も大筋に認めておりましたが、市長は整備に当たって、前政権の建て替え計画を改築、修繕の方針を転換しました。そこで、伺いますが、市長、その後において考えに変化はあったのか、今後の整備計画について市長の見解を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

前政権が進めてきた事業を私が否定するかのような、ちょっとニュアンスもあつたんですが、実は今まで前市政の中でも体育館の建設等については進めてきたと思っております。プロジェクトチームの中でその作業を進めて、基本計画の途中だというふうに報告を受けております。しかし、ちょっと今生涯学習部に移りましたが、事業を推進しようとしていく上で耐力度調査のほうが条件を満たさないというようなこと等があり、また基本計画策定の進捗が新型コロナでもって滞っているというようなことで、生涯学習部にプロジェクトチームから移されたというふうに理解をいたしております。私も合併時の基本計画、名称がちょっと正確じゃないと思いますが、新市計画の中でも、この体育館というのは主要事業に挙げられると思っていたんですが、今こういう雨漏り等いろんなことがあって、できないというのは大変残念に

思っております。

今回耐力度調査、それを今回お願いしてありますのが、台風13号等々で現場を見させていただきまされたけれども、改修にしても相当な、十数億円を超えるような経費がかかる等々のこと、それから結構いろんな面で体育館の市民のニーズというのは高いというようなこと等を認識しておりまして、今回耐力度調査を再度入れれば、多分に新築というんですか、の要件もクリアされるというようなことが見込まれておりますからですね、まずは耐力度調査をして、財源の確保も見通しが立っていないというような引継ぎを受けておりますから、その新たなアリーナを含めた体育館の建設をどうすべきかということは、しっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

◎我如古三雄君

これまで基本構想を練り上げて、基本計画の段階まで来ている状況ですから、どうしても後戻りは、スポーツアイランドに逆走することにはほかなりません。市長、再度伺いますが、総合体育館が新しい宮古島の顔となるように、思い切り建て替えたほうがよいと思っております。市民の皆様にも明るい未来と希望を与えるためにも、市長、この場ではっきりと総合体育館は建て替えますと断言してください。市民の皆さんからも大変喜ばれるのは当然であり、結構なことだと思っております。市長、もう一度答弁をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

耐力度調査をさせていただきまして判断の、改修、新築という方針にしますというような答弁になっておりますけれども、当然我如古三雄議員のおっしゃること、重々理解しておりますし、また市民の声も大変大きいものがありますので、その辺はしっかりと検討してまいりたいと思います。

◎我如古三雄君

早々の方針転換をお願いしたいと思っております。

ちょっと時間の関係上、質問の順序を変えたいと思います。港湾事業について伺います。クルーズ船受入れ施設についてであります。クルーズ船の今後の入港計画について伺いますが、新型コロナ感染拡大によるクルーズ船の消失に伴い、昨年11月に平良港に整備されたクルーズ船受入れ施設へのクルーズ船就航が10か月間たった現在も一度もなく、それに伴って受入れ施設の起債償還に充てる予定の係船料も全く入っておりませんが、今後の入港計画はどのようになっているのか伺います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

クルーズ船の入港計画についてお答えいたします。

クルーズ船の今後の入港計画につきましては、予約状況で申し上げますと、令和3年度内で39件の予約が入っております。しかし、クルーズ船の受入れに当たっては、日本外航客船協会ガイドライン、それから日本港湾協会ガイドラインに示された各種感染防止対策を船社及び受入れ側が実施していくこととなっております。また、沖縄県クルーズ船受入協議会及び下部組織であります沖縄県クルーズ船受入宮古地域協議会の合意を得た上でクルーズ船を受け入れるということになっており、新型コロナの終息が見通せない現状においては受入れするハードルが高く、現状としては厳しいものだと認識しております。

◎我如古三雄君

次に、借入金返済に伴う償還計画についてであります。クルーズ船に課す係船料がトン当たり14円の

基準を基に償還計画になっているかと思います。入港計画が止まっている現状において、今後の先行きも定まっていない状態から、国から借りた9億9,680万円の償還計画にどのような影響があるのか伺います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

クルーズ船旅客受入れ施設の償還計画につきましては、我如古三雄議員がただいまご質問しているとおり、当初は平良港に寄港するクルーズ船の係船料を財源に充てる目的で、令和3年4月1日から係船料をトン当たり3円から14円に条例改正しまして、計画では令和3年度で5,381万680円の収入を見込んでおりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、クルーズ船の寄港実績は令和2年度でゼロ回、本年度におきましてもゼロ回となっており、また今後もクルーズ船の再開時期については不透明であり、収入額についても予測が立てられず、償還計画も厳しい状況となっております。

ただ、このような状況につきましては、国、県にも説明し、支援策を要望しているほか、元金の償還が始まる令和5年度までに平良港へのクルーズ需要の回復を図るため、関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

◎我如古三雄君

この借入金返済については、全国的といいますか、社会的にコロナ禍による影響がありますので、国もそれなりに対応してくれるのかなというふうに考えますが、国との交渉などは行っているのかどうか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

国、県、それから市町村の港湾を管理する団体で組織します港湾関係事業調整会議というものがございます。その中で、宮古島市としましては現在の起債を抱えていることに関しまして、国、県に対しましては元金償還年数の延長などについて市の要望を提出している状況でございます。

◎我如古三雄君

このクルーズ船の入港が不透明な部分がありますけれども、どうかこの借入金返済については今後とも大いに国との交渉も進めてもらいたいというふうに要望したいと思います。

次に、水道事業について伺います。袖山浄水場の硬度低減化施設機器の更新について、更新事業の進捗状況と今後の計画について伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

硬度低減の進捗状況と今後の計画ということでお答えします。

まず、計画としましては、この事業は宮古島駐屯地等周辺水道整備助成事業で、令和3年度から令和6年度までの4年間において、総事業費約23億円で行われます。主に硬度低減化処理塔4基、薬品貯留槽、機械電気設備等の全面更新を行うこととしております。

進捗状況としましては、8月26日付で交付決定がなされました。現在工事の入札執行中で、9月内での契約締結ができればと考えております。

◎我如古三雄君

以前はですね、やかんなどに石灰が付着したり、お茶やコーヒーがおいしくないとの苦情も多々ありました。今回施設機器の更新に伴って、市民生活においてどのような効果が期待されるのか伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

効果についてお答えします。

事業の効果としましては、更新後においても、現在と同様に硬度は1リットル当たり120ミリグラムでの供給を予定しております。更新による効率化により、安定した運転が可能となり、処理水水質の安定化が図れるため、今後も安定供給が行えるものと考えております。

また、薬品費、維持管理費の抑制に加え、事業費については約23億円と多大な費用を要することが懸念されておりましたが、今回防衛省予算の活用により市の負担分は3分の1になることから、財政的な負担軽減の効果は非常に大きく、水道料金改定時期についても令和13年度までの事業計画の中では特に検討する段階ではないと考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。農業振興について伺います。台風6号による農作物の被害額についてであります。7月21日から24日までの4日間にわたり接近した台風6号は、各方面に被害を及ぼしましたが、農業関係においてどのような状況があったのか。主な農作物の被害額について伺いたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

主な農作物の被害についてですが、サトウキビで被害面積が5,120ヘクタール、被害減収量が1万1,040トン、被害額で2億4,286万円、野菜類ではオクラで被害面積11ヘクタール、被害減収量25トン、被害額1,966万円、果樹ではマンゴーで被害面積74ヘクタール、被害減収量0.3トン、被害額55万円で、農作物の合計被害額で2億6,307万円に及んだと試算しております。

サトウキビについては、台風通過後の塩害被害も懸念されましたが、農家によるスプリンクラーによる散水作業や適度な降雨等があったため、被害額は最小限に抑えられたものと思われま

◎我如古三雄君

次に、伊良部島地下ダム農業用水の稼働について、現在における進捗率と今後の計画について伺いますが、地下ダム農業用水のスプリンクラーによる散水が伊良部島でも始まり、かんがい施設が徐々に整備されることで夏場の干ばつ被害も解消され、今後の農業振興が大きく期待されます。伊良部地区における地下ダム用水の現在の進捗率と今後の計画について伺いたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

国営かんがい排水事業宮古伊良部地区の進捗率は、令和2年度末時点で地下ダムは66%、用水路は73%実施しています。一方、スプリンクラーを整備する県営魚口地区については、地区面積59.3ヘクタールのうち、現在6.4ヘクタールで散水が開始されたところであり、残りは今後整備が進められ、令和5年度までに完了を予定しております。

◎我如古三雄君

伊良部島での地下ダム用水の利用は、送水の問題等で遅れていたわけではありますが、バルブをひねるだけで水が使える、散水ができるという状況は大変ありがたいことでもあります。このような状況をつくることが行政の使命でもあると思いますから、農家の要望に応えられるよう、事業のさらなる推進に取り組んでいただきたいと思います。

次に、Ⅲ型給水所の増設要請について、伊良部地区さとうきび生産組合及び宮古地区トラック事業協同組合から要望のあった国営かんがい排水事業におけるⅢ型施設の給水所増設要請がありました。その後要請の進展はどのようになっているのか伺います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

Ⅲ型給水所増設要望についてお答えいたします。

Ⅲ型給水所増設については、伊良部地区さとうきび生産組合、宮古地区トラック事業協同組合伊良部支部などから、沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長に対し、伊良部島においてのⅢ型給水所の増設要請が行われております。宮古伊良部農業水利事業所では、Ⅲ型給水所の増設について検討しており、今後関係機関と調整していく考えとのことであります。

◎我如古三雄君

質問の制限時間でございますが、以上いろいろと質問をさせていただきましたが、いずれも早急に解決が図られますよう、当局の皆さんにおきましてはよろしくご高配をお願いしたいと思っております。

以上で16番、我如古三雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

◎佐久本洋介君

それでは、9月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいりたいと思っております。

まず、伊良部佐良浜地区急傾斜地の整備について市長の考えをお伺いしたいと思います。佐良浜地区は、港から見上げるような急傾斜地にへばりつくように部落が形成されてきました。佐良浜地区は、漁業が盛んな地区であったため、港の近くは便利であったものと思われまます。朝の1時か2時頃に出漁し、夜の9時から10時頃に帰港することも珍しくありませんでした。したがって、港から近いところが便利で、そのため急傾斜地に集落が形成されてきました。しかし、現在漁業だけでなく、職種も増え、そして交通面の不便さもあって、若い者や集落の住民も便利な地域への移住が増え、急傾斜地は空き家、空き地が増え、現在住んでいる方は高齢者がほとんどであります。非常にコミュニティー崩壊の危機でもあります。

この地区の整備については、私も何度か質問してまいりました。進展はありませんでした。その要因については、厳しい課題があることは私も承知しておりますが、独特の景観、そして歴史を持つこの地域を整備し、活用していけないものかと思ひ、質問を続けてまいりました。去る6月定例会の質問に対して、市長より前向きな答弁がありましたので、その後の状況等について質問して、地区全体の整備をどのように進めていくのかご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

佐良浜地区の急傾斜地の整備についてお答えいたします。

佐良浜地区を含めた伊良部地域は、都市計画区域の指定がされておらず、これまで都市計画区域外としてのまちづくりが行われてきたことから、数多くの狭隘道路が存在するなど都市基盤の整備がなされてい



ないため、居住環境の改善など様々な課題を抱えております。このことから、今年度は佐良浜地区について、地域住民との協働のまちづくりを行うべく、調査検討業務を実施しております。

佐久本洋介議員ご質問の急傾斜地の整備につきましては、安心して生活できる暮らし環境の創出を念頭に置きながら、この調査業務の中で地区の将来像を地域とともに考えながら、検討してまいりたいと考えております。

◎佐久本洋介君

次に、この地区は土砂災害警戒区域に県から指定されています。しかし、土砂災害警戒区域に対する防災の動きが全く見られません。防災については、これは道路網が真っ先の整備だと思っています。消防車や救急車、これが集落内に入れるような道路網の整備、これが一番大事なことだと思いますので、この道路網の整備はどのように検討しているのか、お答えください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

佐良浜地区には、土砂災害警戒区域が含まれていることから、災害時の避難を考えた場合、避難路となる道路は非常に重要となります。佐良浜地区の道路については、過年度の調査によりまして、おおむね整備状況を把握しているところではありますが、当該地区には狭小な土地が数多く存在するため、全ての道路に対して拡幅整備を行うといったことは難しいものと考えております。しかしながら、先ほどお答えしました安心して生活できる暮らし環境の創出には、災害対策への観点も必要不可欠となることから、住民の意見を伺いながらですね、避難ルート形成についても検討していきたいと考えております。

◎佐久本洋介君

非常に道路の整備は難しいという話でしたけど、そのためにも次の都市計画区域への編入、これが大事だと思っています。この地区の整備には、これは多大な費用がかかるものと私もよく承知しております。したがって、市の単費だけでは非常に難しい。そのためには、やはり都市計画区域に編入して、そして国や県の支援も仰ぎながらやっているとなくちゃできないものと思っています。これは難しいとか言うんですけど、難しいで終わったらもう駄目なんです。これは地域の安心、安全を守るためには必要な道路網ですから、それを何とかしてほしいということで質問していますので、難しいんじゃないくて、やる予定で検討してください。

そして、この都市計画区域への編入、これが進まない理由、これはなぜ進まないのか。去年でしたかね、3回か4回ほど住民説明会を持っています。そういうときにも都市計画区域への編入の話が出ていますけど、これもなかなか進んでいない。この理由はどういうことなのか、分かっている範囲でいいですので教えてください。お願いします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

都市計画区域の編入につきましては、まちづくりとしてのメリットが行政、それから市民双方にある一方で、建築ルールが厳しくなるなどのデメリットが市民に生じることから、これまでの伊良部地域における都市計画区域への編入の取組においては、数回の説明会を開催しておりますが、地域住民の理解を得るには至っておりません。このことから、今年度は都市計画区域への編入により特に大きな影響を受けることとなる佐良浜地区において調査検討業務を実施しており、先ほどのメリット、デメリットを含め、地域とともに理解を深めながら、地区の将来像を検討していきたいと考えております。

◎佐久本洋介君

都市計画区域への編入のデメリットとはどういうことがあるんですか。答えられますか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

都市計画区域編入によるデメリットでございますが、特に佐良浜地区につきましては密集形態となっているために、集団規定による接道義務などがあることで部分的に建て替えのですね、困難、停滞を引き起こすということと、それから開発、建築そのものを規制するものではありませんけれども、少なくとも規制強化がなされるということなどが主なデメリットとなります。

◎佐久本洋介君

都市計画区域へのデメリット、例えば説明会でも出たんですけど、1メートルセットバックするとか、こういうふうになったのも土地がないからできないとか、これはその土地にまた同じように建物を造って住むというのが前提になるわけですから、そうじゃなくて、移転を考えるとしたら、それできないことじゃないと思うんですね。

次に、移転のことについてですけど、集団移転とは書いてありますけど、集団でやるのは非常に難しいと思う。移転を希望する人だけでも移転をしてもらおう。そのためには、移転するための受入れはどういう支援を行っていくのか、これが必要になってくると思うんです。今現在は本当に集落内には年寄りが何名かいる程度で、家も、そして土地もほとんど空き地です。みんなもう上のほうに行って、集落にはほとんどいない。場合によっては、特別に移転の支援をしなくても、その隣の土地も空いているわけですから、あるいはまた少し離れたところも空いている、そういうところも利用していけると思うんですね。そこは、都市計画区域に編入したときに、そういうデメリットがあるということじゃなくて、方法はあると思いますので、前向きに検討していただければいいなど。今話したように、集団じゃなくて、希望者だけ支援をしていくとか、そういう方法もあると思いますので、頑張って進めてください。お願いします。

次に、佐良浜地区は、皆さんの目から見て分かるように、傾斜地に家が建ち並んでいて、非常に宮古島でも独特な景観、これを有しています。この独特な景観をそのままにするんじゃなくて、何とか利用方法ないものかなということ。これは、新型コロナ感染が流行する前ですけど、漁業協同組合を通して観光客と、それから地域の傾斜地に住まいのみんなと、観光客を案内して交流して、交流を続けていくというような、そういう事業がありました。今もちろん消えてはいないけど、コロナ禍でやっていないはずです。方言で「やーがまくーがま」と言うんですけどね、この「やーがま」というのは小さな家のまとまりです。それから、「くーがま」と言っているのは、路地を曲がったり、小さな道を通ったりしていく。そういうところを案内して、最後はその地域の住民と観光客がお茶を飲みながら交流すると、そういう事業があって、非常に好評でした。しかし、新型コロナが流行してからこの事業も途絶えています。

このほかに、独特な景観を持つ佐良浜地区、これをどのように保全し、活用していこうというのか、それも聞かせてください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

佐良浜地区につきましては、昨年度までの都市計画マスタープランの改定作業の中で、地域住民の意見を受けまして都市計画マスタープランを策定しておりまして、この中におきましては、安全、安心で快適な住環境整備だけではなくて、それに加えて地域特有の景観の維持についても位置づけているところであ

ります。

また、今年度スタートしております佐良浜地区整備調査業務の中でも、具体的には今後検討していくこととなりますが、住環境整備と景観の維持、保全を念頭に置いた上で、地域住民とともに意見交換しながら作業を進めていきたいと考えております。

#### ◎佐久本洋介君

非常に難しい地域であるということはよく分かっています。そこを何とか考えていってください。

それから、さっきも話ししましたが、住民説明会、3回か4回住民説明会を持ったんですけど、参加が非常に悪い。私が参加して見てきたのは、20名もいるかどうか。そして、こんなことを言ったら怒られるかもしれないですけど、職員から住民に対する説明の仕方が具体例がない、具体性がない。住民も、例えばさっき話したように、セットバックとかこういうので自分の土地には住めなくなる、まずこれが先に来るんですね。そうじゃなくて、もう少し具体的な説明、住民が納得できるような具体的な方法、こういうものを説明していく工夫が必要だと思うんですね。毎回毎回同じように何十名か集めて、そしてその場合に集まるのは公民館とか集落から大分離れたところでやる。そうすると、年寄りは今全く来ないし、来られない。したがって、都市計画区域に必要な場所に住んでいる年寄りのみんなは、それがあつたかどうか、それがあつても参加できない。だから、こういう面をね、工夫しながらやっていかないと。例えば必ず公民館に集めてみんなで話をするとか、そうじゃなくて、港の近くの地域の人や地域の人だけで集めて、あるいは何か所かに集めて、そして説明していくという、そういう工夫も必要だと思うんですね。何回も何回も同じことをやって、前に進まない、住民も理解ができない、納得できない。もう少し説明会の工夫を考えていただきたいと思います。これについて、建設部長、もう一度お願いします。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

佐良浜地区の将来像を検討する上で、地域住民の参画と合意形成を図ることは非常に重要であり、地域住民の主体性を基軸に置いた、より持続的なまちづくりを実現していきたいと考えております。したがって、今年度の業務では、単に市が検討した内容を住民に説明するのではなくて、住民とワークショップ形式で勉強会を開催し、そのワーキングにおける検討結果を説明会で報告するという、まさに住民が主体となる構図となるような取組をですね、市としましても大勢の市民が参加できるような工夫をしながら説明会を実施してまいりたいと考えております。

#### ◎佐久本洋介君

住民のみんなが参加して、そして納得ができるような、これだったら移転したほうがいいのか、そういう気持ちになれるような説明会にしてほしいなと思っています。

それから、今までこうして佐良浜地区のことに関して話をしてきましたけど、市長の考えをひとつお聞かせください。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

かつて佐久本洋介議員とも上から下までちょっと動いたようなこともありまして、この佐良浜地域のまちづくりというのは大変急がれるし、いろんな面で、排水の問題、消防法の問題、浄水の問題等々、それから先ほどの急傾斜地等々の問題を考えると、ある意味ではしっかりとした整備計画を急がなければならないというような思いを持ちました。それから、各家庭に入って、ちょっと座って、見ましても、すばら

しい朝日を見ながら、潮風を受けながらの居住環境、これはまたしっかりと残していくべき、特殊な魅力ある地域だとも考えたわけであります。伊良部大橋架橋以降、下地島空港の開港を含めて、伊良部島が大きく脚光を浴びて、その宮古島全域における経済の大きな原動力ともなっていることは周知の事実であります。そういう中でありますから、下地島空港、伊良部大橋の経済効果の恩恵をまず地域で受けなければなりません。そうすると、5年、10年先にどういう島づくり、まちづくりをすべきか、そういう問題意識は、かねて佐久本洋介議員とも共有してきたつもりであります。そういう意味で、今回の都市計画編入の話は、どのようなまちづくりをしていこうかという話。それから、土地利用にしても、どういうゾーニングをして、都市計画と農振計画と森林計画等との整合を図りながら、守るべきところ、生かすべきところ、居住環境として整備すべきところ、そういうものを今のうちに整備しなければならないというふうに思います。

それから、道路網にいたしましても、将来の人の流れを見ながらも、この伊良部から佐良浜への幹線道路等は大変不備で、集落の中の基本的な生活道、あるいは観光道というものが未整備ではないか、そういうもの等を今回の検討業務の中でしっかりと検討していくべきではないか。今回私も今まで議論されてきたことを少し形にしたいというような思いが強くあります。そういう意味では、今回の計画の中で、先ほど佐久本洋介議員からも提案がありました、佐良浜の移転の可能性という受皿をつくる、あるいは道路を造る、急傾斜地域における道路の通し方等々ですね、より具体的に、どうしても防災上通さなければならぬ防災道路については協力をいただきながら、必要に応じては移転をいただくというようなですね、より具体的な受皿等をつくりながら話を進めていく必要がある。

それから、やっぱり主役は地域の住民に、この長い間の生活のいろんな様式、それから誇りもありますでしょうし、そういうことを残しながらも、また新たな衛生上、あるいは防災上、あるいは消防法等を含めて、基本的なまちづくりのインフラはしなければならない等々の多くの課題がありますから、やはり地域住民の意向をしっかりとキャッチボールしながら、より具体的に進めてまいりたいなというふうに思っております。大変大きな計画であります、地域の住民の理解をいただきながら、スピード感を持ってしっかりと進めてまいりたい。

#### ◎佐久本洋介君

市長、ありがとうございます。この地域は、合併前ですかね、合併前に県道の整備が決まりまして、今もところどころで整備をしています。港から佐良浜の、みんなご存じだと思いますが、佐良浜のAコープ前までの道路拡張、これは県道として決まっていたんですけど、橋が架かってから港からの車が、それによって必要なくなったのか、全く工事も進まないですね。あと何十年かかるか分からないぐらいです。ですから、宮古島市がそういうマスタープランを持って進めていってもらえればありがたいなと思っておりますので、地域の安心、安全をつくるためにも、皆さんよろしくお願ひします。

次に移ります。次に、伊良部地区観光地総合整備事業について伺います。この事業の進捗状況、これについて説明してください。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

伊良部地区観光地整備総合計画は、平成27年度に伊良部地区の観光をより発展させるために、具体的かつ実効性のあるコンセプト、施策を示すことを目的に策定をされております。令和2年度の実績といたしましては、通り池の駐車場の整備を行っております。整備前の駐車台数ですけども、乗用車が14台、それ

から大型バスが4台、それで整備後ですけども、乗用車が14台から50台に増えております。それから、バスが4台から7台駐車できるように整備を行っております。

本市といたしましては、同計画を基に伊良部地区の観光地整備を実施しておりまして、本年度におきましては白鳥岬公園の木橋がございますが、この木橋が老朽化によりまして通行できない状態にあります。安全面を考慮いたしまして、本年度はその木橋の解体工事を行う予定でございます。今後も整備を要する観光地につきましては、宮古島市観光推進協議会におきまして協議の上、順次整備をしたいと考えております。

#### ◎佐久本洋介君

伊良部地域だけの観光地総合整備事業というのは、これは非常に伊良部にとってはありがたいことなんですけど、今観光商工部長からも答弁がありましたように、いろんな形で整備は進んできています。そして、その中に入れてほしいんですけど、もう一つ、牧山公園の整備、これにしっかり取り組んでいただきたいなと思っています。この牧山公園の整備についても、何回か質問をしてきたんですけど、今まで進められてきたのは絶壁、断崖から上のほうだけですね。これが主で、下には全く、何回言っても、上のほうばかり目が行くのか、下のほうは全く手つかずな状態です。本当は下のほうにも伊良部町時代に造った遊歩道とかいろいろあるんです。ところが、雑木で覆われて、全く見えなくなっています。そして、その中には、この前も話しましたように、池間島から佐良浜へ渡ってきて、そして佐良浜で農業をしたり、漁をしたりして、また池間島に帰っていくとか、それができなくなって、また佐良浜に住み出した。そのときの最初の住居跡などもあるんです。そういうところも整備していけば、散策もできる、それから地域の発祥の地としてのいろんな勉強もできる。これは建設部から聞いたんですけど、上牧、下牧と言うらしいですね。上のほうは本当に整備されています。しかし、この下のほうは、せっかくの遊歩道もみんな雑木で覆われて、中も入れないような状況です。これを何とか整備していただきたいなと思いますので、観光商工部長、よろしくをお願いします。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

牧山公園は、合併前に展望台を中心とする一帯と、展望台下に遊歩道とあずまやが整備されております。佐久本洋介議員ご質問の場所は、展望台下の遊歩道とあずまやの整備されている箇所だと考えております。現在のところ、維持管理が大変不十分でありまして、ほぼ活用されておられません。伊良部地区観光地整備総合計画におきましては、遊歩道の再整備方針等を定め、展望台周辺から下牧地区公園の一体的な利用を図るとされております。現在のところ整備につきましては宮古島市観光推進協議会におきまして検討されております。次年度以降は、優先的に遊歩道部分、それからあずまや周辺、その整備を進めまして、観光地として有効に活用したいと考えております。

#### ◎佐久本洋介君

この遊歩道の整備については、できるだけ早めにやってほしいですね。新型コロナが終わって、観光客がまた元に戻ったら、すばらしい散策コースになると思いますので、中にはあずまやとかそういうのもありますので、家族で散策するにも非常にいい場所だと思います。私も、子供らが小さい頃はよく連れていきました。巣箱を作ったり、またさつき話した住居跡を見せたり、いろいろやりました。今でも多分雑木を取り払えばあると思いますので。観光商工部長、あなたも伊良部出身ですので、頑張ってください。

次に移ります。新型コロナウイルス感染防止対応について伺います。まず、小中生徒の感染が増加傾向にあります。この感染状況について説明してください。子供たちの感染は、これはほとんど家庭内か、そして家庭内に持ち込むのはもちろん大人です。こういうのをしっかり大人が考慮しないといけないなど思っていますので、今の感染状況はどうか、説明してください。

◎**教育部長（上地昭人君）**

各小中学校から報告のありました児童生徒の8月1日から今日現在、9月13日までの新型コロナウイルス感染状況につきましては、小学校で40名、中学校で19名、合わせて59名の陽性が報告されております。そのうちで、今月に入りまして9月1日から9月13日までに陽性者として報告のありましたのは、小学生で9名、中学生で1名の合計10名となっております。

やはり今佐久本洋介議員がおっしゃいましたとおり、家庭から学校に持ち込む例がほとんどでございます。先週から中学校、今週から小学校が授業が再開されておりますが、現在のところ学校に登校してからの陽性者は確認されておられません。

◎**佐久本洋介君**

やっぱり小中学生の感染は家庭からということですね、ほとんどは。学校に来てからの感染というのはまだ起きていないということですので、各家庭での感染予防対策をしっかりしてほしいなと思っています。

次に、この感染予防に対しては、やはりみんなも分かるように、ワクチンの接種が一番効き目があると思っています。そのワクチン接種ですけど、教職員、それから保育士、要するに子供たちを相手にする機会の多い職種の方々、この接種の状況はどうなっているのでしょうか。子供たちはワクチン接種はできません。それは、大人がやっていかなくちゃならないことですので、説明してください。

◎**福祉部長（下地律子君）**

保育士等のワクチン接種状況についてお答えいたします。

保育士等の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてですが、公立保育所職員につきましては9月5日現在、その他の保育所については7月末時点で調査した結果でお答えしたいと思います。1回目接種済みが77.2%、2回目接種済みが72.0%となっております。1回接種されたほとんどの方が2回目を接種すると考えておりますので、77.2%となっております。

◎**教育部長（上地昭人君）**

教職員へのワクチンの接種状況でございます。本市におきましては、保育士、幼稚園、小中学校の職員及び従事する職員、学校に出入りするスクールソーシャルワーカーとかですね、支援員等々を含めて、もちろん任意ではありますが、ワクチン接種につきましては子供たちの安心、安全を確保するため、優先接種をお願いし、進めてまいっているところでございます。

幼稚園、小中学校の職員のワクチン接種状況につきましては、8月31日時点の調査で申し上げますと、2回接種済みが76%、1回接種済みが83%となっております。したがって、1回目接種した方は2回目も接種するであろうということで、現在83%程度は達成しているものと考えております。

◎**佐久本洋介君**

皆さん一生懸命ワクチンの接種を行っているということはよく分かります。12歳未満の子供たちはワクチン接種が受けられません。関係する皆さんは、できるだけ積極的にワクチン接種は受けてほしいなと思

っています。これは、教職員や保育士に限らない、市民のみんながその気持ちになってくれることが一番大事だと思っています。

次に、国は子供たちへの感染対策として、小中学校へコロナ抗原検査キットの配付を行おうとしていますが、宮古島市への配付は始まっていますか。

◎**教育部長（上地昭人君）**

文部科学省及び厚生労働省より、小中学校に対しまして抗原簡易キットの無償配付が行われるということになり、併せて抗原簡易キット活用の手引きの文書が令和3年8月31日付で発出されております。しかし、まだ物は届いておりませんので、目安としましては各学校に1セット、10回分ずつを国のほうが無償で配付するという計画になっておりまして、近々現物が届くものと思われま

◎**佐久本洋介君**

抗原検査キットが配付されて、そしてこの検査は学内で誰がやるんですか。

◎**教育部長（上地昭人君）**

この活用の手引きを見ますとですね、検査対象者は新型コロナウイルス感染症の初期症状、咳、喉の痛み、発熱等を訴え学校に登校して症状が現れた教職員となっております、検査は教職員本人が行うことと示されております。

◎**佐久本洋介君**

検査の結果とその後の対応はどのように行っていくのですか。

◎**教育部長（上地昭人君）**

この抗原検査簡易キットは、あくまでも簡易検査でございます。学校で先生方が具合が悪いと、そうすると検査で30分以内には結果が出るということですが、その後は速やかにかかりつけ医を受診していただいて、医療的な検査をまたしっかり受ける必要があるというふうに書かれております。

◎**佐久本洋介君**

これで質問は終わりますけど、私の所見を少し述べて質問を終わりたいと思います。

宮古島市の新型コロナウイルスのワクチン接種、これは県内においても非常に高いところにあります。朝の生活環境部長の答弁でしたかね、76%という、これはすばらしいことだと思っています。これは、医療関係者の大きな協力はもとより、職員も休日返上で対応してきた。そして、何よりも市民の高い認識による協力、これが非常に大きいんじゃないかなと思っています。受けたくないとか、受けないという方もいますけど、これは問題外ですよね、自分のことだけで、自分がうつらないという前提で言っているのかどうか分からないですけど、やっぱり市民はみんなで最高の防御策としてワクチンは受けていただきたいなと思っています。体の状態でどうしても受けられない方もいますけど、それ以外の方はやはり受けて、安心、安全な宮古島市、みんながまたばんばん外に回れるような、そういう地域になってほしいなと思っています。医療関係者、それから職員のみならず、本当に大変なご努力をありがとうございます。感謝を込めて私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎**議長（山里雅彦君）**

これで佐久本洋介君の質問は終了しました。

◎**島尻 誠君**

初日3番目ですけども、市民ネット結の島尻誠と申します。早速通告に従いまして質問を始めてまいります。

まず、福祉行政についてですけども、質問要旨①のほうですね、市役所庁舎前の今障害者用の駐車スペース、駐車場が設置されております。その件で、利用される市民の声として、今質問上げていますけども、総合庁舎玄関から結構離れている。このことで、乗り入れの際の特に天候が悪い日、雨が降ったりしたときですね、不便を来しているというふうな声が届いています。この対応策として、やはり上屋の設置が望ましいのではないかとというふうな思いですけども、まず当局の見解を伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ご指摘のとおりですね、障害者駐車スペースから正面玄関まで距離があるということと、屋根がなくてですね、雨天時での利用が非常にご迷惑をかけているというふうな認識は持っております。そういうことで、雨天時でも車両から入り口までですね、快適に利用できるように、屋根のほうをですね、設置ということで、今検討を進めておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

◎島尻 誠君

そうですね、早めの対応を望まれているということもありますので、早急な対応をよろしく願いしたいなと思っております。

続いて、質問要旨②のほうです。福祉施設から先日、障がい者の社会生活を考える・まんた茶話会のほうからですね、市長要請がございました。内容に関しては、もう当局の皆さん御覧になって、対応も検討されています。まず、この対応について、具体的な見解を少し求めたいと思っております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

障がい者の社会生活を考える・まんた茶話会から、バス停の環境整備に関する要請を受けておまして、内容としましては夏場の日差しよけや雨天時の対策として、まていだ通りサンエー前（ターミナル店前）のバス停に上屋とベンチの設置要請がありました。今回要請のあったバス停のですね、整備につきましては、路線バスを運行しておりますバス会社など関係機関との調整を行いながら、前向きに取り組んでまいります。

◎島尻 誠君

整備要望内容としては4項目ぐらい挙がっていたと思うんですけども、県道を主体として、市道が1件、今建設部長がおっしゃったまていだ通りからサンエー前のバス停、両サイドの上屋あるいはベンチの設置の要望が届いていると思っております。早急な対応もお願いしながらですね、不自由されている皆さんの支援にお力を入れていただきたいというふうに思います。

それですね、検討されていくというふうなお話ですけども、予算の関係もございまして。もちろん県道沿いの件もございまして、バス会社との連携した取組もというふうなお話ですけども、いつぐらいをめどにというふうな検討をなされているのか、ちょっとお聞かせください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

このバス停の整備がいつ頃できるかということでございまして、要請を受けたのが8月の末でございまして、今その整備に向けた検討をしているという状況でございまして、県道の整備もあります。そういうことで、バス会社を含め、県とも調整していきますけれども、可能な限り整備できるように努めて



いきたいと考えております。

◎島尻 誠君

バス会社、3社ございますけれども、土木事務所関係等も含め、連携した取組をですね、早急をお願いしたいなと思います。

続きまして、発言要旨2号のほうでのコロナウイルス感染症対策についてお伺いします。PCR検査場についてですけども、現在宮古空港、もう一つは下地島空港、2か所に設置、開場されております。多くの市民、あるいは観光客、来島される際に、もしくは出られる際に、検査を受けられて、これまでも数多くの陽性者、あるいは感染疑いの方々が、この検査場で抽出されているというか、出てきている状況があります。

そこでですね、会派で我々も検査場の新たな設置に関しては強く要望してきた次第であります。県内の動きも、検査場に関しては特に注視している中で、拾い上げていくということが一番重要であるというふうな見解も出されている。その中で、宮古島市の方針として、当局の現段階の見解を伺いたいと思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

PCR検査場の設置についてでございます。

そうですね、両空港でですね、PCR検査が実施されております。8月の期間中、両空港でもちまして3,300件余りの利用があったとのことでございます。そのうち75%ほどが島内の利用者であったということでございます。

PCR検査につきましては、宮古島市の場合、宮古病院及び宮古地区医師会等の連携協力の下、保険診療や行政検査への体制が確立をしております。検査体制は充足されているものと思っております。

他方、提案にあります新たな検査場の設置については、検査後の陽性者判定や届出、療養の決定など医療機関との調整が必要となることから、市としましては市内医療機関と連携をしながら、民間事業所の開設支援については検討していくべきものと考えております。

◎島尻 誠君

今のご答弁だと、足りているというふうなご答弁でしたけれども、これですね、市長の公約の一つの中にもうたわれているというふうな思っております。PCR検査場の拡充、充実が陽性の方々を拾い上げていく、特に医療脆弱な離島を含めると、とても厳しい状況になっていくのは目に見えているかなと思います。それでもなお拾い上げて、それが今12歳以上のワクチン接種、この12歳未満の感染も防いでいく、その辺の役割があると思うんですね。これはちょっと、設置に向けた対応、見解はちょっと残念ですけども、市長の答弁もちょっといただきたいなというふうな思いますが、見解を求めたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

沖縄県でも各南部、中部等々でのPCR検査、空港でのPCR検査等は沖縄県が進めております。それから、学校教育現場等々についてもPCR検査、障害施設、介護施設等々でもそれなりのPCR検査の体制が取られているのかなと思います。宮古島の場合でも、空港でのPCR検査、宮古空港で200、下地島空港で100というようなことで、結構多くのPCR検査が、我々市民も含めて利用しているなというふうな思っております。ワクチン接種が大分進んできました、ワクチンを打たない方等についてはPCR検査等を結構受診しているというような状況にあるのかなというふうな思いますが、デルタ株等で、あるいはドラ

イブスルー等で問題があったとしても、やはりPCR検査というものがいつでもどこでも定価で受けられる状況というのが本来は好ましいのではないかと。

ただ、これまでは、やはり感染の急拡大において医療体制の崩壊があってはならないというような大きな枠の中でやってきた部分がありますけれども、民間は民間でのPCR検査の普及というか、そういう動きが大分活発化してきております。今後はこのPCR検査と抗原検査等での組合せ、これが大変重要になるのかなというふうに思っております、しっかりとその辺の動向を見ながら、民間の皆さん方から協力依頼があれば、どこで何ができるかししっかりと対応していきたいなと思っております。

#### ◎島尻 誠君

とても必要な検査場の設置をしていただきたい。もちろん宮古空港、下地島空港での拾い上げも成果は出ております。だからこそ、もう一か所の検査場は必要だというふうに考えていますので、ぜひとも早めの対応をですね、お願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、先ほども佐久本洋介議員のほうからお話がありました学校現場での検査体制、抗原検査キットについて、教育長にも何度かちょっとお話も聞きながら、時間を割いていただいたんですけども、佐久本洋介議員からもお話がありました、誰がこの検査を主体としてやっていくのかという不安、教職員、現場の不安ですね、あるいは方針はまだ決定していないと思うんですけども、親御さんたちの負担、あるいは教職員の負担、そこをやはり考えてやっていくべきだなというふうに思っています。学校で今のところ感染対策が十分に行われているということで、現場での対応は十分されているというふうに私も認識はしていますが、今後やはりある事態を想定して動いていかなければいけないという現場の意識は相当あると思います。その辺もですね、教育現場で働く皆さんを念頭に置いて、やはり配慮していくべきかなと私は思うんですけども、これは先ほど佐久本洋介議員にお答えしたので、まず教育長の、学校における検査体制についてということを出してありますので、その辺のご見解をちょっとお聞かせください。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

学校現場における検査体制ということですので、まずPCR検査体制と抗原検査キットの2つに分けて答弁したいと思います。

現在本市の小中学校において、学校におけるPCR検査は行っておりません。去る6月に県で児童生徒を含む学校関係者の感染者が増加する中、県に学校PCR支援チームが設置され、学校で唾液採取方法によるPCR検査を実施する通知が出されました。しかしながら、当時の宮古島市は感染状況が逼迫しており、さらに検査のため沖縄本島に検体を送付するなど、3日から5日程度時間を要するというので、宮古保健所といろいろ協議をさせていただきました。その結果、その当時、記憶ですけども、宮古島、石垣北部ですかね、それは検査支援チームには参加しないということで、保健所と協議した結果、本市におきましては直接宮古保健所との連携による従来の検査方法が迅速なPCR検査の実施及び早期教育活動の再開につながるということで、県のPCR検査支援チームによる学校でのPCR検査の運用は現段階では行わないということで、現状に至っております。

一方、文部科学省及び厚生労働省より、小中学校に対しまして抗原簡易キットの無償配付が行われることになり、併せて抗原簡易キットの活用の手引きの文書が令和3年8月31日に一部更新で発出されております。配付個数は、1学校につき1セット10個となっております。活用の手引きから、検査対象者は新型コ

コロナウイルス感染症の初期症状、咳、喉の痛み、発熱等を訴える教職員としており、検査は教職員本人が行うこととなります。

児童生徒に関しましては、風邪症状等が出た場合は保護者へ連絡し、速やかに医療機関を受診するように通知を出しております。

#### ◎島尻 誠君

先ほど佐久本洋介議員への答弁した内容と一緒にすけども、教職員現場への負担は、これは避けるべきではないかなというふうなもの、先ほど申しあげました親御さんたちへの負担がないような取組ですね、今抗原検査のキットが配付される予定、教育長と向き合ったときに、やはりそのような体制を、負担がないような取組をというふうに私は申しあげました。学校現場、もちろんお子さんたちの学習生活も、学びの保障もしながらやっていくということは非常に重要なことだと思っています。今学校現場です、コロナ禍で非常に窮屈な生活を強いられている社会生活の中で、学校現場も大変な思いをされてやられている。今タブレット端末の学習への方向転換もされてきています。その中で、今ちょっとお聞きしたいのは、教職員の皆さんの中で、これを理由にと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、休まれている、休暇を取られている、もちろんコロナの影響もあるんですけども、負担になっているという声は皆さんのところに届いているかどうかということをお聞かせください。

#### ◎教育長（大城裕子君）

学校現場におきましては、教職員が感染症対策、そしてコロナ禍によるGIGAスクール構想が全国的に前倒しになったということも踏まえ、タブレットを活用した学習も進んでいる中で、本当に大変疲弊していると感じています。そこで、私たち教育委員会といたしましては、PCR検査につきましても、もろもろの事情ありますが、教職員の負担をできるだけ軽減したいという思いもありまして、様子を見ることにいたしました。その結果、大分落ち着いてまいりましたので、これまでどおり保健所と医療機関と連携しながら進めていこうという結論に達しました。

それから、抗原検査キットに対しましても、これはあくまでも教職員を対象にしたものですが、小学校4年生以上の児童生徒も対象にはなっております。ただ、教育委員会といたしましては、現時点では小学校4年生以上を対象とせず、教職員のみを対象としての抗原検査キットの活用を行っていきたいというふうに考えています。実際現場の先生方の健康が大変心配なところです。こちらのほうにも、精神的にかなりダメージを受けているというような報告も入っております。そこで、先生方を守るためにどのように対応していけばいいのかということも日々考えて対応しているつもりですが、これからも十分に学校現場を守っていきたいと考えています。教職員が元気に仕事できて、子供たちもそこで元気に学べるものと思っておりますので、児童生徒の健康はもちろんのこと、教職員の健康も守りながら、しっかり学校を支えてまいりたいと考えています。

#### ◎島尻 誠君

教育長、ありがとうございます。基本はそうですね。一番心配されるのは、学校現場において、今タブレット端末、夏休み期間とか、緊急事態宣言下で授業のカリキュラムがいろいろ変わってきております。その中で、教職員の人員不足もちょっと危惧します。その中で、学校でメンタル的に少し病んでいる方とかいらっしゃる、想定される中で、少し現場が大変になってくるんじゃないかなという中でですね、抗原

検査キットの検査を学校内で、あるいは負担を教職員がやっていくということは、少しどうなのかなというふうな思いはあります。もちろん親御さんもそうです。4年生以上の対象のお子さんも含めて、万全な体制で取り組んでいただくよう要望しておきます。

続きまして、2の用水路等改善事業の件です。これは、先日市長への要請ですね、島尻地区の良田橋排水路改善事業についてということで、自治会のほうから要請が上がっております。この地区は、宮古南静園の上流、農免農道のバタラズ農道の起点から始まっての上流があります。そこからバタラズ橋にかけての海へ流れていく用水路が全長1キロメートル、2キロメートルぐらいですか、2.7キロメートルぐらいあるんですかね、それぐらいの距離であるんですが、その中間地点ぐらいに良田橋という橋があって、そこで大量の例えば台風などでの雑木、あるいはそこで自生してしまった草木などが生い茂って、流れをちょっと妨げているという現状があって、大雨、先日も台風の間でありましたけども、必ず上流のほうですね、冠水をするんですね、畑のほうに。これで地元から農村整備課のほうに連絡をいただいた、それでいろいろ応急処置をやるんだけど、なかなか水の流れを、自然の災害を止めることができないという現状で、この数十年見てきたわけですね。何が原因かという、やはり良田橋周辺のマングローブまでの一帯の詰まりをどうにかしてほしい、そのことによって雨水など排水路から流れた余剰水が海に流れていくシステムが改善できるというふうな取組です。まず、事業化についてですね、こういったメニューがあるのかということをお聞かせください。

#### ◎農林水産部長（平良恵栄君）

良田橋排水路改善事業についてでございます。良田橋に隣接する排水路については、沖縄県と現地確認したところ、雑木や土砂堆積及びトタン等の散乱で排水路の流出を妨げている状況でした。このことから、市と平良地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会と協議し、早急に改善を行ってまいります。

また、しゅんせつ撤去や沈砂池整備等の土本的対策や赤土流出防止対策として、グリーンベルト設置の営農的対策を併せた総合的な対策を推進できる水質保全対策事業に向けて、関係機関と調整してまいります。

#### ◎島尻 誠君

今のお話ですと、県もバックアップしながら事業化に向けての取組、あるいは用排水路の幅員というんですか、幅が大小あって、1メートルのところから、長いところと言えば七、八メートル、10メートルというふうな幅員の場所があります。その辺も考慮しながらですね、水の用水路の機能を維持していただいて、そのことによって赤土流出も途中で、これ途中で冠水するがゆえに畑からの赤土が流れて、より多くの流出が海へと流れていくと、この流れがあると思うんですね。ぜひともこの対策を早期にやっていただきたいというふうに思います。

あとですね、要請の中で製糖期に迂回路の場所がないというふうなものが挙がっていたと思うんですけども、この対応についてはいかがですか。

#### ◎農林水産部長（平良恵栄君）

要請の中で、道路の迂回路の改善についてということの要請もございました。このことにつきましては、今検討中でございますので、今後対策をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◎島尻 誠君

検討中は、やるということですか。製糖期が12月から入りますね。要は、その時期までに何とかしておかないと、何百メートルもダンプがバックで入っていくというような状況があるというふうな声を聞いています。途中でUターンをする場所があればいいんですけども、それがなくて、何でそういう整備の仕方をしたんだろうというふうな、あの現場を見ると思うんですけども、やはり製糖期の前に迂回路だけでも造っていただければ、その辺のサトウキビの収穫の、ダンプの運転手もそうですけども、やっぱり何とかなるんじゃないかなと思いますけども、ぜひとも対応をよろしくお願いします。

じゃ、次行きます。次はですね、環境行政についてですけども、池間湿原、これは2年ぐらい前にも1度やっているんですね。通称イーノブーと言われている、今湿原になっています。以前は海水と淡水が入り混じった入り江になっていたという現状、地域からの声もあり、以前のように戻してほしいというふうな声もあります。なかなか早急に対応できる課題ではないなというふうには思いますけども、池間島です、イーノブーの回復、あるいは自然環境の再生、活力を生み出すというんですかね、池間島の活力源になる一つのきっかけになると思うんですね。その辺について、少し私も2年前からずっと調べてはいるんですけども、地域の声がやはりだんだん強くなってくる。この対応として、どういった取組をしたら海水化に向けていけるのかなと、できるのかなというふう思うんですけども、ちょっとこの辺、市長の見解をお伺いできたらよろしくお願ひしたいと思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

池間湿原の海水化についてお答えをいたします。

池間湿原は、環境省が選定する生物多様性の観点から重要性の高い湿地に選ばれており、県内最大の数少ない淡水性の湿原でございます。池間島は国指定鳥獣保護区となっており、その中でも池間湿原は絶滅危惧種をはじめ、多様な鳥類の採餌、休息及び繁殖の場として利用をされております。

現在の状況になってから約40年が経過しております。海水化を行った場合、湿原内の泥などが外海に流れ出し、漁場である海域への影響が懸念されることや、湿原の植生など環境が大きく変わり、鳥獣の生息に変化が生じる場合は、保護区を解除される可能性もあることから、海水化は慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

なお、現在同湿原におきましては、環境省が土砂のしゅんせつなどを行い、渡り鳥などの生息環境の保全、改善に取り組んでいるところでございます。

◎島尻 誠君

確かに保護区の指定を受けています。前回は質問したようにですね、湿原化によって野そ、ネズミですね、の駆除を市が予算を投入して行っております。令和2年度で1,100万円、前々年度で1,600万円ほど。その前の年まではヘリでの散布をしていたと思います。およそ3,000万円。毎年ですね。この予算投入を毎年している状況、なぜ野ネズミ、野そが発生しているかという現状が、平成28年でしたか、池間島にしかないダニ、ツツガムシ、リケッチアの発生によって、60代男性が死亡しております。毎年のように五、六名ほどの新規の患者が出ておられる。もちろんこれは保健所にも確認をしましたが、入院されている方もいらっしゃる。これは、池間島限定なんですね。このダニが寄生する哺乳類がネズミ、イコール湿原化によって、この一帯を生息地としている、繁殖地としているのがネズミの生態であります。それを2年前

からずっと指摘をしているんですけども、やはり人体に影響が出る前にというふうにずっと申し上げてまいりました。実際死亡者も出ております。毎年のように5名も6名も新患が出ております。その中で、毎年のように宮古島市は予算を投入しております。農林水産部長、これどれぐらいの予算がこれまで野その駆除のために投入されたか、お聞かせください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

これは、池間島だけでなくですね、野その防除に関しては宮古島全域という形で捉えていただきたいと思っております。まず、過去5年間の予算ですが、平成28年度1,492万1,000円、平成29年度3,523万8,000円、これはヘリ防除となっております。平成28年度は地上防除ですね。平成30年度が3,303万2,000円、ヘリ防除となっております。令和元年度が3,369万2,000円、ヘリ防除となっております。令和2年度1,222万6,000円、これは地方防除となっております。今年度の予算は1,197万4,000円計上しており、薬剤の配付は10月に予定しております。

◎島尻 誠君

今ざっと計算しますと、1億円を超える、これは宮古島全体とおっしゃっていましたが、池間島を中心にした野その駆除は、要するに人体に影響が出る前に、もう出てはいるんですが、これが集落密集地にネズミが徘徊する。ネズミの皮膚を食べて、あかを食べて、成長していくと、ダニの生態ですね。移動手段としては、このネズミを媒介していくというふうなことなので、やはり淡水化によって、もちろん野鳥保護区のメリットもございました。しかしながら、反動としてそういった事態を招いているということが大きく取り上げられない。それをやっぱり改善していく、行政の役割だと思っております。なかなか元の姿に戻すということは厳しい状況があるだろうと思っておりますけども、40年もかかったわけですから、徐々に徐々に回復に取り組んでいく、必要なことだと思います。

それで、池間島の北、八重干瀬がございます。湿原をですね、入り江に戻しつつ、八重干瀬をどうにかできないかなというふうな思いがあります。例えば世界遺産登録、いろんな夢がございます。そこがスタート点だと思っています。ぜひともこの辺は慎重に対応していただきたいと思うんですけども、まず入り江に関して、イーノブーの回復に向けて、市長の見解も伺いたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

池間湿原、池間島に通って地域の人たちと話をする中で、いろんな話を聞かせていただきました。経過についても、いろんな意見を聞かせてもらいましたけれども、池間島の皆さんはこの港湾による隧道というか、海水路が閉鎖された経緯もよく知っておりまして、ずっと以前から海水の進入をもう一度開削すべきではないかといういろんな意見を賜っております。かつての話をすると、台風の時も結構多くの魚が避難として集まったし、年中多くの魚等が生息して、産卵の場ともなっていたというようなこと等を聞いております。40年たって、多分生態系が今淡水化へ変わってきた、それが渡り鳥等の新たな生態系が出来上がっているというようなことになっているかと思いますが、これは1つ、私も大変興味のある課題でありますので、この辺は専門の方等の意見を聞きながら、また地元等の先輩方もね、年を取っておりますから、こういうかつてのことをご存じの皆さん方の意見を拝聴しながら、その辺についてはあるべき方向性を模索していく、これは大変大事かなと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

◎島尻 誠君

市長、ありがとうございます。以前に、平成23年に池間自治会、当時の自治会から池間湿原、イーノブ一回復に向けての要請というのがあります。これは、やっぱり島の切なる思いがその要請の中につづられているというふうに感じております。要請の中で4つの項目があって、池間湿原の回復に向けて現況調査、海水導入について、かつて海とつながっていた場所の再生可能の調整を行っていただきたいというふうにですね、そのほかにもあります。そういうふうな要請も実在しているということで、ぜひともこの取組を前向きに、また市長自ら先頭に立ってやっていただきたいなというふうに思います。

それでは次、平和行政ですね。先月、私8月12日とっていましたが、11日と午前中の建設部長のご答弁がありました。危険物の搬入についてですね、平良港使用に関して市長が不許可、緊急事態宣言下での人流の影響を第一に考えたということでもあります。特に住民合意形成がないままの危険物搬入ですね、それはやっぱり地域住民の理解が得られない現状があります。その辺について、担当部として初めに見解を伺いたいと思います。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

平良港の管理体制などについてのご質問にお答えいたします。

平良港に入港する際の手続につきましては、まず宮古島市港湾施設管理条例第3条にて、平良港の係留施設に係留しようとする船舶は市長の指示を受けなければならないとされており、同条例施行規則第11条にて入港前手続様式を提出しなければならないとされております。

今回申請のありました船舶につきましては、危険物を積載した船舶でありますので、基本的には同条例第18条第1項第5号の行為の禁止に当たることから、係留施設の使用は原則認められないこととなっております。しかし、市長の許可を受けた場合はこの限りではないとのただし書がございますので、その規定に基づき、安全対策に係る資料の提出を求め、市において書類の精査を行うとともに、市民の安全確保の観点から緊急時などに備えるため、弾薬等搬入に関する対策本部会議を複数回にわたり開催し、対応を協議してまいりました。

こうした中、本市の新型コロナウイルスの感染状況が急拡大したことから、多くの隊員が来島することは感染拡大に歯止めがかからない本市の状況からしても、搬入時期については適切でない判断し、入港時期の再考をお願いしたところでございます。

#### ◎島尻 誠君

そうですね、港湾施設管理条例、これは6月にも、ちょっと時間がなくて、その続きで今質問していませんけども、県の条例でも、沖縄県の港湾管理条例の第3条でも同じような文言が記されております。要は、首長あるいは知事の判断で許可云々はできると、特別にですね。今回は、緊急事態宣言下、そのこともあり、人流の動きが感染を広げてしまう、そのような市長の配慮、判断だったと思います。非常に意味があるものと考えます。

これは、前例というんですかね、2019年に、ちょっと読み上げますけども、山口県阿武町の花田町長がいらっしゃるんですけども、2019年4月だったと思います。政府が迎撃ミサイル、イービス・アショアを秋田県と山口県に配備を検討していた。そういう中で、ミサイルを撃った後にブースターという、破片がいろいろ飛ぶんですけども、この危険性除去が、これ理由の一つですけども、排除できない。あるいは近くを、上空を通ったりする。町長の大義がですね、町民の安全、安心の確保であると、町民の安心、安全

を脅かすものを排除するのは町長である私の責務だと確信しておりますと、こう述べられております。同じ条件とは言いませんけども、住民合意形成がない、その立場に置かれた宮古島市も簡単に港湾許可をすべきではないというふうな思いであります。

そこで、市長にもお伺いしたいんですけども、弾薬問題は知事とも連携をしながら、国に説明を求めていく、足並みをそろえていく、議会でもそうおっしゃられております。今質問を市長にしたいのは、その気持ちは変わらないのかという質問をしたいと思います。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

陸上幕僚長の見解、マスコミで知る限りにおいては、地元市長の意見に関しては大切にしなければならないという大変大所高所からの話がありますが、私は自衛隊容認、その代わり地元の了解を取りなさいという気持ちで、政治姿勢というのは変わっておりません。今回いろんな方から弾薬搬入は法律違反じゃないか等々の意見もありましたし、反対の意見もありました。私は今回ですね、いろんな自衛隊配備を含めて防衛問題、今回は特に弾薬問題等においても、やはり国に申すべきことというのは、地元が一番知っているわけであって、地元の社会情勢をしっかりと国に申し上げるということは、保守、革新を問わず、当然首長の責任だというふうに思っております。今回は、私はコロナ感染、1日40名というような陽性者が出ている中、そして保良の弾薬庫の現場でも陽性者が出ている等々の話等があって、島には来ないでください、市民には自粛してくださいという厳しい状況の中で、やはり弾薬庫への搬入というのは、我々市民の命を守る、安全も守るといふことにおいてはですね、好ましい情勢ではなかった。そういう意味では、自衛隊は容認するけれども、十分に説明してくださいということ、そして今回の弾薬庫への搬入の日程を再考いただいたということは、国のほうもよくご理解をいただいたものというふうに思っております。

#### ◎島尻 誠君

市民の安心、安全、生命を守る、首長はぜひともこれを守っていただきたいなというふうに思います。少しね、順番を変えます。6の農地転用・開発行為について、時間がちょっとないので、それを先にやります。まず、城辺地区リゾート開発に伴う農用地除外についてとありますけども、担当部とも向き合って調整をしましたが、これは例えば農振地域除外されて、例えば農業委員会の皆さんのほうに転用なりなんなりというふうな手続がされております。流れ的にはそういうふうになっていくものだというふうに認識していますが、近々一、二年、転用、除外されて転用された案件がどれぐらいあって、あるいは未着手のものがどれぐらい存在するのか、まずそれをお聞かせください。

#### ◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

令和2年度中の農地法第4条、第5条転用許可後の未着手案件は7件であります。今後の対策としては、許可を受けた後に、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供するよう指導してまいります。

#### ◎島尻 誠君

7件、近々1年、2年ということでございますけども、これ前回もちょっとお聞きして、結構な数があったんでちょっと危惧していたんですけども、要は転売目的でされている案件があるのかということも懸念材料です。要するに地価が高騰していく一つの要因として、その辺も課題にあるからなんですね。特に海岸線一帯、恐らく宮古本島も含め、伊良部、今住んでいますけども、その辺もやはりちょっと懸念される場所ではあります。



問題は、農地が簡単に転用できるかということにかかってくると思うんですね。要は、国庫補助金あるいは県の補助金で、圃場整備の目的が畑かんまで入っていくという、末端まで入っていくという、その目的達成の中で行われた事業の中で、簡単に農地が転用されていくということがちょっと理解に苦しむんですけども、これ農政課が担当になるのかちょっと分からないんですが、開発に絡む案件で、申請があったかどうかということをお聞きしたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

除外申請は、何件で、何ヘクタールあるかとの問いでございます。城辺地区での除外申請は2件であります。約4.1ヘクタールで、倉庫、飲食店が各1件あります。

◎島尻 誠君

じゃ、農林水産部長ですね、この2件の4.1ヘクタールですか、これは皆さんのところで受理されて、今審議されているということですか。例えば協議する、外すかどうかという諮問委員会みたいなのに諮られているということの解釈でよろしいですか。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

今現在農振の除外については、全体見直しということで作業を進めているところでございます。今申請中でございまして、農業委員会ですね、意見等を踏まえて、また県への申請という形になっていきますので、今は申請中ということでご理解いただきたいと思っております。

◎島尻 誠君

宮古島の規則、これは宮古島市農業振興地域整備促進協議会、恐らく今その中での審議を諮っているかなというふうに理解したんですけども、冒頭でお話ししました国庫補助金だったり、県の事業に合わせてお金が使われて、畑かんまで導入されている農地を利用開発、はっきり言えば軽々しく転用されていくということ自体が少し理解できないんですね。その辺に関して、農業委員会としては、皆さんのところに転用手続があれば、どのような審査をされていくんですか。それをちょっとお聞かせください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

整備事業が入ったり、整備された農地に関しては、1種農地になりますので、原則としては不許可になります。しかし、農業用施設、そういったものに関しては内容を精査しながら、許可の方向に持っていくようにしております。

◎島尻 誠君

まだもう少し残っていますけれども、時間でありまして、ここで終わりたいと思っておりますけれども、ぜひとも農振地、非常に農業振興地の宮古島ですから、市長が掲げる農業施策の土台となる農地の非常に大切な問題だと思っています。しっかりと審査もしくは判断も非常に大事になってくる。その先のことも考えながら判断をしていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで島尻誠君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時16分)

再開します。

(再開＝午後 3 時30分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎狩俣勝紀君

質問に入る前に、お礼を申し上げます。これまでの一般質問に関連しまして、農作物盗難防止について、農林水産部のほうで早速盗難防止のポスターというか、を作ってもらってですね、早速公用車に張りつけて、盗難防止啓蒙活動をしていることにお礼と感謝を申し上げて、皆さんにも見せたいと思いますので、こういう立派なものを車につけて啓蒙活動を行っております。今後とも農林水産部長、よろしく願います。

また、前浜ビーチ浸食につきましては、早速に調査対策要請をしていただきましてありがとうございます。引き続き要請活動等、よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。マスクを外して行きます。

1、農業行政について。1、狩俣地区圃場再整備について、①、排水不良による耕土流出等見直し事業実施についてお伺いします。

2、葉たばこ廃作農家支援について、今回35名ほどが廃作されるということで、100町歩余りの畑が転作になる予定です。新規園芸作物栽培生産資材、サトウキビ生産資材、ハーベスター等の取得支援についてお伺いいたします。

2、教育行政について。1、宮古島の今後の飼育計画について、①、宮古島の現在の頭数と今後の飼育繁殖計画活用についてお伺いします。

2、島尻断層の維持管理について、①、現在の維持管理状況についてお伺いいたします。②、特色ある地域の教育素材としての活用についてお伺いします。

3、文化財について、旧宮古神社跡地にある宮古三大事業記念碑ほかについてお伺いします。

3、土木建築行政について。1、宮古島メインストリート位置づけ整備について、①、漲水港から、平良港ですね、新宮古島市役所までの通りを宮古島メインストリートと位置づけ、宮古島の歴史を語る通りとして整備活用についてお伺いします。

2、宮古島の自然景観の保全と利活用について、①、宮古島の景観条例等で自然景観エリア設定についてお伺いいたします。

4、上水道行政について。1、宮古島市上水道供給計画について、①、現在の需要と供給量の状況、今後の計画についてお伺いします。②、定流量弁の設置についてお伺いいたします。③、伊良部既存上水道施設活用についてお伺いします。

5、観光行政について。1、観光入客目標と今後の観光施設整備計画について、①、効果的な観光入客数の設定についてお伺いいたします。②、レンタカー増による交通事故抑制についてお伺いいたします。

③、ウインディまいばまの駐車場拡張についてお伺いいたします。④、安心安全な観光地・観光産業につ

いてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎**教育長（大城裕子君）**

2、教育行政についての2、島尻断層の維持管理について、この中の②、特色ある地域の教育素材としての活用についてというご質問にお答えいたします。

島尻断層崖は、宮古島を形成する地層の広がりを見ることができ、また断層や褶曲といった過去に起こった地殻変動などを学ぶ上で重要な野外学習の場であると考えます。これまで小中学校においては、理科の授業や、遠足など校外活動を通して断層崖の観察を行い、体験を通じた学びを深めることができる貴重な地域教育資源として活用しております。

さらに、宮古島市教育委員会では、令和2年度に島尻地域を含めた宮古島北部の文化財散策冊子「綾道・四島・西辺コース」を刊行しております。この中でも、島尻断層崖について写真やイラストを用いて分かりやすい内容で紹介しており、児童生徒のほかに観光客や市民に向け、紹介を行っております。これらの資料も併せて、今後も島尻断層崖を特色ある地域の教育素材として活用してまいります。

◎**生活環境部長（友利 克君）**

レンタカーの交通事故抑制についてお答えをいたします。

宮古島警察署に確認をしましたところ、宮古島署管内の取組としましては、警察署、宮古島観光協会、レンタカー事業者などで構成をしておりますレンタカー事業所等連絡協議会において、レンタカー利用者に向けて注意喚起をするなどの取組について意見交換を行っているとのことでありました。

また、観光客による交差点での事故が多いこともありまして、多発する場所での一時停止や徐行を呼びかける看板が宮古島地区交通安全協会などの関係機関によって設置をされているということでございます。

◎**農林水産部長（平良恵栄君）**

まず初めに、狩俣地区圃場再整備についてということで、排水不良による耕土流出等見直し事業実施についてでございます。狩俣地区の圃場整備地区は、県営2地区、市営5地区で整備されて、17年から36年が経過しています。2地区の土地改良区が現在休眠中で解散されていない状況であることから、再整備等の要請への対応については、解散後、宮古島市の農業農村整備事業管理計画に記載し、事業実施に向け、沖縄県と調整を行ってまいります。

続きまして、葉たばこ廃作農家支援についてでございます。新規園芸作物栽培生産資材、サトウキビ生産資材、ハーベスターの取得支援についてでございます。国や県において、廃作農家を限定した事業は現在のところ示されておりません。市としても、限定した補助事業はありませんが、既存の補助事業においてハーベスター等の導入や園芸施設の導入、有機質肥料、病虫害防除用農薬購入補助事業がありますので、活用していただきたいと思います。

ハーベスター等導入については、地区囲い等の調整や事業計画書の作成に時間を要しますので、担当課とご相談いただきたいと思います。

◎**建設部長（大嶺弘明君）**

宮古島メインストリート位置づけ整備についてお答えいたします。

漲水港から宮古島市役所までの通りは、国道390号線と市道中央縦線が連結し、幹線道路として使用されております。メインストリートとしての位置づけや整備については、関係機関との調整や合意等が必要となります。議員から提案を受けました歴史や芸術文化などに関する案内板等の設置についても、関連する部局と検討し、調整してまいりたいと考えております。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

3点のご質問がございました。順を追って答弁をいたします。

まず、効果的な観光入客数の設定についてでございます。2019年3月策定の第2次宮古島市観光振興基本計画では、2028年度の目標として年間入域観光客数を200万人に設定をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、2020年度では35万9,592人と大幅に落ち込んでおります。現時点では、新型コロナウイルス感染症収束のめどが立っていないため、次年度以降も具体的な数値目標の設定が困難な状況でございます。

今後は、島内外の感染拡大状況と国や県の動向を踏まえまして、宿泊施設実態調査の実施及びインフラ環境の整備を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まり次第、環境、地域に配慮した具体的な数値目標を設定できればと考えております。

続きまして、ウインディまいばまの駐車場拡張についてでございます。議員ご指摘のウインディまいばま、現エスカサ側の駐車場におきましては、沖縄県において整備予定の宮古広域公園整備事業に含まれております。当公園整備計画では、新たに拡張した形での駐車場の整備が予定されております。

市独自で簡易駐車場の整備ができないかのご質問でございますが、当該駐車場の周辺は1級の保安林に指定されていることから、現状で市単独での簡易駐車場の整備はできないものと考えております。

3点目に、安心安全な観光地・観光産業について、お答え申し上げます。本市におきましては、2019年3月に第2次宮古島市観光振興基本計画を策定し、観光振興を進めてまいりました。本計画では、安心、安全な観光地づくりとして、海岸利用に関する指針づくりや海岸の美化維持に係るルール作成の必要性などを明記しております。

海岸利用に関しましては、宮古島市や沖縄県、海上保安庁及び警察署等で組織する宮古島市海岸利用促進連絡協議会におきまして、前浜海岸のマリン事業者の選定や、適正な海岸利用のルールづくりの検討を進めております。近年多様化するマリンレジャーにおきまして課題も多くありますが、当協議会を通して関係機関と連携し、安全、安心、快適な観光地づくりに努めていきたいと考えております。

#### ◎上下水道部長（兼島方昭君）

それでは、上水道供給計画について3点いただきました。

まず1点目、現在の需要と供給量の状況、今後の計画についてと。令和元年度における給水量の実績は、1日平均給水量2万4,731トン、1日最大給水量3万3,452トンでした。市の計画としては、今後の水需要増加に対応する令和13年度までの計画の中で、伊良部浄水場の再稼働を含め、ろ過池の増設、配水池の新設、給水区域の再編等を行う計画で、1日平均給水量2万6,800トン、最大給水量を3万4,500トンでの計画となっております。

2点目、定流量弁の設置について、これはなぜ設置するかということで。大型施設やホテル等については、多量の水が要求されるため、水利用計画書の提出をお願いしており、その中の計画要求量については

地域に与える水圧低下などの障害が起こらないよう、しっかりとした精査を行う必要があります。その上で、供給する給水量を算定し、双方協議により1日当たりの給水量を決定します。その際、決定された1日当たりの給水量を超えないようにする対策と、夕方などの水道水の同時使用が多い時間帯に地域における水圧低下の影響がないような対策を講じる必要があります。そのため、一定の流量により24時間で決定された給水量を平均的に確保するための装置である定流量弁の設置をお願いしているところでございます。

3点目、伊良部既存上水道施設活用について。本市の水需要は今後も増えることが予測されていることから、伊良部浄水場の再稼働については渇水時を含む地震等の災害においては、伊良部島内での水源の確保は必要であるとして、令和6年度から令和8年度までの期間で再稼働を目標として整備を行っていく計画となっております。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

教育行政について、3点ほどありますので、お答えします。

初めに、宮古馬の今後の飼育計画についてということでございます。宮古馬の現在の頭数と今後の飼育繁殖計画についてでございます。現在、宮古馬保存会で登録している宮古馬の頭数は49頭になります。これまで全国乗馬倶楽部振興協会の協力により宮古馬のDNA鑑定を実施し、日本中央競馬会などの関係機関も含めた意見交換を行っているところです。具体的な飼育繁殖計画活用については、令和4年度から策定を予定しております宮古馬保存利活用計画の中で具体化していきたいと考えております。

続きまして、教育行政の中、島尻断層の維持管理について、①の現在の維持管理についてということでございます。宮古島市指定文化財については、宮古島市指定文化財管理費補助金要綱に基づき、各管理団体、管理者へ補助金の交付を行い、管理を行っております。島尻断層は、島尻断層崖と海食台として宮古島の天然記念物に文化財指定されており、ご承知のとおり、管理団体は島尻自治会であります。島尻自治会からは、断層崖下の除草作業費用として年間2万円の補助申請があり、同額を交付しているところでございます。

続きまして、文化財についてでございます。旧宮古神社跡地にある宮古三大記念碑ほかについてでございます。旧宮古神社跡地の産業界之恩人記念碑は、下地親雲上恵根、砂川親雲上旨屋、稲石刀自の3名を顕彰するものであります。稲石は、宮古上布の産業化に貢献した人物で、稲石を象徴する場所として貢布座の跡地に石碑が建てられております。そのため、石碑が建っている場所に重要な意味がありますので、現在の場所で保存するのが適切であると考えております。コンクリートの剥離については、専門家から意見聴取も行いながら、適切な管理に努めてまいります。

また、活用の面では、産業界之恩人記念碑に加え、周辺の観音堂経塚や漲水石畳道も含めた文化財群として、綾道北コースの中で散策コースを策定しており、宮古島の歴史文化を学ぶ場としても活用していきたいと考えております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

3の土木建築行政の2の①、宮古島の景観条例などで自然景観エリア設定についてお答えいたします。宮古島市景観計画は、令和3年4月に改定を行っておりますが、本市では森林率16%であり、県平均の46%

を大きく下回っていることから、新たに樹林地景観のエリアを設け、市内の貴重な森林の保全を図っております。また、海岸沿いの自然景観につきましても、これまで同様に景観計画内で最も厳しい高さ基準とするなど、海岸への眺望の保全に引き続き取り組んでいるところでございます。

◎狩俣勝紀君

それでは、順を追って質問します。

圃場整備の再整備についてですが、今答弁をいただいて、非常に前向きに考えておられるというふうに思っております。今後ですね、今農地として使用できない範囲がですね、流出する分は四、五メートルぐらい、長さにして100メートルぐらい、そういう場所が十何か所あります。単純に計算しても5反以上は使えません。これまでも5反以上は使えませんでした。今後も再整備に至るまでは使えない面積になります。そういうのを累積していくと、金額にしても、かなりの損失になると思います。そういう状態では圃場整備として完結したことにはならないと思いますので、今現在の段階で難しいということに関しては、土地改良組合の解散問題があります。それと本換地の問題もあります。ただ、これは宮古地区において、調べたところ、五、六か所ぐらいありますね。理事長の皆さんはかなり高齢の方、80代の方もいらっしゃいます。そういうことについてですね、このまんまじゃ多分そのまま、そのままの状態がまだ続くと思いますので、行政側の支援をいただいて、土地改良区の解散、そして支援の維持をぜひお願いしたいと思っております。これは、答弁はいいです。

あと、教育行政についてです。宮古馬、現在49頭、そして今後100頭を目指すということですが、今のところは繁殖に力を入れていると思いますけども、ぜひ繁殖と活用を同時にできないものかと。ただ、どの頭数までいけばそれが可能かという頭数の問題もあると思いますけども、現在49頭、やがて50頭に到達するんじゃないかと思っておりますけども、そういう中で、ぜひですね、観光面とのセットも考えていただいて、例えば東平安名崎一帯を放牧地にして、いろいろ調べてみますと石垣島の、ネットで見ましたけど、いろいろ観光客と楽しくやっているような画像もたくさん見られますので、そういうような活用方法もね、今後においては検討していただきたいと思っております。

また、宮古馬は今本当に繁殖だけ、ただ子供たちの、貴重な宮古馬でありますけども、やっぱり勉強、教育素材としての使い方もいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ宮古馬と触れ合う場面、あるいはまた体験の場として、乗馬体験なり、ぜひ子供たちの教育素材にしていきたいと思っております。

◎議長（山里雅彦君）

聞きますか。答弁要らないですか。一問一答ですから。

◎狩俣勝紀君

それでは、その方向性についてちょっと、今後についてお願いします。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今後の宮古馬の利活用についてでございます。現在宮古馬保存会では、宮古馬の利活用に向けて、全国乗馬倶楽部振興協会の援助を受け、年に2回の宮古馬の馴致、調教を行っております。その後の具体的な活用については、先ほど申し上げたように、令和4年度から実施を予定しております宮古馬保存利活用計画の中で検討をしていきたいと思っております。

◎狩俣勝紀君

宮古馬は終わります。

島尻断層について。今教育長のほうから、いろいろ勉強の素材としての使い方、答弁いただきましたけども、現場のほうの説明板を見ても、学習の場としての説明文がございます。今後においてもですね、ぜひ活用していただきたいと思っておりますけども、今現在、私の見る限り、最近ちゃんと整備したと思っておりますけども、なかなかこれを見る機会がなかったんじゃないかと、これまで。例えば大学生の卒業旅行あたりで、専門的にやられている、専攻を持っている大学生の方が見に行きたいんですけどもという連絡があるんですけど、見に来ても見られませんかということが長く続いているように感じております。今回いろいろ機材を入れて、ちゃんとしておりますけども、ただ……これ今朝の写真です。現在これですね。これたしか2か月前ぐらいに伐採したのかな、伐採というか、整備したと、機材を入れて。これちょっと遠くから見た感じね。これ島尻断層。一部だけです。ただ、全体的にする必要ないと思っておりますけども、ぜひこういうことを定期的に、1年のうちで例えば遠足シーズンに整備するとか、そういう大学生の卒業シーズンに合わせて整備するとか。多分年4回ぐらい手をつければ、常時見られる状態になるんじゃないかなと。そういうことをちょっと金勘定、人工勘定でしてみますと20万円程度ぐらい、だったらいけるんじゃないかなということがありますので、ぜひこの貴重な、説明文を見てもかなり貴重な学習資源だと思っておりますので、また地域の文化財として、子供たちにも学習の場として定期的に来られるような状況をつくっていただければ、非常に貴重な学習の場と思っておりますので、ぜひそこら辺の整備についても、20万円ぐらいはすぐ確保できるんじゃないかなと思っておりますけども、文化財保存に限らず、教育関係の子供たちの学習資材の維持管理ということで、いろいろやりくりはできると思っておりますよ。そういう意味では、子供たちがやっぱり、ある意味分からないところ多いですね。ぜひ子供たちにも小学生のときは1回は入れていただきたい。宮古島全域の可能な子供たちには、遠足等で1回見た経験をつくっていただければ、島外に出ても、こういうこと分かりませんかと言われてもね、多分話せる機会あると思っております。いろんなところで聞かれても、本当に宮古島を知らないのは宮古島の人間ですよ。そういう見る機会を子供の頃持っていないんですね。そういう意味では、こういう貴重な文化財はですね、子供たちの遠足等で、6年の間には1遍は見学させてもらいたいなと思っております。いろいろほかにも文化財ございまして、そこら辺をまた教育関係の皆さんにはお願いいたしたいと思っております。

3番目……

◎議長（山里雅彦君）

いや、狩俣勝紀議員、一問一答ですから、今の子供たちの学習の場として利用状況。

◎狩俣勝紀君

一言、じゃ方向性をご答弁いただければ。

◎教育長（大城裕子君）

宮古馬も、島尻断層崖も、宮古島市の貴重な文化財であると捉えています。その中で、子供たちに対する教育の中で総合学習などを利用しながら、宮古馬に関しては触れ合う機会を多く設けたり、あるいは島尻断層崖に関しては今まで以上に観察できるような学習の機会を設けるなど、教育委員会としても工夫してまいりたいと思っております。

◎狩俣勝紀君

3番、土木建築のほうに進みます。宮古島メインストリートに関して、いろいろ答弁していただきましたけども、私が思うに漲水港、平良港ですね、あの平良港周辺もですね、いろいろ話を聞きますと、初期の頃は民間の商売をやっている方が石を投げて船着場を造って始めたのが漲水港の始まりだと聞いております。そういう意味でも、歴史のある通りになり得ると思いますので、平良港からサンエーの通り寄りまでは、アツママ御嶽、あそこら辺までは、その通りにですね、矢印の標識を作っていただいて、その通りの風情をつくってもらいたいなど、歴史的な風情をですね。そして、日建株式会社から宮古島市役所までは割と新しい雰囲気がありますので、そこには宮古島出身のサッカー選手あるいは関係する皆さんの作品、モニュメントをですね、そういう位置づけの下で設置してみたらどうかなど。そういう中で芸術的な趣というか、そういう雰囲気が創出できればいいかなと思っておりますので、これはどこが答弁してもらえるかちょっと分かんないですけども、市長、どうですか、この答弁。答弁をお願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

今話ありました漲水港、まさしく宮古島の地質に詳しい方は、この宮古島市の港あるいは集落の発展等の経緯もよく存じているかと思えます。蔵元をはじめ、この漲水港はかつて那覇港に次ぐ大貿易港だったというような歴史等もありまして、多くの商人が宮古島に集まり、そして南蛮貿易というんですか、そういうこと等があった。そして、多くの人たちが住む商人のまちがクヤーという、今の下里、港からのちょっと上がったイーザトの拠点になって、またここは蔵元として宮古島の行政の拠点としてあった。それが綾道の中でも丁寧に案内されている。これは、今後少し東のほうに向けても、いろんな歴史的な貴重なもの等があるかと思えますが、これはおいおい教育委員会の中でも宮古島の史跡や文化や、そういうものが整理されていくものと思っております。やはり観光振興といえども、宮古島の文化力、これを持っていくことが大変重要でありますから、議員の提案、しっかりと受け止めたいと思えます。

#### ◎狩俣勝紀君

文化財の数はですね、私ちょっと回って見たんですが、結構ありますね。ちょっと調べただけでも、漲水御嶽からドイツ皇帝博愛記念碑、宮古島三大事業記念碑、住屋御嶽、ハワイ姉妹都市記念碑、琉米文化会館碑等結構あります。そういうことを表に出していただいてですね、そういう矢印標識を置くだけでも、やっぱり歴史の重みは、その通りを歩くだけでも感じられるんじゃないかと思えます。今現在綾道がかなり整備されておりまして、立派な看板も立っておりますけども、全く人は通っておりません。極力そういう目をメインストリートに、持ってこられるかどうか分かりませんが、そういうものがあるということをやっぱり示していただいて、やっぱり宮古島の歴史を感じてもらいたいなどと思っております。メインストリートについては以上までにいたします。

あと、上水道行政について、いろいろ説明をいただきました。ただ、市民のほうからは、単純に水は足りるのかなと心配される市民もおりまして、これはどういうことかという、やっぱり定流量弁が、これが制限をつけているんじゃないかというのものもあるし、今日の説明ではそういうことではありませんけどもね、そういうこともありまして、水に関しては市民が大丈夫だという安心感の下に水道事業が進められていくことを常時またやっていただければと思います。

特に定流量弁またはタンクの設置等を見たときに、果たして水足りるのかなと、計画は出ておりますけども。ただ、そういう中でこの計画がスムーズに行ければそのとおりですけども、今タンクの増設等の話



もあるんですけども、増設に関してはいつ頃の予定ですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

タンクについては、防衛省の予算なんですけども、今年度設計に入っております。次年度着手して完成ということになります。これは、場所は野原配水池、今現在うちの上水道のタンクがあるタンクの隣に同じ規模のタンクを造るということと、友利地区に500トンぐらいのタンクを予定しております。これも次年度完成となります。

◎狩俣勝紀君

これは、500トンのタンクが2基ということですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

すみません。野原タンクについては2,540トンです。

◎狩俣勝紀君

トータルすると3,000トンぐらいの容量になりますかね。予定どおり進んでいただければ、市民が安心できることだと思います。

それと、伊良部のほうの、今は調整中ということでしたかね。これ稼働するための調査中ということですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

伊良部の浄水場の再稼働については、現在一括交付金を活用した地下水調査を行っています。その中において、1か所400トン規模の取水ができる井戸は確認しておりますけど、まだ今年度も引き続き調査を行っている最中となっております。

◎狩俣勝紀君

伊良部の既存施設については、今後使用するという調査中ですよ。と思ってよろしいですかね。今後稼働していく中で500トンは一応確認できているということでもよろしいですか。400トン。

◎議長（山里雅彦君）

議長を通してください。

（議員の声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

確認されている井戸は400トンを予定しております。

◎狩俣勝紀君

伊良部地区においてはですね、かなり観光施設等、また民間施設等が建築中もしくは計画があると思いますので、やっぱりそういう浄水に関しても、宮古本島から送水もされていると思いますけども、ぜひまたそういう水源もですね、活用していただければと思っております。

次、観光行政について質問します。効果的な観光入客数の設定についてということで、実は宮古島警察署のほうから事故のデータをちょっと調べてみたんです。そのデータからすると、過去5年間の事故のデータを調べさせてもらったんですけども、事故だけに関しての話、過去5年間の中で一番事故が多いのが平成30年、ただその平成30年というのは観光入客数も114万人、一番多いですね、これまでの中で。その平成30年をピークとして、交通事故のほうも137件、この137件のうちのレンタカー関連が37件。この前後

を見ますと、前の年に観光入客数は98万8,000人、令和元年のほうが106万1,000人、その前後の関連を見ますと事故のほうもですね、平成29年は95件、平成30年が137件、令和元年107件。要するに平成29年と令和元年はほぼ100万人前後、百十何万人を超えると137件です。このデータからすると、今現在の宮古島の観光客数の適正な数字というのは100万人ですよ。観光客の事故がそんなに増えない観光客数は100万人、このデータから見ますと。そういう意味では、200万人を目指すのであれば、それなりの交通安全設備、施設をやっぱり整備していかないことには、この事故はどんどん増えますよ。

その中で、ちょっとまた心配なのが年寄りの事故。年寄りの事故がですね、平成30年、高齢者関連の事故件数が48件、前の年は34件、令和元年は36件。やっぱり平成30年、百十何万人、観光客が増えるとそれなりに高齢者の事故も増えてきます。

そういうことで、そこら辺の環境整備も考えながら、観光目標を設定してもらいたいと思っておりますので、そこについて何か答弁がありましたら。

◎議長（山里雅彦君）

最後のやつだけで。

◎生活環境部長（友利 克君）

観光客、レンタカーの方々の交通安全対策ということで答弁をさせていただきます。

やはりそうですね、先週ですかね、宮古テレビのニュースの中でも、伊良部地区にレンタカー関係の大きな事故が頻発する場所があるというような報道があったかというふうに思っております。今後もコロナウイルスが落ち着き次第ですね、やはり観光客の増加は当然に見込まれるところでございますので、観光客、レンタカー、また地元の皆さんの交通安全というものは非常に大事ではないかというふうに思っております。そこは、警察署、あるいは交通安全協会、道路管理者、また宮古島観光協会、そして我々行政が一体となってですね、観光客の増加を見据えた宮古地区における交通安全の確保といったことは議論をし、対策をしっかり講じていく必要があるかというふうに考えております。

◎狩俣勝紀君

事故に絡んでもう一点だけ付け加えます。実は、来間島でも大型施設がオープンして、すぐまたこういうコロナ禍で静まっておりますけども、やっぱり一時期、部落内に入り込んでくるレンタカーも多いということで、本当に危ない状況だということで。それで、部落周辺もしくは観光地周辺の道路の停止線、そういうものはきっちりやっぱり整備してもらいたいと、まずは、できるものはね。できれば重点的にやってもらいたいということで、全部が全部を一気にできないでしょうから、そういう人が多い集落周辺、今、年寄りが結構どこも田舎は増えて、反応は遅いですよ、本当に。そういう意味でも、ぜひ年寄りの事故を減らすことに関しては、集落周辺ですね、こういう交通安全整備はぜひ、これは道路建設課のほうですかね、優先的に、コロナ禍が収束するとまたかなりの観光客が入ってくるでしょうから、ぜひそういうことを収束前にチェックしていただきたいと思っておりますので、答弁いいですか。

◎市長（座喜味一幸君）

議員ご指摘のですね、観光客が増えた、100万人を境として交通事故が増えるというようなご指摘、これは心しなければならぬ数字かなと思っております。道路事情についても、よくよく整理しなければならぬのは、農道と幹線道路、どこが主道路であるかというようなことの見印等というものも充実しなければ

ば、農村部でも大きな事故が発生するという話も聞いておりますから、その辺はしっかりと整理をしながら、それから私ども市の道路についても中央線等々、停止線等々が消えているというような現場がよく見える。そういうことについては、しっかりと現状を認識しながら進めていかんといかんのかなというふうに思っております。

昨日大同火災のほうもおいでいただいたんですけども、台風をはじめとして、交通安全、保険サイドからもしっかりと、沖縄県の観光が増えた中でのレンタカーによる事故等、これについては行政と民間の企業も連携しながらPRをしていきたいと思いますというような話等がありましたので、その辺はしっかりとする必要があります。交通事故を起こしてはならない、それから海岸等の適正な利用の今ルールづくりをしなければならない、もちろん海での事故がないようにしなければならない、それから先週は警察署との反社会的な団体、そういうものをしっかりと抑えなければならないというようなことで、やはり観光客が増えるということにおける我々の生活環境というのも大きく変わろうとしている。特に交通関係については、私のおじいさん、おばあさんの車というのは30キロメートル、40キロメートル、こういうものをよしとして、観光客も理解をしながらですね、宮古島に来るとゆったりゆっくりのそのよさというものもね、分かってもらうぐらいの環境にしていきたいものだなと思いつつも、事故についてはあってならない、警察署の交通安全の組織との連携強化しながら、しっかりと取り組んでまいります。

#### ◎狩俣勝紀君

せっかく観光で来られた方が事故に遭うということは、非常に大変だし、観光が台なしになるということですので、また地元の方ももし関わったなら、これもまた何で観光客がこんなに多いかという文句につながりますので、いろんな意味でですね、皆さんが気持ちよく、宮古島の市民の皆さんが気持ちよく受け入れられるような環境づくりは、行政のほうでもぜひ最大限していただきたいなと思っております。

時間ないので、次はビーチ関係のことにに関して、特に最近ビーチ関係のレジャー関係、機材が非常に多様化しまして、水上スキーもそうですけども、ウインドサーフィン、パラソルとかいろんな機材が多様化して、今本当に観光客が多い、海水浴客も多い中では、いつ事故が起きてもおかしくない状況が多々見られるということで、ビーチ周辺でいろんな仕事なりやっている方は、ちょっと危険だと、ただどこが取り締まるんですかという話があってですね、これもまた陸の交通事故と同じ状況ですので、観光地に来てあいう海の事故があっちゃいかんと思っておりますので、そこら辺の事故もやっぱり幾らかでも軽減できるような周知、例えば海水浴エリアを設定するとか、そのエリア分けですね、エリア分けができるようなことができればいいなと思っておりますけども、そこら辺ちょっと答弁、どなたか。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

マリンレジャーにつきましては、マリン事業者、それから個人所有の水上バイク、それからレジャーボート、本当に近年はどこのビーチへ行ってもかなりの数の水上バイク、レジャーボートが見受けられます。適正な海岸利用のルールづくりの検討を進めておりますのでですね、今後そういう事故がないような取組を強化していきたいと思っております。

#### ◎狩俣勝紀君

陸も海も、またもう一点、駐車場もですね、ぜひ安全、安心な場所にしてもらいたいと思っておりますので、特に今回ウインディまいばまのほうは県立公園絡みで、まだ手がつけられない状態のようですけど

も、ただ現状はかなり煩雑です。そこには仕切る人は誰もいないですから、お互いのマナーでしか成り立っていないんですよ。ただ、かなりの数止めていますから、事故が起こったらトラブルの元、お互い。こういうところでは大きな事故は起きないでしょうけども、やっぱりそういうこともですね、どういうふうな対策を取るか、検討していただければと思っております。

もう一つ、海から上がってきて、今度シャワー入る際にかかなり並んでいますので、この前浜地区は県立公園が絡んでいて、整備する予定にはなるでしょうけども、そういう観光地という、ビーチ、いろんな施設に対してはですね、そこら辺のやっぱり施設の整備拡大も必要じゃないかと思っております。やっぱり何十年前に建ったトイレ、シャワー室がかかなりあると思います。これから200万人を目指すのに、この設備でいいですか。ただ、百十何万人の段階でも、かなりこれはいっぱいでした、シャワー室もトイレも。そういう中で、不具合が出るとまた並ぶ。そういう施設の改修あるいは建て替え等も検討いただければと思っておりますけども、そこら辺の答弁をまたお願いします。

◎観光商工部長（上地成人君）

議員ご指摘のように、観光客がコロナ前が114万人、かなりの数の観光客が押し寄せております。施設が追いついているかどうかということですけども、観光地ですね、利用状況、そういうところも把握しながらですね、今後順次整備を進めてまいりたいと思っております。

◎狩俣勝紀君

ちょっと時間もないので、ぜひですね、観光においても安心、安全な観光地であってもらいたいと思っておりますので、200万人に向けてですね、事故が……終わります。

◎議長（山里雅彦君）

これで狩俣勝紀君の質問は終了しました。

◎下地勇徳君

今日最後の登壇になります。17番、下地勇徳です。私見と要望を交えて、順を追って一般質問を行ってまいります。市長はじめ当局の皆さんには、一般市民に分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いします。最初に、新型コロナウイルスワクチンについて、現在ワクチン接種率は国、県、宮古島市で1回接種率、2回接種率についてどのように推移しているのかお伺いいたします。

◎生活環境部長（友利 克君）

ワクチンの接種状況についてお答えいたします。

通告は、国、県、市ということでございますので、沿って説明をいたします。9月13日時点の全人口当たりの接種率を説明いたします。1回目接種率は、国が63.0%、沖縄県が55.30%、本市は67.6%でございます。2回目接種率は、国が50.9%、県は42.85%、本市は60.1%となっております。今答弁いたしましたのは、全人口当たりでございます。

ちなみに、接種対象者、12歳以上の接種対象者の接種状況です。1回目接種が77.4%、2回目接種が68.8%となっております。

◎下地勇徳君

全国と沖縄県、沖縄県の接種率が全国より下がっているのは、理由が分かればよろしく願いいたしま

す。

そして、もう一つ、2回目接種の終了時期はいつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

◎生活環境部長（友利 克君）

沖縄県が低い理由ということでございますけれども、市としましてはですね、県全体というよりはですね、市がどれだけ接種率を高めるか、早く接種するかというところに注力してまいりましたので、その詳細についてはなかなか、各地区の事情がありますので、お答えできかねますが、少なくとも宮古島市においては接種体制が他に先駆けて十分な体制が確立できたということが非常に大きいかというふうに思っております。体制といいますのは、医師の先生方の協力、そして看護師の確保、薬剤師の確保、そして行政の体制の確保といった接種に向けた体制が他に先駆けて確保できたということが非常に大きいかというふうに思っております。

それから、2回目接種の時期がいつ頃終わるかということについてはですね、大がかりな、つまり集団接種というふうに言っておりますけれども、これについては一通り今月をもって大がかりな接種というものについては一旦終了する、一区切りをつけるという予定しております。ただ、10月以降も状況を見ながら接種はしていかなければならないというふうに考えているところです。といいますのは、この事業は基本的には2月までの事業でございますので、2月までは継続する必要があるかなというふうに思っているところです。しかし、先ほども説明をいたしましたように、かなり高い接種率になっておりますので、これからどれだけの方が接種していただけるのかですね、これはまだ未知数でございますけれども、2月までは継続をしていく。これは、役所、行政も小規模の集団接種というものを継続する、また一般のですね、かかりつけ医、開業医の先生方にもお願いして、接種を継続していく。つまりは今まで以上の、これまで以上の接種率というものを高めていきたいというふうに考えているところです。

◎下地勇徳君

それでは、次に移っていききたいと思います。実は、先月の中旬頃ですね、ほかのワクチン接種後にですね、重い障害を患った娘さんをお持ちの方から相談を受けまして、今現在市としてはワクチン接種を大々的に呼びかけている、ただこのワクチン接種を受けられない方々に対しての対応が全くなされていないんじゃないかという相談を受けまして、一応ですね、本人からの意見がありますので、読み上げたいと思います。「先月、8月15日付の新聞に一面全部を利用してワクチン接種の推奨広告が出ました。ワクチン接種を受けられない人や家族の不安をあおり、強制的に進めているようで恐怖を感じました。証明書とかパスポートの提示は、一見スマートに思えますが、接種を受けられない身からすると、店舗で食事ができない、飛行機に乗れないなど、今後差別や偏見が生じるシステムではないかと強い懸念を感じます。娘は、2か月に1度、県外の病院へ通院、入院を余儀なくされました。飛行機に乗るのは必要不可欠です。ワクチン接種は強制ではないはずですが。どうかワクチン接種を受けられない人や家族のために力を貸していただきたい」旨の相談を受けました。

後日、私は総務部長に話をしたところ、総務部長からは担当部局と相談を行い、考慮して対応したいという話を伺ったんですが、その後全くワクチン接種を受けられない方々への話が出てこない。今現状もそうだと思います。昨日、追加議案の中でも、これだけ大きい金額があるにもかかわらず、ワクチン接種を受けた皆様だけに対する議案になっております。いま一度当局の皆さん方はよく考えていただきたい。確

かにワクチン接種は必要不可欠です。受けられない方がどれだけ苦しんでいるか、そういったところまで考えていただきたい。子宮頸がんワクチン、宮古島では7名、重症者が4名ですよね。そういった方々がどういう思いをしているか、家族の皆さん方がどういう思いをしているか、そういうところまで考えていただきたいし、またその方だけではなく、疾患を持ってどうしてもワクチンを受けられない方が多数います。自分の身内ではないんですが、そういった方々には兄弟がいます。そういったところもよく当局の皆さんは考えて、啓蒙活動は行っていただきたいと思います。

それで、ワクチン接種を受けられない方々へはどのように今後対応していくのか、お伺いしたいと思います。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

ワクチン接種を受けられない方への対応についてです。市としましてはですね、ワクチンを接種することができない重い疾患にかかっている方、あるいはワクチンの成分に対し過敏症などの既往歴のある方、予防接種を受けることが適当ではない状態にある方、それぞれ事情がある方々についてはですね、それぞれ配慮しましてですね、ワクチン接種を強制しない、また接種できないことで周囲からの差別がないようにという呼びかけをしてきているところでございます。様々な事情があつてですね、ワクチン接種ができない方がいらっしゃるということは十分承知をしているところでございます。ですので、今度の、今日補正議案として上がっている事業についてもですね、接種を受けられない方々もいらっしゃいますよというようなことについて、十分配慮した上で事業の展開をしていただきたいというようなことは、コロナ対策、ワクチン接種を推進する側としてですね、申し上げているところでございます。

今後ですね、そのような相談についてはですね、ぜひワクチン対策の担当課、対策室のほうにですね、相談をしていただきたいというふうに思っております。総務部長もですね、これを受けても大変心苦しいところがありますし、対応に苦慮するだけだというふうに思いますので、直接相談に来ていただければというふうに思っております。

#### ◎下地勇徳君

生活環境部長、本当にですね、そういった皆さん方のことを考えた広報活動、啓蒙活動、そういったものはちゃんとやっていただきたいと思います。できれば、この件に関して市長の見解もいただければありがたいんですが、よろしくお願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

今の下地勇徳議員のご指摘、ワクチン接種を進める上で大変気にしながら、神経を使いながら呼びかけをしてきた案件でございます。体制としては、外に対する広告の場合、新聞広告等、ホームページ等々でも、ワクチン接種については自由意思というのが尊重されているよという前提でもって、ワクチンの接種事業というのを進めております。もっともワクチンを接種しない方が差別を受けてはならない、偏見にさらされてはならない、これは当然のことございまして、これまでも気を使って広報活動をやってまいりましたけれども、今のようなこういう市民からの声を聞きますときには、もっと気を配りながらしなければなりません。それから、先ほどありました支援事業に関しても、ワクチン接種万歳ではなくして、ワクチン接種をした方を優先とは言いながらも、ワクチンを都合によって受けられない方等についてどうしようかということは、我々事務局側では検討をしていることも併せて報告しながらですね、そういう市民から

の声ができるだけないような形で、気配りをしながらの事業を進めてまいりますので、よろしくどうぞお願いします。

◎下地勇徳君

市長、ありがとうございます。

もう一つですね、今現在ワクチンを受けられない方の人数を把握できているのか、お願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

ワクチンを接種していない方のおおよその数といいますのは、接種した人数を人口から引けばおおよそ把握できると思いますが、受けられない事情のある方についての把握というのはほとんどできておりません。

◎下地勇徳君

次に移ります。次に、ワクチン接種を2回受けた方に対する証明書やリストバンドなどの配付について、ほかの地域では行っている地域もありますが、本市としてはどのような考えをお持ちなのかお伺いをしたいと思います。

すみません。部長ちょっと付け加えます。また、同じことですが……

◎議長（山里雅彦君）

下地勇徳議員、一問一答ですから1つずつ。今答弁してからお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

そうですね、いろんな地域で、市町村でといいますか、様々な取組がされているところがございますけれども、その目的も様々だというふうに思っております。市としましてはですね、2回接種を完了した方に対しては、接種済証というものを交付しているところがございます。ですから、ワクチン接種をする側としてはですね、接種済証でもって、いろんなところで活用できればやっていただきたいというふうに思っているところです。

リストバンドの配付についてはですね、経済振興といいますか、対策といいますか、そういった形で取り入れているところなどもあるというふうに聞いておりますけれども、そこはそこでまたそれぞれの所管で検討することになるかというふうに思っておりますが、国あるいは沖縄県も接種できない方への対応についてですね、検討を始めているところがございますので、市としましてはこのような政府あるいは沖縄県の今後の対応というものをですね、注視しながら、また連携、連動して進めていく必要があるのではないかとこのように思っているところです。

◎下地勇徳君

コロナに関しては、もう本当にワクチンは必要不可欠だと思います。ただ、こういう受けられない方々に対する対応はしっかり取り組んでいただきたい。そして、数日前の沖縄タイムスだと思うんですけども、リストバンド、証明書等の転売という記事が出ていました。そういった悪用されないような状態でですね、対応していただければありがたいなと思います。

それでは、次に移ります。次に、3月定例会で修正案が出されたさとうきび収穫管理支援事業ですね、1億5,300万円が減額されました。自分も野党議員の一人として、市長の政策は一貫性がなく、とても受け入れられない政策ではないと思い、反対をしました。その後、農家の皆さん方との意見交換、そういった

いろんな場所で意見を聞きますと、農家の皆さん方の考え方はハーベスター料金の補助だと思っている方が非常に多かった。そこで、質問ではないんですけども、要望として、市長は今後ハーベスター補助事業の考えはないのか、市長の考えをお聞かせいただければありがたいと思います。要望です。

◎議長（山里雅彦君）

質問ではないんですけどもと言っていたんですが、市長答弁するなら。答弁しますか。

（「市長、どうぞよろしく申し上げます」の声あり）

◎市長（座喜味一幸君）

私は、前回提案して議論をいただきました1トン当たり500円ということ、結果として説明が不十分だったかなということで、否決という結果になりました。そういうことを踏まえて、今サトウキビ増産に係る事業等を洗ってもらいましたところ、14事業ぐらいあります。そういうことを総整理すること、また議会からの提案ももちろん貴重な提案でありまして、農業振興会、さとうきび増産振興会などと意見を整理しておりますね、今我々の補助事業についてももう少ししっかりとして整理をする必要があるのか、それからどこを重点的に行政が支援すべきか、そういう総括もしております。また、製糖工場とも相談をいたしまして、協議をしたところ、バガス、糖蜜、ケーキ、そういうもの等の補助への還元、これを連携してやろうという、思い切った土づくり等、それからトラクター等が何回か走っておりますとグラウンドのような状況になる、それを大きく心土破碎することによって空隙率を増やす、そうすることによって堆肥の効果、施肥効果、水分の含水効果等々出るというような、整理しますとこの増産に向けた課題は大変ある。それらを今整理しながら、当初のこの500円は、あったハーベスターの500円を元に戻しましょうと、それから農家に選択肢を与えながら、自分で農薬の選定から栽培管理の費用というものに弾力的に使っていただいて、生産意欲を持ってもらうというような部分があった。それらが十分に伝えられなかった部分を今もう一度総整理をしておりますので、形を早めにつくって、サトウキビ増産、あるいは農家の所得向上、それにつながるような方向で、トータルとして今検討しているところです。

◎議長（山里雅彦君）

質問なら質問、要望なら要望で、整理して質問をお願いします。

◎下地勇徳君

一応要望という形で話をさせていただいたんですけども、市長、ありがとうございます。ハーベスターの料金の件ですけども、今現在4,500円、トン当たりですね。ただ、前は4,000円まで補助を出していただいた部分があって、これが元に戻って4,500円になったかなと思っていますけども、農家の皆さん方にすれば、その辺りを考えた補助事業を組んでいただきたいというのがあります。ぜひ市長、考えていただきたいと思います。

次に、農産物加工場及び屋台村について、6月定例会で市長、産業振興局長ともにですね、すごく前向きな答弁をいただきました。本当にありがたいなと思っております。農家や地域の皆さん方の反応はすごくよくて、ぜひ頑張っていたきたいと。それで、農水産物加工場、屋台村は現在どのように推移しているのかお伺いします。

◎産業振興局長（宮國範夫君）

農産物の加工場や屋台村につきましては、現在農水産業の生産者や民間企業などと意見交換しながら、



継続して検討を進めているところでございます。意見交換の内容としましては、一次加工や冷凍保管、直売などの農水産物利用における核となる機能が必要であるとの声が大いと感じているところです。こうした中において、民間事業者の中においても様々な検討が行われていることから、具体的な連携方策について検討しているところでございます。

また、具体的な施設整備に関しては、市としてはまずは既存の未利用となっている公共施設を利活用していくことを検討しております。企業や住民組織といった民間による運営を想定していることから、今後サウンディング市場調査などを行いながら、具体的な内容の検討と実施主体の調整を進めていきたいと考えております。

#### ◎下地勇徳君

本当にですね、農家の皆さん、地域の皆さん方は非常に興味を持っておられますので、早急に対応をして、早めの実現をさせていただきたいと思っております。

それと、今産業振興局長が貯蔵庫の話なされておりました。これは、JA青壮年部のほうからですね、農産物が安定的に出荷できる冷凍貯蔵庫の設置の要望が強くありましたので、伝えておきます。市長、よろしく申し上げます。市長も多分6月定例会でその話はなされていたのかなと思っておりますので。

それでは次に、旧平良庁舎の後利用についてお伺いします。市民の多くから、西里通りの活性化のためにも旧平良庁舎の利用法を考慮していただきたいとの意見がありますが、市長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

#### ◎総務部長（宮国泰誠君）

旧平良庁舎の利活用ということでございます。現在ですね、市としてはそのままの売却というところで今内部で検討を行っているところです。今後のスケジュールとしましては、利活用検討委員会、これは市場通り、西里通り周辺の皆様方の意見を集約しまして、公募型のプロポーザルの方法を用いてですね、この周辺の活性化というのを念頭に、今宮古島市内の法人を対象とした公募を行って、地域の活性化のための利活用を進めていきたいというふうに考えております。

#### ◎下地勇徳君

売却の方向で動くということですが、先ほど狩俣勝紀議員からも話があったように、メイン通りの話が出ていました。本当に旧平良庁舎は宮古島の中心地で、今全てのものが全部東に動いているのかなという感じがします。サンエーが空港東に大きなモールを造るし、本当に旧平良庁舎周辺、西里通り、下里通り周辺がちょっと衰退していくんじゃないかという心配の声が非常に多く聞かれております。ぜひですね、自分の私見と要望という形で述べますけども、後利用としてですね、こういうふうな動きをしていただければありがたいなと。沖縄本島方面では、ショッピングモール関係、そういったのは非常に大きく動いています。できれば旧平良庁舎をショッピングモール感覚で活用していただければ。そして、第二平良庁舎、向こうをバスターミナル。そして、これからちょっと一般質問でも出てきますけども、旧平良庁舎の東の駐車場をですね、タクシー乗り場、そういった感覚で平良庁舎を利用していければ、その周辺の活性化につながっていくんじゃないかなと思っております。今後コロナが終息していくと、観光産業はV字型に回復していきます。そういった中では、バスターミナルの関係、タクシーロータリー、タクシー乗り場ですね、そういったのが非常に必要になってくると思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。

次に、道路行政についてお伺いします。伊良部、池間、来間大橋の車の駐停車について、観光目的での大橋での駐停車が多過ぎて、ほかの道路利用者に支障を来して、危険な状態が多く起きている。大橋の出入口や坂の頂上付近に注意喚起の看板設置はできないのか、お伺いをしたいと思います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

伊良部大橋、それから池間大橋は県が管理しており、このうち伊良部大橋は橋の途中にですね、車を止められるスペースがありますが、このスペースは緊急車両停止用のスペースでありまして、駐停車禁止となっております。また、市が管理します来間大橋も駐停車禁止となっております、この3か所の橋については宮古島警察署が駐車違反の指導取締りを行っている状況にあります。

それから、伊良部大橋に以前入島自粛の看板設置もございましたけども、県に確認しましたところ、県としましては設置する予定はないとのことでございます。

◎下地勇徳君

自分も交通関係、交通安全協会の役員をさせてもらっている関係で、宮古島警察署の交通課長といろいろ話をさせていただきました。交通課長としては、今後道路管理者、県、市の管理者の皆さん方と話し合いを行い、対応していきたいと。そして、今月21日から全国交通安全週間が始まります。そういった中でも対応していきたいと。取締り、啓蒙活動、そういったものはちゃんとやっていきますという話をしておりました。

自分が感じるのは、伊良部大橋は特に、これは一般市民からの相談もありましたんですけども、交通関係に携わっている人間として、あまりにも危険な状態で、欄干の上に乗ったまま写真撮影を行ったり、そういったのが非常に目につきます。観光客のですね。だから、行政として県と協議してですね、できれば注意喚起の看板等の設置、これは非常に必要ではないのかなと思います。今観光客、若干少なくなつてはいますけども、先ほど狩俣勝紀議員からも話があったように、平成29年、平成30年、100万人を超えてあれだけの交通事故が起き、レンタカー関係の交通事故が非常に多発している。そして、今現在でもレンタカーによる交通事故というのは非常に増えています。そういった面も考えてですね、特に大橋の場合は頂上付近というのが非常に見通しが悪い状態になっているんですよ。だから、そこで駐停車を行うと非常に危険が伴う。ですから、これは要望としてね、注意喚起の看板は県、警察署と協議して、ぜひ設置していただきたいと思います。

次に、タクシー乗り場について、これは西里通りのコンビニ、ファミリーマートですね、向こうの東の交差点に、今現在もそうかなと思うんですけども、タクシーが列をなして駐車しています、お客さんを待ってですね。先ほども述べたように、できれば旧平良庁舎の東の駐車場をタクシーロータリーにできないかどうか。そういうふうにすることによってね、本当に利用する方も向こうへ行けばタクシーに乗れる、またタクシーの運転手も安心して客待ちができるというふうになるかなと思いますので、ぜひ当局の意見をお伺いしたいと思います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ファミリーマート付近に駐車、タクシーが列をなしているという状況については、市民の側からも声が届いております。現在のところですね、この場所においてタクシー協会から、タクシー乗り場の整備についての要望等はございませんが、今後議員のこの提案を受けましてですね、市としましてもタクシー協会

とも意見交換しながら、タクシー乗り場の整備については検討していきたいと考えております。

◎下地勇徳君

タクシー乗り場の件ですけれども、これは観光客からも、地元の道路利用者の皆さん方からも意見が出ております。タクシーロータリー、これは旧平良庁舎の東の駐車場、今現在空いていますのでね、うまく利用すれば非常にいい状態でタクシーロータリーができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、観光地の駐車場の整備についてお伺いします。特に伊良部の中の島ビーチとパイナガマビーチの駐車場が非常に狭くて、実質路上駐車が非常に多くあります。一般車両が路上駐車に対してですね、大型車両等の通行に支障を来しているということで相談を受けましたので、その駐車場の整備計画はないのかお伺いをします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

観光地の駐車場の整備についてですが、まずパイナガマビーチにおける駐車場の整備についてでございます。このパイナガマビーチを利用する際にパイナガマビーチそのもので駐車場があふれているというような状況があれば、隣接するパイナガマ海空すこやか公園の駐車場もですね、利用していただくことで、ビーチ利用者の駐車場確保は可能であると見ておりますが、それでも駐車場が不足するというような状況が確認できれば、スペースとなる用地が確保できるのか、検討していきたいと思います。

◎観光商工部長（上地成人君）

中の島海岸の駐車場を拡張できないかというご質問でございます。中の島海岸周辺は、自然公園法及び沖縄県立自然公園条例に基づく第1種特別地域に指定されております。駐車場などの拡張整備には、沖縄県自然保護課との調整、手続が必要になります。

また、中の島海岸は海水浴場ではないため、海岸利用のルールづくりなどの課題もあります。中の島海岸の駐車場拡張整備につきましては、これまでも県自然保護課と協議を進めてまいりましたが、整備については実施は困難であるとの回答をいただいております。

◎下地勇徳君

中の島ビーチ、協議してできないということですが、現実、どうなっているかということを考えていただきたいなと思います。本当に駐車場はあふれて、道路に数珠つなぎで駐車しているのが現状です。ビーチではないということですが、向こうを利用している皆さん方がこれだけ多くいらっしゃる。そういうところをちゃんと県と連携して、対応していただきたいなと思います。

それと、パイナガマビーチの件ですけれども、パイナガマビーチの場合は大体夕方通ってみると分かると思います。路上駐車がずらっと並んでいます。交互交通ができないという状態になっております。自分も意見をいただいて、なかなかここら辺を通る機会ないんですけども、その時間帯を見計らって行ってみました。3日間連続動いたんですけども、3日間とも本当にひどい状態です。そこは考えていただきたい。海空公園に車を止める人はいないです、正直言って。ビーチを利用する観光客の皆さん方はそのまんま路上駐車、駐車場がいっぱいになればすぐ路上駐車をやっていますので、そういったところは考えてですね、対応していただきたいと思います。

次に、農業行政についてお伺いします。添道農免道路、クリーンセンターから下崎西原線までの清掃及

び不法投棄についてお伺いします。現在ですね、雑木が生い茂って、本当に交互交通ができない状態になっております。そして、雑木が生い茂っている、そういったところを見計らって、見計らってではないんですけども、そういった場所にですね、不法投棄が多くなされているのが現状です。雑木が生い茂っている関係でですね、こういった不法投棄が多くある。本当に悪循環になっています。こういう状況を早急に対応していただきたいということで、一般質問で取り上げています。当局の考えをよろしく願いいたします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

添道農免道路の清掃につきましては、これまで平良地域の農地・水・環境保全管理協定運営委員会を活用した清掃を成川自治会が行っております。地域住民による清掃が困難な場合、重機のリースや委託作業も取り組むこともできますので、平良地域の農地・水・環境保全管理協定運営委員会の事務局とも連携して、改善していききたいというふうに考えております。

◎議長（山里雅彦君）

不法投棄という話も。大丈夫。

（「不法投棄の件は」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時20分）

再開します。

（再開＝午後 5 時20分）

◎生活環境部長（友利 克君）

農免農道ということでありますけども、清掃を農村整備課が主体に、地域の方々と清掃を協力していくということを農林水産部長からお答えがありました。不法投棄を所管する環境衛生課としましてはですね、農村整備課の作業の状況なども確認をしながら、不法投棄の場所が個人有地であるならば、基本的には土地の所有者が処理することになっているとのことではございますけども、環境衛生課としましては所有者もしくは管理者ですね、その方と撤去方法などについて調整をした上で、処理、対応をしていきたいということでございます。

◎下地勇徳君

清掃活動ですけども、現在ですね、補助事業で行っていた成川自治会が部分的な清掃は年3回ほどやってきましたんですけども、コロナの影響でここ2か年全くストップ状態なんですよ。高齢化が進んでいる関係上、重機類を持ち込んで清掃することは不可能な状態、せいぜい草刈り機を使って動かす程度ぐらいでね。そして、ここ2か年ほど全く手をつけられない状態ということで、非常に荒れた状態になっている。だから、交互交通ができない場所等もあります。できれば、行政は考えて、行政のほうで対応していただきたいと。

それと、不法投棄ごみですけども、これは粗大ごみ、そういったものもありますのでね、ぜひ早急に対応していただきたいと思います。皆さん、通ってみたら分かると思いますよ。非常に見苦しいです。生活環境部長、個人有地の話が出てきたけど、向こうは多分個人有地じゃなくて、防風林か何かになっている

と思いますので、早急に確認をして対応していただきたいと思います。

次に、教育行政について伺います。最初に、オンライン授業について、先生方、本当に時間的に厳しい部分があると思うんですけども、実際にタブレットの研修等はどうに行っているのか伺いをしたいと思います。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

これまでGIGAスクール構想実現に関する研修会を実施してまいりました。全小中学校へ情報担当者が訪問し、構想への理解を求め、タブレット活用の促進を促してまいりました。

次に、全教職員を対象にした研修会を行いました。内容としましては、構想の理解から始まり、端末内のアプリケーションの活用方法、オンラインを活用した学習指導等について実施してまいりました。また、学校の取組に応じまして、宮古島市教育委員会の情報教育担当の指導主事が学校を訪問し、校内研修も行ってまいりました。緊急事態宣言中は、研修会実施や訪問などが難しいことを踏まえ、研修会やアプリケーションの使用法の動画を作成し、全教職員がオンラインで視聴できるようにして、活用していただいております。あわせて、GIGAスクール構想実現のための「宮古島市GIGAタイムズ」教職員版、保護者版を発行し、GIGAスクール構想に関する情報教育への理解を図っております。

#### ◎下地勇徳君

子供たちを育てていくためには、先生方の力が非常に大切だと思うし、タブレットの時間的な厳しい部分があると。自分も子供2人が先生をやっている関係で話を結構するんですけど、ふだんの授業でも忙しいのにと、親に対する言葉としてはちょっときつい部分などいっぱいあるんですけど、本当に先生方には頑張ってもらって、タブレットのちゃんとした指導ができますようお願いしたいなと思います。

それと最後に、理由があって不登校の児童生徒へのタブレットの配付は行われているのかどうか、伺います。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

不登校児童生徒へのタブレット端末配付についてお答えいたします。

不登校児童生徒のいる学校では、対象児童生徒全てに学習者用タブレット端末を配付しております。現状としましては、不登校児童は朝の健康チェックやクラス会へ参加するなど、学校とのつながりにおいて役立っていると聞いております。また、同時双方向型やオンデマンド型のオンラインを活用した学習の指導により、学習の成果や評価に反映することができると校長が判断したときは、指導要録の出席として取り扱うことができますので、有効な取組だと考えております。反面、これらの取組が不登校を助長することにならないよう、登校復帰や学習の不安解消のため、担当者による対象児童生徒や家庭との対面相談や指導を充実してまいりたいと考えております。

#### ◎下地勇徳君

それでは最後にですね、路線バスの要望をお願いして終わりたいと思います。下崎自治会への路線バスの導入を要望したいと思います。隣の自分の成川自治会、そして西原自治会では、八千代バスが運行していますけども、隣の下崎自治会への路線バス乗り入れがないんですね。そういった関係で、下崎自治会の方が、高齢化が進んでですね、どうしてもバスの運行をお願いしたいという話をしております。多分市長も聞いているのかなと思いますので、ぜひ八千代バスの下崎自治会への延長導入をよろしくお願いま

す。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで下地勇徳君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 5 時30分）

令和 3 年

第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 15 日 (水) 4 日目

(一 般 質 問)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

令和3年9月15日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月15日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時46分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は下地信広君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

14番の下地信広でございます。今議会は、さよなら定例会となっております。ですので、12月定例会に、ここにまた戻るかどうかは定かではございませんので、当局においては私が質問する全てに対して、「はい、やります」、「できます」、「はい」、「はい」と簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、早速通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。まず、1番目でございますが、敬老祝金についてでございます。これまでは自治会長をはじめですね、自治会の役員とかが、「おじい、元気ですか」、そして「ガンズウカンオーバー」と声をかけながら手渡ししておりました。これが今振込になっておりますが、なぜこのような大都会みたいな冷たいサービスになったのか、その経緯をお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

敬老祝金については、昨年度まで行政連絡員が対象者の自宅を訪れ、手渡しでの配布を行ってまいりました。その間、行政連絡員の説明会等において、祝金の手渡し配布について改善を求める意見等がありました。また、昨年から新型コロナウイルス感染症の影響もあり、行政連絡員が多くの方と接触をするということ減らすという観点からも、予防対策として口座振込へ変更いたしました。

行政連絡員の主な意見といたしましては、現金の取扱いによる負担で、行政連絡員は市役所から祝金を預かって配布を終えるまでの間、自宅でその祝金を管理することに負担を感じたことだと考えております。また、本人に手渡しするまで何度も自宅を訪問することや、本人不在の場合は子供や親族等に所在を確認し、配布をすることなども大きな負担となっていたことだと考えております。

◎下地信広君

よく理解はしております。ただ、市長がいつも費用対効果ということを言いますが、3,000円を持って、これは座喜味市長からのお祝金だよと、もっと長生きしなさいよということで安否確認ができるわけなんですよ。安否確認と、そしてコミュニケーションが生まれるわけですね。

もう一つ、今宮古島市でも大きな問題になっているのが認知症が増えていると、そういった部分で認知症の予防のためにも、人との会話、人と接することによって予防ができていると、そういうデータまでできているわけですので、ぜひともこの3,000円が費用対効果を見れば、これが3万円にもなるわけですよ、大げさかもしれませんが。これを振込にした場合には、全く見えない状態。そして、この手続上、3,000円をもらって、隣の人に「コピーをしてきなさいと書いてあるんだけど、コピーって何か」と、そういうのも聞かれています。そして、分からないから、また隣に行く、隣のおばあも分からないということで、結

局はタクシーに乗ってまた知り合いのところに行くという部分で、タクシー賃が2,000円かかったという人もいますので、そういたしますと行きながら、つまり手続しながら行く、そして振り込んだ後にまた下ろしに行くという新型コロナにかかるリスクもあるわけです。そういう費用対効果からいたしますと、1,000円からこれマイナスだと私は思っておりますので、この件に関して、都会はいいですよ、庁舎に近いところはいいんですけど、部分的に地方とか、そういう70歳以上とかはできないものかどうか、ちょっとお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

下地信広議員のご指摘の件は、地域によってということでしょうか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時06分）

再開します。

（休憩＝午前10時06分）

◎福祉部長（下地律子君）

来年度以降の敬老祝金の支給の方法でございますが、今年度口座振込の回答書を提出した方につきましては来年度以降は今年度行った手続が不要となります。そういうことで高齢者の皆さんの負担も来年度からは今年度提出した方についてはなくなるということもありますし、また行政連絡員の現金を取り扱うことへの負担軽減からも、来年度以降も口座振込で行っていきたいと考えております。

◎下地信広君

それでは、福祉部長、今現在支給対象者、70歳以上は何名いるのか。そして、申請済みの方は何%なのかお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

今年度の敬老祝金の支給の対象者でございますが、1万799名となっております。現在の回答書の回収状況でございますが、9月8日現在で80.09%となっております。

◎下地信広君

ということは、約20%がまだ申請していないというわけですので、その20%の方には支給しないんですか。申請主義ということで。

◎福祉部長（下地律子君）

今現在も郵送での回答書が届いている状況は続いております。申請期限を12月までというふうに通知のほうを出しておりますので、しばらくまた様子を見て、その後申請がない方については職員のほうで電話番号が分かる方については電話をかけて聞き取りをするなどの対応をする、電話もなくて対応ができない方については職員が訪問をして口座情報の聞き取りとか、そういったことで対応していきたいと考えております。

◎下地信広君

行政サービスは申請主義が主力だと思いますけれども、やはり字の読めない方とか移動できない方がいるわけですので、もっときめ細かなサービスをお願いしたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。2番目です。農林水産業に携わる方々の所得向上に向けた取組がありますが、市長は10%の所得アップを公約に掲げて当選しました。市民も相当期待していると思っておりますので、その所得アップについての見解をお伺いしたいと思っております。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

農林水産業に携わる方々の所得向上に向けた取組についてお答えします。

まず初めに、農業についてです。農業所得の向上に対する取組といたしましては、地力増進、農業機械や施設導入と併せて、病虫害対策等への補助を行っております。さらに、新規事業として、農産物流通条件不利性解消事業やさとうきび新植促進事業を導入し、農業の生産面からの所得向上に幅広く取り組んでおります。あわせて、農業生産の基盤となる土地改良事業を推進し、水利用によるサトウキビ反収の増加、高収益作物への転換を促進することで所得の向上に努めているところです。

次に、畜産経営の安定と生産振興に資するため、優良繁殖雌牛奨励事業を重点的に実施し、規模拡大を推進するとともに、食肉センターのHACCP認証への支援、ヤギ肉の六次化産業の推進等、所得向上に取り組んでいるところです。

水産業の所得向上につきましては、各漁業集落における流通体制改善、魚食普及等の活動に対して支援補助を実施するとともに、各漁業協同組合の実施する各種振興事業について補助金を交付しております。

また、新たな取組として、鮮魚を活用した加工品の開発促進による鮮魚需要の拡大に取り組んでいるところです。今年度は、収穫量、市場性が高く見込まれるモズクの来間株の比較試験を行い、広く普及していきたいというふうに考えております。

市としましては、これらの各種事業を積極的に進めることにより、農家、漁家の所得向上に努めているところであります。

◎産業振興局長（宮國範夫君）

農林水産業に携わる方々の所得向上に関しましては、産業振興局において農水産物の加工や流通に関わる取組を進めております。本市においては、農水産業が基幹産業であり、多くの農水産物が生産されておりますが、市民が消費する食料は、その多くが島外からの調達に依存していることから、生産と島内消費をつなぐことによって、現状活用できていない農水産物を流通につなげることで、地域経済の域内循環と生産者の所得向上を目指すものです。

こうしたことを目的として、現在学校給食における地産食材の利用率を高めるための取組を進めているほか、給食以外も含めた生産から加工、流通、消費の実態に関する基礎調査を実施しております。これまでの調査の途中経過として、生産者側からは安心して生産物を出荷できる出荷先が欲しいというニーズと、販売、消費する側からは、品質や量に関する安定性に対するニーズが挙げられており、両者をマッチングする機能が必要であることが明らかになってきました。

今後は、原料や製品の貯蔵のほか、一次加工など、生産者と販売、消費をつなぐ仕組みづくりに向けて取組を進めてまいります。

◎下地信広君

いろいろとすばらしい事業をやっているのでも、期待しておりますけど、ただ農林水産全てそうなんです、携わっている方々が高齢化が相当見えてきていますよね。60%以上のところもありますので、そうい

った部分では後継者づくりが一番大事かなと私は思っております。水産に関しては伝統漁法事業とか基幹水産事業とか、いろいろ補助金を出しておりますけど、六次産業をやるにもやはり現物というか、原料がないとできないわけですので、ぜひともそこは市長、後継者づくりにも力を入れていただきたいと思っております。

ネットでちょっと見ますと、今総務省が出しているので、2020年の宮古島市の平均所得が283万5,000円と書いてあったんですが、非常に多いなとびっくりしております。ただ、平均値とか中央値とかもいろいろありますけど、県民所得、市民所得も雇用者報酬、給与とか、あとは財産所得、土地とか建物の収入です、あとは企業所得、この3つを足して、合計して人口で割ったものですから、なかなか中央値が出ないというか、低所得者と高所得者の差が多いのかなと思っております。

いずれにしても、沖縄県が平成17年に出した県民所得の発表が、宮古島市は220万円前後になっております。ということは、市長が掲げた10%といたしますと、4か年間では22万円ということになりますので、これは市民同様私も非常に期待しておりますので、ぜひその実績に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次に移ります。下地島空港、これ北側は通称17エンドエリアといたしますけれども、全面通行止めになって3年が過ぎようとしておりますけど、3年になろうとしておりますけど、非常に地域住民が不便を来しております。その下地島空港の適正管理についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

下地島空港北側の17エンドと呼ばれるエリアについては、沖縄県は空港管理保安体制に万全を期す必要があることから、2019年3月から全面車両通行止めの措置を取っております。市としましては、県に対し、同エリアが観光客に大変人気の高い場所となっていることから、一方通行による車両制限や旅客機が離発着する時間帯だけ通行止めにする方法は取れないかという検討をお願いしてまいりました。しかし、このエリア内でフェンス等破損をする交通事故や車両の長時間放置、そういう行為が見られるということで、車両を通行させた場合に保安上重大な問題が発生するという可能性があるということでございます。

県からの説明では、事故が多発していることと、飛行機が離発着する際、車両の高さ、それから車両が乗り入れできない区域など規制があるということで、車両の通行は制限をしております。しかし、徒歩での散策等は可能であるということです。観光商工部といたしましては、その車両通行止めに伴いまして、空港南側に駐車場を整備いたしております。

#### ◎下地信広君

県の考えは分かりました。ただ、今までは地域住民はいつでもそこを通っていたわけです。そして、釣りをしたり、また農業をしに、自動車でもまた下地島に渡ったりして、非常に今までの生活が、観光客が来たことによってこういうふうになってしまっていますので、そういった部分を打開するためにも、やはり市長に対しても再考を、もう一回県に対して一方通行でもいいから考え直していただけないかどうか。これができなければ、やはり迂回道路もこれは必要だと思うわけよ。そういった整備とか、そういったものも含めて市長の見解をお伺いしたいということですので、市長からの答弁をお願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

下地島空港の17エンド、これはもう圧倒的な人気でありまして、向こうからの飛行機の離発着とか、海

の景観等を、何万にも上る多くの発信をしている面々もおりまして、これまでも多分17エンドをもっと有効に使うべきではないかというような声をしっかりと認識しております。そういう意味で、今17エンドの迂回道路を何とか活用する方法というものは、もうちょっと知恵を働かさんといかんのじゃないかという認識を持っております。そういう意味で私案として考えるならば、駐車場の整備と、できればゆっくと海を眺め、時間をもう少しゆったりと使っていただいて、すばらしさを堪能していただくという意味においては、キックボードだとか、セグウェイというの、そういうものとか、あるいはちょっとスロー電動バイクだとかというようなもの等がある程度使える環境等々も含めて整備をしていくこと、それが観光客の便宜を図ることにもなるのではないかというようなことで、安全を守りながら17エンドというものをもっともってお客さんに広く堪能してもらうというような環境整備、それはちょっと今後知恵を働かせながら、提案をいただきながら工夫してまいりたいとは思っておりますので、ご理解のほどよろしく。

#### ◎下地信広君

やはり一周道路がもうなくなったわけですので、利便性とか観光客のことも考えて、インフラ整備をぜひお願いしたいと思っております。

次です。道路行政についてお伺いいたします。これもまた17エンドと関係しますが、向こうが通れなくなったおかげで111号線道路、非常に交通量が増えております。下地島空港から佐和田の浜に抜ける道路の補修とか、歩道ができないものかお伺いしたいと思います。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

伊良部島内では、伊良部大橋開通後、交通環境にも大きな変化があり、下地信広議員ご質問の当路線でも多くの観光客や市民の通行が増加している状況にあります。

現場を確認しましたところ、下地信広議員ご指摘のとおり、道路のくぼみ、それから補修の必要性などを確認しておりまして、このうち道路のくぼみの箇所補修については早急に修繕をしております。

また、歩道の設置については、必要性などを検証しながら今後検討していきたいと考えております。

#### ◎下地信広君

私、今補修という言葉を使いましたが、本来ならばその111号線、ずっと下地島を抜けて滑走路をずっと一周やれば、もっとも観光の面でもいいのかなど。これはまた県とも協議が必要だと思いますが、ぜひ市長もインフラ整備に関しては興味あるようですので、検討していただきたいと思っております。

次、2項です。この道路端、今一生懸命やっているのは分かります。だけど、ちょっと遅いのかなと思っておりますので、道路の清掃についてどのタイミングで道路の端の歩道の草とかを刈っているのか、お伺いしたいと思います。パトロールしてから、これはやらないといかんなど思っているのか、それとも市民からの何かそういう苦情みたいなのでやっているのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

道路清掃の現状についてお答えいたします。

道路沿いや歩道の雑草などの清掃につきましては、道路清掃作業に専門的に従事する一般任用職員二十数人余で宮古島一円の市道の清掃管理を行っているほか、城辺、上野、下地、伊良部地区のそれぞれの地域づくり協議会にも清掃業務を委託しております。

また、清掃する箇所は、年度当初の作業計画の中で決めておりますが、年度途中においても市民から雑草の除去、清掃の要望等があり、その際には早急に対応するよう努めております。

また、日頃から担当課におきましても道路パトロールなどを実施しており、道路沿いの雑草、雑木等については交通や歩行に支障がないかどうか管理しておりまして、雑草等が生い茂っている状況であれば早急に対応しているところでございます。

◎下地信広君

何かレスポンスというか、対応がちょっと遅いような気がしておりますので、雨とかによっても、台風によっても成長が早いわけですので、植物というのは、3か月とか2か月とか、この道路は大体何か月とか、そういう計画的にできないものか、もう一度お伺いしたいと思います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

市としましては、宮古島一円の清掃業務を行っておりまして、清掃活動については順番を決めている状況であります。そのため、作業の順番が来るまでにはやはり多少伸びている状況にありまして、年中その箇所が全く雑草がないというような状況は少なからずもございませんが、できるだけ雑草がないように市民からの要望等があれば早急に対応するように努めてまいります。

◎下地信広君

ぜひお願いしたいと思っております。

次に、宮古第2給油所から宮古高校野球場に向けての道路であります。ここに歩道がございません。そして、給油所の北側のほうに保育所がございまして。そういう部分で非常に危ない。渡ることもできないし、散歩もできない状態でありますので、ここに歩道があればいいのかなと思っておりますので、安全対策についてお伺いしたいと思います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

下地信広議員ご質問の宮古第2給油所から宮古高校野球場に向かう道路は、幅員7.5メートルの市道南部線で、確かに交通量も多い道路でございます。下地信広議員ご指摘のとおり、一部において歩道がない状況となっております。歩行者の安全確保は十分に保たれていない状況にあります。このため市としましては、今後付近住民の意見も聞き取り、参考にしながら、歩行者の安全を確保するために、下地信広議員提案のポストコーンや区画線などを設置しまして、対策を講じてまいりたいと考えております。

◎下地信広君

ぜひコーンも立てながら、仮の歩道をまずやっておって、また本歩道はお願いしたいと思っております。

次に、高齢者の移動手段についてであります。高齢化や単身世帯の増加、地元小売業、マッチャですね、これの廃業により、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる方々が増えております。いわゆる買物難民、買物弱者と言っておりますが、この買物難民、買物弱者に対する当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

宮古島市におきます高齢者、高齢化の比率というのは、もう25%を超え、4人に1人が高齢者となっております。また、独り暮らしの高齢者も約5,000人と増加傾向にございます。こうした中で買物弱者への対応として、民間事業者が旧町村部においてJAによる移動販売や自治会による大神島での移動販売、それ

から狩俣地区や島尻地区での自治会の購買店の運営、さらに市内大手スーパーによる宅配販売サービスが提供されております。

また、免許返納者に対しましては、協栄バス、八千代バスで運賃の半額補助を行っております。

宮古島市独自の取組といたしましては、高齢者世帯で自家用車を所有していない、または市内に協力可能な親族などがいない場合は、市でタクシーの助成券を発行し、日常生活における外出機会の確保に努めているところでございます。ただ、高齢化と地域の過疎化が進む中で、交通弱者対策は根本的には解決されていないというのが現状だというふうに捉えております。

現行の生活バス路線のルートの変更では、なかなか解決することは難しいと考えておりますので、今後福祉関係機関等を交えて新たな方法を検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

#### ◎下地信広君

この問題は、民間の交通機関だけでは多分解決できないと思うし、また赤字になると思うわけよ。だから、ここはやっぱり宮古島市が中心になってやらないといけないのかなと思っております。なので、食品のアクセス問題は、商店街とか地域交通とか、介護も関わってきますので、介護福祉も、多様な関係者と連携を取って、継続してやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、今皆さんがクーポン券の件で4億7,000万円の追加議案を出しましたけど、今買物弱者と言っておりますけど、これは田舎とかは使えるの、使えないの、使えるようにするの、それとも検討しているのかどうか、クーポン券。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

クーポン券の交付事業で高齢者の皆さん、地域の皆さんがこれを使えるかということだと思いますけれども、これについてはクーポン券の申込み、配布については、各出張所での受付あるいは配布、こういうものを検討していきながら、できるだけ地域の高齢者も活用できるように対応していきたいと思います。今おっしゃいました交通弱者、また買物難民、そういう方々の活用については、まだ具体的には対応策は検討しておりませんが、そういうことも念頭に今後検討していきたいというふうに考えております。

#### ◎下地信広君

今新型コロナ対策でも上げているわけですけど、やっぱり偏ってはいけないと思っております。地方も同じように非常に新型コロナの影響が起きておりますので、田舎のマツチャみたいなそういうスーパーでも、本当に購入できればありがたいなと思っておりますので、ぜひこれは検討をお願いしたいと思っております。

次に、教育行政についてお伺いします。これは、家庭教育コーディネーターの役割についてとありますが、コロナ禍で安心して家庭教育ができればなということで、こういうふうに提案しましたが、家庭教育コーディネーターについて、どういう役割をしているのかお伺いしたいと思っております。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

質問の趣旨が活動している内容ということでありますので、その件に関してお答えします。

家庭教育支援コーディネーターとして、現在1名委嘱しております。家庭教育の支援体制が整うよう、学校などとの連携を図りつつ、家庭教育に関する情報提供やワークショップの開催などの取組を行っております。



具体的な活動事例としては、絵本講師を招いて実施した「子育てに活かす絵本の読み聞かせ」に関する研修会などや、親の学び合いプログラムとして「家庭内のルールの在り方」や「睡眠について」などのテーマを決めて、参加者、これは親です、参加者同士でのワークショップの開催を行っております。

◎下地信広君

非常にすばらしい事業なんですけど、ただ決算では13万円ちょっとしか使っていないんで、もっと教育に予算を使ったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、何でこんなに少ないのか、理由は分かりますか。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

不用額については、令和2年度は下地信広議員もおっしゃっていたような新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修会などの中止があったため、活動実績が少なくなり、不用額が発生をしたということでございます。

◎下地信広君

やはり保護者が安心して教育を受けられるよう、そういったプログラムも必要だと思っておりますので、ぜひとも教育に関してはもっともっと予算をいっぱい使っていただきたいと思っております。

次へ移ります。次に、Wi-Fiの整備についてであります。新型コロナにより島外への研修が大変厳しい中で、ウェブ研修、これが急速に普及している現状であります。そこで、各公民館の研修室にWi-Fiの設置はできないものか。今のところ調べたら宮古島市未来創造センターしかないのも、ぜひとも情報の格差をなくすためにも、こういったWi-Fi設置は宮古島市全体に必要なと思うんだけど、取りあえずは公民館にできないものかどうかお伺いします。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

下地信広議員のご指摘のとおり、最近のコロナ禍において会議や研修会などがWi-Fiの環境下においてZoomという遠隔操作アプリを利用して行われております。新型コロナウイルス感染症が終息を迎えたとしても、遠隔操作アプリにより会議や研修会などが定着していくものと考えております。中央公民館を除く各公民館へのWi-Fi整備を検討していきたいと考えております。

◎下地信広君

検討していくということですけど、ぜひ来年度の予算では1つか2つぐらいはつけてもらいたと思いますが、これつけるとしたらどれぐらい予算かかりますか、公民館。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

Wi-Fi整備に係る費用についてでございます。Wi-Fi整備に係る費用は、各公民館、城辺、上野、下地、伊良部、久松、下崎、西原公民館の地区において、全体の機器だけで約58万円ぐらいの費用で設置できるということで見積りを取っているところでございます。

◎下地信広君

市長、生涯学習部長の答弁もありましたけど、昔は時は金なりと言いましたが、今は情報が一番大事ですので、情報の格差をなくすためにも、ぜひ設置をお願いしたいと思っております。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。身体障害者等に対する種別割の減免であります。宮古島市税条例第90条に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持った方は軽自動車税の減免がで

きるとうたわれております。また、同施行規則第12条では、障害者の区分を15区分に分けています。特定疾患指定難病が入っていません、この15区分の中にですね。

そこでお伺いしますが、この特定医療費受給者証を持っている方々を減免できるように市の条例を改正できないものかどうかお伺いしたいと思います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

身体障害者等に関する軽自動車税の減免についてでございますが、市で持っている条例等については総務省や厚生労働省からの各種通知に基づいて、その目的や減免の対象となる障害の区分を明確に示されてきております。これにつきましては、全国的に同様な対象設定、運用がなされているということでございます。

本市においても、現行の税条例及び施行規則において、種別割減免対象者の障害者区分等については、各種通知等に示されている取扱いに準じたものとなっておりますので、税の公平性というところに鑑みて、現在条例、規則の規定が適正であるというふうに認識をしております。

◎下地信広君

よく分かりました。身体障害者等とありますので、等ということは複数、1つぐらいは加えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、等ということですので。ですから、ほかの市町村の条例とかもいろいろ参考にしているみたいなんですけど、やはり宮古島市から発信することが一番大事だと思っておりますので、ぜひこれは検討していただきたい。

ちなみに、この受給者証は何名申請してありますか。この特定の、何名いますか、受給者証を持った方。これ沖縄県が発行しますが、特定医療費受給者証、何名申請してあるのかどうか。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時45分）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

本市の特定医療費受給者証の発行件数についてですが、現在のところ344件となっております。

◎下地信広君

ということは344件特定疾患を持っているということになるわけですので、344件の方々が軽自動車税の減免を受ければ助かるということですので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思っております。

次に、断らない相談支援についてお伺いします。ひきこもりや介護、貧困など様々な分野をまたぐ複合的な課題を抱える家庭に対し、市町村がワンストップで対応するよう国が支援する改正社会福祉法が去年可決成立いたしました。今年の4月から施行されているわけですが、そこでお伺いします。

改正法では、自治体の縦割り行政、縦割りの弊害をなくし、断らない相談支援を目指していますが、宮古島市が策定した第3次宮古島市地域福祉推進計画にどのように反映されているのかお伺いしたいと思います。

### ◎福祉部長（下地律子君）

今回の社会福祉法の改正については、地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供される体制を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるといった内容の趣旨であると認識しております。また、社会福祉法の中で、先ほどのこの事業のほうを一体的に定める地域福祉計画を策定するよう努めるものとするとしております。

本市では、令和3年3月に第3次宮古島市地域福祉推進計画を策定いたしました。本計画書では、基本目標に「地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」、施策の方向として、「サービス利用支援の質の向上」を定め、その中の施策として「包括的な相談体制の充実」を挙げております。

取組の基本方針として、支援を必要としている方の抱える問題が複合的である場合や制度のはざまになっている場合など、対応が難しいケースについて相談支援体制の充実、複数の窓口に行かなくても済むような相談窓口機能の充実が求められております。

関係機関と横断的な連携をする中で、必要に応じて新たなサービスの創出について検討して取り組むとともに、地域共生社会の実現を目指し、対象にとらわれない包括支援体制の構築に向けた取組を検討していくこととしております。

### ◎下地信広君

中には介護保険で要介護度が低いから、また収入が入らないから要介護1は断ったり、要介護5とかだけ、高いのだけを引取りろうとする、そういった話も聞きます。また、面倒くさい手にかかるような介護はどこかの事業所に預けるとか、そういうたらい回しみたいなことがあるので、そういうことがないようにご指導をお願いしたいと思いますので、共生社会に向けた地域づくりの構築をですね、ぜひともお願いしたいと思っています。

次にですね、重度心身障害者、障害児医療費の現物給付であります。病院に行ったときに窓口負担を払うわけですが、これは金額の問題ではないんですね。窓口負担を払っても、県が2分の1、市が2分の1払って戻ってきますので、別にお金はかかりませんが、3か月後には戻ってきますから。ただ、私がここで言っているのは、病院に行ったときに高額療養費とかりハビリやったときの領収書、お金を持って市役所に来ますよね、市役所に提出するというときに、この重度障害者というのは自分では歩けないわけですよ。ですから、70歳を過ぎてお母さんが持ってきたり、また家族が持ってきたり、こういうふうにして市役所に領収書を一々持ってこないといけない、そこが大変なんだと言っているわけです。ですから、その現物給付があれば、市役所のほうが病院に払えば済むことですので、そうすれば市役所に来なくて済むということですので、精神的な家族の負担を軽減するためにも、ぜひとも現物給付をお願いしたいと、私は3か年前からこれお願いしております。前も言ったように10月が選挙ですので、12月に帰ってこれるかどうかわからない。ぜひともこれは現物給付をお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

### ◎副市長（伊川秀樹君）

ご承知のように、重度心身障害者児の医療費助成につきましては、平成31年8月から自動償還払いに移行しております。そのことによって受給者本人、家族の申請手続等の負担軽減がある程度図られているということは考えておりますけれども、これまでも共生社会の実現、また47都道府県の約半数が実施していることを踏まえ、県も市町村との意見交換等を行っているということでもありますけれども、現段階

では実施する市町村が少ないということで、なかなか前に進んではない状況でございますけれども、宮古島市としては今の段階ではこども医療費助成の中で「児」の部分というのは対応できておりますけれども、15歳以上の「者」の部分とかが残っておりますので、来年度以降の早い時期に導入に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地信広君

中学校卒業までの子供の窓口医療費負担は公約でも上げているように現物給付をやるということはもう分かっておりますけど、重度心身障害者に対してもぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思っております。

次に、佐良浜スポーツセンターについてお伺いします。前政権下では、スポーツセンターの利活用についてですね、普通財産に移行して有効に活用するとか、また老朽化に伴い取り壊すとかいう答弁がありましたけど、まだそのままの状態であります。これ現在どのようになっているのか、現状をお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

佐良浜スポーツセンターにつきましては、現在でも貸出し希望されている方がおりますので、公共施設の有効利用という観点から貸出しに向けて調整しております。

◎下地信広君

貸出しに向けてということは、この前老朽化で取り壊すということが今は大丈夫ということですか、この施設は。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

業者のほうから貸出しの申請来ていますので、この施設は大丈夫だということでありまして、貸出しに向けて調整しているところでございます。

◎下地信広君

プールありますよね。プールだけでも利用したいという方がおりますけど、これは公募ですか、この募集要項は、誰でもできるんですか、お伺いします。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今のところ行政財産使用許可書のほうで申請をしておりますので、行政財産のほうで貸出ししていきたいと思っております。公募ではございません。

◎下地信広君

それでは最後に、横嶽市営住宅についてお伺いします。横嶽市営住宅の雨戸の取付けについて、令和2年9月定例会で建設部長の答弁では取り付けるとの答弁がありましたが、まだ取り付けていないということですので、遅れている理由をお伺いしたいと思います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

下地信広議員ご質問のとおり、確かに昨年9月定例会において雨戸を設置する旨の答弁をしております。その後何度か現場市営住宅に伺いましたが、本人が留守で連絡も行き届かなかったために、設置が長引いている状況になっておりましたが、このほど入居者と会うことができました、設置箇所を確認の上、業者等にも見積り依頼を行っており、今月中には設置できる段取りになっております。

◎下地信広君

建設部長、ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の9月定例会の一般質問は終わりますが、4年間、職員の皆さんや支持者の皆さんにはたくさんの助言、アドバイスをいただき、心より感謝いたしております。

また、市長におかれましては、市民が困っていないときも困っているときも、ぜひとも声が届く市民に近い行政運営を目指して頑張ってくださいたいと思っております。

また、教育長におかれましては、ただいだけで学習向上、能力が上がるとは思いますが、ただ座っているだけでは駄目だと思っておりますので、ぜひともコロナ禍の中、格差のないように教育をご指導お願ひしたいと思いますと思っております。

また、副市長におかれましては、難産でございましたが、難産した子供が大きくなったら相当活躍しているというデータがたくさんございますので、これからですね、副市長の今後の活躍を願ひまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

◎下地 茜君

1番、下地茜です。質問に入る前に一言申し上げられればと思います。今議会、新聞等でもさよなら議会などと書かれておりますが、私は3月、6月、9月と3回経験した中で、短い期間ですが、様々な立場の皆様と意見を交わせる機会をいただけたことを、また私自身市民の声を背負ってこの場に立たせていただいたこと、大変うれしく思っております。この場を借りてお礼申し上げます。

では、一般質問へ移らせていただきます。一括で質問させていただいて、再質問から一問一答方式でさせていただきます。

まず1項、市民行政についてでございます。意見箱の設置について伺います。①、意見箱に投函された意見はどのように活用されているのか。

②、各出張所への設置が可能かどうかお伺いします。

2項、情報政策についてお伺いします。ごみの出し方が複雑で分かりにくいという声があります。クリーンセンターの施設ホームページを独立して設けるなど、市民に分かりやすい情報提供の検討が可能かお伺いします。

3項、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。感染力が強いデルタ株では、子育て中の家庭で感染するケースが報告されていますが、市の取組をお伺いします。

①、学校現場で児童に陽性が出た場合の対応、②、保護者が新型コロナウイルスに感染して入院するなどして子供の世話ができなくなった場合、島内の宿泊施設で預かる検討をしていると、これは3月定例会でお聞きしたと思っております、その後の状況をお伺いします。

2号、自宅療養者について、県が実施する生活用品が届くまでの補助的な支援として、沖縄県内の幾つかの市町村では食料、日用品の支給、買物代行など独自の支援に取り組んでいると聞いております。宮古島市での独自の取組の検討があるかお伺いします。

3号、県の新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業という、この支援事業を活用したPCR

R検査について、検査の窓口を増やすことが可能かお伺いします。

4号、ワクチン接種に当たり、重い副反応が出た際に、諸経費をこれは支給する国の予防接種健康被害救済制度というものがあります。これについてお伺いします。

①、相談があった件数、そして②が申請があった件数。

5号、ワクチンの接種歴及び72時間以内のPCR検査等の陰性証明をもって島内特典を受けるなどする需要喚起策、これが石垣島では既に開始しているようです。沖縄県でも導入をしたらどうかという検討の声が上がっていると聞いています。宮古島市でも取組の検討があるかお伺いします。

そして、4項、高齢者支援についてですね、これは下地信広議員の先ほどの質問の中とも重なっておりますので、敬老祝金について支給方法が口座振込に変更になったことについて、これは②の口座振込を行うシステムの概要についてというところだけお聞きできればと思います。

最後に、5項、平和行政についてでございます。保良に建設中の射撃訓練場についてお伺いします。

①、宮古島の地下水など自然環境及び市民への健康の影響を最小限にするため、実弾射撃訓練では当然に無鉛弾、鉛を使わない弾を使用するべきものと考えますが、これについての市の見解をお伺いします。

そして、射撃訓練場で使用される弾丸についてですね、市は使用する弾丸が鉛を使っているのか、使っていないかというところで材質を把握しているか。

③、保良訓練場の敷地は20ヘクタールに1ヘクタール満たないということで、環境影響評価を行っておりません。そして、自主的環境アセスメントもされていないという中で重金属による汚染があったとき、この要因の特定に不可欠な近隣地下水の定期的な測定の実施が市において検討可能かお伺いします。

それから、宮古島市港湾施設管理条例というものがありますが、これの第18条に禁止行為として「爆発物その他危険物を荷役するために係留施設を利用し、これらの物件を積載した船舶に係留すること」という文章があります。

①、陸上自衛隊による弾薬搬入が予定をされていますが、これについてですね、爆発物である弾薬を市管理の港湾において荷役することについて、市の認識をお伺いします。

②、令和3年3月定例会において、市長は「地元の理解を得ない強硬な配備については反対」と述べておられますが、この考えは現在も変わらないか、市長の見解をお伺いいたします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

下地茜議員の平和行政、5項2号について答弁をさせていただきたいと思いますが、私は選挙時における公約におきましても、自衛隊は容認いたします、ただし地元のしっかりと理解を得ない強硬な配備等は反対しますよということが公約でございます。

今回の弾薬搬入等におきましても、やはり国に対して宮古島市の社会情勢等の新型コロナ感染の状況等を踏まえて、日程等の再考を申し上げてきたわけですが、今後ともしっかりと市民の思いというものは伝えながら進めてまいりたいということでございます。

少なくとも地域の住民が不安に感ずること、そういうことにおいてはしっかりとできるだけの情報を開示しながら住民の理解を得ていくこと、それが大きく言えば地域の協力を得た防衛の在り方ということになるというふうに思っておりますので、今後ともしっかりと地元の理解を得るような働きかけを進めてまいりたいと思います。

### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

平和行政に関するご質問でございます。保良に建設中の射撃訓練場についてのご質問がございました。射撃場では、まず実弾射撃訓練では当然に無鉛弾を使用すべきものと考えているが、市の見解はということでございます。この件につきましては、平成30年2月25日に保良農村総合管理センターで実施されました住民説明会において、覆道射場は全方向がコンクリートで囲まれており、鉛が付着した停弾堤の土が屋外に水とともに漏れ出すことはなく、周囲の環境に影響を与えることはないというふうに説明があったと承知をしております。

それから、射撃訓練場で使用される弾丸について、市は弾丸の材質を把握しているかということですが、これについては沖縄防衛局に確認をいたしました。沖縄防衛局のほうからは「平成30年の住民説明会においてご説明したとおりです」というような回答をいただいております。

### ◎福祉部長（下地律子君）

敬老祝金の口座振込を行うシステム概要についてでございます。このシステムの概要は、1つ目に住民基本台帳からの対象者の抽出、2つ目に対象者の方へのお知らせ及び名簿の作成、3つ目に口座情報の登録、4つ目に口座振込データの作成となっております。

### ◎生活環境部長（友利 克君）

まず、市民行政について、意見箱に投函された意見、それから各出張所への設置可能性についてです。投書箱につきましては、現在総合庁舎1階ロビーに設置し、市民のご意見、ご要望を受け付けております。受付の後に意見、要望の内容に照らして各担当部署に通知をし、対応をお願いしているところでございます。

各出張所への設置についてでございますけれども、現在のところ設置は考えておりません。各地域からのご意見、要望の対応につきましては、出張所の職員に手渡しをいただければというふうに思っているところでございます。

ちなみに、投書と申しますか、ご意見、ご要望の状況でございますけれども、インターネットのメールによるご意見、要望が94.78%、投書によるご意見、要望が0.52%です。これは、今年4月から9月途中までの状況でございます。

それから次に、ごみの出し方についてでございます。家庭ごみの出し方については、年度ごとに家庭ごみの分け方・出し方という分別ポスターを発行し、各家庭へ配布を行い、情報の提供を行っております。分かりにくいというようなご意見、ご要望が毎年上がるわけですが、今後より分かりやすい家庭ごみの出し方についての情報提供ができるよう、ポスターの見直しなどは随時行ってまいりたいと考えております。

それから、ホームページの開設については、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連でございます。買物代行など独自の支援ができないかというところでございます。自宅療養者の食料などの支援については、宮古保健所が担っているところでございます。市には療養者に関する情報がないため、独自の展開というものは今のところ実施はしてございません。

一方で、自宅療養者数が急増したことを受けまして、パルスオキシメーター及びマスクを保健所や医療

機関を通じて療養者に配布をしていただいております。また、乳幼児の感染が増加したことから、幼児食等の支援についても現在宮古保健所と調整を進めているところでございます。

次に、PCR検査の窓口を増やすことについてでございます。PCR検査は、県の事業でございますので、県が民間事業所と契約をし、検査機関を増やすことは可能だというふうに考えております。市としては、単に検査件数を増やすだけでなく、検査の精度や医療機関との連携、調整が大切だと考えております。また、陽性者が検出された場合の届出や療養指示等を含め、医療機関や宮古保健所の業務も増えることから、検査機関の増設については宮古保健所や宮古病院、市内医療機関と連携しながら進めていく必要があるものと考えております。

次に、ワクチン接種についてでございます。予防接種後健康被害救済制度についてでございます。健康被害が予防接種によるものと厚生労働大臣が認定したときに予防接種法に基づく救済が受けられる制度でございますけれども、現在のところ相談があった件数は2件というふうになっております。相談後、申請というふうになるわけでございますけれども、今のところ申請はないという状況です。今後申請がある場合は、県などと連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、保良の射撃訓練場について、近辺地下水の定期的な測定の実施の検討可能かについてでございます。検査場所といいますか、箇所といいますか、それを増やすことについては弾力的に対応していきたいというふうに考えております。検討できるということでございます。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

下地茜議員ご質問の、爆発物である弾薬を市管理の港湾において荷役することについてお答えいたします。

まず、宮古島市港湾施設管理条例第18条第1項第5号に禁止の行為として、「爆発物その他の危険物を荷役するために係留施設を利用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶を係留すること」と規定されております。一方、同条ただし書では、「市長の許可を受けた場合は、この限りでない」とも規定されております。

今回搬入予定でありました危険物につきましては、法的には船舶での運送が認められた危険物であります。つまり法律では船舶での運送が認められた危険物ではありますが、市の条例では基本的には危険物を積載した船舶は平良港の係留施設は使用できないということであります。ただし、同条例第8条において、危険の予防の規定がございます。第8条では、危険物を積載した船舶の取扱いについて規定しており、市長の裁量権を示したものであります。つまり先ほど申し上げました「市長の許可を受けた場合は、この限りでない」という条文の解釈を申し上げますと、原則は認められないけれども、安全対策などをしっかり行った上で入港、接岸する船舶については、それを市長が認めれば係留施設の使用は認められるということであります。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問でございます。聞き取りの中で水際対策についての内容がございましたので、私のほうからは水際対策につきまして答弁をいたします。

本市では、水際対策の一環といたしまして、本年4月に各航空会社に対しまして「宮古島市へ来島する航空便利用客へのPCR検査の実施について」の要望書を提出しております。また、去る8月20日付で宮



古島を発着する各航空会社に対しまして、さらなる水際対策の強化を図るよう改めて再要望として提出をしております。

また、本市独自の取組として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除予定後の10月1日から宮古空港及び下地島空港において、来島する観光客がワクチン接種済証やPCR検査陰性証明書等を持参するなど、感染対策に対して意識が高い観光客に対する特典としてクーポン券を付与いたします。そのクーポン券を利用できる仕組みといたしまして、感染対策を講じた市内の優良店舗へ観光客を誘導するなどし、優良店舗への優遇措置と併せて水際対策の強化を図り、安心安心なまちづくりを進めてまいります。

なお、本市の今後の需要喚起策としましては、国や県のワクチン接種済証、それからPCR検査陰性証明書等を活用した事業などの動向を注視しながら、本市独自で効果的な経済対策ができないか検討してまいりたいと考えております。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

学校現場で児童生徒に陽性者が出た場合の対応についてというご質問でございます。基本的に児童生徒に発熱等の症状がある場合は、登校を控えていただくようお願いをしているところです。しかしながら、学校において児童生徒等に陽性者が発生した場合、学級閉鎖等についての対応として、段階に応じ4項目に分けて次のように示しております。

まず1項目め、学校において幼児、児童生徒等に陽性者が発生し、その陽性者が症状を呈した日の2日前の感染可能期間内に登校していた場合、教育委員会に確認した上で学級を閉鎖する。

2項目めに、学年閉鎖について、学年で複数の学級閉鎖が発生した場合は、教育委員会と協議し、学年閉鎖を検討する。これは蔓延の状況とか、どの程度まで閉鎖学級が増えたら学年を止めるか、これは教室が1階、2階に分かれているとか、トイレが一緒であるかないかとか、いろんな状況を勘案して決定していきたいと考えております。

3項目めに、単一校の臨時休業としまして、複数の学年閉鎖が発生した場合は単一校の臨時休業を検討する。

4項目めとしまして、地域や学校の感染状況により感染が広がった場合、教育委員会と協議し、一斉臨時休業を判断するの4項目で示しております。

また、保健所の調査により濃厚接触者と特定された児童生徒は、PCR検査を実施いたします。検査が陽性だった場合は、保健所の指示により、おおむね2週間程度の出席停止扱いとなります。その他濃厚接触者以外の児童生徒への対応につきましては、教室等の消毒作業をする必要があり、おおむね72時間経過した後、教育委員会に確認した上で学級を再開します。

本市の児童生徒の感染に係る事案につきましては、常に保健所と連携を取っております。感染者との濃厚接触者の判定及びPCR検査の実施を行います。自宅待機の機関等、保健所からの指示を受け、感染症対策に取り組んでおります。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

答弁漏れがございますので、追加答弁をしたいと思います。

先ほど下地茜議員からワクチン接種歴、それから72時間以内のPCR検査の陰性証明をもって特典を付与して需要喚起を行う対策ということでご質問がございました。今議会に追加提案しましたクーポン券の

活用事業、これも当面の間はワクチンの接種歴、これを活用してクーポン券の発行を行うという事業に当たるといふように捉えております。これは、昨日来説明しておりますとおり、当面の間はワクチンの接種済みの市民を対象に1万円のクーポン券を配布いたしまして、感染対策を取りながらの宮古島市の経済振興に役立てていこうというような事業でございます。

◎福祉部長（下地律子君）

1件答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

保護者が感染し入院するなど、子供の世話ができなくなった場合の本市の取組についてお答えいたします。沖縄県より「新型コロナウイルス感染による保護者の入院により養育者不在となった子どもの養育・保護に関する市職員の派遣について」として協力依頼を受けており、本市では沖縄県中央児童相談所宮古分室を中心に対応マニュアルを作成しております。

保護者が新型コロナウイルス陽性となり、子供の世話ができなくなった場合には、子供が自宅待機が可能か、保護者以外の親族が見守り可能か確認を行います。いずれも困難となる場合には、島内の宿泊施設で養育、保護を行うこととなっております。これまでの対応実績はゼロ件となっております。

◎下地 茜君

再質問させていただきます。

まず、質問というより、少し行政の意見箱の設置、旧平良市時代からこれあるもので、寄せられた意見などは各課に振り分けて、回答、活用などを各課でされているということかと思いますが、新庁舎ができて、地域の支所が出張所と変わる中で、地域の声を、じゃこれどこで拾うのかということ、今その仕組みがないのかなと思うんですね。この出張所に対しての要望であったり、使いやすいのか、使いにくいのかと、そういう声を拾う機会がないのではないかなと思うので、検討いただきたいと思うんですが、先ほど生活環境部長のご答弁の中で、いま一度確認したいのが、市民自身が窓口の職員に何か紙のようなもので書いてお渡しするような方法もあるよということをおっしゃられたということでしょうか。

◎生活環境部長（友利 克君）

各出張所での投書箱の設置というのは、先ほど累計を申し上げましたように、投書による方法というのが非常に少ないと。先ほど0.52%と申し上げましたけど、5.22%ですね、すみませんでした。非常に少ないということもありますので、時代の変遷といいますか、情報化社会の中で実際投書によるご意見、ご要望というのが少なくなっているというのが現状だということで、投書箱の設置というのは考えておりませんが、出張所の職員に書面、封書等、何でもいいです、託していただければというふうに考えているところです。投書箱の必要性については、また検討もしていきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

例えば敬老祝金の3,000円を口座振込にしていますけれども、これをコピーを取るというのが高齢者には難しいケースがあるというお話の中で、出張所でも相談を受け付けていますよというようなこともこれまで聞いております。こういった雑多な業務も窓口で実際にはされていることもあって、地域の人の窓口になっている部分があると思っていますので、今のところ市民課、あとは福祉、農政関係のことを業務としてはされていると思いますけれども、実際には雑多な業務を受け持っている部分もあると思いますので、そのところを含めてぜひ検討いただけたらなと思っています。

次に移りまして、新型コロナウイルス感染症対策について、1号の②ですね、保護者が入院した場合のお子さんを面倒見れないという状況になったケースは、これで実際にこれを扱ったことがあるかという質問に対してゼロ件ということだったんですけど……質問はしていないですけども、答弁の中でゼロ件ということだったんですけども、これは相談自体は何件かあったんでしょうか、お聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

相談といいますか、例えば県を通してこういう可能性があるというお話だったり、直接相談もあったかと思うんですが、結局は見守る方が親族でいらっしゃるとかということがあって、県と市のほうで対応するという件数がこれまでなかったということでございます。

◎下地 茜君

では、質問を少し順番入れ替えながら進めたいと思うんですが、予防接種後健康被害救済制度についてもう少しお伺いしたいんですけども、相談があった件数が2件、申請がゼロ件ということかなと思います。これは相談が2件ということなんですけれども、この2件の方、申請につながらなかったのは何か理由がありますでしょうか。

◎生活環境部長（友利 克君）

先ほど2件の相談があったという答弁をいたしました。そのうち1件については、今後申請に向けていろいろと資料などを収集しているというようなことを聞いているところでございます。もう一件の動きについては、今のところありません。

◎下地 茜君

実は私の身近でも、重い副反応出た方がいて、恐らくこの制度はあまり周知されていないということで、宮古島市で副反応のあった方はいらっしゃるけれど、制度自体につながっていないという状況があるのかなと思っています。この制度を少し私も調べてみたんですけども、厚生労働省の有している昔からあるワクチンの救済制度で、リーフレットなどには申請に必要な手続については予防接種を受けられた市町村にご相談くださいということになっているんです。ここをいま一度確認したいんですけども、こういった副反応が出たという場合に、まず相談して申請の書類等をもって、それを出すという、その窓口は市ということで大丈夫でしょうか、確認させてください。

◎生活環境部長（友利 克君）

救済制度の流れを少し答弁いたしたいと思います。

救済制度に関する相談については、接種時に住民登録をしている方については市の健康増進課で相談を受け付けております。請求される方が市に必要な書類とともに申請書を提出していただき、市で確認をした後、県を経由して……ちょっとお待ちくださいね。すみません、これちょっと別の答弁のようです。改めて……

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時38分）

再開します。

（再開＝午前11時38分）

◎生活環境部長（友利 克君）

改めまして、まず請求者は、市町村に相談、請求をすることになります。市町村は、被害調査委員会などを開き、結果を県のほうに送ります。県は、厚生労働省のほうで審査をしまして、厚生労働省の設置する機関、疾病・障害認定審査会、そこで審査をしまして、厚生労働省から市町村にその結果が届くことになっております。市町村は、その申請・請求者に対して、また通知をするということになります。

◎下地 茜君

新型コロナ関係のほかの質問の答弁総じての感想なんですけれども、生活用品の補助的な支援であったり、お子さんの面倒が見れないというような状況があったりという、このところいろんな機関が関わる中で、宮古島市だけで単独で動いているわけではないというところで難しい部分もあったり、この救済制度もそうなんですけれども、市単独ではなくて、どこかからどこかにつなげるというようなところを市が役割を持っていただいているというところかなと思います。私の身近で新型コロナに感染した人の話を聞くと、困ったときに電話をする先がよく分からないので、病院に電話したり、保健所に電話したり、あちこち電話して、結局市の相談窓口で電話したときが一番丁寧で適切な指示をもらえたというふうなことを聞いているんですね。とすると、やはり市の窓口が市民に一番寄り添った位置にいて、そしていろんな機関があるところを横断的にやっていけるポジションにいるのが市の窓口なのかなと思いますので、予防接種制度もそうですけれども、市民と制度をつなぐというところをぜひしっかりやっていただけたらと思います。

そして、PCR検査なんですけれども、県の促進事業を活用したPCR検査についてですね、昨日も島尻議員の質問とこれ実は似たような質問だったんですけれども、要請のほうでも会派で出しております。今どこでこれをやるかという場所を探しているというところだったんですけれども、その進捗のあたりもお伺いできればと思いますが、お願いできますでしょうか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎生活環境部長（友利 克君）

昨日の島尻議員にも同様の質問があったというふうに思っておりますけれども、民間の業者が市内での開設を検討しているという動きがあるということについて、進捗はどうなっているかというようなお尋ねかと思えます。民間の事業者は宮古地区医師会事務所の借用について、宮古地区医師会に打診があったと。宮古地区医師会としましては、今のところ設置の判断というんですかね、借用の判断について保留をしているとのごとでございます。市としましては、医師会の今後の対応などを注視しているところですが、何らかの支援ができればというふうに思っているところです。

◎下地 茜君

医師会のほうに打診をしていて、そして判断を保留という進捗にあるということでした。判断保留されている、懸念点があってされているのかなと思いますけれども、その理由が分かるようであれば教えてく

ださい。

◎生活環境部長（友利 克君）

理由については、承知、確認をしていないところです。

◎下地 茜君

実は、民間の会社といますけれども、既に空港PCR検査で事例が2例、宮古空港と下地島空港とある中で、3つ目、4つ目を増やしていけないかということで要請を上げさせていただいたんですね。私自身、空港PCR検査を何回か使用させていただいています。症状がなくても微熱程度で心配でということであっても受けれるということですね。検査して、ただ検査した翌日の夜、早くても結果が来るので、それではなかなか率先して受ける、翌日あまり動くのをためらってしまったりするので、拡張することでその日中に宮古島市でこの検査の機器がそろえば、早い結果が分かって、PCR検査が受けやすくなるんじゃないかなというふうに思っております、個人的にはこれを進めていけるような体制を取っていただきたいなと思っています。

そして、今後プレミアムクーポンなどの消費喚起策を行っていく中で、やっぱり市民が症状が出ているからという事前の検査の促進というのも市としては必要になってくると私は思っているんですね。例えば福祉事業所は、国からの支援で定期的なPCR検査をやっています。教育現場も抗原キットを配布して、国からの支援でやっているものと思いますが、飲食店が定期的にPCR検査をお店でやろうというふうに思ったときに、現状どのような状態になっているかというところを、申し訳ないですけども、もし分かる範囲でお答えいただけたらなと思います。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

◎企画政策部長（垣花和彦君）

飲食店事業所におけるPCR検査につきましては、これはもう各店舗に今のところ任せているという形になります。行政のほうでそれを定期的実施しているという状況はございませんが、ただ県のほうでもそういう飲食店、それからほかの業種での検査体制の強化ということに今取り組んでいるということで、これ情報がちょっとつかめましたので、紹介しますけれども、県の飲食業組合のほうに県のほうから抗原検査のキットを配布して、飲食業組合のほうから各地域の飲食業組合のほうに抗原検査キットを配布するという流れが今あるということで話を聞いております。

◎議長（山里雅彦君）

下地茜君、沖縄県の対応を聞く場合には、要旨のほうで少しやってから、なるべくお願いしたいと思います。

◎下地 茜君

県のほうで飲食店へのPCR検査、無料のものが実は枠があるようでして、1日100名限定で検査を受ける支援があるんですね。ただ、これはどこで検査をするかということ、空港PCR検査のほうの、宮古島市

だと下地島空港に行くか、宮古空港に行くかというどちらかで受けるということ、ここが受ける窓口になっています。そして、1日100件というところ、空港2つありますけれども、これで機能が十分確保されているというような答弁がありましたので、少し私調べてきたんですけれども、空港PCR検査、結構実は使用されていて、8月の利用実績で3,352人が利用して、陽性者が102人検出されている。そして、連日100人近くが検査を行っているという状況で予約が取りにくいということが新聞報道に載っておりました。とすると、飲食店の人たちがせっかく1日100人の枠を取っていても、空港PCR検査の場所はいっぱいというような状況がありますので、この辺り要請にも上げさせていただきました。医師会のほうの判断で止まっているというところではありますが、今後国のワクチンパスポートの施策が始まったり、市独自の施策も始まるという中で、やっぱり水際対策をしっかりとやっていただきたい、このPCR検査。ワクチンの接種だけでは、12歳未満の方が対象外であったり、半年たつとワクチンの効果が薄れていくので、そうするとブレイクスルー感染があるという中でワクチンの効果が薄れた、あるいは接種していないという人たちの間でまた感染を広げてしまう可能性があるわけなんです。なので、そう考えるとやはりPCR検査を同時にやらないと、その体制をしっかりとつくりたいと逆効果になりかねないというふうにも思っていますので、ここの取組をぜひ市としても積極的にやっていただきたいなと思っています。

では、平和行政に移っていきなさいと思いますが、射撃訓練場についてですけれども、③の定期的な観測の実施に関しては、ぜひご相談させていただきながら今後取組をさせていただきたいなと思っています。

そして、①、②についてなんですけれども、福山地区での配備の話が進んでいた際には、無鉛弾でもやっていますというような方針も防衛省が触れていたと聞いておりますが、市のほうで当時どうであったかご存じでしょうか。分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

そのことについては、ちょっと確認をしております。ただ、説明会の中で、先ほど申し上げましたとおり、停弾堤ですか、そういうことでほかに漏れ出すことはないという説明があったということだけを確認をしております。

#### ◎下地 茜君

私も屋内でやるということは承知しております、外に影響がないということも説明で聞いたような記憶もあるんですけれども、ただいろいろ話を聞くと鉛の影響というのは別に屋内から鉛の弾が出なければ大丈夫というようなものではなく、例えば射撃をしたときの煙であったり、これが服や手についたときに洗い流す、洗濯をする、そういうところでも鉛というのは外に出ていってしまう。そして、成人の人でも鉛中毒になるんですけれども、特に乳幼児や妊婦に対しての影響が大変大きいということで、国では日常生活で接するものから鉛というのを使わないようにしている。例えば有鉛ガソリンというものが昔あったそうなんですけれども、気化するガソリンの中に鉛が含まれるわけなんです、それで中毒になってしまう。ということは、自衛隊員の皆さんが射撃訓練をする中で、硝煙が出る中で健康被害にも結びついていくということで、韓国であったりアメリカなどではこの辺が厳しい基準になっているそうなんです。そもそも鉛を使わなければこういった健康被害もないということで、宮古島市の保良の場所はすぐ東側で今地下水のモニタリング、ダムを造るということでボーリング調査をやっていたりします。そのところの影響もありますし、自衛隊員に対しての影響もありますので、ぜひ市としては今後無鉛弾が基本

であるということを強く求めていただきたいと思います。この辺り少し市の見解をお聞きできればと思いますけれども、お願いいたします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

沖縄防衛局のほうに確認しました中では、明確な回答がいただけておりませんので、鉛の使用、そういうものについて再度確認をした上で、対処策を検討していきたいというふうに思っております。

◎下地 茜君

では、港湾施設管理条例のほうへ少し入っていききたいと思います。これは、確認の意味で入れました。港湾施設管理条例第18条を認識共有の意味で、危険物の受入れが基本的には禁止行為であるということをして市との間で確認ができればと思って、これはやはり市民の安全の担保を市は確約しなければならないというところでこの条例がある、項目があると思うんですね。

今回市と防衛省の間でやり取りもされたと聞いていますが、港に持ち込まれる弾薬の量であったり種類というのは知らされていなかったのでしょうか、お聞かせください。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午前11時57分）

◎建設部長（大嶺弘明君）

今下地茜議員ご質問の件につきましては、防衛省内規によりまして、国の安全に関わる情報でございますので、明らかにすることはできかねます。

◎下地 茜君

明らかにしてほしいのではなくて、防衛省から市に対しては明らかにされていたかというところをお聞きしています。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ただいまの下地茜議員のご質問についても、そのことについても明らかにすることはできかねます。

◎下地 茜君

このことをなぜ問題にするのかということ、自衛隊が何かあったときに動く際には、県あるいは市の要請で初めて動けるものとする、有事があったり事故があったときにどのように動くのか、どのように市民の命を守るのかという、初めに市や県でガイドラインなり方針、あるいは指示というところをやって初めて自衛隊が動くものと私は認識しているのです。なので、この担保をするためには弾薬の種類であったり、量というものを分からないとできないんじゃないかなと思うんですけれども、そのための港湾施設管理条例だと思うんですね。だからこそ、そこで判断ができるかどうかというところで、判断ができない、あるいはこれ入ってきて何かあったときに市が率先して市民の命を、避難であったり担保できないというところであれば、やはりこれは持込みというのは基本的には禁止されるべきであろうと思っております。そのことをぜひ申し上げさせていただきたい、安全性を担保するということができないのであれば、搬入してはいけないということを申し上げさせていただきたいと思います。

あと1分くらいあるので、ちょっとお話しできればと思いますが、防衛上の危機が迫っているので、一刻も早くミサイルを入れなければいけないという声もあるんですけども、それならなおさら避難計画であったり、万が一の際の市民の安全の確認、担保をする国民保護計画というものがあります。これに関して防衛省は、ミサイル部隊を配備することによってこの計画というものはつくられていないということを確認しています。そうすると、これは本当に有事があつて大変なことになるということを心配しているのであれば、それ以前にまず国民保護計画がしっかり策定されていない、その情報を防衛省が出していないということについて、これは保守、革新を超えて本来一緒に取り組むべき課題なのではないかと思っております。

ぜひ宮古島市が平和であるように願っている議員の皆さん、当局の皆さんともに考えていただきたいと、一緒に取り組んでいけたらと思っております。ありがとうございました。

#### ◎議長（山里雅彦君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時01分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎平良和彦君

昼食を食べて眠い時間になっているのかなと思いますが、お付き合いのほうをよろしくお願いいたします。一般質問2日目、本日3番目になります議員番号8番の平良和彦でございます。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。いつものとおり私は市民の目線に立って意見を述べたいと思っております。それで、ご答弁のほうをですね、市民に分かりやすい説明と、また誠意あるご答弁をお願いしたいと思っております。

一般質問に入る前に、少しだけお話をしたいと思っております。コロナ禍で沖縄県は緊急事態宣言を今月いっぱいまで延長しております。私は特にですね、児童生徒の学びを止めてはいけないという気持ちが強くてですね、授業の開始が本当に非常に気になっておりました。ですが、中学校は予定どおり9月1日からスタートし、小学校は今週からですね、2学期を開始しております。学校によっては、多少状況は変わりますが、諸先生をはじめ、関係者の皆さんが子供たちの身近で親身になってくれる一番の理解者だと私は感謝したいと思っております。また、力を合わせてですね、この状況を乗り越えてくれるものだと期待もしております。

それから、新型コロナワクチン接種のお仕事に関わってまいりました職員及び関係者の方々が頑張ってくださったおかげでですね、新規感染者数が激減し、ここ3日ではゼロ人、1人、3人と数字に顕著に表れております。これも喜ばしいことで、感謝申し上げます。



それから、私ごとではありますが、皆さんの真心からのご支援と温かい激励をいただき、1期4年間の議員生活ができましたことを心から重ねて感謝申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。残り少ない任期でございますが、一生懸命また市民のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に移らせていただきます。最初に、政治姿勢についてですが、1つ目に宮古島の均衡ある発展について。台風時の停電が市街地と城辺地域と、上野、下地、伊良部も入りますが、とでは頻度が違うんじゃないかという市民からの声が度々あります。その原因と対策等についてお伺いいたします。

これは、今年の7月21日頃ですが、台風6号では3日間停電しておりました。そして、台風12号ではほとんどの地域は停電していないという感じではありましたが、城辺のほうはそんな風も強くはなかったんですが、なぜか丸一日停電をしております。台風が襲来するたびに停電が起こるということは、本当に住民の生活、特に高齢者の世帯、今の時代は電話も電気がないと通話できない状況でございますので、子供が親に電話するなどの安否の確認など、支障を来しているものだと思っております。

また、これだけではなく、最近では畜産業も出産を知らせる機器を使い、パソコン等で管理している農家もおりますし、家庭によってはオール電化、また電気自動車の充電など、そしてパソコンを利用したテレワーク、それからオンラインミーティングなど、そして今後来るであろう宝塚医療大学等の生徒と関係者各位の皆さんのためにも、ぜひとも整備をしてもらいたいと考えております。当局のお考えをお聞きいたします。

続きまして、通信網の情報格差が地域ごとに顕著に表れているんじゃないかということで当局の見解をお伺いします。というのは、今や情報社会の中で通信技術は常に発展していると考えますが、しかし今でも城辺学区また城辺小学校の信号を過ぎた辺りから、新城付近に行くと、乗用車のテレビがありますが、運転手は見えていないと私は信じておりますが、途切れ途切れに画面がなくなったり、またあとはもう通信不能となってしまうことがあります。今のご時世に、まだこのような状況になるのかということでびっくりしておりますが、この状況などを理由に若い方々が定住せずに、次第次第に地域から出ていき、さらに高齢化が進む原因の一つでもあるかなと私は考えております。そこで、しっかりと通信網を整備していただき、情報社会でございますので、ワーク・ライフ・バランスやテレワークなど、島に暮らして楽しいと思われる方々もいるかと思えます。そういう方々が定住する方も増えるんじゃないかなと私は希望を持っておりますが、そういう方のためにも当局の見解をお伺いいたします。

続きまして、2号としまして、県道78号線、通称城辺線でございますが、幾度となく私も質問を3回ほど行っておりますが、片側2車線の延長をできないものかと。範囲的に申しますとJAおきなわ宮古地区本部の近くにありますが郡農協前の交差点から中休給油所の野原越交差点まで延長できないかという質問でございます。

先ほど言いましたように、これまで3回ほどしましたが、県の宮古土木事務所の回答としては、現在のところ整備計画はないという回答をしております。それから、令和2年6月定例会では交通状況等将来の土地利用や地域開発、また交通需要などの動向を踏まえながら必要があると、今後課題と考えるなどと、少しずつ前向きな答弁になっているかなと私は思っておりますが、それでまず最初に延長を中休までやる

とちょっと長いので、これを鏡原自動車、中古車屋があるんですが、そこの十字路まで延長したらと考えております。なぜなら、鏡原地域や野原越地域辺りは最近住宅やアパートなどが建設され、住んでおられる皆さんの車等の交通量が増加してきております。城辺方面から来る自動車とそこで合流し、郡農協前交差点までがもうすごく渋滞となる現状となっておりますので、その区間だけでも延長できないのか。もう一つ言えば、このような状況からですね、若い方々は渋滞を避けるために市街地のほうへ移り住んでいるというのも聞きますので、ぜひとも市長、地域の均衡ある発展についてですね、交通整理をしっかりと考えていただきたいと、当局の見解をお伺いいたします。

続きまして、東平安名崎公園の整備についてでございます。国から史跡名勝天然記念物にも指定されております。また、すばらしい景勝地でもある公園、その中のほうを整備できないかということでございます。昔はですね、本当に公園の中は家族連れ、また観光客等が安全で安心で楽しく遊べる場所でございます。また、児童生徒等が遠足等でも足を運び、珍しい特有の植物群落で知られているイソマツ、ハマウド、ハマアズキなどが生息していることもあり、学術的にも見て、植物観察なども行っておりましたが、特に私が一番印象に残っているというんですか、最近見えないんですけど、やはり自生しているテッポウユリが4月に満開に咲き誇り、公園内を真っ白にしているのも最近では全くと言うほどススキなどに生息地を奪われ、かわいそうながら細々と咲いているような気がします。どうか公園内を整備し、元のすばらしい公園に戻してくれますよう、そういう整備できないのかお伺いいたします。

続きまして②、海岸沿いにある転落防止用の手すり等が破損しております。大変危険でありますし、また景観もよくないので、早急に修復できないのかお伺いいたします。

続きまして、宝塚医療大学の宮古島キャンパス設置についてでございますが、キャンパス設置に向けての進捗状況についてお伺いいたします。この質問も、これまでも幾度となく行っておりますが、私は必ず成功させたいなという場合はしつこく聞いていることもあります。ご理解のほうをよろしく願います。そこで、前回6月定例会での答弁では、大学側としては令和4年3月に文部科学省へ開学の申請を行い、また令和5年4月には開学を目指して、そして6月定例会の補正予算の成立後は不動産価格等調査委託業務を実施し、建物の譲渡、土地の賃貸についての公有財産検討委員会へ送るという、また公有財産の処分等を議会へ提案する予定ですよというのを聞いておりますが、その後どういうふうになっているのか当局の見解をお聞きしたいと思います。

次に、福祉行政についてですが、砂川保育所及び認定こども園についてですが、まず1つ目に砂川保育所の再開園後の状況及び今後の運営についてお伺いします。これについても幾度となく質問しておりますが、もう古いんですが、たしか令和元年12月定例会で下地律子福祉部長は「定期的なメンテナンスを行いながら5年程度は現施設での運営が可能である」と答えておりましたが、再開園後の状況及び今後の運営についてお伺いいたします。

続きまして、砂川こども園設置についての取組状況についてでございます。これも令和元年12月定例会での答弁ですが、「今後新たな施設整備に向け、砂川幼稚園の園舎の老朽化も踏まえ、こども園への移行も視野に入れ、今後の在り方を検討します」という答弁を受けております。今後の取組状況はどうなっているのかお伺いいたします。

3項に、教育行政についてですが、1つ目にG I G Aスクール構想教育 I C T環境整備の充実について

です。GIGAスクール構想の実現に向け、環境整備の進捗状況についてお伺いいたします。これについては、「Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現すること」を目的として、全ての児童生徒に対して1人1台端末等のICT環境を整備するために、令和元年から令和5年の計画で実施しておりますが、これまでも同僚の前里光健議員とか多くの議員が聞いておりますが、あえて私も、重複するかと思いますが、お聞かせください。GIGAスクール構想の実現ロードマップによりますと、年度ごとに構築するためのハード、また人材、ソフトの項目ごとに、ハードでいえば校内ネットワークとか学習系ネットワーク、そして人材の項目には教師のICT活動指導力の向上やICT支援員、4校に1人というふうに書いてありますが、それからソフトは学習指導や学習者用デジタル教科書、教材などがあります。これらを令和元年度から年度ごとに構築していくというふうロードマップでは表しておりますが、宮古島の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、その中で学校等における高速大容量の通信ネットワークのICT環境整備についてお伺いいたします。これについては、1人1台端末のICT環境の整備は整っていると思いますが、校内で一斉に授業などを行うと、使用した場合に、通信ネットワークが作動しないという現象が発生するとお聞きしております。要するにパソコン等が固まって動かなくなる現象だと思っておりますが、実際のところどうなっているのかお伺いいたします。

教育行政のもう一つ、2号ですね、前福にあります平良多目的屋内運動場の天井の修復についてお伺いいたします。先日、この屋内運動場を視察してまいりました。本当にびっくりしました。天井の光を取り入れるはずの亚克力板がぎざぎざでぼろぼろになっていて、青空がどかっとのぞいておりました。また、地上には最高な人工芝を敷き詰めてあるんですが、そこも約5メートルから7メートルぐらい水たまりの跡が3か所ほど、また半分ちょっと腐りかけているのかなと、黒っぽいのも見えておりましたので、早めに修復するのがいいのかなと私は思いますが、そこでこの状態を見て、一般の方々から利用したいので、早めに修復してほしいというご要望がたくさん寄せられておりますし、またそろそろスポーツキャンプシーズンが始まります。プロ野球選手などの自主トレや、大学、実業団の野球などが来島する時期にも入りまますし、またスポーツアイランド宮古島としてのスポーツ推進を図るためにも、早急に修復するべきだと私は考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

ご答弁をお聞きして、後で再質問を行いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

まず、宮古島の均衡ある発展に関連をして質問いただきました台風時の停電、その原因と対策についてお答えいたします。

台風時等での停電が市街地と旧市町村部において頻度に違いがあるというようなご質問であったかと思いますが、これについて沖縄電力のほうに確認をいたしました。沖縄電力によりますと、発電所、それから変電所からの距離が遠くなるほど設備の数が増えるために、暴風による飛来物や樹木への接触などによる設備の損傷を受けるリスクがそれだけ高くなるということでございます。

また、城辺地域につきましては、市街地に比べると周囲の建物も低いため、暴風を受けやすいなどの地域的な特徴もあるということでした。

沖縄電力の台風被害に対する対策といたしましては、樹木との接触に強い耐摩耗電線、そういうのがあ  
るようでございますが、耐摩耗電線への張り替え、それから電柱の連鎖倒壊対策として補助柱ですね、そ  
れから支線による補強、そういうものを行っている。それから、電線にかかる風圧の荷重の低減を図る  
低風圧電線の採用、それから台風襲来前の巡回、改修の実施、さらには別の高圧線路から融通送電がで  
きる連絡線路の構築、こういうもので対策に努めているというようなことでございます。

それから、行政側の対策としましては、電線の地中化事業、これを関係民間団体、それから沖縄県など  
と連携しながら計画的に進めているというところでございます。

次に、通信網の情報格差についてでございますが、これにつきましては地上デジタル放送移行時は、伊  
良部、それから城辺の一部地域が難視聴及び弱電波地域となっております。これらの地域については、  
難視聴解消のために田園地域マルチメディアモデル整備事業の導入の際に、行政チャンネルサービス、こ  
れを普及することによって、少ない負担でNHK及び民放放送を含めたテレビの放送を視聴できるよう  
になっておりますので、現在難視聴地域は解消されているものというふうに理解をしております。

平良和彦議員がご指摘をされました車内、乗用車でのテレビの電波が途切れるということにつきまして  
は、これは弱電波地域になるとやはりそういう状況が今でもあるというふうに考えますけれども、基本的  
に家庭におけるテレビ視聴については行政チャンネルに加入することによって難視聴の状況は解消され  
ているというふうに理解をしております。

それから、ラジオ放送でございますけれども、島内で放送されておりますFM放送のうち、エフエムみ  
やこの放送で、城辺地区の一部や平良市街エリアの一部に、高層コンクリート建物等の影響から、難聴が  
発生していると確認をしております。エフエムみやこにおきましては、難聴対策としてスマホやパソコ  
ンで視聴可能なインターネットラジオ放送を開始させており、今後は城辺地区の中継局整備や受信向上のた  
めの外部アンテナの普及を図っていくというところでございます。また、ほかのFM放送については難視  
聴地域はないというふうに確認をしております。

それから、インターネットの環境についてでございますが、これについても平成29年度から令和2年度  
の間に進められました超高速ブロードバンド環境整備促進事業により超高速ブロードバンド環境が島内全  
域で整備されておりますので、一部大神島を除いた地域でサービスが利用できるようになっている状況で  
ございます。

#### ◎教育長（大城裕子君）

1項、市長の政治姿勢についての4号、宝塚医療大学の宮古島キャンパス設置について、①、キャンパ  
ス設置に向けての進捗状況についてというご質問にお答えいたします。

現在宝塚医療大学とは学校跡地の建物譲渡に向けて調整を進めており、市のほうで建物及び土地の鑑定  
評価業務を進めているところです。今後は、不動産鑑定評価を受けて、公有財産検討委員会に諮り、それ  
を踏まえて大学側と譲渡に関する仮契約を締結し、12月定例会に財産の譲渡に係る議案を提出してまいり  
たいと考えております。

議案を可決いただいた後に、譲渡に係る手続、土地の賃貸に関する契約などを進め、譲渡後は令和5年  
4月の開学に向けて、大学側で施設改修などを行っていくこととなります。

現在大学側とは、使用する建物及び用地について、どの範囲までを使用するのか、新たに整備する必要

がある建物、学生寮の位置、面積などの確定に向けて協議しているところです。また、大学側からは、中学校跡地だけではなく、城辺庁舎の一部、城辺図書館についても利活用の要望がございますので、これらについても中学校跡地と併せて地域との共同利用を含め、市長部局と協議しながら手続を進めてまいりたいと考えております。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

砂川保育所及び認定こども園についてお答えいたします。

まず、1点目の砂川保育所の再開園後の状況及び今後の運営についてでございます。砂川保育所は、令和2年度から社会福祉法人ムサアザ福祉会が市の委託を受け運営を行っており、令和3年9月1日現在38名の園児が利用しております。

砂川保育所は、これまで老朽化に伴うコンクリートの剥離、剥落等があり、令和元年度1年間休園をしておりました。その間、耐震強化、劣化補修工事等を行い、令和2年4月から再開園し、現在に至っております。しかしながら、築年数約40年が経過していることから、定期的なメンテナンスが必要な上、今後も毎年修繕等が続くことが予想されます。

今後の運営についてでございますが、砂川保育所同様、老朽化が進む砂川幼稚園と一体化し、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や家庭環境の変化等にかかわらず、就学前の子供に教育、保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭への支援を行う役割を担った幼保連携型認定こども園も設置することとしており、令和5年4月の開園に向けて取り組んでいるところでございます。

次に2点目、砂川こども園設置についての取組状況についてでございます。砂川地区のこども園の設置についての取組状況でございますが、同こども園は、旧砂川中学校跡地において民間主導による設置運営に向けて取り組んでいるところでございます。去る6月には在園児保護者及び未就学児の保護者、砂川地区の行政連絡員の皆様へ書面による説明会を開催したところでございます。その後、設置運営する事業者の公募を行いまして、選定委員会を経て、市内の社会福祉法人に決定しております。今後教育委員会が実施しております分筆測量業務が完了し、面積が確定次第、土地の売買契約を行う予定となっております。

今後の取組でございますが、現在施設整備に係る補助金について国との事前協議を行っており、内示後設置事業者による実施設計、補助金交付申請を行い、今年度中に工事に着手し、令和5年4月の開園を目指してまいります。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

まず、県道78号線の片側2車線を野原越交差点まで延長できないかというご質問にお答えいたします。

県道78号線、通称城辺線を管理しております沖縄県宮古土木事務所に問い合わせたところ、現在当区間については道路拡幅の予定はないとのことでございます。理由としましては、現在の交通状況及び将来の土地利用や地域開発、それから交通需要などの動向を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えているとのことでございます。

それから、先ほど平良和彦議員からご質問のありました野原越交差点までが厳しければ鏡原十字路までではどうかということについてですが、そのことについて県に問い合わせたところ、現在のところそのことについての計画はないとのことで、理由としては先ほどと同じということでございます。

次に、東平安名崎公園内の整備についてお答えいたします。東平安名崎公園は、国の史跡名勝天然記念

物に指定されているため、木々の伐採などについては文化庁の許可が必要になります。このため、東平安名崎公園のススキなどの伐採作業などの際には、市では文化庁へ史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請を行い、作業を行っております。市としましては、宮古島市へ来島するほとんどの観光客が訪れる景勝地であることからしても、当公園は宮古島市の貴重な財産でありますので、しっかりとした管理及び整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく東平安名崎公園の転落防止用の手すりの破損についてでございます。平良和彦議員ご指摘の破損箇所については現場を確認しておりまして、修復のための製品の発注も行っており、現在製品の搬入待ちであります。製品が搬入され次第、修復を早急に行ってまいります。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

GIGAスクール構想教育ICT環境整備の充実についてでございます。GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備の進捗状況についてお答えいたします。

昨年度末までに校内ネットワーク、学習者用タブレットなどハード面の整備を終えております。現在運用の段階に入っております。人材面につきましては、今年度ICT支援員を4名に増員し、対応しております。国が整備指針として示す4校に1人にはまだ満たない状況であります。そのほかに民間事業者への委託事業としてICT支援員の資質向上とサポート業務を単費でもって予算化し、実施しております。また、教職員のICT活用指導力の向上につきましても、教員研修など継続して取り組んでいる状況であります。今後は、デジタル教科書やデジタル教材、教育データの標準化、学びの保障、オンライン学習システムの全国展開など、国の動向を注視しながら万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

続きまして、学校等における高速大容量の通信ネットワークのICT環境整備についてお答えいたします。学校内のネットワークにつきましては、高速大容量の通信に対応可能なケーブルや機器に変更する整備を昨年度実施し、完了しております。この昨年度の整備は、校内のネットワークの整備が中心となっており、インターネット回線につきましては既存の回線を利用させていただいております。大規模校の既存回線は光回線ですので、回線の変更等は行わず、接続方式の変更を実施しておりますが、現在のところ大規模校での全台同時稼働は一部難しい状況があります。現在情報政策課と連携し、プロバイダー契約の変更、回線の追加等により改善が見込めるかどうか調査を行っている段階でございます。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

教育行政について、前福屋内運動場の天井の修復についてお答えします。

前福屋内運動場におきましては、周辺の多目的前福運動場や市民球場と併せてスポーツイベントの実施に重要な施設であると理解しており、特に雨天時には大きな効果を発揮している施設となっております。当該施設は、平成4年に建築され、築29年が経過しており、施設の劣化が著しく見られております。

昨年度、屋根の大規模な破損箇所において部分的に修繕を行ってまいりましたが、修繕が必要な箇所が多く、屋根の修復には高額な修繕費が必要となっておりますので、今後修繕に向け、検討してまいりたいと考えております。

#### ◎平良和彦君

順を追って質問していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

台風時の停電なんですけども、いろいろ対策を沖縄電力もやってくれるというふうな回答でございませ

た。本当にありがとうございます。実際のところ、今夏も終わって台風も少なくなるかなと思いますが、先ほど台風14号が来て、宮古島市には来なかったのですけれども、与那国とかは大被害が出ております。企画政策部長、これいつ頃と、要するに台風が強くなる対策を取っているんですけども、いつ頃までにはこの計画は完成するというんですか、言わば今年から取り組むのか、それとも来年から取り組んでいくのか、そこの辺りをちょっとお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

沖縄電力の停電対策という事業につきましては、先ほど何点か取り組んでいるということをお伝えしましたけども、これについてはいつになればこの事業全てが電線網の中で終了するというということではないというふうに理解をしております。これは随時、こういう対策を取りながら進めているというふうに理解をしております。台風におきましては、やはり台風の強弱にもよりますが、電線が断線したり、そういうこともありますので、そういう状況に対応しながら沖縄電力のほうで計画的に今後も取り組んでいくというふうに考えております。

それから、行政のほうで取り組んでおります電線の地中化についてでございますが、電線地中化につきましては県とか市、道路の管理者になりますけれども、道路の管理者、それから沖縄電力、NTT、そういう生活インフラに関係する民間会社、こういうもので協議会を設置しております。この協議会の中で全県を範囲として優先度などを検討しながら整備計画を策定していくということになっておりますので、宮古島市が要請したものが採択されるというのが厳しい状況も、これ県内全てで優先度を決めていきますので、そういう状況がなかなか計画どおり進められないという部分もございます。

また1つ、宮古島市の中では上野の南岸地域ですね、そこでは電線地中化事業が一部進められておりますけれども、これも大型のリゾート事業者、受益者負担によって進められているという部分もございますので、宮古島市での電線地中化事業については市が計画する、要望するとおり、なかなか進められないという現状があるということもご理解をいただきたいと思っております。

◎平良和彦君

いろいろ協議会で議論するというふうな話をしております。電線地中化は、かなり高額な費用を要するというふうなこともありますので、まして城辺辺りまでは、これはいつになるか、ちょっと分かりません。ではなくて、やはり丈夫な電線をつないで、先ほども申しておりましたが、取り替えていきながら、確実に停電が少なくなるように頑張っていたいただきたいなと思っております。

続きまして、県道78号線、通称城辺線のほうなんですけれども、3回ほど県の宮古土木事務所のほうには聞いておりますが、どういうものを言うのかちょっと教えてもらいたいのですが、交通状況、これは分かります、交通需要は分かりますけども、将来の土地利用、地域開発というのはどれぐらいやれば認められるのか、何か大まかでもいいので。じゃないと、やっぱり期待している住民もいますので、ここをちょっと教えていただければなと思っております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

県の答えとしまして、拡幅できない理由の中で土地利用や地域開発などの回答があります。そのことについては、詳しくはまた県にも問い合わせたいと思っておりますけれども、道路を造ることによる影響度などについて、いろいろと懸念材料があることだろうとは思っています。市としましても、片側2車線の延長

についてはいろいろと市民のほうからも延長してほしいというような声は届いておりますので、こういった実情等も県のほうには届けていきたいと考えております。

#### ◎平良和彦君

建設部長、道を造れば、かなりの方は家を建ててくるんですよ。建ててから道を造ると、もう狭くて開発もできないという状況が多々あります。ですから、片側2車線にすればやはり城辺のほうに住民は移り住んでくるんじゃないかなと私は期待しておりますので、もう少し頑張ってもらえればなと思っております。

前も質問したんですけど、これは平成30年6月頃に盛加1号線、要するに向こう混雑するので、一極集中してしまいますので、農協のほうで、これを逆に盛加1号線を拡張するかすれば、逃げ道として渋滞も減るものかなと思いますが、こういうのも考えていただければなと思っております。これは、回答はよろしいです。

あと、東平安名崎公園なんですけども、これは毎回質問すると文化庁の話が出て進まないんですよ。これ必ず聞かないといけないのか。うちの、言わば宮古島市の土地でもあるし、あんなにススキが生えて、実際城辺にいた方は本当に悲しんでいる状況でございます。文化庁には直接言えないと思いますが、取り外しまではちょっといかないと思いますけども、言わば市の思いどおりではないんですけども、やはり掃除ですから、物をきれいにしようという気持ちでやっているものなんで、ここは何とかお願いしてできるように。私先ほど言っていましたけども、テッポウユリですね、あれをぜひとも復活させていただきたいんですよ。伊江島か、向こうのユリは保良のほうから持っていったという話も聞いておりますので、本当にテッポウユリ、なかなか育たない、普通のユリよりはちょっと低くて、この環境に適したユリだと思いますので、これを何とか復活させていただきたいなと思っております。これを計画的に植栽しながら増やしていくことはできないのかお聞かせください。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

まず、東平安名崎公園は国の史跡名勝天然記念物に指定されており、その公園の木々などの伐採の際には文化庁の許可が必要でございます。

また、テッポウユリを植栽する際には、平良和彦議員もご承知かと思っておりますけども、東平安名崎は沖縄県文化財保護条例による申請が必要となりまして、県教育委員会との調整も必要でございます。そのため、確かに先ほど申し上げましたが、東平安名崎は宮古島市の貴重な景勝地でございますので、テッポウユリの植栽に向けて県教育庁、それから関係機関と調整していきたいと思っております。

#### ◎平良和彦君

副市長、県にずっとおりましたので、やはり文化財保護条例とか、そういったものは何とか市のほうに委託とか、逆輸入になるんですけど、また市のほうに委託するという事なんですけど、そういうのは今県のほうで委託されていると思うんですよ、国のほうから。これを市のほうに委託するようなことは、何か案的なものはないんですか。あれば。

#### ◎副市長（伊川秀樹君）

10年前ぐらいですか、人事異動等で任命権者違いますけども、あの当時10年前ですけども、財務課長ということで何年か過ごしておりますけども、この辺りはやっぱり所管が市の場合には教育委員会の文化財



とか、そこら辺の絡みもございますので、両方での調整がまずは必要なと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎議長（山里雅彦君）

平良和彦君、ちょっと企画政策部の修正があるということでもありますので。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほど電線地中化の話の中で、南岸については受益者負担ということでホテル事業者というお話をしましたけれども、内容が違いますので、訂正しておわびをしたいと思います。

これは、協議会を設置して、協議会で検討していくという原則は変わりございませんが、南岸道路につきましては受益者負担制度というのがこの中で特別に設けられておりますので、南岸道路につきましては今後の観光に資するメリットが大きいということがありまして、宮古島市の負担によって特別に一括交付金を活用することができましたので、それで整備をしているということでございます。観光に資するというので一括交付金が活用できたということでございます。

◎平良和彦君

副市長、どうもありがとうございました。やはり厳しそうですね。何とかまたきれいにする方法を考えていきたいと思っております。

高速大容量の通信ネットワークのICT環境整備についてでございますけれども、何かプロバイダーを変更したりとか、接続方法を変更するとかいろいろやって、これをするによって一斉に授業を行えるという理解でよろしいですか。

◎教育部長（上地昭人君）

現在試験運用の結果を踏まえ、同時利用数等を学校へ周知しております。各学校ともクラスや学年で時間をずらすなど、運用面で工夫することで活用を進めているところでございます。ただし、根本的な解決といえますと、今現在取り得る手段で改善が見込めるかどうか調査を行っている段階でございますので、今ここでいつまでどう解決すると明言することはできませんが、今後も活用に支障が出ないよう関係各所と連携し、継続して取り組んでいきたいと思っております。

◎平良和彦君

前福屋内運動場の天井の修復なんですけれども、楚南幸哉部長の答弁では重要な施設だというふうに言っております。これ修復するとなれば、いつ頃ということはお答えできますでしょうか。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

改修についていつ頃ということではありますが、高額な予算が出てきますので、関係機関とか財政当局と調整しながら、早めに修復していきたいと思っております。

◎平良和彦君

高額ということで、確かに足場を組むだけでもかなりの金額がかかるのかなというのは分かります。ですけど、やはりせっかくあの土台はしっかりしているんですよ。屋根を何か応急処置でもやってもらえれば、下の人工芝も傷みは緩やかになるのかなというふうに考えますので、応急処置でもしてもらえればなと考えます。

時間もないですので、これで質問は終わりたいと思います。当局におかれましては、宮古島市の社会情

勢の変化に対しましていろいろと課題等があると思いますが、本市のますますの振興とご発展のために、私ども議員も一生懸命、一緒に努力してまいりたいと思っております。これも市民のために、共に頑張っていきましょう。

それをもちまして私の質問は終わらせていただきます。ご親切なご答弁、ありがとうございました。議員番号8番、平良和彦の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（山里雅彦君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

◎前里光健君

13番、前里光健です。9月定例会に当たり、通告に従いまして一問一答にて一般質問を行ってまいります。当局におかれましては、市民の皆様に分かりやすい丁寧なご説明、ご答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。1号、自衛隊物資搬入に係る平良港使用不許可について伺います。先日陸上自衛隊が保良の陸上自衛隊保良訓練場へ物資の搬入を行う予定でありましたが、座喜味市長は平良港の使用許可を出さなかったため搬入することができませんでした。以上を踏まえて伺います。

平良港の使用を認めなかった経緯と理由についてお伺いします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

防衛省海上自衛隊より平良港港湾施設使用に係る入港前手続様式が令和3年8月12日に提出されましたので、市としましては書類の精査を行うとともに、市民の安全確保の観点から、緊急時などに備えるため、弾薬等搬入に関する対策本部会議を複数回にわたり開催し、対応を協議してまいりました。こうした中、本市においては新型コロナウイルスの感染が急拡大したことから、観光客や帰省者への来島自粛を呼びかけるという状況となり、今回の海上自衛隊の港湾施設の使用につきましても、多くの隊員が来島することは感染拡大に歯止めがかからない本市の状況からしても、搬入時期について適切でないと判断し、入港時期の再考をお願いしたところでございます。

◎前里光健君

今の答弁では、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症拡大の来島の自粛を本市が行っているわけですから、その中でのお願いをして再考していただきたいという答弁なんですけれども、ということは午前中に下地茜議員も質問をされておりましたけれども、宮古島市港湾施設管理条例の第18条の禁止行為の中の条項には当てはまっていないという理解でよろしいでしょうか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時33分）

再開します。

（再開＝午後2時34分）

◎建設部長（大嶺弘明君）

宮古島市港湾施設管理条例第18条に係る午前中の答弁についてですけれども、禁止行為に当てはまりま

すけれども、最終的には市長の判断ですよということを答弁しております。

◎前里光健君

市長、自衛隊の入港の再考をこの条例に当てはめて許可しなかったという理解でよろしいですか。

◎市長（座喜味一幸君）

港湾法、それから宮古島市の条例に照らして審査をする、そして市長の権限というのがございます。今回は、その条例等々を超えて、社会的状況ということをご理解をいただいたということでございます。

◎前里光健君

当てはまっていないということの答弁であります。ですから、社会的な状況を考えて市長が自衛隊の港湾入港の許可については、ある一定の対応をしているので、認めはするけれども、ただ今現在はコロナ禍だから、また緊急事態宣言が明けて、それから再度申請をしていただきたいということの答弁だったと私は理解します。

それで、少し疑問になるんですが、今建設部長が答弁をされましたが、自衛隊の港湾の申請がありました。市長がそれをお願いをして、その間ミサイル基地反対派の団体、いわゆる慎重派という皆さんが、ほかの団体の皆さんがですね、港湾施設入港の許可を認めないよという要請なり申入れがあったと思いますが、それに対して市長もメディアを通して、公に出して入港に対してのコメントを発していると思いますが、以上のような状況であったと私は認識するんですが、実際そうでしたでしょうか。

（「委員会等を設置して協議しているんだから、これは答えられるでしょう」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

静かに願います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

今回の港湾施設について再考をお願いしたということは、いずれにしても本市の新型コロナ感染状況を鑑みて、搬入時期について再考をお願いしたということでございます。

◎前里光健君

すみません、今の質問がちょっと分かりにくかったかもしれません。私がお聞きしたかったのは、そもそもこの情報が漏れるということはある得ないんですよ。自衛隊のほうから役所のほうに許可の申請やります、それは公にするものなんですか。それが漏れてはいけないんじゃないですか、基本的に。その点を申し上げているんです。そのことを、令和3年9月30日以降入港の申請があって、それがまた情報が漏れて、そして慎重派の皆さんが反対行動を起こして、そして混乱をする、また市長に要請なり申入れをする、その都度こういう混乱といいますか、状況が起きてはいけないという観点での質問なんですが、そもそも情報が漏れるということ自体が本来はあってはならないという考えなんですが、当局の見解を聞かせてください。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時39分）

再開します。

(再開＝午後 2 時 39 分)

◎市長（座喜味一幸君）

前里光健議員がおっしゃるどの情報が漏れたかということがはっきりしませんが、基本的に私の認識したのは、どちらかというともスコミからの報道が早かった、東京サイドでした。それを確認いたしまして、うちの港湾課の担当者等々と対策会議に入ったわけですが、基本的に私どもはこの申請書に対する日程、日付、それから内容物等については極めて公開してはならないというようなただし書がついておりますので、その辺はしっかりと情報の管理はしてきた。しかしながら、私どもは市としてそういう危険物に相当する貨物であれば、万全の市民の安全の保障ということで、市の中にある危機管理あるいは平和行政、それから港湾、消防等々と一応の対策会議を開いて、いかなる状態でも市民の安全を守るといようなことを進めてきたわけで、私ども一切情報が抜けたという認識はありませんし、しっかりと管理しております。

◎前里光健君

私は、自衛隊の方、または役所から情報を漏れたということではないです、そういうことを申し上げているわけではないんです。どういう形であれ、何か情報が伝わってしまうおそれ、それは役所の皆さんもそれを理解した中で、個別具体的にどういう船が何月何日に入って、どういうものが運ばれるという情報というのは本来漏れないんですよ。ただ、これが今市長がおっしゃったように東京サイドからということなので、やはりそういう状況、それによって混乱することがあってはならないという考えなんです。ですから、令和 3 年 9 月 30 日以降緊急事態宣言が明けて、そして再度自衛隊からの入港がある。その中で、例えば市長はこの港湾条例の第 9 条第 2 項というもので条件を付すことができるんですね。だけど、そういうことではなくて、もう混乱をしないような形で、ぜひ入港を速やかに進めていただきたいという思いなんです、市長の所見を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

もっとも大変大事な要件が幾つかあると思うんですが、基本的には安全保障上の公表してはいけない項目があることはある。しかしながら、私どもとしてはできれば出せるだけの、ある程度の日程等については示していただくことによって、我々の市の中での危機管理体制というか、そういうものができるのではないか、そういう基本的な情報の開示等については国自ら積極的に開示するように申入れしてきました。そこにおいては、沖縄防衛局としては大変重要な秘密事項だというような項目の中で開示はされておませんが、できましたら私ども受ける側としては日程等の開示等についてはいただいて、各警察署、消防、我々の組織を網羅した形での市民への安全対策が取れることが望ましい。その件についても、できるだけ情報の開示については沖縄防衛局にも申入れしているところでございます。

◎前里光健君

市長、またこの問題で混乱が起きてはいけないと思います。市長は自衛隊容認の立場で、慎重派と呼ばれる方々、そして容認派両方の声を聞く立場であります。厳しい判断だと思いますけれども、やはりそこは市長もこれまで自衛隊の活動に対しての理解を示されているわけですから、しっかりとスムーズに混乱が生じないように協力をしていただきたいというふうに申し上げておきたい。こちらについては、以上とさせていただきます。

続いて、し尿等処理施設整備事業について伺います。し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会が全10回開かれました。そして、議会の最終日に委員長報告が出される予定であります。調査特別委員会の中に、生活環境部また上下水道部との聞き取りをする中で、考え方や共通認識ができていない部分、また答弁が定まらないところが多々ありました。幾ら計画の見直し案が流動的であるとはいえ、あまりにも見直し案の内容が現実的に厳しい、スケジュールから見ても見通しが厳しいという印象を受けました。そして、今回当局の説明につじつまが合わない部分などをお聞きしたいというふうに存じます。

まず初めに、調査特別委員会からの質問事項への回答で、今話題になっておりますが、投入施設、貯留槽をフルに活用すれば、これまで搬入制限が設けられてきましたが、その問題を解決することが可能というふうに回答しております。その根拠について伺います。

◎生活環境部長（友利 克君）

冒頭でありますけれども、フル活用すれば問題解決は可能というような回答については、説明不足、言葉不足というものがあつたというふうに思っております。し尿等下水道投入施設から下水道処理施設へのし尿等の投入量は、これまでは1日当たり50キロリットルと設定をしておりました。それを超える場合は、受入れができないという日があつたということでございます。これをし尿等下水道投入施設の貯留槽に貯留をすることで、問題の、つまりは現在の受入れに係る課題、問題が解決できるのではないかというような考えから、フル活用すれば解決することは可能というような説明をしたところでございます。つまりは2つある貯留槽を効果的にといいますか、有効に活用して問題の解決が図れるのではないかというような趣旨の回答でございました。

◎前里光健君

ですから、貯留槽を効果的にすることで今の問題、課題を解決できるかもしれないという答弁なんです。ただ、調査特別委員会では、その貯留槽のタンクが2つあるんですね、160キロリットル、160キロリットル。ただ、これはルールがありまして、片方ずつしか使えないんですよ。今搬入制限がかかっているんですけども、それは今まで活用してこなかったんだ、発見したというような答弁もあつたんですが、それを効果的に使ったとしても、我々の見解からすると恐らく無理があるんですよ。当局は、令和10年まで大丈夫だという答弁だったんですね。令和10年までこの2つの貯留槽を活用すれば今の問題が解決するということは実質的に難しいと思うんですが、再度答弁をお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

貯留槽を活用した課題の解決への取組については、早ければ来月には取り組んでいきたいというふうに考えているところです。この方法としましては、現在50キロリットルの上限受入れを55キロリットルまで引き上げる、なおかつ処理量を45キロリットルにして、搬入量、受入れ量というものを増やしていくという1つの課題の解決方法というものを、貯留槽を活用した解決方法というものを来月から始めていきたいというふうに考えております。

ご指摘のその方法は困難ではないかというような質問でございますけれども、シミュレーションをしました。それによりますと、あくまでもこれまで基本計画などで上がっているし尿の発生量といいますか、それがベースにはなっておりますけれども、それを一つのベースとしてシミュレーションしました。それによりますと、可能であるというようなシミュレーションの数値が出ておりますので、まずは貯留槽を効果

的に活用した、つまりは現在ためて使うという発想がなかったわけですが、今後これをためながら処理をしていくというような方法を取り入れて、現在の課題の解決というものを図っていきたく。

(「令和10年」の声あり)

◎生活環境部長(友利 克君)

令和10年までといたしますのは、このままだと令和10年までとなってしまいますけれども、その前に今我々当局が見直しを進めている設備などを導入すれば、当然令和10年以降も対応できるというふうを考えております。令和10年までは大丈夫だろうというのは、現在の投入、これから新たな取組をしていくわけですが、可能であろうとは思いますが、さらに効果、効率、また搬入処理量を増強するということは、現在まだ途中でありますけれども、見直しを進めている計画案でもって、さらに受入れ量の増加は可能だということでございます。

◎前里光健君

ですから、今の状態が令和10年までもつというのは前提があるんですよ。それは、今見直し案を進めている前処理施設というものをつける、または下水投入した後、その後オキシデーションディッチというOD槽というところに流れていくその処理、それが今2基目ありますけれども、3基目が躯体できていますけど、これが完成予定であるんですけど、それがあったとしても、そういう前提があって令和10年まで可能なんだということなので、今の状態というのは好ましくない。ですから、貯留槽は令和10年までは今の計画を進めれば何とか大丈夫ですよという答弁なんですよ。ですから、できるまでの間どれぐらいもつんですか。

◎生活環境部長(友利 克君)

見直し案といたしますのは、3基目のOD槽の令和6年度までの整備完了、供用開始というものも当然含まれておりますので、それを含めて、ただプラス見直し案というのは前処理施設と言われる除渣、あるいは前脱水設備ですね、そういったものを整備するということでもありますけれども、基本的にそれは後で整備するにしても、OD槽ができて、またこれから進めようという貯留槽の活用ですね、それをしていけば10年は大丈夫だろうということでもあります。

◎前里光健君

明快な答えはありませんでした。想定されていないんですよ。前処理施設ができることが前提なんですよ。実は調査特別委員会の中で、貯留槽を活用すればあしたからでも制限をなくせるという答弁が2回あったんですよ。制限をかけることなく貯留槽のいわゆる効果的な活用することによって、今の緊急性やそういった問題を解決できると。じゃ、なぜあしたからやらないんですかということ、それであしたからやりますという答弁もあったんです。そうしたら、できなかったんですよ。先ほど生活環境部長答弁されましたけど、10月からやると。なぜあしたからやりますという答弁があったにもかかわらず、できなかったんですか、これまでの間。何週間もありましたよ。答弁下さい。

◎生活環境部長(友利 克君)

あしたからでもできるというような説明、答弁があったということについては、正直言いまして私も含め担当職員も、ちょっとその発言についての記憶はないが……記憶はないが、そういう答弁、説明があったというのであれば、大変申し訳ありませんでしたというふうに陳謝をしたつもりでございます。改めた

つもりでございます。

◎議長（山里雅彦君）

静粛に願います。

◎生活環境部長（友利 克君）

それについては、明確に陳謝をしたつもりでございます。改めたつもりでございます。すぐに始められるのではないかということについても、業者といろいろ調整をする中で、やはり準備が必要だということで、すぐにはできないというようなことについても調査特別委員会で答弁をしたというふうに私は記憶しております。準備、調整がつき次第、始めたいというふうに思っておりますけれども、できるだけ早く。10月と申しあげましたけれども、できるだけ早く貯留槽にためながらというような一つの処理方法を実施したいというふうに考えております。

◎前里光健君

基本計画が出されているんですけども、宮古島市し尿等処理施設整備基本計画によると、令和10年度には合併処理浄化槽人口が令和2年度の約2倍、1万人から2万人に増えるんですよ。そして、農業集落排水施設の人口が令和2年から約1.9倍、1万人から2万人、そして公共下水道人口が令和2年から約1.7倍、8,600名から1万4,300名となるという見通しがあります。しかし、これにはですね、観光客含まれていないんですよ。どう考えても今の施設、貯留槽だけで足りるわけがないんですよ。それはもう重々承知だと思います。なので、あまり申し上げたくないんですけども、この調査特別委員会で投入施設のほうを視察に行きました。そこで担当者、この管理者に貯留槽の活用は2台ありますよ、タンクが2つありますよ、ためるという状態、これはどういう考えで可能なのか、これは大丈夫なんですかという質問をしたら、現実的でない、ただやってみないと分かりませんという答弁だったんです。生活環境部は大丈夫ですと、でも委託管理者、もうずっとこの施設を管理している方々は現実的でないと言っているんですよ。その乖離があるので、これは少し考えていただきたいなというふうに私は思います。

時間が押していますので、次の質問に行きたいと思います。次に、現行の伊良部佐和田へのし尿等処理施設整備は、防衛省予算を活用し、計画が進められてきました。しかし、市長は見直し案を策定する中で、新しい計画に基づいた施設整備に、前述の防衛省予算をスライドする前提で検討を進めています。防衛省予算をスライドできると考えている根拠についてお伺いいたします。

◎生活環境部長（友利 克君）

予算の件の前に、先ほど前里光健議員から将来的なし尿の発生量の予測がございましてけれども、そういったことも含めて今回補正で上げておりますし尿等処理基本計画検討業務の中で、改めてそういうし尿の将来予測というものをしっかりやりたいと、しっかりした上で設備の能力、規模、そういったものを決めていきたいというのがこのし尿等処理基本計画検討業務なんですね。ですから、やはり改めてし尿量の予測というものは、推計というものはやらなければならないというのが現在の我々の考え方でございます。

それでは、防衛省予算の件についてです。見直しに伴う事業計画の変更が、今ついている防衛省予算をスライドできるか、その根拠はということでございますけれども、現時点で、これも再三申し上げていますように、9月30日が一つの申請期限というふうにはなっておりますので、まだその事業の変更、見直しに

ついて沖縄防衛局のほうに申請をしております。ただ、新しい見直し計画についても沖縄防衛局の補助金の目的に沿う事業計画でもって調整をしたいというふうに考えておりますので、沖縄防衛局とまた丁寧に協議をし、ご理解をいただけるよう今後取り組んでまいりたいというふうに考えています。

◎前里光健君

ですから、市長がスライドできるような答弁をされておりましたが、それもまだどうなるか分からないんですという答弁でありました。それで、当局は今防衛省とのやり取り、折衝を行っているんですね。そのときに防衛省のほうから、スライドするに当たって必要な条件などの話がありましたか。

◎生活環境部長（友利 克君）

これも調査特別委員会でお答えをしてくれているところですけども、沖縄防衛局との協議調整というのは、見直しをする考えがあるということをお伝えをしております。それ以外と申しますか、その後については整備計画の変更については議会の承認とありますけれども、理解というふうには私は捉えておりますが、理解を経て申請するよというふうなことは沖縄防衛局のほうからはお願いがあるということでございます。これは、もう再三お答えしてきたところです。

◎前里光健君

防衛省からは議会の承認を得なさいということなんですね。それでは、今議会において防衛省の言う議会の承認、理解を得るための議決、予算等全般というのはありますか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時06分）

再開します。

（再開＝午後 3 時07分）

◎生活環境部長（友利 克君）

沖縄防衛局のほうからは、明確にこれについて承認を得てくださいというような具体的なものはございません。先ほど申し上げた文言のみでございます。

◎前里光健君

ですから、じゃ聞きますが、当局は防衛省が議会の承認を得てほしいというのはどういうものなのかという認識なんですか。

◎副市長（伊川秀樹君）

単独事業、補助事業、いずれの場合もそうでありますけれども、議会の議員の皆様方の理解、背景には市民がおりますので、丁寧な説明を行うことによって、議会の制度的な議決ないし承認ないし同意ということではございませんけれども、宮古島市議会、宮古島市役所において、市民への丁寧な説明でもって了解が得られたという状況でもって、きちんとした対応をしていただきたいという意味で捉えております。

一般的な補助事業等でもそうでありますけれども、いろんな意見等がある中において、国としては事業を実際に施行、実施していく段階においては、やっぱり住民の意見のそれぞれの総意の下で実施していくというのが前提になりますので、そういう意味での了解ないし承認だというふうに理解しております。

◎前里光健君



副市長の考えは、ですからそれって議会の議決は要らないと言っているんですよ。説明すればオーケーじゃないか、説明して議員の皆さんが納得すれば議決も要らなく、それは大丈夫だと、そういう考えでいくことは、議決が必要だと思うんですが、いかがですか。

◎副市長（伊川秀樹君）

予算等含めて議会の議決が要らないということで申し上げているわけではございません。やっぱり委託料、事業実施のための国庫等を含めた予算ですので、それはもちろん議会の議決が前提となります。ただ、今回行って調整する中において、議会の承認と議会の調整、それぞれの意見の総意をまとめてきて、きちんと調整してくれという意味で私は申し上げていることでありまして、今回二千数百万円の議会へ計上しています委託料ないし予算の議会の議決が要らないということを申し上げているわけではございません。あくまでも防衛省が言っているのは、事業の変更等がございますので、そこら辺等の住民ないし議会の総意がきちんと得られるような状況でもって検討していただきたいというものでございます。

◎前里光健君

ですから、もう一度お聞きしますが、今議会にその理解を得るための議決はあるんですか、ないんですかということをお聞きしているんです。

◎市長（座喜味一幸君）

調査特別委員会でもちゃんとした答弁ができないでいて、大変申し訳ないなと思っております。少し時間をいただいて……これまでの基本的な検討そのものは、この基本計画にありますことをベースにしてきております。そもそもこれまでの経緯を見ましても、伊良部案の前には1、2案とあって、現荷川取の施設を改造して使うか、それにプラスした能力をつけるかという案、そういうのが出てきていると思います。

結局今回これまでの経緯を見ますと、市長を中心とした両部の中でも、この荷川取案を優先しながら、現施設の機能をアップしながら計画を詰めていって、場合によったら脱水装置の追加があっただけいいんではないかというようなことで合意されている。今回我々も原点から整理をしてみても見直しという中で、この1案のア、イの中で、今この答弁の中で貯留槽を使えば機能が十分かというような話になりますと、計画論、設計論としては必ずしも妥当ではなくて、運用として使えるというような議論になっているんじゃないかと私は聞いておりますが、そうではなくして運用で利用できるケースということ、それは運転のほうでの考え方。ただ、計画論、設計論としては、処理量に対して将来の処理量をどう見るかというような話をちゃんとしなければならない。そういう意味で今現状の投入施設の機能アップということを中心に議論しているけれども、70キロリットルという今の計画量をおっしゃる将来を含めて今の70キロリットルでいいのかというのが基本設計の基本的な1つの項目にならなければならない。それでもベース案70キロリットルで走っているのだけれども、その設計というものを検討していく中で、追加の施設がどうしても要りますという議論になる可能性もある。それが今後の基本設計のレベルだと思っている。したがって、技術論、設計論として基本的な考え方が定まった時点で、沖縄防衛局には丁寧に説明する。今の予算枠の中で具体的に形が見えて、調査費の使い方、実施設計ですね、それから事業費の見通しと工程を引いて、新たに伊良部案から見直したところ、この案ですというようなことをしっかりと予算の上で計上させていく。その承認の上で具体的な予算の執行、今年度の3億円をどう使うか、来年度の11億円をどう使うかというような詳細の予算の打合せになっていくということになりますので、予算の確定、内示をもって、事業の

確定をもって議会には当然予算を含めてご説明申し上げていくということになります。

◎前里光健君

期限が令和3年9月30日ということなのですが、それでもまだ今の段階で何を造るかというのが決まっていない、定まっていないという答弁。

それで、前処理施設というのは、し尿処理施設に該当しない可能性があるんですね。防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条第11項に記載されている、その中のし尿処理施設にはならないと思うんですよ。そして、防衛省の補助対象にはならないと私は理解しているんです。それが法律ですから、法律にのっとってやれば、今おっしゃった防衛省の予算はスライドできないんですよ。

それで、じゃ最後確認しますが、今から見直し案を進めている中で、もともと伊良部佐和田案、これは供用開始が令和6年4月なんですね。令和6年4月までに、このし尿に関する大きな問題を解決する施設ができるということを、市長ぜひ明言をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

当初の計画では、下水道のOD槽の予算の工期が多分令和6年4月供用開始となっていたと思います。また、し尿処理施設の供用開始も令和6年4月になっていたと思いますが、個々いろいろと議論をしていく中で、見直しをしていく中で、まず当面現実的にし尿処理の問題が生じないようにすること、それが第一義。そうであれば、今まで令和2年度までに供用開始すべきという予定であった下水道のOD槽の完了、これが伸びている。それを速やかに令和4年、令和5年度竣工を目指してやっていく、これが大きな当面の課題。もう一つは、今し尿のOD槽への投入の水質を改善していくというような簡易な工法、運転の方法でもって解決していく。そうすることによって、当面のし尿処理の課題というものを令和6年4月供用開始といったことを確実に現場が混乱しない、解決できるという暫定的な方法を模索したのが先ほどの調整槽の活用もその一つだということなのですが、その後をもってし尿処理の施設の整備、これが今ある投入施設の機能アップ事業で済むのか、これまで議論されてきたプラスアルファがないと不足だよという話になるのか、それが基本設計のこれからの検討の課題になるということになります。

◎前里光健君

市長、今令和6年4月まで何とか整備はできますか、完了できますかと言ったら、そういう明言もなく、何とかしのぐというような答弁。ですから、これ多分厳しいんですよ、今市長が答弁したとおり。なので、私はこの見直し案というのは本当に現実的ではないと先ほどから申しているわけで、これは大きな市民の皆様方の生活環境の将来的に安定的なものが必要なもので、それに向けての判断をぜひよろしくをお願いします。ちょっと時間ありませんので、次の質問へ移らせていただきます。この質問は、同僚議員がまた続けて行っていくのかと思います。

教育行政なんですけれども、順番を変えさせていただきます。GIGAスクール構想について伺います。GIGAスクール構想が始まり、本年度4月から市内小中学校1人1台のタブレットが配付され、学校活動や自宅学習で活用されております。以上を踏まえて伺いますが、夏休み期間中にタブレットを活用して自宅学習に取り組んだ学校もあると考えます。タブレットを活用した自宅学習におけるインターネット環境の課題について伺います。

◎教育部長（上地昭人君）

現在のところ、家庭のインターネット環境によってタブレットを活用した学習ができないというような報告は上がっておりません。家庭にインターネット環境がない場合には、各学校から貸出し用のWi-Fiルーターを貸し出しており、必要な環境は整っているものと考えております。しかし、このWi-Fiルーターについての通信契約は令和5年度までの3年間としておりますので、現在貸出し対象となっている家庭でも今後各家庭でインターネット環境整備を進めていただくよう周知を図っていく必要があると考えております。

◎前里光健君

次の質問になりますが、学校によって大人数でタブレットを使用するとインターネットの回線が混雑して弱くなってタブレットが十分に活用できない状況があるというお話を聞いております。前回の6月定例会において改善を求めました。そして、当局からは学校内のインターネット環境強化に向けて回線の調査を行うとの答弁でありました。先ほど平良和彦議員についても同様の質問があったかと思えますけれども、再度この件に関して今後の取組についてお伺いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

校内のネット環境の改善につきましては、島内の大規模小中学校で通信速度の低下等の障害報告があります。その解消策を検討する中で、原因がちよっとはっきりしないという部分がございますので、今原因として考えられることについて校内で実際に実証してみようということになりまして、大規模校の2校を選抜いたしまして、これ1校は平良中学校でございますが、こちらのほうでは回線数を増やすという対策、それからもう一校は平一小学校になりますけれども、プロバイダー契約が個人契約、それから法人契約というふうに2種類あるということがございます。現在は個人契約になっておりますけれども、これを法人契約にすることで情報の速度が改善される可能性もあるというふうな2種類の方法が示されておりますので、この2種類について8月から9月の期間、実際に今検証を行っている状況でございます。この結果を見た上で、どちらのほうが有効なのか、そういうことを見極めて対処策を検討していきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

今2種類の実証を行っている、その中で改善を図っていくという答弁なんですけれども、私の考えなんですけど、こちら基本的に例えばですけど、今大規模校で授業の調整を行っているんですけど、それで同時につなげることで回線の混雑を防ごうということなんですけど、そういう調整もなくなるぐらい改善する可能性はありますか。私はないと考えるんですけど。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

今2種類の方法で検証を行うということでご説明を申し上げました。この2種類につきましては、実際に学校のインターネットの整備に関わっている事業者等といろいろ調整を行い、ご相談をさせていただきました中で、この2種類の方法で実証してみようというお話になりました。この2種類の実証でどこまで通信速度、容量というのが改善されるかというのは、今回の障害については解消される可能性はあると思えますけれども、どこまで対応できるかというのはちょっとまだ不確定な部分がございますので、その結果を踏まえてさらに検討することが必要だというふうに考えております。

◎前里光健君

ぜひ今の環境よりも通信環境が改善されるように、これからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

教育長に質問させていただきたいんですが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障、災害や感染症発生の際に学校の臨時休業等緊急時においてもICTタブレットの活用、全ての子供たちの学びを保障できる環境を私は早急に整備する、今の答弁もそういう流れにはなるんですけども、その中で私はまだまだ十分でない、このような環境が整っていないという考えなんですが、教育長はどのような考えでしょうか。

◎教育長（大城裕子君）

現在は試験運用なので、何とか改善できないものかと試しているところですが、本当にまだまだ不十分な状況です。これから先、オンライン学習を進めていく中において、本当に大きな課題を抱えていると考えています。市長部局の情報政策課と調整しながら、何とかよりよいICTを活用した教育が推進できるような環境を整えてまいりたいと考えています。

◎前里光健君

その中で最後の項目に行きます。生活環境行政についてなんですが、インターネット環境強化に向けた整備について、現在超高速ブロードバンド環境整備促進事業が2020年度に完了したと、そして市の全域です、超高速通信が利用できるようになったということ、以上を踏まえてお伺いします。

これは、②のほうですね、インターネット通信環境の改善に向けて、市が中心となってこの改善、市全体の回線が混み合うというものに対しての対応していく、改善に向けて市が中心となって進めていく必要があると思いますが、当局の見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほどは、学校におけるネット環境についてご質問がございましたが、前里光健議員ご指摘のとおり超高速ブロードバンド事業でインターネット環境の整備が宮古島市で行われたという状況でございます。かなり改善はされたということでございますが、民間のほうからも、事業者などから時間帯によってインターネットの通信速度の低速化の現象があるというふうな苦情とございますか、そういう指摘がございます。

これを受けまして、市といたしましてインターネットの整備事業者でありますNTTのほうに調査を一度依頼しております。ただ、NTTのほうは、インターネット接続時における速度低下の原因として、3つの利用環境、それからNGN網、これは西日本のフレッツ網でございます。それから、ISP、インターネットサービスのプロバイダー、この3つが考えられますけれども、NTT西日本の担当する部分、2番目の西日本のフレッツ網については異常がないという調査結果をいただいております。これを受けまして、市としてちょっと調査原因がつかめないということがありますので、沖縄総合通信事務所のほうに現状を照会をしまして、その原因解明と対処策について要望を今出しているところでございます。沖縄総合通信事務所のほうから、さらに宮古島市において詳細な調査を行ってほしいというご連絡が来ておりますので、この連絡を受けまして調査を行った後に、さらに沖縄総合通信事務所と調整をして課題等を整理しながら対策を検討していきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

時間となりました。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで前里光健君の質問は終了しました。  
しばらく休憩し、3時45分から再開します。  
休憩します。

（休憩＝午後3時31分）

再開します。

（再開＝午後3時45分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
順次質問の発言を許します。

◎砂川辰夫君

今日最後の質問者となっております15番の砂川辰夫です。市民の皆さんは、本当に未曾有の新型コロナ体験ということで、いろんな方面で不便を来しております、日常生活においてマスクをしなければならない、いろんな制限等を受けたりして、大変ストレスのたまる生活を送られているかと思います。しかし、市は一生懸命市長を中心とした新型コロナ対策で、2回目のワクチン接種等も順調に進んでおりますので、もう少し我慢していただいて、市民の皆様にはまた元気で日常の世界に戻れるように、完全になくなるまで市民の皆さんのまたご協力をお願いしていければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

それでは、通告のとおり順次、順を追って質問してまいりたいと思います。宮古島市の肉用牛の現状と今後の振興策ということで、市における肉用牛の現状についてお伺いをいたします。沖縄県が発表した令和2年12月末の宮古島市における肉用牛の現状は、飼養戸数644戸、飼養頭数1万58頭、うち雌牛、これは成雌ですね、母牛と言われている、これが5,359頭であります。これを昨年と比べると41戸が廃業、373頭が減っております。うち279頭が減っております。さらに、5年前の平成27年と比べると228戸が減り、およそ1,000頭、うち成雌牛、母牛990頭が減っております。その期間の肉用牛の価格は高値を維持し、農家にとって不満のない状況であります。にもかかわらず、生産回復を見ることなく減少の一途をたどっております。飼養戸数、頭数とも減少している大きな理由は、農家の高齢化によるものとされておりますが、このように減少している状況において、当局として仕方がない、やむを得ないと受け止めているのか、あるいは危機的状況と見越しているのかお聞かせください。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

市における肉用牛の現状についてということでございます。宮古島市の畜産農家の現状は、高齢化等により毎年40戸程度減少し、平成28年度には829戸あった農家戸数が令和2年では644戸まで減少しております。繁殖雌牛頭数については、平成28年6,060頭でしたが、令和2年には5,359頭（\_\_\_\_\_部分は215頁に発言訂正あり）と5年間で700頭減少しております。また、1戸当たりの繁殖雌牛の平均飼養頭数については、平成28年7頭でしたが、令和2年は9頭となって増加しております。

それと、これまでそういった戸数が減少する中、繁殖雌牛が減少する中、こういった対策をしてきたかということでございますが、平成28年、繁殖雌牛の増頭運動もやってきております。平成28年に生産率が

83.46%でした。令和2年には93.10%ということで10%まで生産率を上げるという、そういった取組をしてきております。これは、牛温恵とか、そういったものを導入しながら生産率を高め、繁殖雌牛頭数が減る中でも生産率を上げれば、それなりにまた子牛の生産はですね、何とか維持できるのではないかとということでの状況であります。以上の形で畜産関係機関としましても、いろいろな形で努力をしてまいっております。

◎砂川辰夫君

いろいろ方法等々ありますが、ただ導入して保留してというだけのことではなくて、今農林水産部長がおっしゃられたとおり、生産率を上げると、種つけのそういうものを1回で1年1産というふうなものを試みていくというふうなもの等も、これは増産につながるわけで、その辺はしっかり、牛温恵を今補助で出しておりますから、その辺も広めていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、宮古島市が実施している優良繁殖雌牛の事業についてお伺いをいたします。繁殖牛の増頭を目的として実施している雌牛の自家保留及び県外から導入する場合に補助金を交付するものであるが、その実施状況と実績についてお伺いをいたします。

この事業は、母牛を更新するためのものではなく、母牛を増やすためのものだと理解をしております。したがって、事業を受けた農家では、最低でも対象頭数以上の頭数があるはずであります。令和元年の実績で事業対象農家数、それから1頭当たり補助金交付金、その事業による増加頭数の報告を求めます。よろしく申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

砂川辰夫君、質問は1つずつお願いしますね。

◎砂川辰夫君

今もう一括して2つしてしまったけど、いい。

◎議長（山里雅彦君）

アから行きましょうね。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

本市が実施している優良繁殖雌牛事業について実施状況と実績についてということでございます。宮古島市では、優良母牛増頭対策として優良繁殖雌牛の支援奨励事業を平成26年度から実施しております。

直近3年間の実績につきましては、平成30年度実績が申請頭数260頭、149戸であります。令和元年度実績が申請頭数342頭、195戸であります。令和2年度実績が申請頭数302頭、260戸となっております。今年度申請状況については、8月末時点で申請戸数が158戸、申請頭数231頭となっております。内訳については、県外導入牛4頭、県内導入牛48頭、自家保留牛179頭となっております。

◎議長（山里雅彦君）

今回は続けてイも行きましょう。農林水産部長、答弁しましたね、両方ね……1つ、自家保留もありましたね。農林水産部長、2番目のほうも続けてお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

令和元年度の実績で事業対象農家数1頭当たり補助金交付額、この事業による増加頭数について何うということについてでございます。令和元年度の交付金額については、県外導入牛、県内導入牛、自家保留

牛、全て1頭当たり10万円となっております。令和2年度以降は、県外導入牛25万円、県内導入牛及び自家保留牛は10万円を交付しております。また、令和元年実績は、事業導入した195戸の農家について期首頭数2,487頭、期末頭数2,602頭となり、導入342頭に対して115頭の増となっております。

◎議長（山里雅彦君）

砂川辰夫君、再質問はまずアだけして、終わってからイをお願いしますね。再質問をまとめてしないで、1つずつお願いします。

◎砂川辰夫君

次に、今後の肉用牛振興策についてお伺いをいたします。

宮古島の農業の中で肉用牛、畜産の産出額は、全体のおおむね25%と推移をしているかと思います。宮古の農林水産業によりますと、宮古島の平成29年農業産出額は165億6,000万円余りで、その中でも肉用牛が占めるのは24%、約40億7,000万円、サトウキビが40%、65億2,000万円で、畜産業は2番目の地位にあります。このような状況から、今後市の農業生産額を伸ばすには肉用牛の振興は私は重要だと思っております。

ところが、このように宮古農業の担い手的存在でありながら、なかなか伸びない現状にあります。さっき増えているという話もありましたけども、それは複合という枠の中で小規模が定着したことと言われております。宮古島市が和牛産地として発展していくには、一部複合の域を超えて専業化へと進むことが必要かと私は思っております。宮古島市としては、畜産農家が専門的になりわいとして専業化へと推進し指導していく考えはないのか、その辺をお伺いいたします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

今後の肉用牛振興策についてということについてでございます。肉用牛振興策については、宮古島市酪農・肉用牛生産近代化計画に基づいております。計画期間は、平成27年度（\_\_\_\_\_部分は215頁に発言訂正あり）から10年間となっております。

その中で担い手の育成及び労働負担の軽減に向けた取組としましては、担い手及び新規就農者等への就農相談、支援活動を強化するとともに、就農支援資金等の活用や技術習得のための研修の実施など、推進体制の強化を図ります。また、経営の高度化を図るために必要な情報収集、生産現場において利用しやすい体制を推進し、労働負担の軽減を図るため畜産農家の休日の確保を図るとともに、ヘルパーやコントラクター組織等の活動強化、農家個々の体質強化を図ります。

肉用牛飼養頭数減少への対応としましては、優良繁殖用雌牛の導入及び更新を支援するとともに、牛温恵などのICT技術の活用等により分娩間隔を短縮する取組を推進してまいります。

国産飼料生産基盤の確立としましては、安定的な経営を維持するには飼料生産基盤の拡大と生産性向上が必要となることから、自給飼料の生産基盤を確立するため、トランスバーラー等の高位生産性飼料作物を利用した飼料生産基盤の構築、計画的な草地造成による採草面積の拡大、計画的な草地更新による生産性向上の推進、以上3つの事項について重点的に取り組んでまいります。

畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化につきましては、中心的経営体及び地域の畜産関係団体、県、市町村、JA、飼料会社等が連携して地域ごとの課題を抽出し、当該課題の解決に向けて各取組を推進し、分娩間隔の短縮、事故率の低減等による生産性の向上及び優良繁殖素牛の導入・保留による

生産基盤の強化、家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実強化に取り組んでまいります。

以上が宮古島市が肉用牛振興策として掲げている近代化計画の内容となっております。

◎砂川辰夫君

トランスパーラーの話も出たんですが、草地関係の飼料に関しては、前に飼料の草地の補助等々、それから種子が配られて、それに補助が出ているんですけども、何年か、ちょっと私は記憶がないんですが、トランスパーラーの推進をしていて、これを大分普及した経緯があるかと思います。関連質問だからいいね、この事業をもう一回やるあれはないのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

やはりトランスパーラーという牧草はすごく採食がよくて、子牛にはとてもよい飼料でございます。そういうことで、平成26年か平成27年頃普及を手がけたことがございます。これからもそういった政策課題に向けては、いろいろな形で草地の造成関係を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎砂川辰夫君

ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、現在の雌牛の平均は先ほど報告いただいた9.何頭か、四捨五入したら10頭にならないかなと思うんですけども、私の資料がちょっと古くて、少なくとも8.2頭ぐらいだなというふうに思っていたんですけど、9頭になっているというんで、8.2頭を少なくとも10頭、20頭以上にすることで、多頭飼育事業化することにより肉用牛のさらなる増収が期待されます。宮古島市は、肉用子牛の拠点産地に指定されております。このことは、取りも直さず宮古島市が肉用牛産地としてその有利的条件を備えていることにあります。そして、高い生産能力を有していることが、これは認められているからと認識しております。市はその知名度を生かし、持てる力を発揮して肉用牛振興を進めることは行政の責務だと私は考えます。

以上の観点から、拡充された支援策をもって肉用牛振興を図るべきだと考えますが、市長の見解をお伺いしたい。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

肉用牛振興については、いろいろな形で補助事業等を導入してきております。その対策としては、繁殖雌牛の増頭であるとか、繁殖率を上げる、向上対策ですね、そういったことも行ってきております。今後もクラスター事業とか、いろいろな事業を導入して規模拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎砂川辰夫君

ぜひ規模拡大に向けて、専門化へ向けて、なりわいとして成り立っていくような、そういう専門農家を育てていただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

次に、観光行政についてでございます。観光行政について。観光産業が宮古島市のリーディング産業として取り組んでいる中、新型コロナウイルスの蔓延により観光産業に大きなダメージを与えております。持続可能な観光産業を目指し、新たな取組としてSDGsを中心とした取組が必要と考えます。環境保全が喫緊の課題であり、観光客への規制やルールづくりも検討する必要に迫られております。私たち保良地元住民と観光客との友好な関係をつくるべきだと考えてお伺いをいたしますが、保良泉周辺の海域保全について当局はどのように考えているのかお伺いをいたします。保良泉と保良海岸近辺ですね、海域ですね、



よろしく、その辺について。

◎観光商工部長（上地成人君）

保良泉の周辺海域の保全についてということで、指定管理者がプールの清掃に塩素系洗剤を使用しているのではないかとということでもあります。保良泉ビーチの指定管理者に確認をいたしました。プールの清掃には高圧洗浄機と重曹を使用して清掃しているということでございます。

それから、トイレの清掃に関しましては、塩素系の洗剤は使用しているということですが、その排水は浄化槽において適切に処理をしているとのこと。それで周辺海域には影響はないものと考えております。

◎砂川辰夫君

これ以前はプールもトイレ用洗剤を使っていたんだよ。これ指摘して取り上げてから、今高圧洗浄機というのを使っているという話をしているんだけど、トイレ用洗剤を使ったもんだから、何か海が、サンゴ礁がおかしくなってきたり、踏み入ると泥が発生したような感じになってきたんで、これは大変だということで、前回もこれは取り上げた問題なんですね。今高圧洗浄機を使っているというので、それでおかしいことはないんだけど、以前はそれがトイレ用洗剤が使われていて大変な問題になっていたんです。それはいいとして。

先日保良自治会住民の保良環境を守る会から要望書があったかと思います。マスコミも取り上げておりましたが、その要望書の取扱いについてお伺いをいたします。ご承知のとおりパンプキンホールは地元ではクバクンダイと呼ばれており、古くから御嶽として守り、聖地とされてきた場所です。それがパワースポットとして取り上げられたことから、脚立を持ち出してその石の上に乗っかんだり、よじ登ったり、鍾乳石を折ったりして荒らされるようになっております。大事な鍾乳洞であります。市の見解をお伺いしたい。

◎観光商工部長（上地成人君）

保良環境を守る会が提出した要望書についてでございます。保良環境を守る会からは、保良泉ビーチ施設及びパンプキンホールの閉鎖の検討につきまして9月3日に要請がございました。

その内容といたしまして、観光客数の増加により漁場として利用されてきた保良泉ビーチ周辺の海域において、魚やサンゴが減少するなど影響が出ていること、それからパンプキンホールの鍾乳石が折られるなど被害が出ているとの内容で、保良泉ビーチ施設とパンプキンホールの閉鎖を希望しているとの要請でございました。

市といたしましては、観光を推進していくためにも環境の保全は大変重要な課題であると考えております。対応につきましては、今後検討していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

大分これ、昨日ヤフーだったか何か、あれで取り上げられて、朝のニュースのフジテレビか何か知らないんだけど、これ取材させてくれというふうな話があったらしくて、お断りを今しているところですが、かなりまたこの件で大分騒がれるんじゃないかなという心配をしております。そういう聖地なものですから、十分気をつけて取り扱わなければならない問題かと私は思っております。

また、そのことによって、漁業者と観光客との共存についてですね、当局の考えをお伺いするわけですが

が、このクバクンダイ、いわゆるパンプキンホール、それに入るためのサンゴ礁を踏み荒らしていくと。またそこをカヤックで通るものですから、漁業者がそこで漁ができない。すばらしい漁場なんですよ、ここは。水もやっぱり上から落ちるところだから、結局いろんな微生物というか、餌が豊富なところになるかもしれない。また、ウニとかも昔は取れていましたけども、それはもうサンゴ礁が踏み荒らされてこれはできなくなっていて、大変漁師としては困っている声を聞いておりますので、その辺の規制等の考えはないか、ルールづくりがないかどうか、ちょっとお伺いしたい。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

漁業者と観光客との共存についてでございます。保良泉ビーチ及びパンプキンホールへの観光客の増加により、漁業者が自由に上の駐車場を活用できないと、それによって漁業者の活動が難しくなっていると意見がございました。

市では指定管理者と協議を行いまして、自由に漁業者が漁ができるルールづくり、それからまた漁業者が自由に駐車場を利用できるという措置を取っているところでございます。

#### ◎砂川辰夫君

市長、これ観光スポットなんです。カヤックを使って、またダイビングというか、そこに行って観光業者としては金が取れるところなんです。しかし、そこはきちっと聖域として守ってあげなきゃならないところで、非常に大事な微妙なところなんです。ただ、そこできちっとしたルールづくりをしてもらわないと、やがて多分けんかになるであろう、けが人も出るだろうというふうな段階まで来ております。漁師としては、網を張って行かせないようにしようという話まで出てきております。そういう中において、この辺りには安谷屋照さんという方が、これは抜粋したあれなんですけど、これ小さくて白黒で見えないでしょうけど、鍾乳洞のきれいな写真があるんですが、本当にきれいなところで、こういうところ、自然にあるものに足跡ついたりとか、大変地元では困ってございまして、観光客のマナー、ルールづくりをきちんと市で対応していただきたいというふうに思います。

重要な文化遺産であるパンプキンホールの保存については、これは県との調整とか要請も必要だと思いますが、文化遺産の申請となればこれは教育委員会になってくるんですが、その辺ちょっとお答えできれば。市として。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

パンプキンホール、25年ぐらい前にたまたま調査の途中で話を聞いて、大変な財産があるなということを知っております。あれからこんなにも観光客が押し寄せるようになってきているのかという驚きをしておりますが、要請者の皆さんにお願いしたのは、1つはここじゃなくして、部落として観光の事業者を含めて巻き込んで、1つのルールをつくらなければならない。特に観光振興においては、地域の神事、神様のことだとか、自然の保護だとか、漁業権だとかということは最優先して、やはり観光開発というのはしないといけないよなという共通認識をしました。そういう意味で、保良泉ビーチの利用についても安全性、公益性、地元優先というか経済効果、そういうものなんかはしっかりと担保しなければならないと思っております。

平良和彦議員の質問でありました保良の管理の件も、しっかりと年間の計画を国と、あるいは指定管理者とルールをつくって、地元が積極的に管理ができるようなルールをつくらんといかんと思っております。

そういう意味では、早めのうちに部落の皆さんとここで営業している皆さんと、あるルールで共通のテーブルにのせながら、パンプキンホールを守る、それから地域の神事というものはしっかりと守る、海人の漁がちゃんと担保できる、それが優先されてそのルールの中で観光客というものはやはり活用してもらいたいというような思いを持っておりますから、できましたら地元の皆さんもそのルールづくり、将来どうしたほうがいいかというようなことを早めにルールをつくっていただく。また、我がほうも、これは早めに手を打たないといけないことかなというふうに思っておりますので、ぜひ連携をしながら、そこでのルールづくり含めてやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ◎砂川辰夫君

御嶽ですから、地元としてはしっかりと守っていきたいということがありまして、ぜひこれは文化財として守っていきたいというのがあります。自治会長にはその旨話をして、総会を経て、区長の印鑑、これで我々は請求して、要請していきましようという話は一応進めておりまして、近々行きますので、そのときはよろしくお願いをいたします。

座喜味市長の市政運営についてです。方針についてです。防衛省の自衛隊が行っている安全保障について、国の安全保障は防衛なくしては語れない、その安心安全の要として自衛隊が存在しているかと思えます。これは、保守本流であった、あるかな、座喜味市長も言わずもがな、十分理解していると承知しております。オール沖縄で立候補され、当選されたので、市長の立場にあるわけですが、宮古島市への自衛隊配備は容認であると認識しております。これを踏まえて質問をいたします。

去る8月27日、防衛省自衛隊が宮古島市の保良訓練場の弾薬庫への弾薬搬入を予定しておりました。しかし、市長は拒まれました。国が行う安全保障に係る事業については、自衛隊容認であるならば、当然協力すべきではないですか。現在先島諸島は防衛の空白地帯と言われ、中国の脅威の抑止力として部隊の配備が急がれております。保良訓練場の弾薬庫は既に完成しており、弾薬庫に弾薬を搬入するのは当然のこととあります。

お伺いしますが、本来あるべきはずの弾薬がいまだに搬入されていない、市長この現状についてどう思うのか、見解をお聞かせください。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

私は、自衛隊容認、それからしっかりと地元理解を得ながら進めてくださいというような、強権的な仕事の推進は本来の国民協力、住民協力の自衛隊の増強ということにはふさわしくないというふうに理解をしております。

自衛隊の施設の配備に当たって、弾薬等々は防衛施設の一体的な施設だとは思っております。しかしながら、やはり弾薬というような、火薬というようなことになると、火薬庫、それから平和を達成するためには外交で進めるべきという人、備えをしっかりとすべきという人、いろいろあるにいたしましても、私は自衛隊の施設整備を容認する立場としても、できるだけことは地元の協力を得て、いつでも支援が受けられる状態にあることが最も好ましいと思っておりますから、この施設の弾薬等の搬入については、私は日程等については公開してもいいという市民感覚なんです。それから、ルート等についても公開してもいいんじゃないかというような思いを持っております。それは、沖縄防衛局の皆さんは戦略的に極めて秘匿にしながら進めるべきという防衛上の機密ということをおっしゃってするんですが、私は逆に日程、

ルート等については公開していただいて、警察力、そこには市民はその時間帯は入らないというような状況が逆につくれるんじゃないかというような思いを持って沖縄防衛局には申入れをしているところであります。

いずれにしても、搬入等々につきましては、やはり港湾法、それから宮古島市の条例等々、それは行政上の実効というんですか、そういうものは法律、条例等というものを大事にしながら、二重基準はあってはならないという考えを持っています。

◎砂川辰夫君

これ関連して再質問するんですが、抑止力という体制を確立することが必要だと。市民、県民、国民の安全のためには、警察官が空の鉄砲を持って弾を込めないのと一緒で、守るということに関しては全くゼロになるかと思えます。逆に基地を造るがゆえに狙われると、それは威力を全く発しないものと私は思っております。どのようにお考えですか、市長。

◎市長（座喜味一幸君）

先ほど申し上げましたように、平和というものを実現していくというものの考え方に、例えば南西諸島の空白を埋めるべしという、そのためにはしっかりと重装備をすべきという人、あるいは外交を中心としながらも軽装備をすべきという人、それから外交という話合いでもって決着をすべきという、どちらも私は意見としては認めなければならないと思っております。

あなたはどうか考えますかと申し上げるならば、やはり国が進めている南西諸島の空白部を埋めるという意味において、特に我々は尖閣を含むこの東シナ海の領土、領海というものを保全していくためには、やはり国の考えているこの計画というものは私は容認をいたします。ただ、そこで先ほどから申し上げましたように、将来を含め現実をどう評価し、どう対応すべきかというような様々な意見のある市民に対しても、できる限りの説明をし、納得をさせていくこと、それがいざというときには市民の協力を得ない、この軍だけの防衛というものはあり得ないとも思っておりますから、その辺が大変難しく、丁寧にすべきことだと思っております。

◎砂川辰夫君

市長は、6月2日に搬入及び今回の8月27日の搬入についても、市民の安全安心のための搬入要領の公表に言及しております。今後も全て公表を求めていくお考えなのかお答えください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほど市長自ら答弁なされたとおり、弾薬等の搬入につきましては、やはり国の責任において公表していくというようなことが求められているというような考えでございます。今後につきましても、やはり市民の安心安全のため、また生命、財産を守る立場として、地元住民の理解を得るためにも国の責任において日程等の公表を求めていきたいというふうに考えております。

◎砂川辰夫君

であれば、今後警察署、海上保安庁、消防、民間業者等々、ありとあらゆる火薬類を含む危険物の運搬及びその備蓄や保管に関して全て公表を求めていくお考えなのかお答えいただきたい。もしこれが防衛省のみに言及したのであれば、市長は特定の事業者のみをターゲットにした政治的パフォーマンスであると言わざるを得ないと私は感じております。お答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

先ほども申し上げました港湾法、それから私たちの港湾の管理の条例に基づいて行政としては粛々と進めるべきものというようなことで、その特定の貨物にターゲットを置くようなことは相ならないではないかというように申し上げたところです。

◎砂川辰夫君

あまり要領を得ない、あまり理解できていないんだけど。

次に、自衛隊の艦船に対する平良港の下崎ふ頭使用不許可についてでございます。今回市長は自衛隊艦船の港湾使用について不許可としておりますが、不許可について市長の権限の範囲の話ではなく、不許可にした理由を教えてください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

今回の艦船の港湾使用申請についてお答えいたします。

防衛省海上自衛隊より平良港港湾施設使用に係る入港前手続様式が去る8月12日に提出されましたので、市において書類の精査を行うとともに、市民の安全確保の観点から緊急時などに備えるため、弾薬等搬入に関する対策本部会議を複数回にわたり開催し、対応を協議してまいりました。こうした中、本市において新型コロナウイルスの感染が急拡大したことから、観光客や帰省者への来島自粛を呼びかけるという状況となり、今回の海上自衛隊の港湾施設の使用につきましても、多くの隊員が来島することは感染拡大に歯止めがかからない本市の状況からしても、搬入時期については適切でないと判断し、入港時期の再考をお願いしたところであります。

◎砂川辰夫君

過去に、これまでに自衛隊の艦船にかかわらず、港湾使用を不許可とした事例と件数を分かれば教えてください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

港湾使用に際しまして、船舶が希望する日時に施設の使用ができないというケースは、係留施設に空きがないということなどの理由により多々ありますが、その際は入港日について調整をお願いしているところでもあります。

◎砂川辰夫君

今回の不許可は、港湾申請の不備ではなく、新型コロナウイルスの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置対策のために行ったと言われております。期間中、入港した船舶等について教えてください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

緊急事態宣言、それからまん延防止等重点措置期間中における平良港に入港した船舶の数は467隻でございます。

◎砂川辰夫君

今回防衛省自衛隊は、新型コロナウイルス対策を厳格に実施する予定であったと聞いております。任務の特別性からも、防衛省自衛隊側から一般市民に接触していくことは考えられない、考えにくく、さらに宮古島市は緊急事態宣言に基づいて不要不急の外出を自粛するよう呼びかけております。なおさら新型コロナウイルスの感染拡大リスクは、私は低かったと思います。この新型コロナの現状がどのような状態に

なれば受入れ可能か、基準は何なのか、また自衛隊員が入島することにより、どのような行動が感染拡大につながるのかお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

記憶にお互いあると思うんですが、各首長、経済団体、医師会等々、沖縄県としては合同での共同メッセージというのを発出するという極めて県下の厳しい状況がありました。ご存じだと思います。そのときに私も県外から来られる皆さん、レンタカーが浜にいる、いろんな苦情等がありました。大変自粛を厳しく、「宮古島市には来ないでください」と言うほどの発信、発出をしまして、観光業界からも批判を受けましたけれども、そういう厳しい状況でありました。それから、保良弾薬庫の工事現場でも新型コロナの感染の発生等がございました。そういう市民が大変危機的状況にあるという中で、自衛隊の搬入のいろいろと計画は担当課のほうに出されたというふうに認識はしておりますけれども、少なくとも自衛隊の弾薬搬入に当たっては受け側と運搬側の人員等というのは相当なものだったと思います。そういうことと市民の感情等を含めたときに、やはりみんなで自粛に入った時期、危機感を持ったときは、それを共有すべきという市民の思いを私は沖縄防衛局には、防衛省にはお伝えしたというところでございます。

◎砂川辰夫君

いろんな考え方の相違だとは思いますが。

次に、座喜味市長は自衛隊は容認だとおっしゃる、安全保障上の必要性は理解できるとおっしゃる。なのに自衛隊の新型コロナ対策、防止策について細やかな確認、検討がされることもなく、対策会議において自衛隊の港湾使用を新型コロナを理由に不許可としたことは、感情論的な発想、結論ありきと捉えられても仕方がないと思えてなりません。市民に安全安心を確保するための国防である、そもそも国防に関することを一首長が判断する権利を有するのか。例えば基地機能の完全な配備が行われなまま有事や不測の事態が生じた場合、またそれが国防に対し大きなダメージを与えた場合、市長はどのように責任を取られるのか。有事の際や不測の事態、その辺に対してお答えがいただければお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

不測の事態はあってはならないと思います。私たちの新型コロナの感染状況というものは、やはり同じ安全保障、命の安全保障だというふうに思っていて、この急拡大を止めなければならない、これは最優先されるべきことだったと思います。防衛の有事の際の対応等含めて、これを否定するものではありませんが、状況としてあのときの市民の感情というものを、思いというものを考えたときには、私はやはり自衛隊の弾薬、火薬搬入については再考を願いたい、それをもって防衛省の大幹部の陸上幕僚長ですか、港の使用現場の事情というものは配慮すべきだという大所高所からの会見がありました。私は、現場のことは現場が知っている、そういう意味では現場の声をしっかりと国に届けていくということが大変重要だというふうに思っております。

◎砂川辰夫君

ちょっと時間が押しているんですが、新聞によれば防衛省自衛隊に関する申入れや要望を行っている市民団体に毎回対応されているという市役所の関係者及び職員ですかね、これは。市長に頭が下がります、本来やるべき業務の障害になっているのではないのでしょうか、多くの市民の代表でもないごく特定の市民団体の意見が反映され過ぎているように感じますが、市長は公平を持って業務を行っているのか甚だ疑問

であります。今後防衛省自衛隊が再度弾薬の搬入計画をし直すと思いますが、港湾使用についてどういった条件であれば許可しますか、具体的にお答えをいただきたい。

◎建設部長（大嶺弘明君）

まず、平良港に入港する際の手続につきましては、宮古島市港湾施設管理条例第3条にて、平良港の係留施設に係留しようとする船舶は、市長の指示を受けなければならないとされており、同条例施行規則第11条にて入港前手続様式を提出しなければならないとされております。

砂川辰夫議員ご質問の港湾施設を使用する際の条件としましては、同条例に「市長の許可を受けた場合は、この限りでない」とのただし書がございますので、同条例第8条第1項に規定されているとおり、爆発物その他の危険物を積載した船舶が入港しようとするときは、港外で市長の指揮を受けるとともに、安全対策などをしっかり行った上で入港、接岸する船舶については、それを市長が認めれば係留施設の使用が許可されるということでございます。

◎砂川辰夫君

このパネル、この間も見せたパネルであります。これは、千代田にある駐屯地の正門前のパネルであります。3月定例会から再三質問している宮古島駐屯地の正門前の職業差別的なのぼりや横断幕の撤去について、市長は前回「公共施設にある場合は法的手続が必要であり、地域の経済生活や子供の教育上影響のある場合は節度を持ってやるべき」と答弁されております。ならば私有地であれば他人の誹謗中傷は許されるのか、モラルの問題だと思えます。

質問します。そののぼりや横断幕を掲げている市民団体の防衛省への申入れや要請は受け入れておりますが、逆に市長は撤去や撤収の申入れは行ったことはありますか、お答えください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

公共施設、それから道路などにおいて関係法令に違反するような横断幕等があれば、その関係機関にて撤去できるものというふうに考えております。砂川辰夫議員も今写真で示したとおりでございますが、表現の自由、こういうものは認められているというふうに理解をしておりますけれども、誹謗中傷や過激な発言については絶対にあってはならないというふうに思っております。また、隊員の家族への配慮が必要であり、保育所、幼稚園、学校前における行動や横断幕、のぼりなどは控えていただきたいというふうに思っております。

◎砂川辰夫君

自衛隊さん、来ないでください、困ったときは助けてねと、これはあまりにも都合がよ過ぎます。いろんな面で市はこの赤ちゃん問題、新型コロナに感染して、これも自衛隊の緊急輸送で那覇に輸送されております。弾薬搬入の予定も、新型コロナの時期で似ているかと思えますけれども、それとこれとの整合性、ちょっとこれはあれかな、言えないかな。これは飛ばします。

最後に、市長は自衛隊容認との認識でよろしいですね。市長、よろしいですね。ならば、自衛隊正門前の職業差別的なのぼりや横断幕の撤去、撤収は、市長が支持した慎重派政党も含め市民みんなの希望だと思いますので、市民の納得できるご裁量をお願いいたします。

今後は、しっかり全てにおいて公平性を確保した上で、安全保障に係る市政運営について適切にご判断を期待いたしまして、15番、砂川辰夫の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで砂川辰夫君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 4 時46分）



令和 3 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 16 日 (木) 5 日目

(一 般 質 問)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

令和3年9月16日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月16日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時53分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃
〃（11〃）	狩俣政作〃		

◎欠席議員（1名）

議員（22番） 棚原芳樹君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	與那覇勝重君
副市長	伊川秀樹〃	消防長	羽地淳〃
企画政策部長	垣花和彦〃	企画調整課長	石川博幸〃
総務部長	宮国泰誠〃	総務課長	砂川勤〃
福祉部長	下地律子〃	財政課長	国仲英樹〃
生活環境部長	友利克〃	教育長	大城裕子〃
観光商工部長	上地成人〃	教育部長	上地昭人〃
産業振興局長	宮國範夫〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
建設部長	大嶺弘明〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
農林水産部長	平良恵栄〃	農業委員会事務局長	渡真利忍〃
上下水道部長	兼島方昭〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 友利毅彦君 次長補佐 砂川晃徳君  
次長 与那覇弘樹〃 議事係長 川満里美〃

◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は仲里タカ子君からであります。昨日の砂川辰夫君に対する答弁の訂正がありますので、これを許します。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

昨日の砂川辰夫議員の答弁の中で、市における肉用牛の現状についての答弁の中でですね、繁殖雌牛頭数についての令和2年度の頭数を5,359頭と申し上げるべきところを、5,059頭ということで答弁したので、訂正をお願いしたいと思います。

また、3番目の今後の肉用牛振興策についてのですね、肉用牛生産近代化計画、これの計画期間について、平成27年度からと答弁すべきところを平成7年度ということで答弁したので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（山里雅彦君）

これより順次質問の発言を許します。

◎仲里タカ子君

2番、市民ネット、仲里タカ子です。9月を迎え、台風一過、「秋来ぬと目にはさやかに見えねども」、まだ暑い日が続きますが、空が高く、涼しい風ふっと感じる季節となっております。皆様の負託を受けて島の環境や福祉のことを学びつつ、議会活動をさせていただいた4年間の締めくくりに、市民一人一人の力を借りて共に生きるということを胸に、質問に立たせていただきます。

それでは、一問一答でお願いいたします。それでは、まず地下水の水質についてお伺いたします。6月にも質問いたしましたけれども、更竹C井戸、白川田地下水流域上流側、更竹温泉施設から西側に当たる井戸です。ここの水質調査で塩化物イオンが基準値の5倍を上回るなど、高い数値がこの間ずっと続いております。最近の環境衛生課の調査によると、8月も基準値の3倍強、653ミリグラムパーリットル、6月、上下水道部長は調査を継続、注視していくという答弁でした。直近の塩化物イオン濃度と健康に与える影響についてお伺いたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

このC井戸については、6月も報告しましたが、6月のC井戸の塩素イオンの濃度は約400ミリグラムパーリットルとなっております。その後においては、僅かながら徐々に上昇を続け、700ミリグラムパーリットルに迫ろうとしておりましたが、8月22日の200ミリを超える降水量の後は徐々に減少し、9月14日現在で、おとといですね、約492ミリグラムパーリットルとなっております。

また、健康に与える影響についてということですが、C井戸も確かに白川田水源流域内となっておりますが、当該C井戸から取水を行っているわけではなくて、塩素イオンなどの水質基準は十分にクリアされている水道水源からの取水を行っておりますので、健康に及ぼす影響を考える必要はないと考えておりま

す。

◎仲里タカ子君

平成17年頃から、このC井戸の塩化物イオンの濃度は高い基準値がずっと上下しながら続いていっているという状況、このことを6月に部長もお話をされていました。このC井戸の塩化物イオン濃度がこんなふうによく推移する、やっぱり塩化物イオン、塩化物ですから、もし塩化物が高くなると血圧等に関係があるのではないかという心配もあります。この原因と今後の対策についてお伺いいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

原因についてということなのですが、塩素イオン濃度の上昇については、周辺施設の状況を調査しながら特定につなげていきたいと考えております。原因については、まだ特定は厳しいということになります。そのため、これまで同様に継続した調査を行ってまいります。

◎仲里タカ子君

C井戸の近辺に温泉があってですね、この温泉の放流水についてはかねてより問題が指摘されたりしてきたところもあると思いますけれども、現在お聞きしたところ、経営者が替わったという情報もあります。この温泉のですね、稼働等に関して何かありましたら、事業者と調整があるのか、そのことももし分かたらお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

このC井戸の近くには、確かに天然温泉の施設がございます。ただ、この施設においては3月頃から天然温泉をやめて人工温泉に替えるという改修工事を行っております。その中において、ちょっとその付近の塩素イオンの濃度が上がったたり下がったりということが見られておりますが、それとこれとはまたちょっと因果関係はよく分かっておりませんが、そういう施設があるということですね、この施設については今市とちょっと話が出つつ、協議はしつつあります。

◎仲里タカ子君

この温泉との因果関係はよく分からない、原因は特定できないということですが、この温泉施設が稼働していくときの排水について、ぜひとも事業者ときちんとした話し合いと処理についてルールというか、協定というか、そういうものを定めていただいて、今度とも塩素イオン濃度の上限についてはやっぱり注視していただきたいかなと、これは要望いたします。

続いて、高齢者福祉についてお伺いいたします。先日も下地信広議員、下地茜議員からも質問がありましたけれども、ちょっと角度を変えてですね、この配付に係る行政連絡員が持って歩くのが大変だという意見があったということですが、振込支給、口座振込による支給というのをいつ頃から検討を始めて、どのように制度設計が行われてきたか教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

敬老祝金の支給方法、口座振込をいつ頃から検討されてきたかというご質問かと思いますが、以前から行政連絡員の方のほうからのご意見として、そういった見直しをしてほしいという意見はありました。昨年新型コロナウイルス感染症の拡大が出始めてですね、宮古島市においても感染者が確認されてきたところです。その後、敬老会とかも中止になってきて、その辺りから具体的に検討、やはり感染拡大防止の観点からも、あと行政連絡員の負担軽減の面からも、口座振込に変更していくということを検討して予算

要求をしてきたところです。

◎仲里タカ子君

この口座振込について、既に80%を超える申込みがあるというふうに昨日も答弁があったと思いますけれども、祝金を受け取れない敬老者の数、そしてどうして受け取ることができなくなっているかということが分かったら教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

令和2年度の実績でお答えしたいと思います。

令和2年度の祝金対象者が1万616人ございました。支給した人数が1万477人ということで、受け取らない、受け取れなかった方が139人となっております。あと、その理由ということでございますが、多くの理由ですが、ほとんどこの住所地のほうに不在で所在が分からないという方が多くの理由になっていると考えております。そのほかには、支給の基準日である9月1日以降にお亡くなりになられて、受け取る親族等がいなかったことなどが挙げられております。

◎仲里タカ子君

実はこの敬老祝金のことについて、私のところにもですね、広報紙で振込になるという情報を見た市民から、つまらない政策だ、施策だという苦情の電話がありました。私も本当につまらないと思うんですよ。普通お祝いって、のし袋に入れて、おめでとうございませうと持っていき、下地信広議員も言っていましたけれども、元気ですかという声を添えてもらうほうがうれしい、それが祝金だからだと思うんですね。たった3,000円であっても、やっぱり喜んでもらえるほうがよいのではないかと。

私個人のことで言いますとですね、私も3,000円がもらえるということよりも、例えば孫からですね、「大好き」と書いたクレヨン書きのはがきをもらうほうがとってもうれしい。もう一年中これを眺めて暮らしでも楽しい。多分多くの皆さんがですね、お祝いはお祝いでもらうほうが2倍うれしいんじゃないかと考えています。

せつかくですから、この1万616人のお年寄りの皆さん、139人の方が様々な、もう亡くなられていたり、住所地におられなかったりするということですが、お祝いカードを贈る、敬老おめでとうというカードを贈ってお祝いをする、こんなこともぜひ考えていただきたい。口座に3,000円振込手続をして、振り込まれて助かるということはあると思いますが、お祝いだということをですね、ぜひ再考していただきたい、もっと血の通うというような政策を望みます。これは要望しておきます。

宮古島市は、令和3年に事業費4億3,780万円を投入して宮古島市総合型防災情報システムというのを整備しております。おかげで防災無線はとても聞こえやすくなっています。しかし、この敬老金にかこつけて言うのもなんですけれども、災害時に本当に役に立つのは、やっぱり顔の見える関係ですし、市民の近くに市があるということ、苦勞して届けている行政員の皆さんがいらっしゃいますけれども、この自治会の方と住民をつなぐ役割を果たすツールの一つになっているのではないかと思いますし、私の近くの人からはそのようにお伺いしました。自治会の役員の皆さんは、様々な理由で近所を伺って、例えば赤い羽根募金を下さい、自治会の会費を下さい、様々な理由で訪問しますけれども、祝金を届けることはお祝いに行く、お祝いに行くツール、これをなくしてしまうということは大変残念なことだと思います。この自治会役員の皆さんから、行政連絡員の皆さんから、近所の自分の自治会にいる高齢者がどのような状況で暮ら

しているかということをお知らせしたい、これを施策に生かせる、個人情報のこともありますけれども、市が持っている様々な福祉の施策にも生かしてもらいたいと心から願っております。これを、一旦システムをつくったものを変えていくのは難しいかもしれませんが、この3,000円の祝金、もう一回再考していただいて、本当に市民に寄り添う市の行政というものについて考えていただきたい、そう願っています。

続いて、新庁舎のバリアフリーについてお伺いたします。通告にある東側駐車場については、先日島尻誠議員の質問に屋根をつけるという総務部長の答弁がありましたから、この東側には屋根はないんですが、西側、裏側の駐車場は屋根がついているんですね。一緒に見に行った車椅子の方から、実はここが便利、ここには屋根がついているという話がありましたが、ただ初めて行くときは案内板がないから、ここに車椅子の駐車場があるって誰も知らないんだよねというお話があったんですね。そして、介助ボタンがちゃんとついているんですが、これが玄関口のほうにあるために遠い。遠過ぎて、きっとこのままだと誰も使わないというお話がありました。これを変更していただけるのか。西側の駐車場も使いやすいように、ここにも車椅子用の駐車場がありますよという、市民に分かりやすい案内看板表示ができないかお伺いたします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ただいまのご質問、確かに西側のほうにはですね、屋根をつけるというふうな、今方向で動いておりますし、庁舎一体的にですね、障害者、そういう利用する方の利便性の向上を図るという部分については、そのような考えでですね、動いていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎仲里タカ子君

障害の方が使いやすいような利便性を図って改良していくという答弁です。ぜひよろしく申し上げます。

介助ボタンについてもですね、それから案内表示についても、改良するときにはですね、そのほうがいいかなと皆さんが適当に考えるのではなくて、ぜひとも車椅子の皆さん、当事者の皆さんに、つける前に声を聞いていただきたい。この辺、どうですかという相談をしながらですね、使いやすい、見やすい、目の悪い人には何色が見やすいとか、いろいろあります。そのこともぜひ考慮していただいて、改良の際には当事者の声を聞くということを配慮していただけるようお願いをいたします。

そして、2番に通告がありますヘルプマークですけれども、このヘルプマークについてはですね、先日案内板に車椅子マークを貼り付けているのに出会いました。できているので、ぜひともこれに関しては内疾患等の障害の方もあるということを市民の皆さんに啓発をしつつ、利用できるように、遠慮なく利用してもらえるように啓発をしていただきますようにということを要望します。

続いて、市民行政についてお伺いたします。新庁舎、広くてきれいになったんですけども、広くて迷うという声が多く聞かれております。高齢者、障害がある方のために、市で何かサポートできる支援方法がないかお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

高齢者や障害がある方のために市でできる支援方法はないかというご質問でございます。現在高齢者や障害のある方が来庁されたときにはですね、総合案内の職員が声かけをしまして、その方が行きたい部署に連絡をし、職員がですね、支援をしていただいている状況であります。

今後でもですね、来庁した市民が困らないように、職員の対応を充実させるとともにですね、市民が利用しやすい庁舎、市民に優しい行政サービスを心がけながら、新たな支援方法についてもですね、検討していきたいというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

総合窓口の案内の方は、大変市民の皆さんに喜ばれていると思いますが、やっぱりこの間聞いてみましたら、案内をされても歩いていくのがとてもつらくて、つえだと途中で休憩場所が必要だという声も聞いております。できるかどうか分からないので、これはどうしてもやってくれと言えないところではあるんですけども、担当課の職員が来庁した市民のところに来ていただいて、手続等に関して手伝ってくださることができるかどうかとか、ぜひご検討いただけたらと思います。3つの用事があるときは、3つの部署から来てもらいたいという声もありましたことをお伝えいたします。

さて、ここまで市民、高齢者福祉について質問をしておりますけれども、やっぱり市の職員を削減していく、スリムにしていくというこれまでの政策の流れの中で、いろいろ市民サービスをきめ細かにやってというふうに言っても、なかなか難しいところもあるんですね。その市民サービスですけれども、この市民のボランティアの力を借りることがやっぱり必要だと考えます。様々な活動を行っているボランティアグループ、市民グループがあります。地域や市民のためにボランティア活動をする団体には、その活動拠点がなかなか持てない状況もあります。そして、ボランティアをもっと増やして相互扶助でやっていこうということを施策で考えるとしたら、やっぱりボランティアを育てるための支援員も配置してやっていただけないかと思うんですけれども、このことについてお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

市民ボランティアについてお答えいたします。

ボランティアセンターについては、宮古島市社会福祉協議会において設置運営がされております。ボランティアに関する事業として、ボランティア団体の登録、ボランティア活動のあっせんや調整、研修や助言などを行っております。事務局は宮古島市社会福祉協議会地域福祉課となっており、平良老人福祉センター、旧平良保健センターになりますが、その中に設置しております。

◎仲里タカ子君

社会福祉協議会に委託をしているんですかね。社会福祉協議会の中にありますよと今ご答弁いただきましたが、この間社会福祉協議会を訪ねてみました。それと、この間議員に配付されましたみゃーく障がい福祉プラン、宮古島市第3次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、いろいろ載っているんですけども、この3章の中にですね、ボランティアについての記載、前計画の実施状況の点検があります。これ見せていただいているんですが、物すごく評価が低いです。達成度A、B、C、D、Eまで4つの点数で、パーセントで表示しているんですが、E評価は達成度がゼロから20%、地域生活支援事業の活用によるボランティアの促進という評価の中で、これE評価ですよ。障害者によるボランティア活動の促進、これもE評価ということは、ゼロから20%と、ほとんど行われていないという現状があると思います。社会福祉協議会の方も、確かに自分たちは一生懸命やりたいけれども、兼務であるためにボランティア活動についてはなかなか手が回っていないところがある。できればこのことに関して市民の皆さんがもっと関心を持っていただけるとうれしいということをお話しされていました。



今登録事業者12団体あって、そして個人の登録も50名ほどおられて、この調整はやっぱり社協でやっているそうなんです。しかし、専任の支援員はおりません。それと、今老人福祉センターで社協が活動しているということをお話しされておりましたが、かなり手狭です。このコロナ禍の中でも貧困支援で社協がですね、貧困の家庭に食料を届けるというボランティア活動を一生懸命やっていることが報道されていますが、届けられた食料等の物資を山積みにしてあちこちに置いてあるのをこの間見ました。

私が思っているのは、社協がやるべき、確かに社協がやってもいいんですけども、きちんと支援員を置いて、そしてここで会議、もしくは活動の拠点を置いてもらえる、ボランティア活動をするための支援活動の拠点、そして支援員を配置できないかということです。もう一度お伺いします。配置できませんか。

#### ◎福祉部長（下地律子君）

配置ということは、このボランティアセンターへの専任の職員の配置のことかと思いますが、社会福祉協議会のボランティアセンターのほうはですね、活動について支援員、職員の対応等ですけれども、協議会のほうから特別にこの支援員の要望ということは、まだ市のほうには届いていない状況もあります。先日お話をしたところでは、現在の職員で対応はできているということも聞いているところですので、その辺も今後のボランティア活動についてどのように持っていくか、その活動をもっと活発にする市民ボランティアを増やしていくということについては、先ほど仲里タカ子議員のおっしゃっていた障害福祉計画の中に書かれていることも含めてですね、今後調整をしていきたいと考えております。

#### ◎仲里タカ子君

ボランティアってただで働くのという人もいますが、今の社会の中でやっぱり市民それぞれの力を少しずつ出してもらって、相互に協力し合って、住みよい地域、住みよい島をつくっていくこと、このことに関しては、やっぱり一人一人そういう思いを持っていらっしゃる方がたくさんいると思います。それを束ねる、活用する、そしてそれをどうやって団体として活動していくか。これを支援する専門の支援、これがきちんと機能すれば、もっと宮古島は住みよくなる、そう思っています。ぜひともこのボランティアの皆さんを束ねる、もしくは活動を支援する、活動の助言を行う、様々な地域で、宮古島以外でも様々なところでこれが行われていると思いますので、情報を活用してぜひ今後支援員もちゃんと育てていただきたい、そのことをお願いしておきます。

先に行きますね。PCRの検査体制の拡充についてお伺いいたします。8月26日に市民ネットで市長に要請を行いました。主な内容ですけれども、県の新型コロナウイルス感染症PCR希望者検査促進事業を活用して、宮古島市におけるPCR検査の拡充、島内で検査が完結し、独自の検査数の確保と迅速な検査結果の判断が分かるような検査機器、技師の配置を行うこと、そして市による検査料金の補助を行っていただきたい、そういう内容でした。

このことに関して、島尻誠議員、また下地茜議員の市の対応についての答弁で、宮古病院、宮古医師会の保険診療が確立している、陽性者判定については連携が必要、医療体制が崩壊してはならない、PCR検査は県の事業であり、県が民間事業者と契約するものだ、検査数を増やすだけでなく、制度、医療関係とも連携が必要という答弁がうるりましたが、再度お伺いいたします。

そういうことを言っているのではない要請です。PCR検査促進事業の概要は、症状がない、つまり医療機関にかかることはないけれども、そうだから保険診療は該当しないのだけれども、不安であるとか、様

々な理由で検査がしたい、それを個人でやると非常に高額になるために、それを補完するものであって、検査費用を県が一部補助することによって対策を行っているという事業です。宮古島市でも感染の不安や社会活動を行う上で、PCR検査を受けたいという希望者が多くなっているということは、昨日の答弁にもありましたが、宮古空港での利用者、この利用者の中の75%が島内利用者であるということでも分かると思います。この検査窓口を拡充して、気軽に検査を受ける環境、今コロナワクチン接種者をどんどん増やして、コロナも少し落ち着いた状況かなということはありませんけれども、しかし今後ともコロナ感染に関しては注視していかなければならないというのは皆さんおっしゃっているところです。これはぜひとも求められるものなのではないですか、重ねてお伺いいたします。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

PCR検査場の増設ということになるかと思いますが、現在のPCR検査の設置といたしますか、実施の目的といたしますのは、やはり必要な方に提供するというところが大きな大前提となっているかと思っておりますので、いつでも誰でも受検できるような体制づくりというところでは、そういう目的では設置されていないというふうに思っております。

市で設置できないかということになるかと思いますが、やはり市で実施する場合でもですね、これは医療機関でありますとか、保健所との連携というのは必要になってくると、重要だというふうに思っております。既にこの医療機関、また保健所もですね、この1年半余り以上の期間、このコロナ禍の中で大変な労力といたしますか、負担を強いられ続けているわけですね。ですから、新たにこのPCR検査場なりを設置するに当たってもですね、医療機関でありますとか、保健所にさらなる負担を強いることがないよう、十分な両者との調整というものが必要になってくるというふうに考えております。

#### ◎仲里タカ子君

私今の部長の答弁にはすごく違和感があります。この件の新型コロナウイルス感染症PCR希望検査促進事業ですけれども、これはいつでも、誰でもとは書いてありませんけれども、検査機関数を増やして、症状がないものについては高額な検査費用が課題となっている。そのため、PCR検査を希望する者が安価に検査を受けられる体制を構築するため、要件を満たす検査機関に対して検査費用の一部を補助するという県の補助事業です。これは事業者に対する補助ですけれども、今コロナワクチン接種者にですね、商品券を配付して経済活動を再開させる、そういう補助事業も案件として上がってきているところです。経済活動も大事です。そして、それは感染を拡大しないことが大前提ですよね。だから、無症状者でも陽性になっているものが捕捉される。自分は症状がないと思ったけど、陽性だったというときは、これは医療機関と連携をして、症状がないのだから、入院の必要がなければ自宅待機になるのか、それともホテルで療養するのかということが今はこのコロナ禍の中で行われている施策だと思っております。これが医療体制を崩壊させるみたいなことにはならないし、また今朝の新聞によりますと、自宅待機の人にも今後点滴による治療が行われるようにしていくというようなことも今朝の新聞に載っておりますし、今後また飲み薬等、簡易な治療薬が出てくることになれば、アフターコロナ、ウィズコロナ、きっとウィズコロナが続くだろう、この中でPCR検査が安価で行われるということになると、市民は社会生活を営む上で、陰性であれば夕方のアララガマ市でお弁当を買いに正々堂々へ行けるわけです。72時間とされていますから、何回もしなくてははいけないかもしれないけれども、PCR検査で無症状と分かれば、それこそ社会生活が

安心して行える、この体制を整えていくことは大事なではありませんか。重ねてお伺いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

行動制限の緩和ということについては、政府も検討を始めているところです。緩和の方法について具体的に固まっているわけではないと思いますけれども、報道によればやはりワクチン接種を済ませた方についての行動制限の緩和、そしてワクチン接種がどうしてもできない方については、PCR検査の陰性証明でもって行動の制限を緩和するというようなことが報道されております。ですので、我々としてもですね、やはりこのコロナウイルスの感染症を終息する大きな方法としては、ワクチン接種が有効であろうということで積極的に進めてきたところがございますので、今自宅療養の際の、これワクチン療法ですね。ワクチン療法もですね、今後もちろん当然進んでいくかというふうに思いますけれども、ワクチンの接種と、そういう治療薬ですね、治療薬と併せて今後のコロナウイルスの終息に向けた方策というものが重点化していくものというふうに考えております。

PCR検査についてはですね、先ほど仲里タカ子議員から希望者にはというようなことがありましたけれども、その希望者といいますのも、やはりこれはあくまでも必要性がある方というふうな認識でございます。それは濃厚接触者であったりとか、濃厚接触者との接触があったというような方が希望するということ、あるいはまた仕事上出張などで必要であるというような方々が希望するというふうな、極めてある意味限定的といいますか、そういうふうな方々の利用というものを想定しているのではないかというふうに思っておりますので、やはり誰でも安価にというようなPCR検査についてはですね、当然利用が増えるわけです。利用が増えるということは、当然また医師会、医療機関ですね、また保健所などの負担がさらに増すということになりますので、そこら辺は慎重に検討をしていくべきものだというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

市長にお伺いします。

この先、ウィズコロナ、アフターコロナが続く中で、PCR検査の体制を整えていく、これは市長の施政方針の中にもあったのではありませんか。久米島町では、町が独自に県のこの事業を利用してPCR検査事業費の助成事業実施要綱を策定して、年に2回という制限をかけて2,000円を限度として行っているということです。今後宮古島市でも、市民がですね、何も趣味でPCR検査を受けるわけではない。今部長がおっしゃったように、必要があるんです。孫に会いに沖縄本島に行きたい、あるいは来るお客さんを迎えたい、PCR検査を受ける理由はいろいろな場面で考えられる。この検査を拡充する、そういう考えがないのかお伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

仲里タカ子議員の質問にお答えします。

まず第一義的に、今私どもは一生懸命ワクチン接種をしております。将来にわたっても100%というようなことは、これは現実的には厳しいこともありますし、接種の選択というのがありますから、いろんな状況があるかと思えます。

沖縄県は、民間事業者等含めて、空港をはじめとして、例えばうるま市でのドライブスルーでのPCR検査、おっしゃったような久米島での話等々、そういう県との連携でPCR検査場を設けたりしておりま

す。これは、今後ともですね、ワクチンの接種を高めながらも、やはりこのPCR検査、これからは抗原キットによる検査等が一つの簡易な検査としては合わさって出てくるものというふうに思っております。その辺は、しっかりと対応を見ながら、今後はPCR検査、抗原検査等を併せてですね、やっぱりチェックをしていくという体制は取るべきだと思っております。

それで、仲里タカ子議員の質問の中で、宮古のほうに民間のPCR検査を速やかにやりたいという事業参入の話がありました。我々も強力体制を取ろうということで話を進めてきております。宮古医師会の事務所の下を使いたいというようなことで、医師会とほぼ合意ができたかというふうに思っております、私ども市としては宮古島市未来創造センターの駐車場の一部を提供したらどうかというような話も進めてまいりました。しかしながら、どうも話が中断しているようでございまして、もしそういうような民間事業者の動きがしっかりと動いてくるのであれば、支援すべきことは支援していくべきものというふうに思っております。

そのPCR検査が民間で行われた場合でも、やはり地元の医師会、病院、それから保健所との連絡網がしっかりと信頼関係を持って連携取れていくというのは大変大事でありますので、その辺はあればしっかりと取り組みます。

#### ◎仲里タカ子君

この新型コロナワクチンですけれども、2回のワクチン接種済み者への感染事例も報告される中で、PCR検査の拡充は今後も必要性を増していくものと思っております。そして、今議会でもいろいろありましたけれども、ワクチンを打つことができないという方もおられる中で、安心して暮らして経済を回していく、そのためにPCR検査の重要性が今後増してくる。ぜひとも宮古島市でも要綱をつくるなどして、市民が安心して、高いと何回もできないので、安価でPCR検査ができるような体制を整えていただきたいということを申し上げて、先に進みます。時間がちょっと足りないですね。

コロナ陽性者の自宅待機を余儀なくされている市民への支援についてというふうに通告をしておりますけれども、これも先日下地茜議員に宮古島市ではパルスオキシメーター等の配付を行っているという答弁がありました。私、自宅待機をしている皆さんが、宮古島は少し減ってきていますけれども、多くなってくるとですね、これは第一義には県の仕事であると言っていると、なかなか市民の暮らしの助にならない。自宅待機に関しては、県のですね、情報を市町村と共有して、この災害下で取り組んでいけるように、買物支援等をやっぱりやっていきたいというふうな施策を出していて、もう既にたくさんの市町村が新聞に載っています。

ぜひこれをですね、今は落ち着いた状況で自宅待機者も少ないという新聞報道がありますけれども、このような状況が続くのであれば、それこそさっきのボランティアセンターです。もう玄関先まで必要なトイレットペーパーや、必要な水や食料をちょっと届けに行くぐらいのことはつくっていただけるのではないですか。市民が一番近いところにいるのは市役所です。市役所の職員が、職員全部でこれをやるのは大変です。だから、市民の力を借りる必要がある、そう考えています。もしこのコロナの状況が今後とも続いていくのであれば、コロナになったから、陽性になったから、それでいじめに遭うとか、そういうことにならないように配慮しつつ、市民がみんな協力して、コロナ禍で助け合っていくということを考える必要があるということを申し上げて、時間がないので、次に移ります。

教育行政についてです。2点通告しておりますけれども、この件に関してももう他の議員の皆さんがいろいろ質問をしております。1つだけお伺いします。今朝ですね、タブレット端末のチャット機能でいじめで自殺をするということがあったということが報道されています。タブレット端末による自宅学習等が行われていますが、宮古島市ではこの端末のチャット機能について、どのような取扱いになっているのかお伺いをいたします。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

東京都町田市において、昨年11月に、これはクラスルームというチャット機能なんですけれども、この書き込みが原因で痛ましい事故が起きたということを知っております。

市教委としましては、去る5月、持ち帰り実施の際に宮古島市GIGAタイムズ等で共有し、各学校に注意を促しているところでございます。また、市教委としましては、このタブレットの運用規定、これについても発出してありますし、各学校、学級で、また分かりやすいルールもですね、定めるように依頼をしているところでございます。

現在のところ、大きなトラブルは聞いておりません。しかしながら、このチャットにつきましてはですね、全てフリーで使える場合、あるいは学校全体で使える場合、クラスのみで使える場合、あるいは全然もう使えなくする、それいずれも選べることとなりますので、やはり生徒間で自由にクラスルーム、チャットが使えるということはこういった事件につながりますので、適宜、適切に、やっぱりルールを決めてですね、使う、それをきちっと徹底して指示してまいりたいと考えております。

#### ◎仲里タカ子君

新しい便利なタブレット端末を使った学習、もう本当に飛躍的によいところもあると思いますけれども、このチャット機能によるいじめ等、ぜひ注視をしていただいて、よりよい使い方、世界がうんと広がっていくので、子供たちに対していろいろ教えていくべきことはたくさんあると思います。よろしく申し上げます。

教育についていろいろ聞きたいところですが、少し時間が足りなくなってきたのでですね、廃校の管理についてね、お伺いします。少し飛ばして、すみません。廃校の管理についてお伺いいたします。市民からですね、本当に寂しいものだという声を受けて、見てきました。写真、これ伊良部です。伊良部小学校は、もう森が変わっていますよという状況です。本当に1年、2年でこんなふうになるのねということ、多分皆様も近くの方はよく見ていらっしゃる、歩きに行くこともままならないということをお話している方もおられました。

この廃校の管理ですけれども、いろいろ利用に関しての希望等があるとは聞いているんですけども、この管理状況ですね、伊良部に限らず、廃校になっているところはいろいろあると思いますけど、この対応についてお伺いします。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

現在学校統廃合により廃校になった学校は、小学校で5校、中学校で4校であります。廃校施設においては、施設の維持管理のため、警備業務や防火のための消防用設備の保守業務、総額で年間約1,800万円の維持管理費用を要しております。砂川中学校、城辺中学校におきましては、跡利用が確定しており、次年度以降は他部局及び民間で管理していただくこととなります。いずれにしましても、早急な跡利用か解体

により管理費用を削減する必要があります。

今仲里タカ子議員ご指摘の伊良部小中学校の件でございますけども、小中学校につきましても今民間利用の話が出ております。また、森になっていると、非常に苦しいんですけども、実はうちの施設管理、施設課のほうです、6人の作業員を要しております、動いている学校は一月に1回、廃校は二月に1回の巡回の草刈りをしております。ちょうど見られたときが雨が多くてこうなったのか、しかし市民からはですね、そういった苦情もありますので、この道路部分が特に雑草が繁茂しているということでございますので、ぜひ学校の中はうちがやりますので、また道路部分は道路を管理するほうで清掃をしていただければと考えております。

#### ◎仲里タカ子君

本当にですね、もう6人の施設課の職員が全部の学校の管理、草刈り等を順次行っている。これだけでも手に余る状況の中で、もう誰も学習していない廃校まで行って草刈りするのは本当に大変だと思うんですね。先日その件に関して、地域協議会の皆さんに協力をお願いしているという答弁もあったかと思えますけれども、この地域の皆さんのご協力もいただいて、跡地利用をするにしてもですね、きれいに管理していなかったら、後で使う人がですね、廃屋を使うのかということになっていくから、管理をしていただきたいということと、重ねて言いますが、地域の皆さん、市民の皆さんの力を借りていくことがどうしても必要となります。ボランティアを募る、もしくは活動している団体を強力に後押しをする、そして協力を得つつ、市民の暮らしよい環境を守っていく、どうしても必要です。重ねて申し上げます。

それとですね、ここを見に行ったときに、市民から、伊良部の方からはずっと苦情がある。伊良部の議員も話していますが、写真を撮りました。とても大きな事故が起こっているのは、この伊良部中学校の交差点のところ。止まれと書いてある大きな標示がありますから、事故の後、これ信号もないので、止まれにして一生懸命対策を取っていると思いますが、しかし先日も大きな事故がありました。伊良部中学校の高い塀が見通しを遮っているのが原因だと思います。私が見ると、この塀は少し傾いているようにも見えます。この交差点をですね、見通しよくするためにはどうしたらいいかということもぜひお考えになっていただいて、ここの地域の皆さんが怖いと、急ブレーキの音がしょっちゅうするという、これを何とか緩和できるようにお願いをします。時間がないので、要望だけして先に進みます。

あと2つ、3つあるんですけども、平和行政についてです。昨日からいろいろ議論がされていますが、8月に搬入予定とされた弾薬の搬入について、弾薬の種類、量、搬入経路等の説明は市に対してあったか。また、市民への、地域住民への説明は行われていないと思っておりますけれども、これに関する市長の見解をお伺いします。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

弾薬の搬入に際しましては、平良港を使用するというので、入港前様式が提出されましたけれども、この様式に記載されております以上の情報について説明は受けておりません。また、記載内容につきましては、国の安全に関わる情報であることから、不開示とするよう求められているところでございます。

地域住民への説明については、これまでと同様に沖縄防衛局に対し、住民への丁寧な説明をしていただくよう求めてまいります。

#### ◎仲里タカ子君

昨日からいろいろ答弁もありますけれども、重ねてお伺いします。

爆発物、その他の危険物を積載した船舶が入港使用とするときは、港外で市長の指揮を受けなければならないと条例で定めています。この条例の趣旨は、市民の命と財産を守る使命が市長にあるからだとは私は考えております。何を積んで、どれくらい危険なものを積んでいるか分からないまま、市民の命と財産が守れるのか。このことについての見解を市長にお伺いします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

仲里タカ子議員ご質問のですね、条文は宮古島市港湾施設管理条例第8条第1号に規定されておまして、この第8条第1項で言う市長の指揮とは、港外で申請書類のチェックや係留施設の指示であったり、あるいは大型タンクなどが狭い水域に入港しようとするようなときは、状況によっては巡視艇によって前路を整理、警戒し、衝突などの事故の発生を防止するというようなものでありますので、危険物を積載した船舶において、万が一ですね、事故が発生した場合には、当該船舶のみならず、災害が広範囲に及ぶおそれがあることから、同条例第8条の規定はまさに市民の命と財産を守る上では極めて重要であると認識しております。

◎仲里タカ子君

次に移りたいところですが、一言だけ。

一体何を、どのような爆発物をどのくらいの量、この島に運んでくるのかということが市に説明があるのかということに関しても不開示ですし、この不開示のままでは市民に何の説明もできない。それで、市民が安心、安全に、国防のためとはいえ、これに理解を示すことができるとはとても思えません。あと4分なので、次に移ります。

令和2年度から公営企業会計となった公共下水道についてお伺いいたします。時間がないので、①を省いて、②、公共下水道運営について、国が示す10年概成の目的と内容についてお伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

それでは、公共下水道10年概成のことですね、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省は、共同で都道府県構想策定マニュアルを策定し、10年程度をめどに汚水処理施設概成の方針を明示し、都道府県構想の見直しの構成が困難な都道府県に対しては、人口減少、高齢化ですね、経済性、整備時期等を踏まえた徹底的な下水道区域の見直しの要請がありました。それを受けて、沖縄県では中期、10年程度での早期整備と長期、20年から30年での持続的な汚水処理システムを目指すこととして、市町村と連携し、社会情勢等の変化に応じた処理区域、整備手法及び整備スケジュールの設定を行い、各種汚水処理施設、これは公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の整備を計画的、効率的に進めることとしております。

その中において、中期スパンでの未整備地区については、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、10年程度をめどに汚水処理施設の概成を目指したより弾力的な手法を検討するとしております。具体的目標としては、10年概成アクションプランとして位置づけ、令和7年度末に汚水処理人口普及率95%とすることを目標として、10年間で各種汚水処理施設の整備を完了させる内容となっております。

◎仲里タカ子君

あと1分しかないので、この10年概成に基づいて沖縄県は広域化、共同化に沿ってプランを進めている

ところだと思います。宮古島市はですね、この10年間で計画、全部の公共下水道を面的な整備できるのはなかなか難しい状況だというふうに思います。この公営企業会計の決算状況を見ても、他会計からの繰入金金が2億2,250万円となっていて、今後とも繰入金に依存する財務体質を改善していくべきというふうにかかれておまして、この共同化は、国が財政的に厳しいから共同化をしていけという流れは、もう下水道の側からも大きな理由がある、要請があるというふうに考えております。

宮古島市、今し尿処理で随分いろいろ問題が言われておりますけれども、このし尿処理を共同で見直すということに関しては、下水道の側からも、この要請があるのではないかということをおし上げて、私の一般質問ですけれども、市民とともに今後とも暮らしに寄り添う政策を求めていきたいということをおし上げて、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで仲里タカ子君の質問は終了しました。

◎平 百合香君

7番、平百合香です。通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。当局の皆様においては、一般の市民の方にも分かりやすいご答弁のほう、よろしく願いいたします。

まず、一般質問なんですけれども、ちょっとだけ順番を変えて質問をさせていただきたいと思います。まず最初に、航空貨物の増大についてという質問でございます。よろしくお願ひします。航空貨物の増大についてでございますが、まず現在の宮古空港における貨物の現状の把握を市がどのように把握しているのか、またその見解というものがございましたらお答えください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

宮古空港の現状についてお答えいたします。

まず、宮古空港の取扱い貨物量ですが、過去5年間の実績でいいますと、平成28年度が1万5,153トン、平成29年度が1万5,879トン、平成30年度が1万5,388トン、令和元年度が1万4,977トン、令和2年度が1万3,953トンの取扱量となっております。令和2年度は取扱量が落ちているのは、新型コロナウイルスによる影響でありまして、宮古発着便の減便により、その貨物量は減少しておりますけれども、貨物上屋です、狭隘化は進んでおまして、今後コロナ終息後の貨物取扱いに向けて航空会社から貨物上屋の拡張、再配置の要望を沖縄県に対し、行っている状況でございます。

◎平 百合香君

私もそのように認識しています。部長がおっしゃるとおり、コロナの影響で減便もしておりますので、航空貨物の物流というものは若干落ちたかのように見えますが、近年ですね、ネット通販の普及に伴い、またふるさと納税とかでマンゴーですね、冷蔵品の扱いの増加につながっております、航空貨物は今増え続けている状態にあるんですね。そこで、部長もおっしゃってございましたけれども、空港内の上屋、貨物の荷さばき所といいますか、その拡張について要望を行っているというふうにお答えになったので、部長から見てあの空港の中にそういったスペースを拡張できる、そういうスペースがあるのかということをお尋ねしたいと思います。あると考えているのか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

宮古空港は県管理の空港でありますので、沖縄県空港課へその拡張計画についてですね、確認しました



ところ、現在調査中であるとのことでございます。

◎平 百合香君

確認は県がしているということでございますが、私のほうでぱっと見ると、現在の宮古空港内に、貨物スペースを拡張できるような場所というものは見当たらないように思います。現在も駐車場のほうが狭隘だということで、駐車場の拡張をしております。駐車場の拡張をしたことによって、ますます空港施設内のスペースが取られてしまって、貨物に割けるようなスペースは現状見当たらないというものが適当ではないかというふうな認識を持っております。

それですね、空港周辺地、これは非常に国有地が多くてですね、民間の開発が困難である現状において、ちょっと空港からは外れるんですけども、あの周辺地域の開発計画はどのようになっているのかというのをちょっとお聞かせ願います。

◎建設部長（大嶺弘明君）

国有地の開発計画についてですが、現在市としましてその周辺の国有地についてどういった計画をしているのか、今後の計画というものは今のところございませんが、いろいろ活用方法について調査を進めていくというような計画は持っておりますが、具体的にですね、どういった開発をするというものについては、今のところはございません。

◎平 百合香君

本市は離島であるということから、物流というものは非常に大切なものだということを認識しております。海上貨物については、現在平良港の物流センターというものを整備中でありまして、また下地島空港では航空貨物物流の実験というものがなされている、そういうふうなことをニュースで聞いております。しかしながら、増え続ける航空貨物の受入れは宮古空港がメインであることに変わりはなく、離島である本市にとっては物流というのは非常に大切であるというふうに考えることから、大変重要であると考えておりますが、平良港の総合物流センターのような施設というものを、空港周辺は先ほども述べましたが、国有地も多く、民間での開発が非常に困難であります。航空貨物も海上貨物もそうですが、やはり港に隣接している、空港に隣接しているということが非常に物流にとっては重要ということになりますので、ぜひともですね、市主導で、できれば国有地の開発の計画をしっかりと立てていただいて、平良港の物流、総合物流センターのような施設というものを空港周辺に整備するというようなことを考えられないのかということをお聞きください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

航空貨物物流拠点の整備について、議員の要望でございます。確かに現状でその容量がですね、現状の容量が厳しいというような状況を航空会社等も認識しておりまして、県のほうにもいろいろ要請は行っている状況でありますので、市といたしましても国有地の活用も含めてですね、関係企業、団体、それから県とも調整しながら検討していきたいと思っております。

◎平 百合香君

やはり海上貨物に対しては総合物流センターというものもできておりますし、先ほど来述べておりますように、宮古空港の周辺地域というものは国有地が多くてですね、民間での開発は非常に難しいんですね。今後アフターコロナでもって物流がさらに増えるということも十分に予想されておりますので、

ぜひ市のほうでも、この計画というものをきちんと考えていただきたいということを要望して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。これもちょっと順番を入れ替えてですね、まず学校におけるコロナ対策についてのほうを先にお聞かせください。学校現場での感染症対策の現状というものを教えてください。

◎教育部長（上地昭人君）

学校現場での感染症対策の状況についてお答えいたします。

学校では、コロナ感染のリスクを低減するために、毎日の登校時の児童生徒の検温、教室の消毒や換気、教育課程の工夫や行事の精選など、多岐にわたって取り組んでおります。教育課程の工夫につきましては、地域の感染レベルに応じて体育科での密になる領域の運動の制限、音楽科での飛沫感染を防ぐための授業の工夫など、各教科でも対策を取っております。行事におきましても、各学校において精選が検討されており、運動会においては従来の保護者地域参加型から、感染状況及び学校の実情に応じた密を避けるための会場の変更や体育科としての授業参観に切り替えるなど、学びを保障しつつ、感染リスクを低減する取組を行っております。

◎平 百合香君

では次にですね、もしも学校において感染者が出た場合、こういった場合の措置、どういうふうな対策を考えているのかということをお聞かせください。

◎教育部長（上地昭人君）

昨日の下地茜議員へも答弁いたしました。基本的に児童生徒に発熱等の症状がある場合は、登校を控えていただくようお願いしているところです。しかしながら、学校において幼児、児童生徒等に陽性者が発生した場合、学級閉鎖等についての対応として、段階に応じ、4項目に分けて各学校に示しております。まず1項目めは、学校において幼児、児童生徒等に陽性者が発生し、その陽性者が症状を呈した日の2日前の感染可能期間内に登校していた場合、教育委員会に確認した上で、学級を閉鎖いたします。

その次、2項目め、学年閉鎖についてでございます。学年で複数の学級閉鎖が発生した場合は、教育委員会と協議し、学年閉鎖を検討する。

3項目め、臨時休業についてですが、複数の学年閉鎖が発生した場合は、教育委員会と協議し、臨時休業を検討する。

4項目め、一斉臨時休業についてですが、地域や学校の感染状況により、教育委員会と協議し、一斉臨時休業を判断する。

また、保健所の調査により、濃厚接触者と特定された児童生徒は、PCR検査を実施いたします。検査が陰性だった場合は、保健所の指示により、おおむね2週間程度の出席停止扱いとなります。これは欠席ではなく出席停止扱いになります。その他、濃厚接触者以外の児童生徒への対応については、教室等の消毒作業を終えた後、おおむね72時間経過した後、教育委員会に確認した上で学級を再開いたします。

本市の児童生徒の感染に係る事案につきましては、常に保健所と連携を取っております。感染者との濃厚接触者の判定及びPCR検査の実施を行います。自宅待機の期間など、保健所からの指示を受け、感染症対策に取り組んでおります。

◎平 百合香君

やはり小中学生、あと幼稚園生、保育園生、ワクチンが打てない状況において、集団生活をさせる、するということは、非常に大きなリスクであるということに変わりはないのですが、その中でも非常に細やかに、そしてでき得る限りの対策を学校側が取っているのだというふうなことは十分に伝わってまいりました。

次に、ちょっと上に上がりますね。病児、病後児保育の現状についてをお聞かせください。まず、現在の受入れ施設数とその病児、病後児保育を受け入れる施設がコロナ感染症に対しても病後児を受け入れることができるのかという、コロナ対応についてをお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

病児、病後児保育についてお答えいたします。

病児、病後児保育の現状ということでございますが、現在宮古島市では市の委託事業で1か所、認可外保育施設で3か所、合計4か所で病児保育を行っております。病後児保育については、公立の東保育所1か所となっております。新型コロナウイルスへの対応といたしまして、市が委託をしているいけむら小児科病児保育室でございますが、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は利用不可としております。また、風邪症状ですね、上気道炎、風邪症状ですが、のあるお子さんと、インフルエンザ、溶連菌、RSウイルス等、確定診断がついていて、発熱のない場合ですね、利用は可能ですが、診断が確定されている場合であっても、発熱がある場合については新型コロナウイルス抗原検査を実施し、陰性の場合のみ利用可能としております。

認可外保育施設の対応については、各施設での判断となりますが、確認をしたところ、ほぼ市の委託事業の施設と同様の対応だと聞いております。

◎平 百合香君

以前、たしか私、はしかの質問をさせていただいたときに同じことを聞きました。そのときも同じようなお返事ございました。ちょっと病児保育の民間のものが増えたかなという印象ですけれども、同じくはしかもコロナも病児、病後児保育ともに対応していないということが分かりました。子供たちがコロナにかかると、受け入れる先がない、自宅で療養する、もしくは入院措置をするしかないという現実がこの質問でお分かりいただけたかと思えます。

それでは、次の質問です。入院、自宅療養、宿泊施設療養、これの判断基準とその流れ、どこが判断するのかということも併せてお聞かせください。

◎生活環境部長（友利 克君）

入院、自宅療養、宿泊施設療養の判断基準とその流れについてです。宮古保健所によりますと、入院療養については県立宮古病院で診察を行い、酸素飽和度や症状、重症化リスクのある方や環境要因などにより、医師の判断で入院対象となっているようでございます。宿泊療養は、症状は落ち着いているが、健康観察が必要な方、家庭内に高齢者や妊婦等と同居している方で、感染対策が十分に行えない家庭、または観光客などが対象となっております。症状の軽い方や自宅での療養が可能な方は、自宅療養となるのとこととでございます。

流れとしましては、検査をした医師が本人に陽性の連絡をし、医師は聞き取りや診察、検査をした結果、

入院の可否を決定し、入院以外の療養先は保健所と相談をして決めているとのことでございます。

◎平 百合香君

それではですね、宿泊療養の現状についてということで、ちょっと質問をしたいと思います。

宿泊施設療養の現状と自宅療養の現状、それに対する市の対応という質問ですけれども、まず宿泊施設療養は本市においていつからスタートしていて、何部屋ぐらいあるのかということをお答えしていただきたいと思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

沖縄県によりますと、市内の宿泊施設療養は昨年8月12日から運用が開始されております。スタート時点は27部屋でございました。その後、今年に入りまして1月28日には73部屋が確保されております。4月以降、先ほどの1棟73部屋が確保されているとのことでございます。9月11日時点では508人が利用し、1日最大38部屋が利用されたとのことでございます。

◎平 百合香君

今年の1月からは、1棟73部屋ですと運用されていたようですが、この宿泊療養施設を利用している方ですね、旅行者が多かったのか、市民が多かったのか、これは把握されていらっしゃるでしょうか。分かれば教えていただきたいです。

◎生活環境部長（友利 克君）

旅行者と市民との区別といいますか、統計といいますか、これは保健所として取っていないということで、正確な数字が出せていないとのことでございます。ホテル療養を希望する方は、原則入居していただいているとのことですけれども、8月のピーク時は家庭内感染が疑われる一部の方には、希望に添えず、自宅療養をしていただいたこともあると。一方でですね、乳幼児がいる家庭では、ホテル療養よりも自宅療養を希望される方が多い傾向にあるということでございます。

◎平 百合香君

乳幼児がいる家庭というものは、先ほど病児、病後児保育の話もしておりましたがけれども、子供を受け入れる先がないから、やはり親が見たい。だから、家庭で、自宅で療養をしたいという判断をするのだというふうに思います。しかしながらですね、それより上だけれども、まだワクチンが打てる年齢になっていないお子さんが同居している陽性者の方というのはですね、部長もおっしゃっていましたがけれども、ピーク時において宿泊施設の療養というものを希望しても、なかなか希望にかなわないということをよく私のほうでも耳にしております。

感染症対策の基本というものは、管轄が県であるというふうに理解はしておりますけれども、自宅の療養というものは非常に難しく、テレビでも新聞でもタレントたちがどんなに注意をしても、やはり同居の家族に感染をしてしまって、家庭内感染が広がっていったというようなことを報道でも目にする機会が多くあります。あるお母さんは、陽性者となって、同居の家族、特に子供への感染を心配して宿泊施設療養を願い出たそうなんですけれども、基本は自宅療養でお願いしますと言われて、これ先ほど部長が言っていたピーク時に当たるので、やはり自宅療養をしたという結果、同居の子供たちに次々と感染し、高熱や味覚障害が出ていたと。そして、同居の家族全員が回復するまでの1か月半、子供が熱を出していても、味覚障害が出ていても、自分のせいでコロナに感染をさせてしまったというふうに、非常に

精神的につらい思いをしていたと言っているんですですね。特に味覚症状なんですけれども、全く匂いも味もしない、おかゆを食べてもカレーを食べても食感が同じで、何を食べているのか分からない、そんな症状があったそうなんです。自分がそういう症状が出て高熱があるのであれば、それは我慢もできません。けれども、自分のせいで家庭内感染を引き起こし、高熱や味覚障害で苦しむ我が子を見るところは、非常に親にとって胸が潰れる思いがしたと私は思っております。

希望者に自宅療養をさせたしまった原因の一つが、やはり療養施設の部屋数の不足であったのではないかと考えますが、宿泊施設の部屋数の増加というものを県に市のほうから要望したということはいかがでしょうか。

◎生活環境部長（友利 克君）

先ほども答弁いたしました。73部屋が確保されていると。一方で、利用は1日38部屋であったということでございます。つまり35部屋ほどは空いていたということになるわけですが、一番の要因はですね、この宿泊療養に対応するいわゆるスタッフ不足ですね、そこには看護師とかが必要になってきますけれども、なかなかその看護師が確保できないというような状況がありまして、73部屋全てを活用するということができないというのが現状でございます。ですから、部屋数の確保はされているので、市としてそれを増設を要望するというようなことはしておりません。

看護師の確保というのはですね、この宿泊療養の対応もそうですけれども、様々な場面でそういう事態が起きております。今ワクチン接種を進めておりますけれども、やはりワクチン接種をするに当たっても、看護師のお力というのが必要なんです。しかし、限りがあるといいますかね、なかなかその数を確保できないということもありまして、限られた看護師で本当にワクチン接種に対応していただいているということで、かなりの負担が生じていることも現状なんです。そういうこともありましてですね、やはり最大の要因はホテル療養、宿泊療養をさせるに当たってのですね、スタッフの不足というものが大きな要因となっております。

◎平 百合香君

それでは、質問の角度を変えます。

スタッフ不足ということでございましたけれども、このスタッフ、看護師とかの人数の確保に関して、市のほうから県に要望ということを出されたことはあるのでしょうか。

それから、先ほどの質問もそうなんですけれども、宿泊施設の療養というものは、数の増加というものは要望を出さなかったということの理解でよろしいですか。

◎生活環境部長（友利 克君）

部屋数の増加についてはですね、先ほども答弁をしましたように、県に要望ということはしておりません。それから、看護師の皆さんの確保についての要望というものもしておりません。これは、基本的には県の事業でありますので、この確保に当たっては県が当然するべきものだというところで要望はしておりません。ただ、ワクチン接種をするに当たってはですね、職員がですね、自分の自らのつてを頼ってですね、打診をしつつ、何とか確保しているという状況でございます。

◎平 百合香君

生活環境部長、私今の答弁を聞いて非常に愕然といたしました。私も、感染症対策の基本をしているの

は県であるという認識を持っています。本来であれば、それは市が細かく対応するという責任ではなかったはずですが。確かに。けれども、一番末端の患者たちに一番近いのは市ですよ。先ほど仲里タカ子議員もおっしゃっていましたよね。県のすべきものだと考えて県に要望を出さなかった、看護師の確保も。そういった答弁で本当によろしいのでしょうか。たしかですね、この宿泊療養施設というものをスタートさせたとき、宮古島市、ほかの市町村に比べて施設の設置というものが遅れたことがございました。当時市のほうで施設を借り上げて、県にこれがあります、借りてください、ここを療養施設に使ってくださいというふうなことをやって、きゅうきゅうで確保したという事例もあったと私は記憶しています。そういったことを市として主導権を持って、この対策会議、コロナ対策会議というものが恐らくずっと続いているものだと思いますけれども、そういった会議の中で要望というものは出されなかったのでしょうか。一体何が議題として上がっていて、宮古島市、今こういうことで困っていますよということを申し上げていたのかお聞かせいただきたいです。

◎生活環境部長（友利 克君）

看護師の確保が非常に難しいということで、むしろ県のほうからですね、市に対して要望といいますか、要請といいますか、というようなことがありましたので、市の職員をですね、派遣をして、対応したということは当然あります。ただ、その市職員以外にですね、確保するというようなことは、県に対してもですね、県が逆にむしろこちらに要望しているわけですから、そういう県に対する要望をしてこなかったということがございます。

ただ、常時ですね、看護師の増員については、医師会などとも連携をしながら、対応ができるようにですね、随時調整はしていると。そういう調整をしながら、何とかこのコロナ禍というものを乗り切ってきているということでございます。

◎平 百合香君

コロナ対策、そして人員の確保、施設の確保、非常に難しい問題であることは私も理解しております。しかしながら、離島における本市において、この状況というものはある程度予測ができたのではないかと考えているんです。3月定例会においてですね、クラスター発生施設におけるコロナ対策宮古地方本部との情報共有の在り方についてという緊急質問がなされました。そのときに市長は、感染症対策本部は沖縄県に置かれておりますが、私も先頭になりながら、また風通しの悪い部分は私のほうでも対応をしながら課題を改善し、連携を取りながら頑張っていきたいと、そういうふうに発言をされているんですね。特にこの7月末、8月にかけての感染爆発とも言える宮古島のこの状況を見たときに、やはり一番リーダーシップを持って市民のために行動するべきは市長ではなかったのか。たとえ県から人員が足りないから宮古島市のほうで何かしらの確保を頑張ってくださいと言われたとしても、であるならば自衛隊にお願いをするとか、何かしらの方法は考えられなかったのでしょうか。非常に残念な結果であったと私は思っています。ちょっと時間もないので、次の質問に進みます。

宮古島市未来創造センター休館に伴う市民サービスについてでございます。未来創造センターの図書館部の利用状況というものを教えてください。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

図書館の利用状況についてですが、図書館の利用状況につきましては、入館者数が平成30年度5万

2,036人、宮古島市未来創造センターが8月に開館した令和元年は14万2,461人、令和2年度9万1,441人、令和3年度は8月末現在で2万2,680人となっております。貸出し冊数は、平成30年度は13万505冊、令和元年度は20万5,532冊、令和2年度は19万7,012冊、令和3年度は8月末現在で6万1,003冊となっております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で休館、利用の制限が続き、令和2年度は入館者数、貸出し冊数とも減少しておりましたが、開館1日当たりの貸出し冊数を見ると、平成30年度の486冊から、令和2年度は920冊と、大幅に増加しております。新図書館の開館を契機として、市民の皆様の読書への関心が大きく向上したものと考えております。

#### ◎平 百合香君

それでは次に、ブックスタートの実績についてお聞かせ願います。ブックスタートの事業が始まってから今まで何名の子供たちへ絵本をプレゼントすることができたのか、またその後の図書館利用者数の変化、例えばですね、前回同じような質問をしたときに、板張りの読み聞かせのルームというものがありますけれども、そこに親子連れが非常に多く見られるようになった、絵本を読むお母さん方が増えてきたというふうなことをちょっと感じているというお話だったので、そういった状況がまだ続いているのかなというふうなことにちょっと期待をしているんですけれども、よろしく願います。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

ブックスタートの実績についてお答えします。

ブックスタートの実績ですが、2019年、令和元年度4月より開始したブックスタートは、2019年度は乳幼児健診会場で4か月、10か月、1歳半を対象に実施し、955冊の絵本を配付いたしました。2020年3月以降は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健診会場での実施は中止し、後日図書館で受け取りという形で絵本の配付のみを行い、2020年度は118冊を配付し、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、休館が長引き、9月10日現在の配付状況は18冊ととどまっておりますが、14日、一昨日からですね、制限が緩和して一部開館しておりますので、今後の絵本の受け取りに期待しております。受け取りに来られない場合は、その都度周知を図ってまいりますので、どうぞよろしく願います。対象者の親御さんは、図書館へのご来館の上、カウンターで受け取ってくださるよう願います。

ブックスタートをきっかけに図書館へ来館するようになった子供連れの利用者も増えており、2019年度、ゼロ歳から6歳の利用者登録は、前年度に比べて26%も増加しているところでございます。

#### ◎平 百合香君

休館中の市民サービスの取組状況と今後の対応についてという質問なんですけれども、実は県立図書館では本の宅配サービス、これ「ひ〜じゃ〜便」というそうなんですけれども、これが行われております。先ほど部長もおっしゃいましたけれども、やはり新型コロナウイルスで休館している中、利用者数は非常に減っていますけれども、部長がおっしゃるように、ブックスタートの事業が始まって、やはり子供たちへ読み聞かせというものがちょっとずつ、ちょっとずつ浸透してきたのかなという印象も私は持っています。休館や人数制限のあるときですね、開館時に、本の宅配料金の補助というものを行えないか、この「ひ〜じゃ〜便」のようなサービスが宮古島の図書館でもできないかということについてお聞かせください。

#### ◎教育長（大城裕子君）

本市といたしましては、県立図書館の本の宅配サービス、「ひ～じゃ～便」につきましては、通常利用者負担の送料を軽減できるよう、市立図書館のカウンターやブックポストへの返却も可能としております。今後図書館充実センターが提供しているサービスがございまして、クラウド型電子図書館サービスというものなのですが、そちらの導入に向けて今準備を進めているところです。それによりまして、非来館者、要するに図書館に来られない方、いらっしゃることができない方、何らかの理由で、それから利用でない方も含めて、市民に平等なサービスが提供できるものと思っております。休館を余儀なくされるときにも、このようなサービスが充実していたら、市民へのサービスも向上するものと思っておりますので、今後導入に向けて検討してまいりたいと考えています。

#### ◎平 百合香君

前向きに検討していただけるということで、ちょっと安心をいたしましたけれども、コロナ禍ですね、外出自粛であったり、自宅療養であったり、家の中にいなければならない、そういった時間が増えている。そんな中、やはり宮古島市未来創造センター、閉館をしてしまった時期もございまして、今現在も利用人数というものを制限しています。例えば休館をしている間とか、利用人数の制限をかけている間だけでも、そういったサービスというものができれば非常に子供たちも親も助かるのかなど。家の中でずっとゲームばかりやっている子供を見るというのは、親にとってはやはりちょっとあまり気分がよくないものです。できれば絵本なり、本なり、そういったものを読んで、情緒豊かな子供に育ててほしいなど、個人的に私は思っています。どうぞ、もっと前向きに考えて検討していただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません。ちょっとスピードアップしましょうね。次に、学校給食についてでございます。給食費無償化に伴うアレルギー児への対応について、現在の状況と市の対応というものがございましたら教えてください。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

現在食物アレルギーのある児童生徒は、71名申請されております。そのうち、3名は複数の食材にアレルギーがあり、個別の対応が困難なため、家庭から弁当を持参しております。その他68名につきましては、調理場の施設や人員等を鑑み、アレルギーのある食材はなるべく使わないや、児童生徒に個別にアレルギー一食材を取り除き対応するなどしております。

食物アレルギーは非常にシビアな問題であり、一步間違うと命に関わる場合もあります。よって、国の指針におきましても、過度に複雑な対応は慎むこと、家庭での対応以上の対応は学校給食では行う必要はないなどが示されております。弁当持参のアレルギー児3名への補助についても、ちょっと聞き取りでありましたので、現在は行っておりません。

それと、進学、進級、転校などにより、アレルギー対応を申請する場合は、保護者の主観ではなく、医師の診断書をもって学校に申請をしていただきます。その中で、学校長を含め、保健の先生、そして調理場の栄養士等が面談を行います。その中で、除去食材といいますが、それを確認し、完全弁当にするのか、一部除去給食にするのかを判断いたします。そういった中で、その個々の児童生徒に応じたアレルギーの状況に応じた対応をしているのが現状でございます。

#### ◎平 百合香君



完全にお弁当でもって自分の家から持ってくるという、そういった重度の複数のアレルギーを持っているらっしゃる子供が3名いらっしゃるというふうに聞きました。現在宮古島市、給食費の無償化を行っております。この3名については、完全に自分の家で調理した食事を持って学校に来ることなので、この給食費の無償化というものの恩恵にあずかれないわけなんですよね。一部の食品を自分で除去して食べることができるほかの児童と違って、この3名というものは非常に負担の不公平感があるというふうに考えていますが、こういった特殊な子供に対する補助というものは、宮古島市は考えられないのかということだけ、ちょっとお願いします。

#### ◎教育部長（上地昭人君）

やはりこの3名の児童生徒というのは、家庭から弁当持参、もちろん食材費もかかりますし、手間もかかります。ほかの自治体をですね、ちょっとネットで調べました。そうすると、もちろん完全無償化をやっている学校というのは全国で約4%、1,700程度の事業体の中で、もう本当に僅かなんですね。しかしながら、宮古島市は実際にこれを実施していると。その実施している中で、やはり不平等感があるというのは否めません。そこで、この3名、これから3名じゃなくて、もっと増えるかもしれませんが、そういった方に対して、どういった補助ができるか、これはほかの自治体でもですね、要綱をつくって扶助費の中に入れ込んだりしております。しかし、その中でも例えば要保護、準要保護を受けている児童生徒については対象外とかですね、要するに扶助費の二重取り、二重で扶助費を支払うということになりますので、そこら辺をしっかりと精査しながら、条例、規則等をですね、整備して、検討していかなくてはならないというふうに考えております。

#### ◎平 百合香君

すみません、ちょっと時間の配分がですね、思ったように上手にいかなくて、次の質問を割愛させていただきたいと思います。すみません。

それでは、最後になりますけれども、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。内示を受けている国庫補助の確保についての見解を伺うということですが、調査特別委員会で議会の承認を得た後に計画の変更を行って、既に内示も出ている国家予算、これをスライドして別事業を執行するという行政手法に問題はないかということ調査特別委員会で質問をしたときにですね、生活環境部長は、なかなかない事例で、私も経験はないが、市長が判断したことで、違法性はないと考えていると答弁をしています。伊良部のこども園については、場所を変更しようとしただけで予算がつかないということで、場所の変更をせずに議会の承認を行ったということがあります。事業件数の数の多さで言えば、県におられた副市長のほうが経験が豊富であるかと思うので、副市長にお尋ねしますけれども、このような事業の変更を経験されたことはあるのか、またこのやり方は行政手続上妥当だと考えるのかということをごまかせください。

#### ◎副市長（伊川秀樹君）

事業の変更ということでありましてけれども、百幾つかの課がありますので、事業の変更は毎年ありますし、程度の差はありますが、事業の変更等は毎年あります。

#### ◎平 百合香君

県においてはたくさんの事業がなされているので、全てを把握するのは非常に難しいかとは思いますが

が、議会の承認を得た後に国家予算の内示も出ている、そういった事業の計画の変更をした場合、非常に記憶に残ることもあるかとは思いますが、副市長、副市長の記憶の中でそういったことがあったのかなかったのか、また副市長のお考えの中では、行政手法において問題はないというふうに考えるのか、問題があるのか、そこだけ端的にお答え願います。

◎副市長（伊川秀樹君）

ただいまお話のあります平百合香議員おっしゃるとおりですね、予算の定めるということにつきましては、議会の議決事項ということで、地方自治法第96条できちんと定められておりますけれども、反面当該議決によって長の執行権ですね、同じように地方自治法第148条で定められておまして、今回のような事業変更等を行うということは、何ら違法性はないと考えております。これは、裏を返せばですね、予算を議決する場合に予算中のある項目についてその執行をなす場合には、さらに議会に諮るべしという条件を付して議決をする場合はどうなるかというのは、皆様どこかで御覧になったことがあると思っておりますけれども、議会の運営実務提要の中に記されておまして、予算を議決する場合には、その執行に関して条件を付することはできないということで、議会運営の実務提要の中に記されております。そういうことからすると、設問のような条件を付して議会の議決をしたとしても、長はその条件に拘束されるものではなく、その条件は単なる議会の希望、意見としての意味しか持ち得ないということでの実務提要のことがございますので、今回の部分につきましては違法性はないと考えております。

◎平 百合香君

副市長の記憶にあったかどうかという答弁は得られておりませんが、副市長のお考えだと、この行政手続は物すごく妥当だとは言えないけれども、妥当でもないと言えるというふうなお答えであったかというふうに理解をしました。

普通行政において事業を行う場合、国庫補助金の獲得を目指して協議を重ねるものと考えますけれども、内示を受けて獲得できることが見込める、もう一步手前に来ているこの予算がもし消滅するとしても、見直し案での整備を優先するのかどうか、どちらが優先であるのか、市長、端的に、予算の確保が優先であるのか、それともそれが消滅したとしても、見直し案での整備を進めるべきであるのか、この2つだけです、どこが優先かお答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

計画の変更そのものというものは、ヒアリングの中でしっかりと計画の妥当性を沖縄防衛局に認めていただくこと、予算そのものは当然として、その見直しを承認いただく中で沖縄防衛局の中で判断をしていくもの、そういうことでは両方しっかりとやっていきたいと思っております。

◎平 百合香君

これね、私ちょっと時間がないので、あまり追及はしませんが、防衛省予算の補助項目の中、メニューが違う可能性というものが非常にあるわけですよ。メニューが違うということは、この補助金獲得を目指して頑張るのはもちろんいいことだと思いますし、非常に頑張っていたきたい。なぜならば、この事業をですね、し尿処理施設、投入施設であれ、前処理施設であれ、し尿処理施設であれ、造らないということが最大の悪であると私は考えているんです。問題の先送りではなく、きちんと受け止められる本市の市民の皆様の生活環境をしっかりと守っていただく、そういった姿勢というものを非常に大切にしているん

ですね。ところが、昨日の答弁を聞いておきますと、令和10年までは今の現行施設で何とか間に合うから問題を先送りする方向に向いているような印象、私の印象ですよ、多少受けました。本市において、先ほど来申し上げておりますが、伊良部にしろ、荷川取にしろ、造らないということが最大の悪だと私は考えています。造るためには、きちんと予算の確保が必要であるということは明白であり、市長は6月定例会の私への答弁で、計画の見直しにより、供用開始が遅れる可能性はあるというふうに発言しております。これ議事録にも載っていることなんですね。造らないことが最大の悪であるならば、計画の変更、非常に難しい、スライドするには非常にハードルが高いこの計画の変更というものを一旦取り下げて、新しく計画をおつくりになって、その予算の確保に向けて動く、これが正当な行政手続ではないのでしょうか。これについて、行政経験の豊富な副市長のほうに、そちらのほうがいいと私は思っているんですけども、賛成するかしないかだけ答弁いただきたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

まず、端的に申し上げます。早めにこのし尿処理、下水の問題を効果的に解決する方法、1つは下水道のOD槽を速やかに着工し、完成させること、これは平成6年度の供用開始を目途にして進めます。それから、し尿処理施設についても、現況施設の機能増強を含め、プラスこれからの将来の70キロという目標、それが現況施設の機能増強事業でできるか、それにプラスアルファでこれから断続的に検討していく課題があると思っておりますので、しっかりと問題を解決していきたいと思えます。

◎議長（山里雅彦君）

市長、答弁で少し。平成6年と話しましたが、令和6年でお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

大変失礼しました。令和6年4月の供用という目標をしっかりとクリアします。

◎平 百合香君

すみません。時間となりましたので、言いたいことは山ほどありますが、これにて平百合香の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで平百合香君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

午前の平百合香君の新型コロナウイルス感染症対策についてに対する答弁を追加、訂正したい旨の申出がありますので、これを許します。

◎福祉部長（下地律子君）

午前中の平百合香議員のご質問の病児、病後児保育についてでございますが、認可外保育施設が3か所で、新型コロナウイルス感染症の対応については市の委託施設同様の対応となっている答弁をいたしまし

たが、正しくは設置されている施設は3か所ではございますが、現在利用希望者全てに抗原検査を実施し、陰性の児童のみ利用可能としている施設が1か所、現在新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受入れを停止している施設が2か所となっております。訂正しておわびいたします。

◎議長（山里雅彦君）

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

これまで2期8年間にわたり、議員としての活動をしてきた中で、市民の皆さんからいろいろご指導とご協力を賜りました。この場をお借りして、心から感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは、一般質問に入りたいと思います。まず、通告してあります項目について順次質問いたします。当局におかれては、市民の皆さんに分かりやすい明快なご答弁を求めたいと思います。質問は8項目とも市長の今後における政治姿勢についてであります。まず初めに宮古島の基幹作物であるサトウキビのトラッシュ残渣についてであります。現在製糖工場においては、サトウキビの処理工程で発生するトラッシュについて、工場敷地内で野積みしており、そのトラッシュ残渣が完熟堆肥となって圃場に還元、投入されるまでには、およそ2年から3年の期間がかかると言われております。市長は、農業、農政について最も熟知されていると思いますが、農業の生産性向上を図るには何が最も必要であるか、私が申し上げるまでもなく、それはやはり基盤となる土づくりであると思います。

そこで、市長に伺います。トラッシュの破砕機、処理施設ですね、トラッシュ残渣の処理施設である破砕機を製糖工場に整備することによって、短期間のうちに完熟堆肥が圃場に導入されることとなります。まさにサトウキビの副産物を活用した生産性向上対策であり、宮古島市が目指すところのエコの島の農業振興へとつながると思います。特に誰よりも農業振興に対し、熱い思いを持つ市長の英断を期待するとともに、市長の見解を賜りたいと思います。

2点目に、宮古島市が実施しているコロナ対策としての事業者応援助成金事業についてお尋ねいたします。長引く新型コロナウイルスの感染症の影響を受けている事業者に対し、経営を支援する応援助成金を給付しておりますが、そのほとんどの事業所は一律20万円が給付されています。しかしながら、先行で行われた漁業者である漁協組合員に対する給付金は、正組合に対して10万円、準組合に対して5万円が支給されたのみであります。また、20万円に満たない家賃支援助成金を受給した事業者にも、その差額分を給付していることから、事業者間の公平性を保つためにも、漁協組合員に対して追加支援金を給付すべきだと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により下落している魚価についてお伺いをいたします。去る3月定例会でも質問いたしました。いわゆる指し値、競りの下限価格であります。指し値を高値で指定する対策であります。競り価格に市が助成することで、漁業者の所得を下支えするほか、仲買人も安く買えて、島内使用される魚の供給力アップにもつながると思います。漁業者のモチベーションも上がり、結果として水産業振興にも大きく寄与すると考えております。また、低迷する水産業の活性化策としても取り組むべきことと思いますが、これについても市長の見解を賜りたいと思います。

次に、3点目、外国漁船操業等調査・監視事業についてお伺いをいたします。当該事業は、台湾漁船等の操業によって影響を受けている水域において、台湾漁船等の操業状況及び漁場形成状況を調査、監視することにより、漁業者の安全と操業機会の回復、拡大を支援することを目的としております。現在実施されている事業は、令和元年度から令和3年度までの事業期間で実施されることから、今年度、いわゆる来年の3月末で終了することになります。そこでお伺いしますが、事業継続の可能性はあるのかなのか、市長の見解を賜りたいと思います。

4点目に、与那覇前浜及び西浜崎、通称与那覇長崎と言われておりますけれども、海浜浸食の被害対策についてお尋ねいたします。相次ぐ台風の襲来等を受け、防潮林帯が浸食され、遊歩道も一部決壊しております。大変危険な状態となっております。私は、去る6月定例会でも早急に対策を講ずるよう質問をいたしました。部長答弁では海岸管理者である沖縄県に対し、浸食防止策を要望したとのことですが、いまだに進展が見られません。そのような中、今議会には宮古観光協会長、吉井会長名で下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全の陳情書が提出されております。そこでお伺いしますが、市長は現状をどのように認識され、どのように捉えているのか、見解を賜りたいと思います。

5点目に、コロナワクチン接種時における料金徴収についてお伺いをいたします。新型コロナワクチン接種は、全額公費で行うため、無料で接種できていると思いますが、一部の医療機関において接種時に料金を徴収された方がおります。市として、実態をどのように把握しているのか、また解熱剤、いわゆる熱冷ましですね、解熱剤の料金についても同様に徴収する診療所もあると聞いておりますが、市民はワクチン接種は当然国庫負担で無料にて接種できると思っており、市はこのことについて診療所等医療機関の統一を図るべきだと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

6点目、下地老人福祉センターの跡地利活用計画についてであります。この件につきましても、昨年9月定例会で質問をいたしました。当時の答弁では、利活用計画は策定されていないとのことでしたが、地域ニーズ等も含めて、そしてスピード感を持って検討を進めていきたいというふうに答弁しております。現在はどのように位置づけされているのか、加えてこの跡地には雑草が現在繁茂しており、管理が全くされていない状況であります。市街地の中にある公共用地とはとても思えない状態です。市長の見解を伺います。

7点目ですが、道路改修について伺います。今年1月から新庁舎での業務開始以来、市道A-78号線、これは宮古空港滑走路の西側の道路であります。交通量が増加しており、加えて現在空港滑走路西側においては海上保安署の宿舎を建築中ということもあって、さらに交通量増加に拍車がかかる状態となっております。そこで伺いますが、このA-78号線と平良新里線の間、路線名なしのおよそ百二、三十メートルぐらいの道路ですが、L字型の部分で隅切りして拡幅し、利用者の通行の安全を確保していただきたいと思いますが、宮古土木事務所との協議の進行状況はどのようになっているのか、現状をお伺いいたします。

最後に、荷川取漁港に整備された防暑施設の機材についてお伺いをいたします。この防暑施設本体については、県管理漁港のため、県のほうが建築をしてあります。使用する機材等については、管理使用する宮古島漁協のほうで調達することになっているようであります。しかしながら、市長もご承知のとおり、現在の宮古島漁協の体力では、到底高価な機材を調達するのは厳しい財務状況であると言わざるを得ませ

ん。そこで、市長にお伺いをいたしますが、漁協から財政支援の要請が出された場合に、支援する考えはないか答弁を求めたいと思います。

以上、8項目にわたって質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

下地老人福祉センターの跡地利用計画についてお答えをいたします。

上地廣敏議員のご指摘されましたとおり、現在ですね、草が大変生い茂った状態であるということで、大変申し訳なく思っておりますので、その点については早急に清掃作業を行いたいというふうに考えております。

それから、跡地利用についてはですね、現時点で具体的な計画はまだ策定をされておられません。今後地域の活性化に利用できるようにですね、地域づくり協議会であるとか、体育協会、老人クラブ等々を含めて、スピード感を持って策定を急ぎたいというふうに思っております。

◎生活環境部長（友利 克君）

接種における料金徴収についてでございます。これにつきましては、医療機関に確認をいたしました。この医療機関によりますと、ワクチン接種を受ける方に接種後に熱が出ることもあるなどの説明を行い、解熱剤が必要かどうかを本人に確認をした上で、必要と答えた方に薬を処方している。薬を出すための診察を行ったので、初診料及び処方箋料が発生し、有料となったとの説明を受けております。市としましては、接種以外の診察や処方など、料金がかかる際は、説明を事前に行うよう周知をしたところでございます。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

まず初めに、サトウキビのトラッシュ残渣処理施設の整備についてでございます。各工場ともトラッシュの処理について苦慮しており、ハーベスターの稼働率が上がるにつれ、その量も増加しているのが現状であります。県の糖業農産課に聞き取りしたところ、県内の製糖工場1社にトラッシュの処理施設を導入しており、市としましても各製糖工場や関係機関と協議を行っているところです。

次に、漁業協同組合員に対する追加支援についてということでございます。令和2年度に実施した漁業者支援給付金事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、正組合員に10万円、準組合員に5万円、総額2,120万円の補助金を交付したところであります。市としましては、現在コロナ禍での鮮魚等の消費対策として、各漁協での加工製品の開発を促進し、学校給食、県内スーパー、飲食業等への販路拡大による鮮魚の需要の拡大を図るとともに、離島漁業再生支援交付金事業及び宮古島市水産業振興補助金の執行を確実に遂行して、漁業者の所得向上に向けて努力してまいります。

続きまして、漁協組合員に対する追加支援についての中で、漁協の競り値に対する助成についてでございます。石垣市では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、過去2年間の平均単価に水産物買い付け支援事業として半額補助を実施したと承知しております。漁協の競り値に対する助成については、鮮魚等の消費対策、販路拡大、漁業者の所得向上に向けて、漁協や生産者の意見等も踏まえて調査研究をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、外国漁船操業等調査・監視事業についてであります。継続の可能性はいかがかということですが、漁協に確認したところ、外国漁船操業等調査・監視事業が確定しているのは令和3年度

となっています。それ以降の事業の継続については、毎年事業継続の要請を行うことになっているとのことであります。令和4年度について、沖縄県漁業振興基金に確認したところ、現段階では確定しておらず、沖縄県、県漁連、組合長会が水産庁などに対して事業継続の要請を行っているとのことであります。令和4年度の事業確定時期についてでございますが、事務局の沖縄県漁業振興基金に問合せをしたところ、国会の審議を終えて令和4年2月末に決定するとのことであります。

続きまして、与那覇前浜及び西浜崎の海浜浸食被害対策についてでございます。与那覇前浜及び西浜崎の海浜浸食被害対策について、また長崎ふれあい遊歩道の修繕についてでございます。与那覇前浜及び西浜崎の海浜浸食被害対策については、令和3年6月定例会において、当地区は砂浜の減少が続いている海岸と認識しており、宮古島市としましては沖縄県海岸管理者に適切な対処をお願いしてまいりますとお答えいたしました。その後の対応としましては、令和3年度美ぎ島美しゃ市町村会において、本市の課題解決に向けた要望事項として、沖縄県知事や沖縄県議会に対し、前浜海岸の浸食に対して調査及び調査結果に基づく対策を実施していただきたいと要望書を提出したところです。沖縄県においては、現状把握や予算措置などを調整し、課題解決に向けた対応策が講じられるものと考えております。

また、海岸浸食により長崎ふれあい遊歩道の一部が崩落していることについては、海岸保全対策後改修していきたいと考えております。

続きまして、荷川取漁港に整備されている防暑施設の拡充についてでございます。荷川取漁港は県管理漁港となっており、防暑施設は県が今年度、令和2年度繰越しで整備をしております。宮古島漁港が防暑施設を整備した県に漁船巻上機の整備もお願いしたところ、事業が完了しているため、漁船巻上機の整備はできないとの回答があったとのことです。

これまで漁船巻上機整備は、構造改善事業を活用しております。構造改善事業を活用するためには、浜の活力再生プランに位置づける必要があるため、漁協においてプランに組み込んでいただきたいと考えております。宮古島漁協から漁船巻上機の要請があれば、漁協と連携して事業化に向けて取り組んでまいります。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

市道A—78号線と県道平良新里線の間の隅切り整備についてお答えいたします。

上地廣敏議員ご指摘のこの箇所は、ご質問のとおり、総合庁舎などの建設によりまして交通量が増え、また今後とも交通量の増加が予想されている箇所であります。議員ご指摘の見通しの改善については、現在県道を管理します沖縄県と調整を行っている状況でございます。

なお、当箇所の道路の改善ですね、隅切りを改善するまでの間は、標識などを設置するなど、交通事故防止対策を図っていきたいと考えております。

#### ◎上地廣敏君

では、順を追って再質問をしていきたいと思っております。

まず最初のトラッシュ残渣についてでありますけれども、これは沖縄製糖工場に確認をしましたところですね、平成20年／平成21年期のトラッシュについて、混合堆肥として破碎しているのが1万3,800トン、それからトラッシュ残渣のほうですけれども、6,900トンで、合計で2万700トン程度のトラッシュがいわゆる工場の敷地内に一時的に野積みされていると。このうち、いわゆるハーベスターによる刈取りによる

トラッシュについては、なかなか腐食をしにくいというふうなことなどもあって、一度、2年前でしたかな、県営圃場整備事業にこのトラッシュ残渣を導入してありますけれども、非常に腐食が遅い。そういったことから、サトウキビを植え付けてもなかなか発芽しないしというふうなことがあって、相当農家から文句が出ておりました。

考えられるのはですね、このトラッシュを破砕する機械、大東製糖には小型のものがあるようでありますけれども、大東のほうの製糖工場と宮古島の製糖工場とは規模が違いますから、もっと大型の施設を整備する必要があると。こういった機械を整備することによって、短期間にトラッシュ残渣などが圃場に投入され、非常に肥沃な土壌がつかれると。そうすることによって、生産性が当然高まっていくわけですから、そのことについてはもう一度ですね、調査をしてみたい、今後検討してみたいと。沖縄県では、今1社の製糖工場に導入されているという答弁でありましたが、これをですね、早期に調査をされて、例えば宮古島にある製糖工場、沖縄製糖、宮古製糖、それから伊良部の工場、この辺のところにとりだしの施設を導入すれば、整備すればいいかですね、早期に調査をして、願わくば来期の製糖期に間に合うような形で整備できないものか、もう一度ご答弁を求めたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

現在確認されているトラッシュの量というのは、沖縄製糖で約1万9,233トン、先ほど2万トン近いお話がありました。沖縄製糖で取り扱っている搬入量に対してですね、15%を掛けてですね、出した量を申し上げたいと思います。まず、沖縄製糖が1万9,233トン、城辺工場が1万8,595トン、伊良部工場が8,691トンで、約4万6,519トンになるのかなというふうに考えております。

早期の施設整備ということで実施してまいります、こういう施設の整備に当たっては、やはり補助金の導入とかですね、そういったいろいろな形の調整をしてみられないといけないというふうに考えております。ですので、ちょっと時間はかかりますが、早期のですね、対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

分かりました。ありがとうございます。では、早速調査研究をされてですね、国、県の補助金等の活用によって事業実施したいとのことでもありますけれども、できるだけ早めに施設の整備ができるように強く要望しておきたいと思います。ありがとうございます。

次に、コロナ対策としての応援支援金であります。いろいろ令和3年度の一般会計当初予算でも漁業再生交付金だとか、いろんな事業メニューは予算化されておりますけれども、この差額分を追加支給すべきではないのかと私は言っておりますが、これについてはですね、再度お尋ねしますけれども、ほとんどの事業者で20万円ずつ、1事業所当たり20万円ずつの交付がされていると。最近漁業者の皆さんから、マスコミに一律20万円の支援金の支給があったというふうな報道がされるたびにですね、漁業者は見捨てられているんじゃないかというふうなですね、自分たちは10万円しかもらっていないというふうな不満の声が聞こえております。これについてはですね、ぜひ実施できる、できないについてはですね、はっきりと答弁をしていただきたいと思います。農林水産部長、よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

水産業は一度交付金を出しておりますが、また農業はですね、まだ一回も出してはおりません。そうい



う中ですね、私どももどのような形で対策ができるのかどうかということについてですね、既存の事業も含めて、いろんな形でですね、所得を高めるための政策をやっていききたいなということで、今調査研究を実施しているところでございます。

◎上地廣敏君

農業者にもこの支援金20万円の支給はされていない。したがって、漁業者への追加支援もこれから調査研究をしていきたいということだと思いますけれども、ではですよ、農業者にもこの支援金の支給があるというふうに考えていてもいいのかどうか、その辺もう一度お願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時03分）

再開します。

（再開＝午後2時04分）

◎農林水産部長（平良恵栄君）

先ほども石垣市の事例に対する回答いたしました、同様に農業関係についても調査研究をしながら、他町村のですね、状況も含めて検討していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

石垣市の状況というのは、いわゆる指し値の関係であります。石垣市においては、過去2年間の7魚種、7つの魚種について、過去2年間の平均単価、競り単価ですよ、平均単価を取って、それを指し値として競りにかけるというふうな方法を取ってきたわけです。宮古島では、そのことについてはどうするというふうなのは当然もらえていないんですけれども、今後検討したいということであるのかですね、それとも先行して10万円、5万円の支援金を出しているから、全く検討するに値しないというふうに思っているのか、その辺もう一度はっきりと答弁をしていただきたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

石垣市の場合、競り、上場という形でやられているというふうに思っておりますが、宮古の場合は鮮魚の競りを行っているのは宮古島漁協だけです、伊良部漁協の場合は仲買の買い付けという形になっております。池間の場合は、競りのほうには宮古島漁協を使って行っているという形になっております。

そういうことで、一概に石垣市と比べてという形ですね、そういった補助のものができないということで、今現状ですね、宮古島漁協の8魚種に関して調査をしたりですね、いろんな形で、どういった形で今漁業のコロナの影響がどれぐらいの形ですね、漁に影響を与えているかどうかということですね、今調査研究しているところでございます。

◎上地廣敏君

宮古島では3つの漁協がありますけれども、部長がおっしゃっているように、競りを実施しているのは宮古島漁協だけ。伊良部は、全国的に見てもまれなですね、仲買が全て仕切っているというふうなこと。それから、池間漁協にとっては競りの開催ができない。したがって、宮古島漁協に漁獲した魚を競りに持ってくると。そうした場合は、当然宮古島漁協では、宮古島漁協の組合員が漁獲した、捕った魚介類

の競りを優先してやっているわけですが、その後に池間漁協が入ってきて、池間漁協の魚介類についても競りを行うと。そうするとですね、どういったことが起こるかという、いわゆる宮古島漁協の組合員が競りに出した魚の値段が下がるんですよ。池間漁協の魚もあるから、仲買人はその量を見て魚の値段を決めていくというふうなことで、今現在正直言って宮古島漁協のほうに競りに出している漁民の皆さんは、損をしていると言えれば損をしているような実態があります。

ですから、そういったことも踏まえてですね、伊良部漁協は特殊な形態としても、実際にやっている宮古島漁協について、ぜひコロナが終息するまでの間であってもですね、そういった指し値の検討をされて、漁民が不利益を被らないように対策を取っていただきたい。これは、いつ頃までにその調査研究をしたいということなのか、それともずっともう検討中ですと引っ張っていくのか、答弁をしていただきたいと思っています。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

上地廣敏議員の質問に質問にお答えします。

第一次産業は、こういう緊急時においては強いもんだというふうに思っております。しかしながら、このコロナ感染の中で漁協長あたりからは、コロナによる魚が売れないと、漁に行けないというような、経済団体での懇談会等では聞いております。

そういう意味におきまして、先ほど石垣市の事例が紹介ありました件について、漁業家の皆さんにはできるだけ漁に行ってもらい、そして市としても捕ってきた魚をしっかりと換金して漁民の皆さんに返していくというようなこと、これは一時的には支援金という形を取らんといかんかもしれません。また、今取り組んでおりますのが、学校給食等を含めて宮古の大手スーパーもその在来の魚を使いたいというような、あればしっかりと売りたいというようなこと等もありますから、そこでは急速冷凍等の加工に、ある意味での宮古島からさばきの分の支援等をして、この捕れた魚を市場に回すというようなですね、形で、重層的な形で、持続的に取り組まんといかんのかなというふうに思っておりますから、競り値の対象魚種と補填の額、それから捕れた魚の保存と加工の仕方等、一体的に検討させてもらいたいなというふうに思っております。このことは、一応大きな課題だと思っておりますので、しっかりと取り組ませてまいります。

#### ◎上地廣敏君

次に、外国漁船の創業等調査・監視事業についてであります。先ほどの部長答弁では、国に対して基金と、それから県漁連、県などが連帯して要望をしているというふうな答弁であったかと思いますが、令和4年、来年の2月末に国においては決定されるということでありましたが、今の出されている情報からすると、非常に厳しい状況にあるということが聞かされております。

私は、このことについてはですね、ぜひ恩恵を受けている地元の漁業者団体、それから宮古島市、県、県漁連など、漁業に関する関係団体が網羅してですね、国に対して強く予算化を働きかけるべきだと思っております。コロナ禍で、多くの人が要請団として東京へ出るということは大変厳しい状況ではあると思っておりますけれども、しかしそれをそのまま放っておくわけにもいかないというふうに思っておりますから、何らかの方法で早期にですね、来年の2月末と言わずに、早期に国に対して働きかけを強めるべきだと思っております。ぜひ市長のですね、強い調査事業に対する思いをですね、国のほうに届けて、漁業者の安心、安全な操業を確保するという意味からも、国に対する働きかけをやっていただきたいと思ってお

ります。市長の考えをお聞きしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

日台漁業協定以降、沖縄の漁場が大分中国に侵食されているという認識しております。かつてのサンゴ曾根も大分中国漁船によって荒らされております。もう当面は、日台漁業取り決めですね、台湾との取決めの中でルールづくりをしておりますけれども、やはり台湾の大型船の中で極めて難渋しているんじゃないかというふうには思っておりますが、この日台漁業取り決めの中での漁場の確保と資源の保全と、そして漁業者を守っていくということは当然だと思っております。来年度から始まる新たな沖縄振興計画の中でも、そういう領土、領海をしっかりと保全して、離島の定住化を進めるという趣旨等からいたしましても、私は係る状況の中ではしっかりと漁業を守る、漁民の定住化を図るということは当然であって、しっかりと私も取り組んでまいりたいと思います。

◎上地廣敏君

次に、与那覇前浜、それから西浜崎の海浜侵食であります。観光協会からも強い要望書が出されているし、宮古のですね、観光地である与那覇前浜、そしてまた最近ではよく長崎の西浜崎の遊歩道を活用してですね、健康、体力づくりのウォーキング、ノルディックウォーキングですか、そういったものが盛んに行われております。そういった意味からも、この長崎の西浜崎の遊歩道の改修は早期に、早急にすべきだと思っております。

土木事務所と協議をしておりますというふうなことですけれども、向こうは侵食、決壊してですね、もう2年になります。2か年間全く手がつけられていない状態、これで県に対してどういうふうな協議をされてですね、県のほうからはどういった形で、いつ頃をめどに対策を取りたいと言っているのかですね、ただ協議をしているという状況なのか、現在の実態について答弁を求めたいと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

この西浜崎の海岸保全の件なんですけれども、農林関係でですね、調整をしているところなんですけれども、本当になかなか前に進まない。今ちょっと調整のそういった資料等というのは持ち合わせておりませんが、結局のところこの侵食を止めていくには、やはり大きな行動を起こしていく必要があるのではないかと。というのは、農林海岸でですね、海岸保全を実施していこうとすると、守るべき農地がないということがまず懸念されていてですね、思い切った事業ができないということを伺っております。そういうこともありまして、どの所管でですね、こういった工事をやっていくのかというのが一番の課題になっているというのが今の現状であります。

◎上地廣敏君

今の答弁では、農林サイドで事業実施する場合に、背後地に守るべき農地がないから進展がないというふうな聞こえ方ですけれども、ではですね、農地がないのであれば、国土交通省所管の土木所管の事業でできないか、これは庁内会議でもやって、どの法で申請をしたほうがいいのか。守る農地がなければ、そのまま侵食された状態で、あるいは決壊した遊歩道をそのまま放っておいていいのかということになります。どの方法を取ったほうが早急に回復するのかですね、県が動くまで黙って見ているのか、あるいは市として何らかのアクションを起こすというふうな考えはないのか、もう一度答弁をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

速やかにこれはちょっとやらんといかんというふうに思っていますね、一応現場は見させてもらったけれども、早急に補修しとったほうがいい場所、それから抜本的にやってもいいような場所等、ちょっと見られましたんで、基本的には農林護岸であれば農林護岸としてしっかりと農林予算で対応する。場合によったら、災害等で採択できないかも考慮する。それは知恵の働かせ方だというふうに思いますから、当面早急に手をつけんといかんところもあるような気がしますね、現場ね。そういう部署は、暫定的でも早急に手を打つ。それから、長期的には基本的な全延長についての補修をする等々の整理を我が庁内でも、また県とも連携して対応できる方法を工夫していきますんで、よろしくどうぞ。

◎上地廣敏君

次、5点目のコロナワクチンについてであります。いろいろ診療所によっては、医療機関によっては、解熱剤を要求する人にですね、問診なりをしてというふうな形で、料金が発生しているということでありましてけれども、もしそうであるならばですよ、ワクチンを接種しに行く人は全額無料でできるというふうに思って、その会場に行くわけです。聞けば、無料で接種できると思ったから、財布を持ち合わせていない。料金が発生すると聞いて、慌ててうちに戻った人も中にはいるようです。

ですから、どのような場合に料金が発生するということを事前に知っていたのであればですね、これは接種会場でも貼り紙をして、こういった場合は幾ら料金が発生しますと、そういったPRをですね、事前に市民にやっておかないと、市民は不満を持つわけですね。ある医療機関に行ったら全額無料、この医療機関では料金が発生した、料金を取られたというふうな不満が今出ておりますから、まだ接種を受けていない方々はたくさんいらっしゃると思いますので、早めにそういったPRを、場合によってはこれこれの医療機関では料金が発生しますよということをもし発表できるのであれば、そういったことまでもしてですね、早めの接種、接種率を上げるための工夫にもなると思いますので、そのことをやっていただきたい。もう一度答弁を求めたいと思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

議員のご指摘のとおりだというふうに思います。予約をですね、受け付ける際にですね、しっかり説明を加えるようですね、その医療機関に周知をしたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

次、6点目の下地の老人福祉センター跡地の利活用計画でありますけれども、あの老人福祉センターの跡地の周辺には市営団地がありますし、県営団地が隣にあります。また、隣接して児童館があります。下地の農業構造改善センターも立地しております。中心地でありますから、明日にでもですね、この雑草の状況、そういったものは実施して、いい環境にしていきたいと強く要望をいたします。これはやろうと思えばすぐできることでありますから、ぜひ総務部長には財産管理、公共用地の管理の面からもですね、すぐに手をつけていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

次に、7点目の道路改修について伺いますが、あの路線名のない百二、三十メートルぐらいの道路でありますけれども、L字型で、しかも道路いっぱいフェンスが張られてですね、非常に危険な状態。何回も事故が発生しているというのは、向こうを利活用している市民からの話なども出ております。加えて、海上保安署の宿舍が今建築中でありますしですね、そういったことなどからすると、早めに土木事務所のほうと協議をされて、隅切りをして、交通の安全を確保していただきたいというふうに思います。もし県と

協議の上、できるということであれば、大体目安としていつ頃をめどにやりたいというふうなことは答弁できるのであれば、ひとつよろしく願いいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

いつ頃をめどにということではありますが、時期については明確には答えられませんが、現場は先ほども申し上げましたとおり、総合庁舎の建設で交通量が増えておりますし、そして海上保安署の宿舎ができるということでございますので、計画といたしましては保安署の宿舎ですね、そこができるまでに何とかできないものかというふうな段取りで作業を進めていきたいと思っております。

◎上地廣敏君

最後になりますが、荷川取漁港の防暑施設の機材の整備ですけれども、先ほどの部長答弁で漁協のほうからこういった要請が、要望が出されれば、一緒になって検討していきたいというふうな答弁であったかと思っておりますが、そのように理解してよろしいか確認をしたいと思っておりますので、もう一度答弁をお願いしたい。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

今要望されている巻上機の設置場所、これは従来は5トン以下の船が多く泊まっていた箇所なんですけれども、そこに防暑施設ができて、これまでと違った形ですね、今もう5トン以上の船がですね、ほとんどとなっている状態でもあります。ですので、今まで使っていた巻上機、もう相当古い巻上機になっておりますけれども、これは5トン以下ということで、もう対処できるような状況ではないというのは承知しております。今後ですね、我々が、市のほうがですね、なぜ浜の活力再生プランに位置づけてほしいかというのはですね、これに位置づけることによって、事業の導入の申請ができていくという形になりますので、それをしっかりやった上で、高額の補助ですね、漁協の負担の少ない形ですね、整備を進めていきたいなというふうに考えています。

◎上地廣敏君

時間もそろそろなくなってまいりました。最後に一言申し上げて質問を終わりたいと思いますが、一人の議員として2期8年間の間、32回にわたって一般質問をしてまいりました。一般質問を通して市長の政治姿勢、市政運営をただしながら地域の課題解決に努めてまいりました。その結果、実現できたこともあれば、まだ道半ばのものもありますが、当局におかれてはその実現方、最大限取り組んでいただきたいというふうに強く要望したいと思います。

1つだけ残念な、実現していないことのひとつがあります。これは、昭和19年から昭和20年、終戦にかけて宮古島の平良第一国民学校、それから下地の国民学校の小学3年生から大体6年生までの児童生徒が宮崎県の小林市のほうを中心とした地域に学童疎開をしております。およそ100名、家族入れて96名ぐらいというふうにカウントしておりますけれども、私はこの件について前政権のときから4回ほど一般質問をしてまいりました。なかなかこの学童疎開の碑、記念碑ですね、碑を建立することをためらって今日を迎えております。戦時中、非常に厳しい時代にお世話になった地域への恩返しのためにもですね、あるいは実際にそういった厳しい、苦しい体験をされた皆さん、もう今大体90歳です。疎開された皆さんだけでは、この碑の建立は非常に厳しいものがあると私は思います。したがって、市が一緒になって、ぜひこの学童疎開の碑の建立をお願いしたいと思います。

大城教育長には初めてのことだと思いますが、県内ではですね、南風原町の文化センターのほうの敷地にもですね、この南風原町の学童疎開の碑が建立されております。浦添市に至っては、宮崎県の日向市に、庁舎にですか、そういった碑をわざわざ、当時の儀間市長が出向いて除幕式も行っております。宮古島市もですね、ぜひ学童疎開の碑を建立して、お世話になった当時の宮崎県の小林市の住民の皆さんにもお礼を申し上げながら、ぜひ取り組んでいただきたいと。私はこれがお世話になった地域の方々への人としての当たり前のことだと思います。ぜひよろしく取組のほどをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎友利光徳君

それでは、私も質問に入る前にですね、私見を述べさせてもらいます。

約10年ぶりに議場に戻りまして、第一印象はですね、職員の顔に替わりがあったということです。いわゆる若返ったというのかな、そういうことであります。常に感じることはですね、職員は私にとっては先生であるということを理解しておりました。要するに、教えてくれるからですね、何でも。旧城辺町時代で、町長に質問をすると、助役自身がですね、進んで答弁をしていました。しかしながら、本議会で質問をするとですね、なかなか答弁してもらえなかった気がします。その中において一番印象に残るのは、上里樹議員とのやり取りで議場を出ようとした態度ですね、あれはどうも議会を招集する権者としてはいまいちかなという感じをしております。

通告が終わった後ですね、市民からの電話がありまして、ちょっと申し上げておきますけども、城東中学校の前の道路と東の道路がですね、水銀灯が消えているという連絡がありました。いろいろ西西自治会ですね、川満さんから聞くと、以前に、前政権に西城学区の自治会の皆さんで要請をした経緯があるということでもあります。

また、保護者からの苦情というのかな、相談というのかな、城東中学校でクーラーの使用時間のいろいろ限定というのかな、そういうのがあると。また、工事が終わらないので、授業に支障を来しているということでもあります。どうか確認をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、城辺トレーニングセンターがですね、去年の5月から使用禁止になっておりますけども、城辺中学校の体育館利用の件ですね、城辺学区はこれまで使ってきたんですけども、どのようになるかなというのを危惧しております。

それから、弾薬庫配備はですね、地域住民の合意形成が最優先であるということを報告しまして、質問をします。

まず、農業振興についてでありますけども、さとうきび収穫管理支援事業についてでありますけども、これは3月定例会で提案されたんですけども、賛成少数ということで否決をされておりますが、これは再提案する計画はあるのかなのか、あるとしたらいつなのか、これだけで答弁をお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

再度提案しないのかとのご質問でございます。現在既存事業の検証、精査を進めつつ、拡充強化を含め、検討しており、今後生産意欲や所得向上につながる事業について提案させていただきたいというふうに考

えております。

◎友利光徳君

農家に住む議員としてですね、農民の方から、議員は要らないんじゃないかと、そういう判断をするのであればね、そういうたくさんの方の苦情をいただいたことを一応報告して、次に移りますけども、2番と3番と6番は省きます。

4番ですね、これは農地です。原状回復が不可能な農地は何件ぐらいあるのか答弁を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

原状回復が不可能な農地は、今のところございません。

◎友利光徳君

それではですね、これは松原地区になりますけども、原状回復できない理由についての説明を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

移転先の土地は、沖縄県に令和3年4月22日に一般廃棄物最終処分場廃止確認申請を提出し、令和3年6月25日付で廃止確認通知を受けております。このたび経営者から沖縄県へ申出書が提出され、現在の重機置場を使い続けるため、農地の転用を各方面に働きかけ、調整する方針であり、これまでの状況を踏まえ、沖縄県にも理解を求めるといった要望がありますが、沖縄県の回答によりますと、法令規則に基づき、対応を行っていくという考えですが、農業振興、優良農地の確保という農地法の趣旨に照らし合わせ、今回の違反転用事案を認めることはできないという判断の回答であり、宮古島市においても沖縄県同様、引き続き当該農地の工作物の撤去及び原状回復をするよう求めていきたいと思っております。

◎友利光徳君

それではですね、7番目の農業委員の職責と役割についてでありますけども、農業委員会等に関する法律第35条でですね、事務を行う必要があるとき、農地などの所有者、耕作者、その他関係者に対して出頭を求め、もしくは必要な報告を撤し、または委員、職員に立ち入らせて必要な調査をさせるとあるんですけども、農業委員会会長、簡単に教えてください、これまで実施した経緯があるのかないのか。あるとしたら何回か、これだけで結構です。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員は、地域の農業者から選任された代表であり、公平、中立に農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査、指摘など、農地に関する事務の執行が職責であり、また役割であると考えております。パトロールも全国主催に年1回行われております。宮古島市もこれまで行ってきました。

◎友利光徳君

私は、5年前に農業委員の一人としてこの現地をパトロールした経緯がありますけれども、このような質問をするのは、する人が悪いのでしょうか。農業委員会会長はどのように考えますか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農業委員の職責、やはり皆さん農家のための、また財産を預かる我々の大事な職務でありますので、農家とともにこれからも一生懸命励んでまいりたいと思っております。

◎友利光徳君

次にですね、総合庁舎建設についてお尋ねをしますけども、竣工日について、いつ竣工されているのか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

総合庁舎竣工届出日は、令和2年11月30日でございます。

◎友利光徳君

2番目のですね、検査に合格したということには間違いはないと思うんだけど、検査の結果の通知について、いつやったか。2番目。

◎総務部長（宮国泰誠君）

本庁舎検査日は、令和2年12月10日付で同日に通知をされております。

◎友利光徳君

それではですね、3番目の請求書提出日、そして受理をした日はいつなんですか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

本工事費ですね、請求書は令和2年12月11日に提出されまして、同日に受理しております。

◎友利光徳君

それではですね、4番目の支出負担行為について、いつされているのか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ちょっと今ご質問は支出負担行為ということでしたが、聞き取りのほうはですね、支出決議票、支払日ということだと思いますので、支出した年月日は令和2年12月23日となっております。

◎友利光徳君

会計課のほうに答弁を求めますけども、上里樹議員が前の会計管理者に聞くと、12月28日にまだ支払いされていないと上里樹議員に言いましたよね。これは正しいですか、正しくないですか。誰が答弁する。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時46分）

再開します。

（再開＝午後2時47分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

ちょっと今確認をいたしましたけど、28日と答弁したというふうな話ですけども、これ議場では答弁をしていないということで、会計課に訪ねてこられたときには、まだ書類の確定ができていないというふうなお話をしたというふうに今確認をいたしました。

◎友利光徳君

設計変更されていると思うんだけど、その設計変更した協議書というのは実在しますか。されていないと、市長裁量でされたのか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

内容変更の協議書については、きちんと設計変更協議書により協議を行い、設計変更しておりますので、協議書は実在をいたします。

◎友利光徳君



それではですね、7番目に増額に充てた、詳しいことはいいですけども、6種工種がありますね。その中の増額をした会社名だけ、6社説明してください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

増額変更しております。まず、土工については株式会社大米建設、鉄筋工はオリエンタル白石株式会社ほかですね、型枠が株式会社忠栄ほか、建具工は金秀アルミ工業ほか、塗装工は協栄塗装工社、仕上げユニットは株式会社南海ほかとなっております。

◎友利光徳君

9番目のですね、議会答弁で、これ6月の定例会で上里樹議員に答弁しているんですけども、議会答弁で精査をして確認をしたいと申し上げていますが、簡単に内容があるのであれば。

◎総務部長（宮国泰誠君）

去る6月定例会です、総合庁舎建設工事についての一般質問の中で、何点かの質問に対して明確にご答弁できない事項がありました。そのときには、確認したいと思いますというふうな答弁をいたしました。その内容についてはですね、もちろん我々職員も中身を点検をいたしております。また、その中、ちょっと私たちでも判断つかない事項等も出てきておりますので、現在県の土木建築部に意見照会をしているところでございます。

◎友利光徳君

次は、職員管理についてお尋ねをしますけども、私は市役所の中でですね、本市の職員は優秀な職員が多くいるんじゃないかなと常々考えております。しかしながら、勤務時間であろうと思うんですけども、よくその持ち場をですね、離れて何かやっている職員をよく見ます。これは、副市長、職員管理の観点からですね、副市長のほうで職員の研修等は計画ないのか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

職員に対する研修についてはですね、これまでも公務員倫理に関する、あるいは地方自治制度、地方公務員制度等ですね、実務に関することなどを研修しております。これは新規採用者職員についても同じことですけども、中堅職、係長級以上であるとか、課長、管理職までですね、それぞれ実施しております。

◎友利光徳君

人をば見ないで法に従いという原則があるらしいですけども、次の職員の勤務態度についてお尋ねします。

これは、1と大体関連をするんですけども、職員は私にだけそういうところが見られるかどうか分からないんですけども、よく持ち場を離れてですね、自由自在に仕事をしない職員がいるんですけども、市長、これはもしかしたら部署が合わないかもしれないですね。できれば議場じゃなければ名前もみんな公表して、みんなであらいたいんですけども、これは答弁はよろしいですので、次に倫理規程について質問します。

本市において、規程はありますか、ありませんか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

きちっとですね、宮古島市職員倫理条例、また宮古島市職員倫理規則等を制定しております。

◎友利光徳君

これは、本市はいつ頃作成したのか、資料によると沖縄県には11市町村ぐらいあるらしいんですけども、いつ作成しましたか。

◎総務課長（砂川 勤君）

条例、規則ともにですね、平成28年4月1日施行でございます。

◎友利光徳君

規制をしている職員の行為というのかな、これで上から順序で3つぐらい重要な箇所を説明してください。中身をですね。

◎総務課長（砂川 勤君）

条例には、目的からですね、定義、委任まで11条ございます。職員の倫理規則第3条において、禁止行為あるいはその他禁止行為、倫理監督職員への相談、不当行為等、17条で規定されております。

◎友利光徳君

じゃですね、これは営利目的ではやっていかないというふうな規定があると思うんですよね。これは、総務部長、いつ、平成二十何年に、27年ということは、前政権のときにつくられたわけですね。前政権でつくって、自分で営利目的、まあいいでしょう。

次に移ります。障害者事業所支援、施設建設についてでありますけども、これは答弁はよろしいですけども、相談者がですね、これは伊良部のNPO法人サシバの会関連者なんですけども、答弁はよろしいですけども、相談をする方とですね、相談を受ける方は、要するに向き合ってほしいなということを一応提言しておきます。ということですね、これまで3年に1度の契約だったけども、老朽化に伴い、1年に1回ということで、場所があれば自分で補助事業で建設したいという気持ちがあるんですけども、何かあんただけではないのでという言葉表現したというふうなことになっていきますので、営利目的じゃない方がこういうふうな社会貢献するわけだから、そういうときにはもう少し向き合ってください、相談を受けてほしいなと思っております。

次はですね、農村の課題についてお尋ねをしますけども、福嶺団地の建設時期についてであります。これは1棟ですけども、昭和55年度に建設されて、築40年になっております。皆さんが策定しました長期計画の中にも上位のほうにランクをされていると私は理解しておりますけども、これいつ建設しますか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

市営住宅建設につきましては、宮古島市公営住宅長寿命化計画に基づいて整備を進めておりまして、建設年の古い住宅を優先としまして進めておりまして、来年度は上原市営住宅の建て替えを予定しております。その後については、まだ確定はしておりませんので、福嶺団地の整備の年度についても現在のところは未定の状況でございます。

◎友利光徳君

上原市営住宅よりも、ここは福嶺団地のほうがランクは上だったかなと理解をしているんですけども、早め実施するようにですね、要望して、次に移ります。

これ、2番と3番は何か関連するような気がするんですけども、人材育成ですね。それと、農村を支える人材育成、農業大卒というふうにあるんですけども、申し上げたことはプロフェッショナル、いわゆる農業のプロというのかな、そういう人材をですね、育成をして、農家、農村を支えると、そういうシステム、

例えばの話なんですけども、農業大学に通っている生徒の授業料の免除とかですね、それから沖縄県宮古農林水産振興センターの職員との人事交流とか、いろんな面で農家を支える人材を育成してほしいなという気がありますけれども、どのように理解しているのか。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

聞き取りで、二、三年で異動させず、農業関係の専門職を配置できないかということについてでございます。農政課においては、農業に特化した人材をどう育成するかも一つの課題となっております。しかしながら、本人の意向や課内、部内の職員配置等も考慮しなければいけないことと考えます。今後定期人事異動前において、総務部に部としての要望を伝えていけるよう取り組んでまいります。

◎友利光徳君

4番は、ちょっと勉強不足ですので、飛ばしてですね、半農半X実践者の支援についての答弁をお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

農村課題についてということで、半農半X実践者の支援についての中で、聞き取りでですね、兼業農家に対する支援についてということでの答えでございます。

農政課が助成する経済栽培については、専業、兼業区別なく助成をしております。

◎友利光徳君

次は、道路行政についてお尋ねをしますけども、これは荷川取1号線の進捗状況について、私が見たら全く前に進んでいないような気がするけども。

◎建設部長（大嶺弘明君）

荷川取1号線の進捗状況についてです。まず、荷川取1号線は延長740メートル、道路幅員17メートルの幹線道路でございます。事業の進捗状況は、令和2年度末時点の事業費ベースで9.6%となっております。今年度は3,284万円で物件移転補償費及び用地買収3件の事業執行を行ってまいります。

◎友利光徳君

危険箇所がですね、住所でいうと大体180番ぐらい、あの辺周辺あたり、塀が約20メートルぐらい道路にちょっと傾いて危険なところがあるんだけども、その箇所からの補償というのは考えられますか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ただいまの議員ご質問の件ですが、このブロック塀の倒壊危険場所につきましては、住宅の建物移転補償費と併せて行うためですね、来年度において県からの予算措置ができ次第、速やかに対応してまいりますと考えております。

◎友利光徳君

次は、畜産関係における各種補助事業の採択から事業廃止に至るまでの事務的流れについての説明を求めます。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

特定地域支援対策事業の採択までの事務的流れといたしましては、事業主体より事業導入の要望がなされ、市と事業主体とのヒアリングを行います。事業の採択基準を満たしていると判断できた時点で事業計画書を県へ提出し、計画書に基づき県とヒアリングを行います。その後、県と国がヒアリングを行い、最

最終的には国からの計画承認を経て補助事業がスタートします。

事業導入後における途中廃止につきましては、事業主体より財産処分承認申請書が市に提出された時点で市から県に、県から国へ申請を行い、最終的には国からの承認によって財産処分を行います。

◎友利光徳君

これは、佐和田農業生産組合の件なんですけど、これは60頭規模で補助事業を導入しております。これ、市の持分はないんですけども、75%だったかな、国と県の補助事業で補助を取っておりますけども、前の議会で聞いたときには、何も牛もないということだったんですけども、改善計画内容についての説明をお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

改善計画内容の説明についてということでございます。事業主体より提出されました事業計画書によりますと、令和4年度において繁殖用素牛を10頭導入する計画で、令和7年度までに繁殖牛70頭を導入する計画内容となっております。また、子牛出荷計画については、令和7年度において年間67頭の出荷計画となっております。

◎友利光徳君

これは、利用状況報告というのを出すことになっているんですよね。今の説明を受けると、子牛の話をしているんですけども、現在何頭いますか。そして、再開時期を令和7年度ですか、これ約束できますか、農林水産部長。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

再開時期を明確に示せということについてでございます。令和4年度を初年度として、令和7年度までの事業改善計画となっております。

◎友利光徳君

これは皆さんに提出された計画書で、計画書が守られない場合はどのようになるんですか。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

事業主体より改善計画に向け、事業計画が提出されておりますので、現時点では財産処分承認申請書は提出されておられません。

◎友利光徳君

5年後の話をするのもちょっと筋が合わんかなと思うんですけども、私はどうもこの事業主体は、皆さんはどうかなと思うんですけど、ということはどうですか、今のところは、じゃ財産処分申請というのを出さなくてもよろしいというふうに理解してよろしいですか。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

これは、補助金返還についてということでもよろしいでしょうか。市としましては、提出されました改善計画が実行され、事業目的の達成が図られるように関係機関と連携し、指導してまいります。補助金返還については、改善が認められない場合において最終的に国、県が現状を確認し、判断することとなります。

◎友利光徳君

農林水産部長の答弁を信用して、次に移ります。

畜産振興についてでありますけれども、優良繁殖牛の補助金の大幅増なんですけれども、一括交付金を活用してですね、沖縄県では優良牛に補助を出している市町村はですね、12市町村ありまして、宮古島市はこの事業には該当はしていませんでした。

ちなみに、参考までに申し上げますとですね、石垣市、豊見城市、南城市、国頭村、今帰仁村、本部町、南風原町、伊平屋村、久米島町、八重瀬町、名護市あたりであります。次年度と申しますか、畜産振興のためにですね、一括交付金を利用して南城市のように50万円補助する計画はないですか。できないですか。今は10万円だと思います。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

優良繁殖雌牛奨励補助金の大幅増額実現についてでございます。宮古島市優良繁殖雌牛奨励補助事業は、平成26年度より実施しています。宮古島市における家畜の改良を促進し、畜産経営の安定と生産振興に資するため、優良繁殖雌牛自家保留または沖縄県農業協同組合貸付け牛事業により導入した畜産農家に対し、予算の範囲内で宮古島市優良繁殖奨励補助金を交付しています。今年度の予算額は4,465万円で、県外導入牛15頭、県内導入牛及び自家保留牛409頭を予定しております。令和4年度以降は一括交付金を活用した繁殖雌牛の更新事業の施策を計画しております。補助内容については、導入費用の2分の1、40万円を上限に年間80頭、10年間で800頭を計画しております。

◎友利光徳君

市長、今の答弁を聞いて、畜産関係の方は喜んでいないかなと思っております。ぜひですね、畜産農家の高齢者の話をよくしますけれども、やはり補助額をですね、引き上げれば畜産農家が増えるんじゃないかなという期待をしております。ぜひよろしくをお願いします。

それからですね、新規就農者に対する資材の補助の実施についてですけれども、大体これは5頭規模ぐらいの生産農家からの相談でありますので、その辺りでの実施できる範囲でよろしいです。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

新規就農者に対する資材補助実施についてでございます。新たに畜産業を開始したい農家への支援としては、国の制度で新規就農一貫支援事業、スタートアップ支援事業がございます。牛舎整備、機械等の購入に対し、補助する事業となっております。

◎友利光徳君

次はですね、3番目の特定地域経営支援整備事業についてですけれども、これは先ほど申し上げた佐和田農業生産組合も一緒であります。これは上野の大嶺部落からのですね、上地さんからの意見なんだけども、あちらは100頭規模までもう増やしております。この将来性について。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

本事業は、本土農業との格差是正及び沖縄農業の持続的な発展を図り、意欲ある多様な経営体の育成、確保を目的としていることから、本市においても畜産業の経営安定に向け、生産基盤の強化を図り、生産者の所得向上、持続可能な畜産振興のため、各種事業を推進しているところです。

今後も意欲のある経営体の育成、確保を図るため、事業導入の要望には関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

次はですね、10番目のごみ収集運搬委託契約についてでありますけども、本市は欠格要件とか、いろいろ実務責任者講習のほうの修了書の扱い方とか、何か知らんけど、条例ががらがら、がらがら変わっているような気がするんだけども、担当課長によって。もしこれが守らなくていいんだったら、条例から外してもいいのかなど。何か条例で縛っているような気がするんだけども、どのように考えているのか、答えられる範囲でよろしいですので、やり方がちょっと間違っているんだけども、質問の仕方が。

議長、休憩。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後3時17分）

再開します。

（再開＝午後3時18分）

◎生活環境部長（友利 克君）

大変失礼しました。

通告2番目の実務責任者講習の修了書の扱いについてです。一般廃棄物実務管理者講習について、家庭ごみ収集運搬委託業務の受託者に講習を受ける法的な義務はありません。市としましては、一般廃棄物処理を安全、安心、確実に行う上で必要な実務、法律の知識及び技能などを確認する意味でも、受講することが望ましいと考えております。収集運搬業務を委託されている方で、講習を受けていない方がおりますので、受講するよう案内を行っているところです。

◎友利光徳君

生活環境部長、今の答弁からですね、これ何社ぐらいいますか、まだ講習を受けていないのは。

◎生活環境部長（友利 克君）

家庭系ごみ収集運搬委託業者の中では、受講していない業者は1社のみということになります。

◎友利光徳君

3番目はですね、生活環境部長、ちょっと通告がおかしいんですけども、本当は2人でごみ収集するべきの方がですね、1人でやっているということが組合から入っておりますので、そういうことがないように指導してください。

4番目はですね、市長のほうに答弁を求めますけども、市長もよく会っているからご存じと思うんですけどもね、組合員同士ですね、前の組合員と今の組合員と裁判を起こしています。これは、言わば利権関係でですね、仲間割れしているような気がして私はなりません。ですから、これ沖縄県、石垣市もそうなんだけどもね、組合員と一括契約しているんですよ。組合員が一つになって。だけど、こっちの宮古は第2の組合というのをつくろうとしたんですよ。それでけんかになって、裁判をしているんだけども、これをですね、市長の手腕でですね、アドバイスして条件というのかな、組合にみんな加入して、その組合と契約するというふうな説明をですね、関係者を呼んで指導することはできないんですかね、市長。

◎生活環境部長（友利 克君）

組合加入促進についてお答えいたします。

事業協同組合とは、中小企業者がお互いに協力し、助け合う精神、相互扶助の精神に基づいて共同で事

業を行うことで組合員の経営の近代化、安定合理化、さらに経済的地位の改善向上を図るための民間の団体、組織でございます。そのような組織、団体でありますので、市がその加入促進に対してアドバイスなどをするような立場にはないものというふうに考えております。

◎友利光徳君

ちょっと最後が聞けなかったんですけども、次に教育行政に移ります。

本市のですね、小学校、中学校、高校はちょっと部外になりますね。小学校、中学校でのワクチン接種状況ですね、これについて説明をお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

答弁の前に、接種が12歳以上からということになっております。12歳ですので、小学校6年生からということになりますけども、これはあくまでも誕生日を迎えて12歳ということになりますので、6年生でも誕生日を迎えていない子供については、接種できないということをもって説明をさせていただきます。

それでは、答弁いたします。9月15日時点の接種率をお答えいたします。小学生、12歳の接種率は1回目が15.8%、2回目が7.8%でございます。中学生については、1回目60.7%、2回目が43.1%、高校生は1回目が63.8%、2回目が48.2%となっております。

先ほどの12歳についてですけども、誕生日を迎えて12歳になっている児童の接種状況は、1回目が42.3%、2回目が20.9%となっております。

◎友利光徳君

小学生が低いんですけども、やはり家庭内感染が多いよという話がよく聞かれますので、これはちょっと問題じゃないかなと思っております。

次に移ります。修学旅行についてでありますけども、これは今朝のテレビでですね、九州の各県の感染者が出ていましたけども、佐賀県あたりはですね、13人ですか、低くなっているんですけども、修学旅行というのはどのように考えているのか。

◎教育部長（上地昭人君）

まず、修学旅行というのは、学校の行事に当たります。学校の行事は、校長の裁量になっております。これを踏まえてお答えいたします。

修学旅行の予定及び実施状況は、9月13日現在で小学校16校のうち、実施済みが島内、宮古本島内で4校、今後予定している学校は島内旅行で5校、沖縄本島内で4校、検討中が2校となっております。

中学校では、11校のうち修学旅行を済ませた学校はまだありませんが、今後の予定では宮古島本島内が2校、九州が7校、旅行先を検討中が1校となっております。しかしながら、またこういった感染状況においてですね、これは10月から12月までの間、ほとんど10月なんですけども、各学校予定が入っております。9月いっぱい、緊急事態宣言中は修学旅行は延期、縮小という通達が来ておりますので、10月以降、この状況を見据えながら、どういった方向になっていくかを今各学校旅行業者と調整をしているところであります。

ちなみに、昨年度は宮古本島内が大部分でございました。

◎友利光徳君

福嶺小学校存続についてはですね、保護者のほうから要請書が来ていたのを読み上げて、時間の都合で

答弁は。2月25日にですね、保護者のほうから要請があって、これ一部紹介しますけども、通学バス補助金支給、そして一軒家の紹介、児童生徒を島内外から募集をすると、そういうことが要請されていますけども、どのようになっているかなというのを聞きたいんですけども、時間の都合でちょっと聞けませんので、後で。

それでは、城東中学校のですね、プール建設について、時期だけ明確に、やるのかやらないのか。これはですね、当初計画で城辺中学校のプールがありますけども、今城辺中学校のプールを使っているんですけども、城東中学校はバスで移動しています。これが採点項目に入らないですね、何か教育委員の意地悪というのかな、そういう結果になっております。ですから、移動で10分ぐらいかかると思うんですよ。ですから、これ単位数というのが足りないんじゃないかなと思うんですけども、造るのか造らないのかだけで、時間がないので。

◎教育部長（上地昭人君）

令和元年10月28日に開催された令和元年度第1回宮古島市総合教育会議におきまして、市民プール構想に基づき、学校プールの整備については検討することが議題に上がり、各学校にあるプールをどうするかなどの課題を解決した後、市民プール構想について協議することとなっており、議題としましてはイニシャルコスト、ランニングコスト、学校プールの使用頻度、指導員の確保などの課題を整理した後、学校のプールの建設については検討するとなっており、現状では城東中学校のプール建設については予定はございません。

◎友利光徳君

次は、狩俣自治会からの相談で、農振地域除外についてでありますけども、中ノ原土地改良区内の字有地の農振地域除外についてお尋ねします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

狩俣自治会が提出した農振地域除外申請は問題があるかとのことでございます。狩俣自治会から農振除外申請書は提出されています。現在農業振興地域整備計画の総合見直しにおいて審理中であります。

◎友利光徳君

それでは、西平安名崎公園の建造物は建築確認を取れているのか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

(休憩＝午後3時31分)

再開します。

(再開＝午後3時31分)

◎農林水産部長（平良恵栄君）

聞き取りでですね、西平安名崎公園内建造物についての中で、無届けで伐採されていると聞いているがということでありましたので、そのことについてお答えします。

公園内字有地については、令和元年11月5日付で600平米の伐採届け書は提出されておりますが、その後海岸向けのアダン等の無断伐採があり、自治会と協議し、伐採の経緯、面積を含め、てんまつ書の提出を協議しているところです。



◎友利光徳君

では、13番目のですね、多良間村との連携についてですけども、コロナの感染については答弁はよろしいですけども、情報によるとですね、多良間空港の工事があって、宮古島からの方で、来て感染をしていたよという、断定はできないけどもという話を聞きました。

次に移ります。子ども議会の要望についてでありますけども、学生寮、これは令和2年のですね、1月22日に、私も子ども議会を見に行ったんですけども、宮古島市にですね、学生寮を造ってくれないかという子供、これは佐和田さんという子供が質問していましたけども、どちらのほうか答弁するのかな、そういう計画は連携できるのかできないのか。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

この件につきましては、多良間村に確認をしましたところ、中学校卒業後、宮古島に進学する生徒は毎年1人から2人程度となっているということです。大半の生徒が大学等の進学を見据えていることや、既に兄弟、姉妹が進学していることなどの理由により、沖縄本島に進学しているという状況のようでございます。多良間村は、島外に出る生徒に対し、金銭的な補助を行っており、学生寮の建設については財政的な問題が伴うことや生徒数が減少していることもあり、どのような形で支援できるかの検討はしたいということでした。ただ、学生寮建設について、現段階で多良間村からの協力要請はありませんので、宮古島市としては検討は行っておりません。

◎友利光徳君

よく分かりました。

最後にですね、昔の大洋ホエールズで、現在横浜DeNAベイスターズの宮國棟丞投手がですね、巨人を相手に、1週間ほど前に勝ち投手になりました。おやじは城辺下北の出身、お母さんは伊良部町の出身でありますので、お互いに応援してですね、大きな投手に成長しますように、お互い協力しましょう。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時50分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後3時36分)

再開します。

(再開＝午後3時50分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

質問の前にですね、この順番を変えて質問しますので、よろしくお願ひします。2番の教育行政についてが最初に来て、その次に生活環境行政について、最後に新型コロナウイルス対策についてです。よろしくお願ひします。

それでは、質問を行います。1、コロナ禍での影響ですね、この①ですね、学校に登校できない児童生徒というのは、陽性になったからではなくてですね、感染拡大をちょっと気にして、不安がっている保護者の方から、ちょっと学校を休もうという子に対しての取扱いについて伺います。

◎教育部長（上地昭人君）

本市の直近の感染状況におきましては、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒につきましては、指導要録上出席停止として記録し、児童生徒が欠席としての不利益な扱いにならないよう対応しております。

これは欠席となりますとですね、受験とかそういったときに、欠席となるのと出席停止となるのとでは全然扱いが違いますので、そこら辺を配慮しての扱いとなります。

また、本市の感染状況は、感染力の強いデルタ株が蔓延しており、学校再開に伴う感染拡大が懸念される状況であります。よって、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言延長に伴う対処方針を発出し、緊急事態宣言延長に伴い、9月30日までの期間、児童生徒の感染不安や家族及び本人に基礎疾患があることにより登校ができない児童生徒につきましては、欠席とせず、出席停止として処理することと通知しております。

出席停止の判断は校長が行います。通常時、保護者は児童生徒を休ませることに対しての合理的な理由を示す必要があります。つまるところ、むやみやたらに児童生徒を休ませることは好ましくないということでもあります。

◎狩俣政作君

教育部長、これ緊急事態宣言中、9月30日までの期間ということですよ。学校の校長の判断になると。これ例えばですね、緊急事態宣言が明けた後でも、この学校によっては小規模校、大規模校とあるんですが、大規模校のクラスの人数は大体1クラス38人とか、多いクラスもあります。そういった部分で不安を持っている、中学3年生にすればワクチンを打てない方もいますので、そういった子に対してはどのように行いますか。

◎教育部長（上地昭人君）

つまりそこら辺が合理的な理由ということになるわけですね。ワクチンがやむを得なく打てなくてという、あるいはぜんそくがありますよという、これらも合理的な理由になりますので、そこら辺ははっきり学校のほうに申し出てください、そういう出席停止の扱いになるということでございます。

◎狩俣政作君

じゃ、次の質問に行きます。

学びの保障ですけれども、先ほどの出席停止扱いの生徒に対する学びの保障について伺います。

◎教育部長（上地昭人君）

学びの保障についてお答えいたします。

小中学校の一斉臨時休業において、学習者用タブレットを活用しての学びの保障として、毎日の心身の健康状態の把握とオンラインを活用した学習の指導を実施するよう通知しました。学びの保障は、学校が課す家庭学習と教師によるきめ細やかな指導、状況把握により、子供たちの学習の継続及び何よりも学校との関係の維持を目的としております。同時双方向型で学習内容を一緒に把握したり、オンデマンド型で

課題を配信し、評価するなど、様々な取組を行っております。

◎狩俣政作君

③の質問ですね、緊急事態宣言及び感染拡大により様々な大会が中止となり、目標を失った子供たちの心のケアについて、本市の取組を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員会として「学校再開後の児童生徒の心のケアについて」の文書を発出し、スクールソーシャルワーカーや問題行動学習支援員、市教育相談室を活用して取り組めるよう、学校と連携を取っています。また、「君は君のままでいい」という相談窓口紹介動画のQRコード付きのメッセージ等も学校として送っています。学校では、タブレットを活用して健康安全アンケートの実施や児童生徒に対して相談の呼びかけ、毎月のアンケート、教育相談等の実施を行っております。

コロナ禍において児童虐待も懸念されることから、学校にはあざや自傷行為、表情や服装の乱れなどの子供の様子を観察し、状況把握にも努めるよう通知し、そのためのチェックリストも各学校に送り、対応策を講じているところです。

◎狩俣政作君

休業中ですね、本当に居場所がないというか、もう部活も休止で、人と会う機会がない。学校のほうから、友達と遊ぶのも禁止と言われている中でですね、新学期が始まって部活ができない、すぐおうちに帰る、家で自粛するんですけど、今上半期の沖縄県の虐待件数がですね、前年比で264件、23.9%の増という中でですね、本当にこの学校が終わってすぐ家に帰ることがいいかどうか分かりませんが、居場所づくりに関して教育長自らの思いはありませんか、お伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

子供たち、長期にわたる部活動の休止、これは県の対処方針として示されており、感染症対策上必要な措置ではありますが、このことによる児童生徒への心身の影響は多大であると捉えています。

教育委員会としてですね、学校再開の通知を発出した際に、学校にはガイドラインも同時に示しております。9月13日から適用ということでガイドラインを送っております。その中に、部活動によって体を動かす機会が減っている子供たちにとってのストレス解消、そして運動不足の解消のためにですね、学校において休み時間や放課後の時間を利用して、運動していくようなガイドラインも送っております。同時に、教育長としては、部活動が休止の期間中も何とか学校において、先ほど申し上げました筋力トレーニングであるとか、吹奏楽部の個別の練習であるとか、そういうような柔軟な措置を取っていくことができないかというふうに考えているところです。

このような状況で、教育委員会として、さきに挙げた取組のほかに何かできることはないだろうかと、本当に日々話合いを持ち、検討しているところです。この大変な中、子供たちは本当によく頑張っています。このことを心からねぎらい、そしてたたえたいと思っています。こういうことを体験し、乗り越えてきたんだから、この後の人生、きっと何があっても乗り越えていけると背中を押してあげられるように、できる限りのことをしていきたいと思っています。

また、1人で耐える強さより、助けてと言える強さを持って、周りの大人たちを、身近な大人たちを頼ってほしいと思っています。そのための仕組みづくり、一元化した仕組みづくりも一緒に考えていきたい

と思っています。

◎狩俣政作君

教育長、本当に熱い思い、感謝申し上げます。

次に行きます。2番ですね、休業による補償についてです。①の感染拡大による休業によって給食の提供がなくなることにより、影響の出る食材等への補償について伺います。

◎教育部長（上地昭人君）

食材等への補償についてお答えいたします。

今回の休業期間中に使用予定だった食材につきましては、キャンセル可能な食材はキャンセルし、キャンセルができない食材は予定どおり買取りを行いました。業者に対して、不利益が生じないような対応をいたしましたところでございます。保存可能な食材に関しましては、9月以降の給食にて使用し、長期保存ができない食材については法人保育所や子ども食堂へ無償で配付を行っております。

牛乳については、ロングライフ牛乳ですので、保存が利くということでの不利益は生じていないと、現在のところですね、伺っております。

◎狩俣政作君

教育部長、このロングライフ牛乳の件なんですけど、実は8月28日にですね、SNSのほうで大量に消費期限が近い、9月5日なので、余っているという投稿がありまして、私も現場に行って話を聞いてきました。この大量に余った理由というのがですね、夏休み期間中に台風が発生すると発注が厳しくなるので、前もって仕入れているという話があったんで、できればこういう方の話も聞いていただいて、補償できればいいと思いますけども、いかがでしょうか。

◎教育部長（上地昭人君）

今議員がおっしゃった件につきましては、私もSNSで見ましたし、家族も購入してきました。大体3分の1程度の値段で販売しておりました。私もこの休業による措置かなということ非常に気になりました。賞味期限を見ますと、9月5日、なるほど9月1、2、3日で学校がスタートすれば、このときぎりぎり使えたのかなという感覚はしました。しかしながら、給食調理場を通して確認をしたところ、業者の在庫管理の一環だということをお聞きしまして、しかしながらその後申出があれば、それなりに検討する予定でいしましたが、今のところそういった申出がございませんので、やはりこの業者の在庫管理の一環での処分だったのかなというふうに理解しております。

◎狩俣政作君

3番の安全な通学路ですね、この①、交通量の多い児童生徒の通学路の、A—1号線ですね、カラー横断歩道ができないかということなんですけど、これは私が議員になった4年前、最初に質問した件ですね。北中学校の南の方面に向かうと、元マルケンミートの跡地があって、あさひっ子保育園の十字路なんですけど、ここの十字路に横断歩道、押しボタン式の信号はできませんかという質問をしました。あれから一向に進んでいませんけども、ここですね、実はとても車の往来が多くてですね、子供が通学する7時40分から8時15分の間に往来する車の台数は631台です。一番多いのが8時5分からの5分間、この時間だけで112台車が通ります。大体3秒ぐらいに1台通るので、子供は渡れないんですね、道を。渡れないので、わざわざコジャ薬局のほうまで戻って横断歩道のある信号を渡って、そこからまた行くんですよ。なので、

ここに横断歩道ができないか。その先のほうにホテルができて、トレーラーハウスのホテルが。その方たちが今その空き地にですね、申請をして、この案内板をつくるという話をしています、建設部のほうに。その案内板が縦1メートル、横が2メートルの案内板、その下に注意喚起するような文言を入れますと話をしていました。子供のために。そういう意味で、建設部長、ここに横断歩道ができるか。できたらカラーの、これは注意喚起するためなので、見解をお願いします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

市道A—1号線は、特に朝夕は交通量が大変多い道路で、ご指摘の旧マルケンミート前交差点は東小学校へ通じる通学路になっております。カラー歩道の設置につきましては、横断歩行者数や交通量などを総合的に判断しまして、歩行者の安全を確保する必要がある場所に公安委員会が設置を行います、議員のご指摘のとおり、多くの児童生徒が本路線を朝の登校時間帯になかなか渡ることができず、立ち往生している状況にありますので、市民の安全性を考慮して早期に設置できるよう宮古島警察署に強く要請を行ってまいります。

◎狩俣政作君

建設部長、ぜひともよろしくお願いたします。

じゃ、次の質問に行きますけども、3番の生活環境行政ですけども、これも順番をちょっと変えて質問しますね。②のランニングコスト、市民負担が2倍、3倍、この質問から質問いたします。ランニングコスト、これ市民負担が2倍、3倍になると市長が6月の定例会に発言して、この言葉がとても大々的に取り上げられ、新聞の1面になり、独り歩きをしている気がします。これで佐和田の事業が悪いかのような印象を与えてしまったのかなと私は思いますけども、この2倍、3倍のランニングコスト、特別委員会でいろいろ話をしていくと、当初佐和田のほうでは維持管理費が5,000万円、荷川取でやると1,900万円、しかしながらそれには下水道の投入使用料が入っていないことで4,000万円、プラスしたら5,900万円。もうとんとんではないかなと思うんですけど。多分2倍、3倍かかるといった算定基準の中には、業者の運搬距離が遠くなるからという話をしておりました。この業者の意見を聞いてですね、この算定を出す、これは妥当なのか。その中で、当局はですね、担当職員の答弁で、市でも事業者からの聞き取りを基に、今の利益を出すためにはどれぐらい値上げが必要かと、なぜ市が事業者の利益を優先するのか分からないんですけど。市でもシミュレーションをやったと。市のほうが安くなりました。では、なぜ事業者のほうのシミュレーションを取ったのか。その後ね、いろいろ算定はすると言っていました。その後、やった算定、コストの算定はどういうふうになりましたか、お伺いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

6月定例会で市長が2倍、3倍になるというような答弁をしたと、その根拠などなどについて調査特別委員会で問いただされたところでございます。特別委員会の中でもですね、根拠が不足していたことについてはおわびをし、また説明をしたところでございます。

調査特別委員会では、担当課でもって新たに計算をし直すといいますかね、積算をし直したものの説明がありました。その際、処理手数料の平均の差額が9,583円ほどになると、2倍、3倍ということではないというような説明があったというふうに思いますけども、これもやはりまだまだ大急ぎで積算をしたというようなことがありますので、もうちょっと詳細なですね、シミュレーションといいますか、積算をする

必要があるかというふうに思っております。

いずれにしても、荷川取と伊良部佐和田を比べますと、やはり伊良部佐和田は現在よりも負担は増す、業者の手数料が上がってしまうということだけは言えるのではないかとこのように思っております。

#### ◎狩俣政作君

1 番の質問に行きますけれども、そもそもですね、この見直し案ができたのは、4月5日前後に上下水道部から3基目のOD槽が早めに完成すると、令和5年、遅くとも令和6年には供用開始になるという情報を得たことによって、担当職員が市長との意見交換の場でそれを話し、それが今に至ると思うんですけども、そのことに関してですね、令和6年4月に供用開始ができるかと上下水道部長に確認をしたところ、上下水道部長はこの3基目のOD槽、躯体はできている、中身は全くありません、電気設備も何も入っていませんと、これに係る費用が6億4,000万円ほどかかるとおっしゃっていました。今年度1億円ぐらいの予算がついたんですが、それはトゥリバーのほうの給水管に使ったという話をして、全くもって予算のめどが立っていないと話をして、頑張っで予算獲得すると話していましたけれども、令和6年4月供用開始は大変厳しいとおっしゃっていました。

この処理の共同化に向けた手続に関して、上下水道部長は9月の補正予算通ったら10月に契約を行って、令和4年10月に完成した後に県に提出すると。その約半年後の令和5年3月に完了すると思えます。その下水道計画の変更完了を受けて、次の事業に行くのが望ましい。当然ですよ。しかしながら、下水道計画変更の作業と並行してできるとおっしゃっています、生活環境部のほうはですね。今後防衛省に対してもいろんな話をしていく中で、どういった話をするかということ、委託費、管理費、建設費の算定見積りをやって、概算見積りをやって、あと事業目的を決定して、変更計画をつけて9月30日までの変更申請を提出します。その後で、令和3年度予算も令和4年度予算もまとめて令和4年2月に受けられれば、事業ができると、可能というふうに防衛省のヒアリングで言っています。

しかしですよ、防衛省予算、これはし尿処理という目的でしか使えないという話をしていました。前処理施設には記載がないんです。その質問に対してですね、担当職員は防衛省周辺整備の法律によると、し尿処理施設は民生安定施設の助成（第8条）、下水道は障害防止工事の助成という欄で法律に記載されていると。なので、障害防止工事の助成ということできると話していました。これ、調査特別委員会の委員長がちゃんと調べてくれて、法律を見ますとね、障害防止工事の助成というのはですね、第3条、「国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止」、要するに自衛隊に関する障害ですよ、これに該当するんですか、お聞きします。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

防衛省の補助に該当するかについてでございますけれども、これまで特別委員会、また文教社会委員会などでもですね、まだ見直し案の計画を練っている最中だというようなことを申し上げてきました。そういう見直し案をですね、検討する中で、現在の状況としましては、最終の段階にあると、来ているというふうに言ってよいかというふうに思っております。

今後ですね、庁内決定を経て、議会終了後、今月中にはですね、沖縄防衛局に出向き、今後の予算活用、スケジュールなどについて協議をしたいというふうに考えております。沖縄防衛局との協議の中で、この

見直し案がですね、防衛省の補助目的に沿うものであるということですね、確認をしたいというふうに思っております。

◎狩俣政作君

では、現在、今日までのですね、4月5日以降から見直し検討されて、今日までこの交付申請に当たったの進捗状況を教えてください。

◎生活環境部長（友利 克君）

ちょっと私先回りをして答弁してしまいましたですかね。現在の進捗状況については、先ほども申し上げましたとおり、計画見直し案の最終段階にあるというふうな認識でございます。その見直しの計画案をもってですね、今月中には沖縄防衛局のほうに出向いて見直し案の説明と今後の予算活用、スケジュールなどについてですね、協議をしたいというふうに考えています。

◎狩俣政作君

じゃ、この防衛省予算がつかなかった場合、このことに対して生活環境部長は、そうすると白紙に戻りますねと答弁しています。白紙、ゼロベースになります。そうなった場合は、どのように対応しますか。

◎市長（座喜味一幸君）

これまでの事業の進め方についてもちょっと触れておきたいんですけども、一応令和3年度の予算、3億円、概略ですみませんが、次年度の予算11億円総枠として内示をしていただいております。それは、去年度において伊良部のし尿処理の全体計画の承認で、し尿処理事業をやらせてくださいという大きな総枠での2年間の分の事業が確定しているわけですね。内示をいただいたわけです。

今後の作業についてはですね、2通りあります。1つは、今いただいている3億円の予算について、どのような使い方をしますんで、よろしくという、これは基本設計、実施設計から防衛予算の事業の対象になりますので、1つは今年度の分について詳細な実施計画をヒアリングして、その妥当性をいただいて、この基本設計と実施設計に入っていくというのが1つ。

もう一つは、来年度の大きな残り11億円の件については、来年度の予算の編成の中に宮古島市のし尿処理施設の11億円の事業、工事を含めた事業の妥当性ということで、総枠として計上しなければならない防衛省の原案の織り込みの中に方針を決めておかなければならないというようなことで、この計画の実効性の工程も示さなければならない。その前段であります。

今やっているのがですね、いろいろと検討をしまして、見直し計画という、し尿処理事業の見直し事業ということで、るる経緯を調べてみて、調査委員会でも検討していただいていると思いますが、基本的に伊良部ありきで進んでいた事業計画を私ども維持管理も含めた住民負担という視点でもう一度検討を見直しているというのが今の現状であります。

そして、今ようやく当時のこの荷川取での投入施設、これが2通りあったんだけど、この案について少し検討が不十分であったのではないかと。遡って少し調べさせていただきますと、平成31年3月18日に下水道投入施設についての協議がなされております。それは、市長、副市長、両部課長の皆さん集まって方針を示しておりますが、その方針は基本的に下水道投入施設ということに関する方針を決めております。それは、下水道施設に投入をする方針がこれには書いてあります。そして、下水道の整備の在り方として、受ける前提としては水質の問題をしっかりと整理していきましようということ、それが脱水機を整備して

汚水のみを入れるという確認がされております。そういう新たな受入れをしていく上では、下水道施設の計画変更により、大きくしていけば十分に可能であるというような荷川取案の取決めがなされております。

それを経緯等も整理してみますと、今の伊良部案に進んできた整理をして、今我々は荷川取が現実的ではないかという見直しをして、いろいろな、今の増強した案でいいのか、それから今言っている70キロという将来の計画量を含めたときに、これでいいのかという課題も本当は検討したかった。だけれども、今決まっている基本計画で進んでいる70キロということを前提にしたときに、増強案でいけそうだというのが1つの案です。

もう一つは、もう少し基本設計をしていく中で、新規に下水道投入施設を追加しないでいかなければならないというようなことが、それは技術論としては残っております。ですから、基本的には今防衛予算の云々というお話ありますが、今の事業計画の見直しの中で、基本的にはイニシャルコストの減と維持管理を含めた投資の効率化ということで、しっかりと防衛省には話が進みますんで、議会が終了後、基本的にはその基本となる我々の基本計画を示しながら、予算の詳細な執行というものを説明していくという筋書きになります。

◎狩俣政作君

市長、伊良部佐和田ありきではないですよ、前提として。この計画に4年間もかかって、8,000万円もかかっているんですよ。これは伊良部ありきでやったわけではないですよ。その辺を誤解していますね、かなり。

私が聞いているのはですね、なぜこども園は伊良部と佐良浜、これは場所が変わっただけでこの予算が使えないと言っているんです。再三言っていますよ、皆さん。なのに、この事業、場所は全然違う、事業内容も違う。防衛省予算じゃないんですよ、前処理施設というのは。でも、これが今年の3月の予算が3億円余り、来年度の11億円使えるという保証はあるんですか。これもし防衛省が切ったら、今後の宮古島の影響大ですよ。その辺は認識していますか。

◎市長（座喜味一幸君）

伊良部案でつくる案にしても、その最終的な利用というのは現荷川取の投入施設も併用であります。そういうような状況を説明して、私どもは予算はしっかりと確保できるもの、そうでなければならないというような説明をしてまいりたいというふうに思っております。

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

静粛に願います。

◎狩俣政作君

市長の思いが強ければ取れるんですか、予算が。頑張ったらできるんですか。これ、本当に市民のことを考えたら、早急に造るべきですよ。これ本当に誰が責任取るんですかね。

次に行きます。③、貯留槽の適切な使用法です。これもね、再三答弁がころころ変わる。特別委員会ですね、最近になって投入施設には160トンの貯留槽が2基あることが分かりました。この文言のおかげで、新聞紙面で発見と触れましたね。これ、職員が分かっただけで、管理者は前から知っていますよ。現在は、ためて貯留槽を交互に、交代で運転して、1日平均40キロリットルをOD槽に流していますが、この使っ



ていない槽、2槽目をためておくことができますと言っています。だったら、すぐためて活用すれば制限をかけられないのに、いまだに制限もかかっている。

これを見に行きました、現場に。特別委員会で。管理者のほうにね、私聞きましたよ。この2槽の貯留槽、1つは通常運転をして、もう一つはためることができますかと。できませんと言っていましたよ。そういう目的ではないと。これ書いてありますよ、マニュアルにも、そういうふうに全部。なぜそういうふうに職員は思ったんですかね。

また答弁が変わっていった、文教社会委員会の中では、シミュレーションを行ったと。行って、結局1槽でも活用できると答弁していました。2槽あるうち1槽でもできると。通常運転でも可能だと、制限かかなくてもという話はしていました。であれば、すぐにでも解除できますかと言ったら、できますと話していましたね。なのに、次の日、朝10時半に制限ですよ。これなぜですかと、また調査特別委員会で話をしたら、掃除が必要だと、槽の掃除が。この業者の都合でね、掃除ができないから、10月からやりますと。もう業者が人手が足りないという話をしていましたけども、マニュアルにはですね、書いてあるんですよ。常に清掃して、水を張って置いておくって。これどういうことですかね。これ今だから、夏場だから、制限がかかっている。これ来月ね、解除してもね、制限されませんよ。量減るんで。それが出ていますよね、シミュレーションに、ずっと。一番混むのは夏場ですよ。

こういうふうに話が変わるんですけど、じゃ適切な貯留槽の運用をお聞きします。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

まず、貯留槽の存在についてですけども、確かに調査特別委員会の中ですかね、貯留槽があるのが分かったというような説明もありました。ただ一方で、よく調べますとね、これまで基本計画などの審議会が開かれておりますけども、その中ではちゃんと2つあると、貯留槽2つあるというようなことも審議の中で出てきておりますので、担当が分からなかったということかもしれませんけども、実際には前々からその存在は分かっている、あるということはおもう分かっていたということになるかというふうに思っております。

貯留槽のですね、適切なといいますか、有効、効果的な活用については、せんだっても答弁したかと思っておりますけども、貯留槽を有効活用、効果的に活用したし尿の受入れについては、準備が整い次第、来月から始めていただきたいというふうに考えております。内容としましては、現在50キロの受入れを55キロに受入れ量を増やす。処理量が現在40キロですけども、これを45キロに増やそうと。それによって、1日当たり10キロほどのし尿の処理残というものが発生します。これを貯留槽にためる、これを貯留槽の有効活用と、効果的な活用というふうに説明をしているわけでございます。1週当たり、当然60キロほどの量のし尿がたまっていくわけですけども、それについてはまた日曜日に活用してですね、貯留量を減らしていくというような考え方もって、今後適切な使用というものを進めていきたいというふうに考えています。

#### ◎狩俣政作君

じゃ、あしたからもフル活用して制限かけずにできるんですね。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

なるべく早くというふうには思っておりますけども、担当のほうからは業者との調整の中では、来月というふうなことを聞いています。そういう調整をしているというふうに聞いております。

◎狩俣政作君

生活環境部長、違うんですよ。2槽あってですね、1つは通常運転をしていて、1つは空いている。この理由はですね、リスク回避ですよ。詰まることもよくあるので、ここを空けて、何かあった場合に使用するという事なんです。それをためるといえることはできないという話をしましたね。でも、それを使わなくても、今運転している貯留槽でも活用できると言っているんで、今現在運転しているじゃないですか。貯留槽1槽。別に業者が来て、掃除するのはこの空いているところでしょう。そうでなければ、ここで今の貯留槽をフル活用すれば、あしたからでも制限を解除できますよねという話をしているんです。

◎生活環境部長（友利 克君）

理屈的には、議員のご指摘もそのとおりでというふうに思いますけども、担当のほうからは準備が整い次第来月というふうな説明を私は受けているところです。

◎市長（座喜味一幸君）

今の貯留槽の話なんですけど、少し私もし尿処理施設の技術仕様等を見ておりました。ちょっと勉強させてもらいましたが、実際の管理運転の合理的な使い方ということと、基本的な計画論と設計論を今ちょっと混同しているのかなというような部分がありましてね、当面のこの処理の運用の仕方は、結局50キロの投入の部分、私が現場に行ったときは44キロだったんですけども、そういうときに集中をする時間がある。それと、年間に見るとこの合併浄化槽等の点検の1週間前あたりから集中的に量が増えるというような、そういう予期せぬ事態だとか、あるいは機械にトラブル等があったときに、それなりの調整容量として置いておくと。もちろん容量が160キロリットルが2つありますから、実際の運用としてはそういうものをうまく運転して活用するという事は、一つの操作技術論としては成り立ちます。しかし、これからのし尿処理施設というものをどうするかという意味においては、やはりこれまで議論してきた基本計画で言う70キロリットルの処理ができるや否やというようなことが設計のポイントにならなければならない。今の議論というのは、結局今の現状の荷川取施設の脱水装置等をバイパス等でつないでおいて処理するという機能アップという議論が1つ。

もう一つは、いやいや、それ複雑過ぎてある程度新規に不足分を造ったほうが将来にとってもいいぞという案が絞られてきているというふうに私は理解をしております。ですから、その辺をですね、今現状の投入施設を機能アップして、その70キロに対応できるというような、その増強計画を、これをベースに今議論を進めているということでご理解いただきたいと思います。

◎狩俣政作君

じゃ、今のままフル活用すればですね、現時点でも市はこの施設は全く問題ない、業者にも市民にも生活にも影響は出ないと話しておりました。だったら、目的外使用を解除するこの処理の共同化の申請さえすればいいんじゃないですか。そのほうが伊良部は造らない、荷川取には造れないとなって、市民は全然楽じゃないですか。これ誰が最終的に出すんですか、結論は。それいつ出すんですか。結局9月30日の防衛省予算がつくつかないかで判断するんですか。それは大変なことですよ。つきました、よかったですねとある。つかなかったらどうするんですか、本当にこれ。いいです。多分これ答弁しても長いんで、先に行きます。違う質問にします。これはもう終わります。

1の新型コロナ対策についてですけども、この⑥の5度目の緊急事態宣言延長により疲弊している、こ

の質問をしますけども、これ今ワクチンクーポンなるものが今追加議案で出ました。これは、電子決済と紙媒体で行う、ワクチン接種した方に対して1万円で1,000円区切りでやっていくという話をしていました。とてもいいことだと思いますけども、ただ使い勝手が悪いのかなと私は思っておりますので、私的には500円にして、できれば紙だけにさせていただいて、使える方は電子でもいいですけど、5,000円を全市民にやる。このワクチンを受けたとなると差別化が生まれるので、そうじゃないように、全市民に一律5,000円で、500円で、どこでも使える。タクシーでも、普通のおばあちゃんのお店でも使えるし。じゃないと、これQRコードとか、いろんな端末整備にかなり時間もかかるし、大体嫌がりますよね、高齢者の方とかはね。それに対しての見解をお願いします。

もう一つ、これ今の案では、買物した金額の半額、2,000円買ったら1,000円、だいたい、そば食べたら500円ですよ。使いませんよね。これちょっと意味がないので、もう500円で使えば金券みたいにお釣りも出てくるというほうがいいと思います。企画政策部長の見解をお願いします。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

追加議案で提案をいたしました感染対策を踏まえた消費促進による経済振興事業についてでございます。今回こういう事業設計にいたしましたのは、感染対策を行いながら経済振興を図っていかうと、経済対策を図ろうということで、できるだけ接触を減らすということで、こういう電子クーポンの活用というものを発案して、事業設計に加えております。

電子クーポンの制度といいますのは、これは市のホームページ、市のLINE、そういうところでリンクを貼りまして、この電子クーポンのシステムを活用するサイトやアプリ、そこに入りまして、そこで申し込んで、ID、パスワードを取得して申込みを行うことによって、電子クーポン1万円分がそれぞれの携帯のほうに入るという仕組みでございます。

ですから、役所に来て一々申し込まなくてもいい、そういうアプリの中で必要な事項を、個人情報を登録することで、ID、それからパスワードを入手できて、クーポン券も入手できると。商店のほうに行きますと、商店のほうで専用のQRコードを会計の隅っこに置いておけばですね、そのQRコードを携帯で読み取ることによって、店舗の確認ができますので、この店舗で電子クーポンを使うという形になります。ですから、申込みも一々役所に来なくて、それぞれホームページ、そこから専用アプリに飛んでできますので、一斉にそういう操作ができる方は自由に申し込めるということで、スピード化も図れると。逆にですね、そういうことで今回電子クーポンの活用を考えました。

ただ、議員もご指摘のとおり、そういうことが活用できない方もいらっしゃいますので、やはり紙ベースでのクーポンも必要であろうということで、今回2種類のクーポン券をとということでございます。

何よりもやはりコロナの感染対策を図りながらということですので、スピード感、それから多くの方が役所に集中しない方法、そういうものを考えるときに、やはりこういう電子クーポンの制度が有効ではないかということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

それから、議員の提案のありましたクーポン券の単位、1,000円を500円にする、こういうものについては十分に検討していく必要があるというふうに思っております。感染対策を取りながら実施していくということで、電子クーポンは導入してあるということをぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

◎狩俣政作君

とてもいいと思います。だから、企画政策部長、この2,000円買物をして1,000円しか使えないのではなくて、しっかりと金券扱いみたいにしてお釣りが出るようにしないと、変な話、お店に行って700円なのに1,000円分クーポン使ってお釣りがなかったら、お店は請求するのに1,000円、変な話になりますよね。整合性が取れないので、その辺もしっかり検証していただいて、電子クーポンと紙クーポンの両方の利用をよろしくお願いします。

次に行きます。様々な同僚議員がこの宿泊施設とか、自宅療養の話をしてはいますが、宮古島市がね、出している毎日の陽性患者の中に入院調整中という欄があります。これ、一番多いときで136人、8月20日、136人の方が入院調整をされている。これはどういう状況なのかお答えください。

◎生活環境部長（友利 克君）

入院調整中、正直言いまして私も非常に分かりにくいです。正直なところ。改めて、質問を受けまして答弁をつくらせていただいているんですけども、自宅療養者は既に自宅療養が決定をしている方で、入院調整中の方は感染が判明した後の病院受診待ちの方や、保健所の積極的疫学調査が実施できず、療養先が決定していない方ということになっておりまして、なかなか分かりにくいではあります。

ちなみに、昨日時点での自宅療養者は14名ということになっております。

◎狩俣政作君

もしかして、これが把握できていないから感染が拡大しているんじゃないですかと思いますけども。毎日出る陽性患者の数があって、その中で出てくる数ですよ。これを把握できていないとなると、大変な問題になると思いますよ。

◎生活環境部長（友利 克君）

数の把握はできているというふうに思っております。

◎狩俣政作君

市長、これ県に対しても、本当にちゃんとやってくれないと大変な問題になると思いますけど、市長の答弁を、残り時間で。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後4時50分）

再開します。

（再開＝午後4時52分）

◎生活環境部長（友利 克君）

今担当課長の説明を聞いたんですけど、なかなかまだ分かりにくいんですが、陽性判定はもう出ていると、分かっていると。ただ、病院での受診がまだできていない方なので、それについては結局入院であるとか、自宅療養であるとか、宿泊療養であるとかという判定ができないということのようでございます。申し訳ございません。

◎議長（山里雅彦君）

時間です。後で担当課と調整してください。

◎狩俣政作君

はい。質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 4 時53分）

令和 3 年

第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 17 日 (金) 6 日目

(一 般 質 問)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

令和3年9月17日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月17日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時31分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃		
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（23番） 濱元雅浩君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局次長 友利毅彦君 次長補佐 砂川晃徳君  
 次長 与那覇弘樹〃 議事係長 川満里美〃



◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

質問に入る前に、宮古島市監査委員より例月出納検査結果の報告がありますので、連絡いたします。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は高吉幸光君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光です。私も今期で勇退ということになりまして、12年間務めてきましたけれども、最後の質問となります。そういう席ではありますけれども、市長と副市長にちょっと苦言を申し上げたいというふうに思います。

市長、昨日の質問ですね、質問に対しての答弁じゃない発言が結構続いておられた。あまりそういうのが続けられると、要は議員の質問時間をわざと削っているんじゃないかと思われまので、気をつけてください。

あと、副市長、副市長のほうは、マスクのせいもあるかもしれませんが、声がなかなか聞きづらい。もし今のようなであれば、発言のときにはぜひマスクを取って、はっきり聞こえるようにしゃべっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番の件はですね、審査請求について、6月定例会で取り上げた件でございますけれども、その後ですね、いろいろ動きがあったということで、6月25日に再弁明書が市長から提出をなされ、7月14日には当事者より意見書が提出というふうになっております。

①ですね、6月の質問後の流れについて、端的にご説明ください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ただいまのご質問です。当該案件につきましてはですね、議員からもありましたけれども、今年の5月11日付で審査庁に対し審査請求書が提出をされております。ご質問にありましたとおり、6月25日に処分庁から再弁明書が提出されております。7月14日にですね、審査請求人より意見書の提出がございました。これにより、審査請求人及び処分庁の主張、立証等の審理が尽くされたものと判断いたしまして、9月9日付で審理手続を終結しております。現在は、双方の主張を踏まえ、審理員意見書の作成を行っているところです。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。これはですね、ここです質問ではなかなかないというふうには思っているんですけども、当事者のほうからぜひまた取り上げてほしいというお話があったので、取り上げております。結局判断は法の下で判断をされるというふうに思いますし、それを前回の6月定例会で私が言った解釈と当局が言った解釈と少しずれている部分がやっぱりあると思うんですね。そこら辺は、やはり顧

問弁護士も含めて、きちんと解決をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、②ですね、市として今後どのように解決を図るのか、お聞かせください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

市としてどのような解決を図るのかというようなご質問でございます。現在所有者不明の土地というのが非常に全国的に問題となっております。その対策の一つとしては、共有制度の見直しを含む民法の改正などが予定されております。今後はですね、地方税法との連携なども注視しながら、法律、条例にのっとった丁寧な業務に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎高吉幸光君

国のほうとしても、こういうふうな所有不明の土地についてのものが、いろいろ対策がこれからなされるということでもあります。ちゃんときちんと相続をして、名義人を生きている人にするというふうなのがやっぱり正しい方向だろうというふうに思っております。私も議員になる前は、県の農地のほうにいましたので、こちらのほうでやはり所有不明というか、相続がされていない、関係者を洗うと100人以上出てくるという土地がざらにありましたので、この辺をしっかりと整理していくことによって、こういった問題が少しでも少なくなるのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。2項ですね、新総合博物館と若者の居場所づくりについてということでもあります。新総合博物館については、2018年度に新総合博物館建設用地選定委員会を設置、2019年度に用地を選定し、2020年度に用地確保と基本設計、2022年度に実施設計、2023年度から建設工事を進め、2024年度に外構工事を実施する予定というふうに当初はなっておりましたけれども、現状のスケジュール、いろいろ変更があると思いますので、現状のスケジュールを教えてください。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

新総合博物館建設の現状のスケジュールということでもあります。本市では、新総合博物館建設の事業実施に向け、進めてまいりましたが、社会情勢の変化や本市の大型施設整備等の状況を踏まえつつ、現在精査しているところでございます。将来的に事業費の財源確保を目指し、その見通しがついた際に本事業を進めていきたいと考えております。

◎高吉幸光君

いろいろ大型工事が続きました。そういうことでスケジュールが変更されているということでもありますけれども、じゃこちらに私がしゃべった内容というのは、今のところは全くの白紙ということでしょうか。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今高吉幸光議員がおっしゃっていたですね、現在されているのは基本構想、それから基本設計はできております。これから用地の選定などを行っていきますので、これから事業に向けて検討していきたいと思っております。

◎高吉幸光君

それではですね、じゃ基本設計の部分もできてはいるということですが、宮古島市未来創造センターのほうにですね、当初はプラネタリウムの計画がありました。私もそれについてはいろいろ質問もしましたし、プラネタリウム自体をつくっている大平技研というところに視察にも参らせていただきました。

その中で、宮古島市未来創造センターの中に予定していたプラネタリウムの計画がいつの間にかなくなっておりました。プラネタリウムは、関係的にいうとどちらかといったら新総合博物館のほうが合うのかなというふうに私は思っていて、プラネタリウム、あれ物すごくお金がかかるんですね。ソフトをつくるにしても、あれを投影する機械にしても、結構お金がかかります。メンテナンスもかかります。ソフトもいろいろかかります。ということで、どういう方法がいいのかという話をやっていたちょうどその頃にですね、宮古島のほうで大平技研がプラネタリウムを持ってきて、ドームを造って、簡易ドームですけども、その中で子供たちに見せるというのがありました。その大平技研にもお聞きをしたんですけども、ドームの設置というのは簡易的なものでも結構大変だと、機械を持ってきてすぐできるというあれであれば、すごく行きやすいですという話もしておりました。あれからもう四、五年たっておりますから、今はもっと、どういうふうな状況になっているか、まだ確認できてはいないんですけども、例えば新総合博物館の中に、15メートル級ですとか、20メートル級ですとか、いろいろサイズがあるんですけども、そういったドームを設置しておく、造っておくという形であれば、そういったプラネタリウムを夏の間持ってきてやるとか、冬やるとか、そういうふうなイベントとか、そういったのが打てるかなというふうに思っているんですけども、宮古島市未来創造センターに予定されていたプラネタリウムのドームを新総合博物館の設計の中に入れていただけないかどうか、こちらについてご答弁をお願いします。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

プラネタリウムの設置は、児童生徒の天体学習の場として、また観光を含めて有用であると思っております。そのため、事業の見通しがついた際に検討してまいりたいと思っております。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。こんな南の宮古島でプラネタリウムが必要かどうかという話がありますけれども、議員になる前に、以前に今の宮古青少年の家ですね、あちらのほうで1回、星空案内の講師をしたことがあります。宮古島というのは、沖縄もそうですけれども、晴天率が特に低いんですね。空を見上げるというのは、きれいに見えるときは見えますけれども、大気の影響も受けますし、雨の影響も受けますし、ましてや雲が出ていたら雨が降っていなくてもできないというような状況が結構あります。そういう意味で、実際に星を見るという作業というのはなかなか厳しいですね。また、夜に集まってやるというのは、小学生、中学生というのはやっぱり保護者同伴じゃないといけませんし、それがやっぱり昼間でも見られるという形であるというのはプラネタリウムのいい点だというふうに思っております。これは、ぜひ検討いただいて、今は簡易的なものでもありますから、通常はその簡易的なもので映しておいて、テープとか案内でできるようなものであれば本当はいいんですけども、そういうふうにするようにしていただけたらなというふうに思いますので、こちらは検討のほうをよろしく願いしたいというふうに思います。

③ですね、次の質問のほうにつながりますけれども、この新総合博物館の中にですね、体験スペースとか、多目的スペースとか、そういったものができないかどうかということでもあります。博物館というのは、これまでの感じでいうと、展示されているものを見て学習をするというのが主であったというふうに思います。これは、令和2年3月定例会ですかね、そのときに1回取り上げてはいるんですけども、文京区のほうにビーラボという施設がございます。秘密基地というふうな名目でやってはいますけ

れども、これが文京区の教育センターのところに併設をしております。これは、中高生の秘密基地をコンセプトとした新しい放課後の居場所ですというふうになっております。新総合博物館の用地の選定がどちらになるかというのは、遠いところというのはできないかと思うんですけども、市街地に近いところのできるのであれば、多目的スペースでいろんな工作や、いろんな語り場ができるようにというふうにごこの施設ではなっております、研修室、こちらは教育センター共用でありますけれども、静かに集中して勉強ができる自習スペースであると。軽運動室と、教育センター内にこれも共用しておりますけれども、卓球等の運動ができるスペースと。プレイヤードということで、ワン・オン・ワンとか、スリー・オン・スリーとかできるようなスペースがあります。あとは音楽スタジオとかあります。あとはホールとかでダンスや演劇の練習ができるようなスペースがあります。これに近いものが宮古島市未来創造センターの中に、スタジオとかそういう形であるんですけども、その部分にないような、みんなでわいわいおしゃべりができるような多目的スペースとか談話スペース、こういったのが新総合博物館のところにですね、できるといいかなと。新総合博物館ですから、宮古島の子供の昔の遊びとか、そういったものもできるでしょうし、その中で宮古ごまを削り出しのところから作るというふうなものもできるでしょうし、そういった体験スペースがあることによって、新総合博物館の価値というのが上がって、利用者も増えていくと。造りはしました、お客が来ませんというのは、やはり問題だなというふうに思っておりますし、また今言っている秘密基地というか、ビーラボのような施設を宮古島市未来創造センターと両方共用するような形で、子供たちに対してこういうものを例えばこの1週間やりますよと言ったときに、プログラムとして、それに参加者を募集して、集中的にいろんなものを体験させるというのが大事なかなというふうに思います。

なぜ中高生かといいますと、小学校には居場所が結構あるんですね、児童館ですとか。特に中学生、特にまた高校生というのは居場所が、友達の家に行くとか、部活をやっている人は部活に集中するんでしょうけれども、そういうふうな集まるスペースというのがなかなかない。宮古島にはあまり遊ぶところないですね、ゲームセンターがあるか、本屋に行っているか、そういうふうなことぐらいだというふうに思いますけれども、そういうふうなスペースをですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますけれども、この多目的体験スペースみたいなものが基本構想というか、基本設計の中に入っているかどうか、お聞かせください。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今高吉幸光議員がおっしゃっている多目的体験スペース、施設については、新総合博物館の計画の中には入っておりません。しかし、補助事業費の導入も含めた財源確保の見通しがついた際には検討してまいります。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございました。次の2号の①に関しては、今大分しゃべってしまったんですけども、この施設を見学に行きたくてずっと、前回質問をしたときに当時の宮國博教育長から、やっぱり現場を見てから質問してくれと、そういうふうなところで見てこない駄目だよということをおっしゃられて、そうだよなと思いつつ、視察に行こう、行こうというふうにならないうちにやっていたんですけども、新型コロナがあり、緊急事態宣言があり、ずっとそれで先延ばしにしていたんですけども、もう今回質問で取り上げるというふうに決めておりましたので、しょうがないということで、緊急事態宣言中ではありましたが、

東京のほうの、申込みをしたら了解しましたというふうに来たんで、全部航空券も手配して準備できたんですけども、その後届いたメールに、申し訳ありませんと、新型コロナのというふうな形で来て、非常に落胆したんですけども、いろいろ問合せをしてみましたところ、資料も送っていただきました。この場合はですね、スタッフ、普通に職員もいらっしゃるんですけども、大学生ですとか、また大学を卒業した若い世代の人たちが中高生と一緒にいろんなことをやるという形でやっているんですね。宮古島市も今後宝塚医療大学とか長栄大学も来るという話もありますし、専門学校もね、琉球リハビリテーション学院のほうも来ますよね。そういったところと、その生徒たちは勉強で大変かなというふうには思うんですけども、やはりこういうふうなところで、例えばそういうのであれば宝塚医療大学の人たちが来て、ここに進学のためのいろんな講師というか、いろんな話をさせていただくとか、琉球リハビリテーション学院からも来てもらって、こういうふうなのをやっているよ、ああいうふうなのをやっているよという発表の場になってね、逆にまた宮古島の子供たちがそこに進学をするとか、そういうふうなことができれば、宮古島に若い人材が残っていくのかなというふうに思う部分もあります。

居場所づくりができないかということで、これは総合的な宮古島市未来創造センターと新総合博物館含めた形でのものだというふうに思いますけれども、これはできたら教育長か、教育長にお願いしましょうかね、そういうようなイメージづくりやっていたきたいなと思うんですけども、いかがですか。

#### ◎教育長（大城裕子君）

2015年に文京区にオープンしたビーラボ、多機能型複合施設、本当に様々な機能を併せ持ったすばらしい施設だと思います。私もご紹介いただいて、ちょっと調べてみました。障害者の皆さんのためにも、それから子育て世代にも、そして若者にもと、幅広い年齢層を対象にした様々な活動ができる施設です。特に今おっしゃっている中高生の居場所づくりという視点からも、このような施設が宮古島にできれば本当に充実した活動ができるのではないかと、子供たちもいろいろな面でサポートできるのではないかと考えています。総合博物館に関しましては、まだまだ状況を見ながらという段階ではありますが、具体的に進み始めましたら、そのこともしっかり念頭に置きながら進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。いつの時代もやっぱり子供は宝です。宮古島の場合は、やっぱり進学先というのが少ないというか、なかったの、高校を卒業したら、また早い子は中学を卒業したら島を出ていきます。この島でこういうことをやったよという思い出がしっかりあれば、また宮古島に戻ってきたいなというふうに思ってくれると思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

続いて、3項ですね、サシバサミットについてです。これは、新型コロナの影響で1年間延期をされました。10月16日から17日で開催予定の国際サシバサミット、こちらは予定どおり開催ができるのかどうかをお聞かせください。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

国際サシバサミットについてお答えいたします。

本市で開催されることになっております国際サシバサミットは、10月16日土曜日、17日日曜日に予定どおり開催することにしております。

◎高吉幸光君

それではですね、10月16日、17日、2日間ということでもあります。ここにはですね、市貝町とか、台湾ですとか、フィリピンですとか、いろいろ関わりがあると思います。そういった部分でのスケジュールというのはどうなっているか、内容をかいつまんで教えていただければというふうに思います。

◎生活環境部長（友利 克君）

国際サシバサミットの内容でございます。今年の大会はですね、去年からの1年延期ということを受けての開催でございますけども、コロナ禍という状況に変わりがないということでございまして、ウェブでの開催ということになります。プログラム案、内容案でございますけども、10月16日はポスターの発表、それから久貝勝盛先生によります発表など、そして午後からはシンポジウム、基調講演、事例報告、これは事例報告はフィリピン、台湾、市貝町を予定しているところでございます。引き続き首長サミットということで、先ほどのフィリピン、台湾、市貝町、宇検村ですかね、そして宮古島市。17日は、子供たちの活動報告、伊良部地区小中一貫校、そして市貝町の小学校、まだ予定ではありますけども、奄美大島、フィリピン、台湾など。さらには、ミュージカル「サシバの渡り」を伊良部の子供たちにお願ひしたいという内容。締めくくりとしましては、現地視察、ちょうど寒露の時期、サシバの渡りの時期に当たるということで、現地視察というものを予定しております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。最近では白露でアカハラダカの渡りがあって、ちょうど寒露の頃にサシバサミットということで、延期をしたとはいえね、逆に静かにというか、できるのかなというふうに思っております。

ウェブでということになりました。これは、YouTubeとかそういったチャンネルとかで放送する予定があるのか、それとも今ないので、もしないのであれば、そういった映像をしっかりとまとめた上で、市のFacebookでもいいですし、そういったところでね、こういうふうなのをやりましたよというダイジェスト版でもいいですから、ぜひ流してください。市のLINEはね、今ほとんど新型コロナの情報ばかりで大変ではありますが、こういうことも今コロナ禍の中で行われているんだよということですね、発信をしていただければ、そういったのが発信できれば、そろそろ解除に向けてというか、アフターコロナに向けて動き出しているんだというふうなね、印象づけにもなるかというふうに思いますので、明るいニュースもしっかり流していただきたいというふうに思います。

そんな中でですね、「寒露の渡り」というふうなものがございまして、これお酒なんですね。こちら、私のほうからも説明はできますけれども、ぜひここは説明をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

◎生活環境部長（友利 克君）

「寒露の渡り」についてでございます。「寒露の渡り」は、サシバの代表的な繁殖地である栃木県市貝町のお米を原料として、サシバの渡りの中継地であります伊良部島の株式会社宮の華が製造している泡盛でございます。

また、サシバが縁で製造された泡盛「寒露の渡り」は、ネットによる販売と併せ、本市においては伊良部大橋のうみの駅、また島の駅で販売をされております。売上げの一部は、伊良部島でサシバを保全する

活動に活用されているところです。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。株式会社宮の華自体は、国産米での泡盛の実績もありますし、すごくいいことだなというふうに思いますけれども、これは島内で買えるところとかがありますでしょうか、それと価格はどのぐらいでしょうか。

◎生活環境部長（友利 克君）

今のところ、伊良部大橋のうみの駅と、これは平良の島の駅のことだと思いますけれども、島の駅みやこで、1本税込み2,200円で販売をされているということでございます。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。今コロナ禍でね、なかなかオトリーもできませんし、この「寒露の渡り」を使って飲むときには、オトリーでなくて、オワタリとか、ワタリとかいうふうな形でね、酒が酌み交わせるようになればいいかなというふうに思いますけれども、③についてはオンラインということで先ほどの答弁でありましたから、こちらの部分は割愛をさせていただきます。

4項ですね、新型コロナウイルスについて。新型コロナウイルス感染陽性者の自宅療養者に対するオンライン診療事業、これ通称品川モデルというものであります。事業概要とマニュアルを品川区の阿久津広王議員から頂きました。こちらのほうは、②のほうに移りますけれども……そうか、①からがいいですね。①のほうで、オンライン診療対応の現状というのについてまずお聞かせください。

◎生活環境部長（友利 克君）

市内でのオンライン診療の対応の状況についてでございます。市内全ての医療機関におけるオンライン診療の数については把握をしておりますが、数か所の診療所でオンライン診療を実施しているとのことでございます。宮古病院やその他医療機関では、電話による診療を実施しているとのことでございます。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。なかなか市の管轄とは違うところであるというふうに思いますので、状況の把握というのはなかなか難しいかなというふうに思いますけれども、この品川モデルというのが4月から稼働をしているということで、この中ではですね、医師会と薬剤師会含めて協力をしておりまして、医者の方でもですね、有志の方を募りまして、例えば保健所の保健師が毎日電話で陽性者からの症状の聞き取り調査を行うという、その中で、例えばこういうところがちょっと心配だ、今ちょっとこういう薬がなくて困っているといった場合には、保健師がショートメール等で電子待合室のURLを送信するというような形で、そこに行くと今度はそこにいる医者が症状とかそういったものをオンラインで診療して、例えばこういう薬が必要であると判断したならば、その処方箋を発行して、その人の家の近くの薬局のほうに送信をすると、その薬局の方が届けるというようなイメージでやっております。品川区のほうはですね、そんなに面積としては大きくない地域ですからできますけれども、例えば宮古島の場合でも先日の入院待機者が非常に多かった時期がありますよね。ああいったときというのは、症状的なものを診療しようにも、その順番が空いていないというような状況でありました。これ自体として、宮古島市としてできるかどうかというのはなかなか厳しい部分があるかなというふうに思います、保健所との連携も必要です。例えばですね、そういったものを協力ができるような、ここの中では医師会とか薬剤師会とかいうところが入

っておりますので、そこも含めてやっていただければ、非常に負担が、保健所の負担も減るのかなというふうに思っております。昨日はゼロ人ということで、これが続けば、こういったシステムをつくらなくてもいいんだらうなというふうには思うんですけども、例えばこの新型コロナ以外に今後また感染症とかそういったのが爆発的に増えるというふうなことは、今のこの人の動きが激しい時代においては、全くないとは言い切れないということでもありますので、こういうふうな仕組み自体をふだんから構築しておくということが今後のですね、感染症対策に必要なというふうに思いますが、そこら辺の業務マニュアルとか、新聞の切り抜きですとか、そういったものを友利克生活環境部長のほうにも差し上げてありますけれども、こちらについて、例えば参考にできる部分があるかどうか、お聞かせください。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

高吉幸光議員から業務マニュアルの資料を頂きました。専門性の高い分野の資料でありますので、担当の課長とともにですね、勉強させていただきました。感想としましてはですね、現在自宅療養者の健康観察や診察については、県の健康観察センターと県立病院で実施しているところですけども、提供していただいた資料では、地区医師会や薬剤師会も含めた地域全体で自宅療養などを支援するというものでございます。スマホやパソコンなどデジタル化されており、大変効率的だというふうに感じております。特に若年層の自宅療養が増える中では、有効な自宅療養支援の方法だというふうに思っております。新型コロナ感染者の自宅療養者支援に関しましては、県全体で取り組まなければならない課題だとは思っておりますけども、今後県や保健所、そして地区医師会や薬剤師会とも情報を共有していきたいというふうに思っております。

昨日の質問にもたくさん上がりました自宅療養、宿泊療養、入院調整など、感染が急拡大した場合の対応は大きな課題ではございますけども、このような情報を基に保健所、そして医師、先生方の独自の情報、考えなどをですね、集約しながら、よりよい対応、対策が講じられればというふうに思っております。情報提供、大変ありがとうございました。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。

5項に行きます。声優による読み聞かせイベントについてということでもあります。令和2年3月21日に予定されていた読み聞かせイベントが新型コロナウイルスの影響で中止になりました。ほぼ日程も決まって、スケジュールも決まっていたところでしたけれども、先方も楽しみにしていましたけれども、非常に残念な結果となりました。スケジュールの調整が必要ですけども、先方も非常に残念だったということで、もしもう一度企画していただけるのであれば、ぜひお願いしたいということでもあります。イベントの再事業化についてお聞かせください。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

令和2年3月21日に宮古島市未来創造センター開館記念事業として予定されていた、声優のかかずゆみさんの読み聞かせ講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止になり、誠に残念な結果となってしまいました。かかずゆみさんの読み聞かせ講演会は、子供の読書活動推進事業として、新型コロナウイルス感染症終息後に再検討してまいります。

#### ◎高吉幸光君



ありがとうございます。かかずゆみさんはですね、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますけれども現在では「ドラえもん」のしずかちゃんの役をしております。彼女自体が主役級の声を初めてやったのが、宮古島の下地島空港を舞台にした「ストラトス・フォー」というアニメーションの主人公の一人でありました。それも相まって、ちょうど偶然に声優事務所の副社長と知り合いまして、そこからの縁でこういった話をまとめさせていただいたんですけれども、下地島空港に降り立つというようなイメージも立てながら、事業のほうをお願いしていただきました。やはりコロナ禍が収束してからということになりますけれども、そのときにはぜひ私のほうも協力をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。宮古島市未来創造センターの開館イベントの中でもありました。

読み聞かせというのは、平百合香議員も取り組んでおりますし、私もその前から事業化に向けての取組ということで質問もさせていただいたブックスタート、こちらの中での読み聞かせというのは親がやる、でもこのブックスタートの中で特に重点を置いているのは、男親が読み聞かせをするという、こういったところに主眼を置いております。プロの声優というのを呼んでいただいて、その中で例えば読み聞かせの重要な点はどこなのかというふうなこともしっかり教えていただければ、例えばこれを行政チャンネルとかで流してもいいよということであれば流していただいてね、ブックスタートの喚起にもなりますし、読書の喚起にもなりますし、子供たちの未来につながるということですので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

6項です。このところずっと取り組んでおりますヤギ肉のメニュー開発についてであります。①ですね、ヤギ肉の栄養価の分析をということでもありますけれども、こちら一応私も調べてはきたんですけれども、例えばJAですとか、農林水産部とか、そういったところで分析はしていないかどうか、お聞かせください。

#### ◎農林水産部長（平良恵栄君）

ヤギ肉の栄養価の分析をということでございます。ヤギ肉の栄養価については、琉球大学や沖縄県畜産研究センター等でも分析を行っています。琉球大学名誉教授の砂川勝徳先生の著書によると、ヤギ肉はタウリンの含量が鶏肉、豚肉、牛肉、羊肉よりも多く、疲労回復効果があると記載されています。また、必須アミノ酸やL-カルニチン、ヨウ素、亜鉛、ナイアシン、オレイン酸を豊富に含んでいるので、健康増進に効果的と言われており、総脂質が牛肉の10分の1以下でヘルシーな食物となっていますと記載されております。

#### ◎高吉幸光君

ありがとうございます。私もいろいろ調べました。ヤギ肉ということで、カロリー、100グラム当たりで107キロカロリーと。同じように高たんぱく、低カロリーというふうに最近ブームになっています羊肉ですね、ラム肉のほうは217キロカロリー、半分ですね、マトン、こちら222キロカロリー、ヤギ肉はそれの半分以下であるというふうになっております。同じように豚肉とも比較をしますと、これは部位によって大分違いますけれども、115キロカロリーから386キロカロリー、平均すると大体200キロカロリー前後が多いと思います。牛のほうですね、これも部位によって全然違いますので、70キロカロリーから498キロカロリーと。鶏肉のほうは、こちらのほうもそもそもカロリーが低いお肉ではありますけれども、45キロカロリーから200キロカロリーと。これのほうで比較をしても、比較的ヤギ肉というのはカロリーが低いと。

たんぱく質に至りましては21.9グラムと、ラム肉のほうか19、マトンが18.8、豚が14.2から22.8、牛が11.25から11.7、鶏が9.89から16.2と、ヤギ肉より部位的に多いのが豚肉で少しありますけれども、その中で比べてもやはり多いと。

特筆すべきは、先ほども10分の1という話がありました、脂質ですね。ヤギ肉が100グラム当たり1.5グラムあるよと、ラム肉は14グラム、マトンが15グラム、豚が約2グラムから34グラム、牛が2グラムから約47グラムと、鶏のほうは、ここは比較的低くて、0.34から14グラムというふうになっております。

高たんぱくで低カロリー、脂質も少ない。先ほどL-カルニチンの話もありました。これ脂肪燃焼効果があります。こういうふうなのを調べていきますと、痩せるお肉ということで今羊肉というのは出ております。それに匹敵するというか、それをちょっと上回るような効能がこのヤギ肉にあるんじゃないかというふうに思っております。

先ほども出ましたナイアシン、これはアルコールを分解するための補酵素が入っております。1日の摂取量というのは15ミリグラムなんですけれども、ヤギ肉に関しましては6.7ミリグラムということで、約半分ぐらい1日の摂取量を補えるんですね。

ビタミンB12というのは、これは先ほどもありましたけれども、疲労回復、タウリンとかのその辺の部分と関わってくるんですけれども、1日の摂取量、人間が必要なのは2.4マイクログラム、しかしヤギ肉は100グラムに2.8マイクログラム、もう1日分を超える量が入っております。

また、女性に対しては鉄分、1日の必要量が、女性が大体6から6.5ミリグラムであります。このヤギ肉100グラムに鉄分は3.8ミリグラム、4分の3ぐらいを1回で補給できると。ヤギの場合は血も使えます。ということは、血をチーイリチーとかそういったので使うと、これ1食で確実に1日分の鉄分が取れるということになります。

亜鉛ですけれども、これも成人1日10ミリグラム必要ですけれども、ヤギ肉のほうは4.7ミリグラム、約半分が取れると。

高機能な非常に栄養価の高い食肉となっております。沖縄は、私もそうでありますけれども、肥満が多い地域でありますので、ヤギ肉が本当に普及して、1キログラム減らすと言って沖縄でやっていますけど、ヤギ肉だったら二、三キログラムぐらいうすぐ減るんじゃないかなというふうに思っております。

その食べ方についてということでもありますけれども、②のほうに行きます。やはり食べ方というのは、今現状、ヤギ刺しか、ヤギ汁かというふうなものになってきます。でも、羊とかのところを見ると、焼くのが大体主流ですね。あとは煮込み物も結構あります。こういった地元の食材と合わせたヤギ肉の調理メニューというのをいろんな分野、観光のところでもいいですし、飲食店でもいいですし、例えば栄養士とかがこういうふうにやったらいいんじゃないかとか、臭みが嫌な人もいますでしょうから、例えばスパイスを効かせるとか、そういうふうなメニューづくりをやっていってね、宮古島に来たら、また沖縄に来たらこういうメニューが食べられる、ヤギ肉を食べて健康になろうというふうなイメージができると思うんですよ。こういったメニューを研究、畜産農家やJAを含め、また観光も含めてですね、できないかどうか。これは、どうしましょうかね、市長がよろしいですか。市長、お願いできますか。

(「まずは部長で」の声あり)

◎高吉幸光君

まずは、お願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

調理メニューや加工についての研究を畜産農家やJAを含めてできないかという件でございます。ヤギ肉の観光需要や提供方法については、宮古島市観光推進協議会の地域経済振興作業部会の課題として、ヤギ畜産農家や飲食店を中心とした観光関連事業者へのアンケートや聞き取り等を行っているところです。地域経済振興作業部会では、ヤギ肉の提供に関して、伝統的なヤギ汁やヤギ刺し以外の調理や加工品についても検討していく予定となっております。

◎高吉幸光君

それでは、市長、よろしいですか。

◎市長（座喜味一幸君）

私ども古い世代は、ヤギとともにという感じで、家には、農家にはヤギは当然に養われていたのかなというふうに思っております。かつてはヤギ乳も、結構臭いけれども、鼻をつまんで飲まれたような記憶もあります。この沖縄のヤギの文化というものをいま一度見直していくというようなこと、大変重要。今ご指摘のように、栄養、健康含めて、そういう特性というか、そういうものも、機能性もしっかりと分析されてきた中でありますから、やはり観光含めた島の健康長寿ということも含めて考えますときに、ヤギをもう一度しっかりと生産、なりわいとして成り立たす、プラスその加工を含めたいろんな多様な産業に波及していくということは大変重要だというふうに思っております。かつて小学校にも南国市からヤギ乳を提供されましたけれども、そういう先進地域との連携を深めて、技術も連携しながら、しっかりと対応していく大きな課題かなと思っております。

◎高吉幸光君

この栄養価の分析というのは、ほぼ多分日本ザーネン種のものだというふうに思います。これからボア種ですとか、ヌビアン種、そういったものが多分入ってきて、交配をして大型化が進むと思います。となると、やはり今度は脂質が増えてくるのかなというふうな心配もしておりますけれども、ほかの羊の肉とも比べてみますと、やはり低いというのは、これは出てくるだろうというふうに思っております。その大型種が出てきたときにも、改めて食品分析、成分分析をね、しっかりやったほうが、逆にこれを基にして強く、こういうふうにするばらばらのお肉ですよと言えるようになると思いますから、こういった取組をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

ここで本当は挨拶をしようかなと思っていたんですけども、先ほど議長のほうから、今回勇退する私と佐久本洋介議員のほうには最終日に少し挨拶の場をいただけるということなので、この場はこれで終わりたいというふうに思いますけれども、この12年間、本当に大変な部分もありましたし、楽しい部分もありましたけれども、またね、残りの部分は挨拶のときにしっかりやりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで9月定例会の高吉幸光、私の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで高吉幸光君の質問は終了しました。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず最初に、市長の政治姿勢について伺います。人事について。このほど新たに職員採用があったと聞いておりますけれども、採用の日付、それから所属部、それから市長による辞令交付式は行われたのか、まずそれをお聞きします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

人事についてという件でお答えをいたします。

今回の採用試験につきましては、まず採用月日は令和3年9月1日でございます。所属につきましては、上下水道部の所属となり、辞令交付については行っております。

◎眞榮城徳彦君

辞令交付式はちゃんと行われたということですが、なぜこれが我々にも伝わってこなかったのか。そして、マスコミ報道もなかったと思います。まさかこれを隠したいからそういうふうに行ったとは思えないんですけども、職員が宮古島市の正式な職員として採用される場合には、もっと市民、それから議会、マスコミ、これに対して公にする必要があるんじゃないですか。この件に関してお聞きします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ご質問のとおりですね、公にするというのは確かに必要なことかというふうに思っております。私たちは、職員間のグループウェアに掲載はしっかりとやっておりますけれども、マスコミへの報告といえますか、そういうところをちょっと失念してしまったということでございますので、今後は公表していくということで、やっていきたいというふうに思っております。

◎眞榮城徳彦君

年度途中の職員採用、今職員採用試験が行われている最中でありまして、そしてこのコロナ禍において、そのスケジュールがちょっと後ろにずれ込んでいると。受験者の皆さんはですね、筆記試験はもちろんのこと、その後の面接あるいは小論文の試験、二次、三次とあると思うんですけども、今コロナ禍において、絶対に新型コロナにかからないように細心の注意を払って日常生活を送っていると思うんです。その上で、ほんと市長の選考採用による職員採用が行われたと。これ今ここで、令和3年9月1日付で、年度途中で採用する必要があったのかどうか。これこそ不要不急の、今の言葉で言えば、採用じゃないんですか。宮古島市の職員採用の条件として、条例があるわけですけども、規則が。これを踏まえないで、選考試験を踏まえないで選考採用すると。選考というのは、選ぶ、考えると書いて選考というわけですけども、市長、この選考採用した理由をお聞かせください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の職員採用につきましては、水道事業の運用に不可欠である水道技術管理者というふうな資格を有する方を採用しております。採用の経過ですが、これは平成23年に制定されました宮古島市水道事業職員の任用に関する規程というのがございます。その中身はですね、第6条で選考によることができる職という規定がございまして、第1号で水道事業に必要な免許又は資格を有する職、第2号で水道事業における特別の知識、技術又は経験を必要とする職、第3号で水道事業管理者の権限を行う市長が特に必要とする技術職というふうに記されておまして、これについて、そのような技術者の育成というふうな観点から

も、書類選考、面接を経て、審査の下に採用したところです。

なぜ9月かというふうなご質問ですけれども、これについては水道事業の定数48名で、現在職員数が34名というふうな状況もありまして、どうしても人材が不足しているというような相談も受けておりましたので、このような形で選考採用したということでございます。

◎眞榮城徳彦君

誰が見ても腑に落ちないですよ、今回の人事は。座喜味一幸市長、あなたは選挙の公約で、公平、公正な政治、それからガラス張りの行政運営、市政刷新等を標榜して当選したわけですけれども、このように密室的なといいますか、職員採用が行われる。我々の一般的な普通の感覚で言えばね、この話を聞いたときに、誰か強力なあなたの後援会あるいは支援者の、有力者のメンバーの力添えか口添えか、そういった後押しがあつて、このような職員採用に至ったというふうに普通我々は思うんです。今総務部長がおっしゃったいろんな資格とか、どうしても必要な能力とか、そういったものがあるんですけども。じゃ、お聞きしますけどね、このような人材が要ると、どうしても必要であると市長に進言したのは誰ですか。兼島方昭上下水道部長ですか。兼島方昭上下水道部長、答えてください。あなたは、そういう進言をしたことはありますか。自分の部下ですよ。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

私のほうからも進言しました。その理由もいうことになるんでしょうかね。

（議員の声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

推薦しました。

（議員の声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

彼は、工務課の漏水防止係という係に採用されましたけど、この係はですね、現場での市民に対するサービス提供を含む毎日の道路調査業務等々に加え、需要家からの調査、修理依頼の対応と、配水池、配水管、漏水時の対応が必要となり、一つ間違えば大きな事故につながり、また漏水復旧に時間がかかれば断水時間の長期化が懸念されます。そして、市民の生活に大きな支障が出ることが予想されます。その中において、令和3年4月の人事異動に際し、係6名中、異動の対象として3名、全て未経験者で、うち1名は内示後において休職届の提出、その他の1名は体の不調により手術の必要があり、長期休暇の取得を要望してきたことによって、大きな危機感を感じました。そのため、今回の人事に関して、どうしても人員の確保が必要ということで、総務部に状況を説明し、対応してもらったという次第です。

◎眞榮城徳彦君

この方の身分は、一般行政職ですか、それとも技術職ですか、それともほかの専門職というのがつきますか。採用に当たっては、一般行政職なのかどうかというのをお答えください。どのような身分で採用したのか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時06分）

再開します。

(再開＝午前11時07分)

◎総務部長（宮国泰誠君）

大変失礼しました。職員につきましては、技術職ということで採用しております。

◎眞榮城徳彦君

職員採用の規則というのがちゃんとうたわれているんですね。その規則第4条において、能力の実証に基づく選考の方法とあります。これ市長もあずかり知らないところで、上下水道部長が何としてもこの人材が欲しいというような答弁がありましたけれども、本当にそうなんですか。あなた個人の考え方で、この職員がどうしても今必要だと、年度途中ではあるけれども、この職員がいなければ全体の仕事に支障を来すおそれがあると判断したんですか。もう一度お答えください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

眞榮城徳彦議員のおっしゃるとおりでございます。お願いしました。

◎眞榮城徳彦君

この人事に関して、非常に不透明で、誰かの強権的な力が働いたとしか思えない人事なんですよ。みんなそう思っていますよ、議員は。この選考採用というものがいかにまねなことなのか。過去にも1回、選考採用はあったと聞いていますけどもね、10年ぐらい前に。10年ぶりに選考採用するということですよ。能力の実証とかというものはですね、人事権は市長にあるわけですから、市長そのものがそうだとしっかりと判断しなければですね、職員採用というものはあり得ないんですよ。だから、あなたが、上下水道部長が市長に対して進言をして、どうしても市長、今必要なんですと、この職員を採用してくださいとお願いしたというふうに言っていますけど、あなたに働きかけた人はいませんか。この人を選考採用してくれと外部から働きかけた人はいませんか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

そのような方はいらっしゃいません。

◎眞榮城徳彦君

そうおっしゃるならそうなんでしょうけども、我々はいろいろ考えますよ、議会議員の一人として。こういう人事の、こういう採用の在り方というのは、10年に1度ですよ。こういう前例をつくってはいけない。ましてや今職員採用試験の真っ最中ですよ。そして、聞くところによりますと、一次試験が終わって、筆記試験が終わって、これから二次、三次に入っていく。ところが、コロナ禍の影響でこれが延期になっているとお聞きしました。考えてもみてくださいよ、この大事な職員採用試験、何百名という方が受けま。今二次試験に臨もうとしている受験者の皆さんはですね、もし新型コロナにかかったら大変だと、もし試験当日に新型コロナに感染していたら試験が受けられないと、本当に心細い思いで試験日を待っていると思います。そのときに、こういった選考採用で、コネに近いような採用で採用していいんですか。私は、市民感覚からいっても、あるいは議会の感覚からいっても、それから受験者にとっても、これは非常に大きなショックだと思いますよ。今一生懸命筆記試験を受けて、一次試験をクリアしたと、二次、三次に進もうとしている。こういった状況の中でですね、選考採用する。この受験者の親御さんたちに見ればですね、怒り心頭だと思いますよ。どういう事情があったにしろ、どういう特殊な能力があったにし

ろ、本当に選考採用するんだったら、我々市民の前に丁寧にしっかりと説明しなければならないじゃないですか。もう一度、この件、市長にお聞きしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

眞榮城徳彦議員がいかにも何か政治功労のようなことがあったのではないかというような、そういうイメージのある質問であります、それは全くあり得ませんので、ご安心ください。

1つはですね、今この沖縄県全体の中で技術者が大変に不足している。そして、多くの一括交付金を使った投資があって、離島に行けば行くほど落札不調が生じている。まさに技術者が不足している。そして、行政から民間に引き抜かれた技術者も多い。そういう今各部署において技術者というのが大変不足しているんです。正確に覚えていませんが、我々の組織、市の中でも、技術職の不足というのはあると思っております。そういう中で、採用された者の履歴を私も聞きますと、水道関係の業務にたけていて、長年経験してしまして、しっかりとしたい資格を持っている。というようなこと等を考えますときに、やはり技術力を高めて、行政投資の効率を上げていく、しっかりとした技術の判断でもって水道事業を進めていく、そういう中では、なかなか民間から行政というようなことにおいては大変いい人材だというふうに思っておりますし、今後は試験採用のみならず、やはりこういう秀でた人材というものを行政の中でも確保していく一つの人事の在り方というのは、あってもいいのではないかと。これがご指摘のとおりマスコミ等で発表されていないんじゃないかということは反省を踏まえながらも、しっかりとした優秀な技術者を採用したというふうにご理解をいただきたいと思っております。

◎眞榮城徳彦君

採用した側はそういうふうに理屈を述べてですね、やるでしょう。でもね、我々普通の一般的な感覚からいえばですね、まさにこれは選挙の論功行賞的な色合いが強いですよ。座喜味一幸市長はね、市政刷新だの、ガラス張りの政治だの、公平、公正だと言ってきたにもかかわらずですね、結果としてこういった職員採用の在り方を見ておりますとですね、我々はどうしても不透明で、強権的な市長のやり方としか見えないんですよ。どんなに質問しても、当局は私の意見には反論をするでしょう。でもね、一般通念的に、一般感覚的に言ったらね、この人事はあってはならないんですよ、今。堂々と試験を受けさせて、筆記試験、面接、小論文、こういったものを踏まえてですね、本当に有能な人材、優秀な人材だったら、これをクリアするんじゃないんですか。何のために職員採用試験のシステム、規則をつくったんですか、宮古島市は。私は、大原則として、職員は試験を受けて、ふるいにかけて、これを突破してくる者じゃないとおかしいと思いますよ。だから、市民に誤解を与えるようなですね、あるいは疑念を抱かせるような、こういった採用方法はやめていただきたいと思っております。あなたが、もし市長が、1年も2年も行政に携わっていて、700名ぐらいの正職員、それから400名ぐらいの会計年度任用職員ですね、その人たちをある程度把握して、顔も名前も能力も資質も組織における協調性なども、こういったものをあなたが総合的に判断して、そういうふうな実績あるんだったらいいですよ。あなたはまだ8か月しかたっていないじゃないですか。そういうふうな上下水道部長から来た話を、うのみにしてと言えぱそうなんですけども、その話を受けて、職員採用という物すごく厳しいハードルをやすやすと乗り越えさせるような、そういう体質の当局でいいんですか。お答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

技術職という中で、資格を取っていくということ、これはおっしゃるように試験採用ということで採用するケースもありますけれども、技術職においてですね、資格を得るのに経験年数等を経なければならぬ資格というのがあるんです。即戦力として使うのに、10年も経験年数を経なければ取れないような資格を試験採用で採用できないじゃないですか。そういう技術職というものの中で、試験採用で採用する。しかしながら、経験年数を経なければ取れないような有資格者というのは貴重なんですよ。それを獲得するというのは大変なことなんです。そういう意味では、上下水道部長の資格等の説明等からすると有能な人材であって、私も大変いい人事だというふうに思っただけで決断をした次第です。よろしくお願いします。

#### ◎眞榮城徳彦君

じゃ、試験採用を受けている者の中にもですね、いろんな資格を持っている方もいらっしゃいます。そして、技術職として、あるいは技師として、試験をクリアした後に採用される人もいます。あなた方がそういうふうにおっしゃるんだったら、試験を受けないで、民間で資格を取って、ある程度経験も積んで、私はこのような能力があります、こういう資格がありますと言ってくれば、みんな採ることになるじゃないですか。何のために試験採用制度があるんですか。市長、考え違いしてもらっちゃ困るんですよ。試験採用というのは、まずは宮古島市の職員として幅広く教養なり、知識なり、協調性なり、公務員としての資質を備えて、それをクリアするから最終試験でみんな合格するじゃないですか。あなた方は、そのシステムを自ら壊そうとしているんですよ。私は、座喜味一幸市長のこれまでの8か月間を見てきましたけども、市民目線とか、公平、公正とか、こういったことはずっとおっしゃってきていますけどもね、この1点であなたに対する信頼は崩れますよ。あなたがどう言おうと、試験採用のふるいにかけてきた、試験採用をクリアしてきた職員だからこそ、みんなから認められて、それで晴れて宮古島市の職員になるんじゃないですか。私は、あなた方が何と弁解しようとも、この件に関しては納得がいきません。まさに理不尽な採用方法だと思っております。

次に行きたいと思えます。自衛隊誘導弾搬入問題についてでありますけれども、ずっと同僚議員の方々がこの件に関しては質問をして、市長の考え方をいろいろ聞いてきました。市長、聞かせてください。あなたは、この自衛隊の弾薬の誘導弾搬入問題についてですね、なぜ不許可にしたかというのと、今コロナ禍で大変な時期にあると、宮古島市全体が。その中で自衛隊の隊員が多数来島してくるのは、これは自粛していただきたいと。じゃ、お聞きしますけども、自衛隊から新型コロナ対策の、この搬入についてですよ、新型コロナ対策の説明があったのかなかったのか、そしてそのときに来島する自衛隊の数はどのくらいだったのか、これをお聞きします。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

新型コロナ対策につきましては、それなりに対策についての内容はありました。どういった対策をしているよという内容ですね。それから、来島する人数についての公表はございませんでした。

#### ◎眞榮城徳彦君

誘導弾搬入についてはですね、自衛隊だって相当神経使ってやって、計画を立てていたと思えます。どのくらいの人数で、どのくらいの新型コロナ対策をして、しかも安心、安全に宮古島市に搬入するという計画なり、申請書なりを作ったんじゃないですか、作って持ってきたんじゃないですか。ただ、市長は、今そういう島の状態であるから望ましくないと言って断ったと、不許可にしたということなんですから、



自衛隊ともあろうものが、こういった新型コロナ対策をしっかりと計画を立てて、市に計画書を提出して、それで認めてくださいとお願いしたんじゃないですか。何名ぐらい入りますよと、そして隊員の動きはこういうふうな動きですよみたいな、具体的な話までしたんじゃないですか、どうですか。

◎市長（座喜味一幸君）

基本的にはですね、ルート、日程、内容物、それからワクチン接種をします、PCR検査をしますということではありますが、隊員の数、そういう者に対する公表はできないということで、再三の申出に対してありました。少なくともこの当時、保良の建設現場においては、クラスターに近い状態での陽性者が発生しておりました。そういう意味では、新型コロナウイルス感染防止に関しての具体的なことは示されませんでした。その辺については、我々、防衛局にも日程等のできるだけの公表は申入れしていたところでございます。

◎眞榮城徳彦君

市長の説明で大体分かりましたけれども、市長ですね、先日、防衛議員連盟の議員の皆さんが市長に申入れをしました。条件を整えば速やかに港湾法にのっかって、これを認めてほしいという要請です。つまり市長は新型コロナ対策がある程度成功して、ある程度収束をして、これで大丈夫だというような状況が生まれれば、この誘導弾の搬入を認めてもいいと、港湾法にのっかってダブルスタンダードの判断はしないとはっきりおっしゃっていますね。市長はそれでよろしいですかという質問なんですけども、そもそもね、市民団体の皆さんが言っていることは、誘導弾搬入を宮古島にするのは反対だと言って要請しているんですよ。座喜味一幸市長には絶対に認めないでほしいと、搬入そのものをどのような条件下であれ認めないでほしいという要請をしているんですね。ただし、市長は、新型コロナの状況がある程度収まって、納得するような状況になれば、これは搬入もやぶさかではないというようなことですね。どっちなんですか。

◎市長（座喜味一幸君）

港湾の利用についての手続というのは、法もしくは条例に基づいて粛々と進めるべきことだというふうに思っております。私は、自衛隊は容認をいたしております。しっかりと地元にはできるだけの説明をして、不安を解消していく、これは当然のことです。反対の皆さんの意見も拝聴しながらも、賛成の人の意見も拝聴しながらも、そういう市民の思いというのは、今回のように新型コロナでせっぱ詰まった宮古島の状況を鑑みた、陸上幕僚長も大所高所から判断をいただきました。賛成、反対も超えて、保守、革新関係なく、やはり地元の思いというのはしっかりと国に対しても申し述べる、これが当然だというふうに理解しております。

◎眞榮城徳彦君

港湾法にのっかってやればですね、これは搬入を認めざるを得ないと、最終的にはなると私は思っています。もしそういう状況になっても、市長が、いやいや、まだまだというふうに反対をすることになるとね、これは恐らく司法の場に持っていかざるを得ない状況になるんじゃないかというようなことも危惧しております。ですから、客観的に見て、これは感情論的ではなくて、法律にのっかって判断をしてほしいと私は思っていますので、よろしくお願いたします。

次に、経済各団体からの要請についてでありますけども、先日、経済8団体が市長に要請をしております。

す。どのような要請かという、緊急事態宣言中にですね、とにかく宮古島の飲食店を中心として、本当に瀕死の状態であると、このままでは我々飲食業者を中心とした経済団体はもたないと、いつまで緊急事態宣言が続くのかどうか分かりませんが、県の緊急事態宣言が解除されなくても、仮に宮古島市がゼロベースですべて感染者の数がいったとします。そのときに、県の緊急事態宣言中でも、宮古島市として緩和とか、そういった独自の判断が制度、法律的にできますか。その辺をお聞きます。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

まず、国による緊急事態宣言は、インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、都道府県全域を対象に発出されるものであります。これを受けまして、県知事は感染状況に応じて期間や区域を定めて、感染防止に必要な協力を県民に対して行うことができるということになっております。宮古島市は、ご存じのとおり、離島でございます。沖縄本島や他の地域と海で隔てられているということなどを考慮いたしますと、地域ごとに感染状況の差があっても、地域を区分せずに全県統一の措置となっている現状については、いろいろ課題があるというふうに捉えております。そのことから、宮古・八重山圏域市町村で構成する美ぎ島美しや市町村会では、県知事及び県議会議長へ、国の緊急事態宣言下であっても、各首長の判断を尊重し、各市町村の状況に応じた柔軟な措置区域を設定していただくことを8月26日に要請しているところでございます。

また、今般、国は緊急事態宣言下であっても、一定の条件が整っていれば、飲食店の酒類の提供、イベントの開催、都道府県をまたぐ旅行などの制限緩和を認める基本的方向を決定しております。

これらの状況を踏まえて、宮古島市でも経済の活性化に向けた市独自の制限緩和について県と調整をしていきたいというふうに考えております。

◎眞榮城徳彦君

ぜひね、企画政策部長、調整してみてください、県と。沖縄県の感染状況というのは、沖縄本島の感染状況というのは非常に厳しいものがありますけれども、離島の宮古あるいは八重山、あるいは久米島、そういったところはですね、先にこの苦境から脱するかもしれない、脱する可能性が強いと。そのときに、地元の業者を行政としてできるだけ速やかに助けていかなければならない。その命綱というのは、酒類の提供ですよ。酒を出せるか出せないか、時短営業の要請よりも、自粛よりも、居酒屋とか飲食店でお酒が提供できるかどうか、私はこれにかかっていると思うんですね。ですから、宮古島市の状況をしっかりと県に伝えて、もちろん保健所とか、お医者さんの意見も拝聴しながらですね、ウィズコロナの時代に早く一歩足を踏み入れていかないと、経済8団体が要請しているように、宮古島の経済は回っていかないんですよ。循環をしない。ですから、いろんな施策を当局の皆さん、クーポン券であったり、いろんなことを考えていらっしゃるんですけども、市長、やっぱりね、この一歩踏み出してみる、このコロナ禍で。あなたが一歩踏み出すと宣言することによってですね、宮古島の経済の雰囲気、がらっと変わると思いますよ。ですから、この辺は英断を持ってですね、ぜひ対処していただきたいと、そのように思っております。

次は、決算についてお聞きしますが、3月定例会は予算議会、9月定例会は決算議会とも言われております。なので、決算についてお聞きしますが、扶助費についてですね、前々から気になっていることなんですけども、県内11市の中で宮古島市の扶助費は一般会計歳出に占める割合が最低なんです。ずっと最低状況が続いているんですよ。一般会計の歳出における割合が20%を切っているのは宮古

島市だけなんです。なぜそうなっているのか、理由を説明してください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

扶助費について、県内11市で宮古島市が扶助費の構成比率が最も低いその理由はというご質問でございます。眞榮城徳彦議員おっしゃるとおりですね、扶助費については令和元年度の決算におきましても82億2,000万円余ということで、県内11市のうち9位という決算額となっております。また、歳出全体における扶助費の構成費もですね、18.6%ということで11市の中で一番低い比率となっております。

その主な原因というご質問ですが、構成比が一番低い状況についてはですね、本市の歳出決算約442億円でございます。これは、県内の6番目というふうになっております。類似市町村との扶助費の決算額については1億500万円高い。これに対しましてですね、歳出全体の決算規模は約151億円高いという状況になっております。これらにつきましては、農林水産業費や土木費等の普通建設事業費においてですね、類似市町村、これは石垣市を取り上げておりますけれども、約68億円高い状況となっております。加えて、地方債の元利償還金である公債費もですね、27億円高い状況というふうになっております。このことから、扶助費が決算額において他市より比較して低いという状況の要因としましては、歳出決算規模との関係であるというふうに考えております。

◎眞榮城徳彦君

総務部長、そうおっしゃいますけども、歳出決算規模の中でということなんですけども、それは、一般会計の総額が大きければ、金額は大きくなりますよ。私が言っているのは、一般会計総額における、歳出総額における扶助費の割合を言っているんであって、元利償還金とかいろんなものはこの際関係ないと私は思っています。

ちなみにですね、じゃ石垣市は令和元年度、扶助費は27.9%です、一般会計の歳出における割合ですね。糸満市は36.1%です。名護市は27.4%、南城市は26.2%。もちろん一般会計総額の規模が小さい自治体というのは、宮古島市より歳出額は、金額としては少ないかもしれませんが、宮古島市が18.6%のとき、ほかの自治体はみんな20%を超えているじゃないですか。大体もともと扶助費というのはですね、民生費、それから衛生費、教育費にまたがる本当に困っている人たちのために、これは国、県の制度もありますけれども、こういった生活弱者、本当に困窮している家庭、あるいは障害者ですね、こういった方々に手当てされるお金なんです。宮古島市で大きいのは障害者の扶助費が22億7,900万円、たしかあります。生活保護費も13億9,600万円あります。教育費に至っては、就学援助、小学校、中学校に扶助費を出しております。なぜ宮古島市だけが20%を切って、18.6%ですか。ちなみに、令和2年度の決算で見るとですね、15.9%ですよ。本当に宮古島市は困っている人たちの世帯、こういった方々にちゃんと手当てをしているのか、取り残している方々が多いんじゃないか。宮古島市が特異な社会状況であるわけじゃないんです。沖縄県全体でこういった子供の貧困問題とか、高齢者の貧困問題とか、いろいろある。国、県の補助金もちゃんと手当てしている。それでも、宮古島市の割合が極端に低過ぎる。私はね、これももう少し検証してほしいんですよ。なぜ低いのか、本当に困っている人たちにお金が行き渡っているのか、いないのか。各課横断的にですね、福祉も教育も。それから、そういった方々もなぜ扶助費がこれだけ少ないのかと、割合が。これを検証することをお願いしておきます。市長もよろしく、その辺はしっかりと目配りをしていただきたいと思っております。

次に、繰入金が大幅に増えている理由について伺います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

繰入金の大幅に増えている理由ということでございます。基金繰入金につきましては、令和2年度の決算におきまして、約50億2,000万円を繰り入れてございます。これは、対前年度比で約9億8,000万円の増というふうになっております。増額の主な要因としましては、財政調整基金で約8億8,600万円の増、庁舎等建設基金で6億2,500万円の増、合併振興基金で3億7,000万円の増というふうになっております。財政調整基金につきましては、特定の事業に対する財源ではなく、予算全体ですすね、歳入不足を補完するという考えであります。

また、令和2年度では、当初予算の編成段階におきまして財源不足が生じておりまして、それを補完する繰入金というふうになっております。また、財源不足に加えてですすね、補正予算あるいは当初予算編成後に、新型コロナウイルス感染症に対応した事業等に歳入不足を補完するための繰入金等を計上しておりまして、結果的に前年度を上回る大幅の増というふうになっております。

◎眞榮城徳彦君

続きまして、自主財源比率の実質的な脆弱さの説明ということなんですけれども、令和2年度の自主財源比率がですすね、27.5%ですすね、これも普通に考えても自主財源比率が27.5というのは低い数字なんです。私がここで言いたいのはですすね、繰入金が大幅に増えている、自主財源の中でですすね。自主財源というのは、もともと財政調整基金あたりから引き出してきて使うお金ですから、この引き出してきて、これに充てると自主財源になってしまう。要するにお金が増えたんじゃなくて、今あるお金がスライドして、繰入金の中に入っていったと、財政調整基金がですすね。だから、27.5%という数字を維持しているんですけども、仮にですすよ、今までの宮古島市の財政状況をずっと見たときに、繰入金をほとんど使わないで一般会計予算を組み立てていく。繰入金を使わない場合の自主財源比率は18.5%なんです。これは、自治体にとって20%を切るということは、物すごく危機的な状況なんですすすね。だから、実質上は18.5%と思ったほうがいい。仮に財政調整基金がなくなったらどうするんですか、宮古島市は。どこからお金持ってくるんですか。地方交付税も年々減らされている。ピーク時に150億円あった地方交付税、今幾らだと思いませんか。118億円、令和2年度決算で減っているんです。それと、ずっと、平成28年が139億円ぐらいでしたから、どんどん、どんどん減ってきている。この傾向はいつまでも続きます、ある程度。100億円を切るまでいくと思います。そうすると、財源が不足するんですすすよ。財源が不足したとき、何が起こるか。住民サービスが満足にできなくなる。民生費と教育費の扶助費が減らされるんです。ない袖は振れないことになるわけですから、私その辺を一番危惧しているんですすすね。だから、実質上本当に命綱である財政調整基金からの繰入れというのは、よほど気をつけてやっていたかかないと宮古島市の財政は大変なことになる。そのときになって緊縮財政ですすと言ったって遅いんですすすよ。時代の流れというのは止められませんからね。社会保障費の増大とかいろんなことがあって、民生費はどんどん、どんどん増えていく傾向にある。各自治体においてもそうなんですすすよ。宮古島市だけが例外ということにならないので、この辺はぜひ気をつけて財政運営をしていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、教育行政について伺います。先般、5月に実施されました全国学力テスト、この結果における、沖縄県の結果は出ているんですすすけれども、本市の結果を教えてください。

### ◎教育長（大城裕子君）

小学校において、令和2年度に学習指導要領が改訂となり、これからの予測困難な時代を生きるために必要な3つの資質能力である実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性などの育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの授業改善に取り組んできました。今回の全国学力・学習状況調査は、その授業改善に取り組んだ成果を見る一つの指標となります。数字を申し上げたほうがよろしいですね、端的に。

（「はい」の声あり）

### ◎教育長（大城裕子君）

いろいろそれに至る経緯を説明しようと思ったんですが、小学校国語、これは正答率でお答えいたします。宮古島市60%、沖縄65%、全国64.7%が平均となっています。小学校算数、宮古島市61%、沖縄県69%、全国70.2%、中学校国語、宮古島市59%、沖縄県60%、全国64.6%、中学校数学、宮古島市49%、沖縄県52%、全国57%という結果が出ております。

中学校においては、小学校に引き続き、今年度から新学習指導要領での教育課程の実施となっています。ただ、主体的・対話的で深い学びの授業改善には移行期から取り組んでいたため、小学校同様、今回の調査は授業改善の成果を見る一つの指標となりました。

この大きな原因として、かなり落ち込んできた原因として、平成31年度2月から社会や学校を混乱させた新型コロナウイルス感染症の影響があると考えます。調査を受けた小学校6年生及び中学3年生は、1年以上感染対策を講じる中での学習となり、一斉臨時休業の措置の中で十分な学びの機会を確保することが難しい状況がありました。令和2年度から現在までの本市の一斉臨時休業による休業日は合わせて89日となっております。これは、全国的にも、県の他市町村と比較しても、かなり多い休業日数となっております。

また、このようなコロナ禍の中、学習指導要領の目指す3つの資質能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びを実現するため、協働的な学びを充実しようと授業改善を行ってきましたが、新型コロナ感染リスクを低減させる対応を徹底する必要性があることから、授業改善を十分に行えていない状況です。

### ◎眞榮城徳彦君

学力テストの結果で、宮古島市は残念ながらひどい数字ですね。小学校の算数が61%、県平均が69%、中学校の国語は県平均が60%だけど、宮古島市は59%、数学は県平均が52%に対して、宮古島市は49%、今教育長から発表がありましたけれども、中学校の国語と数学、これ全国最下位なんですね。全国最下位の県平均より宮古島市の中学生の平均がもっと落ちるということは、全国で最低レベルの学力しかないと言っても私は過言ではないと思います。教育長就任から数か月たっておりますけれども、この状況を踏まえてですね、小学校、中学校の学力をどういうふうに考えているのか、私は教育の基本は学力だと思っています。やはり学力がしっかりしないと、その地域も、学校も活性化されませんし、子供たちも学ぶ意欲がどんどん失われていくと思います。成績が上がることによって喜びを感じる、こういった学校で、こういった生徒で荒れたじゃないですか。学力を変なふうに、昔のゆとり教育じゃないですけども、子供たちの個性を大事にするだとか、子供たちの物を考える力を育てていくとか、いろいろありますけれども、

ゆとり教育が昭和52年、今までの受験戦争とか、それから落ちこぼれの社会現象ですね、こういったものを踏まえて、文部科学省は、当時の文部省はゆとり教育に転換しましたがけれども、数十年たって、ゆとり教育の見直しをまた始めたんですね。なぜか。ゆとり教育が原因かどうか分からないけども、全体的にOECDの国の中で日本の子供の学力というのが物すごく低下したと、それを反省しなければならないということで、ゆとり教育はやめましょうということになっています。

私は、宮古島市の子供たちの可能性というのを物すごく信じているし、買ってもおります。宮古島市の子供たちは優秀であるはずなんです。学校の先生方は大変な思いをされているかもしれませんが、現実にはこういった数字を見せつけられると、教育長をはじめとして、根本的に学校教育の在り方、学力の向上の在り方を考えてみなければならない時期に来ているんじゃないですか。私はそのように感じています。この数字はいかにもひどいですよ、教育長。全国最下位の県平均より大分落ちます、中学校。何も先生方の責任じゃないかもしれませんがね。どこにこの原因があるのか、学力が伸びない原因はどこにあるのか、その辺を抜本的に考えていただく時期に来ているんじゃないかと私は思っています。これはですね、行政、それから学校現場、保護者、議会もそうなんですけども、全部がそういった意識を持ってですね、取り組んでいかないと、なかなかこれは改善しないことだと私は思っていますので、教育長に就任したからには覚悟を持って、こういった問題に、学力向上の問題に関してしっかりと取り組んでいただきたいと要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎棚原芳樹君

9月定例会一般質問4日目となりました。似たような質問も多々ありますので、角度を変えながら、また割愛などもしながら一般質問をしていきますので、当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしく願いたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。下地島に市独自のサトウキビ優良種苗増殖施設の現在の進捗状況をお聞かせください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

市独自のサトウキビ優良種苗増殖施設については、下地島の農業的利用ゾーンにおいて、農地整備事業の導入を図り、その上で約20ヘクタールの原種圃を設置し、優良種苗の生産を行う予定で計画しております。現在県営で計画している農地整備事業の採択、導入に至っていないため、進捗状況について変化はありません。よって、圃場整備が完了するまでは、これまでどおり優良農家に委託し、種苗の生産を図り、

沖縄県の奨励品種または新品種の普及促進に努めてまいります。

◎棚原芳樹君

県の土地改良事業が終わってということでもありますから、五、六年はかかるということですかね。

次に行きます。次に、多くの宮古島市民が宮古島観光発展のためになるであろうと大きな期待を寄せているトゥリバーリゾート開発の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

トゥリバー地区におけるホテル計画についてですが、建設する三菱地所へ確認しましたところ、去る2月から建築工事を進めており、おおむね予定どおり工事は進捗しております、2023年、令和5年の初夏にホテルを開業する予定となっております。建物の概要としましては、地上8階、延べ床面積が2万8,000平米、客室数が329室、共用施設としてレストラン、バー、ミーティングルーム、プールなどを整備することでございます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。新型コロナが終息して、ちょうどいいぐらいのときに開業ということですね、大変期待をしております。ありがとうございます。

次に、同じように、砂山北側のリゾート開発の現在の進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

砂山リゾート開発については、平成4年に都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可を沖縄県知事より受けております。その後事業者の地位継承や開発区域などの変更許可を受け、現在も事業が進んでおります。開発区域は、6つのエリアに分かれており、令和元年7月1日に着手した第6エリア（1工区）が令和3年5月31日に開発行為及び公共施設に関する工事が完了しております。事業者によりますと、今年度中には建物の建築工事に着手する予定とのことでございます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、下地島空港の南側の通行止めになっている場所での駐車場の整備と展望台設置はできないか。展望台は二階建てでできないかお聞かせください。

◎観光商工部長（上地成人君）

下地島空港南側の通行止めになっている場所での駐車場、それから展望台の設置です。17エンドと呼ばれております下地島空港管理道路につきましては、現在管理者である沖縄県が2019年3月から車両を通行止めとしております。この場所は、観光客にとりまして大変人気の高い場所であります。そのため、昨年3月に乗用車20台、それからバス5台分の簡易的な駐車場でございますけれども、整備をいたしております。

それから、展望台についてでございますけれども、当該地はですね、市町村合併前に旧伊良部町が防風、それから防潮等と森林率の向上の目的から、国庫補助事業によりまして整備を実施しております。現在は松林が形成されておまして、自然災害防止に大変役目を果たしているものと考えております。そのほか、秋には、そろそろですけども、国際保護鳥でありますサシバが毎年寒露の時期に多く飛来する場所でもあります。そのサシバを目的としまして、観光客も多く来島いたしております。本市といたしましては、絶

滅が危惧されておりますサシバを保護する観点から、安全な休息場所を確保することによりまして、個体数の増加等につながる事が考えられます。このサシバをですね、貴重な観光資源といたしまして活用できるものと考えておりますので、このようなことから、この場所におきまして新たに展望台の建築物を設置する計画は今のところございません。

◎**棚原芳樹君**

ありがとうございます。私が言っているのは、今簡易の駐車場がありますよね、そこの南側、道路から南側のほうに岩、松はそこには生えなくて、岩だらけのところがあるんですよ。そこで展望台ができないかという。松林が生えているところではなくてですね、少し2メートルぐらい上がっているところね、あそこで二階建てぐらいの展望台ができれば、すごい観光地になるものだと思いますんですよ。午後6時から6時半ぐらいに何回かあそこへ行ってみると、30台の駐車スペースでも足りなくてですね、道路にずっと車が並んでいるんですよ。ですから、駐車場ももう少し広めにやったほうがいいのではないかということと、道路から南側のほうに二階建てぐらいで展望台を造ってくれば、午後6時から6時半前後に観光客は集まるんですよ。日頃もいるんですけど、みんな海を見ながら、また夕日を眺めに時間帯を知っていて来るんですよ。ですから、そこで展望台さえできれば、海も眺められる、夕日も眺められる、また飛行機も見られる、すごくいい観光地になるのではないかと。本当に海だけぼうっと眺めている方々も、この海を見ているだけで心が和むよというふうなことをおっしゃってありました。ですから、そこで海側に展望台を造ってくれば、すごい観光地に、目玉になろうかと思っておりますので、ぜひこれは市長はじめ、当局の皆様方はまず行って、見てみてくださいよ。夕日も眺めながら、海も眺めながら、飛行場も見ながらという観光地を整備していくのが我々の役目ではないかと私は思っておりますので、ぜひ現場を視察してですね、市長も副市長も。検討してみる価値はあると私は思っておりますから、よろしく願いをいたします。

次に、これもまた同じことで、白鳥岬、小さいあずまやが元あったんですけど、跡地での展望台設置はできないのか、これも二階建て及び駐車場のほうも小さいので、大きく整備できないのかお伺いいたします。

◎**観光商工部長（上地成人君）**

その前にですね、先ほどのご質問に対する答弁ですけども、午前中に生活環境部長からもサシバサミットの話がございました。その関係者の中でですね、その一帯をサシバの森として整備しようという計画もございます。要するにサシバを守りたいという考えがございますので、そういう観点からも施設を整備するというのはちょっと厳しいのかなと考えております。

白鳥岬周辺の整備につきましてお答えをいたします。白鳥岬周辺の整備につきましては、伊良部地区観光地整備総合計画におきまして、老朽化した施設の補修等が挙げられております。本年度は、破損している木橋の2か所、その撤去及び転落防止柵の設置を行い、安全対策に努めてまいりたいと考えております。ご質問の展望台及び駐車場でございますけども、今後公園全体の遊歩道、それからあずまやの補修、駐車場整備につきましては、今後利用状況などを調査し、検討していきたいと考えております。

◎**市長（座喜味一幸君）**

せっかくの棚原芳樹議員の質問でございます。私も今おっしゃること、非常に同じような思いを持って



おります。サシバを守る、森林資源を守るというようなこととマッチングしていくというのは、これは工夫次第であると思っております。私もトゥリバーの人工ビーチのほうに1日置きぐらいでウォーキングに行きますけれども、夏は午後5時前後から人が集まります。今ちょうど午後7時頃に、日没前後ですが、多くの人々が夕日を見に来ます。伊良部に行ったときも、まさに17エンドプラスアルファで、この夕日を眺めながら写真を撮っている、場合によったら簡易椅子を置きながら夫婦で夕日を眺めているというような光景を見ますときに、やはり私たちの宮古島の観光の資源は海だとも思っております。そういう意味では、棚原芳樹議員の提案の件はしっかりと、どういう形で自然とマッチしながらできるのか、その辺は研究していく必要があるなというふうに思っておりますので、提言としてしっかりと受け止めておきたいと思っております。

#### ◎棚原芳樹君

市長、ありがとうございます。白鳥岬のほうもですね、やっぱり伊良部の方々と交流するときに、昔小さいあずまやがありましたよね、観光商工部長。あそこの上に展望台を造ると、下地島まできれいに見えるんですよ。だから、二階ぐらいでやれば、あそこはすばらしい観光地になるであろうとみんなが意見を言うものですから、ぜひあそこも行って見たら分かると思うんですけど、きれいな海も見えるし、サンゴ礁もずっと続いているし、また夕日も見える。この2か所を造れば、すごく有名な観光地になっていくと私は思っておりますので、ぜひ白鳥岬の上のほうのところも行って、見てみて、あそこから眺める海もきれいだし、また夕日もきれい。すごい観光地に成長すると思いますので、ぜひ調査はやってください。市長、またありがとうございます。

次に、下地島周辺残地の利活用計画について、観光的利用ゾーンの現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

#### ◎副市長（伊川秀樹君）

下地島周辺残地の利用計画の中の観光的利用ゾーンの現在の状況と今後の計画についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、9月1日に下地島空港及び周辺残地の利活用事業の第3期募集要項案などをホームページで公表しており、事業説明会を9月13日に実施したとのことでございます。今回の事業提案募集の対象地は、観光リゾート・コミュニティゾーンと滑走路周辺の空港及び航空関連ゾーンとなっております。今後のスケジュールといたしましては、11月に提案募集を開始いたしまして、令和4年1月上旬に提案書類の受付を締め切り、3月に審査結果を通知、公表する予定とのことでございます。

#### ◎棚原芳樹君

ありがとうございます。農業的利用ゾーンもですけど、観光的利用ゾーンも、もう何十年も開発する、開発すると言いながら、なかなか進まないものですから、伊良部の人たちも、これどうなっているのとかききしているところもありますので、順調に進めてください。また、宮古島のすばらしい観光ゾーンができるものと期待をしております。ありがとうございます。

次に、新庁舎周辺まちづくり計画について、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

市役所周辺地区は、宮古島市都市計画マスタープランにおいて、市役所を核とした新しいまちづくりの

推進を重点推進プロジェクトとして位置づけられ、計画的な都市基盤整備を推進し、市民交流拠点の形成を図ることとされております。今年度においては、当該地区の計画的な土地利用を実現するため、市街地整備の実現性のための整備手法など及びスケジュールなどの観点から、実現可能性を把握するため調査業務を行います。また、当該地区内には国有地が残存していることから、国有地の有効活用に向けた取組を推進するため、課題などの整理及び整備方針や事業手法などについて検討を行いながら、全国の事例、手法などを取りまとめる予定でございます。次年度以降におきましては、今年度の調査結果を踏まえ、基本構想策定など整備に向けた検討を進めてまいります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはり新庁舎周辺のまちづくり計画は、庁舎がスタートして、できると決まっているわけですから、二、三年前。そのときからもうこの庁舎周辺のまちづくり計画はやっていて、庁舎ができたらすぐできるように計画するのが私は当たり前じゃないかなと思っておりますので、早めにお願ひしたいと思います。

次に、今おっしゃっておりますように、新庁舎周辺国有地についてでございますが、やはり新庁舎周辺のまちづくりの大きな障害になっているのが北側と南側、消防南側の国有地なんです。これがそのままある限り、庁舎周辺のまちづくりはできないものと言っても過言ではないと思っております。ですから、早めに国といろんな要請、話合いをしてですね、北側の国有地も、消防南側の国有地も全部市が買い取って、区画整理事業か道路整備をやって、まちづくりを早めに進めてほしいと。これはもう答弁は要りません。

次に、下地島空港における宇宙事業についてお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

下地島空港における宇宙事業に関する計画についてご説明申し上げます。

下地島宇宙港事業は、昨年9月に沖縄県と基本合意を締結いたしましたPDエアロスペース株式会社が「宇宙に行ける島、下地島」をコンセプトに、下地島空港を宇宙港として活用し、2025年を目標に一般向けに宇宙旅行を提供するというふうな内容の事業となっております。昨年11月から無人航空機の実証実験に着手し、エンジン機能確認試験まで終えたと聞いております。現在は、滑走路走行試験まで進んでおりまして、今後は飛行試験を実施する計画となっているということでございます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次の財政調整基金の残高については割愛します。また、次の旧庁舎及び第二庁舎の今後の利活用についても割愛をいたします。

次に、伊良部地区葬祭場白鳥苑の存続について、今後どうなっていくのかお聞かせください。

◎生活環境部長（友利 克君）

白鳥苑についてお答えいたします。

白鳥苑は、昭和57年の供用開始から39年余りが経過しております。この間、平成16年に炉の取替え工事を行っております。老朽化が進み、設備などのトラブルも懸念されるところですが、今後も安全に使用できるよう、必要な修繕を施しながら、施設の運営を続けてまいりたいと考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やっぱり白鳥苑は、伊良部の方々にとってはなくてはならない重要な施設でありますから、修繕なども施しながらですね、使用が当分できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、白鳥地区し尿処理施設についてでございますが、なぜ荷川取への場所の変更と中身の見直しが必要なのか、お聞かせください。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時55分）

再開します。

（再開＝午後 1 時55分）

◎生活環境部長（友利 克君）

ちょっと通告と違っているようでございますけども、まず伊良部佐和田での単独処理型の施設整備というものが基本計画などで決定をしていたと。議会からの大変強いご指摘を受けておるところでありますけども、市としましてもですね、当局としましても、単独処理とまた共同処理の整備コスト及び運営コストの比較を基本にですね、施設整備計画書から生じる業者、市民負担など、そして下水道の3基目のOD槽の整備などを踏まえてですね、共同処理化というものを基本にいろいろと検証をしてきたところでございます。その検証の結果を踏まえてですね、荷川取での現在のし尿投入施設を活用しながらスクリーン、除砂施設ですね、除砂装置設備、それから前処理施設、前脱水処理設備を整備したほうがコスト面などなど効率化、また財源のですね、縮小、縮減といったものも図れるというところで、荷川取での整備を進めようということになったところでございます。

（「少し議長、このマスクをしているとほとんど答弁が」  
の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時58分）

再開します。

（再開＝午後 1 時58分）

◎棚原芳樹君

議員の皆様方もみんなが危惧しているのは、決まった予算で、この予算を荷川取に持ってきて、本当に言っているようなやり替えみたいな形で使えるのかと。それとも、白鳥の予算は全部もう削って、新しく荷川取ではまた予算を防衛省に要求して造るのか、この辺をお聞かせください。できるの、これが。

◎生活環境部長（友利 克君）

今定例会におきましてもですね、何度かお答えをしてきておりますけども、荷川取での整備を進めるに当たっても、現在現行案でもって内定が出ている今年度の防衛局予算、また来年度の衛局予算をですね、活用して、荷川取での見直し計画というものも進めていきたいと。それを議会終了後ですね、沖縄防衛局のほうに出向いて調整を始めたいというふうなことを答弁してきたところでございます。沖縄防衛局の補

助目的に合った内容でもってですね、計画案をまとめたいというふうに考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。我々がやはり危惧しているのは、本当に皆様方が調整していくというふうにおっしゃっておりますが、これができなかった場合、どうなるかと、誰が責任取るのかというふうなことなんです。防衛省へ行ったらできないと言われてきましたよというようになるかもしれないわけだから、しっかりと責任が取れるように進めてもらいたいと思います。

次に、福祉行政について伺います。伊良部地区での公立幼保連携型認定こども園の現在の進捗状況をお聞かせください。

◎副市長（伊川秀樹君）

伊良部地区での公立幼保連携型認定こども園の中の説明会の開催状況等についてお答えをいたします。

地域への説明会につきましては、説明会開催前に各施設、3施設ございますけれども、保護者代表及び各施設の関係者、園長等含めてですね、交え、意見交換会、4月15日と29日、2回開催しております。内容につきましては、市の方針に基づいたこども園の基本計画策定に至ったこれまでの経緯などを説明し、その後参加者からの意見や質問を伺う形で意見交換を行ったところであります。

地域への説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を考慮し、在園児の保護者、地元出身議員等に絞った上で、今年30日に緊急事態宣言が解除され次第、早い段階で実施していきたいと考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございました。

次に、観光行政について伺います。牧山公園駐車場周辺でのトイレの整備はできないものか伺います。

◎観光商工部長（上地成人君）

牧山公園のトイレの整備についてでございますが、現在のトイレが牧山展望台、すぐ横に設置をされております。しかしながら、大変老朽化が進んでおります。今後はこのトイレの改修も含め、駐車場周辺での新たなトイレが設置できないか、宮古島市観光推進協議会におきまして、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

◎柵原芳樹君

この駐車場周辺に、すごい観光地であるわけでありますから、小さいトイレじゃなくて、大型バスが2台、3台来ても使用できるような、しっかりとしたトイレの建設をよろしく願いいたします。

次に、中の島海岸の駐車場の問題でありますけど、これは割愛いたします。

次に、伊良部地区観光地総合整備事業について、現在の進捗状況と今後の計画などもお聞かせください。

◎観光商工部長（上地成人君）

伊良部地区観光地整備総合計画による観光地の整備状況でございますけども、令和2年度におきましては通り池の駐車場、その拡張整備を完了しております。本年度においては、白鳥岬の破損をしている木橋の撤去、それから転落防止柵の設置などを予定しております。

その他の未整備箇所につきましては、本市全体の観光地整備の優先度を考慮しながらですね、宮古島市

観光推進協議会で引き続き検討してまいりたいと考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。

次に、道路行政についてお伺いいたします。宮古島市総合庁舎建設に伴う周辺道路整備計画はないのか、お伺いをいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

宮古島市総合庁舎周辺の道路整備計画については、今年度実施します市役所周辺まちづくり基本調査業務におきまして、現況土地利用や法規制などの基礎調査を行った上で、需要に応じた計画的な居住、産業などの都市機能を立地誘導するための整備方針や事業手法などについて取り組み、計画的な道路整備を進めてまいります。

◎柵原芳樹君

この庁舎周辺の道路の拡幅とかそういうのも、もう何年も前から計画していて、庁舎ができたらずぐに実施できるような体制まで持ってこない、これはいかがなものかなと思っておりますので、早めに計画を立てて、お願いしたいと思います。

次に、松ヶ原ゴルフ場の東側道路整備計画についてもお聞かせください。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ご質問の道路は、宮古総合実業高校第二農場交差点から松ヶ原ゴルフ場交差点を結ぶ延長1,630メートル、幅員9.0メートルの歩道の新たな設置事業でございます。事業期間は、令和2年度から着手してございまして、令和6年度までの5年間で、総事業費が6億円でございます。令和2年度で詳細設計を完了してございまして、現在の進捗率は5.8%となっております。今年度は、分筆測量委託業務、用地買収及び補償業務、それから一部区間の工事を予定してございます。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。

次に、腰原12号線及腰原13号線の道路整備はできないか、お伺いをいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

市道腰原12号線及び腰原13号線は、現況といたしましては幅員が4メートル未満と狭く、車両の擦れ違いに支障を来しているのが実情でございます。本路線の道路拡幅整備事業は、沖縄振興公共投資交付金事業を活用することではありますが、この交付金では現在実施中の2路線に加えて、既に計画中の路線が5路線予定されております。

なお、本路線につきましては、今後の道路事業の進捗状況を見据えながらですね、沖縄県と協議を行い、今後の計画に取り入れられるよう検討してまいります。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。庁舎周辺で最近車の通行が多くなってございますから、早めに整備のほうをお願いしたいと思います。

次に、大原線、大道線は割愛をいたします。

次に、伊良部長浜地区の南スーパーから佐和田の浜に抜ける市道の整備もしくは県道でもできないのか、

お伺いをいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ご質問の道路は、市道伊良部54号線でございます。伊良部大橋の開通後ですね、伊良部島内の交通量が増加しており、本路線の整備は重要な課題であると認識しております。整備計画につきましては、現在の実施事業及び計画中の道路事業の進捗状況を見据えまして検討していきたいと思っております。

また、県道の整備については、県に問い合わせたところ、沖縄県の道路網計画において、本路線の県道への編入計画は現在のところありませんという回答でございます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。観光客が増えて、見通しの少し悪い道路で、また幅も狭くてですね、ぜひ早めに道路の拡幅をお願いしたいと思います。

次に、宮古島市でのカーブミラーの設置についてでございますが、伊良部字長浜地区多目的施設の南側の十字路についてでございます。カーブミラーの設置はできないものか、お伺いをいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

ご質問の道路は、県道長山港佐良浜港線と市道伊良部98号線が交差する道路でございます。伊良部大橋の開通後、島内の交通量が増加しております、交通環境にも大きな変化があることを踏まえ、当交差点における道路状況、それから交通状況、周辺の道路環境なども把握した上で、カーブミラーの設置の必要性を検討していきたいと考えております。

◎棚原芳樹君

伊良部へ行ってみますと、やはり北側から来ると、多目的施設のほうから来るとですね、北側には県道、歩道設置がやっておりますので、そこは何とかなんですけど、南側はまだ歩道設置ができていないですね、南側から県道に入ろうとするときに、右側はブロック塀があってですね、1メートル50センチぐらい県道に入っていくと車が見えないんですよ。事故しそうになったり、事故したりですね。ですから、カーブミラーの設置は早急にでもお願いしたいと思っておりますから、よろしくお願ひします。

次に、カーブミラー設置場所の調査はできないか。やはり伊良部だけの話ではなくて、宮古島中、どうしても危険な場所がありますから、隅切りをやって見通しをよくするか、カーブミラーを設置する以外に安全面を考慮できるのはないと思っておりますから、この宮古島全体の危険箇所カーブミラーの設置を早めに取り組む必要がある場所の調査はできないかお伺いいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

カーブミラー設置の調査についてですが、カーブミラーの設置に当たっては、基本的には自治会などからの要望に応じて、現地を調査し、見通しの悪い場所の道路状況、それから交通状況、周辺の道路環境などを把握した上で現在のところ設置を進めております。棚原芳樹議員がおっしゃるとおり、見通しの悪い交差点部に道路反射鏡、カーブミラーですね、カーブミラーを設置することにより、ドライバーに交差する道路やカーブ区間の先における交通の状況を認識させることとなりますので、宮古島一円におきましてそのカーブミラーが必要な場所のですね、確認、認識については、調査を進めるよう検討してまいりたいと考えております。

◎棚原芳樹君

このカーブミラーを本当に設置しなくちゃいけないという場所は、数え切れないぐらいあると思うんですけど、やっぱり調査してですね、どうしても早急にしなくちゃいけない場所をまず進めていってほしいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、農業行政についてお伺いいたします。魚口地区土地改良事業の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

県営魚口地区は、地区面積59.3ヘクタールで、令和3年8月2日に6.4ヘクタールの散水が可能になり、伊良部島では初めての圃場内でのスプリンクラーが稼働しております。また、次年度以降順次竣工していく予定となっており、令和3年度は39.1ヘクタール、令和4年度には22.0ヘクタール、令和5年度には7.2ヘクタールの整備が行われる予定です。

◎棚原芳樹君

伊良部の農家は、大変この魚口地区が見本になろうかと期待をしておりますので、早めのスプリンクラーの設置をお願いしたいと思います。

次に、下地島残地の85ヘクタールの農業的利用ゾーンについて、現在の状況をお聞かせください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

下地島農業利活用ゾーンにつきましては、県、市町村会主催の離島・過疎地域振興に関する要望や沖縄振興拡大会議などに要望し、地域の農業振興に取り組んでいます。このことから、宮古島市農業農村整備事業管理計画では、令和4年度の新規地区として計画しているところであります。今後は事業の早期導入に向け、関係機関と調整を図ってまいります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、上水道行政についてお伺いいたします。この前伊良部に行ったら、伊良部地区の婦人の方が水道水に細かい砂が混入しているというふうにおっしゃっていたんです。なぜこうなるのか、お伺いをいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

砂の混入のことですけれども、お答えします。

今回の指摘を受け、確認をしてみました。結果としましては、砂の混入ではなく、断水の回復時に水道管内での急激な水の攪拌により空気が水道水に混入し、水道水が白濁したものと考えられます。このような現象は、断水の回復時にはまれに見られる現象で、水質には問題なく、時間とともに透明に戻っていきます。同様な連絡は、たまに需要家からありますので、水質には何ら問題はなく、安全な水道水であることの周知をホームページ等で図ってまいりたいと思います。

◎棚原芳樹君

やっぱり苦情というか、島民の方も勘違いをしているのかもしれませんが、やはり安心、安全であるべき水道水だと思っておりますので、どうぞ安心、安全に飲めるように努めてくださるようお願いいたします。

次に、伊良部地区での地下水源の調査状況と今後の計画についてもお聞かせください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

現在伊良部地区で行われている地下水調査については、伊良部地区での地下水保全における地下水理構造と水質状況の把握及び新たな水源候補地の可能性を目的として、平成30年度から今年度まで行っております。その中において、令和2年度までの調査の結果により、1か所の地点で水源地としての活用が期待できる水量と水質が確認できております。引き続き今年度においても、伊良部浄水場再稼働及び伊良部島の地下水保全のための検討資料の収集に向け、継続した調査を行ってまいります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やっぱり水道水に関しましては、これだけアパートやホテル等々が立ち並ぶとですね、大丈夫かと、水道水は今のままで大丈夫なのかとお伺いする方が多いものですから、市民が安心して暮らせるように、上水道、下水道の整備は早めをお願いしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。県立伊良部高校廃校後の利活用について、現在どうなっているのかお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

伊良部高校の利活用につきましては、県立高校を管轄しております沖縄県の教育庁に確認をいたしました。現時点においては利活用の計画はないということでございました。県立伊良部高校の廃校後の利活用につきましては、沖縄県の方針や今後の予定を確認しながら、要請等があれば地域の活性化につながるような活用がされるよう、協力をしていきたいというふうに考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小学校の廃校後の利活用についてもお聞かせください。

◎教育部長（上地昭人君）

廃校後の伊良部小学校、伊良部中学校の跡地利用につきましては、一民間事業者から2校を使用したい旨の要望があります。現時点では、地元の活性化を図るためのイベント等の企画が提案された学校施設の使用許可申請がされております。使用許可の期間において、利活用に関する事項などについて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、佐良浜小学校の跡地につきましては、今年度に入り、利活用の要望がありました。その後、施設の整備等に係る事業費の積算を行った結果、事業が成り立たないとのことで、要望が取り下げられた経緯があります。よって、現在のところ、利活用の予定はございません。

閉校学校の後利用につきましては、建物は現状のままでの利活用として進めていくことが原則でございます。しかしながら、建物の老朽化などにより使用に耐えない状況の建物につきましては、市のほうで解体撤去し、用地のみでの利活用について検討をする必要があると考えております。また、学校はかなり広い敷地を有しておりますので、複数の事業者により分割するなど、利活用の方法についても検討していく必要があると考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。この小中の廃校でですね、できるかできないか分かんないですけど、運動場に歩道も造って、東小学校の北側の学びの森みたいなところ、植栽をしてですね、木を植えて、学びの森へ行ったら分かると思うんですけど、あれタータンで足腰にもいいような造りとしております。そういうふ



うに、運動場を利活用してですね、健康増進が図れる、朝も昼も夕方も。特に昼間でもウォーキングができるような、そんな、運動場を利活用してできないものか。これ検討はできないかね、一応お聞きします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時25分）

再開します。

（再開＝午後2時26分）

◎市長（座喜味一幸君）

ご提案の件ですね、積極的に遊休施設は活用すべきという認識であります。いま一度棚原芳樹議員の頭にあるやつを形に見せていただいてですね、民間活用、それとも市で何がお手伝いできるか、その辺は少し絵ないし何なり提案をいただいて、検討させていただきます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。ぜひ学びの森を見て、あれに近いような健康増進が図れるウォーキングコースを、運動場は広いわけですから、2つぐらいのコースを造れるんじゃないかなと思っております。植栽をして、森林浴もできながら健康増進が図れる、そういう運動場を造ってもらえればいいなと思っております。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで棚原芳樹君の質問は終了しました。

◎栗国恒広君

本日最後の登壇です。いましばらくお付き合いのほうをよろしくお願いいたします。

まず初めにですね、6月定例会で質問できなかった事項から先にやっていきたいと思っております。9番の漁港における放置船対策についてを質問していきたいと思っております。6月定例会のたびにですね、各漁港で、沖縄県の海神祭、宮古地区でもいろんな漁港で海神祭が行われている中でですね、6月定例会ということでちょっと質問しようと思ったんですけど、時間の都合でできなくて、今回質問しようと思っております。この放置船対策ですが、去る3月に荷川取漁港のところで、場所は荷川取漁港でですね、遊漁船4隻が全焼した火災が発生しました。今でもその火災を起こした漁船はそのまま放置してあります。その中で、大雨が降るとFRP船、繊維強化プラスチック船ですね、そこから流れ出す微量な有害物質が海のほうに流れて、あの一带を見るとやっぱり貝が大分、港をはじめ、貝の死骸が多く見られるんです。やはりこの放置船に関しては、私は議会のたび、6月定例会のたびに何度か言っていますが、沖縄県の水産振興センターと相談しながら、勧告書を貼り出してはいるんですけど、その後の措置が全然見えないんです。その件に対してどういう措置を取っているのか、見解をお伺いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

放置船については、全国的な問題になっており、宮古島市も多数の放置船を確認しております。かねてより沖縄県の関係部署と意見を重ねてきましたが、今回、令和3年5月28日に宮古島市管理漁港放置艇等除却処理要綱を制定いたしました。その要綱に基づき、管理漁港内の放置船に対する撤去指導、勧告、警

告等の段階的な放置船対策を実施し、適正な漁港管理に努めてまいります。

◎栗国恒広君

令和3年5月、今年の5月に法整備がされたと、条例整備でしょうね、制定されたということですけど、これ2020年度までに923隻、毎年増えていっているんです。900隻ですよ、900隻余り。それが宮古島の漁港に放置船という感じで放置されているんです。毎年増え続けている。この件に関して、今回5月にいろんな感じで条例等で整備されていると言うんですけど、やはりこれは、繊維強化プラスチック船というのはなかなか、沖縄県でも処理難しい。全部本土のほうに送って処理をしているという県のほうからの連絡がありました。やっぱりこの処理、一番大きな課題というのは処理に係る費用なんですよ。この条例、勧告条例、いろんな条例をやっているのがあるでしょうけど、処理費用をね、しっかり何らかの感じで縛っていかないと、最後まで処分ができないと思うんですよ。その件に関して、ちょっと答弁をお願いします。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

処理費に関しては、現在のところ検討しておりませんが、今年度ですね、要綱を制定してから、6月から放置船調査を開始しており、その中で所有者の把握、撤去指導、これは電話、口頭を実施しております。実績としましては、6月から現時点で計4隻の放置船について、所有者による自主撤去が行われております。内訳としては、浦底漁港2隻、島尻漁港1隻、棚根漁港1隻となっております。

◎栗国恒広君

農林水産部長ね、連絡する連絡先があるのはまだいいですよ。ほとんどの船が連絡がつかないんですよ、これまでもずっと。ですから、皆さんが条例、法令で縛って、どういうふうに処分するかというの、一番ネックなのは連絡が取れない。死亡しているのか、行方不明なのか。これが、放置船がだんだん増え続けている現状なんですよ。ですから、その辺もはっきりしながら行政がね、しっかりやっていかないと、絶対なくなりませんよ、これ。年間4隻、さっき言いました923隻あるんです。毎年増えている、毎年5隻ずつ増えている。そういう現状なんですよ。しっかり対応してもらいたいと思います。これから整備していくと言うんですから、しっかり対応をお願いしたいということで、次の質問に行きます。

新型コロナ感染防止対策、本市が世界最悪の感染地域とマスコミで報道され、市長自ら明言されています。この件に関して、これ防止対策と言うんですけど、その明言に対して市長の見解をちょっとお聞かせください。

（「市長、明言しているんだから市長に。明言している市長に答えさせてください」「議長、観光商工部長の答弁は要りません」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

そうです。これは……

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時36分）

再開します。

(再開＝午後 2 時38分)

◎観光商工部長（上地成人君）

本市におきましては、本年 5 月 23 日から緊急事態宣言が発令されたことにより、市民の皆様にはこれまで不要不急の外出自粛など行動制限をお願いしております。また、来島する観光客につきましては、これまで一貫して来島の自粛を要請してきているところでございます。このような状況の中、本年 8 月の新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴いまして、去る 8 月 18 日に来島予定の観光客に対する緊急メッセージとして、緊急事態宣言中に宮古島への来島はやめるよう、これまでの来島自粛要請より強いメッセージを発信しております。そのメッセージや市民からの観光客に対する規制等の要望を受けまして、市内の主な観光施設の駐車場、それからシャワー施設などを閉鎖し、やむなく来島した観光客に対しまして密や混雑にならないための感染対策を実施しております。

◎栗国恒広君

やはりこの不名誉な発言をされた中でね、市長は来島中止、私は市長、あなたが市長選挙で公約した陰性証明書、実現はできなかったかもしれないんですけど、せめて宮古島に来るときはですね、PCR 検査あるいは陰性証明書を持って宮古島に来てくださいというようなね、メッセージがあれば、自粛要請に観光客もそれなりに応えたと思うんですよ。私は市長、あなたはそういう権限があると思うんですよ。ですから、市長の答弁を求めているんですよ。

次の質問に移ります。②にですね、市内の 8 団体から要請が出ている経済制限の緩和についてですか、これも市の新型コロナ対策と言うんですけど、やはり新型コロナ対策は、もちろん国、県の指導の下に対策を取っているというのは重々答弁でも承知しています。先ほど午前中の企画政策部長の答弁でも、やっぱり県と相談してと。この 8 団体、いろんな団体がですね、この要請を出している中で、宮古島モデル、宮古島はもうこういう、感染者もこのぐらいに来ています、病院の医療もこんな関係ですというようなシステムの構築。沖縄県全体じゃなくて、宮古島モデルをですね、やっぱりしっかり対策を取るのが、今プレミアム付商品券であるいろんなクーポン券、その利活用につながってくると思うんですよ。その件に対して見解を、答弁をお願いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

この件に関しましては、午前中もお答えしましたとおり、宮古島市としてもやはり強い気持ちを持ちまして、宮古・八重山圏域の市町村で構成する美ぎ島美しや市町村会の中で、県知事、それから県議会議長に、各市町村の状況に応じた柔軟な措置区域を設定していただくことを要請しているところでございます。

また、今般、国は緊急事態宣言下であっても、一定の条件が整っておれば、飲食店の酒類の提供、それからイベントの開催、都道府県をまたぐ旅行などの制限緩和を認める基本的な方向を決定しております。沖縄県におきましても、ワクチン接種済証明書の活用に関するプロジェクトチームを立ち上げ、制限緩和に向けての検討を進めております。このような状況を踏まえまして、宮古島市でも経済の活性化に向けた市独自の制限緩和について、県と調整をしながら強く求めていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

企画政策部長、大変前向きな答弁だと思います。ぜひ具体的なアクションをですね、市長、不名誉な発

言もありましたけど、宮古島は宮古島モデルとして経済を回すために、今提案されているクーポン券、それを日本全国に、宮古島はこれがスタートしましたという絶好のアピールチャンスです。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、指定管理について質問していきたいと思います。指定管理の収益物件の件数ですけど、本市はどれくらいあるのかお答えください。

◎議長（山里雅彦君）

各部にまたありますが、農林水産部長からよろしいですか。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

収益物件の指定管理件数ということで、農林水産部所管の指定管理施設は8件あり、そのうち収益物件の指定管理施設は、農政課所管が宮古島市多面的交流促進施設であります。農村整備課所管が宮古島市上野資源リサイクルセンターとなっております。水産課所管が宮古島海中公園の3件となっております。

◎建設部長（大嶺弘明君）

建設部所管の収益物件、指定管理件数は、パイナガマ海空すこやか公園の1件でございます。

◎観光商工部長（上地成人君）

観光商工部所管の指定管理施設は、収益のある施設でございますね、まずうえのドイツ文化村、海宝館、保良泉ビーチ、吉野海岸利便施設、民宿キャンプ村、それから体験滞在交流施設、サシバリリンクス伊良部、伊良部大橋観光拠点施設の8件となっております。

◎栗国恒広君

ありがとうございます。この収益物件のですね、指定管理ですけど、これは4月1日から契約がスタートすると思うんですね、基本協定、年次協定が結ばれていくと思うんですけど、その選定の中に、本来なら3年前ぐらいまでは12月定例会に上がってきたんですよ。12月定例会に上がってきたのを3月定例会で……3月定例会で上がってきたんですよ。今回9月に募集かけて、12月定例会で審査するというんですけど、なぜそうなったかといういきさつはですね、4月からスタートする中で、3月定例会では審査にいろんな不備があったときに訂正ができる。特に収益物件に関しては、その指定管理を受けている会社の決算書なんですよ。これまでもいろんな感じで指定委員会のために私は指摘してきました。税務上の内容が全然分からない、皆さん。この物件は収入ありますかと言ったところ、分からないんですよ。要するに損益計算書の見方が分からないんですよ。この会社がこれだけ売り上げて、いろんな販管費を引いて、利益がこれですよ。収益物件に対しては、2分の1は、余剰金は市に納めるということになっているんですよ。それを皆さんは、私たち議員に審査しなさい。じゃ、これは何ですかと言ったら、答えられないんですよ。それが今までの審査の仕方。私がこれで今から質問するんですけど、こういった審査に対して、第三者の例えば税理士とかですね、そういった方を導入して、その審査をしっかりとやらせてもらう。やった上で我々議会のほうにも提出するということができないか、それをお答えください。

（「総務部長の答弁じゃない、収益に関してだから。全体的な」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

まとめてやりますか。

休憩します。

(休憩＝午後 2 時49分)

再開します。

(再開＝午後 2 時49分)

◎副市長（伊川秀樹君）

指定管理の中の収益関係の施設の状況等についてでございますけれども、全体で50の、全部局整理してみますと50の施設の指定管理がございました。栗国恒広議員おっしゃるとおり、決算、収益の確認、あとは指定管理を依頼した、お願いした指定管理の内容がそれぞれの施設によってあると思うんですけども、その部分等の確認をすべきモニタリングですね、それがいいですよ。なかったですね。本当に栗国恒広議員おっしゃるとおりだと思います。ですから、今後、来年4月以降の指定管理につきましては、外部の有識者、それについては司法書士、税理士、弁護士等専門家おりますので、その辺りの第三者を利用したモニタリングを設置していただいて、今栗国恒広議員おっしゃるような収益性についてはきちんと担保をしてですね、きちんと市のほうに納めていただくということを、私のほうで50の施設をヒアリングして、各部局長にも指示をしております。一番収益物件件数の多い指定管理を抱えています観光商工部におきましても、それを踏まえて今検討してですね、次年度以降、栗国恒広議員がおっしゃっている課題については整理していくということで検討している途中でございます。

◎栗国恒広君

副市長、答弁ありがとうございます。やっぱりそういったものは、いろんな不公平もありますので、ぜひ検討して、前向きな答弁だと思います。

それでね、収益物件に対しては福利厚生施設と思われる施設も多いんですよ。行政がそういった施設を持つのかと。やはり福祉厚生施設を行政が持つというのはちょっと、私いかなものかなと思うんです。そういう意味では、売却をしていく。売却していったら、建物になると、土地の売却はできないけど、この建物売却です。土地も含めても構いません。そういった売却をした後、やはり収益物件からする余剰金じゃなくて、固定資産税という感じでですね、収益を上げていく。そういうシステムづくりも大事ななと思っています。福利厚生施設に関して売却の検討はされているんですか、その辺をお答えください。

◎議長（山里雅彦君）

これも担当、農林水産部、建設部、観光商工部といきますか。

(「福利厚生施設に限ってですよ。指定管理はいろいろあるんですから」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

分かりました。

◎総務部長（宮国泰誠君）

市としてはですね、いろんな物件に関してはですね、公共施設管理計画もございますので、その中で指定管理をする施設、あるいは売却をして、財源としてですね、活用していくというふうに大きく分類しておりますので、指定管理の施設についても有効活用されているのかどうかというのは判断の材料になろうかなというふうに思っておりますので、そこら辺りを見極めながら進めていきたいと思っております。

◎栗国恒広君

総務部長、ですからね、もちろん指定管理にはいろいろあるんですよ。私が言っているのは、福利厚生施設、指定管理80ぐらいあるんですよ。その中で福利厚生施設と思われるものをピックアップして、売却して、市の財産で得ると、税金で得ると、その考えがないかということを知っているんです。答弁お願いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

具体的に福利厚生施設というのは、宿泊施設等とか、レクリエーションとかというのを指していらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

◎総務部長（宮国泰誠君）

これについてはですね、先ほど申し上げましたけども、公共施設をどう管理していくかという部分がありますので、売却をして利活用をするというものにふさわしい施設であれば、そのような方向で検討していきたいというふうに思っております。

◎栗国恒広君

本市が抱えるいろんな施設に関しては、施設を管理する維持費がですね、公共施設管理費が物すごく大きいんですよ。ですから、そういった施設をきちっと売却しながらですね、管理費を抑えていくというのは、私は一つの財政を伸ばす目安だと思います。ぜひ検討をお願いします。

次に、議会の電子化、タブレット導入についてお伺いしたいと思います。議会の電子化、タブレット導入については、我々議会改革調査特別委員会もですね、その感じではいろんな感じで議論してきました。また、議会運営委員会もですね、先進地をしっかりと視察をして、本来ならばこの新庁舎ができたときからスタートしようという当初の目的でスタートしてきたと思うんです。しかし、なかなかこれが進まない。ペーパーレス社会と言いつつですね、紙の使用量、ごみを削減していくという目的の中でですね、我々も議会改革調査特別委員会でも進めてきたんですけど、今後の見通し、今回の見解についてだけを答弁お願いします。

◎総務課長（砂川 勤君）

議会へのタブレットの導入についてでございます。議案書などの送付の迅速化、資料が明晰になること、書類の持ち運びに係る負担の軽減などのほか、議案書や資料といった作成に要する印刷代や用紙代、製本作業に係る人件費の削減等々、メリットがあり、導入には前向きに考えているところです。

現在議会事務局が主導となって、タブレットの導入形態なども含め、調査検討中であり、既にタブレットを導入済みである県内の先進地視察を予定しており、効果や課題といった聞き取りなどを行った後に、仕様を固め、予算要求ができればと考えているところです。

なお、導入に向けて議会事務局と連携を取りながら進めてまいります。

◎栗国恒広君

導入に向けて進めてまいります、私が言っているのはめどなんです。ですから、さっきも言ったように、新庁舎ができたなら、これに向けてペーパーレスと、タブレット導入、いろんな感じで進めていくと。今言ったように、予算はいつつくのか、予算措置についてもはっきりと、12月定例会だったら12月定例会とか

ですね、きちっと目安を、これずっと4年間ぐらい進んでいますよ。一定のめど、いつ頃できるのか。来年4月からスタートするのか、その件に関して答弁をお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時58分）

再開します。

（再開＝午後2時58分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

タブレットの推進に関する経費につきましては、当然ながら議会事務局が中心となって予算要求をしていただくこととなりますので、早急にということであれば、やはり12月頃をめどに予算調整を図りたいと考えております。

◎栗国恒広君

改選でまたこの議場に戻れたときには、4月からタブレットを使えるようにぜひ努力してください。

次に、陸上自衛隊弾薬庫への弾薬搬入の港湾使用不許可についてですが、この質問は多くの議員が質問している中でね、市長はコロナ禍という中で感染拡大が止まらないということで、防衛省に対して再考を求めていました。答弁ではもう十分市長の思いも分かりました。ただ、コロナ禍という中で、保良の建設現場にも感染者が出ているというのは、これ何の関係もないんですよ。建設現場と自衛隊が接触するわけありません。その点だけは指摘しておきます。とともに、市長としては、いつ頃、どういった状況であれば、港湾使用が認められる状況になるのか、この1点だけを答えてください。市長が判断するんだから、市長に答えてもらったほうが一番いいけどな。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

自衛隊の弾薬搬入に伴います港湾の使用につきましては、弾薬等の搬入に関する対策本部会議の中で審議をしてきました。今後のことですが、申請書類に不備がなく、それから今回問題となったような状況、つまり時期的に問題がないというふうになればですね、ほかの港湾使用と同等に扱うということになってくると考えております。

◎栗国恒広君

企画政策部長ね、市長もね、コロナ禍という理由に、防衛省と自衛隊へのこのダブルスタンダード、これが理由じゃないと言いつつ、めどが分からないんですよ。ですから、数字的に新型コロナがどれくらい感染が収まれば許可を出すのか、そこを聞いているんですよ。答弁をお願いします。

（「市長が判断するんでしょう」の声あり）

◎企画政策部長（垣花和彦君）

今回入港の再考を求めたということにつきましては、緊急事態宣言下であって、しかも沖縄県で共同の緊急メッセージが出されている状況であったということ、そういうことがありますので、こういう状況が改善されれば、条件は変わってくるというふうに考えております。

◎栗国恒広君

そうであれば、緊急事態宣言が解除されれば、これは許可するということですか。そういうふうに理解

していいですか。答弁をお願いします。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

少なくとも搬入時期の再考を求めた状況とは変わった状況になってくるというふうに思っております。

◎栗国恒広君

市長は、市長選のときにいろんな方から支援があって、リップサービスもいいでしょう、八方美人の政策もいいでしょう、しかし国防という中でこれを、いつまでもこういった答弁でね、濁らすのは私はいかかなものかと思えますよ。その辺を指摘して、次の……前向きな答弁が求められないと思うので、次の質問に行きたいと思えます。

次に、救難ヘリの要請について、この要請も去る先日、医療と福祉を守る会から市長に要請が出されました。市長は、要請あるたびに、皆さんに同感ですと、前向きに検討しますという、そういうことをおっしゃるのが多いんですね。救難ヘリについてはですね、今宮古島でいろんな観光、あるいは観光で来た方々の緊急な医療、那覇までのヘリでの輸送とかですね、これが求められる中で、今は陸上自衛隊あるいは海上保安庁の方が輸送しています。この救難ヘリを導入するに当たっては、いろんな理由があると思うんですね。救難ヘリを私の自治体に持ってきてくださいと言っても、なかなか防衛省は「はい」とは言いません。ただ、今、日本の防衛の中で、東北地方にその機材が2機余っているということで、救難ヘリをどうしても宮古島に配備したらどうですかという要請だと思うんです。その件に関して見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

救難ヘリ配備についてのご質問にお答えいたします。

先日宮古島の医療と福祉を考える会からですね、航空自衛隊の救難ヘリの配備要請を受けました。航空自衛隊の救難ヘリ配備についてはですね、既に令和2年12月22日付でですね、防衛大臣に対して、航空自衛隊那覇救難隊宮古分遣隊（仮称）新設及び救難ヘリ配備に関する要望書が提出されております。今回の医療と福祉を考える会からの要請につきましては、栗国恒広議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染を含めたですね、離島の医療事情等々を踏まえまして、要請の内容について関係部局と検討しながら、再度検討していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

それぐらいの答弁しかないんだろうな。再度検討します、検討しますが時期的にいつになるのか、検討します、検討しますだけで終わるのか。この件に関しては、さきの12月に前副市長がですね、わざわざ、必要じゃないかと。そのタイミング、要するに航空自衛隊に所属している救難ヘリというのは、日本の誇るすばらしい部隊なんです。それには医者も一緒にこの部隊に配備されてですね、緊急医療、宮古島から那覇までの医療搬入、それはやっぱりすばらしい、部隊がそういうふうな感じで、余っているということを受けての要望、要請だったと思うんですね。検討しますということですけど、実現に向けてどれぐらいの確率なのか、ちょっとその辺をお答えください。実現へ向けてね。

◎市長（座喜味一幸君）

質問のヘリが余っているという状況はどうかと思うんですが、いずれにしても重装備の極めてレベルの高いヘリだというふうには聞いております。そういう中で、要請も出されておりますからね、我々離島



はもちろん救急搬送においては那覇からというような状況になっておりますことから、島に常時配備して救急搬送等が可能になるということであれば、それはしっかりと詰めながら取り組むべきことだと思っております。

◎栗国恒広君

こういう答弁をされると、やはり自衛隊容認かなという感じで受けています。ぜひよろしく願いいたします。

次に、公共下水道の接続についてですが、公共下水道の接続としては、今公共下水道事業の中で市内の接続が年々2%ぐらいずつ増加して、全体的に接続率が80%だということです。私がお聞きしたいのは、集落排水、漁業集落排水、池間と久松ですね、池間にしては30%、久松にしては50%、それと農業集落排水、旧下地町では約100%なんですよね。城辺、加治道辺りでもやっぱり高い接続、77%、宮島、高野は約40%ぐらいで推移しているんですけど。特に久松地域におかれましてはですね、集落内に高層住宅、アパートですね、あるいはいろんな住宅が建っています。集落排水ですから、集落の中で接続可能かなと私は思うんですよ。そういった新しく建築された集合住宅に対しての接続はどういうふうな感じで進めているのか、見解をお伺いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

久松地区の集落内での集落排水事業の接続の状況ですね。久松地区においては、漁業集落排水なんですけども、エリアというのはしっかり決まっております、その中において、アパート等についてもその中であれば接続は完了しているところもいっぱいございます。

◎栗国恒広君

上下水道部長ね、ですから集落は分かっています、これ久松地区。池間も漁業集落排水、そして久松もそうですね。下地は農業集落という感じで。ただ、今久松で集落の中にね、共同住宅、アパートです。あるいは民間の方の建築がすごく増えているんですよ。そういう方々の接続というのはどういうふうになっているのかということを知っているんですよ。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

すみませんでした。久松地区においては、集落内の接続率については50%ということになっておりますが、確かにその地域についてはアパート等々、住宅も非常に増えているのは承知しております。ただ、久松地区において、市営松原住宅、廣鉄筋付近ですね、それと元松田整形外科とありますけど、今はちょっと違いますね、それと久松ポンプ場、加えて久松五勇士の西側、ホテル等々なんですけど、これは接続区域外です。ということになりますので……

（議員の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

議長を通してください。

◎栗国恒広君

上下水道部長ね、それは久松の入り口付近で建てている共同住宅を言っているんです。私は、集落の中に共同住宅がかなり建ってきているんですよ、そこを聞いているんです。もしそれだったら後でも……

（議員の声あり）

◎栗国恒広君

いいです。後で資料で下さい。何か聞き取り調査もちょっと、私のほうがまずかったのかどうなのか分からないので、次に行きたいと思います。

それに併せて、ちょっと質問飛びますけど、消火栓整備、やはり消火栓整備もですね、今消防の調査によると、本来なら算定数940、しかし整備済み数が375ですか、整備率39%、約40%ですね。こういう住宅地が造成される中で、消火栓設置というのは大事だと思うんですけど、その辺をどう考えているのか見解を。

◎消防長（羽地 淳君）

現在宮古島市の消火栓設置整備の状況は約40%であるが、5年後、10年後に70%までの目標、取組はあるかというご質問にお答えします。

令和元年度調査時点で、宮古島市の消火栓算定率は940基の設置整備が必要となっており、宮古島市の整備状況は375基で約40%です。消防本部といたしましては、10年後に沖縄県平均の充足率60%以上を目標にしております。例年2基から3基ほど整備しておりますが、今後関係部局と連携しながら設置整備していきたいと考えております。

◎栗国恒広君

消防長ですね、やっぱりいざというときのね、備えあれば憂いなしということわざもあるとおりで、特に久松地域、あと鏡原地区とかですね、今建築数が多いところにもですね、消火栓というのがなかなか回ってみても設置ができていないかなというふうに思っていますので、5年後には70%、県の施設数には届くという今の答弁かなと思っていますので、ぜひ頑張ってください。

◎議長（山里雅彦君）

栗国恒広議員、少し答弁漏れということですか。

◎消防長（羽地 淳君）

すみません。答弁の仕方が悪かったかなと思いますけど、本部といたしましては10年後に、10年後です、沖縄県平均の充足率60%以上を目標にしております。

（議員の声あり）

◎消防長（羽地 淳君）

いや、ごめんなさい。これ質問要旨のほうを読み上げたつもりです。よろしいですか。

（議員の声あり）

◎栗国恒広君

消防長、やはり5年と10年ではちょっとね、期間が倍、こういうのはやっぱり早めに前倒しで、緊急課題という感じの位置づけですね、いろんな課題もあるんですけど、優先課題としてやはり5年後、最初5年後と言うから、カウントダウンできるのかなと思ったんですけど、10年と答弁を変えているんですね。ぜひ早めに設置の努力をしてくれるようお願いいたします。

次に、宮古島市放置自動車等防止条例についてですが、この条例に関しては簡単で、その条例で今委員会が設置されて、今回、今年度3月までにどれぐらいの放置車両を撤去していくのか、その件だけをお聞かせください。該当に上がっているやつね。

◎生活環境部長（友利 克君）

放置自動車廃棄物認定委員会についてでございます。認定委員会は、宮古島市、宮古島警察署、宮古保健所、事業者の4名で構成され、去る7月20日に開催をいたしました。5か所の土地の所有者から放置自動車合計14台について依頼がございました。認定委員会により審査をし、その14台全てを廃棄物認定し、現在撤去作業を進めているところでございます。9月末から10月のうちには撤去が完了する予定でございます。

◎栗国恒広君

これも3月頃から私はずっと部局には働きかけて、ようやく10月頃には撤去のめどがついたかなという答弁で理解しています。

次に、宮古島市総合体育館建設について、体育館建設については2018年度にも1回実施され、2003年の台風14号では大きな被害を被っていました。屋根が全壊というか、結構屋根の被害があったと思っています。その影響で、2018年にもまた大規模な屋根の防水工事が実施されてですね、2019年9月には台風13号で、また中央部に大きな穴が開き、雨漏り等が発生して、床の腐食などがあり、大きな被害を受けたということがあります。2020年までに建て替えに向けて設計を策定して進めてきたんですけど、今回また新たに耐力度調査の予算がついています。これは、主にどの調査をする予算なのか、ちょっと。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

今定例会で耐力度調査の予算のお願いをしているところでございます。お答えします。宮古島市総合体育館がこれまで本市のスポーツ推進の中心的な役割を果たしてきたこと、今後のスポーツ振興に重要な施設であることも承知しております。栗国恒広議員がおっしゃったように、今定例会へ宮古島市総合体育館耐力度調査の補正をお願いしているところでございます。予算承認後は、速やかに調査を行い、建物の状況を確認し、基本設計の策定なども進め、規模や事業費などを確認し、財源などを総合的に勘案した上で、修繕か建て替えかを判断してまいりたいと思います。

◎栗国恒広君

生涯学習部長、これは要するに修繕するのか、建て替えするのか、ということは2020年までに建て替えるという計画を見直すということによろしいですか。

◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

2020年までは基本構想、基本計画を策定しようと準備しておりました。しかしながら、まだ基本計画のほうで、新型コロナウイルス感染症で委員会が1度しかできなかったということで、あと二、三回、2度ぐらいですね、委員会を予定しないといけないということです。継続して、2020年度まで決まっていた計画を含めながら、これから耐力度調査を行い、基本計画も含めながら一緒に策定していきたいと思っています。

◎栗国恒広君

分かりました。この計画では、武道場とかですね、温水プールの施設と隣接する用地にですね、そういう計画もあったかなと思うんですけど、それは違うのかな。ぜひ建て替えに向けた計画で進めて、せっかくだろんな感じで、前回、2018年にも調査予算をつけていますので、その辺も含めて、再度約300万円計上して、調査をしていくというのは大事なことだと思うんですけど、何せ築38年です。これが一番大きなネ

ックだと思っんです。私としては、建て替えの方向で動いてもらえたらなと思っています。

時間がないので、ちょっと飛ばしながらいきたいと思っいます。農業行政、さとうきび新植促進事業、これ今年度新たな事業だと思っんです。市長が一番掲げるサトウキビ振興策の中です。900万円余りの予算つけていますけど、これ今月30日までが申込み期限だと思っんですけど、どれぐらいの農家が申し込んでいるか、その辺を答えてください。面積も分かれば。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

さとうきび新植促進事業についてということで、現在の申請状況についてということ。さとうきび新植促進事業における現在の申請状況についてですが、9月10日時点での植付け作業受託者の申請件数が164件、面積にして119.9ヘクタールであります。そのうち、植付け作業が完了しているのは121件、面積にして81.5ヘクタールとなっております。事業計画面積が381.3ヘクタール分取られております。それに対して、申請実績は9月10日時点で31.4%となっております。完了面積は21.4%となっております。

◎栗国恒広君

農林水産部長ね、約30%ちょっとです。これ期限が今月だけじゃなくて、やっぱりこれは株出し、面積が58%ある。夏植えを促進するためにこの事業を導入されたと思っんですよ。しかしながら、目標であるうちの30%ぐらい、3分の1しか。これ期間を例えばあと一月、二月延ばすとですね、ぐっと、今宮古島は10月で秋植えなのか冬植えなのか分からんけど、11月までも作付しているような状況なんですよ。ですから、その期間をもっと延ばしてもらってですね、せっきやく予算を組んだんですから、この期限内での10月までじゃなくて、例えば11月までとかですね、そういう措置を取ってもらいたいと思っんですけど、その件に関して。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

この事業、申請期間が9月30日までということになっております。植付け期間はですね、10月末を予定しておりますので、9月30日までに申し込んでいただければ、10月末までの形で……

（議員の声あり）

◎農林水産部長（平良恵栄君）

植付け延長ということですね。

◎議長（山里雅彦君）

議長を通してください。

◎農林水産部長（平良恵栄君）

植付け延長に関してはですね、これは今申請状況をですね、確認しながら行っていきたくと思っいます。よろしくお願っします。

◎栗国恒広君

農林水産部長ね、10月末というのわかりますよ。ですから、せっきやく予算つけて、30%ぐらいしか消化していないので、期間を10月まで延ばし、植付け期間を11月まで全部1か月間延ばしたらどうですかと聞いているんですよ。これは、もういいです。ぜひ検討してください。

時間がないので、最後に教育行政について。9月13日から小学校も学校がスタートしました。その中で、一番私は印象を持ったのは、菅総理がですね、総理自らオンライン授業をですね、都内の学校を視察して

おります。教育長、先ほども、午前中にもですね、眞榮城徳彦議員の言った教育分野、やはり教育長としてですね、今宮古島でも、本市でもですね、オンライン授業、いろんな感じの、タブレット授業もやっています。その現場を視察すると。議会は10時からです。学校の1校時は大体8時50分なんですよね。ぜひ現場を見てもらうということはできませんか。ちょっと質問事項と違うんですけど、その見解だけを。

◎教育長（大城裕子君）

先日、平良第一小学校の学習の様子を見てまいりました。そのときは、まだ学校が再開していなくて、休業中どのように学校として学びの保障をしているかということを見てまいりました。各学校、本当にいろいろ努力しております。この後10月4日から各学校訪問も予定されていますので、オンライン学習をしっかり私もこの目で確かめながら、学校をサポートしていけるような対応を取っていきたいと思っています。

◎栗国恒広君

時間がないので、最後にし尿処理、一言だけ。生活環境部長、文教社会委員会でも予算の計上が認められませんでした。そういう中でも変更案を維持していくのか。調査特別委員会でも、この議場での答弁でも、全部曖昧なんです。市民は、皆さんが言っているランニングコスト、維持管理コスト、これが2倍に、3倍になると、これを証明してくださいと、それが一番市民が望む意見なんです。時間がないので、これは生活環境部長、要望じゃなくて、市民の訴えだと思って、ぜひ今定例会中にですね、そのコスト面を提示してください。お願いしながら、栗国恒広の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時31分）

令和 3 年

第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 21 日 (火) 7 日目

(一 般 質 問)

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

令和3年9月21日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月21日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後3時45分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃



◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は平良敏夫君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎平良敏夫君

自由民主党、平良敏夫です。一般質問をする前に、当局に対する苦言を呈してからスタートしたいと思っています。今定例会で追加議案が提案されましたが、提案時期が一般質問通告締切り後で、いかなものかと考えています。提案後には質疑もありますが、制限もあり、一般質問のように突っ込んだ議論はできません。見方によっては、意図的に行ったかと疑われても仕方がない、そういう提案の仕方はやめたほうがいいと意見して質問に移ります。

まず、1番です。新型コロナ対策ということですけど、1番は割愛します。

2番の、現在宮古島市でのコロナ感染状況は厳しい状況にありますが、市はどのように終息させようと考えているのか教えてください。

次、コロナワクチン接種についてですけど、このほうも1番と2番は割愛させていただきます。

3番の接種率を伸ばす啓蒙についてですけど、新型コロナを終息させるためには、集団免疫が必要とされていますが、ワクチン接種率を上げることが必要となります。接種率を伸ばす啓蒙等が必要となってきますが、市はどのように取り組んでいるのか教えてください。

発生時の新型コロナウイルスに置き換わり、今感染力の強い重症化しやすいデルタ株が流行の兆しということです。初期の新型コロナの集団免疫は70%とされているが、デルタ株の場合、90%を超えるのではないかとしています。第6波も視野に入れて、ますます接種率を伸ばさなければならないと考えますが、市の見解はいかがですか。また、3回目の接種等も考えていらっしゃるのでしょうか。よろしく申し上げます。

次、3番目で、し尿処理についてですけど、1番は割愛します。

2番、当初予算の3億8,000万円の執行について説明してくださいということで、現在宙に浮いた状態の3億8,000万円ですが、減額補正するのか、不用額とするのか、または執行するのか、そういうことです。荷川取見直し案にスライドもあり得るのかということですので、どうか説明よろしく申し上げます。

3番、9月の補正予算、し尿処理費2,700万円について説明してください。聞きたいのは1点でありまして、荷川取見直し案の基本検討調査業務の委託料としていますが、その原資は一般財源となっています。国、防衛省の予算はつけられなかったのか、交渉はしたのか説明してください。これからこの問題では、防衛省との折衝が大切となってきますが、なぜ手始めにやらなかったのかということでもあります。

次、4番、廃タイヤについてであります。自動車の廃タイヤについて、那覇までの輸送費補助はできな

いかお尋ねいたします。

それと2番、タイヤの処理で高温、高圧で油化する装置があり、そのプラントを上野千代田で建設する準備をしている企業があります。建設工事の申請を県に出していますが、なかなか許可が出なくて、計画が前に進まないようです。このことを宮古島市は把握しているかということでもあります。ご答弁ください。

次、5番、地下水についてであります。1番、地下水保全対策、水量、安全性についてですけど、安全性の問題ですが、圃場での行き過ぎた農薬散布が問題になりますけど、古いタイプですね、浸透型浄化槽も地下水を汚す原因と考えていますが、いかがですかということでもあります。し尿汚染を止めるには、下水道を整備して、各家庭からの引込みを促進するしかないと思うが、引込みのネックとなっているのが高額な工事費です。下水道整備を促進して、地下水を守るためにも、市の補助が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

また、宮古島市には幾つかの大きな雨水路がありますが、現在雨水路はコンクリートで固められていて、降った雨は直接海に流れ込んでいます。この雨水路の底面を石敷きにして、雨水を地下に浸透させることが、海も汚さず、地下水として還元することができます。雨水路は石敷きにして2面張りとするべきと考えるが、当局の見解をお聞かせください。

次、6番、市総合体育館についてであります。1番、建て替え、修繕の判断基準、時期について教えてください。

2番は、割愛させていただきます。

3番、建て替えと判断した場合ですね、ぜひ屋内温水市民プールを併設すべきだと考えますが、いかがですか。現在教育委員会は、小中学校にはプールは設置しないとしていて、宮古島市の全小中学生が使えるプール建設の構想を描いているように思いますが、その点からも温水屋内プールの設置は急がれると思えますが、いかがでしょうか。教育長の考えをぜひお聞かせください。

次、7番です。西里通りの下水道整備について、現在の状況はどうなっているか教えてください。

2番、工事の予定、着工はどうなっているのか説明してください。

次、8番、入島税、環境税の徴収についてですけど、観光客から島の環境保全を目的とする法定外目的税として入島税を徴収すべきと考えます。1人500円を徴収すると、観光客100万人だと5億円の収入となり、島の環境保全、例えば海岸の清掃だったり観光地の保全、道路の清掃、植栽ますに花等を植える、また花いっぱい島にするなどなどの財源になります。観光客に聞くと、島のきれいな自然を守るためにはぜひやってくださいと賛同してくれる方がたくさんいらっしゃいます。私は前々から言っていますが、市はこの入島税についてどう考えるか、ぜひお答えよろしく申し上げます。

次、9番、観光客の受入れについてであります。1、観光客の適正な受入れについて、市はどう考えているか。近年観光客の増加が著しく、去年から今年にかけてはコロナ禍で低迷していますが、一昨年は年間入域観光客数は114万人となり、このまま伸び続けると200万人も達成できる勢いでもあります。そのとき問題になるのがオーバーツーリズムで、そのような多くの観光客を受け入れていいのかということになります。市の考えている適正な観光客数とは何名ほどか、見解を示していただきたいと思えます。

次に、シニア層、退職してリタイアした方々ですけど、シニア層の長期滞在型観光を推進すべきだと考えますが、いかがですかということです。

10番、上原市営住宅についてでありますけど、新上原市営住宅はお年寄りも住みやすいエレベーター設置ですね、バリアフリー化を進めるべきだと考えますが、計画はどうなっているか、進捗状況と併せて説明してください。

11番、パイナガマビーチ前道路についてですけど、パイナガマビーチ前道路にカラーコーンが置かれていますが、ビーチを利用させないための措置だと思いますが、道路の駐車帯を閉鎖しています。なぜあのようなことができるのか説明してください。閉鎖する法的根拠はあるのか、そういうことでありますけど、答弁よろしくをお願いします。

12番、竹原コミュニティ道路についてでありますけど、歩道にカラーコーンが置かれていますが、車道が狭くて対面する車が歩道に乗り上がるのを防ぐためだと思います。その道路は、歩道が車道の1車線ほどありまして、歩道を利用している方を私は見たことがありません。全く現況に合っていない道路を変更する考えはないか。歩道を狭めて車道を広げるということですけど、答弁をよろしくをお願いします。

13番、敬老祝金の支給方法についてでありますけど、多くの議員が問うていますが、「おめでとうございます。どうぞ受け取ってください」と渡すのが祝金であって、申請してもらってくださいでは祝金にはなっていない。面倒だとして申請していない方もいます。市長は申請しましたかということであります。自身で申請しましたか。市長は、申請を面倒くさいと思わなかったか、その点についてぜひお答えください。

14番、バス路線についてです。荷川取地区にバス路線を通して停留所を設置できないか。下地勇徳議員から要望のあった、質問じゃなくて要望のあったですね、下崎地区と連携してバス路線ができればと考えていますが、いかがですか。交通弱者が買物に行けない、まちな出られないのは解消すべきです。答弁よろしくをお願いします。

15番、市道清掃についてであります。道路、路肩、植栽ますの清掃はどのように行っているのかということで、あちこちで道路、路肩にごみたまっている。目につくのが、植栽ますの雑草が伸び放題で見苦しい。道路清掃、雑草刈りはどのように行っているのか。また、今年度から道路清掃車を利用しての道路清掃の予算が組まれていると思いますが、執行はされているのでしょうか。ご答弁よろしくをお願いします。

16番、道路の冠水についてでありますけど、1番、二重越五差路の冠水についてとしてありますけど、台風14号時に確認しました。五差路から宮古工業高校へ向け30メートルほど行ったコインライドリーの前が冠水していました。ちょっと観察してみると、グレーチングでの雨水のはけがなかった。そのような状況は把握していますか。なぜ雨水がはけないかなど説明してください。また、福八レストラン前の冠水も関連していると思いますので、その説明も併せてお願いしたいと思います。

次、2番、協栄バスターミナル東側道路の冠水について。台風14号時に、同じように確認しました。50センチほど冠水していました。もちろん車は通れません。聞き取りで説明を受けたのは、私道だから難しいとのことでした。そのことをもう一度説明よろしくをお願いしたいと思います。

17番、農業行政についてであります。1、サトウキビ苗の生産農家について。市は、サトウキビ苗の生産を農家に委託していると聞きますが、サトウキビ苗の出来のよしあしですね、よいもの、悪いものがあるって困るとの話も農家から聞きます。委託農家への管理指導等はしているかとのこと。どうかご答弁ください。

もう一つは、2番、誘殺灯について。誘殺灯の設置場所はどのように決めるのか。また、農家が希望する場所に設置することはできるのか。自分のサトウキビ畑にアオドウガネがたくさんいるので、誘殺灯を設置しようとJAに電話すると、6万円だと言われて諦めたそうです。電球の下にたらいを置いて水を張って、自家製で3,000匹は取れたと言っていました。市で補助が出て安く買えたら買いたいと話していましたが、いかがでしょうかということでもあります。

次に、3番、農地散布用バカスについてですけど、バカスやケーキが高いとの声がありますが、いかがですかということです。

4番、農地の雑草について。サトウキビ畑では15年ほど前から、それまで見られなかった雑草がたくさん増えていて、除草剤を年に3回から4回まかないとならなくなっている。除草剤費用が多くかかったり、除草しないとトラッシュを多く引かれたり、大変だと農家が嘆いていました。何で雑草の種類が多くなったのか、分かれば教えてください。

18番、市役所窓口業務について。受付番号発券機前の職員案内についてですけど、先日住民票を取るために市役所に行きました。番号札が発行され、手渡されましたが、混んでいるようなので、どれぐらいかかるか聞くと、分からないと答えます。何で分からないかと聞くと、端末がないから分からないと。何で端末がないか聞くと、予算がないからだと答えていました。じゃ、誰に聞けば分かるかと聞くと、窓口だと言って聞いてきてくれました。そこで初めて30分、40分待ちだと聞きました。職員が言っていることは本当なのか、何で番号発行機の前に端末がないのか説明してください。

最後に、市民の所得向上について。市長は、選挙公約に市民の所得向上を掲げていましたけど、どのようにして市民の所得向上を図るのか、市長の思いを聞かせてください。よろしくお願いします。

#### ◎企画政策部長（垣花和彦君）

何点かご質問がありましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず、入島税、環境税の導入に向けてということでご質問がございました。宮古島市における法定外目的税の導入につきましては、平成30年度に庁内検討委員会を組織いたしまして、入島に関する課税、水道使用に関する課税、観光振興に関する課税の3案を検討いたしました。観光振興に関する課税というのは、具体的には宿泊税になります。

その結果、市民負担が少なく、実現可能性が高い課税案として、宿泊税が最も適しているとの結論になりましたけれども、法定外目的税の導入実現には、徴税システムの構築等における費用対効果、特別納税義務者となる宿泊事業者の事務処理負担、それから市民の意見を聞きますパブリックコメントを含めた広い意見の聴取など、引き続き整理、検討が必要な課題が残されております。

また、宿泊税につきましては、沖縄県が全県的に導入する検討を進めておりまして、その動向を見据える必要もあることから、市の独自の導入については検討を中断しております。

平良敏夫議員からありました入島税につきましては、税の公平性の観点から、住民の負担も大きくなるということもございますので、市といたしましては宿泊税の導入ということで方向性を決めていたところでございます。

それから、バス路線の件でございますが、荷川取、それから下崎地区についても一緒にということで、バス路線が開設できないかという質問がございました。バス路線の開設につきましては、基本的にはバス

事業者が所管省庁に申請して許可を得るということになります。平良敏夫議員からご質問のありました荷川取におけるバス路線の開設につきましては、荷川取付近に事業所を持つバス会社に問合せを行いました。そうすると、これまで荷川取自治会からの要望がなかったために路線の検討をしていなかったということで、自治会から要望があれば話を伺ってみたいということでした。市といたしましては、荷川取自治会から要望があることを伝えましたが、直接自治会からバス会社に現状を説明し、要望を伝えることも必要だと考えております。

次に、市長の公約である市民所得について具体的な内容をということでした。市民所得を推計する上で参考となるのが産業別の総生産額となりますけれども、平成29年度の実績で見ますと、これは最新のデータでございますが、農業と宿泊・サービス業の総生産額は、市の産業別の総生産額では最下位に位置しております。このような状況を踏まえると、市民所得の向上は、基幹産業である農畜水産業とリーディング産業である観光産業の総生産額を向上させ、さらにこれを様々な産業に波及させ賃金所得を伸ばしていく取組が重要であると考えております。

近年、就業者数が増えております観光産業については、非正規職員の数が多く、賃金の低さが大きな課題となっております。これを解決するためには、年間を通した観光需要の平準化による従事者の正規雇用化と観光の質の改善に取り組むことが必要だと考えております。

また、農畜水産業については、農協以外の非系統出荷物の把握が難しく、これが所得に十分反映されていないという現状がありますが、一次製品の加工を推し進め、需要と供給の連結、効率化を促進することで付加価値を高め、所得の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。今、その具体的な取組を産業振興局を中心に進めているところでございます。

また、総生産額の中で最も大きなウエートを占めております建設業につきましては、公共事業の平準化により確実に需要を生み出し、経営の安定化を図るとともに、市役所周辺や空港東側の開発促進による民間需要を創出し、雇用所得の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。それぞれの分野で取り組んでいます現状につきましては、各担当部局から説明があります。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

平良敏夫議員の質問で、敬老祝金の手続をしたかという話であります。いろんな意見等を聞いております。私は、こういう事務手続は嫁に任せきりな部分がありまして、実はまだ確認しておりません。後でまた確認をしてみたいと思います。

#### ◎生活環境部長（友利 克君）

平良敏夫議員からコロナ対策、それからし尿処理関係、それから窓口関係についての質問をいただきました。順を追って答弁いたします。

まず、コロナウイルス感染症をどのように終息をさせるのかについてでございます。終息に至るまでのシミュレーションは、国、県においてもまだ示していない状況でございます。理由としましては、平良敏夫議員からもありましたように、新型コロナウイルス株が変異を繰り返すことが一つの要因だと考えております。

終息に向けては、ワクチン接種が世界的に進むこと、そして治療薬が一般的に普及することが大きな柱になるというふうに言われております。市としましては、市民の皆様に対し、コロナウイルス感染症防止

の基本であります手指消毒、マスクの着用、そして3密回避を呼びかけるとともに、ワクチン接種を積極的に進めてきたところでございます。ワクチン接種につきましては、多くの市民の皆様のご理解の下、全人口の7割近い方が2回目の接種を終えております。今後も継続してワクチン接種に取り組んでまいりたいと考えております。

接種率を伸ばす啓蒙についてでございます。市では、様々な広報活動を行ってまいりました。まず、「広報みやこじま」や市のホームページへの掲載、LINE、Facebookによる情報発信、防災行政無線での当日接種の呼びかけ、新聞の広告、宮古テレビのCM放送、エフエムみやこのCM放送など、活用できる放送媒体、広報媒体を活用しまして、接種率の向上に努めてまいりました。

また、新聞2社、テレビ、FMラジオなど、地元のマスコミが広告以外にも積極的に取り上げていただいたことも接種が順調に進んだ大きな要因であるものと考えております。

3回目の接種については、国、県から特に通知あるいは情報提供というものはございませんが、マスコミといいますか、テレビなどで3回目接種、ブースター接種について取り上げておりますので、3回目の接種があることを念頭に、国、県の動向を注視しているところでございます。

次に、し尿処理についての3億8,000万円についてでございます。現在当初予算で措置されております3億円余の予算につきましては、今後沖縄防衛局との調整を経て、今年度予算の補正措置の対応が決まることとなります。

次に、2,700万円について、どのような事業かということの説明をしたいと思います。本基本検討業務は、し尿及び浄化槽汚泥の効率的かつ効果的な処理に関する基本検討を行うものでございます。見直し案にも深く関連するものでございます。

本業務におきましては、受入れから水処理、汚泥処理までの一連の流れについての検討を予定しております。あわせて、下水汚泥最終処分形態についても検討することにしております。本業務は、下水道課で検討する基本計画等との整合を図りながら、将来を見据えた現実的な本市全体の生活排水処理の状況を把握、分析することにしております。また、し尿・浄化槽汚泥処理事業だけでなく、下水道事業も含め、今後の汚水処理施設整備事業に重要な業務となります。

次に、廃タイヤ事業者の処理の許可についてでございます。市内の事業者から産業廃棄物処理の許可を申請しているが、通らないというような声があります。そこで、産業廃棄物を所管する宮古保健所に確認をしましたところ、当該事業者は産業廃棄物の許可に必要な書類がそろっていないとのことございました。

許可に至るまでの手順としましては、宮古保健所が関係書類の確認を行った後、沖縄県環境整備課に送致をいたします。その沖縄県環境整備課が審査をし、許可の判断をするということになっているとのことでございます。詳しいことにつきましては、保健所に問い合わせしてほしいとのことでございます。

最後です。フロアマネジャーについてでございます。今年の1月4日に新庁舎移転に伴いまして、市民課としましては「もれない・書かない・迷わない」を基本方針としまして、窓口支援システム及びボイスコールを導入するなど、窓口業務をスタートしたところでございます。

スタートして、はや9か月がたとうとしているところではございますけれども、スタートをしてみて初めて分かる問題点も多々出ております。市民の皆様のご意見などを参考にさせていただきながら、窓口業務の運用体制の改善に向け、今後も取り組んでまいりたいと考えているところです。

それから、端末を持っていない、なぜかというようなことでございますけども、ボイスコールに係る機材につきましては、企業の広告料にて設置をされております。受付に呼び出されるまでの待ち時間を確認できるスタッフ用操作端末につきましては、現在受付窓口16か所に対して8基で対応している状態です。今後は、利用頻度の低い受付窓口のスタッフ用端末をフロアマネージャーに携帯させるとともに、おおよその待ち時間を案内できるよう改善を図ってまいりたいと考えております。答弁漏れがありましたら、ご指摘ください。

#### ◎農林水産部長（平良恵栄君）

まず初めに、サトウキビ苗生産農家委託についてという件についてでございます。栽培管理の指導は行っているかという点でございますが、担当職員が委託した圃場の見回りを行った際に、雑草が生い茂っている圃場を確認した場合には、委託農家へ除草作業をするよう促しています。また、今年度はサトウキビ技術委員会により管理指導も行っています。

続きまして、誘殺灯についてでございます。設置基準はあるのかという点でございますが、ほとんどの虫が電球を発する紫外線に向かって飛んでいくと言われております。県の示す1基当たりの範囲が2ヘクタールとなっておりますが、2ヘクタールの範囲の中には街路灯や住宅街がありますので、より暗い場所のほうが効力を発揮するため、できるだけ街路灯や住宅街から外し、農地や原野がつながる場所に設置するよう指導しています。

個人で購入したいが、助成できないかという点でございますけれど、誘殺灯はサトウキビを中心とした農作物の病害虫であるアオドウガネを駆除するために導入しております。今のところ個人購入に補助する考えはございませんが、もしサトウキビ等でそういった被害がこの地域で重点的に見られるというようなことであれば、情報をご提供いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、農地散布用バカスについてです。製糖工場のバカスがトラック1台当たり4,000円と聞いているが、補助できないかという点でございます。製糖工場への聞き取りを行ったところ、バガス単体では無償提供しておりますが、畑までの運搬等の代金は農家と運転手との相対となっております。バガスやケーキ等を混ぜた混合バカスが10トントラック1台当たり4,000円となっております。市としましては、トラッシュを農地へ還元する地力増進事業を行っており、現在混合バカスへの補助は行っておりませんが、地力増進事業の全体的な枠組みの再検討が必要と考えていますので、今後製糖会社や関係機関と協議してまいります。

畑地の雑草についてです。ここ数年宮古島で見受けられなかった雑草が多く発生しているが、原因は何かという点でございます。発生している原因については特定できませんが、人や物の流れが活発化する中で持ち込まれたものと思われまます。

続きまして、市民所得の向上についてということです。所得向上に向けた取組についてお答えします。まず、農漁業につきましては、既存事業の活用や新規事業の導入を行っていくことでの所得向上を図ることを今定例会で説明させていただいているところですが、特に流通対策として、農産物流通条件不利性解消事業を積極的に推進していくことでの新たな販路の拡大を目指すとともに、食肉センターのHACCP認証への支援による地元産食肉の普及促進、鮮魚を活用した加工品の開発促進による鮮魚需要の拡大に取り組んでいます。

市としましては、これらの各種事業を積極的に進めることにより、農家、漁家の所得向上に努めているところであります。

#### ◎建設部長（大嶺弘明君）

まず、上原市営住宅の進捗状況についてでございます。上原市営住宅建て替え事業につきましては、来年の令和4年度で基本設計、そして令和5年度で実施設計、令和6年度から工事着工のスケジュールで実施してまいります。

それから、バリアフリー化についてですが、市営住宅の建て替えの際の最も重要視すべき位置づけとしまして、バリアフリー化は考えておりまして、居住性、それから安全性などの確保の上からも、バリアフリー化による安全性についてはしっかりと対応する設計を計画しております。

次に、パイナガマビーチ前の道路のカラーコーンについてですが、パイナガマビーチ前の道路は国道390号線バイパスでありまして、沖縄県管理の道路でございます。今回のカラーコーンの設置につきましては、パイナガマビーチ駐車場の閉鎖に伴い、パイナガマビーチ利用者の駐車車両が増加することが予想されたため、事故防止の観点からカラーコーンを設置いたしております。それから、パイナガマビーチ側の路肩については、駐停車禁止区域ではありませんが、パイナガマビーチ利用者の駐車急増に伴う事故防止の観点から、緊急措置としまして関係機関と調整の上、今回の措置となっております。

次に、竹原コミュニティ道路についてでございます。竹原1号線ですね、竹原コミュニティ道路は、計画当初の頃はスーパーなどがありまして、通行客や車両などで混雑している状況にあることから、事業区域住民が歩行者の安全性と利便性などを重視した道路として整備されることを要望し、都市計画審議会を経て決定した経緯がございます。

本道路は、現在進捗率93%の状態でありまして、法線上に現在も移転補償が完了していない物件もあるため一部幅員が狭くなっており、通行車両が歩道へ乗り上げる事態もあることから、歩道境界にポストコーンを設置し、対策を講じておりますが、今年度中には物件補償交渉中の案件も解決できるものと見込んでおりまして、このため道路幅員も全て確保された利便性のある道路として活用されるものと考えております。したがって、この道路の計画変更については、現在のところは考えていない状況にあります。

次に、市道の清掃の件についてです。道路の維持管理については、市としましては定期的にパトロールなどを行い、道路の状況を確認しまして、道路植栽ますなどに雑木や雑草等が生い茂り、歩道や車道に支障を来している箇所については計画的に工程を組んで除草作業を行っております。また、市民からの問合せによる清掃やイベント開催時などによる道路清掃、それから観光地へのアクセス道路の環境美化などを島内全域にかけて実施しております。市が管理する道路は1,618路線、延長で言いますと950キロの広範囲にわたることから、今後とも安全、安心な道路管理に努めていきたいと考えております。

次に、道路冠水について、二重越交差点の冠水状況についてでございます。宮古工業高校から二重越交差点までの冠水箇所や福八前の冠水箇所については、降雨時による冠水状況も調査しておりまして、近隣住民などとの調整を行い、浸透ますを令和元年度までに2か所、それから令和2年度で1か所設置しておりますが、それでも集中豪雨時や長雨の際には冠水している状況にありますので、今後の冠水対策としましては、浸透ますの清掃を定期的に行い、堆積する土砂などを除去するとともに、冠水が発生し、交通に支障を来しているような場合には、職員も出向き、浸透ますやグレーチングに堆積している土砂や枯れ葉



を取り除き、通行に支障が出ないように対応してまいりたいと思います。

今後の対策としましては、上流からの雨水量に見合うような対策を近隣住民とも協議しながら対応してまいりたいと思います。

最後に、協栄バスターミナル東側の道路の冠水についてでございます。ご質問の箇所は、平良敏夫議員ご質問のとおり私道になっております。宮古島市では、宮古島市私道整備補助金を設けておりまして、私道の排水工事などを行う者に対しては、要件を満たしている場合は補助金の交付を行っておりますけれども、現場を確認しましたところ、補助金の活用は現状では厳しい状況にあります。場合によっては、市の単独予算で排水処理をする場合もありますけれども、その場合は個人だけではなくて一般市民も広く使用できるような公共用の道路という要件がございますので、その状況からしても、現在のこの案件は私有地となっておりますので、現状では補助金の対応は厳しいんですが、やはり冠水しているという状況を鑑みれば、今後の対応については土地所有者と協議しながら進めていきたいと考えております。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

まず、観光客の適正な受入れについてというご質問でございます。入域観光客数は、平成30年度114万人、令和元年度106万人でありましたが、令和2年度35万人と、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んでおります。コロナ前は、急激に観光客が増加し、オーバーツーリズムとの報道がマスコミで報じられるなど、市民生活にも影響が出ておりました。現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症収束のめどが立っておりませんが、収束後は観光客数が回復することが予想されます。第2次宮古島市観光振興基本計画では、2028年度の目標として、年間入域観光客数を200万人に設定をしております。目標に向けた前提といたしまして、環境、住民に配慮した持続可能な観光振興を図る必要があります。数だけを追うのではなく、地域住民にも配慮した観光地づくりを推進し、適正な受入れに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、シニア層の長期滞在型観光についてでございます。現在本市におきましては、シニア層の長期滞在型観光に関する施策は実施しておりませんが、観光消費額の観点からも長期滞在型の観光は有効であると考えられます。今後観光客の消費単価を上げるための施策を検討するに当たり、シニア層の長期滞在型観光についても宮古島市観光推進協議会等で検討してまいりたいと考えております。

次に、市民の所得向上についてでございます。本市の観光産業は、コロナ収束後、緩やかに回復するものと予想しております。まず、国内需要から回復し、続いてインバウンド需要の回復へと続くことが想定されます。また、近年本市においては宿泊施設等が増加したこともあり、多様な観光ニーズに対応できる環境整備も進んでおりまして、下地島空港への新規路線が就航するなど、観光客の増加が期待されます。

今後の本市の観光産業施策として、観光客の中心市街地利用による活性化や地産地消の推奨など、来島する観光客に対しまして、魅力ある観光メニューを提供し、観光客1人当たりの観光消費額アップを目指してまいります。これまでの観光産業を量から質へと転換するなどの施策を展開することにより、観光消費額の増加が図られ、それに伴い市民の所得も増加するものと考えております。

#### ◎産業振興局長（宮國範夫君）

市民の所得向上についてお答えいたします。

市民所得の向上につきましては、産業振興局において農水産物の加工や流通に関する取組を進めております。本市においては、農水産業が基幹産業であり、多くの農水産物が生産されておりますが、市民が消

費する食料は、その多くが島外からの調達に依存していることから、生産と島内消費をつなぐことによって、現状活用できていない農水産物を流通につなげることで、地域経済の域内循環と生産者の所得向上を目指すものです。こうしたことを目的として、現在学校給食における地産食材の利用率を高めるための取組を進めているほか、給食以外も含めた生産から加工、流通、消費の実態に関する基礎調査を実施しております。

これまでの調査の途中経過として、生産者側からは、安心して生産物を出荷できる出荷先が欲しいというニーズと、販売、消費する側からは、品質や量に関する安定性に関わるニーズが挙げられており、両者をマッチングする機能が必要であることが明らかになってきました。今後は、原料や製品の貯蔵のほか、一次加工など生産者と販売、消費をつなぐ仕組みづくりに向けて、取組を進めてまいります。

#### ◎上下水道部長（兼島方昭君）

ご質問を何点かいただきました。順を追って説明します。

まず、下水道引込みに対する補助はないかということについては、水道事業の場合、高野集落排水についての補助要綱はございますが、その他についてはございませんので、予算化には至っておりません。

次に、地下浸透型の雨水路についてですが、雨水路は冠水や浸水などの被害防止を行うため、土圧等に対する強度が保持できるコンクリート3面張りの構造となっております。そのため、雨水の地下浸透はできない構造となっておりますが、平良敏夫議員がおっしゃる2面張りによる地下浸透型の変更について、構造上及び地下浸透型により、どのような状況が発生し得るかについても含め検討する必要があるかと思っております。

また、雨水が海へ放流されることについては、雨水路は分流式で、汚水と雨水が合流することはありません。あくまで雨水の放流となるため、海への影響は低いと考えられます。

続きまして、西里通りの下水道整備事業の現状。本路線は、元福嶺病院を起点として、元郵便局を終点とする延長462メートルの路線です。下水道整備の状況としては、平成24年度に実施設計は終えております。その後におきましては、令和2年10月に西里通り商店街振興組合から下水道整備の要請があったことから、令和3年度において予算獲得のための協議を県と行いました。しかしながら、令和3年度の予算の獲得はできませんでした。

工事の予定と着手時期について。引き続き令和4年度以降においても予算獲得に向けて取り組んでいるところでございますので、工事の予定、着工の時期については予算の獲得後となります。

#### ◎生涯学習部長（楚南幸哉君）

まず1つ目に、総合体育館についてでございます。建て替えか修繕の判断基準、時期についてお答えします。

今定例会へ総合体育館耐力度調査費の補正をお願いしているところでございます。予算承認後、速やかに調査を行い、基本計画についても並行して進めながら、今後耐力度調査の結果や基本計画の内容に加え、財源などを総合的に勘案し、今年度中に修繕か建て替えかを判断してまいります。

続きまして、プール建設についてでございます。プール建設については、市民や各種競技団体からも要望の高い施設であることは承知しております。また、平成27年度に実施した宮古島市市民意識調査において、屋内プールは割合が高い結果が出ております。今後は、プールの利便性について幅広く意見を聞く機

会を設け、意見の集約に努めてまいります。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

バス停の件につきまして答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

バス停留所における上屋等の設置につきましては、歩道幅員の確保、交通への影響、安全性、背後地の住宅や店舗等への影響などについて検討する必要があるがございます。そのことから、路線が開設された場合の停留所等の設置につきましては、具体的な位置を念頭に道路管理者やバス事業者と調整し、検討していくことになるというふうに考えております。

◎生活環境部長（友利 克君）

答弁漏れがございました。廃タイヤの那覇までの輸送費補助についてですけれども、県内の状況をいろいろと情報収集をしているところですが、県内において輸送費、特に石垣市ですね、補助をしているところはないということでした。石垣市の場合も事業者が責任を持って処理をしているということでした。市としましては、宮古保健所と連携を取りながら廃タイヤの対策などを講じてまいりたいと考えております。

◎平良敏夫君

丁寧な説明ありがとうございます。時間ないんですけど、ちょこっとだけ私見を述べながら、パイナガマビーチのカラーコーンですけど、あのほうは緊急事態宣言下での措置ですが、市長は緊急メッセージで観光客は宮古島に来ないでくださいと発しましたが、観光客はたくさん来ていましたし、問題は宮古島市にいる観光客の数には変わらないということで、ビーチを立入禁止にしても、どこかで密閉、密集、密接が反動で起きることは想像ができます。市管理以外のビーチが混んでいたという話も聞かし、ダイビングボート、マリレジャーのボートは客がいつもより密集、密接していたと聞きます。ビーチでは密集、密接はありません。まして密閉などありようがない。観光客も宮古島市の職員も混乱を来したビーチの立入禁止は、そもそもやるべきではなかったと私は思っております。観光客は来ないでくださいとの緊急メッセージでも、たくさんの観光客が来ていました。飛行機が来るから観光客は乗ってくるんですね。飛行機は宮古島市に来ないでくださいとのメッセージがよかったと私は考えますが、市長にはそのような考えはありませんでしたか。答弁できますか、市長。します、しない……いいよ。答弁いいです。

冠水の件なんですけど、バスターミナルの東側の件、私道だったりしても、例えば雨水というのはここにばかり降るわけじゃなくて、降った雨が低いところにたまるわけよ。だから、市は関係ないよというわけに絶対いかないと思いますので、当たり前のそういう話ですので、そこでみんなたまっている。

もっと聞きたいのは、その条件が合っていないということで聞いたんですけど、後で教えてください。例えば舗装だったり、いろんな補助メニューがあるじゃないですか。今回は不用額も多かったんですけど、そういうことを活用できないかどうかも含めながらですね、困っているんですから、雨が降って本当に。何回も言うけど、こっちにばかり降った雨じゃないんだよ、県道からも市道からもどこからも降ったやつが集まっているわけでありますので、ぜひ市でしっかりと対策してくださいよ。

たくさんの再質問も準備しておりましたけど、自分の至らなさでそうなりましてけど、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

◎上里 樹君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍の中、奮闘されておられる医療介護従事者とエッセンシャルワーカーとして市民生活を支える各分野の方々に、心からの感謝と敬意を表明します。とりわけ本市の職員は、休日返上で全庁体制でのワクチン接種、懸命に頑張っておられます。改めて敬意を表します。

それでは、質問に入ります。新型コロナウイルス感染症についてですが、全ての患者に必要な医療を提供することについて、まず政府が原則自宅療養という重大な方針転換を行ったことは、コロナ患者を事実上自宅に放置する無責任極まりないものであり、政府にこの方針の撤回を求めるべきだと考えますが、ご見解を伺います。

◎生活環境部長（友利 克君）

新型コロナウイルス感染症は、症状の程度や重症化リスクが個人で大きく異なっております。多くの無症状の方や重症化するおそれのない方全てが入院し、治療することは非常に困難な状況でございます。一方で、自宅療養者によります家庭内感染で感染が拡大し、大きな影響を与えていることも事実でございます。治療を必要としない入院適応外の対象者の隔離や診療体制、生活支援について、きめ細やかな支援を国や県に求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

次に、命を守ることを最優先に、国、県、医師会などと連携して、臨時の医療施設を大規模に増設、確保すべきです。この件で日本共産党は、8月18日に市長に緊急の要請を行いました。内容は、国の補助金の活用で、宮古病院の中庭において敷地内にコロナ感染専門の仮設療養所を50床を確保すること、併せて大規模なPCR検査の実施です。この取組はどのようになっていますか、お伺いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

8月18日の要請に対する取組ということでございますけども、宮古地区の医療体制につきましては、第6波が来ることも想定をしまして、宮古地方本部の医療会議の中でも懸念する意見が出されております。酸素ステーションなどの設置や医療体制については、一義的には県が行うことになっておりますが、宮古地域の医療連携会議において、地域の実情に合った効果的な運用ができるよう議論を重ねてまいりたいと考えております。また、県に対しても強く要請してまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

これからの感染拡大、第6波の話がありましたけども、この感染拡大に今から備えることが必要です。国の療養確保の補助金3兆円が1施設当たり9,500万円余りになりますけれども、活用されないままになっているそうです。その活用されない最大の理由が、病床を見守る医師や看護師の確保ができないことにあると伺います。そこを宮古島市ならではの宮古病院、徳洲会病院、宮古地区医師会など、市長のイニシアチブで関係機関の連携で、1つの病院でコロナ患者を受け入れるのは大変負担になりますけども、それを病院同士の連携でシフトを組んで運営に当たることで、現在の医師、看護師の体制で機能させることが可能ではないかと考えました。市民は、これまで時間短縮に協力し、休業要請に協力してきました。それを無にしないためにも、何よりも命を守ることを最優先に、市長が先頭に立って臨時の医療施設の増設のた

めに一日も早い取組を求めます。経済を回す取組も、命を守ることが土台にあって初めて成り立つのではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

◎生活環境部長（友利 克君）

8月18日の要請に関連するものというふうに思っております。臨時の医療施設の設置につきましては、先ほど申しあげましたように、県が一義的に行うべきものだというふうに考えております。

一方で、離島の脆弱な医療体制下においても、医療施設の充実というものは重要な課題であります。これまで宮古病院、それから徳洲会病院でもって、感染をされた方の受入れ病床を確保しながら対応してきたところでございますけども、急速な感染者の拡大に対しての受入れ態勢には支障が生じていたところでございます。今後は、地域連携会議などにおいて、可能な対策を引き続き協議してまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

答弁ありがとうございます。連携を強化して対応していくということで、第一義的には県の仕事とおっしゃいますが、まず感染症対策は大本は国の責任であることは承知しています。ですけれども、市民の命と暮らしを守る市長は責務があります。その観点に立って、国の指示待ち、県の指示待ちではないと思うんですね。ですから、私たちはこういう体制で臨みますというところを県に働きかけ、国に働きかけ、国の施策が医師や看護師が確保できないような状況の下で大変になっている、それを住民の命と暮らしを守る観点から、県や国へも働きかけを強める、そのことが大切だと思いますので、ぜひ取組をスピーディーに行っていただきたいと考えます。

それで、この関連する中身なんですけど、さきの質問、平百合香議員の一般質問で、ホテル療養施設に入らなくて自宅待機となり、大切な家族に感染させてしまい、自分を責める母親の話がありました。身につまされました。本当であってはならないことです。そこで調査しましたところ、このホテル療養施設の看護師、これは現在7名の体制であることが分かりました。ホテルに入れられない理由は、看護師不足ではなく、掃除に時間を要していることが理由であることが分かりました。9階建ての建物、その1階、2階、ワンフロアずつを患者が退所した後の部屋の掃除をする。その掃除をする人の感染防止対策上、空き室を3日間開放してから掃除に入るということで、ワンフロア全体を一斉に掃除に入る関係から、掃除が完了するまで受入れができないということでした。73部屋確保しても35室しか活用できない。ならば増設が必要になります。ぜひこの点からも、先ほどの病床の確保、これに取り組んでいただければと思います。

それから、入院調整中という説明に困る言葉があります。これも本来は入院が土台です。そのための入院ベッド数を増やすべきです。医療崩壊が判明しているのに、公立、公的病院の再編統合を進めるという国の方針は、入院できなくなるばかりでなく、医師や看護師の体制にも及びます。これで命が守れるはずがありません。病床利用率の根拠となる病床は、実際に医療従事者が配置されて稼働している病床を分母とした数値で発表すべきだと考えます。

次に移ります。③、市民の安全、安心のために、無症状者を早期に発見、保護するためにPCR検査をいつでも、誰でも、何度でもの立場で、大胆かつ大規模に行うようにすべきです。懸命に座喜味一幸市長は頑張っておられますけども、現在の取組の状況をお伺いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

大規模なPCR検査についてでございます。同様の要請は、国、政府及び沖縄県に対しても様々な機関から要望、要請が届けられているところでございます。政府、また沖縄県もその必要性を理解した上で、PCR検査の拡充というものを行っているというふうに考えております。

また、ワクチン接種が済んだ後もPCR検査の重要性、必要性は続くというふうに考えております。このことから、国、県に対し、PCR検査のより一層の拡充に向けて、強く要請、働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

市としましては、今議会でも取り上げられている民間事業者によるPCR検査場の設置については、協力要請があれば適切に対応、応じてまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

国も大規模な検査体制に消極的ですが、徐々に拡大はしてきています。そんな中で、やっぱり感染者の濃厚接触者を後追い調査する、これでは感染拡大の予防にならないと思うんですね。ごみで言うなら、目の前のごみだけを集めて、後ろは全く見ないふりと、そういうことに共通するかと思います。ですから、感染拡大の4割は、無症状者が拡大しているというんですね。ならば、その無症状者のしっかりと発見に取り組む、その努力が必要です。ぜひ市長には大規模な検査、この体制を国や県へも要求し、その確保に努めていただきたいと思います。

次に移ります。県内外から往来、移動する全ての人々に、国の責任でPCR検査を無料で実施し、水際対策を徹底するように求めるべきです。見解を求めます。

◎生活環境部長（友利 克君）

水際対策の徹底についてでございます。ご指摘にありますように、徹底した水際対策を強化し、ウイルスの移動を防ぐためには、国が責任を持って検査体制の法制化などに取り組む必要があるというふうに考えております。これまでも水際対策の強化につきましては、県を通して国に要請をお願いしてきたところでございます。今後も法制化の実現に向けて、強く求めてまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

ご答弁ありがとうございます。この水際作戦、これはいろんな経済を回していく上でも欠かせない取組だと思います。経済を本当に回していく土台になる大切な仕事だと思いますので、その実現に共に奮闘していきたいと思います。

次に移ります。現在下地島空港、宮古空港でPCR検査が行われていますが、その利用に当たってスマホ予約になっていることから、利用しづらいという声が寄せられています。入り口に立ってスマホ予約の指示を受けるといことで改善を求める声がありますが、ご見解を求めます。

◎生活環境部長（友利 克君）

空港でのPCR検査は、沖縄県が民間事業者と契約をして実施をしているところです。上里樹議員からご指摘のある利用しづらいという声につきましては、県のほうにその声を届けたいというふうに思っております。

◎上里 樹君

ぜひ改善をよろしく願います。

次に、宮古島市総合庁舎建設工事についてお伺いします。まず、座喜味一幸市長がし尿処理施設を市民

負担や業者負担、下水道処理との共同化でよりよい方向を目指すための調査費用の補正予算、これが財政調整基金を充てるのは安直過ぎるということで、常任委員会で予算修正が行われています。しかし、庁舎建設工事は、まさにコロナ禍の中、財政調整基金など45億円も取り崩して庁舎建設に充てる。さらに、2回の設計変更で一般財源33億円余が投入されるという異常な財政運営が行われました。市の職員が辛い思いをして徴税に当たり、市民は生活が厳しい中、借金をして税金を支払っている、このように集めた市民の血税を、いとも簡単に臨時会の限られた時間で十分な議論を尽くすこともなく巨額が投入されました。まさにこの問題こそ問われるべきだと考えます。

そこでお伺いします。地域外労働者について。①、決算審査の説明では、「地域外労働者の確保に要する費用について8億5,511万2,000円が2億2,428万円減額となり、工事費の増額に充てた」という説明がありました。地域外労働者の確保に関わる支出で減額は宿泊費、食事費、送迎費、旅費でそれぞれ幾らの減額で、人数は何名になるのかお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

当総合庁舎建設工事（建築1工区）の地域外労働者の確保に係る精算について、減額分ということでございますが、税抜きで金額をご説明をいたします。

宿泊費につきましては1億3,142万9,003円の減、食事費は1,488万6,000円の減、送迎費は3,494万4,785円の減、移動費は2,057万7,454円の減で、減額の合計が2億183万7,242円となります。これに消費税、請負率を考慮した実績額としまして、6億3,368万4,000円となります。それで当初の計画額8億5,511万2,000円との差額が2億2,142万8,000円となります。

また、延べ人数ですけれども、当初が7万3,852人、実績で6万577人となっております、1万3,275人の減というふうになります。

◎上里 樹君

私は、これまで何度もこの場で質問をしまして。そのたびごとに国や県の運用基準を準用して、適正に運用されていますと答弁してきました。全ての支払いが完了した今、令和2年度の決算審査で突然2億円余の減額となったということが分かりました。見積りが最終精算と一致しなかったならば、国の通達、県の運用基準に従って変更の議決、議会への提案が求められます。その手続を取るべきでした。そうすれば、このような2億円を超える減額はなかったはずで。支出実績報告に基づいて妥当だと認めて精算をする、その精算が2億円を超えた。皆さんにお配りした資料では、精算設計より工事内訳書という計算書があります。このような精算を行ったというのであれば、5月8日に行った第2回の変更設計、これを実施計画に基づく議決をさせたのはなぜでしょうか。再質問です。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時24分）

再開します。

（再開＝午前11時24分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

実施計画によって精算をしたかというふうなご質問だったと思いますが、これについては減額分につい

て幾つかの工事に充当していったということで、これについては市の建設工事設計変更要領の中に軽微な変更というふうな規定がありますので、そこを適用しまして、工事を進めながら数量の増加分ですね、それに充てていったということでございますので、これによって精算した10月以降に発注したというふうな考えではございません。

◎上里 樹君

軽微な変更ということで、その支出に当たって変更はしていないと。今の契約の変更については後で論じたいと思います。

次の質問に移りますけども、この2億円余りの減額、これは何の工事に充てて、その工事はいつ行ったのかお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

減額分の工事についてはですね、土工、鉄筋工、型枠工、塗装工、建具工、仕上げユニット等に充当しております。先ほどもお答えしましたが、今回の減額分につきましては、宮古島市建設工事設計変更要領第3条第4項の軽微な設計変更ということで、重要な設計変更により変更契約をした後、工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更、または設計図書、これは特記仕様書であるとか工事打合せ簿等でですね、実施数量の精算変更することが示されている設計変更該当するものとの規定を適用しまして、工事の進捗における各工種の設計図書の変更に伴う数量の増に充てたということでございます。

◎上里 樹君

ただいま説明がありました、これは計算書を私もいただきましたけども、この計算書では今挙げた土工や鉄筋や型枠や建具、塗装、仕上げユニット、これを合計しても2億2,000万円には足りませんよね。残りの4,600万円、これはどこに使いましたか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

残りの差額の件なんですけども、これについては、先ほど挙げたものは主な工種の増額分に充てたということでございまして、その他にも幾らかありますし、最終的には消費税、それから請負率を考慮した額でとなっております。

◎上里 樹君

消費税や請負率をとおっしゃいますけども、2億2,000万円の詳細な計算書、この資料の提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

ご質問いただきました詳細な全ての工種に割り当てた金額、請負率を掛けたやつというものを、ちょっとまだそれについては作成をしておりますので、後日作成してお渡ししたいというふうに思います。

◎上里 樹君

大変重要なものになりますので、ぜひ早期にお願い申し上げます。

それで、土工や鉄筋や型枠や建具、塗装、仕上げユニット、これはいつの時点で工事は行われたのでしょうか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。



(休憩＝午前11時30分)

再開します。

(再開＝午前11時30分)

◎総務部長（宮国泰誠君）

これは、先ほど申し上げましたけども、大きな大規模な設計変更の後に実施数量等々が工事打合せ簿であるとか、そういう中で増額変更とかされておりますので、これは工事の進捗における各工種の設計図書の変更による数量の増に充てたということでございますので、先ほどもお答えしましたけども、令和2年10月の精算設計後に発注したというわけではございません。

◎上里 樹君

いわゆる主な工事に増額をしたわけですね。その主な工事の増額の理由をお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

増額の理由ということですが、これはその時々、やはり大きな工事でありますので、数量の変更等、それはもう当然現場監督と調整を図りながら、打合せ簿で数量を確認しながら、その増加分に充てたということでございます。

◎上里 樹君

この工事を行った時期も、支払い終わった令和2年10月以降に行ったわけではないとおっしゃいますけども、その都度その都度変更があったわけですね。その変更協議とか、そういうものたどれる資料、それをぜひ準備していただきたいと思います。

◎総務部長（宮国泰誠君）

変更協議書等についても資料として確認ができておりますので、要望とあらばご準備したいというふうにあります。

◎上里 樹君

そもそもこのような精算の仕方、これが今決算段階になってはっきり分かりましたけども、要するにこのような計算そのものが地域外労働者確保に関する国の通達や県の運用基準に反することのあかしだと思うんです。それを指摘しておきたいと思います。

③の地域外労働者の費用についてですが、国や県の運用基準では、工事竣工時に精算払いの変更とされており、したがって他の工事費用への設定変更は想定されていないと考えます。本市は、軽微な変更ということで他の工事に充てていますが、その軽微な変更の根拠についてお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

軽微な変更の根拠ということですが、宮古島市建設工事設計変更要領第3条第4項の軽微な設計変更のウに示す「重要な設計変更により変更契約した後、工期末の現地取り合わせによる数量の増減のみによる設計変更」という規定を根拠として実施しております。

◎上里 樹君

この市例規集のことで、軽微な変更という扱いをしたと言いますが、私はこの中では（5）の重要な設計変更該当すると思うんですね。設計変更による概算増減額の累計が当初請負代金額のプラス・マイナス30%以上またはプラス・マイナス9,000万円以上の変更を行うもの。ただし、当初請負代金額のプラ

ス・マイナス30%が100万円に満たない場合は、100万円以上の変更を行うものとする、これに該当する  
と考えます。2億2,000万円です。

さらに、第5条、設計変更の適用基準は、次の各号に定めるところによる。なお、設計変更は、やむを  
得ないものに限るものとする。さらに、追加工事は原則として別途契約するという定めもあります。

さらに、第7条では、第8条に規定する設計変更の手續に係る受注者との協議は、その必要性が生じた  
都度、主任監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認した上で、必要  
に応じて設計変更審査会にその適否を諮り、承認を得た後、書面により現場監督員を通じて受注者に通知  
し、了解を得るものとするという定めがあります。

そこで、このことに対する見解を求めます。

#### ◎総務部長（宮国泰誠君）

まず、先ほどから答弁をしております減額分については、土工、鉄筋工、型枠工等々に割り振ったとい  
うことでございます。確かに請負の10%の規定はございますが、これは総額が約66億円の建築工事一式と  
いう考えでございますので、その中から鉄筋工が幾ら、土工が幾らというふうにしておりまして、その基  
準の範囲内ということで、総額の2億円ではなくて、工種によっての10%以内というふうな考えで増額変  
更という形になっております。

#### ◎上里 樹君

納得がいきませんが、いわゆる地域外労働者の費用は、国や県の運用基準では支出実績に基づいて最終  
段階で精算変更する、このようにうたわれているんですね、運用基準で。そういった国の政策に基づく地  
域外労働者を確保する、そのための運用基準を守っておきながら、なぜそのようなことになるのか甚だ疑  
問です。これは、軽微な変更には該当しないと考えます。1億5,000万円以上は議決事項でもあります。ま  
ず、国や県の運用基準、これに照らしても、それに該当するものではないということ指摘しておきたい  
と思います。

次に、④、軽微な変更で地域外労働者確保の費用と変更、いわゆる今回の変更額8億5,000万円余り、こ  
れが出ていますけども、この工事費の合計額が2回目の設計変更額に一致することになっています。いわ  
ゆる5月8日に設計変更した金額ですね、8億5,000万円余り。ところが、これに一致をしていないわけ  
ですが、この件について現場監督や検査員の見解を求めます。

#### ◎総務部長（宮国泰誠君）

2回目の設計変更額に一致していないのではないかとというふうなご質問でございます。これにつきまし  
ては、現場監督員というのは週1回程度工程会議を開催しております。常に現場の状況を把握して、国及  
び県の運用基準に基づいて工事を執行してきております。

また、検査員も宮古島市工事検査規程に基づいて、完成図書を確認をしているところです。これはちゃ  
んと工程会議、打合せ会議等々実施されております。

地域外労働者の経費と実績の差額分につきましては、先ほど申し上げた主な増額分、土工、鉄筋工等々  
ありまして、直接工事費で1億7,450万円、これらを含めた直接工事費の増額分に諸経費及び消費税等を加  
算した金額が2億2,143万8,000円となりまして、当時の現場監督、検査員も問題ないという判断をしてお  
ります。

◎上里 樹君

再質問させていただきますが、運用基準どおりの概算見積りが受注者から提出されています。施工前の4月26日に実施計画書が提出されています。それに次のように明記されています。37業種に分けて地域外労働者が7万3,852人入る。それを月ごとの工事に分けて計算して、金額にして、これ税抜きですね、7億9,985万9,000円になるという数字が示されております。議会が議決した2020年、令和2年5月8日の臨時会、振興開発プロジェクト局長の答弁、金額が8億5,511万2,000円、税込みです、これは実施計画書と一致しております。しかし、財政課が提出した工事内訳書、この資料ですけども、この資料によりますと、1工区の変更前の金額が8億5,702万1,482円、これは税込みですね、含まれています。さらに、変更後の金額は6億3,500万892円となっていて、数字が一致しません。調べてみますと、2020年5月8日の臨時会での変更契約の議決時点では、電気機械設備工事は消費税10%で計算するように国の通知が来ているはずですが、しかし、財政課が提出した資料は、電気設備工事は消費税8%の計算になっており、10%と8%の振り分けがこの計算書ではされていません。ですから、数字が違って来ます。

そこでお伺いします。財政課の提出した資料によりますと、2019年、令和元年5月から2020年4月までの実績に基づいて実施計画の数字から実績報告書の数字を差し引いてあります。しかし、変更前と変更後で差額が出ています。2020年、令和2年5月8日の臨時会で議決した変更契約と金額が一致しておりません。財政課が提出した計算書は、これは虚偽ではありませんか。ご見解を求めます。

(「休憩」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午前11時46分)

再開します。

(再開＝午前11時46分)

◎総務部長(宮国泰誠君)

実績との数字がずれがあるというふうなご指摘でございます。先ほどから出ております財政課が提出した資料につきましては、私どもはちゃんと確認をして出しているつもりでございます。我々の説明が少し不足している部分もあろうかとは思いますが、この件についてはもう一度精査をして、数字を提示したいというふうに思います。

◎上里 樹君

ぜひ精査をお願いします。ここで数字を議論すると幾ら時間あっても足りませんので、この件に関して、いわゆる着工前の4月26日に提出された実施計画書の数字、7億9,985万9,000円、税抜きですね、要するに5月8日に設計変更を議決した金額と一致しますが、実績報告書の数字、これが変更前の税抜きの数字と皆さんの計算が一致しないんです。それは電気機械設備工事は、工事の最初から最後まで入っていて、金額が一番大きくなっています。その工事は、消費税10%で計算することになっております。振興開発プロジェクト局長の言う積算変更であろうと精算変更であろうと、この国、県の運用基準に照らして唯一言えることは、2020年5月8日の臨時会で変更契約をした時点においては、あくまでも変更対象項目に対する実績報告書に基づいてしか精算変更はできません。ですから、財政課が出した工事内訳書精算設計、

このような表現になっていることから、それが言えると思います。

精算設計より、まさに出してきたこのことが精算であり、設計変更だと考えます。この資料のとおり積算基準に基づいて精算した結果、この2億円余りの差額が出た。精算をしてから妥当であると認めるときに設計変更をすることに、国や県の運用基準はなっています。なのに、5月8日、工事着工前の支出実績のない領収書のない7万3,852人に金額にして7億9,985万9,000円、税抜きで、運用基準に反する議決をした。その結果2億2,000万円の減額の数字が出てきました。運用基準のとおり精算しておれば、このような数字は出てくるはずがありません。まさに運用基準違反、これを財政課の提出した資料が証明していると指摘したいと思います。

次に移ります。⑤、領収書と呼ばれるものは少なく、一括して宿泊費や食事費は下請業者へ支払い、一部を除いて一覧表のみが添付されています。市の現場監督や検査員は、規定にのっとり検査をしたのでしょうか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

現場監督につきましては、沖縄県の土木建築部が実施する営繕工事における地域外からの労働者の確保に要する費用に対する積算の運用基準に基づいて領収書等も確認をして、工事を執行しております。

また、検査員につきましても規定にのっとり検査をしておりますので。

また、その運用基準の中には、領収書については必ずしも労働者1人1泊ごとに分割する必要はなく、週、月単位の期間でまとめた領収書でもよいというふうに示されておりますので、まとめた領収書等を添付して支出をしているということでございます。

◎上里 樹君

宿泊費の上限7,037円、この夕食、朝食の扱い、宮古島市の運用は、特記事項でこれを定めていないのですよね。ですから、そのことに関しても非常に疑問を持ちますけども、この領収書がないことについて、国、県の運用基準では精算の際に支出を証明する領収書の添付を求めています。さっきそれはやらなくてもいいというようなことがありましたけども、この運用基準ではそれを証明する、これをつけることになっています。だから、膨大な量の領収書が必要なんです、一人一人の。これは、地域外労働者は物品に対する費用じゃありませんので、実際に動いた労働者の数を認定するわけです。ですから、この精算の際に支出実績を証明する添付が求められていますし、宿泊施設を建設しているとしたら、リース契約書などの添付を求めるべきだと考えます。食事費も領収書がありません。領収書は支払い確定になくてはならないものですけども、これに関して現場監督や検査員のご見解を求めます。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

宿泊費と食事費についてということですが、先ほども申しあげましたとおり、借り上げ宿舍あるいは食事なし施設等々いろいろその地域外労働者を派遣した会社の実情によりまして変わってくるとい

うふうに思っております。また、領収書の中で宿泊費と食事費を分けて記載をして、それを実績というふうな形で元請のほうに報告をしているということは確認できております。また、施設によっては何泊分、これが宿泊費が幾ら、食事費が幾らというふうな形での領収書等もちゃんと確認が取れております。

◎上里 樹君

現場監督や検査員はきちんと運用どおりやったということですね。しかし、そうはなっていないんですよ。地域外労働者対応の費用を設計変更で帳尻を合わせたかに見えます。私は、それを証明するために領収書を提示されていない合計額を調査して監査請求をいたします。

次に移ります。建設工事設定変更についてですが、1工区受注者に設計変更で電気機械設備工事を発注していますが、市例規集にある建築工事設計変更要領に基づいて変更作業は行われたのでしょうか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

電気機械設備工事につきましては、宮古島市建設工事設計変更要領第8条の重要な設計変更の手續に基づいて設計変更を行っております。

◎上里 樹君

次に移ります。検査担当は、工事変更協議書、市指名委員会の審査伺、現場打合せ記録等、これらの書類を確認したのでしょうか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

検査員は、当然ながら宮古島市工事検査規程第10条に示す「検査員は、工事請負契約書及び設計図書その他関係書類に基づいて、実地に検査を行わなければならない」というふうに規定をされておりますので、それにのっとりまして検査を行っております。確認をいたしております。

◎上里 樹君

時間もありませんので、先に進ませていただきますが……失礼しました、見解を述べておきたいと思えます。まず、この庁舎建設工事というのは、建設資材が高騰して、労働者不足の中で人件費も高騰する、宮古バブルと呼ばれる中で、市民は収入増えないのに家賃の引上げでアパートを明け渡し、引っ越しを余儀なくされるなど、市民の基本的な衣食住に関わることが脅かされる中で進められました。しかも、100億円を超える公共工事を1者が独占して進めるという、地元企業育成の視点のかけらもない工事の発注です。私がこのような建設工事にこだわる理由は、コロナ禍の中、このような税金の使い方でのいいのか、そういう思いからです。コロナ禍の下で、国の膨大な借金と税収の落ち込みはリーマンショックの比ではありません。最大級の世界的な災害に見舞われています。新しい政治経済、社会の在り方が問われています。今後交付税の総額、これが縮減されたとき、宮古島市の将来を見越した財政運営と公共工事の在り方、各種事業の在り方も問われていると考えます。以上を述べて、次に移ります。

3の陸自配備についてです。陸自ミサイル配備について。①、住民説明会の開催について、市として防衛省へ要請していると思いますが、それに対して防衛省からどのような回答が来ていますか。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

市の防衛省に対する住民説明会の開催についての要請についての防衛省からの回答についてでございます。沖縄防衛局からは、「市民一般向けの説明会の開催は予定しておりません」との回答が8月13日付で寄せられております。

◎上里 樹君

非常に誠意のない回答だと思います。宮古島市への陸自配備が計画されて、市民への説明会が開催されたときと、現在は情勢が大きく変わっています。自衛隊の軍事演習も、アメリカに加え、オーストラリア、イギリス、韓国軍、これらと共同で行うなど、その規模と装備の増強は目をみはるものがあります。近々史上最大規模の全国を網羅した10万人規模の軍事演習の計画が進められていることが分かっていますが、そこでお伺いします。

②、当初の陸自配備の説明会と防衛計画の内容は大幅に変化しており、現状に即した説明がぜひ必要だと考えます。ご見解を求めます。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

弾薬の搬入を含め、自衛隊施設や部隊配備、装備に関することについては、国の責任において説明がなされるべきものと考えております。これまでも沖縄防衛局に対して住民からの理解が得られるよう、丁寧に説明するよう求めてきたところでございます。

◎上里 樹君

時間がありませんので、まとめたいと思います。

まず残っている、造らないと言った千代田の弾薬庫の撤去を求めるべきだという見解ですけれども、これも含めて国保について、大野山林内のひょうたん池について、まだ残っていますけれども、時間がない中で、まず千代田の弾薬庫、これは造ってはならない場所に造られてしまったという問題があります。陸自が火災標識でまず設置している最大級の弾薬対応の第1群、そして第2群の標識が設置されているからです。陸自の火災時の対応を明記している「達」と呼ばれる中には、第1群と第2群は火災時に600メートルの避難退避を定めております。周辺には民家が150メートルしか離れていません。これは、千代田だけではなく、保良にも言えることです。住民の命と暮らしを守る観点から、市長は撤去を求めるべきです。

次に、国保についてですが、高過ぎて払いたくても払えない、そういう国保の滞納の問題ですけれども、滞納整理に当たってはぜひ市民本位でしっかりと相手と声かけをしてやっていただきたい。そして、全ての世帯に保険証を郵送で行うべきだと。コロナ禍の中だからこそ、命を守ることを第一にすべきだと考えます。保険証の通知、命のよりどころですので、ぜひそのような対応をお願いします。

ひょうたん池については、次の機会に委ねます。

◎議長（山里雅彦君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時03分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

新里匠君から資料を配付したい旨の申出がありますので、議席に配付してあります。

◎新里 匠君

6番、新里匠です。通告に従いまして一般質問を始めてまいります。

昨日から動物愛護週間が始まりまして、日曜日と今日ですね、宮古島市が殺処分ゼロというところの報道がなされておりました。それですね、この殺処分ゼロの報道によると、ボランティアの存在が大きく関わっているということですね、地元新聞2社が報道しておりました。このことはですね、相当世界的に見ても動物愛護が結構叫ばれていて、やはり飼い始めた動物は最後まで飼うと、自宅の中で飼う。そして、外に飼うのであれば避妊治療するということをやっけていかないといけないと書いておりました。それですね、この動物愛護団体にですね、新聞に宮古島市が殺処分ゼロということで、これアピールしているということなんですね。やはりそれをお任せしているわけですから、ぜひ宮古島市も応援をしてほしいということを思います。

その中でですね、ちょっと心配なこともあります。地域住民とのトラブルがあるということをお聞きしておりますけれども、これはやはりそういう地域のトラブルというものをすることによって、殺処分ゼロに貢献してきたボランティア団体の実績が弱くなる、薄くなるということですね、ちょっと不幸なことだと思っておりますから、ぜひ市のほうにはその支援をしていただきたい。この支援していただけるかどうかだけ、答弁をお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

地域でといいますか、市内で動物愛護の取組をしている事業所に地域とのトラブルがないような支援ができないかということでございますけれども、その事業所は市内で確保した野犬を保健所からもらい受け、事業所で捕獲した野犬を市に登録し、狂犬病注射をし、主に島外の新しい飼い主に引き取ってもらっていると、そういう活動をしているということでございます。大きな貢献をしているところでございますので、市としても何らかの支援ができないか検討してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

ぜひ地域のトラブルですね、押さえながら、支援をしっかりしていただきたいと思っております。

続きまして、港湾行政に行きたいと思っております。今トゥリバーのほうでマリナーの建設が行われておりますけれども、その敷地を占有することについてはですね、地元優先はできないかお伺いをいたします。

◎建設部長（大嶺弘明君）

港湾施設内の占有に当たっては、地元を優先にするべきでないかのご質問でございます。トゥリバー地区マリナー施設の契約者につきましては、これまでトゥリバー地区マリナー係留施設使用募集要項において、申請者の現住所を特に制限することなく受け付けている状況でありまして、今現在宮古島市外の方も契約者としております。ただし、申込みの際に現住所が宮古島市外の申請者に対しましては、宮古島市内に住所を有し、現に居住する方を必ず共同使用者として申請することとなっておりますので、宮古島市外の方が単独で申請するというようなことはできないこととなっております。

◎新里 匠君

共同使用すると、島外に住んでいても大丈夫だということですが、この予算というのは当然裏負担もあるわけですね。それは宮古島市の市民も相当関わっている税金でありますから、これは実質的に税金払っている方々が優先されるべきだと思いますけれども、市長、どう思いますか。

◎建設部長（大嶺弘明君）

現在は、マリナー係留施設募集要項に基づいて宮古島市以外の方も使用させているという状況であります。今新里匠議員がおっしゃっているように、そのような声もいろいろと寄せられておりますので、このことについてはいろいろ検討していきたいと思っております。

◎新里 匠君

建設部長、検討結果については早急にお答えいただきたいと思っております。計画もあると思っておりますから。

続いてですね、地域振興について。観光負荷解決のルールづくりとその体制についてということですが、先日保良のパンプキンホールの話もあって、2週間ほど前には池間島のマッコウの木が伐採されているという話もありました。最近佐和田の浜へ海を見に行ったんですけども、その中で地元の漁師が話をしていたんですけども、佐和田の浜でもジェットスキー等が漁をしている上で走り回っているという話がありました。これについては、市長も前浜のほうである方に声をかけて、そういう話をしたということも聞いています。

それで、やはりルールづくり、これは必要じゃないかなと思っております。これが画一的なルールづくりではなくて、その地域に合ったルールを策定するべきだと私は思っております。その点について当局の考えをお伺いいたします。

◎観光商工部長（上地成人君）

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現在観光客数は大幅に減少しておりますが、終息後は回復が見込まれます。コロナ前は、大型クルーズ船が年間100回以上寄港するなど、オーバーツーリズムとの報道が新聞で報じられており、道路やスーパーの混雑など、市民生活にも影響が出ておりました。

第2次宮古島市観光振興基本計画では、2028年度の目標として年間入域観光客数を200万人に設定しております。目標に向けた前提といたしまして、環境、住民に配慮した持続可能な観光振興を図る必要がございます。今後宮古島市観光推進協議会におきまして、持続可能な観光地づくり、それに関するルールづくりなどを検討していかなければならないと考えております。

◎新里 匠君

観光商工部長、まさにその持続可能な管理というところは必要だと思っておりますから、ぜひですね、地元を利用しながらルールづくりをやっていただきたいなど、地元のお話も聞いていただきたいと思っております。

続きまして、地域からの要望に対する取組についてというところですが、サバオキガの災害復旧事業についてはですね、これまで幾度と要望して、1,200万円の予算が今年度について工事発注もされておりますけれども、これ1,200万円ではですね、あの崖はできません。この工法について、前回と同じ工法をされているように思っておりますので、これはもう一回、桁が1つ違うような気がしますから、ぜひ検討をお願いをしたいと思います。発注されている段階でこう言うのも申し訳ないですけども、これは再度現場を見ていただいて、検討のほうをよろしく願います。答弁は要りません。ありがとうございます。

続きまして、長浜、佐和田の排水路の維持管理業務についてですけども、これは昨年の6月に要望を



しました。これまだやっていないんですよ。これ真剣にやってほしいと思いますよ、私は。これは私も一緒に当時の部長3人、一緒に現場へ行って、やるという話をしてくれましたよね。台風の際の写真も見せて、水浸しになっているのも見せましたよ。これ再度私がここで質問をするということ自体がおかしいことなんです。ぜひお願いをしたいと思います。これは要望ですから、答弁要りません。

続いて、1番、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。すみません、番号ちょっと変わるんですけども、市長は選挙公約で市政刷新とうたって、その中で情報開示をたくさんやるんだと、そして透明性のある行政運営をするということをおっしゃっていました。

それに関連してお伺いをしていきますけれども、まずは入札についてやっていきますけれども、今お配りした資料なんですけれども、これは本市の建設工事の指名状況です。業務のほうは入れておりません。これ見ると分かるんですけれども、多いところは13回、少ないところはゼロ回、この表には指名を受けた業者のみ入れておりますから、当然最小値は1になっておりますけれども、ゼロのところもあります。左の欄を見てほしいんですけれども、この5回、6回以上、その中段から8回以上という業者が20業者ぐらいいるんですよ。最高が13者。11、11、10、10、10、10、9、その右の段に行くと5回、その右の段、3回、2回、1回、これは市長は、私が事あるごとに平等であるべきだという話をしてですね、この選挙によって市民の生活が変わってはならないということをおっしゃっていただきました。けれども、こういう状況になっています。これは、誰の指示ですか、答弁をお願いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

誰の指示かというご質問でしたけれども、業者指名につきましては担当課から入札執行依頼を受けて指名選定委員会を開催し、その業者の選定を行っているところです。これについては、要綱、手持ち工事等を勘案して選定委員会において決定をしているところです。

◎新里 匠君

ただいま選考委員会を開いて、手持ち工事も勘案してという答弁がありました。これ本当ですか。この中には、もう既に2件以上取っている業者もいるんですよ。それなのに指名を受け続けている。これは、平等だと言えますか。市長、どう思いますか。答弁ないんだったら、要らないですね。率直にこの回数見て、総務部長、どういう感想を持たれますか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

確かに多い業者で13業者、そしてまだ指名を受けていない業者というのも確かにいらっしゃいます。これについては、我々としては年間を通して平準化といいますか、平等に受注機会を与えていくというふうな考えを持っておりますので、この時点ではそういうふうな数字になっておりますが、去年、一昨年ゼロの業者とかもありますので、そこら辺りは考慮していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

お願いします。指名選定委員長は副市長ですよ。副市長、そこら辺把握して、平等性を持ってやっていただきたいと思っております。大丈夫ですか、お願いしたいんですけど。答弁をお願いします。

◎副市長（伊川秀樹君）

ただいま総務部長からご説明ありましたけれども、少し繰り返しになりますけれども、選定に当たりましては建設工事指名業者選定委員会の要綱の基準、手持ち工事、そこら辺を踏まえてやってきておりますの

で、これまでも公正、公平な指名を行っているものと考えております。

今の新里匠議員のご指摘等については、いま一度要綱ないし基準等、これまでの経緯を踏まえて疑念の持たれないように改めて考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ◎新里 匠君

これを平等だと言ったら、これからも変わらないですよ、こんなのは。平等ではないでしょう、誰が見ても。みんなに配っているんですから。

次行きます。次は、この工事の落札に係るもの、要素の、その出来上がり方というものを話をしていきたいと思っておりますけれども、資料を読んでください。工事価格は次のように算出されます。また、それぞれが決まる要素は、横の説明のとおりです。工事価格は、直接工事費プラス共通仮設費プラス現場管理費プラス一般管理費で、その和になっております。そして、そのうちの共通仮設費、現場管理費、一般管理費を諸経費とって、諸経費は直接工事費が決まればそれぞれの工種を選ぶことによって、それに対する率が決まってきます。このとき諸経費の中の条件というものが存在をします。つまりですね、直接工事費が決まったら、おのずと工事価格は決まります。下のほうに書いたんですけれども、例えばある工種において直接工事費が5,000万円だとすると、諸経費の地域区分による補正をなしと入れます。現場環境改善区分をなし、契約保証をなしという条件を選ぶと、次のように工事価格が算出されます。直接工事費5,000万円、共通仮設費465万円、現場管理費1,707万2,000円、一般管理費1,173万8,000円、工事価格が8,346万円となります。これはあくまでもサンプルの工事を私がつくっています。

次に何をするかというと、最低制限基準価格を算出をします。最低制限価格は、最低基準価格に係数の0.996から1.005を掛けた値になります。前に出した直接工事費を並べて、そして掛け率というものが変わってきますので、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれ1、0.9、0.8、0.7、それを乗じたものを足すと、これが最低制限基準価格というものになります。この最低制限基準価格に、下の表なんですけれども、係数1から10の0.996から1.005を掛けると最低制限価格ができます。入札において、この係数がどの番号になるかによって最低基準価格は決まります。逆を言えば、この係数が1つ決まるまではですね、最低基準価格が10通り存在をします。その数値がこの係数1から10までの最低制限価格です。

1、その工事を入札するに当たっては、直接工事費を算出する。そして、工種を選んでその条件を選択して諸経費を算出して工事価格を出す。3番目に、工事価格の要素に、それぞれ決まった掛け率を掛ける、それを足せば最低基準価格になる。そして、4番目に最低基準価格に係数0.996から1.005まで掛けて最低制限価格の表を作成し、その中から投函金額を決定し、入札をします。そして、運よく選んだ番号に決まれば、晴れて落札となります。

これで最低制限価格を今示したとおりですね、1円単位になるものがあります。これうそみたいな話なんですけれども、1円単位になる金額で落札することはあります。どんぴしゃになる方法が3つあるんですよ。1つ目は、何億光年分の1ぐらいの確率でまぐれで当たること。2つ目に、直接工事費を完璧に行って、算出してですね、工種選択、その中の条件選択を完璧に合致させることにより算出する、これが通常のやり方です。しかし、直接工事費の中に業者が出すような見積りによる単価採用が多くあった場合は、それが発注者から示されていない場合は合致させるのが困難です。3つ目の方法としては、ソフトに公表価格を打ち込んで逆算させる方法があります。この逆算をする場合でも、諸経費は完璧に選択しない

と合致はしません。諸経費については、役所で確認できますけれども、役所がうその情報を与えた場合は逆算は不可能であります。そして、逆算しても直接工事価格の範囲があって決まらない場合もあります。もう一つ、逆算がうまくいかない方法がほかにもあるんですけれども、工事価格を構成している要素、直接工事費、共通仮設、現場管理費、一般管理費を担当者が変えている場合は逆算はできません。これももう率で決まっているものを率を動かしてしまったら、これは逆算は不可能なんです。逆算ができないということは、数字が変わってきますから、最低基準価格が1円に収まることは絶対にありません。

さらに、上記によらない方法で算出することができます。これはどういう方法か、分かりますか。これは、最低基準価格の計算をしないことです。皆さん、おかしいですよ。さんざん計算を今までしてきたようになるよと、根拠はこうだよと言っておいて、計算しなくても最低制限基準価格を分かる方法がある。どういう方法かという、それは知っている人から聞くことですね。これを世の中では官製談合と言いますよ。このようなことが起きる可能性があるのは、入札メンバーが著しく隔たった場合ということになります。お互いの情報を知りながら、それで例えばいろんな方法で基準価格を聞いて、そういう話の方向に行くわけですよ。そして、度が過ぎるとくじ引にも細工をしたりして、落札が思うがままになると。これを入札の妨害と言います。

このように指名の隔たりは競争を著しく阻害して、公共の利益に反することにつながります。こういうことはあってほしくないんですけれども、こういうことは市長、あり得ますか。宮古島市の中であり得るかかどうかだけお答えください。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

今そういう官製談合ということは、私はないという確信を持っております。私は、これまでも入札においては、宮古島市のいろんうわさも聞いたことはありますし、同一札が落ちたというようないろんな話も聞いたことはございます。ただ、私は、政治によって競争入札が偏ってはならないと、分離分割発注、受注の機会を公正にということをもットーにしておりますから、今後とも、先ほど申し上げているような指名の偏り等も含めて、気がつけば、ちょっとスパン長く見れば平等という形に落ち着くべきものだというふうに思っております。

入札価格の説明をいろいろとされておりましたが、私が技術屋の端くれとしてこれまでやってきたことからすると、最近の入札制限価格に対する宮古島市の落札額というのは極めて近いなということで、少し勉強させてもらいましたけれども、今おっしゃるように、直接工事費が決まって、指定仮設とかというようなことがなくて、全てが率でカウントされるようなことであれば、予定価格を示されれば逆算して、先ほどおっしゃった0.05のスパンでの差ですか、そういう逆算で、なるほど計算できるパターンもあるのかなというようなことから考えると、最近は相当合理化されているなという思いはあります。そういう面では、もう少し勉強せんといかんのかなと思いますけれども、もっと本来であれば技術力等々を含めて、それが予定価格、入札価格に反映されていくというような技術力のアップがあって、やっぱり入札というものも参加してくるということが一番好ましいかなと思っております。

#### ◎新里 匠君

総務部長、先ほど議会始まる前に諸経費の確認が業者からあったかという質問を投げたんですけれども、その答弁下さい。

◎総務部長（宮国泰誠君）

新里匠議員から質問のあった件については、担当課に確認しましたところ、そういう確認はなかったということでございます。

◎新里 匠君

今、諸経費の確認があったかという質問をしました、条件ですね、聞かないと。だけれども、一致を失っている可能性があるものがあると指摘をしておきます。

先ほども言ったんですけれども、うわさという話がありました。今ちまたではどういううわさがあるかという、市長よりも偉い方がいて、元議員とか元議員とかがいて、それらを牛耳っている方がいるといううわさがあります。そういううわさはですね、あくまでもうわさですけれども、これはそうならないように、うわさとかにならないように、やはり公正、公平にしてもらいたいなと思っております。

続きまして、採用の件に行きたいと思えます。先日兼島方昭部長は、採用は自分の進言によるとおっしゃっていましたが、それで間違いはないですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

間違いありません。

◎新里 匠君

それでは、部長の進言を受けてですね、市長はそれをよしとして採用に踏み切りましたか。答弁をお願いします。進言によってやったか。

◎市長（座喜味一幸君）

上水道の件ですが、やはりトータルは技術的にマネジメントしていく、ちゃんとした資格を持った人が大変必要だという話、それから退職も含めて安定的にこの技術者をしっかりと担保しておくというのは上水道の企業経営にとって大変重要、私もそう思っております、経験年数のしっかりした資格を持っているということで、私もそのとおりだということで採用に踏み切りました。

◎新里 匠君

先日市長は、民間から役所が技術者を引っ張っているなどなど全国的になって、技術者が少なくなっていると、そして実務経験が必要な技術者を試験ありで確保するのは難しいという答弁をしました。これは、この実務経験というところに重きを置いたと思うんですけれども、上下水道部にいるその技術屋の実務経験は、これは実務経験とは言わないんですか。上下水道部長、お答えください。実務経験の話です。

休憩をお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時04分）

再開します。

（再開＝午後 2 時05分）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

やはり職員で採用となって、それが例えば 5 年、10 年として経験を積み、当然経験年数とはなると思っています。

◎新里 匠君

そうなんです。これは、役所の経験も立派な実務経験になりますよ、市長。

次なんですけれども、今回選考採用された方から履歴書、健康診断書、資格証明書の提出はされていますか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回採用された職員の資格証明書、修了書等々確認をしております。

◎新里 匠君

その方を職員にした基準は何でしょうか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の選考による採用につきましては、水道事業の運用に必要不可欠と水道技術管理者の資格を有する職員を採用いたしました。これは、宮古島市水道事業職員の任用に関する規程に基づきまして採用したところでございます。

◎新里 匠君

この水道技術管理者というのは、今宮古島市にはいらっしゃらないということですか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

現在水道技術管理者、上下水道部には4名在籍しております。

◎新里 匠君

それでは、この職員は、今は何の業務をしていらっしゃるのでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

1名は水道施設課長で、現在水道部技術管理者を行っております。もう一人は水道総務課長……

（何事か声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

本人はどの係かということですか。

（何事か声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

ちょっと休憩をお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時09分）

再開します。

（再開＝午後2時09分）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水道技術管理者の仕事……現在は水道工務課のほうで勤務しております。資格者の仕事ではないです。

◎新里 匠君

ということは、この人は水道技術管理者だからとって、今その仕事をしているわけではないということでした。先ほど総務部長にお聞きした基準は何ですかというところにおいてはですね、これは採用の基

準というのがありまして、その中にですね、欠員の職を補充することが困難なとき、または部内のほかの職員との均衡上、特に必要があると認めるとき、その他人事行政の運営上、支障を来すおそれがあるときには、市長は別の選考の基準を定めることができるということがあって、その規定に基づいているのかなと思って一応確認をしました。

続いて、その職員の最終学歴を教えてください。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時11分）

再開します。

（再開＝午後 2 時11分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

その方の専門学校、那覇日経ビジネス工学院ユニバーサルビジネス科の卒でございます。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時11分）

再開します。

（再開＝午後 2 時11分）

◎新里 匠君

総務部長、この方は、いつ宮古島市役所に会計年度任用職員として入りましたか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

当該職員については、今年の5月からの任用職員ということでございます。

◎新里 匠君

3か月、4か月ですか、4か月で本採用になったと。そこでお聞きをしますけれども、上下水道部には臨時職員、ほかにもいるかなと思ったんですけども、その方々の技術よりは今回採用された方の技術が上ということなののでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

技術が上とかという話なんですけど、当然そういった水道技術管理者の資格を得ているわけですから、技術、知識ともあるものと思います。

（何事か声あり）

◎議長（山里雅彦君）

静かに願います。

◎新里 匠君

あるものと思うと、部長は断言ではなかったかなと思っておりますけれども、それぞれの技術の習得度があるということで理解をしますけれども。

続きまして、宮古島市職員の任用に関する規則の第1条、この規則は地方公務員法、以下「法」という

というところの第15条及び第17条の第2項の規定に基づき、職員の任用に関し、必要な事項を定め、もって適正な人事行政の確立を図ることを目的とするとありますけれども、それは何を示しているかということですね、人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は競争試験または選考によるものとするということが、これが第17条の2で、任用の根本基準というものは第15条、職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他能力の実証に基づいて行わなければならないと思います。

実証をしないといけないわけですがけれども、先ほどその実証はやったんだと先日から話をしていますから、ほかの臨時の方よりも技術が上だという、ある一定の部分で上というところの話を答弁してもらいましたけれども、今回の採用は、宮古島市のどの条例によりなされましたか。私の考えるところによると、宮古島市職員の任用に関する規則、そしてもう一つ、宮古島市水道事業職員の任用に関する規程、公務員法も含めて、このことによると思っているんですけども、見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

職員の任用につきましては、今新里匠議員がおっしゃられたとおりでございます。

◎新里 匠君

もう一個聞きますけれども、第5条において、前条に上げる試験は、これは水道事業職員の任用に関する規程の中でですがけれども、宮古島市職員の任用に関する規則第7条によるものとし、同規則の試験委員に競争試験の事務委任をすることとするとありますけれども、これに間違いはないですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時16分）

再開します。

（再開＝午後2時18分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

選考による試験委員会への事務委任を行ったかどうかということですか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後2時18分）

再開します。

（再開＝午後2時18分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

失礼しました。宮古島市水道事業職員の任用に関する規程及び宮古島市職員の任用に関する規則に基づいて採用を行いました。

◎新里 匠君

総務部長、私は採用試験のこの質問をしようと通告を出しているわけですよ。それを規定するのがこの2つプラス公務員法の規定ですよ。これを聞かれて、つい最近ですよ、採用された案件に関してですね、確認しないと分からないというのは、私は分かりませんね、これは。

続いて行きますけれども、これは総務部長か、企画政策部長か、福祉部長か、生活環境部長か、農林水産部長か、建設部長、観光商工部長かにお尋ねをしますけれども、今回試験委員会はいつ持たれましたか。どなたでもいいです。企画政策部長、お願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時20分）

再開します。

（再開＝午後 2 時20分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の選考採用についての試験委員会は開催をしておりません。

（何事か声あり）

◎新里 匠君

副市長にお尋ねします。同じ質問をします。試験委員会は、いつ持たれましたか。

◎副市長（伊川秀樹君）

総務部長の答弁のとおりでございます。

◎新里 匠君

ということは、これは次の質問ですね、試験はいつ行われたかと、その内容は何ですかという質問を用意していたんですけれども、当然試験委員会がないので、その内容はないという解釈でよろしいでしょうか。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時21分）

再開します。

（再開＝午後 2 時21分）

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の選考採用につきましては、8月26日に私と副市長、2人で面接をしたということでございまして、9月1日付で採用いたしました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時22分）

再開します。

（再開＝午後 2 時22分）

◎新里 匠君

総務部長、これですね、これは総務部長と副市長が行ったという話なんですけれども、その人とも会ったこともないのに、どういう試験をするのでしょうか。本当に疑問ですね。



この試験の公告なんですけれども、要は公告をしたのがいつ、どのような手段で行われたかというのを確認したいんですけれども、先日、これはやっていないという答弁だったので、それでよろしいかどうか確認をお願いします。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の採用についてですね、せんだってご答弁いたしました、職員間のグループウェアという中での情報共有を図りましたが、マスコミへの周知という部分では失念したということでございます。

◎新里 匠君

総務部長、これは終わってから職員の共有しているやつに送ったということじゃないですか。ですよね、今。公告をするのは、これは決める前ですよ。やらないといけない。条例に書いていますよ。

（「そうだ」の声あり）

◎新里 匠君

次行きます。この採用なんですけれども、どういったものから選んで採用されたんでしょうか。採用候補者名簿は作成いたしましたか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の選考採用につきましては、現場からの推薦もあったということで、採用候補者名簿については作成をいたしておりません。

◎新里 匠君

推薦であれば、この名簿を作らないでいいという規定はどこにもございません。これは、年度途中でやる採用をこういう組立てもしないまま、本当にやったんでしょうか。

次へ行きたいと思っておりますけれども、るる今確認をしてきた事項ですけれども、これですね、名簿の未作成は宮古島市職員の任用に関する規則違反です。そして、試験委員会未実施は、同じく宮古島市職員の任用に関する規則違反です。私は、今採用された本人のためにも、本当に必要であれば、採用を取り消して、再度手順を踏むべきだと思っておりますけれども、総務部長のお考えをお聞かせください。

◎総務部長（宮国泰誠君）

今回の選考について、いろいろと新里匠議員のご指摘も受けましたので、そこら辺り、もう一度県の人事委員会等々確認をしまして、是正の必要があればそのような方向で検討したいというふうに考えております。

◎新里 匠君

上下水道部長が推薦をして、総務部が採用するという流れになっておりますけれども、これ市長は分からなかったんでしょうか。市長、答弁をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

詳細な手続等は存じていませんが、基本的には総務部長、副市長含めて、履歴、経歴、そしてやる気のあるところなど、いろいろと行政に対する意見交換で、しっかりと本人との意見交換をしながら選考して、優秀だというような報告を私は聞いております。手続等につきまして、るるご指摘のところは改善をしながらやっていかんといかんという思いであります。

◎新里 匠君

市長、これ簡単に改善で終わらせたなら駄目ですよ。調査委員会を確実に開いて、これは確認するべきです。こんな不透明な人事がある一定の幹部の間でやられている、それで9月1日に発表されている。どういうことですか、これ。

私は、選考採用については、これまで議員に当選してから3回ほどやるべきだというふうに主張してまいりました。これなぜかというのですね、市役所に入って会計年度任用職員を何年もやってですよ、上司に好かれて、そして仕事が認められて、けれども年齢の制限とかですね、そういう壁にぶち当たってですよ、それでも宮古島市の市民のために一生懸命仕事をして、この人がいないと駄目だというぐらいの職員がいっぱいいるわけですよ。その方たちがですよ、今回の件を見て、要はこれまで選考採用が難しいだろうなというところを心のよりどころにして頑張ってきた。だけれども、3か月で採用された人がいる。これは、どこに心のよりどころを置くんですか。もうすぐあしたからでも辞めますよ、だから言っているんです。そう思いませんか、市長。

こういうことができるのであれば、本当に広く公募をして、各部のどうやったら選考採用でも入れるかという規定をつくって、ルールをつくって、入れてあげましょうよ。

(「そうだ」の声あり)

#### ◎新里 匠君

もう一つ、本当に言っておきたいのが、この採用された方の将来にわたる心のわだかまりを取っていただきたいんですよ。このままだと、10年たっても20年たっても、この方は心の中にこういうことがあったと絶対思いますよ。これは、一回ゼロに戻して、しっかりと採用をやり直すべきだと思っていますけれども、それについて答弁をお願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

新里匠議員のご指摘も含めて、はや7か月になろうとしておりますけれども、やはり市の職員のモチベーションを上げるということは大変重要なことと思っております。もう一点は、県を含めた、国を含めた人事の交流等でしっかりと人材をいろんな部署を経験させるということが大事、それから研修等を含めてしっかりとやらなければならないなということ。それから、先ほど新里匠議員が提案した任用で頑張っている職員、それにチャンスを与えるべきではないかというご提案等々含めて、やはりその辺はしっかりと弾力的にして、本当にいい人材というものを育てていく、そして行政サービスを高めていく、そういうことはいろいろと考えているところであります。

#### ◎新里 匠君

政治公約の中では公明、公正な行政運営をしていくと言って、先ほどの指名の問題も、今回の人事の問題も、これは本当に達成されていないし、やる気あるのかなと疑問にさえ思ってきます。なので、しっかりと私たちは調査委員会でも立ち上げて、これは有力者などなどの推薦があつたりしてということも聞いていますから、だからあえて言わなかったんです、これは。なので、これしっかりと調査をしていきたいと思っております。

私の1期目の一般質問も今日でひとまず終わりということでもありますけれども、本当にいろんなことがありました。最初何も分からないままで先輩方のことを聞いたり、職員の皆さんにいろいろ教えていただきながら、どうやったら宮古島市をよくできるかという部分を常々考えてまいりました。そして、市民の

ために何ができるかという部分を思っただけで、次回、もしまたご提案をされるような状況になればですね、また一緒に宮古島市のネクストビジョンを描けるようにですね、こういう指摘のような質問じゃなくて、夢のある一般質問をこれまでモットーとしてまいったので、ぜひまた次回は明るい一般質問にしたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（山里雅彦君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

◎濱元雅浩君

よろしくお願ひいたします。一般質問最終日の最後ということで、長い9月定例会ではございましたけれども、明日でこれも終了となります。最後までお付き合いをよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思っております。市長の政治姿勢についてということであります。今新里匠議員からもあったように、明るい未来の宮古島というのがやはりキーワードになってくると思います。これからこの島がどうやって成長して行って、その先にどういう未来があるのか。これは今暮らしをしている私たちもそうですし、子供たちに何を残していけるか、それも含めて大きなビジョンというものを、ぜひともこれは島のリーダーである市長がこのビジョンを打ち立てて、それで島の経済、また外からの投資、これを牽引していく、それこそが私は市長の責務だと思っておりますので、今回この辺りを少し一般質問でやり取りできればというふうに思っております。

ここに書いてあるように、市長の描く宮古島2025ビジョンというものをお聞かせいただきたいと思っております。ここをなぜ2025年に区切ったかというのは、特別ないんですけれど、1期目が終わる、これからやられた市長職の結果というものが出るのがまず1つの区切り。もう一つ、私が気になっているのが、2025年に大阪で万博があるんですね。この万博というのがやっぱり次世代、将来に向けての環境だったり、脱炭素社会、よく言われるSDGsとか、持続可能な社会づくり、この辺りを表現する大きな万博になるというふうに考えているんですね。例えばそこと歩調を合わせて、そこで出てきた日本の企業、また世界の企業、多くの企業が実証実験というか、これを社会に転換させる技術を披露してくれると私は信じているんですよ。そういう新しいチャレンジ、そして地球に優しいというか、将来につながる技術を宮古島市でもぜひとも実証して行って、それを多くの市民、また子供たちが経験、体験することによって、新しい島づくりにまた活気が出てくるのではないかというふうに私のほうは考えていて、そのポイントとなるのがやはり2025年ではないかというふうに考えて、この2025というのを挙げております。

ということで、2025年はどんな島になっていますかというざっくりした質問ではございますけれども、現状市長のお考え、2025ビジョンをぜひともお話しいただければと思います。よろしくお願ひします。

◎市長（座喜味一幸君）

濱元雅浩議員にお答えします。

非常に語りたことが多くて、ちょっと絞りがねてはおりますけれども、まず宮古島、今コロナの真ただ中にあるということ、それは多くの社会の仕組みだとか、個人の自由だとかというものに対する大きな問いかけをしているんじゃないのかなというのが1つ。新自由主義というのがそろそろ変わってくる、その中における島の立ち位置というのは何なのだろうかというようなことを大分我々は考えなければならぬ。もう一つは、沖縄県と連携しながら、沖縄観光の魅力とは何ぞや、その中で宮古島の観光というの

は、なぜそこまで脚光を浴びているのか、一体宮古ブルーというのは何なのだ、そういう宮古島に対する多くの人々の興味をどう今後私どもは受け止めていくんだというような大きなテーマ等があるんじゃないかというふうに思っております。

しゃくし定規なちょっと答えになる部分もあるんですが、まず新型コロナウイルスの危機を乗り越え、感染対策がしっかりと整った安心、安全な島というのは、当面急ぐべきことであります。それから、市民の皆様が新たな生活様式、これはデジタル社会も含めて、安全な日々を取り戻し、健康で生き生きと過ごすとともに、生活も経済も豊かな島づくりに向けて取り組んでいかなければならない。そして、その中でちょっと絞って言えば、基幹産業である観光と農業であります。農業のいろんな戦略商品というものをターゲットにしながら生産を高めて、リーディング産業である観光と有機的に連携を進めていかなければならない。これは、一次産業から二次産業を含む六次産業という1つの有機的な仕組みをつくる、このことがより具体的には市民の所得に結びつかなければならないというふうに思っております。

特に観光という場合に、私たちはこの美しい海だとか、浜だとか、あるいは海岸線だとかというのを守らなければならない。また、この島にある地下水というものを持続的にしっかりと保存しなければならないというのを含めて、自然と調和したしっかりとした振興というものを丁寧に起こさなければならないというふうに思っております。

それでもう一つ、私は10%の所得向上というようなことを申し上げて、政策に掲げてあります。それは、私は10%という目標を掲げましたけれども、コロナの影響で少し日程的には遅れるかもしれませんが、宮古島にある農林水産物を加工していくという、物づくりという、そのことを持続的にいくこと、それが観光客も含めたお土産や、豊かな食材の提供や、そういうものを含めて小さい頃から、あるいは島全体から、宮古島にあるいろんな野菜類、海藻、海のものを含めて加工していくことをしっかりと持続していくこと、これは大きく農林水産業における戦略商品の絞り込みになるし、それを保存するという技術になるし、常に供給できる現在量を持っているということは大きな経済的な力になってきますから、そういうものを含めて加工していくという物づくりの技術を波及して、そういう方向でですね、しっかりと行政というものがこの4年間では旗振りをして、それぞれの部署で、あるいは小中学校、高校のレベルから、あるいは民間のレベルから、この宮古島の物づくりということを意識づけしていく。これが5年、10年たてば大きな誇りと経済力につながるものだというふうに思っております。

それから、先ほど濱元雅浩議員おっしゃったデジタル化の、やはり離島のハンデというものを克服できる状況でありますから、その辺の情報の格差というものをしっかりと克服できる環境というものをつくっていく。それがひいてはこの島の発信力となって多くの情報というものを集約できる、そういうまた基盤のつくりというのも大事。そういう中でやはり支えるのは人づくり、人材づくりだというふうに思っています。大きくは任期中には島のいいもの発見と、それを加工、物づくりしていくというような1つの流れだけをつくって、アリャーミンミャークというか、みんなが1つの食品加工とかというものにおいては一生懸命取り組んでいく、それが将来は大きな商品化となって経済につながるというような思いを持っております。

#### ◎濱元雅浩君

いろいろとテーマを挙げていただきました。全体からして、申し訳ないんですけども、何か……もち

ろん現在というか、足元というか、非常に大事だと思います。政治家としてぜひ、それも市長でありますので、現在の足元をしっかりと見て、未来に向けての夢を語るというか、正直言って市長が言ったことが全部できるわけではないというのは皆さん分かりますので。逆に言うと、ただそこでしっかりと夢というものを描いていかないと、成長の軸がやっぱりなくなってしまいうんですよね。

今のお話を聞いていくと、やっぱり物づくりとか人づくり、もちろん非常に大事ですよ、短期的にも長期的にも。じゃ、そのために施策というのはどういうふうなものがあるのかとか、それで成長した人づくり、人材がどのようにこの島で働き、世界に羽ばたいていけるのか、そういうために今何をやるべきかというようなことも、今後議論できる場面ではぜひとも議論していければというふうに思っております。

冒頭にありました新自由主義の話、私も新自由主義がどう展開していくかは疑問を持っているほうで、これからはやはり協調だったりとかということが大事になってくるとは思うんですけども、逆に今はもう本当に協調とか調和とか、そのような言葉で話されているのは国内経済だけでもない、世界全体だし、それを飛び越して自然含めた地球全体との調和をどうやって取っていくかというのが全体の課題になってくるとは思うんですよね。その中でこの宮古島が選ばれていく、あらゆる方がこの島を訪れていただける、そういう島づくりをぜひとも共にやっていければというふうに思っております。

そういう上ですね、現在、これ県の試算では平成29年までの数字として、宮古の島内総生産で1,643億8,800万円というのが平成29年で出ています。これを実績を見ながら、2025年にはどのぐらいの島の経済になっているのか、どのようにお考えか、それをお聞かせください。

(「ビジョン」の声あり)

#### ◎市長（座喜味一幸君）

ビジョンというようなことも、大変書き物ではいっぱい書いてありますけれども、1つはコロナ禍を私はぜひともV字回復に戻さなければならないなというふうに思っており、その可能性はあるんじゃないかというふうに思っております。100万人の観光客と想定した場合は1,650億円ぐらいになるんですが、10%ぐらいはもう落ちている。それをできればV字回復で、この4年間で回復させるために、何らかの準備をしなければならないなというふうに思っておりますから、GDP、県民の所得水準でいきますと、ちょうどチャラぐらいになるのかな、220万円足らずぐらいになるのかというふうに思っておりますが、コロナ対策のV字回復の準備をしっかりとしなければならない。そのためには、財政出動も含めていろんな工夫をしながら域内経済を早めに回しておいて、あと観光と連携していくというようなことをしっかりとしないといけないなというふうには思っております。

今の経済の状況の中で、特に私は10%の所得向上と連携して力を入れたいな、入れなければならないなと思っているのは、1つは建設業を中心とする生産額の、所得の話ですが、公共投資等については、建設業等についても年間を通して、ある程度の右肩上がりの安定した公共事業というものを生み出していく。そういうことによって建設業界あたりも経営が安定して、それが所得、賃金というような形で返せるような、労働分配率を何とか向上しなければいけないのかなという、1つそこにターゲットは絞っている部分もあります。

それから、小売業、卸売業、これが全体の8.5前後になっているんですけども、これは先ほど申し上げた観光との連携、それから地域の農林水産物等を含めた加工産業等々でお土産品等、あるいは食文化等の

レベルを上げるといふような形での工夫というもの、レベルを上げていくために政策誘導すべき部分があるのではないのかなというふうに思っております。

もう一点、宿泊業、飲食業界にちょっとターゲットを絞ってみますと、沖縄県の観光客1,000万人を超えた中で総括として出ているのが、観光業における非正規雇用の占める率であります。多くが非正規であるということと、観光業に従事する従業員の所得が平均所得を下げているというような数字が出ている。そういう意味でも、やっぱり年間安定して観光客が入るようになること、そういう観光業についても行政がある程度、閑散期においてイベントを打ったり、観光業界との連携の下で安定化を図ることによって賃金のアップというものを図る必要があるのではないかと、これはある意味で行政と民間との連携でやっていけるんじゃないかというふうに思ったりしております。

あと、農業のほうが極めて5%弱ぐらいなんですけれども、せっかくでありますから、サトウキビ、和牛、葉たばこ、そういうようなものから多品目の戦略商品等々をやはり広げていく。そして、それらが時として年間不安定な宮古島の5月までしか農作物がないというような状態ではなくて、急速冷凍や保存技術というものがもう確立しておりますから、年間を通して保存できるピューレとかというような状態で、ぜひ鮮度のいい保存のストックセンターというようなものから、災害や、あるいは材料の安定供給を図る、そういうものができてくれば、1つの本土向けへのマンゴー等々原材料の供給、それから島においてもいろんな海のもの、畑のものが缶詰になったり、干物になったり、あるいはいろんな食材として展開されていくというようなことが可能だというふうに思っております、この農業、宿泊、飲食の部分、これはしっかりと六次産業の連携の中で、行政主導で旗振りしなければならぬことかなというふうに思っております。

あと、そういう経済の基盤というものを徐々に構築しながら、海も守りたい、浜も、やはりごみのない浜であったり、海洋漂着物がなかったり、安全ルールができたり、午前中にも議論出ておりました地元の人たちが参加しながら神事だとか、漁業者だとか、これまでの習慣もある程度守りながら、安心、安全、地元とお客さんとのネットワークというんですか、調整ができながらの観光振興、これが大事だと思っております、観光にしても宮古島の人たちが主役であって、将来に向けて若者たちがしっかりと宮古島をリードしていけるような主役になっていく、それが大変重要だと思っております。

#### ◎濱元雅浩君

所得を上げていくというのは、私も同じように目標にしていくべきだと思っております。所得を上げるためには、やっぱり島の経済をしっかり回していくということで、それで総生産がどのぐらいあるといいのかなというところから入ってはいるんですね。

3番目にあった各産業をどのように捉えているかというのも、今お話しいただいたと思っております。その中で、その目標値としてどこを目指していくかということなんですよ。これ平成27年から平成28年という、この1年間でどのぐらい伸びたかということ、島の総生産で153億7,300万円伸びて、これ110.32%なんですよ。この1年間で110%伸びているんですよ。これ大きな伸びですね。単純計算ではいきませんけれども、やっぱり10%伸びれば所得10%上がるよねというのは、何となく分かる話なわけじゃないですか。そういうふうに考えていって、今市長がおっしゃっている10%上げるということは、総生産10%上げるというのが単純に分かりやすいなというふうに思います。

それで、私は2025年、これは目標ですよ、実現性はそろばんはじくと苦しい部分あるけれども、やっぱりここ宮古島市、県全体の11市の中で8位なんですね、平成29年で。その代わり、これだけ観光の人气が上がってきている場所ではある。じゃ、宮古島市が県全体の観光を引っ張るという思いで本気になって勝負をかけて、どの辺まで上がっていきたいかというふう考えたときに、やっぱり島内総生産2,000億円というのを目指していきなというふうには思うわけですね。これ平成29年の数字1,643億8,800万円ですね、2,000億円目指すとプラス356億円です。とありますが、121%なんですね、上昇率としては。圧倒的に無理な数字ではないんですよ。やはり所得を10%上げていくというと、経済を120%ぐらい上げていく、そこから島外に流出するお金もあると考えていくと、やはりこのぐらいのビジョンをしっかりと立てていただきたい、そのように思っております。

その中で出てくるのが宿泊業、小売、運輸、製造業、この辺りがいわゆる観光産業というふううたわれている部分であります。第三次産業の中では、小売も130億円、運輸も100億円というふうに、宿泊が100億円届いていないんですね、85億円。この辺りがすごく弱いんですよ。2028年、200万人という目標を設置しているこの島において、これ収益が小さいんじゃないかと、受け入れるキャパが小さいんですよ。宿泊施設がまだまだ不足しているというのも現実ではあるんですよ。ただ、これは島内での暮らしとのバランスがどうかというところで検討せざるを得ない部分はたくさんあると思います。しかし、ここは上げていく要素としては大事なと。

平成27年から平成28年で110%になっているということをご説明しました。そのとき伸びた産業です。1位は農業です。56%伸びています。これ豊作だった年だと思われま。翌年には逆に30%落ちているということなので、ちょっとこれは気候なり豊作というので上下するところだと思います。2位は34.1%、この1年間で上がったのが建設です。先ほど来あるように、建設はそれなりに島を引っ張る産業として大事にしていかなきゃいけない。その次、3番目に、22.5%上がったのが製造業なんですね。これが100億円の大台、110億以上なんですね。22.5%伸びているんですよ。六次産業等々で市長がおっしゃっているように、ここを伸ばすのが非常に大事で、ただこれちゃんと数字を見ながら目標値を例えば上げていって、そのために必要な要素としての農業、品目を育てていくというふうに総合的に動かしていかないと、いい流れが来て110%になっているということですね。これ人气が上がった頃ですね、宮古島の。それを上回る120%を狙うには、島全体がやっぱりターゲットを絞って、どのような観光で、どのような消費で、どのような体験をしてこの島から帰っていただけるか、これを本格的に議論、設計していく時期だと思います。どこから、何日お客さんと呼んで、どういう商品、どういう食事を提供できるか、これが農業、また製造業、小売、飲食、宿泊、全てを牽引していきます。だからこそ、ぜひとも2025年に豊かな宮古島づくりのために、1個だけこれちょっと、その中でやっぱり気になっているのが土地利用ビジョンですね。これ圧倒的に畑地が多いんですよ。全体面積の57.1%が畑地です。原野が16.83%、雑種地で6.62%、これで70%ぐらいいっているのが今の宮古島の現実です。そういうふうに豊かな島、また私が言ったように世界からお客様を集められるような島づくりということをする段階においては、これは急に物が動くものではないとは思いますが、土地利用ビジョンというのをしっかりと発信をして、島の皆様に理解をいただいて協力をいただくということが非常に大切だと思っておりますので、それについての市長のご見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

濱元雅浩議員の土地利用に関するビジョンについてお答えいたします。

宮古島市で今将来的な土地利用について島全体を網羅している計画と申しますのは、都市計画マスタープランにおける土地利用に関する方針、これが設定されて、ゾーニングの考え方を基に都市的利用、それから自然的利用の調和した土地利用を目指したいというふうな方針が示されているところでございます。

具体的にマスタープランの中で宮古島全体の図面が添付されまして、ゾーニングで色分けもされているところでございますが、今濱元雅浩議員から提案のありましたように、雑種地、それから原野、こういう利用度の低いところがありますので、今後はそういうところの利活用を検討していく必要があるかと思っております。

また、農業地域につきましては、かなりの面積を占めておりますが、今宮古島市の基幹産業であります農業を支えている土地でございますので、その辺につきましては集約的な農業がどのように展開できるかということと併せて展開、検討することが求められてくると思っております。農業的な土地利用につきましては、下地島の農業利用ゾーンでございますので、そういうところの利用方法と併せてどういう土地利用がより効果的か、そういうものを庁舎全体で検討していきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

企画政策部長、ありがとうございます。

市長、今企画政策部長の答弁を聞いていてすごく思うのはですね、やはり行政事務的なご回答だなと。それを悪いと言っているわけじゃないんですよ。ここを突破したいわけですよ。ここをどう突破するかが未来につながるんですよ。これは、農地の転用も含めていろいろ考えなきゃいけない時期になってきていると思っております。

これはもう一個言うと、先ほどあったように、それだけ57%、もう60%近い土地が存在をしている農地、これでの収入はここ5年間でいくと80億円ぐらいですよ。全産業の中で10位ですよ。これを悪いとは言っていない。これは成長させていく必要性は私もあると思っております。なぜなら、宮古島には食料がないからです。農業を引っ張り上げていかないと、ここに来るお客様に提供する食べ物もない。私たちが暮らすための食べ物も、やはり地産地消を目指していくべきだと私は思っているんで、農地も大事です。しかしながら、6割それに土地を取られている、この小さな島でこういう状況があるということもしっかりと頭に入れて、将来ビジョンをぜひとも政治の力、市長のリーダーシップでこの辺りは運営をしていただきたいというふうに切に願っております。

ちょっと時間もないので、次に進めていくんですけども、市の収益物件に対する考え方についてということで、これ財政を見ますと、地方交付税、合併算定替え等々がなくなって、相当やはり目減りしております。それにコロナの影響ももちろんありますけれども、税収も減少してくるというふうに見込まれます。そして、財政調整基金も目減りをしている。財政調整基金だけじゃないですけど、ほかの基金等々、また合併特例債ももう使えなくなっている。これいろいろなことが起こって、財政全体が収縮していく方向になるかなというふうには思います。だからといって、こういう収益物件だけの話をして、それが一気に回復できるかということではないんですが、だからこそ少しでも赤字を減らしていくという経営体制を市が進めていかなければいけないんじゃないかということです。



収益が得られる物件というものをしっかりと今後運営していくということは大事なことだと思います。これによって特別会計の繰り出しなんかも減ってくるということもありますので、例えば港湾特別会計に、先ほど新里匠議員からもあったように、ヨットハーバーとか、あれなんかは本当にお客さんがたくさんいるわけですよ。それを待っている方々も多くおられます。これをどれだけ広げられるかというのは、観光全体にも関わる問題だと思います。これは、優良な収入源になると私は考えております。

公営住宅、市営住宅も今1,426戸あります。これ1,426戸を持っているオーナーなのですよね、宮古島市というのは。これがどれだけ収益性があるかというのはちょっと分かりませんが、1,400戸で月平均の家賃を2万円と計算しただけでも、年間で3億3,600万円、単純に出てくると思われます。これはもちろん収益バランスとの関係性あると思いますけれども、新しく市営住宅を建てていくという事業は現実的に厳しいと私は感じています。だからこそ今ある既存の市営住宅をできる限り修繕等々を、リフォームとかも考えながら社会性に合った、しっかりとした住宅提供というものを念頭に置いた運営、経営に近い感覚で、これはしっかりと入れていっていただいて。これは、住宅困窮者への住宅提供というのが基本です、だからといって暮らしにくいところでいいわけじゃないんですよね。やはりしっかりとした居住空間を提供していく。そうすると、これは収入割合で家賃が決まってくるので、多くの方々が、ある程度収入を得られている方々も、この公営住宅に住みたいというような、そのような展開を生んでいければ、これはもうしっかりとした収入源になるのではないかというふうに考えています。すみません、私だけしゃべっちゃって。時間ないので、そうします。

J T A ドームだけはちょっと聞こうかな。J T A ドーム、これはスタートの段階から1,400万円、年間で利用料で上げていきたいという物件だったんですね。そのときに多くの議員が無理だって言いましたよ、しかしながら頑張る、その意気込みを感じて、この事業をスタートしたかと思うんですけども、5年ほどたって数字を見ても伸びてこない。これをどうやって改善していこうとお考えか、お聞かせください。

#### ◎観光商工部長（上地成人君）

当初1,400万円の収入を見込んでJ T A ドームの運営をしてきましたけども、なかなか収益が上がらないということでのご指摘でございます。J T A ドームの収益アップにつきましては、現在新型コロナウイルス感染拡大によりまして、緊急事態宣言、それからまん延防止等重点措置が続いております。閉館も長引く中で、利活用に大きな支障が出ている現状でございます。コロナだけが原因ではないと認識しておりますけども、これまでM I C E 事業、それから音楽ライブ等、そういう興行イベントですね、それから産業まつり等の商業利用、クイチャーとかエイサー等の公演利用など、誘致企業、それから立案を実施してきたところでございますけれども、なかなか継続的に実施をすることができず、安定的な収益につながっていないのが現実でございます。

J T A ドームは開館から5年が経過しております。社会状況等も大きく変化していることから、当初の計画をやはり見直す必要があると考えております。この計画の見直しにつきましては、アフターコロナを見据えた幅広い意見、提言を取り入れることが大変重要だと考えております。利活用活性化事業実行委員会というのがございます。その中で早急に改善に向けて、意見を取り入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎濱元雅浩君

この利活用活性化事業実行委員会というのは、条例上というか、規定はあるんだけど、これ運用はまだされていないということなので、できるだけ早めにこの委員を選定して、検討に入っていただければいいと思います。

J T A ドームってすごく使い道あったのにできなかったなと思っているのは、クルーズ船がたくさん入ったときに、市内でこのお客さんをどうやっているところなどに2時間程度、人だまりをつくれるかというのが最大の課題だったときに、J T A ドームで何もイベントが行われていないというのは、非常に私気になってはいたんですよ。確実な収入になり得るもの、だからどういうお客さんにどのように利用していただけるかというところで、それに対する空間の提供というものをしっかり考えていただければ、あれはもっともっと使えたと思っています。音楽イベントとかM I C E というのをもうずっと言っていて、ずっと結果残していないので、音楽イベントもぴんとこない、ぴんとこないと言うと失礼ですが、もっと文化事業、美術館的なものとか、デジタルアートとか、いろんなことに触手を伸ばして検討していただきたいし、スポーツもやられていると思いますけれども、オリンピックの影響なんかでスケートボードとかB M X とかエクストリームスポーツなんか非常に今注目されている流れですので、こういうところもやれば、絶対黒字になるからやるんだじゃなくて、あそこで何かやっている場所なんだというのを市民にも観光客にも分かっていただく、そういうポイントなんだということをまずはつくりたいと、収益増というのは見込めないと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいというふうに思っております。

次に行きます。市長の行政運営方針についてということであります。これは最初に挙げたのをやるか、し尿処理からやりましょうか、全体として。し尿処理施設の問題です。議会としてというか、私として、やはり最大の懸念が何かということ、それでここまで追求しているものなんですけれども、これ現行の伊良部地区での整備計画に基づいて決定された国庫補助、これが見直し作業で計画変更になることによって、内示を受けた国庫補助金が消滅してしまわないかということが最大の懸念なんです。これは、このし尿処理施設、し尿処理をする手法も含めてでいいんですけども、これの予算がなくなるというだけではないと思っています。だから、ここまでいろんな議論をしていると思っています。これは、今後国との信頼関係というか、国庫補助の投資も含めて影響があるんじゃないか、大きいんじゃないかというのが懸念です。例えば防衛省の周辺整備事業のメニューに該当している中で、今あります総合体育館の今後の整備計画とか、この辺りもぜひ進めたいという中では、これせつかくメニューあるから使えないかなというふうには思うわけですよ。それと、喫緊の課題としてあるのは、やっぱり一般廃棄物の最終処分場なんですよ。40億円から50億円ぐらいかかるのかなとは思いますが、これも同じ今し尿処理やっている課から防衛省に補助の要請をかけている案件なんですよ。廃棄物の最終処分場は結構厳しい状況で、早急に手を、予算取りをしなきゃいけないような案件なんですよ。こういうことが今のこのし尿処理の見直しで影響を受けてこないか。もちろん別事業なので、大丈夫ですってお答えになると思いますよ。思いますけれども、何でそこまでしてこれをやらなきゃいけないのかというところがすごく分からないんです。ですので、今の見直し案の流れの中で、アで書いてあるのは調査、検証、計画、予算設計、これがどのように今流れているか、端的にお答えいただければと思います。ちょっと時間ないので、ご協力よろしくをお願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

し尿処理の見直しに関する状況につきましては、検証等々を実施してきているところです。ただ、今後議会を終了して防衛省、防衛局と調整、協議をすることにはなっているところでございます。その中では、防衛局への見直し計画の提示でありますとか、そして既決補助金の取扱いといったところの調整、さらには見直し案に係る基本設計、実施設計費の活用などなど、そういったことを調整するというところで今考えているところでございまして、今月中には市長もしくは副市長が出向いて調整をしたいと、協議をしたいというふうに考えているところです。

#### ◎濱元雅浩君

これもうずっとその答弁を特別委員会でもされているので、それ以上のお答えがないのは私も分かっております。苦しいところだと思います。この9月、それこそだからこれ議会を終えて防衛省と折衝してまいりますというのは、何か今ふと思ったんですけど、3月に予算通して、4月に変更しますということと、何ら変わっていないかと非常に感じております。これスタートですよ、6月定例会で市長答弁されているんですけども、予算の成立前というか、予算提案前にも、市長はちょっと問題意識を持っていたというふうに答弁されているんですね。その上で4月15日に担当課と話をして、皆さん報告書の中にも書いてあるように、審議が曖昧な情報の中で市長が見直しを指示しているわけですよ。そういう段階なのに、4月28日は担当課が防衛省との令和4年度概算要求ヒアリングで見直しを伝えて、令和3年度の予算保留、令和4年度の予算要求取下げという話が防衛省で了解、了解というのは分かりましたという程度だと信じておりますけれども、得られたと。こういう行政の流れというのが非常に分かりづらいというか、なぜこうなったのかというのが、私は8年しか議員やっていませんけれど、経験がないというか、その前は会社も経営させていただいていましたけど、一般企業では考えにくい流れなんですよ。

その上でですよ、市長、申し訳ないけど、これ発言されたことなんで、これで市民負担が2倍、3倍になるというのがこの話を引っ張っていったわけですね。これに対する根拠資料というのは提示できないんですね。というか、そもそもないですという結論になっていますけど、2倍、3倍には当たらないでしょうという結論なんですね。これ変更見直しにかかった流れも、この2倍、3倍の発言に関しても、こういう曖昧な状態で、それで4月から今9月ですよ、5か月、早急にやらなきゃいけないという危機感ある中で前進したのかどうか私疑問なんですけれども、その辺りについて、市長、コメントございませんか。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

基本的に伊良部でのし尿処理施設の整備計画が進んでいた、間違いなく予算も内示をいただいて進んでいました。それで基本的に私も技術屋の端くれといたしまして、市長になる前から維持管理を含めて、いいんだろうかと、そういう共同化、下水道の処理施設として一体的に処理することが望ましいのではないかと個人的には考えを持っておりましたけれども、実際に聞いている中で整理してみると、やはり問題があるのかなというようなこと、それから議会の中でもいろいろと距離が長いこと等々含めて議論されている。それから、平成31年にも現荷川取を、現況を利用しながら増強もしくは追加工事というような系統が整理された結果として、時間はかかったけれども、ほぼ今の荷川取のし尿処理の投入施設を増強もしくはプラス70キロに足らない部分を増設というような形でやったほうが好ましいのではないかとというような検討が私は整理ができたと思っております。

ただ、これまでの経緯の中で、やはり維持管理、施設管理が業者にお任せになっていて、この施設の委

託の中身、その施設が十分に引き継がれていなかった、掌握されていなかったということも今回大きく表に出て、委員会の皆さんには二転三転した面もあるのかなというふうに、申し訳ないなという部分も感じております。

しかしながら、防衛局につきましては、懇切丁寧にこれまで総額約90億円の上水道関連も含めて多くの防衛予算をいただいておりますし、防衛局には丁寧に誠意を持って説明していく中で、伊良部案から荷川取案にどういう形で見直しが進もうとしているのか最終の計画を説明しながら、ぜひ予算の執行の説明をしていく中で、しっかりと防衛予算を活用しながら、このし尿処理の問題を解決してまいりたいというふうに思っております。

今後は、下水道の問題、伊良部における集落排水等の問題、多々ありますけれども、今回はこういうし尿処理問題をみんなで1つのテーマとして議論できた、それはある意味では出発点なのかなという認識もしております。

#### ◎濱元雅浩君

荷川取案もいいんですけど、検討されるのは。これ増設改造案というのは絶対にやめていただきたい。既存の施設に対して、用地がまずないですね。整備手法、これもかなり難しい。これ接続をして物を造っていくというのは、いわゆる将来安定性、これにおいても現実性に欠ける整備計画になっていくと思います。そういうものに予算をつぎ込むというのは、将来に対して顔向けできないので、絶対にこれは外していただきたい、そのように思っております。

丁寧に説明されると思います、防衛省に。問題は、これ本当に計画自体が大きく変わっているんですよ。場所も違う、処理方法も違う、予算規模も違う、事業工程も違う、最たるものは防衛省が持っている補助項目が違う。こんなことを行政職員が防衛省と折衝したところで、うまくいくとは私は考えられない。ここは市長が行って、政治判断をしっかりと求めていくぐらいの方向性を示して、あらゆるコネを使っている限りはできないんじゃないかと私は考えます。こんな全く違う事業をやっている、そういう予算でどうですかと言ったら、多くの議員が言っていますよ、特別委員会で生活環境部長も言いましたよ、本会議で副市長言いましたよ、何ら違法性がないので妥当である。失礼なこと言うのやめてくださいね、違法性があるかないかの問題じゃないんです。こういう事業をしていく中で決裁をしていく私たち、この事業の市民への説明責任まで背負っているわけですよ。そういう中において、こんなに丸々事業が変わるものに対して、違法性ないから大丈夫ですよというのは私には考えられない。こういうことをやっていくと、市民もですし、これで影響を受けるのは、観光客も、し尿処理の問題出てくるわけじゃないですか、飲食、いわゆる観光産業。それだけじゃないですよ、建設業の仮設トイレというものもあるわけですよ。これは、社会全体に及ぼす影響で大きな内容なんです。国の補助金を使おうか使わないかという、そんな話なんですよ、これ国も困惑していますよ。だからこそ議会としては、この変更案の中身をしっかりと調査するために特別委員会を設置しているわけです。これは、私たちがその事業の予算を決裁したわけだから、それに対する説明責任を果たすために見直し案を知りたいんだというのが私たちの思いですよ。それでも、市の説明というのは的を射ないものだったわけです。だからこそ、ここでしっかりと荷川取案と先ほどもおっしゃいましたけれども、防衛省に持っていくのはどういう案を持って行って、どういう折衝するのか、明快に、短くでいいですよ。私が一番気になっているのは、その見直し案だけ持って行って、それが蹴ら

れたら、この予算なくなるわけですよ。冒頭に言った、そこが一番の問題。となると、最悪伊良部案に戻しますというぐらいのカードを持ちながら交渉に入って、この交渉成立する時間を延ばしていただいて、それでも最終的にちゃんと伊良部案というのもまだまだ頭の中にありますというぐらいの折衝がない限り、この9月30日、防衛省予算なんて見込めないとは思っていますが、これに関して、ちょっと時間ないので、できるだけ短めをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

荷川取案、伊良部の現況案というのは、今防衛省に生きております。この案を経済・技術等を比較して、この案という方向で検討しておりますが、この案で行かせてくださいというようなことでの詳細な制度上、技術上の話が最終的には整理の上、防衛省には認可いただくべきものというふうに思っております。

◎濱元雅浩君

このことに当たって、せっかく向こうが認可している事業なわけですから、それをやりませんというのを前提で交渉したところで成り立ちませんので、ぜひともそこは検討いただければと思います。

そういうふうにしていくと、荷川取案に変更していくといっても、先ほど言ったように改造というのはちょっと難しいと思います。これは、前処理施設を持った投入施設を造っていくというのが現実的です。しかし、用地はございません、港湾施設用地を使うしかありません。これは、港湾計画決定の令和5年11月というのが見えている、そこを基準にしなきゃいけません。その上で、建設コスト、これ伊良部35億円と言っていますが、荷川取の場合は15から20億円とは言いますが、これ埋立地であるので、環境整備も必要であるということで行くと、コスト的にはそんなに大きく変わるものではございません。ランニングコストも極端に違うものではないと、投入施設と処理施設の違いがある。このランニングコストも、私は環境衛生行政のインフラだというふうにして負担ができる範囲内のものだというふうに考えております。

このようなことを考えた場合、荷川取で造るにおいても、どうせ手続を踏まなければいけないのであれば、この荷川取の隣接地でぜひ下水道に負担をかけないし尿処理施設を建設していただくことが全て丸く収まると私は思いますし、伊良部案に戻すことが今最善だと思っております。ぜひ市長はご検討のほどよろしく願いいたしますして、私の一般質問を終了したいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

これで濱元雅浩君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

ここで、今任期をもって勇退を表明されております議員から挨拶の申出がありますので、これを許します。

◎佐久本洋介君

こういう場をつくっていただいた議長、ありがとうございます。6期24年、伊良部町時代から含めて議員を務めてきました。どれぐらいのことができたか、これはもう自分では分かりませんが、24年間6期やったということだけでも市民の皆さんがどれだけ支持していただいたか、これは本当にありがたく思っています。よく飽きもせんと6期も応援していただいて、本当にありがとうございます。

一番の思い出は、やはり市町村合併ですね。2005年、平成17年に合併協議会ができて、座喜味一幸市長も合併協議会のメンバーでした。そこでやはり小さな単位でやっているんじゃなくて、宮古は一つと

いうことで、これを標榜して合併を進めてきて、2005年の10月ですか、合併ができました。そして、今本当に宮古島市が一つになっているかなという感じは持っています。最初の頃は、本当に我田引水というか、地域のいろんな面の奪い合いで、非常に議会も混乱しまして、定例会のたびに、あの頃は橋もなかったもんですから、私ども伊良部島から来て、本当にホテルを探すのも大変でした。議会が終わるのが12時ぐらい。そういうわけでホテルを探したり、食事は取らずに寝たりしました。しかし、今はこうしてみんなと一緒に時間も歩調も合わせながらやっていけるということで、非常に宮古島市が一つになったことかなと思っています。

よく今でも均衡ある発展がないということを言いますけど、これは非常に厳しいことだと思うんですね。みんな同じようなものを要求しても、同じようなことはできないと思います。やはり地域は地域で、その地域で特色のあるものを考えていく、これは地域の力でもあるし、また施政者の務めでもあると思っています。同じものばかり要求しても、同じようにはできません。これは、みんなで考えていきましょう。

それから、来月はいよいよ改選の時期です。みんなも頑張ってきましたけど、全く戻ってきてほしくない人もいるとは思っていませんので、みんなで頑張ってください。

これからは一市民として、微力ながらみんなの応援ができればいいかなと思っていますので、座喜味一幸市長にはまた市政を預かる立場として、宮古島市をしっかりと作り上げていってください。

市民の皆さん、本当に長い間ありがとうございました。

#### ◎高吉幸光君

平成21年11月8日に当選して以来、3期12年務めさせていただきました。今回勇退者が少ないので、このような機会をいただいたんだろうなというふうに思っております。私は、提案型を旨として、議員として務めさせていただきました。最後の2年間は、副議長として務めておりますけれども、コロナ禍の影響でなかなかイベントもなくなり、出ていく機会がなくて非常に残念な思いをしておりますけれども、今はコロナ禍をしっかりと皆さんと一緒に乗り切ることが大事だというふうに思っております。

3期12年、佐久本洋介議員の半分でありますけれども、当選したときはまだ30代の38歳でした。現在50歳ですけれども、いろいろ早いというふうな話もありますが、ちょっと身体的なものがございまして、今回早めではありますけれども、勇退ということになりました。

この12年間でやはり思い出に残っていることというのは、市の中というのはこんなにすごく大変なんだなというふうに思ったことですね。その中でもいろんなことを、先ほども提案型と言いましたけれども、ラムサール条約のことも議会で取り上げさせていただいて、成立をしました。また、ブックスタート、今は平百合香議員がやっておりますけれども、これの事業化というか、そういったものも先鞭をつけさせていただきました。また、特に観光問題に関して私はよく取り上げておまして、またICT関連のものもいろいろやってまいりました。シティーWi-Fi、そういうものも私もいろいろ提案をして、那覇の事例も紹介しながら、市の中に導入できないかどうか、これをずっと進めてまいりまして、今これができてきたことで、観光客もフリーWi-Fiを一部ですけれども、使えるようになりました。こういった積み重ねが観光客100万人の礎にちょっとでもなれたかなというふうに思っております。

もう終わりますけれども、ちょっと就職先も決まっていないので、どこかいいところありましたら紹介願いたいところなんですけれども、任期は11月12日の満了日までございます。

市民の皆様、また支持者、支援者のおかげで3期12年務めさせていただきました。また、議会事務局の皆さんや市職員にも非常にお世話になりました。これからは一市民として頑張ってまいりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

◎議長（山里雅彦君）

ほかにはいませんよね。

市勢発展にご尽力、ありがとうございました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後3時45分）

令和3年

# 第7回宮古島市議会(定例会)会議録

9月22日(水) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第8号

令和3年9月22日（水）午前10時開議

- |       |        |  |         |
|-------|--------|--|---------|
| 日程第 1 | 議案第76号 | 宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | (委員長報告) |
| 〃 第 2 | 〃 第77号 | 宮古島市税条例の一部改正について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 3 | 〃 第78号 | 宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 4 | 〃 第79号 | 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 5 | 〃 第80号 | 宮古島市児童館条例の一部改正について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 6 | 〃 第81号 | 宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 7 | 〃 第82号 | 宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について   | ( 〃 )   |
| 〃 第 8 | 〃 第83号 | 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  | ( 〃 )   |
| 〃 第 9 | 〃 第67号 | 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第10 | 〃 第68号 | 令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第11 | 〃 第69号 | 令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第12 | 〃 第70号 | 令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第13 | 〃 第71号 | 令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  | ( 〃 )   |
| 〃 第14 | 〃 第72号 | 令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第15 | 〃 第73号 | 令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）  | ( 〃 )   |
| 〃 第16 | 〃 第74号 | 令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第17 | 〃 第75号 | 令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第18 | 〃 第91号 | 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）   | ( 〃 )   |
| 〃 第19 | 〃 第84号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について                                 | ( 〃 )   |
| 〃 第20 | 〃 第85号 | 平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について  | ( 〃 )   |
| 〃 第21 | 〃 第86号 | 字の区域の変更について  | ( 〃 )   |

日程第 2 2	議案第 8 7 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	(委員長報告)
〃 第 2 3	〃 第 8 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 4	〃 第 8 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 9 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	( 〃 )
〃 第 2 6	認定第 1 号	令和 2 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 2 号	令和 2 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 3 号	令和 2 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 4 号	令和 2 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 5 号	令和 2 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 6 号	令和 2 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 2	〃 第 7 号	令和 2 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 5	〃 第 1 0 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 6	〃 第 1 1 号	令和 2 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	( 〃 )
〃 第 3 7	陳情書第 1 5 号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	( 〃 )
〃 第 3 8	〃 第 1 8 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)	( 〃 )
〃 第 3 9	〃 第 1 9 号	国立病院の機能強化を求める陳情書	( 〃 )
〃 第 4 0	〃 第 2 5 号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全陳情書	( 〃 )
〃 第 4 1	〃 第 2 6 号	バス停の環境整備に関する陳情書	( 〃 )
〃 第 4 2	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(市長提出)

- 日程第 4 3 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (市長提出)
- 〃 第 4 4 〃 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 4 5 〃 第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 4 6 意見書案第 1 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書  
(総務財政委員会提出)
- 〃 第 4 7 〃 第 1 2 号 国立病院の機能強化を求める意見書 (文教社会委員会提出)
- 〃 第 4 8 〃 第 1 3 号 下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書  
(総務財政委員会提出)
- 〃 第 4 9 宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査について  
(調査特別委員長報告)

◎会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 6 号 宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 〃 第 2 〃 第 7 7 号 宮古島市税条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 3 〃 第 7 8 号 宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 4 〃 第 7 9 号 宮古島市手数料徴収条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 5 〃 第 8 0 号 宮古島市児童館条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 6 〃 第 8 1 号 宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について (〃)
- 〃 第 7 〃 第 8 2 号 宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について (〃)
- 〃 第 8 〃 第 8 3 号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 9 〃 第 6 7 号 令和 3 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 4 号) (〃)
- 〃 第 1 0 〃 第 6 8 号 令和 3 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(〃)
- 〃 第 1 1 〃 第 6 9 号 令和 3 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 2 号) (〃)
- 〃 第 1 2 〃 第 7 0 号 令和 3 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (〃)
- 〃 第 1 3 〃 第 7 1 号 令和 3 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
(〃)
- 〃 第 1 4 〃 第 7 2 号 令和 3 年度宮古島市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (〃)
- 〃 第 1 5 〃 第 7 3 号 令和 3 年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(〃)
- 〃 第 1 6 〃 第 7 4 号 令和 3 年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)  
(〃)

日程第 17	議案第 75 号	令和 3 年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号） (委員長報告)
〃 第 18	〃 第 91 号	令和 3 年度宮古島市一般会計補正予算（第 5 号） ( 〃 )
〃 第 19	〃 第 84 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について ( 〃 )
〃 第 20	〃 第 85 号	平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について ( 〃 )
〃 第 21	〃 第 86 号	字の区域の変更について ( 〃 )
〃 第 22	〃 第 87 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて ( 〃 )
〃 第 23	〃 第 88 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ( 〃 )
〃 第 24	〃 第 89 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ( 〃 )
〃 第 25	〃 第 90 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について ( 〃 )
〃 第 26	認定第 1 号	令和 2 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 27	〃 第 2 号	令和 2 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 28	〃 第 3 号	令和 2 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 29	〃 第 4 号	令和 2 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 30	〃 第 5 号	令和 2 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 31	〃 第 6 号	令和 2 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 32	〃 第 7 号	令和 2 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 〃 )
〃 第 33	〃 第 8 号	令和 2 年度宮古島市水道事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 34	〃 第 9 号	令和 2 年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 35	〃 第 10 号	令和 2 年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 36	〃 第 11 号	令和 2 年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について ( 〃 )
〃 第 37	陳情書第 15 号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見

		書の採択を求める陳情	(委員長報告)
日程第38	陳情書第18号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)	( 〃 )
〃 第39	〃 第19号	国立病院の機能強化を求める陳情書	( 〃 )
〃 第40	〃 第25号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全陳情書	( 〃 )
〃 第41	〃 第26号	バス停の環境整備に関する陳情書	( 〃 )
〃 第42	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(市長提出)
〃 第43	〃 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第44	〃 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第45	〃 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( 〃 )
〃 第46	意見書案第11号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	(総務財政委員会提出)
〃 第47	〃 第12号	国立病院の機能強化を求める意見書	(文教社会委員会提出)
〃 第48	〃 第13号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書	(総務財政委員会提出)
〃 第49		宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査について	(調査特別委員長報告)
追加日程第1	決議案第3号	座喜味一幸市長の不信任に関する決議	(議員提出)

令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

総務財政委員会  
委員長 上地 廣 敏

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第67号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）	修正可決
議案 第76号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案可決
議案 第77号	宮古島市税条例の一部改正について	〃
議案 第78号	宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について	〃
議案 第84号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	〃
議案 第91号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	〃
認定 第6号	令和2年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定

◎議案第67号

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、文教社会委員会において、「4款衛生費、2項清掃費のうち、3目し尿処理費、12節委託料、し尿等処理施設整備事業委託料を2,785万1,000円減額したい」との修正案が提出され、「し尿処理施設に関する議論の中で様々

な不具合等も指摘されており、それらの調査を進めていくためにもぜひ補正予算を通していただき、宮古島のし尿処理が今後どのように適正に行われていくかという基礎調査を行っていただきたいと考えるので修正案に反対」、「現行案の見直しは決定されていないという意見があったが、この補正予算は決定の検討に当たっての必要な調査費用というふうに理解している。見直しをするに当たってスピーディーに責任を持って対応できるようにすべきであるという立場から修正案には反対」との反対意見と、「伊良部佐和田での現行計画ははっきり変更になったわけでもなく、まだ調査特別委員会からの調査報告書も出ていない中で、現行計画の変更ありきの事業は急ぐ必要はないため、修正案に賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で修正案が可決された。また、修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって議案第67号は、修正可決された。

#### ◎意見

議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の歳出について、「2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料の感染対策を踏まえた消費促進による経済振興事業委託費について、事業実施に際して1,000円のクーポン券を予定しているが使い勝手のよい500円にしてほしい、また支給対象者が12歳以上となっているが、全市民を対象にすること、加えて交通弱者・買物弱者の高齢者等が利用している移動販売車にもクーポン券が使えるようにしてほしい。これらの意見を尊重して事業実施をしてほしい」との意見が付された。

議案第67号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

議案第67号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）を次のように修正する。

第1条中、「446,325千円」を「418,474千円」に、「39,297,521千円」を「39,269,670千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算中次のとおり改める。

（歳入） (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		2,983,235	135,932 <del>163,783</del>	3,119,167 <del>3,147,018</del>
	2. 基金繰入金	2,983,227	135,932 <del>163,783</del>	3,119,159 <del>3,147,010</del>
歳入合計		38,851,196	418,474 <del>446,325</del>	39,269,670 <del>39,297,521</del>

（歳出） (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		2,460,218	143,324 <del>171,175</del>	2,603,542 <del>2,631,393</del>
	2. 清掃費	1,588,918	11,341 <del>30,192</del>	1,600,259 <del>1,628,110</del>
歳出合計		38,851,196	418,474 <del>446,325</del>	39,269,670 <del>39,297,521</del>

◎修正の理由

この修正は、し尿等処理施設整備事業委託料を27,851千円減額したいとの案である。

歳入歳出総額を39,269,670千円に減額する。

歳入は、20款繰入金の2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金を27,851千円減額する。

歳出は、4款衛生費、2項清掃費のうち、3目し尿処理費、12節委託料、し尿等処理施設整備事業委託料を27,851千円減額したいとの案である。



令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

総務財政委員会  
委員長 上地 廣 敏

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第15号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択とすべきもの	
陳情書 第18号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	採択すべきもの	
陳情書 第25号	下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全陳情書	〃	
陳情書 第26号	バス停の環境整備に関する陳情書	〃	

#### ◎採択の理由

陳情書第18号、陳情書第25号、陳情書第26号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

#### ◎不採択の理由

陳情書第15号については、「陳情書に、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきという文言があり、この陳情書は令和元年6月定例会に提出されている。民意的にも議論されていると思う。国のほうでも議論され工事も施行しているので改めて意見書を提出する必要がない」との反対意見と、「公明党沖縄としては、辺野古新基地に関してはノーと言うことで、その中で我々は国外県外を含めて固定化を防ぐために、しっかりと議論を重ねていくことは大事だと思うので採択してほしい」、「沖縄県に米軍基地の70%が集中して

いる。政府は沖縄県民に負担を軽減すると言いながら、前に進んでいないのが現状である。2019年2月に行われた、沖縄県民による辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず、民意が尊重されない。県民投票で示された民意を政府がしっかりと向き合い、国民的議論を行った上で国会において沖縄米軍基地の負担軽減を国が責任を持って解決すべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

文教社会委員会  
委員長 下地信広

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第68号	令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第70号	令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第71号	令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第79号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃
議案 第80号	宮古島市児童館条例の一部改正について	〃
議案 第81号	宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について	〃
議案 第82号	宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について	〃
議案 第83号	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
認定 第2号	令和2年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	令和2年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	件 名	結 果
認定 第 5 号	令和 2 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定

令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

文教社会委員会  
委員長 下地信広

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第19号	国立病院の機能強化を求める陳情書	採択すべき もの	

#### ◎採択の理由

陳情書第19号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

経済工務委員会  
委員長 我如古 三 雄

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第69号	令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第72号	令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第73号	令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第74号	令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第75号	令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第85号	平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について	〃
議案 第86号	字の区域の変更について	〃
議案 第87号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第88号	令和2年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
議案 第89号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第90号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
認定 第3号	令和2年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第7号	令和2年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第8号	令和2年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃
認定 第9号	令和2年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認定 第10号	令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について	〃
認定 第11号	令和2年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について	〃

令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

予算決算委員会  
委員長 上地廣敏

### 委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果
認定 第1号	令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	認定

#### ◎認定第1号

認定第1号については、「市役所新庁舎建設の工事請負費について、地方自治法、条例等に違反すると思慮する事業執行になっている。その理由として、国策による地域外労働者の確保に当たり国・沖縄県の運用基準を守っていないことや、宮古島市工事設計変更要領にも反する。楊重機（クレーン）に関する一般質問の答弁でも虚偽答弁を繰り返し、特記仕様書もなしに設計変更が行われ契約違反の疑いがある。また、電気設備の許可を受けていない1工区の業者に対し、2工区の電気設備工事を追加する契約を行っており、建築業法に違反すると思慮される。よって不認定と判断する」との反対意見と、「議会を通してこれまで何度も質疑を行い問題ないと思う。当時の市の工事環境を考慮して、当局が様々な工夫を懸命にやった結果だと考える。認定するべきだ」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で認定された。



令和3年9月22日

宮古島市議会  
議長 山里雅彦 殿

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会  
委員長 濱元雅浩

### 委員会調査結果報告書

本委員会は、付託された事件を調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

### 記

#### 1 調査事件

- ①宮古島市における生活排水処理の現状と課題の把握について
- ②宮古島市し尿等処理施設計画の問題点について
- ③し尿等処理施設建設の計画変更案の内容について
- ④現行計画と変更計画案の公益性の比較検討について
- ⑤その他委員会で必要と認めた事項について

#### 2 調査の趣旨

市議会において予算執行の承認が済んでいる「宮古島市し尿等処理施設整備計画」に伴う事業執行が当局において見直し検討されており、すぐにも事業変更に伴う補正予算案が提出される可能性の高いことを受け、市議会としては新計画案及び予算措置案を早急に調査・検証をした上で、公益性の最大化に基づいた予算執行の判断を可能にするため特別委員会を設置して調査を行った。

#### 3 調査特別委員会の設置

##### (1) 設置決議

令和3年第6回宮古島市議会臨時会の7月29日の本会議で、「決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について」が原案可決され、同調査特別委員会が設置された。

##### (2) 委員会の定数 9人

##### (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長：濱元雅浩

副委員長：狩俣政作

委員：仲里タカ子、狩俣勝紀、新里 匠、平 百合香、上里 樹、前里光健、我如古三雄

4 調査の期間

令和3年9月定例会が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことができる。

5 調査の結果

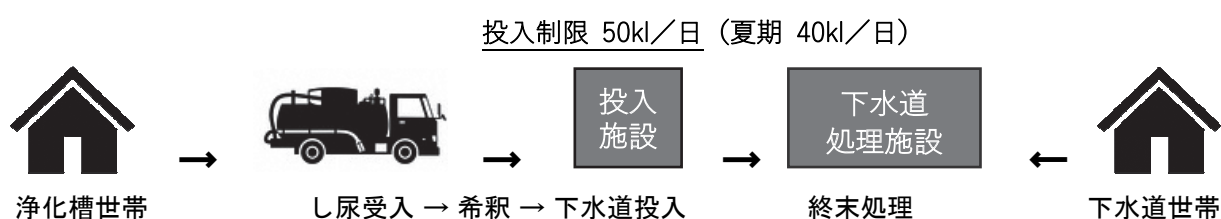
別添「宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会調査報告書」のとおり。

宮古島市し尿等処理施設整備事業に  
関する調査特別委員会調査報告書

令和3年9月22日

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会

■宮古島市における生活排水処理の現状（基本計画より抜粋）※農漁村集落排水利用者は別途  
 宮古島市の家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は「下水道処理施設：ひらら浄化センター」で処理されている。なお、下水道未接続の場合は「し尿等下水道投入施設」から下水道処理施設に投入されて処理されている。  
 今後、投入施設への搬入量もさらに増加することが見込まれている。その場合、既存の投入施設の処理能力（55.5kl/日）では将来的に対応できないことが予測されており、今後のし尿等の安定的な処理に支障を来す状況にある。



■投入施設は1日50klのし尿・汚泥等を受入れて、当日中に20倍希釈して下水道処理施設に投入しているが、夏場は下水道への投入制限もあって、午前中で当日受入れを終了することもある。

■し尿等収集量の増加に加えて、収集汚泥や下水道からの油分の流入によって、平成28年から毎年夏期にはし尿投入施設から下水道処理施設への投入制限（50kl→40kl/日）をかけて、処理の安定性を確保している。

↓↓↓ このような状況をふまえて ↓↓↓

■宮古島市が策定した資料には「生活排水処理の課題：施設整備に係る課題」として、「行政人口や入域観光客数の変動に伴うし尿等収集量の変動が想定され、将来的に公共下水道の処理能力以上のし尿等の発生が見込まれることから、早急に新たな汚泥再生処理センター（し尿処理施設）等の施設整備を行う必要がある」と結論づけて、伊良部・佐和田での施設整備の基点となった。

- ・宮古島市一般廃棄物処理基本計画（後期計画） 平成30年3月策定
- ・宮古島市し尿等処理施設整備基本構想 平成31年3月策定
- ・宮古島市し尿等処理施設整備基本構想 令和2年3月策定

↓↓↓ しかし現在の市の認識では ↓↓↓

■油分流入の課題は残るものの、既存の投入施設でこれまで稼働されていなかった貯留機能をフル活用して下水道への投入を平準化すれば、搬入事業者からの受入れ制限をすることはなくなるので、処理量への対応としては当面（令和10年頃まで）「問題はない」と結論づけている。

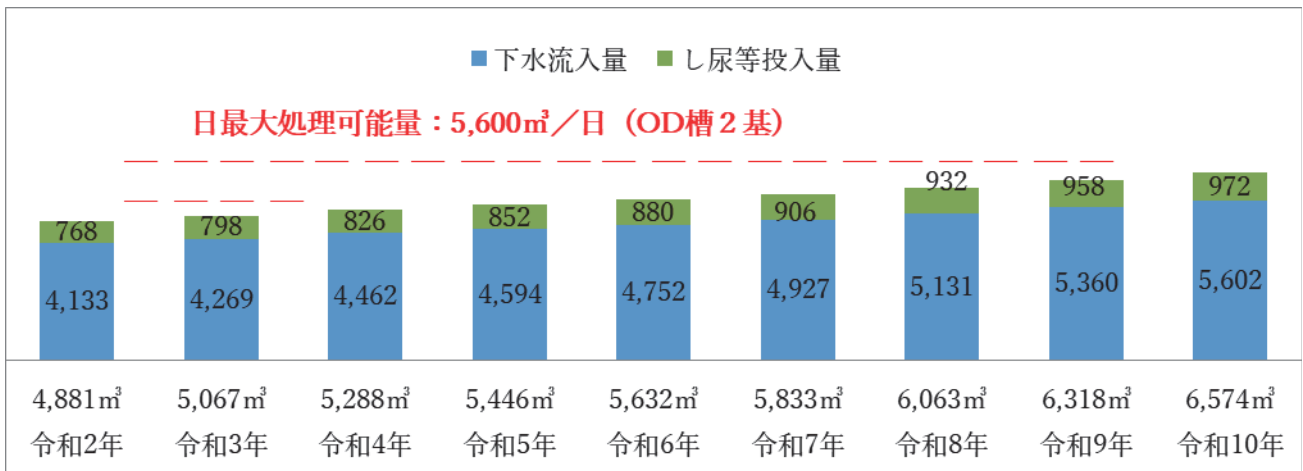
■市が「問題はない」という認識を示しているが、下水道処理施設への流入予測に照らしてみると

(1) 投入施設フル活用 → 令和6年には下水道処理施設への日平均流入量が処理可能量を超える

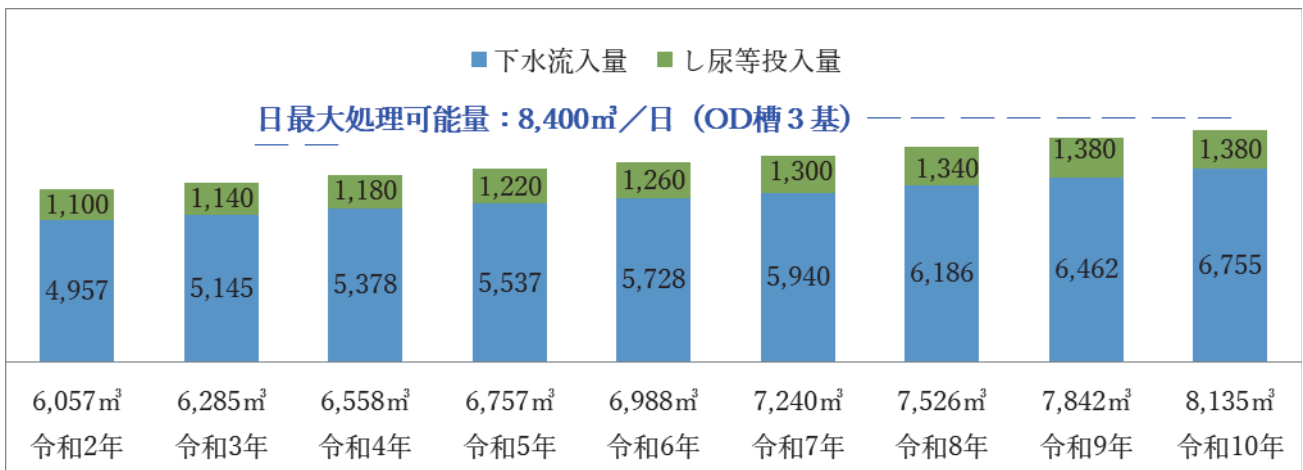
(2) 令和6年にOD槽3基目が完成 → 令和8年には日最大流入量の9割以上に達する見込みとなり、下水道処理施設へのし尿汚泥の投入継続は生活排水処理体制へのマイナス影響が大きい。

※上下水道部長「設備への負担を考えると通常最大処理量の8割程度での稼働が望ましい」と答弁

・下水道処理施設への日平均流入量 ※数量は公共下水道基本計画及びし尿処理施設整備事業基本計画より



・下水道処理施設への日最大流入量 ※数量は公共下水道基本計画及びし尿処理施設整備事業基本計画より



↓ ↓ ↓ そこで当初の整備基本計画では ↓ ↓ ↓

■し尿等の処理手法としては、基本構想で示された ①下水道処理施設へのし尿汚泥投入を継続する手法と ②独立したし尿処理施設を新設する手法のうちから、〔宮古島市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）〕及び〔宮古島市し尿等処理施設整備基本構想〕にも示されている「早急な施設整備の方針」に基づいて、伊良

部佐和田にし尿等処理施設を新設（運営上必要に応じて既存投入施設を使用）するという整備計画を決定した。

この計画決定を受けて令和2年度より防衛省折衝を行い令和3・4年度の補助決定を獲得

■これまで4年間で約8,000万円の費用をかけて最終計画を策定し、令和3年3月定例会で予算承認を得て、4月5日には防衛省から内示を受けた事業が、急遽見直しになった経緯とは。

現行計画（佐和田案）の策定に掛かった費用	現行計画（佐和田案）で確定した予算
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想策定業務 3,564,000円</li> <li>・基本計画策定業務 7,260,000円</li> <li>・環境影響評価業務 29,920,000円</li> <li>・基本設計業務 39,640,700円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業費 317,909,000円 (うち補助金211,939,000円)</li> <li>・令和4年度事業費 1,143,000,000円 (うち補助金762,000,000円)</li> </ul>
4業務の合計：8,038万4,700円	計1,460,909,000円（補助金931,333,000円）

#### 〔調査特別委員会議事録より概要抜粋〕

委員：計画見直しに舵を切ったのはどういう理由か。

環境衛生課長：4月15日に市長と環境衛生課の勉強会がありまして、その中で佐和田案の課題を7項目ほど説明したら、処理共同化については議員時代からよく知っているとして市長がおっしゃって、何で国も共同化なのに、宮古島市は逆に伊良部で新しく造るのか。課題があるならば見直しも含めて検討したほうが良いと、見直し検討の指示を受けました。

委員：市長に伊良部佐和田案のメリットも説明しましたか。

環境衛生課長：いいえ、メリットは説明していません。

委員：市の統一見解として4月15日に方針転換がされていないということか。

生活環境部長：4月15日に市長から担当課に指示はございましたが、その後、5月11日に市長と関係部長、関係各課で今後の方針について協議した会議から、本格的な見直し検討が始まったと捉えております。しかし、それはまだ完全な方針転換というものではありません。防衛局との予算折衝までには明確に方針転換の決定をしなければなりません、現段階ではまだまだ方針転換決定という段階ではない。方針転換は最終判断者である市長が表明なり説明をするものだと思います。

#### 議会での予算承認後の計画見直しについて

委員：議会承認を得た後に、整備方針の変更を伴う計画見直しを行って、当初計画で承認された予算をそのまま流用して別事業を執行するという行政手法に問題はないか。

生活環境部長：なかなかない事例といいますか、私も経験のないことでございます。しかし、そこは市長としての一つの大きな決断であったというふうに受け止めております。しかし、特に違法性もないので手段としては可能だと捉えています。

↓↓↓ 見直し案の利点を聞くと ↓↓↓

委員：荷川取地区での整備に計画変更することで、どのようなメリットが生じるか。

生活環境部長：建設コスト・維持管理費の縮減、汚水処理集約化、市民負担増の回避などが上げられるが、まだ方針が固まっておらず、その根拠となる明確なデータを示せる状況にはありません。

■計画見直しに至った理由について、現行のし尿処理施設整備の計画策定過程で、下水道処理施設で3基目OD槽が供用開始になることと、処理の共同化に向けた議論が不足していたと示された。

〔調査特別委員会議事録より概要抜粋〕

委員：基本計画には「令和3年度を目標に下水道施設の増設を予定しているものの、今後もさらに下水道施設への流入量は増加するということから、下水道投入施設からの投入量の減量化が必要」として3基目のOD層整備に関する記載はあるが。

環境衛生課長：3基目のOD槽の整備が遅れていたもので、令和3年3月時点では佐和田案で予算計上をしました。しかし、4月に下水道課から3基目のOD槽の完成が1年早まりそうと令和5年度か遅くとも令和6年の4月には供用開始になるという情報がありました。3基目のOD槽が令和6年度にできるなら、佐和田案の供用開始と同じ時期に投入施設の改造案で運用できるだろうと。その次に、宮古島でも処理の共同化は可能だということを県に確認して、見直しを始めました。

↓↓↓ しかし上下水道部への質疑では ↓↓↓

3基目のOD槽整備について

委員：令和6年度のOD槽の供用開始は確定しているのか。

上下水道部長：確定という段階ではありません。

委員：現在はどのような段階ですか。

上下水道部長：整備完了には残り6億4,000万円ほどの予算が必要であり、現段階では予算獲得に向けて粘り強く交渉しているところです。予算がついて工事が始まらない限り確定とはなりません。

処理の共同化に向けた手続きについて

委員：処理の共同化を可能にするためには、下水道計画の改定作業が必要だというのが、その時期はいつ頃になるか。

上下水道部長：9月の予算が通ったら10月に契約を行って、令和4年10月に完成した後に県に提出します。その約半年後の令和5年3月に完了ということになると思います。

委員：投入施設の増設・改造事業の正当性を保つには、処理の共同化を規定する下水道計画変更の完了（令和5年3月）が、投入施設の事業計画を進めていく基点となると考えるが、その時期から設計を始めたとして令和6年4月に供用開始できるのか。

生活環境部長：本来ならば下水道計画の変更完了を受けて、次の事業をとるのが望ましいが、令和4年度には基本設計に着手して、令和4年度中から5年度に整備をしないと、令和6年4月の供用開始には間に合わないで、下水道計画の変更の作業と並行して事業を進めるということも、ある意味可能ではないかと思います。現計画では3～4年かけてきた行政手続を1年半でとなると、なかなか難しいことではありますが、庁内で供用開始の後ろ倒しという議論はされていないので、現在は令和6年4月の供用開始に向けて頑張るとしかお答えできません。

■令和3年4月に内示を受けた防衛施設周辺整備事業費の予算スライドについて、この時点まで防衛省と協議がなされていないことに対して、委員会では疑問の声が多く上がったことについて、市は「現時点で、市から防衛局に具体的な変更内容を説明できていないため、防衛省から予算に対する回答は得られない」と説明している。

#### 〔調査特別委員会議事録より概要抜粋〕

委員：4月に見直しを始めて、今日に至るまで防衛省と具体的なやり取りをしていないのか。

生活環境部長：4月の段階で防衛局に見直しを検討しているという程度の説明をしたが、それに対して防衛局から了承したとか了解したという具体的な回答はなかったと担当に聞いております。

委員：5月7日に防衛省から了解したという答弁もあったと思うが。

生活環境部長：防衛局は市の見直し検討の話は聞いているが、省の判断や見解を市に示したことはございません。

委員：9月30日に交付申請期限を迎えるとのことだが、この段階で協議が進んでいない理由は。

生活環境部長：市の内部で具体的に方針が定まっていないので、防衛局と協議が進んでいないということです。

委員：現在の防衛省予算が執行できなければ令和6年4月の供用開始は難しいと思うが。

生活環境部長：防衛省予算の活用が困難となれば、ある意味白紙に戻ってしまうというふうに考えています。

委員：時間もない中でどのような交渉をしていくのですか。

環境衛生課長：委託費・管理費・建設費の概算見積りをやって、あと事業目的を決定して変更計画をつけて9月30日までに変更申請を提出します。その後で、令和3年度予算も令和4年度の予算もまとめて令和4年2月に受け付けられれば、事業執行が可能ですというふうに防衛局のヒアリングでは答えていこうと考えています。

委員：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の補助対象項目にし尿処理施設という記載はあるが、見直し案で検討している前処理施設というものは記載されていないが、補助対象に該当するか防衛省に確認してほしい。

環境衛生課長：防衛省周辺整備の法律によると、し尿処理施設は民生安定施設の助成（第8条）、下水道は障害防止工事の助成（第3条4項）という欄で法律に記載されています。そこで現在は障害防止工事の助成ということで進めています。この事業は同法の目的（第1条）にかなうので、同法律施行令第12条に規定する補助事業に該当すると考えております。

委員：では防衛省への補助申請もし尿処理施設から下水道に変更して要求していくのか。



生活環境部長：今後防衛省との予算調整の際は、下水道施設として申請していくのが筋だろうと考えております。

↓ ↓ ↓ **しかし法律等を確認してみると** ↓ ↓ ↓

■市は法第3条の記載をもって下水道処理施設整備に対する補助金の充当が可能であると説明しているが、その法文解釈が妥当だとは考えにくく、早急に防衛省へ補助の可否を確認する必要がある。

※法第3条規定は、自衛隊活動に際して下水道管破損等の懸念に対する工事への助成と解釈できる。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(障害防止工事の助成)</p> <p>第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。</p> <p>一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設            二 道路、河川又は海岸            三 防風施設、防砂施設その他の防災施設            四 水道又は下水道            五 その他政令で定める施設</p> <p>(民生安定施設の助成)</p> <p>第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認め</p>	<p>(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p> <p>一 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設            二 道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)            三 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設            四 保健師助産師看護師法第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所            五 電波法第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設            六 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム            七 消防施設強化促進法第三条に規定する消防施設            八 公園、緑地その他の公共空地            九 水道法第三条第一項に規定する水道            十 削除            十一 し尿処理施設又はごみ処理施設            十二 老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター</p>

<p>られる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。</p>	十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）
	十四	港湾法第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地
	十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
	十六	その他防衛大臣が指定する施設

■委員会から再三にわたり「見直し案で整備する施設の概要」を提示するように要求したが、これまで対応いただけていないので、伊良部佐和田案との比較検討はできないが、質疑応答から見えてきた情報を基に参考資料を作成した。

項目	現行計画	見直し案
整備内容（場所）	新設：し尿処理施設＋既存投入施設 （伊良部佐和田）	増設：前処理施設＋改造：既存投入施設 （荷川取）
日最大処理能力	佐和田49k1＋荷川取55.5k1（補助）	前処理70k1（投入55.5k1要改造）
建設費	新設費：35億5,000万円 （防衛省補助）	増設＋改造費：約10～15億円 （補助未定）
維持管理費	佐和田2,000～5,500万円 荷川取1,000万円＋下水道使用料 （下水道使用料：稼働量で変動）	約1,900万円＋下水道使用料 （下水道使用料3,000～4,000万円）
供用開始	令和6年度	令和6年度（目標）
工事中の条件	特になし（既存施設を継続運転）	増設・改造工事中に一定期間運転停止 （仮設プラント等の検討が必要）
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設単独で処理を完結できる</li> <li>分散配置でトラブル回避</li> <li>一定の将来増加量に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設費の低減</li> <li>施設集約による維持管理費の低減</li> <li>市街地に近い</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬送距離の延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道との調整（料金・投入量など）</li> <li>狭小地での建設（建屋・配管など）</li> <li>埋立て地での建築（地盤・基礎など）</li> <li>増設／改造による不具合の懸念</li> </ul>

〔基本計画を作成したコンサルタントの意見〕

■見直し案で示された「既存投入施設の増設＋改造案」は、既存投入施設の内部及び隣接地には増設に必要なスペースがない上、施設の周囲に矢板が施行されており水槽の増設は困難であることから、「既存投入施設の処理能力増強は現実的に困難であり、本手法での施設整備は不適と判断する」と基本計画では結論づけた。

その理由として、[前処理・前脱水方式]の施設整備の場合は、同一建屋内に設備や配管を一体整備するのが望ましく、増設での整備は現実的とは言えない。

■見直し案では、島内すべてのし尿汚泥終末処理は下水道処理施設に一本化されるが、同施設は平成9年の供用開始から24年以上経過していることもあり、将来にわたる安定稼働に向けては、施設・設備の長寿命化策と投入施設からのし尿汚泥投入量の減量化が必要である。

■処理の一本化による下水道処理施設への流入量の増加によっては、令和16年度をめどとしていた第4基目のOD槽増設前倒しの検討も必要になってきます。 ※OD槽建設費：13億7,000万円

■委員会では「計画の見直し案が固まっていないため、建設費や維持管理費等を示せる段階ではない」と繰り返す市の答弁と、6月定例会での市長の「市民負担が2倍から3倍になると聞いている」という発言の整合性と、その根拠となる資料の提出を求めたが示されなかった。

#### [調査特別委員会議事録より概要抜粋]

生活環境部長：2倍3倍という根拠については承知してないところです。あくまでも事業者から上がってきた増加見込みの額を出したということです。

委員：6月定例会での市長の「市民負担が2倍から3倍になる」という発言は、事業者から作業料金を聞き取りした額が2倍から3倍であって、市としてこの額の調査や検証もしないままに、市長に議会で発言させたということか。

生活環境部長：聞き取り金額を平均したら2倍3倍になったということはございません。いずれにしても精査や根拠不足の資料を基に市長は発言をされたものだと思っております。

■ほかにも、浄化槽汚泥の収集運搬事業者が、この計画見直しの流れに関わっているのではないかと疑ってしまうような言動や事業が、委員会を通して多く見られた。

#### 運搬距離が伸びることで市民負担が増大することについて

委員：市民負担の検証として、事業者から聞いた運搬費用に対して他市町村との比較は行ったか。

生活環境部長：他地域との比較はしておりません。あくまでも業者からの聞き取りで上がってきた数値を基に市民負担の増加見込みとしました。

委員：事業者が言ったことをそのまま受けて、市の指針になる数値としたのか。

環境衛生課長：市でも事業者からの聞き取りを基に今の利益を出すためにはどのくらいの値上げが必要かシミュレーションを行いました。

委員：では市のシミュレーションと事業者の聞き取りではどちらが高いですか。

環境衛生課長：市のシミュレーションのほうが安くなりましたが、事業者の額のほうが信憑性があると思ったのでそれを使用しました。

委員：安かった市のシミュレーションを示さずに、高いほうの事業者の平均値を示すというのは、聞きようによれば市が業者に加担しているように聞こえてすごく危険ですよ。例えば、他の部署から上がってくる試算というものも、このように関係事業者からの聞き取りだけで算定しているのか。

生活環境部長：そのようなことではございません。

#### 道の勾配による積載量の減少について

委員：道の勾配に問題があって、伊良部に行くには積載量を減らさなければいけないとおっしゃいましたが、このシミュレーションも市が実際にバキューム車を走らせて検証したということか。

環境衛生課長：これも事業者への聞き取りと計算だけですが、長年作業されている事業者からの聞き取りなので、市が実際に車両を走らせてという検証は行っておりません。

#### し尿汚泥の収集運搬事業許可の拡大について

委員：現在、事業者からバキューム車の新規投入の希望があっても、市は許可しない。また、収集運搬事業への参入を希望する新規事業者がいても、市はこれを認めないとしているがそれはなぜか。

環境衛生課長：宮古島市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可事業者は、現在11社で、許可車両が19台、最大積載量は合計で60.58k1となっています。現在の搬入量が1日平均40k1前後なので、現状の台数で十分に適正な収集運搬が可能と考えています。

委員：市民負担の低減を考えると、料金が一定程度下がるまで車両を増やしてみたらどうか。

環境衛生課：そうすると既存事業者への影響を無視することになってしまう。

委員：そうであるならば、事業者にも市民負担を軽減する工夫を求めべきですよ。

環境衛生課：これ以上増やしてしまうと既存事業者への影響が大きいのだと思いますので、市民負担は大切だと思いますが、それも無視するわけにはいかない。なので、これ以上市民負担を減らすというのは難しいが、今以上に値上げしない協力とか、企業努力の要請として対応したいと思います。

#### 事業者組合主催の実証試験への市の関わりについて

※この事業は、市の意向により8月31日付で中止が決定され実際には行われていない。

し尿・浄化槽汚泥直接脱水実証試験  
(し尿等下水道処理施設構内)  
仕様書

(主催) 宮古島環境衛生施設管理組合  
(協力) 宮古島市生活環境部環境衛生課

・  
・  
・

## 目的

今般、宮古島市し尿等下水道処理施設（以下、本施設という）において、投入し尿や浄化槽汚泥、浄化槽スカム等に廃食油脂の混入が多く見受けられ、下水道終末処理場のOD槽の正常な運転に支障を来している状況を鑑み、廃油脂由来のノルマルヘキサン値を下水道投入基準値以下に抑えるため、し尿、浄化槽汚泥直接脱水実証試験を行うことにより、将来における本施設強化に最適な直接脱水システム（高分子凝集剤等を含む）を選定する目的とする。

・  
・  
・

## 4. お問い合わせ先

名 称 宮古島市環境衛生課  
担当者 宮古島市環境衛生課（担当：●●）

■このような募集の広告が宮古島市のホームページに掲載され、新聞記事にも取り上げられた。

委員：8月18日付でこのような広告がだされていますが詳細説明をお願いします。

環境衛生課長：7月13日に組合の前段である浄化槽許可業者有志会から、市長にこの実証試験の許可要請がありまして、8月10日にその回答をしております。この組合は設立したばかりでホームページを開設しておらず、事務員も未配置であるため、市のホームページを活用することで多数の応募が見込めるという考えで載せました。

委員：市の主催ではない事業の問合せ先が環境衛生課の職員になっているのはなぜですか。

環境衛生課：組合の連絡先がまだはっきりしないということで、窓口を頼まれて了解しました。

委員：市のホームページにある事業募集広告で、問合せ先も市の担当課。その事業目的に「将来における本施設強化に最適な直接脱水システムを選定する目的」という記載があれば、市の検討している見直し案に直結する実証試験だと思えると思うが、見直し案と関係がある実証試験なのか。

環境衛生課長：見直し案とは全く関係ございません。主催は組合で市は場所の提供だけで、実証試験の費用はすべてメーカー負担というものです。

委員：この実証試験は9月15～24日まで実施して、その報告書の提出を9月27日までとしています。これは9月30日に期限を迎える防衛省との折衝に必要なデータということですか。

環境衛生課長：いいえ、全く関係ありません。

委員：そうであれば、急いで市が協力して実施する必要はないのではないかと。

生活環境部長：この件については市長・副市長とも状況を共有した上で、組合に対して中止をしてくださいということで確認をしております。

■委員会からの「平成6年4月を目指している施設の供用開始が遅れても、既存施設の運用で対応できるので「問題ない」という認識は、事業者や市民生活にも「影響は出ない」ということか」という質問に対して、

市は「はい」と回答している。

〔調査特別委員会議事録より概要抜粋〕

委員：現状でも機能をフル活用で大丈夫という、このフル活用とはどういうことか。

環境衛生課長：最近になって投入施設には160 tの貯留槽が2基あることが分かりました。現在は貯水槽を交代で交互に運転して1日平均40k1をOD槽へ流していますが、この使っていない槽に留めておくことができます。これで6日分ためておくことができますから、搬入の制限をしなくてよくなります。

委員：投入施設に幾らボリュームがあっても、結局は下水道施設側の受入れ量が変わらなければ処理は進まないわけですね。6日間貯留しても下水道施設に投入できなければたまる一方ではないですか。

環境衛生課長：今1日8時間で40k1ほどをOD槽へ流しています。夜中のほうが投入は減るので、時間もコントロール可能なので16時間で流したり、日曜日にも流していくという考えです。

委員：そうであれば、なぜ今までその活用をしなかったのですか。

環境衛生課長：今年から管理を委託している業者さんと話して、そういうことをお願いしますということで了解をもらっています。

委員：でも、貯留槽が2基あるというのは、それなりの理由があって設置されているのではないか。修理のときとか災害があったときのために1基は空けておく必要があるとかではないですか。

環境衛生課：供用開始のあまり量が多くないときから貯留槽1基を使って、その日の分50k1を希釈して下水道に流すという運用でやってきたので、そこにためてということにはならなかったと。

↓↓↓ 運用マニュアルによると ↓↓↓

宮古島市し尿等下水道投入施設整備工事（機械・電気）

運転マニュアル

・  
・

第2章 設備概要

(1) 受入槽（沈砂槽）・貯留槽設備

・  
・

貯水槽（1）には、し渣離脱水機からのオーバーフロー管がありますので、常用は貯水槽（1）を使用することを推奨します。

・  
・

……場内トイレ排水の移送先である貯水槽（1）を常用とすることを推奨します。貯水槽（2）には、脱臭ダクトのドレン（pHが低い液体）が入るので、多少水を張った常態とな

ることを推奨します。

貯水槽攪拌機にし渣などが絡まった場合は、水槽の切り替えを行い、槽内を清掃するとともにし渣を除去して下さい。定期的に切り替えを行うことを推奨します。

#### 生活排水処理施設整備の必要性について

委員：逼迫した生活排水処理の状況を、既存施設の運用改善では対応できないという理由で、し尿処理体制を再構築するための検討が始まったのではないかと。

生活環境部長：計画の見直しに当たって既存投入施設を再度検証したところ、年次の法定検査の平準化を図る、浄化槽清掃業者との搬入調整を図る、OD槽への投入時間を調整する、貯留槽機能をフル活用するによって、投入施設への搬入制限は回避できると考えています。

委員：現施設のままでも運用改善で問題解決が可能であるならば、無理して処理施設整備事業をする必要はないのではないかと。佐和田の計画策定時点では市も議会も、し尿処理の現状が逼迫しているため、急ぎ整備が必要であるという認識だったが、現時点で市は投入施設をフル活用すれば事業者にも市民生活にも「影響は出ない」という結論になっている。それであれば、現状で必要と認められている「処理の共同化」の手続だけ進めて、佐和田案も荷川取案も中止にすることが、一番市民負担がなくて良いのではないかと。

生活環境部長：そのような案、考え、方針も、当局の検討の一つに上がっていることは確かでございます。ただ、この方針というものがまだ具体的に固まっているものではないので、議会や市民に説明できる段階にない状況であることをご理解ください。

委員：現時点においても、市民にも議会にも説明できない計画見直し事業であり、急いで整備しなくても市民生活に問題ないという事業であるならば、令和6年の供用開始とか防衛省予算とかにとらわれずに、一旦すべてを中止して運用改善の状況を見ながら、処理の共同化の手続が完了した後に、全くの別事業として正当な手続で計画策定されて、きちんと予算取りもして、議会に提示して承認を受けて事業執行なさったらいかがですか。

生活環境部長：予算措置も絡んでくることでもありますので、この場で「そのようにします」とは申し上げられませんが、今後どうするかについては、庁内でもあらゆる検討、協議をやってですね、やはり最終判断者、決定者が判断を下すことになろうかと考えています。

#### まとめ

10回に及んで開催してきた調査特別委員会であるが、市の計画見直し案の内容を詳細に知ることはなかなかできなかった。そのことに対して「当然、事業執行権は市長にあるのだから、事業変更が確定して議案として議会提出される前の段階で、計画の中身を議会が追求する権限はない」とする意見や、「この案件は、議会承認も国からの予算内示も終了した時点で、突然の計画見直しが始まり、そのことが議会に報告されていないという非常に特殊な案件。そのような変更をするのであれば、市はしっかりと議員からの質問に回答できるだけの準備を整えてから実行すべきで、現在のやり方はあまりにも身勝手な振る舞い」という意見があった。

その中でも、下水道処理施設の運用をめぐる課題においては、処理の共同化に向けた下水道計画の変更作業に取りかかることを、全委員で同意することができ、宮古島の長年の懸案事項が解決に向かう糸口を見いだせたと考えます。しかし、肝心の計画見直し案はといえば、整備地も曖昧な説明にとどまり、補助金獲得も不透明だった上に、市長が見直しの根拠とした整備費用や維持管理費用などの概算も示されなかったことで、供用開始まで目筋だった伊良部佐和田に計画されたし尿等処理施設事業との比較検討ができずに終わりました。それでも報告書にあるように、見直し案は数多くの疑問点を内包しているため、このままでは事業が頓挫する可能性が高いと言わざるを得ません。

市は、議会の予算承認を経た事業計画に対して、突然、見直し作業を始めた責任があるにもかかわらず、内示を出していた防衛省との交渉期限を目前にしたこの段階でも、市民や議会にしっかりと説明ができない。そんな事業が本当に市民のためになって、将来の宮古島に有益な結果となるかには疑問を感じます。ぜひとも市長には、島の未来を切り開くリーダーの立場として、市民の代表が集う議会においてこの思いに応える「意思表示」をしっかりとしていただきたいと願うものです。



令和3年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和3年9月22日（水）

（開議＝午前10時33分）

◎出席議員（24名）

（閉会＝午後5時29分）

議長（10番）	山里雅彦君	議員（13番）	前里光健君
副議長（12〃）	高吉幸光〃	〃（14〃）	下地信広〃
議員（1〃）	下地茜〃	〃（15〃）	砂川辰夫〃
〃（2〃）	仲里夕力子〃	〃（16〃）	我如古三雄〃
〃（3〃）	島尻誠〃	〃（17〃）	下地勇徳〃
〃（4〃）	友利光徳〃	〃（18〃）	栗国恒広〃
〃（5〃）	狩俣勝紀〃	〃（19〃）	上地廣敏〃
〃（6〃）	新里匠〃	〃（20〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	平百合香〃	〃（21〃）	佐久本洋介〃
〃（8〃）	平良和彦〃	〃（22〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	上里樹〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
〃（11〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃
農林水産部長	平良恵栄〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

◎議長（山里雅彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時33分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第8号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第76号から日程第41、陳情書第26号までの計41件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（上地廣敏君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）、修正可決。

議案第76号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第77号、宮古島市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第78号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第84号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、原案可決。

議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

認定第6号、令和2年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の歳出については、文教社会委員会において、「4款衛生費、2項清掃費のうち、3目し尿処理費、12節委託料、し尿等処理施設整備事業委託料を2,785万1,000円減額したい」との修正案が提出され、「し尿処理施設に関する議論の中で様々な不具合等も指摘されており、それらの調査を進めていくためにもぜひ補正予算を通していただき、宮古島市のし尿処理が今後どのように適正に行われていくかという基礎調査を行っていただきたいと考えるので修正案に反対」、「現行案の見直しは決定されていないという意見があったが、この補正予算は決定の検討に当たっての必要な調査費用というふうに理解している。見直しをするに当たってスピーディーに責任を持って対応できるようにすべきであるという立場から修正案には反対」との反対意見と、「伊良部佐和田での現行計画がはっきり変更になったわけでもなく、まだ調査特別委員会からの調査報告書も出ていない中で、現行計画の変更ありきの事業は急ぐ必要はないため、修正案に賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で修正案が可決された。また、修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって議案第67号は、修正可決された。

議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の歳出について、「2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料の感染対策を踏まえた消費促進による経済振興事業委託費について、

事業実施に際して1,000円のクーポン券を予定しているが使い勝手のよい500円にしてほしい、また支給対象者が12歳以上となっているが、全市民を対象にすること、加えて交通弱者・買物弱者の高齢者等が利用している移動販売車にもクーポン券が使えるようにしてほしい。これらの意見を尊重して事業実施をしてほしい」との意見が付された。

議案第67号令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

議案第67号令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）を次のように修正する。

第1条中、「4億4,632万5,000円」を「4億1,847万4,000円」に、「392億9,752万1,000円」を「392億6,967万円」に改める。

第1表歳入歳出予算中次のとおり改める。歳入、20款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額が「29億8,322万7,000円」、補正額が「1億3,593万2,000円」。計で「31億1,915万9,000円」となり、歳入合計が「388億5,119万6,000円」、補正額が「4億1,847万4,000円」。計で「392億6,967万円」となります。

次に、歳出であります。4款衛生費、2項清掃費、補正前の額が「15億8,891万8,000円」、補正額が「1,134万1,000円」。合計で「16億25万9,000円」。款の合計が「24億6,021万8,000円」、補正額が「1億4,332万4,000円」。計で「26億354万2,000円」となります。歳出合計、補正前の額で「388億5,119万6,000円」、補正額で「4億1,847万4,000円」。計で「392億6,967万円」となります。

修正の理由。この修正は、し尿等処理施設整備事業委託料を2,785万1,000円減額したいとの案である。

歳入歳出総額を392億6,967万円に減額する。

歳入は、20款繰入金の2項基金繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金を2,785万1,000円減額する。

歳出は、4款衛生費、2項清掃費のうち、3目し尿処理費、12節委託料、し尿等処理施設整備事業委託料を2,785万1,000円減額したいとの案である。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第15号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、不採択とすべきもの。

陳情書第18号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）、採択すべきもの。

陳情書第25号、下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全陳情書、採択すべきもの。

陳情書第26号、バス停の環境整備に関する陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第18号、陳情書第25号、陳情書第26号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

不採択の理由。陳情書第15号については、「陳情書に、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきという文言があり、この陳情書は令和元年6月定例会に提出されている。民意的にも議論されていると思う。国のほうでも議論され工事も施行しているので改めて意見書を提出する必要がない」との反対意見と、「公明党沖縄としては、辺野古新基地に関してはノーと言うことで、その中で我々は国外県外を含めて固定化

を防ぐために、しっかりと議論を重ねていくことは大事だと思うので採択してほしい」、「沖縄県に米軍基地の70%が集中している。政府は沖縄県民に負担を軽減すると言いながら、前に進んでいないのが現状である。2019年2月に行われた、沖縄県民による辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず、民意が尊重されない。県民投票で示された民意を政府がしっかりと向き合い、国民的議論を行った上で国会において沖縄米軍基地の負担軽減を国が責任を持って解決するべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

#### ◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第68号、令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第70号、令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第71号、令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第79号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第80号、宮古島市児童館条例の一部改正について、原案可決。

議案第81号、宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定について、原案可決。

議案第82号、宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について、原案可決。

議案第83号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

認定第2号、令和2年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、令和2年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、令和2年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第19号、国立病院の機能強化を求める陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第19号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

#### ◎経済工務委員会委員長（我如古三雄君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。経済工務委員会委員長、我如古三雄。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第69号、令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第72号、令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第73号、令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第74号、令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、原案可決。  
議案第75号、令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）、原案可決。  
議案第85号、平良港総合物流センター建設工事（建築）請負変更契約について、原案可決。  
議案第86号、字の区域の変更について、原案可決。  
議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案可決。  
議案第88号、令和2年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。  
議案第89号、令和2年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。  
議案第90号、令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。  
認定第3号、令和2年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。  
認定第7号、令和2年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。  
認定第8号、令和2年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。  
認定第9号、令和2年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定について、認定。  
認定第10号、令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定について、認定。  
認定第11号、令和2年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定について、認定。

◎予算決算委員会委員長（上地廣敏君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、山里雅彦殿。予算決算委員会委員長、上地廣敏。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

認定第1号、令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第1号については、「市役所新庁舎建設の工事請負費について、地方自治法、条例等に違反すると思慮する事業執行になっている。その理由として、国策による地域外労働者の確保に当たり国・沖縄県の運用基準を守っていないことや、宮古島市工事設計変更要領にも反する。楊重機（クレーン）に関する一般質問の答弁でも虚偽答弁を繰り返し、特記仕様書もなしに設計変更が行われ契約違反の疑いがある。また、電気設備の許可を受けていない1工区の業者に対し、2工区の電気設備工事を追加する契約を行っており、建築業法に違反すると思慮される。よって不認定と判断する」との反対意見と、「議会を通してこれまで何度も質疑を行い問題ないと思う。当時の市の工事環境を考慮して、当局が様々な工夫を懸命にやった結果だと考える。認定するべきだ」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で認定された。

◎議長（山里雅彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、9月定例会での最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご留意願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第76号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君

議案第76号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてですが、これは議案第76号も次の議案第77号の関連する議案なんです。国会でデジタル法が成立しています。その内容は、デジタル技術を活用して行政の業務を効率化し、市民の利便性を向上させることは大切だと考えますが、しかしそれに当たって行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用、これは国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行われなければならないと考えます。このデジタル関連法は、行政が個人情報を集積して、そのデータを企業等に開放して利用しやすい仕組みにすることを優先しています。そのために、個人情報がないがしろになっています。

さらに、行政が保有する個人情報をもうけのためとして本人の同意もなく目的外利用し、外部提供して成長戦略や企業の利益につなげる内容になっています。個人情報をもうけの種とすることが行政の仕事と言えるのか疑問です。

次に、今回の条例改正はその一環として行われるもので、今後の本市の条例づくりに縛りがかけられます。情報システムの共同化、集約化によって、自治体は国がつくる鑄型に収まる範囲の施策、例えば子供の医療費の無料化とか、重度心身障害者児に対する助成とか、国の決める範囲内でしか仕事ができないということになりかねません。

◎議長(山里雅彦君)

上里樹議員、もう少し簡潔にお願いします。

◎上里 樹君

まとめます。国と自治体の在り方を大きく変えて、地方自治の多様性をなくして、自治体の自立性を失わせるおそれがあります。これは、住民の福祉の増進を図ることを基本にした地方自治体の住民自治、団体自治を侵害するものと考えます。

以上の理由で、日本共産党はこのデジタル関連法に反対をいたしました。よって、この議決に参加せず、退場させていただきます。

◎議長(山里雅彦君)

上里樹議員、反対討論ということは、この案件に反対ですから、いたほうがいいのかと思うんですが、退席しますか。

(上里 樹君、退席)

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時02分)

(上里 樹君、着席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開＝午前11時02分)

次に、日程第2、議案第77号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君

この議案第77号についても、議案第76号同様、議決に参加せず、退場させていただきます。

(上里 樹君、退席)

◎議長(山里雅彦君)

これより議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時03分)

(上里 樹君、着席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

次に、日程第3、議案第78号、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第4、議案第79号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第5、議案第80号、宮古島市児童館条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。



次に、日程第6、議案第81号、宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第7、議案第82号、宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は可決されました。

次に、日程第8、議案第83号、宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第9、議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)及び修正案に対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の修正案について、反対の立場で討論いたします。

この修正案は、4款3目12節し尿等処理施設整備事業委託料2,785万1,000円の委託料を認めず、減額修正をするというものです。し尿処理場については、現佐和田での建設について見直しをすることを市長が明言いたしています。調査特別委員会の中で見直し案の具体的な内容が長時間にわたって聞き取りが行われる中、夏場のし尿処理の制限をする原因の一つとして、OD槽の微生物の動きが弱くなることが挙げられ、その原因についてし尿、浄化槽汚泥、浄化槽スカム等に廃油分が多く、腐敗が起りやすいことなどが原因ではないかということが下水道課からも環境衛生課からも指摘されていました。事業者からぜひ調査をさせてほしいという要望もあったようですが、調査特別委員会では一部の事業者に市の施設を利用して実験を行うのは問題があるので、市が独自で予算を取って調査を行うべきという意見がありました。

この委託料の説明の中で、委託調査の内容について、廃油由来のノルマルヘキサン値の調査、汚泥の処理方法の最適化など、今後の適正なし尿処理に関する見直しに係る基礎調査であるとの説明がありました。

この調査は、上下水道部が今定例会に補正要求をしている共同化への調査資料作成とともに、今後の宮古島市のし尿等の共同処理の見直しに係る大切な調査であり、しっかり調査を行って、市民にとって負担の少ない最適共同処理を行うための基礎資料としてもらいたいと考えます。

費用の減額をするべきではないと考え、この修正案に反対いたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、賛成の立場で討論をいたします。

この事業ですね、昨日の一般質問の中で平良敏夫議員にでしたかね、この見直し案に深く関わりのある重要な調査でありますというふうにご答弁をいただいております。ということは、見直し案を進めていくための予算であるというふうな認識であります。今定例会に提出されている決算の中でですね、し尿処理施設に関する基本設計の費用が3,900万円でしたかね、上がっております。これ、伊良部案をやらなければ、使わない設計の費用で3,900万円が決算されているわけですね。

今この状況というのは、まだ防衛省との予算折衝をクリアしていない、その段階において次の事業に係る調査を予算立てすること、これは今必要ないというふうに私は理解をしております。もしこの事業を予算化していくのであれば、当然のことのようにこの見直し案が進行できるという担保、いわゆる防衛省との折衝をクリアした上で提出されるべき案件であるという考えから、これを削除することに賛成をいたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地 茜君

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案に反対の立場で述べさせていただきます。

この事業が令和6年度に開始できるかどうか分からないということをおこれまで大きな問題にしながらで

すね、今回のこの報告の中では急ぐ必要はないということを述べられておりまして、その点に矛盾を感じます。

また、一般質問の中では、議決権と執行権の違いなどのお話も今回あったかと思います。今回調査費用の項目を削除するという事は、市長の執行権に踏み込むものであると考えますので、以上の理由から修正案には反対いたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎狩俣政作君

議案第67号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）の修正案に賛成の立場で討論します。

これ、3月定例会において、伊良部佐和田でのし尿処理整備施設についての予算、承認した予算が4月になって見直しされたにもかかわらず、6月定例会で調査特別委員会、今9月定例会においても、その防衛省の予算の流用、またはランニングコスト、そして市民負担が2倍、3倍になるという根拠一つすら示していないので、この予算に対する修正案に賛成します。

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより委員会修正案を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について採決します。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第67号は修正可決されました。

次に、日程第10、議案第68号、令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第11、議案第69号、令和3年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第12、議案第70号、令和3年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第13、議案第71号、令和3年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第14、議案第72号、令和3年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第15、議案第73号、令和3年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第16、議案第74号、令和3年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第17、議案第75号、令和3年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は可決されました。

次に、日程第18、議案第91号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は可決されました。

次に、日程第19、議案第84号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は可決されました。

次に、日程第20、議案第85号、平良港総合物流センター建設工事(建築)請負変更契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は可決されました。

次に、日程第21、議案第86号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第22、議案第87号、和解及び損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第23、議案第88号、令和2年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は可決されました。

次に、日程第24、議案第89号、令和2年度宮古島市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第89号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は可決されました。

次に、日程第25、議案第90号、令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第90号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は可決されました。

次に、日程第26、認定第1号、令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

認定第1号、令和2年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から討論いたします。

東日本大震災後の国の特別な政策に基づく地域外労働者の確保に当たり、本市は国の通達、県の運用基準を守らず、支出が行われていることです。まず、昨日の一般質問で明らかになったように、国、県の運用基準では、支出実績に基づいて最終精算をしなければならないのに、令和2年5月8日の臨時会で第2回の設計変更契約を実施計画書に基づいて議決させたことです。関連して、地域外労働者の食事費等、領収書が不備であると同時に、食事費の内訳が不明確であります。

第2に、国の政策で他の工事と区別して運用基準を定め、特別な扱いになっている地域外労働者確保に基づいて確保された労働者の費用2億2,000万円余を軽微な変更として他の工事に追加していることです。



第3に、揚重機、クレーンのことですけれども、この設計変更の問題です。工事に入る前の平成31年4月28日に施工計画書を提出して工事に着手していながら、1年後の令和2年5月8日の臨時会の設計変更で契約、約3億円近い増額をしていることです。

第4に、請負契約を1工区、2工区に分けて発注し、議会で議決をさせておきながら、全く別工区の2工区の工事、電気設備工事を第1回の設計変更で1工区に追加し、電気設備工事の許認可を受けていない受注者と契約を行ったことです。

このような事態を招いたのは、当初から議論に必要な資料を当局が議会に提出せず、議会においては質問に対し虚偽答弁を繰り返す、結果このような事態を招いたことを厳しく併せて指摘します。

地方自治法、条例等に違反する、このように判断することから、この決算は不認定といたします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより認定第1号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第27、認定第2号、令和2年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより認定第2号採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第28、認定第3号、令和2年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第29号、認定第4号、令和2年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第30、認定第5号、令和2年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第31、認定第6号、令和2年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第32、認定第7号、令和2年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第33、認定第8号、令和2年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第34、認定第9号、令和2年度宮古島市公共下水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第35、認定第10号、令和2年度宮古島市農業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第36、認定第11号、令和2年度宮古島市漁業集落排水事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第37、陳情書第15号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

この陳情書は、委員会で採択されなかったということですが、私は採択に賛成する立場で討論をさせていただきます。

沖縄は、第二次世界大戦で本土防衛の捨て石とされて、米軍の本土上陸を引き延ばすための作戦のために県民の4人に1人が犠牲になったことは周知の事実です。戦争に翻弄され、その後もサンフランシスコ平和条約でアメリカ軍の駐留が続き、長く基地と共存することを余儀なくされ続け、沖縄は基地被害からの脱却、平和憲法の下への復帰を求めて本土復帰を果たしましたが、基地負担はいまだに軽減されておりません。辺野古新基地建設は、沖縄県民の長年の願いを踏みにじる行為であり、そのことは県民投票の結果でも再確認をされました。

この陳情書は、沖縄県民が求め続ける平和憲法の下で沖縄県民に法の下での平等を求める当たり前の願い

です。日米安保条約の下で平和を享受しているという認識であるならば、米軍基地の70%は沖縄に集中し、経済発展の阻害要因である基地負担の重圧に苦しむ沖縄にこれ以上基地負担を押しつけず、日本全体で国民的議論を行ってほしいというのはごく真っ当な意見書であり、宮古島市議会としても提出に賛同すべきであると考えます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

私もこの陳情書第15号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に賛成の立場から討論させていただきます。

2019年2月に行われた辺野古新基地建設の是非を問う県民投票は、投票総数の7割以上が反対の意思を示しました。しかし、政府はその民意を受け止めないばかりか、沖縄戦没者の遺骨が眠る沖縄県南部から採取した土砂を新基地建設の埋立て工事に使用することが明らかになり、県内外から抗議の声が上がっています。

県民の民意に反する辺野古新基地建設は直ちに中止すべきであり、戦没者が眠る土砂を埋立てに使うことは、戦没者の尊厳に関わる重大な国民的問題です。国のためにと犠牲になった人々、生まれたばかりの赤ちゃん、子供、多くの無辜の民が眠る土砂を海に沈めて新基地建設の人柱にすることは、人の道に反する非常な暴政であり、絶対に許せません。普天間基地を運用停止にすることは、日米両政府が世界一危険な基地であることを認めていることから、当然です。

辺野古新基地建設は、計画で13年以上先になるばかりか、軟弱地盤の存在は建設工事そのものが不可能だという専門家の指摘があるとおおり、建設はできません。普天間基地の速やかな危険性の除去を名目に、辺野古新基地建設を強行していますが、普天間基地の返還はもとより、県民の長きにわたる一致した願いです。

以上の理由から、本陳情書の採択に賛成するものです。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第15号を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第15号は採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第15号は不採択されました。

次に、日程第38、陳情書第18号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第18号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号は採択されました。

次に、日程第39、陳情書第19号、国立病院の機能強化を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第19号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第19号は採択されました。

次に、日程第40、陳情書第25号、下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食に関する海浜保全陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第25号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第25号は採択されました。

次に、日程第41、陳情書第26号、バス停の環境整備に関する陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第26号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第26号は採択されました。

次に、日程第42、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

次に、日程第43、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

次に、日程第44、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第4号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と決しました。

次に、日程第45、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第5号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は適任と決しました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆様は退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時42分)

(当局退席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開＝午前11時43分)

次に、日程第46、意見書案第11号から日程第48、意見書案第13号までの計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎総務財政委員会委員長(上地廣敏君)

意見書案第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和3年9月22日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し

地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽



化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

#### 沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

次に、意見書案第13号、下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和3年9月22日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。総務財政委員会委員長、上地廣敏。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書

近年、下地与那覇地区の西浜・前浜における海岸、砂浜の浸食がかなり深刻な状況にあり、消滅の危機に直面している。当該「前浜ビーチ」は白砂の海岸線が7kmに及び、壮大かつ美しい景観から「日本のベストビーチ1位」に幾度となく選ばれており、宮古島市民は当然のこと多くの観光客が訪れ、親しまれているビーチであり、水質についても、「水質A」の判定を得ており透明度も高い。

長年開催され宮古島を代表するスポーツイベントとして全国的にも認知され、地域の観光振興と経済活性化に寄与している「全日本トライアスロン宮古島大会」のスタート地点でもあり「宮古島の海びらき」も当ビーチで行われている。まさに宮古島を代表する観光資源であり財産、「島の宝」といえる。

近年は砂浜浸食の進行が激化し、貴重な砂浜が消滅しつつあり環境の変化とともに観光への影響も懸念される。一部の区間について、民間により護岸工事や養浜工事が行われているが対応に苦慮、養生が間に合っていない。

自然環境保全、防災の観点からも「観光資源・国土保全対策」の実施を要請したい。

記

1. 砂浜の流失阻止対策を講じること。
2. 砂浜の養浜対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、要請書として沖縄県議会議長。

#### ◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

意見書案第12号、国立病院の機能強化を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和3年9月22日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 国立病院の機能強化を求める意見書

貴職におかれましては、日頃より国民の医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）」の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. 新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。

①国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。

②「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

3. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後2時00分）

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第46、意見書案第11号から日程第48、意見書案第13号までの計3件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第46、意見書案第11号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は可決されました。

次に、日程第47、意見書案第12号、国立病院の機能強化を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第12号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は可決されました。

次に、日程第48、意見書案第13号、下地与那覇地区西浜・前浜ビーチ浸食による海浜保全対策を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第13号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第13号は可決されました。

次に、日程第49、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査についてを議題とし、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長から審査結果報告を求めます。

◎宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長(濱元雅浩君)

委員会調査結果報告書。令和3年9月22日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長、濱元雅浩。

本委員会は、付託された事件を調査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

簡単にではありますが、報告書のほうをもって少し報告をさせていただきます。報告書の1ページにありますとおり、現在宮古島市では投入施設を介して最終的には下水道処理施設のほうで全てのし尿等の汚泥を処理している状況であります。

中段のほうにありますとおり、今夏場ですね、下水道への影響があるということで、投入制限が夏期、通常ですと50キロリットルのところが10キロ減の40キロリットルという制限をかける場合もあるというふうに、これ平成28年から毎年行われているという報告でありました。それに伴って、投入施設の浄化槽世帯等々からの事業者の搬入を制限しているということが現在起こっているということでもあります。

このような状況を踏まえてですね、市としてはこれまで、この将来的に公共下水道の処理能力以上のし尿等の発生が見込まれるということで、それもできるだけ早い段階でそれを改善しようということで、幾つかの計画、構想等々をもって、佐和田のほうで独立した形のし尿処理施設を造るということで決まっていた。

しかし、今いろいろな見直しなどを含めていった中で、現在の市の認識としてはこれまで稼働されていなかったとされる投入施設の機能をフル活用すれば、当面の間、これ令和10年ぐらいということでご答弁いただいていた、この間は問題なく現状でも処理できるというふうに考え方が少し変わってきております。

2ページに行きますと、それで現状どうかというところでグラフが2つあります。上のほうが下水道処理施設への日の平均の流入量ということであります。現在下水道処理施設、OD槽が2基ありまして、日の最大処理量というのが、処理可能量というのが5,600立方メートル、これ赤い点線でありますね。これ令和5年の段階で5,446立方メートル、令和6年には5,632立方メートルということで、日の最大処理可能量を超えてくるということがあります。

下のほうの段にグラフに行きますと、市がずっと言っておりますOD槽の3基目が令和6年をめどに整備できるように今頑張っておりますということでありました。じゃ、そのOD槽の3基目が出来上がったタイミングでのこれが最大の流入量ということで行きますと、この青い点線のほうで令和10年にはそれをぎりぎりのところまで処理量が増えてくるというふうなことでありました。この図というのは、構想の段階、計画の段階でずっと出ている処理数をグラフ化したものであります。ですので、早急な施設整備ということに方針立てをしていて、それによって令和2年から防衛省との折衝を行い、令和3年度、令和4年度において補助金の決定がなされたということでありました。これ、現行の伊良部案の流れを今話しております。

3ページに行きますと、その計画は大体4年間いろいろな構想、8,000万円ぐらいの費用をかけて行ったというお話です。令和3年度には3億1,700万円余り、令和4年度には11億4,300万円の事業費ということで、そのうちの補助が9億3,100万円ほどついているというところでありました。これをですね、見直しをかけていくということになりました。

この基点となるのがOD槽の3槽が早めに出来上がるという情報、これもしっかりと確認を上下水道部にすると、そのようなことを伝えたことはないということで、曖昧な情報のままこれが進んでいっているというのが現実であります。

6ページにありますけれども、じゃその予算というのはどういうふうに確保できるのかということ、防衛省予算がありますということではあったんですけども、6ページにこれが防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律というものの、これに基づいて防衛省の周辺整備予算というのは規定されています。現在の佐和田のし尿処理施設というものは、その第8条にあります民生安定施設の助成という項目で、これに係る法律施行令第12条の第11項に「し尿処理施設又はごみ処理施設」というふうな記載があり、この記載があるという、この項目において補助がつけられております。

前のページ、5ページに戻っていただいて、下段のほうにありまして、この項目に沿って今ついている補助金を別の施設に使うことができるかというのが大きな疑問としてあった。それに対してですね、下のほうで当局としては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律によると、し尿処理施設は民生安定施

設の助成（第8条）、先ほど言いました。下水道は障害防止工事の助成（第3条4項）という欄で法律に記載されていますというふうにおっしゃっておいりました。その後で、今後は防衛省との予算調整の際は、下水道施設として申請していくのが筋だろうというふう結論づけております。

6ページに戻りまして、その第3条で記されているもの、障害防止工事の助成という中の第4項に確かに下水道という記載はあります。しかし、これの中身を見ますとですね、車両の通行等々で及ぼす施設への被害があるので、それを防止するための工事を助成しますという内容になっております。そこから考えると、この第4項で書かれている下水道というのは、道路に布設されている下水道管を指す、そのように解釈するのが妥当だと思われ、下水道の処理施設にこの費用を使うということは少し考えにくいのではないかとこのように思います。民生安定施設の中、16項目ある補助のメニューの中に下水道処理施設、または前処理施設、投入施設、そのような文言がないということに疑念を感じているところであります。

ほかではですね、やはり市長が議会で答弁をされている事業者から聞いたところ、2倍、3倍になる、これが市民負担になるので、これを改善していくのだというところでの2倍、3倍の根拠となる資料、それはございませんでした。事業者から聞き取りをした数字、それであっても2倍になっている数字はございません。そういう中での発言があったということは、当局も根拠のない、明確な根拠に基づかない発言であったということをお認めしております。

もろもろそういう流れがあって、ではもう一つ、施設整備費用というところで大きな差があるというふうにおっしゃっておいりますが、改造、増設という事業であれば、約10億円程度でできるのではないかとこのものと、35億円の今の予算との比較をされておいりました。しかしながら、この増設案というのは現実的ではないというふうコンサルの方からも聞いており、当局としては今回の定例会の一般質問で、この増設、改築ということではなくて、前処理施設を投入施設とセットにした一体型の整備というのが妥当であるというふうにお答えになっております。その際は、15億円から20億円という費用になります。しかしながら、それに加えてですね、港湾施設内で建てる場合は、あそこは埋立地であります。これは、この計画でも同じような前処理プラス投入施設の一体型の整備というのがございます。これで調べられているところによりますと、ここは埋立地であるということでもありますので、基礎が軟弱である可能性があるため、その整備も別途必要である。それ以外に、搬入路の道路の設営も必要である。それも別途の金額です。また、緩衝帯の整備も必要である。それも別途であるというふうに記載をされておいりますので、今の伊良部の35億円と、もちろんそれよりは減る可能性はありますが、全体として大きな差が出ているということはお認められないというふう私の方では考えております。

ランニングコストに関しては、この施設の設備が決まらない限り、ランニングコストを出すことができないということで、この差がどのぐらいあるかというのは検証はできませんでしたがけれども、しかしながらもう一点すごく疑問になったのは、この投入施設から下水道処理施設に最終処理をお願いするという形で使用料が発生しています。年間で約4,000万円前後で、その使用料を払っている。これは、もちろん前処理施設がし尿処理の最終処理を下水道施設にお願いをしている使用料なので、ランニングコストとして考えるのが妥当だと思っておりますが、当局はこれを省いた施設運営費の1,900万円だけがランニングコストであるということをおっしゃいます。しかし、これを合わせると5,900万円という、全体、それは処理に係る費用であるので、これはランニングコストに入れるべきだという話をしたところ、生活環境部長はそれ

が当然ですという話になっておりますので、ランニングコストでもそれほど大きな差が出るとは考えられないというところになっております。

まとめで少しお話をします。12ページにありますまとめ、10回に及んで開催してきた調査特別委員会であるが、市の計画見直し案の内容を詳細に知ることはかなわなかった。そのことに対し、当然事業執行権は市長にあるのだから、事業変更が確定して議案として議会提出される前の段階で、計画の中身を議会が追求する権限はないとする意見や、この案件は議会承認も国からの予算内示も終了した時点で、突然の計画見直しが始まり、そのことが議会に報告されていないという非常に特殊な案件である。そのような変更をするのであれば、市はしっかりと議員からの質疑に回答できるだけの準備を整えてから実行すべきで、現在のやり方はあまりにも身勝手な振る舞いというような意見もありました。

その中でも、下水道処理施設の運用をめぐる課題においては、処理の共同化に向けた下水道計画の変更作業に取りかかること、このことは全委員が同意して、今予算も可決されております。これは、長年宮古島の懸案事項であった下水道処理の問題の一部目的外使用にならないようにするということの懸念を解決する糸口となるということで、非常に喜ばしいことだと考えています。しかし、肝心の計画見直し案とはといえば、整備地も曖昧な説明にとどまり、補助金獲得も不透明だった上に、市長が見直しの根拠とした整備費用や維持管理費用などの概算も示されなかったことで、供用開始まで目筋だった伊良部佐和田に計画されたし尿等処理施設事業との比較検討ができずに終わった。それでも報告書にあるように、見直し案は数多くの疑問点を内包しているため、このままでは事業が頓挫する可能性が高いと言わざるを得ないと結論づけております。

ずっと再三市のほうでは令和3年9月30日が期限であるということは、防衛省との折衝期限であるということでは言っております。ただ、9月30日にやらなければいけないということではないんですよ。最初は、令和3年4月28日の折衝、これで今年度、来年度の補助金の額が決定するという、そういうヒアリング、話し合いがありました。その時点から始まっているこの折衝が最終期限である9月30日までかかっているというのが現実であります。その理由を聞くと、現段階においても防衛省に示せるだけの変更案の資料、方針が定まっていないという答弁を終始しております。そのような現状で防衛省の折衝の最終期限を迎えるという今の状況をこの報告書のほうでまとめさせていただきました。

#### ◎議長（山里雅彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

#### ◎下地 茜君

単純に幾つかお聞きしたいんですけども、この現行案のほうですね、7ページに35億5,000万円の新設費とございます。このところ、この金額に前処理施設が入っているのかというところが少し明確でないなと思いましたが、先ほど見直し案では別途何が必要というようなことはおっしゃられていたんですけども、現行計画ではこれは35億5,000万円の中には前処理施設は荷川取で投入する分が55.5キロリットルあるということなので、ここで本来必要と思われる前処理施設の費用というのは35億5,000万円に入っておりますでしょうか。

◎宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長（濱元雅浩君）

この35億5,000万円というものは、伊良部佐和田にし尿処理施設を建設するという費用で35億5,000万円です。搬入路に関しては、現状ある搬入路を使うということで、費用の増額はございません。また、排水に係るプール等々も現状のものを使うということでありますので、これもプラスでは存在はしません。緩衝帯も現在この佐和田のほうにはございますので、新たな整備は必要ないということでもあります。現行の投入施設に前処理施設を造る、加えるという費用は入っておりませんし、その検討もこの計画ではされておられません。なぜなら、この佐和田にできるし尿処理施設で基本的にメインとして処理をすれば、下水道への油の流入等々は存在をしません。その上で、そこで処理がかなわない部分に関しては、現状の投入施設を使っていくという考えであります。それが量的に非常に現状より多くなったり、現状規模になることはないという計画でありますので、そこに前処理施設を設置する必要性は、この計画の中では現状は発生をしていないということで、35億5,000万円で全て賄えるという、そういう予算として計画には書かれております。

ただし、実施設計の段階にまだないので、この35億5,000万円も概算ということで、これが下がる可能性はあるということがございます。

◎下地 茜君

今のご回答の中でですね、少し気にかかる部分があったんですけども、この現行案では佐和田に49キロリットル、荷川取に55.5キロリットルに分けて処理をするということで、これは想定しているかと思うんですね。新聞報道などでは、この運搬業者の方が佐和田にこれを運搬するケースと荷川取に運搬するケースと2通りある中で、どちらを選択するかというところの話を以前されていたというような記事を読んだ記憶があるんですけども、そうすると宮古島にいる業者の方は橋を渡っていくよりはですね、荷川取のほうに運ぶ回数も減るしというような、コストも減るしということで、私たちはこの荷川取のほうに基本的に行くような形になりますよというような話をされた、その中で市もそれでいいですよということを話されたようなことが以前あったという記事を読んだんですけども、そうすると今の話だと、佐和田に造った場合に、佐和田で使うということを原則にするということなんでしょうか。そののところを確認させてください。以前業者の方が市と話しされたときは、荷川取でも佐和田でも裁量はお任せしますという話だったのかと思うんですけど、今の調査特別委員会委員長の報告の中では佐和田を原則にするというように聞こえたので、確認をさせてください。

◎宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長（濱元雅浩君）

その事業者とお話をされたというのがいつのタイミングの話か分かりませんが、それは見直しが始まってからの話かなというふうに私は思っております。その以前には、このように書かれております。計画においては、新し尿処理施設を建設し、運用上必要に応じて既存下水道投入施設を使用するというふうにしっかりと書かれていて、それに向けての計画であります。ですので、基本的には佐和田の処理施設を使うというのが当然の考えであります。

◎下地 茜君

これ以外にもいろいろ問題はあると思うんですけども、少しこの点に絞って言うと、この業者、恐らく市と話してきたことと内容が違うというような状況で今進もうと、もし現行案でこのまま行くとですね、



というようところがうかがえるということ、もしそうではなくて荷川取のほうでも使っていいよとなると、やはり前処理施設、これは集落排水とか、あの辺も前処理施設必要という状況なのかなと思っているんですけども、こういったところの問題を解決していくのに、やはり前処理施設が必要となると、35億5,000万円は基本的にはプラスになる、そこのところの計算が入っていない数字で出ているものと思うので、やはりその辺りのことを考えた見直し案だと思うんですね。そのところの検討が全く調査特別委員会のこのまとめの資料では入っていないので、少しそこは不足している視点かなということをお願いしたいと思います。

◎宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長（濱元雅浩君）

誤解されては困るんですけども、調査特別委員会では新たな見直し案がどのようなものであるかということをお局にご回答いただくということをやってきました。現行計画に関しましては、こういうふうな整備計画というのがしっかり確定されておりますので、これを参考にさせていただきながら、今回の調査特別委員会では見直し案の中身についての質疑を行った。その上で、現行案との比較はできなかったというふうなまとめでありますので、この現行計画には現行計画の資料に基づいてご理解いただければと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

日程第49、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査についてに対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

私も調査特別委員会の委員ですから、あなたも話したんでしょうというふうに言われるのかなと思いつつながら討論をさせていただきます。

先ほど調査特別委員会委員長がお話をされていたとおり、これ長時間をかけて見直し案、まだ具体的な内容が決まらない見直し案を二転三転しつつ、長時間にわたって審議をしたものですが、現行案を計画案に示されたとおりにというふうな調査特別委員会委員長自身がこれに関する答弁をしていますが、当局からはほとんど聞き取りが行われておりません。しかし、令和元年度、本当に一般質問の中で様々な指摘が行われていて、これに対する具体的な回答がないんですね、現行案に対する回答です。荷川取の前処理施設建設をさらに行うのかということに関しては、前処理施設は当然両方を使う案ですから、必要になるのではないかとということがあって、35億5,000万円では収まらない。荷川取と佐和田への投入について、事業者にどのような割り振りを行うのかという質問も一般質問であります、それは業者と相談をしてやるとしか当時の部長は答えていないんですね。処理水を白鳥崎に流すのかということに関して、先ほど調査特別委員会委員長からため池を使ってという話がありましたが、委員会の中でも当局からのそういう説明はありませんでした。

それから、共同化を進めるとして、新設の汚泥処理と下水道での処理を分けて行うのかという点に関し

でも、きちんとどれがよいとかという話、比較検討が行える状況ではない。ですから、佐和田案についても細かく議論が行われないまま、現行計画は進んでいったと思います。

もう一つは、これは伊良部大橋を1日何台のバキュームカーが通るのかという一般質問も行われておりますが、これに関する明確な話もまだないままです。

ですから、市長が今見直しを行うと言っている、現行施設に比べると建設価格も抑えることができる、それからランニングコストも下げられる。確かに細かな数字や具体的な計画はありませんけれども、これは現行案と見直し案との比較には全くなっていない調査特別委員会だったというふうには私は思っております。

◎議長（山里雅彦君）

討論の方向でよろしくお願いします。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査についてを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、調査特別委員会調査報告書のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査については、調査特別委員会調査報告書のとおり承認されました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部……

（「議長」の声あり）

◎新里 匠君

話合いしたい案件があるので、30分から40分程度休憩をお願いします。

◎議長（山里雅彦君）

今2時34分ですから、3時5分までいいですか。

◎新里 匠君

はい、お願いします。

◎議長（山里雅彦君）

3時5分まで休憩します。

（休憩＝午後2時34分）

再開します。

（再開＝午後3時09分）

◎新里 匠君

座喜味一幸市長の不信任に関する決議を提出したいと思います。

(「賛成」の声複数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ただいま新里匠君から座喜味一幸市長の不信任に関する決議案が提出されました。この決議案は、所定の賛成者がありますので、本決議案は成立しました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、挙手により採決します。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後3時10分)

再開します。

(再開＝午後3時40分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

先ほど提出されました本決議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本決議案を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手多数であります。

よって、座喜味一幸市長の不信任に関する決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

休憩します。

(休憩＝午後3時41分)

再開します。

(再開＝午後3時45分)

この際、追加日程第1、決議案第3号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

◎新里 匠君

決議案第3号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和3年9月22日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。提出者議員、新里匠。賛同者議員、平良和彦、砂川辰夫、高吉幸光。

提案理由。本年5月に会計年度任用職員として採用された職員が地方公務員法第15条及び第17条の2第2項に基づいて宮古島市職員の任用に関する規則に定められた職員採用審査に係る工程を一切経ずに、入

所3か月となる9月に正職員として採用されたことは、市の職員採用の公正性を著しく逸脱した行為である。加えて、し尿処理施設整備事業の計画変更や官製談合の疑義も発覚するなど、座喜味市長の行政運営を信任することができないことから、ここに座喜味一幸市長の不信任に関する決議を提案する。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 茜君

この提案理由の中で、幾つかお聞きしたいと思います。

この職員採用審査に係る工程を一切経ずにということ、このことに関してだけで不信任案というのは、昨日の一般質問の中でもやり取りありましたと思いますけれども、この手続に関するだけで不信任案には値しないのではないかなということが1つと、なのでこのところを少し説明いただきたいのと、あとし尿処理施設整備事業の計画変更やと書いてありますが、この計画変更自体がまた不信任案に値するののかというと、そうは思えない。理由が書かれていないですね。計画変更の一体何が悪いのかというところの理由が書いてありません。官製談合の疑義も発覚するなどということも、ここは賛否があるんじゃないかと思うんです。昨日入札数のリストをお出しいただいたと思うんですけれども、そのリストをもって疑義とするのは早急じゃないかなという印象を持ちますので、このところを少しご説明いただければと思います。

◎新里 匠君

この職員採用審査のみでと質疑があった件ですけれども、これは地方公務員法ですね、第15条及び第17条の2第2項の規定に基づいて、職員の任用に関し必要な事項を定めている宮古島市職員の任用に関する規則にのっとっていないんですよ。昨日の一般質問の中で、例えば試験委員会の設置について行っていない、それに伴って試験委員も選定されていない。当然この会議とかですね、試験の公告も出していないんですよ。さらに、採用候補者の名簿を作っていないということは、当局が認めております。ということですね、地方公務員法になぞらえている部分をですね、やはりちゃんと担保していないという採用が行われたというところでございます。

そしてですね、続きましてはし尿処理施設整備事業の話なんですけれども、し尿処理の話はですね、し尿処理の調査特別委員会の濱元雅浩委員長からもあったようにですね、見直し案は数多くの疑問点を内包していると。そして、このままでは事業が頓挫する可能性が高いと言わざるを得ないという報告書が出ております。これはですね、市民の公衆衛生をやはり担っていく、そして宮古島市民の将来においてですね、宮古島市に有益になるような、そのリーダーとしてはふさわしくないというところで提出をしております。

そして、その指名問題でございますけれども、昨日配って、回収はしたんですけれども、指名回数においてですね、著しく不平等な、不公正な、その指名の在り方があった。それによって、官製談合の疑義があるというところで、この決議案に出してあるとおりでございます。

◎下地 茜君

この職員の採用の問題については、手続の問題として取り上げているのかということをお聞きしたい

と思います。手続の問題であれば、ここは市長の不信任案に係るところになるのかということをお聞きしているということと、し尿処理施設整備事業に関して頓挫するというのも、これは少し同意できないかなと私自身は思っております。

そして、官製談合については、あの情報だけでこれを談合していると決めつけるには、やはり情報が不足しているのかなと思います。

初めに話した職員採用の件をですね、少しお聞かせください。これは手続論として話しているのか。

◎新里 匠君

これは、手続の問題かと言われておりますけれども、当然手続もでございます。そして、これはこの宮古島市職員の任用に関する規則にのっとりやるべきだということで決められているものでございますし、地方公務員法を守るためにこれはつくられているものでございますから、法律を守っていないというところにつながるの、これはそういうことでございます。

そしてですね、談合の部分をおっしゃったんですけれども、これだけで決めつけるという部分、まさにそのとおりでございますけれども、この議会の中で多くの、例えば談合の話をですね、これはこうだ、ああだというところを、明快に言って影響を受ける可能性があるというところにおいては、疑義のところでは止めておきたいというところがございますから、これはいろんな刑事事件とかですね、そういう部分にも関わってくるので、そこは疑義のまま止めておきたいと思います。

◎下地 茜君

職員の任用に関しても、実は一般質問の中で口利きをしたんじゃないかというようなことがありますので、そのことを含んでの不信任案なのかなということだったんですけど、そうではないのかなというのがお話の中でちょっと感じるんですけれども、ここを含めて、あるいはこの官製談合に関してもですね、やはり裏づけない情報を基にした不信任案には、到底そういう疑義があるらしいというところだけでは、とても納得できない、賛成はできないですということをお伝えしたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

宮古島市職員の任用に関する規則に定められた職員採用審査に係る工程を一切経ずにとありますけれども、私の見たところではですね、宮古島市職員の任用に関する規則のですね、第5条、選考の場合による方法については、採用試験及び昇任試験を選考により行う場合の方法その他必要な事項は、市長が定めるとあるんですね。昨日一般質問の中で、市長はなぜ年度途中で職員を採用したかということについて、上下水道部長から私がお願いしましたという答弁がありました。市民がですね、漏水等で困っているいろいろ連絡をしてくるときに、この調査等をする職員が長期で入院している方がおられて、通常3人いるところが1人しかいないと。それについては、それなりの資格を持った方を採用しないと職務が遂行できないので、私がお願いをしました。ですから、急ぐ必要があったというふうな答弁だったというふうに思うんですけれども、このことをもってしても、ついてはお願いをされて、そういう資格を持った人を急ぎ採用して現場に派遣したという内容だと思うんですけども、そのことをもってしても係る工程を一切経ずにと、これが不信任案まで影響を及ぼすのかということをお聞きしたい。市民サービスが非常に低下してい

るというのが上下水道部長の答弁だったんですね。このことについてのお考えをお伺いします。

それと、もう一つですね、し尿処理施設整備事業の計画変更については、これは私さきの報告の中でも申し上げましたけれども、現佐和田で建設するという計画に関して、細かいところの疑義についての調査は行われておりません。それが見直し案に係ることに関しては、まだきちんとした計画ができていないということで、いろいろ追及を受けておりますけれども、これも市民のために計画を変更、見直しをするということに関して、きちんと調査をして、よりよいものにしていくということが市長の不信任案につながるのかどうかということをお答えいただきたい。なぜこれが市長の不信任になるのかというのがちょっと理解できないので、この理由をお聞かせください。

(何事か声あり)

◎議長（山里雅彦君）

静かにしてください。

◎仲里タカ子君

ごめんなさい、もう一つですよ。官製談合ですけれども、官製談合って何かというのを、まずよく分からないので、これを教えてください。

◎新里 匠君

宮古島市職員の任用に関する規則の第5条の件なんですけれども、市長が決めるからいいのではないかという話なんですけれども、これ市長が定めるのは方法とかなんですよ。その具体的などうやって選ぶかというところですよ。そして、先ほど緊急性があるというようなことがありましたね、市民サービスが低下するからというような話があったんですけれども、昨日私が一般質問で聞いたときにはですね、この水道事業管理者のその職に就いているかということにおいては、就いていないということをおっしゃっていました。そして、私がお願いしたと、上下水道部長がですね、お願いしたからいいんじゃないかという話のように質疑を受けたんですけれども、この件に関しての質問、いかなる質問、その趣旨においてもですね、やはりこの手順を踏むという規則になっているわけですよ。なので、これはこの手順を踏まないことについては規則違反ですよ。当然地方公務員法にかかってくる可能性があるというところですよ。

し尿処理の話なんですけれども、このし尿処理の問題は調査特別委員会で様々な調査がされて、今定例会で議決を経ております。それをお読みになってください。そのとおりだと思っております。

あとは、官製談合の話なんですけれども、官製談合という部分は、そのあり得ない数字のものがですね、この工事価格を決めるという根底になるものが、これが出てこないはずの数字がですよ、あるわけです。私の調査によるとですよ。だけれども、これは疑義として提案理由の中に書いているので、事実というところにおいてはそこまでの言及は避けたいと思います。

◎仲里タカ子君

確かに昨日の一般質問の中で、きちんと手順を踏むべきだったという答弁もあったというふうに記憶しておりますけれども、しかし上下水道部長がですね、長期病休によって3人いるべきところの職員が1人しかいなくて仕事にならない。市民サービスが低下していて、これは私のほうからお願いをしたんですよという答弁がありましたから、急ぎの案件だったという印象も受けております。その中で、これが手順を踏まなかった、今後そのようにしますという答弁もありましたけれども、そのことをもって不信任という

ふうに出すというのはね、それが不信任が出されるほどの理由かということがちょっと理解できないんですね。

あと、もう一つです。し尿処理施設整備事業の見直し計画については、これはですね、観光客、アパートが増えてし尿処理が逼迫するという中で、急ぎやらなきゃいけないということで佐和田に建設が決まっていた。基本計画を踏まえて見直しを行うということを担当課は話しております。調査費用等も今修正案で切られておりますけれども、これはOD槽を利用した宮古島は実質共同処理を行っておりますけれども、この中で市民サービスが自分たちの足元に見合ったより良い計画になるための見直しをする、このことが不信任案にどう関わるかということをもう一度ご説明ください。

それから、もう一つですが、あり得ない数字、工事価格を決める出てこないはずのものがあるといいますが、少し理解に苦しみます。これまでも建設落札価格については、去年、一昨年99.9%、もしくは100%に近いものもあるというようなことが度々指摘をされてきましたけれども、その当時は特にこれを理由に不信任案をするということはありませんでした。このことに関するご見解もお伺いしたいと思います。

#### ◎新里 匠君

まず、入札の件からお答えしますが、99.9%だから談合かということですね、言えば、そうではないと思います。なぜかという、これはこの工事をその会社ができるかどうかという判断があるというものがあからずです。要は、何が今回問題かというのですよ、この率の問題ではないんですよ。要は、数値の計算的におかしいものが、1円単位に絶対にならないものになっているという部分でございますから、これはその99%の話とは全く違います。

採用試験の話ですけれども、不足していたから入れたからいいじゃないかと、再度の質疑ですけれどもね、この宮古島市職員の任用に関する規則の中にですね、第10条があります。試験の公告を行う場合には、特例の場合を除き、市広報、新聞、その他適切な方法により行うものとする。要は、公告して広く募集をするわけですよ。それが公正というものでございます。そして、もう一つ言わせてもらえば、内部での調整をまず進めるべきだということを考えております。その前提として、この規則は必ず守られるべきだと私は思っております。し尿処理の問題についてはですね、やはり市民のこれからの衛生環境の確保にはつながらないし、その予算の担保もないというところにおいてはですね、やはり変更の説明もですね、されていないということからですね、やはりこれは行政運営上よくないということは6月から言っておりますから、これは同じでございます。

#### ◎仲里タカ子君

この職員の採用についてですけれども、その第10条にある特例の場合を除きの特例って何ですかという説明と、内部での調整を進めるべきというのは、この内部の調整という具体的な説明をお願いします。

それとですね、官製談合というのは1円単位までそう合っている情報が内部であるから、疑義があるということですが、その疑義に関してですね、疑義の部分だけで市長の不信任案につながるという考えなのかということをもう一度お聞かせください。

それと、し尿処理建設の見直しに関しては、これも見解の相違ってあると思いますが、例えば見解の相違のみですね、市民が負託をした市長を不信任に持っていき、本当にこういうことが行われていいんですかということをもう一回お聞きします。これで終わります。

◎新里 匠君

第10条に特例の場合というところがありましたけれども、そのことを当局は言っておりませんし、その部分についてはですね、例えばこの災害等ですね、人がいなくなった、そういう天災的な部分で、震災等によってですね、どうしてもその確保が難しいという場合などを想定しているのかなと思っておりますけれども、そこについての疑義というよりはですね、問題にしているのはこの試験委員会を立ち上げなかったということと試験の公告をしていない、そして採用候補者名簿を作成していない、これ以外にもありますけれども、大まかにその理由でございます。

採用試験に……

(議員の声あり)

◎新里 匠君

内部の調整というところはですね、やはり職員は上下水道部だけではなくてですね、宮古島市の職員多くいるわけですよ。その中で、水道技術管理者はいるという情報もあります。ありますけれども、今回はこの方がその職に就いていないというところにおいては、その免許を持っているかどうかは関係なかったということになります。なので、技術者としてですね、どの程度の人がいるかという話になるんですけども、建設部、農林水産部、これらも土木関係、建築関係、多くの技術者がいます。そして、その中では畑かん等ですね、管を扱う部署もあります。そして、建設部においても電線共同溝やらですね、管を扱う技術者がいるわけです。その中で、まずは対応できないかというところを公募すべきだということで、内部の調整というところは話しました。

このし尿処理の部分ですけども、やはり将来にわたってこのし尿処理の計画変更が、予算取りも含めて議会との関係性、要は手続を踏むというところはですね、この採用の問題と同じと私は思っています。やはりルールにのっとって、その手続を踏んでやるべきだと思っているので、それができないという中においては、やはり市長を信任することができないということになります。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

私からも2つぐらいお尋ねをします。

この長期病欠しているのは、多分私の知り合いじゃないかなと思っています。市民のサービスが低下したということに対しては、おわびをしたいかなと思っています。この長期病休というのはどれぐらいなのかですね。やはり上水道の職員というのは技術屋で、技術畑でありますので、やはり緊急性を要したんじゃないかなということが一番思っております。本人はですね、水道技術管理者の免許を持っているということと、給水装置工事主任技術者の免許を持っております。やはり特殊ですのでね、この職員を採用したことについては、手順を踏まえていないところは確かにあるかもしれないけれども、緊急性を要したんじゃないかなということを一応思っております。それに対する新里匠議員のですね、説明を求めたいと思っております。

それと、官製談合のですね、発覚の話があるんですけども、そのうわさだけでですね、談合じゃないかというのはいかがなものかなと思ったりしておりますので、詳しいことをですね、もっと説明をしたいと思



っております。確かに昨日もらった資料からすると、指名の回数が公正じゃないというのは私もよく気づきました。しかし、これは改善をするというふうな話もしていたんじゃないかなというふうに思っているんだけど、この裏づけではなくてですね、そういう談合の発覚というのはいかななものかなと思っております。

前政権でもですね、落札額が100%だったり、全く指名がなかったり、そういうのはたまたまありました。たまたまじゃないけど、これは私も経験していますので、よく分かります。その辺についての説明をですね、お願いします。

◎新里 匠君

採用についてはですね、いかなる免許を持っていてもですよ、規則にある以上は、それに乗るべきでございます。それ以上もそれ以下もございません。その特段のことがあるのであれば、それも含めて公に出してですね、それで多くの中からその値するようですね、人材を入れるというところのほうが宮古島市にとっては一番いいことでございます。

入札の件ですけれども、うわさという話がありました。そして、もう一つ、指名の回数については前政権もあつたらうというところもありましたけれども、今回の、昨日ですね、表を提出したんですけれども、これは著しく不平等だというような回数になっております。客観的に見てですね。

そして、うわさのレベルでのことを出していいのかという話ですけれども、これは疑義というところで、このところにも書いております、決議案の中でもですね。これを公に出す、出さないというのは、これは今後熟慮して、私としては出してもいいのかなと思っておりますし、これは疑義と書いてありますから、事実を話すというところではございません。

◎友利光徳君

指名回数はですね、これは確かに業者が指名をもらわないと、業者じゃないというふうな表現をよくします。確かに昨日の資料によるとですね、回数にばらつきがあつたというのは私もよく理解しております。そしてですね、私も前政権でそういう目に遭っていますので、よく分かります。ですから、これはですね、市長が刷新をする、そしてそれを時間をかけて改善をしていく、回数をですね。ですから、こういうことをやるというふうな決意をしているわけなんですよ。ですから、指名回数の資料で官製談合という表現の仕方は、整合性がないのかなと私は感じるんだけど、その辺について説明をお願いします。

◎新里 匠君

過去にですね、友利光徳議員がそのようなことに遭つたことがあるというところは初めてお聞きしましたけれども、今回のこの決議案には関係ございません。

それとですね、刷新という言葉の後にですね、その後に指名の隔たりの話があつたんですけれども、これ刷新をするということが指名の隔たりということでしょうか。

そしてですね、指名回数の著しい不平等が官製談合というところになっているということについては、先ほども答弁したとおりでございます。

◎友利光徳君

この職員の採用についてですけども、長期病欠によって市民のサービスが著しく低下したというふうに先ほどから話をしているんだけど、これは長期病欠というのは何か月ぐらいそうしているかというのは

分かるかな。もしよかったら。

◎新里 匠君

長期病欠という言葉を使ったのは、当局でございます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

私も何点かの質疑をします。

まず、この提案理由ですね、1つに今おっしゃられている人事の問題、もう一つはし尿処理の計画変更の問題、そして官製談合、この3つの提案理由を挙げております。1つずつお聞きしたいんですけども、まず官製談合、確たる証拠があって、正式な議会ですので、確信持って今提案理由として持たれていると思います。疑義があると、皆さんおっしゃられるように、疑義だけで市長不信任案が出されるのかという、疑義です、逆にですね。確たる証拠、聖なる議場ですので、その説明を求めます。

それと、職員の人事、この任用規程、新里匠議員は地方公務員法規程のお話をしておりました。昨日も同じような、そして当局からは総務部長も、あとは上下水道部長、その辺の確認も今日はしました。上下水道部においての、これは水道事業職員の任用に関する規程ですかね、その中において皆さんが確認したこととの語弊があるというふうなお話もしておりました。それを基に、やはりこの人事が公平、公正に欠ける、説明をおっしゃっていましたが、今友利光徳議員も皆さんがおっしゃるように、定員四十何名の中で欠が数名いらっしゃる、さらに病休でお休みになっている方がいらっしゃるということの緊急性も昨日はおっしゃっていたと思います。現場で対応される、新規採用はもちろんのことです。市政刷新をして8か月です。方針として、市政が変わりました。変えていくのは当然です。新しく新採用で職員を採用するのはもちろんのこと、10年前ですか、昨日の答弁では10年前にも一度ありましたということの答弁がございました。10年前もあっているのですね。そのことが悪いとかいいとかじゃなくて、宮古島市にとって、やはり行政運営として使っていく、適材適所の任用を果たす役割を果たしていると思います。このことについての見解を求めたいと思います。

もう一つは、長きにわたってのし尿処理の問題を調査特別委員会で議論されてきた。延べ10回、それでも当局からの回答としては、なかなか的を射る詳細がかなわなかったと、そういうふうに結論をまとめております。調査特別委員会の皆さん、数名いらっしゃいますけども、私は1人ずつから見解を本当は聞きたいぐらいですよ。これも同じです。宮古島市の発展のために議員の代表の調査特別委員会の皆さんの結論として出されているわけです。まとめです。10回で足りなければ、もう少し議論する必要があるんじゃないですか。30日の期限があるから、これに合わせただけじゃないですか、皆さん。違いますか。ありきで結論を早く出して、これがまとめと、議会で。10回もやりました。足りなかったらもっとやるべきじゃないですか。これ以上回答が認められないということであるのであれば、もう少し議論をやったらどうですか。その辺の見解を求めます。

◎新里 匠君

し尿処理の話ですけども、これはですね、永遠にこの話を続けられるわけではございません。防衛省予算が決まっている中での令和3年9月30日の期限があります。これがなくなったらですね、どの予算を

使えるかどうか担保できないから、これはし尿処理施設の調査報告書でも問題だと書いているわけです。なので、そういうことからこの提案理由の中には入れております。

そして、先ほど任用の話でしたけれども、水道事業職員の任用に関する規程に基づいて任用を行ったとお話されていましたが、これの中にですね、競争試験及び選考の事務委任というところがあります。この第5条なんですけれども、前条に掲げる試験、これは競争の試験の方法ですけれども、宮古島市職員の任用に関する規則第7条によるものとし、同規則の試験委員に競争試験の事務委任をすることとなっております。それに基づいて、その第7条からですね、要はいろいろありますけれども、先ほどの試験委員会の設置、そして採用候補者名簿とかですね、試験委員会の設置、公的にですね、知らせないといけないという部分云々がありますけれども、それをやれていないという確認が昨日取れておりますし、私ですね、規則違反だという話をしたらですね、一言の反論もなかったというところで、これはお認めになっているというところでございます。

答弁漏れありますか。

(何事か声あり)

◎新里 匠君

談合ですか。

(何事か声あり)

◎新里 匠君

ここは警察ではないんですけれども、確たる証拠がない、これはですね、疑義があってはならないと思っております。その疑義になるような資料が見受けられるというところで、これは余り私にそのようにこの根拠、根拠と言われてもですね、これは今出せるようなものではありません。というのは、影響が大きくなるからです。

◎島尻 誠君

影響が大きくなる、意味深ですね。私は提案理由の内容を聞きました。なぜこれが提案理由になるのかということです。新里匠議員がおっしゃったのは、根拠があるからそういうふうな説明をしていると私は思っていました。しかし、先ほど私が述べたように、職員採用の件は今朝上下水道部長と確認をしました。今おっしゃった規則の中で語弊があるというふうなお話でした。その辺は確認されましたか。

それと、し尿処理の計画変更。だから、言っているんですよ。30日期限で皆さんが取るべき予算が取れなくなったらどうするんだ。結論が出ないのに、議論を急いでこの場でまとめるんですかと言っているんです。そういうことですよ。見解が違うかもしれませんが、ただし、我々は市民の代表です。

それと、官製談合、確たる証拠、もう一度お聞きします。述べてください。

◎新里 匠君

上下水道部長から、規則を守っていないことに対してですね、語弊があるというような話がありましたけれども、語弊があれば昨日議会の一般質問の場で説明をするべきだと私は思っております。

そしてですね、このし尿処理の話なんですけれども、議論が終わっていないのに、なぜそう急ぐのかという話がありましたけれども、議論がないまま決まっている予算を変更しようとしたから、どうやって進めていくんですか、どうやって事業費を担保していくんですか、いつこれは進められる事業ですかという

ことを聞いてきたわけですよ。そして、9月30日にその予算の防衛省との話合いがあるわけです。なので、これは期限がある話だということは先ほども答弁をいたしました。

この入札の件でございますけれども、これ以上の回答はやるべきではないと思っております。

◎島尻 誠君

何度説明を求めても同じ答えしか返ってこないということでしょうけれども、この官製談合が、友利光徳議員の前政権のお話をしていました。仲里タカ子議員も前政権での落札率の話もしていました。オンブズマンでの話は、93%で談合の疑いがある、95%を超えたら談合だと言われております。その中で、一般質問でも我々も前政権では質問してきました。そういうことですよ。以前もそういう疑いがあった、質問してきました。100%もございました。昨日出された資料、市長も昨日は答弁されていましたが、4年間で変えていくものは変えていく、バランスよく公正公平な事業執行を行っていく、当然だと思います。今ばらつきがあったって、急に変えていく、方向転換、これできないですよ、どんな偉い人だって。それをやっていくのが4年間の今8か月でしょう、8か月。8か月ですよ。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

静粛に願います。

◎島尻 誠君

これができるもんだったら、今頃結構やっていますよ。ただ、それをやっぱり今提案理由とすること自体、考えられないと私は思っています。

ちょっとこのし尿処理の問題も、9月30日を期限として防衛予算のお話を皆さんしますけど、何が宮古島市にとって判断がよろしいかということに結論は行くと思います。これは一緒だと思います。その予算を動かすことによって、じゃ市民負担が増えていいのかということも市民目線ではあります。いろんな議論を尽くされて、まとめられた結論ですかと私は聞いているんですよ。もう一度伺います。官製談合は、今日は確信を持っての質疑ですか。

◎新里 匠君

入札の件の談合の話はですね、私的には確信を持っておりますけれども、ただ、今は私の疑義の段階でございますから、これ以上はお答えは控えます。

そしてですね、談合の疑いの話ですね。93%以上は疑いがありますよ、95%は談合ですよという話を前から自分たちもしてきたという話でありますけれども、これとはレベルが違う話なんですよ。これね、建築の今のですよ、現状、土木の最低制限価格は、昔は60%の時代もありました。上がって70%になりました。80%になりました。そして、今はですね、ほぼ91%以上なんですよ。その中で、93%ももちろんあるんです。これは、工事の質を上げる、その労働環境を変えるというところで、変えられた法律の中でそう決まっております。建築に至ってはですね、最低制限価格95%以上になっております。なので、93%も、95%はあるかもしれないですけども、低入札になる可能性もあります。そこら辺は、しっかりと勉強していただきたいと思っております。

そしてですね、し尿処理の話でしたか。9月30日が期限だけれども、市民負担の軽減のためには議論をもっとやったほうがいいんじゃないかということですね。それはもちろんそうですけれども、この事業に

関してはですね、予算が必要であるわけですよ。例えば私たちは、濱元雅浩議員も昨日の一般質問で言いましたけれども、佐和田案もまだ残しておいてくれと、そして荷川取案で駄目なときは佐和田案も致し方ないという部分でやってくれというところを質問したらですね、市長は佐和田案は生きていますという答弁をしております。これは、市民にとってのですよ、最大の負担はこの施設の処理が間に合わないことでございます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの決議案第3号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議の提案理由についてお伺いします。

まず、これは正確さを期すために確認ですけれども、本年5月に会計年度任用職員として採用された職員、これ5月何日に採用されたのか。

文中の上から3行目、入所3か月となる9月にとありますが、これも9月何日なのかお伺いします。

そして、私が昨日の一般質問を聞いてかなり詳細な情報を得ているなど感じました。あなたがこの職員採用の情報を入手したのは、いつ、どのように知り得ましたか。

2点目、談合の情報、昨日業者指名の回数の詳細を示す書類を見ました。私が今の市役所の職員にその資料を求めてもなかなか出せない資料です。あなたは、どのように、いつその資料を手に入れましたか。

それから、し尿処理については、まだ確定していない、結果が出ていない問題です。それを不信任という、そこまでやれるものなのか。

以上、お伺いします。

◎新里 匠君

まず、5月何日かという話ですけれども、5月何日かは確認をしております。ただ、採用は9月1日というところを聞きました。

2点目、いつ知ったかというところですが、これは職員のメールにですね、発表されるわけですから、必然的に私の耳にも入ってくるのは当然のことだと思っております。

そしてですね、し尿処理の話なんですけれども、確定していない問題だと、だから不信任案には値しないんだという話ありましたけれども、これは行政運営としてですね、そしてその予算の編成権者として、この予算を守ったりですね、この事業執行について、これちゃんと防衛省とかですね、財務省と話をきて決まったものであります。それをひっくり返そうとするのであれば、あらかじめ確定された変更案を持っているべきだということでもありますけれども、これが示されていない中においては、これは宮古島市民のためにはならない行政能力だと思わざるを得ません。

そして、この指名の回数なんですけれども、私は情報開示請求をしております。なので、そこでも回数の確定は、詳細なまとめをしております。

◎上里 樹君

私の質疑に詳細に答えておりませんので、もう一度繰り返します。

あなたが職員が採用された、その情報を知り得たのは、いつ、どのような形で知ったのか。どのような形で耳に入ったかです。

それから、この5月に会計年度任用職員に採用されて9月1日に正職員にという、この理由に書いてある入所3か月で当たっていますか。

それから、情報開示請求をやった、これはいつやったのかお答えください。それから、開示はいつされたのか。もしその情報開示の資料がありましたら、お示してください。

それから、頓挫の可能性があるという確定もしないことで不信任を出す、その理由が分かりません。もう一度お聞きします。

◎新里 匠君

し尿処理の話から行きます。これはですね、頓挫をまだしていないじゃないかという話ですけども、その予算を守れない、イコールし尿処理の問題をですね、公衆衛生を担保できないというところにおいては、やはりこれはこういう危うい行政運営を認めることはできないと、そういうことでございます。

いつ知ったかという部分ですね、職員採用の件、これは詳細には覚えておりません。

そして、いつ手に入れたのか、開示請求の期日ですけども、私覚えていないので、確認をしてください。ただし、私は私の事務所の者を使って開示請求はしてもらって、それによってやっております。

そしてですね、もう一つ話しておきますけれども、指名回数は先ほど開示請求もと言いましたけれども、建設新聞というものがあるので……

(議員の声あり)

◎新里 匠君

いや、いや。答えている。建設新聞で出る……

(議員の声あり)

◎新里 匠君

そうですか。

◎議長(山里雅彦君)

静かにしてください。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

答弁したとおりです。

◎上里 樹君

答えが確信のないものになっています。まず、私は覚えていない、いつどのように知り得たかということに対してね、その詳細情報をあれだけ一般質問でやりながら、その程度でしょうか。

次に、この建設新聞から、資料、それに回数も書いてあると。あなたは、当初はそんなこと言っていないですよ、私に対する答弁。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

そんなして、ちゃんと答えてくださいよ。あなたは、情報開示請求したと言いましたよね。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

だから、いつやったんですか。それで、いつ開示されましたか、お答えください。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後4時47分)

再開します。

(再開＝午後4時48分)

◎新里 匠君

行政文書部分開示決定通知書という名前で、令和3年8月26日付で、座喜味一幸名で出されております。そして、行政文書の開示の日時及び場所が9月1日となっていますけれども、複数回、2回ですね、開示請求をしているので、その2回、その日にち、大体同じ頃合いなんですけれども、請求の日付がですね、8月12日となっております。

ちなみに、それを超えてですね、その前から開示請求しておりますから、その業者のですね、指名が変わってきたという情報ももらっております。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後4時49分)

再開します。

(再開＝午後4時50分)

◎新里 匠君

おおむね3か月というところで書いております。

ちなみにですね、これは確認を昨日一般質問でしたんですけれども、この規則の中、任用の中の規則の中にですね、私が学歴を聞きました。あれは短大相当だと、専門学校ですね、2年なので、短大卒と同じということですね、会計年度任用職員の、何か月以上だったら正式任用の対象となるという部分が規則にもあるんですけれども、3か月以上となっていましたので、そこについては指摘しておりません。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております決議案第3号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

追加日程第1、決議案第3号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議に対する討論の発言を許します。

◎下地 茜君

反対の立場で討論させていただきます。

まず、職員採用に関して、規則違反という手続の問題であるならば、市長不信任というところまでにはなり得ないと思うんですね。背後に口利きがあったとする疑惑も一般質問で話されておりました。口利きがあったとすることをもってするのであれば、臆測に基づいた不信任案と言わざるを得ないと考えます。

そして、し尿処理施設について、これも頓挫する可能性が高いということを書いてありまして、なぜ頓挫するのかというと、これは再三こだわっていらっしゃる防衛予算が取れないということを理由にされているかと思いますが、昨日の一般質問でも発言がありました。補助を取るために、コネがないと補助が取れないという発言がありました。これは、補助金をもらうのにコネが必要というのは誰の見解なのか。市議個人の見解なのか、それとも防衛省がそういう見解を持っているのか、疑問を持つところなんです、コネがあるから防衛予算を出さないこともできるぞと、これ聞き取れるんですね。

(議員の声あり)

◎下地 茜君

補助を取るのにコネが必要という……

◎議長(山里雅彦君)

静粛に願います。

◎下地 茜君

このことは、人治主義と言わざるを得なくですね、これ法治主義国家であり得ないという、このことをもって頓挫するぞということは、これは議会の場で言うこと自体がおかしい、これを基にして頓挫するという理由にしていることはおかしいと私は思います。

そして、3つ目の官製談合についてですけれども、疑義で不信任とするのは同意できないと申し上げました。証拠不十分の場合、名誉毀損となる可能性もあるわけですので、今取り上げている内容はそれだけセンシティブな内容だと思っております。それが言えないということは、現状で状況証拠以上のものがないということではないかと思えます。

総じて挙げている3点とも疑いであったり、可能性にとどまるものですので、私は不信任案には相当だとは思いません。よって、反対いたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後4時55分)



再開します。

(再開＝午後 5 時21分)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第 3 号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

(「議長」の声あり)

◎我如古三雄君

本案に対しては、自民会派は退席をしたいと思います。

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩＝午後 5 時22分)

(狩俣勝紀君、我如古三雄君、下地勇徳君、栗国恒広君  
上地廣敏君、平良敏夫君、退席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開＝午後 5 時23分)

これより決議案第 3 号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

市長不信任の議決については、地方自治法第178条第 3 項の規定により、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意を必要とします。

本日の出席議員は18名であります。議員数の 3 分の 2 以上です。

また、その 4 分の 3 は14人です。

お諮りします。本決議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(山里雅彦君)

ただいまの挙手数は 4 分の 3 に達しておりません。

よって、決議案第 3 号、座喜味一幸市長の不信任に関する決議は否決されました。

休憩します。

(休憩＝午後 5 時25分)

(狩俣勝紀君、我如古三雄君、下地勇徳君、栗国恒広君  
上地廣敏君、平良敏夫君、着席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開＝午後 5 時26分)

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

今回皆さんがおっしゃっているように、さよなら議会ということで、議長から一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、第4期宮古島市議会議員の任期中における最後の定例会、最後の議会となります。令和元年12月定例会において議長に選出された際、市民に開かれた議会、緊張感を持って慎重な審議がされる議会運営に努めたい旨の挨拶を申し上げました。議案の審議に関しては、議員各位の常に真剣な審議と当局の真摯な説明により活発な議会運営ができたものと思っております。

また、市民の皆様には24名の議員に対し、叱咤激励や数多くのご提言等並びにご理解とご協力を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

コロナ禍により、本市においても厳しい状況が続いておりますが、安全、安心な島づくりに向け、共に乗り越えてまいりましょう。

最後になりますが、市民の皆様、市長をはじめとする当局の皆様、議員各位に重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして令和3年第7回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会＝午後 5 時29分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和3年9月22日

宮古島市議会

議長 山里雅彦

議員 狩俣政作

〃 新里 匠